障害児通所支援事業指定前説明会実施要領(令和7年度第3回)

【概要】

日 時 令和7年12月9日(火)13時30分~16時30分(受付開始予定:13:00)

会 場 横浜市南公会堂

対象者 令和8年2月から令和8年5月までの間に、障害児通所支援事業の指定等を受けようとする 法人の代表者又は事業所に配置予定の法人職員

【内容とタイムスケジュール】

時間	内容	
13:30	挨拶	
13:40~	 議題1:児童福祉法及び障害児通所支援運営基準について	
14:10	成として、元皇僧性心及の呼音元旭が又版定名至学について	
14:10~	 議題2:児童発達支援・放課後等デイサービスガイドラインについて	
14:35	成成と・九皇元廷文版・成体板サブトケーとヘガート フェブについて	
14:35~	 議題3:障害児通所支援事業所における虐待防止について	
15:05	・	
15:05~	【休憩】	
15:15		
15:15~	 議題4:障害児通所支援事業の指定基準について	
15:35		
15:35~	 議題5:児童発達支援管理責任者・児童指導員の要件	
15:45	一	
15:45~	詳時長・陪実内及所本授事業の利用について	
16:05	議題6: 障害児通所支援事業の利用について	
16:05~		
16:15	議題7:障害児相談支援事業所との連携について	
16:15~	詳晦 Q ・ お中子は キについて	
16:30	議題8:指定手続きについて 	

【お問い合わせ・面談等予約について】※面談等予約については資料8もご参照ください 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 受付時間 平日8:45~12:00/13:00~17:15

TEL: 045-671-4274 FAX: 045-663-2304

- 他の業務等で担当不在の日があります。不在の場合は、後日おかけ直しください。
- 直接来庁での相談は、予約なしでは受け付けておりません。当日連絡も不可です。
- 必ず事前に電話にてご連絡の上、担当と面談予約をされてからご来庁ください。

【資料一覧】

	- 見』	
議題 1	資料1一1	児童福祉法及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について 【 P1 】
	資料1一2	保護者に支払いを求めることができる費用について 【 P16 】
	資料1一3	運営基準等で取組が定められている事項について【 P17 】
議題 2	資料2一1	児童発達支援ガイドライン(概要版) 放課後等デイサービスガイドライン(概要版) 【 P26 】
	資料2一2	児童発達支援ガイドライン(詳細版) 放課後等デイサービスガイドライン(詳細版)【 P44 】
	資料2一3	児童発達支援ガイドライン【 P48 】
	資料2-4	放課後等デイサービスガイドライン【 P131 】
	資料2一5	横浜市版放課後等デイサービスガイドライン【 P219 】
	資料2一6	横浜市版放課後等デイサービスガイドラインまとめ【 P322】
	資料3一1	障害児通所支援事業所における虐待防止への取組みについて 【 P324 】
	資料3-2	障害児通所支援事業所における虐待防止について(通知一式) 【 P335 】
議題	資料3-3	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 【 P349 】
3	資料3-4	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 別冊【 P423 】
	資料3-5	障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン【 P437 】
	資料3-6	教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の 取組を横断的に促進するための指針【 P5O4 】
	資料4一1	内閣府の定める基準について 【 P598 】
	資料4-2	障害児通所支援事業所 指定以降の流れについて 【 P604 】
	資料4-2 資料4-3	障害児通所支援事業所 指定以降の流れについて 【 P6O4 】 社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P6O7 】
=**07		社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット
議題 4	資料4-3	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P607 】
	資料4-3 資料4-4	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P607 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】
	資料4-3 資料4-4 資料4-5	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P6O7 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プロ
	資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P607 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて 【 P632 】
	資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6 資料4-7	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P6O7 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて 【 P632 】 社会福祉事業を実施している場合の固定資産税について 【 P633 】
- 議題	資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6 資料4-7 資料4-8	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P6O7 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて 【 P632 】 社会福祉事業を実施している場合の固定資産税について 【 P633 】 健康増進法の改正と受動喫煙防止に必要な対応について 【 P635 】
4	資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6 資料4-7 資料4-8 資料4-9	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P6O7 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて 【 P632 】 社会福祉事業を実施している場合の固定資産税について 【 P633 】 健康増進法の改正と受動喫煙防止に必要な対応について 【 P635 】 最低人員のうち、常勤職員が休暇取得する場合の考え方について 【 P639 】
- 議題	資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6 資料4-7 資料4-8 資料4-9	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P607 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて 【 P632 】 社会福祉事業を実施している場合の固定資産税について 【 P633 】 健康増進法の改正と受動喫煙防止に必要な対応について 【 P635 】 最低人員のうち、常勤職員が休暇取得する場合の考え方について 【 P639 】 児童発達支援管理責任者の要件等 【 P640 】
議5 議6	資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6 資料4-7 資料4-8 資料4-9 資料5-1 資料5-2	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P607 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて 【 P632 】 社会福祉事業を実施している場合の固定資産税について 【 P633 】 健康増進法の改正と受動喫煙防止に必要な対応について 【 P635 】 最低人員のうち、常勤職員が休暇取得する場合の考え方について 【 P639 】 児童発達支援管理責任者の要件等 【 P640 】
4 議題 5 議題	資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6 資料4-7 資料4-8 資料4-9 資料5-1 資料5-2 資料6	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P607 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて 【 P632 】 社会福祉事業を実施している場合の固定資産税について 【 P633 】 健康増進法の改正と受動喫煙防止に必要な対応について 【 P635 】 最低人員のうち、常勤職員が休暇取得する場合の考え方について 【 P639 】 児童発達支援管理責任者の要件等 【 P640 】 児童指導員の要件 【 P644 】
4 議5 議6 議題	資料4-3 資料4-4 資料4-5 資料4-6 資料4-7 資料4-8 資料4-9 資料5-1 資料5-2 資料6	社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?パンフレット 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票 【 P607 】 水防法・土砂災害防止法パンフレット 【 P612 】 障害福祉サービス等情報公表制度の施行について 【 P614 】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における支援プログラムの作成・公表の手引きについて 【 P632 】 社会福祉事業を実施している場合の固定資産税について 【 P633 】 健康増進法の改正と受動喫煙防止に必要な対応について 【 P635 】 最低人員のうち、常勤職員が休暇取得する場合の考え方について 【 P639 】 児童発達支援管理責任者の要件等 【 P640 】 児童指導員の要件 【 P644 】 障害児通所支援事業の利用について 【 P645 】

議題 8	資料8	指定前説明会以降の流れについて	[P657]
---------	-----	-----------------	----------

※資料名に【POO】と表示している番号は各資料の下部に【】で表示しているページ番号となります。

【こども家庭庁 障害児支援施策情報】各種ガイドラインや報酬改定等に関する情報が掲載されています。

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku

児童福祉法及び指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

〇児童福祉法とは…

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児 童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

第一章の「総則」には、児童福祉法の理念・責任・原理が規定されている。

第一章 総則

- 第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- **第二条** 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、<u>その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され</u>、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
 - ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
 - ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。
- **第三条** 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。



障害児通所支援事業は、児童福祉法に定められている福祉の事業。児童の福祉を実現するために、児 童福祉サービスの各種事業に関して、「人員・設備・運営の基準」が定められている。

〇令和6年度の改正により、質の高い発達支援の提供の推進のため、**事業所に対し**、<u>障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、</u>個別支援計画作成等の実施、支援の提供を進めることが「運営基準」に位置付けられた。

〇横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(抜粋)

第1章 総則

(指定障害児通所支援事業者の一般原則)

- 第3条 指定障害児通所支援事業者は、<u>通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第28条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること</u>その他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する<u>障害児の意思及び人格を</u> 尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項の障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する<u>障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講じなければならない。</u>

第3章 児童発達支援

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、<u>障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を</u>し、又はこれに併せて治療(肢体不自由のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)を<u>行うものでなけれ</u>ばならない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第 12 条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を 10 人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあっては、利用定員を 5 人以上とすることができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第 13 条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第 38 条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

- 第 14 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、<u>当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。</u>)その他の必要な事項(第 3 項及び第 4 項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。
- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第 15 条 指定児童発達支援事業者は、<u>正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。</u>

(連絡調整に対する協力)

第 16 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は<u>障害児相談支援事業を行う者(第 50 条第 1 項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。</u>

(サービス提供困難時の対応)

第 17 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第 38 条第 6 号及び第 52 条第 2 項において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第 18 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、<u>通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の</u>種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

- 第 19 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る<u>通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</u>
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を 考慮し、<u>通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について必要な援助</u> を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第 20 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、<u>障害児の心身の状況、</u> その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけれ ばならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

- 第 21 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、<u>都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との</u>密接な連携に努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の<u>提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の</u>保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第22条 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提</u>供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第23条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭 の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上さ せるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金 銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対して 説明を行い、同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払について は、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

- 第 24 条 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。</u>
- 2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付 決定保護者から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとす る。
 - (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
 - (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 2 項第 1 号の食事療養をいう。)を除く。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額
- 3 指定児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される 便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用(第1号に掲げる費用にあっては、児童発達支援センターで ある指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)の額の支払を通所給付決定保護者から受けることが できる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適</u>当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、内閣府令の規定によりこども家庭庁長官が別に定めるところによるものとする。
- 5 指定児童発達支援事業者は、第1項から第3項までの<u>規定による費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。</u>
- 6 指定児童発達支援事業者は、第3項の規定による費用に係るサービスの提供に当たっては、<u>あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。</u>

(通所利用者負担額に係る管理)

第25条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、当該合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

- 第 26 条 指定児童発達支援事業者は、<u>法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費</u> 又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決 定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、第24条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

- 第27条 指定児童発達支援事業者は、第28条第1項の<u>児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の</u> 状況等に応じてその支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとな らないよう配慮しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、<u>通所給付決定保護者</u> 及び障害児に対し、支援上必要な事項について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援 (治療に係る部分を除く。以下この条及び<u>次条</u>において同じ。)の確保並びに<u>次項</u>の指定児童発達支援の 質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健 康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、その<u>提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</u>
- 6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価(次項において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この項及び次項において「保護者」という。)による評価(次項において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及び保護者の意向、障害児の適性、障害の特性 その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害の対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項の改善の内容を保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 第 27 条の 2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム(前条第 4 項の領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第 27 条の 3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂(次条第 4 項において「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

(児童発達支援計画の作成等)

- 第 28 条 指定児童発達支援事業所の管理者は、<u>児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る</u> <u>通所支援計画(以下この条及び第 55 条第 2 項第 2 号において「児童発達支援計画」という。)の作成に</u> 関する業務を担当させるものとする。
- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>適切な方法により障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</u>
- 3 児童発達支援管理責任者は、<u>アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。</u>この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、<u>通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第27条第4項の領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて、児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。</u>
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>障害児の意見が尊重され、その</u>最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、<u>通所給付決定保護者及び障害</u> 児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、<u>児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給</u> 付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなけ ればならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、<u>児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。</u>
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の児童発達支援計画の変更について準用する。

(児童発達支援管理責任者の責務)

- 第 29 条 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
 - (2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第30条 指定児童発達支援事業者は、<u>常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を</u>行わなければならない。

(支援)

- 第 31 条 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活</u> の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活へ</u> の適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことが</u>できるよう、より適切に支援を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、 当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第33条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第35条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害 児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置 を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する市町村への通知)

第 36 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者の責務)

第 37 条 指定児童発達支援事業所の<u>管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管</u> 理その他の管理を一元的に行わなければならない。 2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

- 第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに<u>次に掲げる事業の運営について</u> の重要事項に関する運営規程(第44条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
 - (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害の対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

- 第39条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援事業所ごとに当該指定児童発達支援事業所の従業者</u> <u>によって指定児童発達支援を提供しなければならない。</u>ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない 業務については、この限りでない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、<u>従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</u>
 い。
- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、<u>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じ</u>なければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第39条の2 指定児童発達支援事業者は、<u>感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する指定</u> <u>児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画</u> (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第 40 条 指定児童発達支援事業者は、<u>利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の</u> 提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害の対策)

- 第 41 条 指定児童発達支援事業者は、<u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、</u>それらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、<u>定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わな</u>ければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

- 第 41 条の 2 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所</u> ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、 従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、<u>従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u>
- 3 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u>
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものと する。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

- 第 41 条の 3 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の</u> <u>障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児</u> の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並び</u>にこれらより1列後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(衛生管理等)

- 第42条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症及び食中毒が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(協力医療機関)

第 43 条 指定児童発達支援事業者(治療を行う者を除く。)は、<u>障害児の病状の急変等に備えるため、あら</u>かじめ協力医療機関を定めておかなければならない。

(掲示)

- 第 44 条 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる</u>重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、<u>前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業</u> <u>所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代</u> えることができる。

(身体拘束等の禁止)

- 第 45 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、<u>当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を</u>制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、<u>やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障</u> 害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待等の禁止)

- 第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施 すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(秘密保持等)

- 第 48 条 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、<u>正当な理由がなく、その業務上知り得た障害</u> 児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第29条第2項の指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

- 第 49 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

- 第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法第5条第18項の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

- 第51条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する<u>障害児又は通所給付決</u> 定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付け るための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、<u>当該苦情の内容等を記録しなけれ</u>ばならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の 規定により<u>市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</u>
- 4 指定児童発達支援事業者は、市町村長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村長に報告しなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条の運営適正化委員会が同法第85条の規定により行 う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

- 第 52 条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との 連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童 発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しく はその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の 必要な援助を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 53 条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により<u>事故が発生した</u>場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、前項の<u>事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなけ</u>ればならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、<u>障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u>

(会計の区分)

第 54 条 指定児童発達支援事業者は、<u>指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児</u> 童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第55条 指定児童発達支援事業者は、<u>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなけ</u>ればならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に<u>掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</u>
 - (1) 第22条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録
 - (2) 児童発達支援計画
 - (3) 第36条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (4) 第45条第2項に規定する身体拘束等の記録
 - (5) 第51条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 第53条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録

保護者に支払いを求めることができる費用(日常生活費)について

利用者負担額以外で、保護者に支払いを求めることができる費用については、以下の通り厚労省通知や基準条例で定められています。

第23条 範囲等 (抜粋) ○当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるもの	◎指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払いの			
(抜粋) ○当該会銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるもの	範囲等			
	〇当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、			
保護者に支払いを求めることが適当であるものに限る。	保護者に支払いを求めることが適当であるものに限る。			
○金銭の支払いを求める時は、当該金銭の使途および額並びに通所給付決定例	○金銭の支払いを求める時は、当該金銭の使途および額並びに通所給付決定保護者に金			
銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保証	銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対し			
て説明を行い、同意を得なければならない。	て説明を行い、同意を得なければならない。			
基準省令 ◎通所利用者負担額の受領	◎通所利用者負担額の受領			
第 24 条 〇指定事業者は、通所利用者負担額の支払いを受ける額のほか、指定児童発送	〇指定事業者は、通所利用者負担額の支払いを受ける額のほか、指定児童発達支援にお			
(抜粋) いて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを保護	いて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを保護者から受け			
ることができる。				
① 食事の提供に要する費用(センターのみ)				
② 日用品費				
③ ①②のほか指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用の	うち、日常			
生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担	担させるこ			
とが適当と認められるもの	ļ			
通知 障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取り扱い	ハについて			
通知 障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取り扱い (上記3) 〇保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供を				
(上記③) ○保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供する	する日常生			
(上記③ O保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供の の具体的 活上の便宜にかかる費用であること	する日常生 と			
(上記③ O保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供の の具体的 活上の便宜にかかる費用であること な範囲に O障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと	する日常生			
(上記③	する日常生			
(上記③ 〇保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供での具体的 活上の便宜にかかる費用であること 〇障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこの 〇障害児通所給付費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいる による費用の受領は認められない。(×お世話料、管理協力費、共益費、施設	する日常生			
(上記③ 〇保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供の の具体的 活上の便宜にかかる費用であること 〇障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこの 〇障害児通所給付費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいる による費用の受領は認められない。(×お世話料、管理協力費、共益費、施設金)	する日常生とまいな名目設利用補償			
(上記③ O保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供の の具体的 活上の便宜にかかる費用であること O障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこの O障害児通所給付費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいる による費用の受領は認められない。(×お世話料、管理協力費、共益費、施設金) O保護者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。	する日常生とまいな名目設利用補償			
(上記③ O保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供での具体的 活上の便宜にかかる費用であること O障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこの O障害児通所給付費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいる による費用の受領は認められない。(×お世話料、管理協力費、共益費、施設金) O保護者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。 O対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものである	する日常生 と まいな名目 設利用補償 ること。			
 (上記③ ○保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供であることの具体的な範囲に ○障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこので書児通所給付費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいるによる費用の受領は認められない。(×お世話料、管理協力費、共益費、施金) ○保護者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。○対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであるの運営規定において定められなければならない。 	する日常生 と まいな名目 設利用補償 ること。			
(上記③	する日常生 と まいな名目 設利用補償 ること。 にあるテレ			
 (上記③	する日常生 と まいな名目 設利用補償 ること。 にあるテレ			
 (上記③ ○保護者の自由な選択に基づき、障害児通所支援等の提供の一環として提供であるにとの具体的な範囲に ○障害児通所給付費の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこので書児通所給付費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいるによる費用の受領は認められない。(×お世話料、管理協力費、共益費、施設金) ○保護者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。○対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものである○運営規定において定められなければならない。○すべての障害児に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にしています。 ○すべての障害児に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にしています。 ○すべての障害児に一律に提供し、画一的に徴収することは認められない。○すべての障害児に一律に提供し、画一的に徴収することは認められない。 	する日常生 と まいな名目 設利用補償 ること。 にあるテレ			

(参考となる参照先) ※下記①~③の内容は同一

・入退所時の送迎に係る費用

① 平成24年3月30日 障発0330第31号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知又は② 障害者総合支援法事業者ハンドブック『指定基準編』及び③ 基準条例

運営基準等で取組が定められている事項について

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例において、取組が定められている事項を示します。各運営法人においては、事業所を開所するまでに準備を進めてください。

(1) 虐待等の禁止

- ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」とします。)の開催等 令和4年度から義務化された虐待防止措置を未実施の事業所に対して、基本報酬を減算する「虐待 防止措置未実施減算」が令和6年4月から新設されています。
 - ①虐待の禁止
 - ②虐待防止にかかる担当者の設置(児童発達支援管理責任者を想定)
 - ③従業者に対し、研修を定期的に実施
 - ④事業所における虐待防止委員会(※)の開催及びその結果について、従業者に周知徹底
 - ○上記②~④の取り組みが行われていない場合、虐待防止措置未実施減算が適用される。
 - 〇虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会において、外部の第3者や専門家の活用に努めること。
 - ○管理者及び虐待防止責任者は都道府県が実施する虐待防止研修を受講することが望ましい。
- (※)虐待防止委員会は、後述(2)の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」と一体的な 運営が認められています。

【虐待防止のための研修】

- ○虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施する。
- ○定期的に研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- ○研修の実施内容について記録する。
- 〇自立支援協議会などで実施した研修を受講し、その内容を事業所内の職員研修で実施・周知する という方法でも良い。
- 〇研修の種類 ①人権意識を高めるための研修 ②職員のメンタルヘルスのための研修 ③障害特性を理解し適切に支援が得きるような知識と技術を獲得するための研修 ④事例検討
- 〇研修を実施する上での留意点 ①職員一人ひとりの研修二一ズを把握する ②職場内研修と職場外研修を適切に組み合わせて実施する ③年間研修計画を作成し、定期的に虐待防止委員会で見直す。そのために実施された研修の報告を検証し評価する。

【虐待防止委員会の役割】

- ○虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、指針の作成等)
- ○虐待防止のチェックとモニタリング(虐待がおこりやすい職場環境の確認等)
- ○虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討

【虐待防止のための指針の内容】

- ○事業所における虐待防止に関する基本的考え方
- ○虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ○虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ○施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ○虐待発生時の対応に関する基本方針
- ○利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ○その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

【虐待防止のための対策】

- ○虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合の報告のための様式を整備する。
- ○虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告のための様式を用いて報告する。
- ○虐待防止委員会において報告された事例を集計し分析する。
- ○事例の分析にあたっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討する。
- 〇労働環境・条件について確認するための様式を整備し、その様式を使って確認した内容を集計、報告し、分析する。
- ○報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- ○再発防止策を講じた後に、その効果について検証する。

イ 運営規程の改正

- (ア) 各事業所の運営規程においては『虐待の防止のための措置に関する事項』として、以下の項目に ついて定めておく必要があります。
 - ① 虐待防止に関する責任者の設置
 - ② 苦情解決体制の整備
 - ③ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)
 - ④ 虐待防止委員会の設置等に関すること

(基準条例第38条及び基準省令解釈通知)

【運営規程記載例】

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第○○条利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- (2)苦情解決体制の整備
- (3)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4)虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知

(2) 身体拘束等の適正化

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するなど、以下のとおり必要な措置を実施してください。

令和5年4月から、これらの措置が未実施の場合に「身体拘束廃止未実施減算」が適用されています。 また、令和6年4月からは身体拘束廃止未実施減算の減算額が変更されました。(所定単位数の1%)

- ①生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を 制限する行為の禁止
- ②やむを得ず身体拘束等を行う場合、状況、時間、障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由など の記録
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(※)の開催及びその結果について、従業者に 周知徹底
- ④身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施
- (※)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、前述(1)の「虐待防止委員会」と一体的な運営が認められています。

(3) 感染症対策等の強化

食中毒の予防及び感染症のまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施をしてください。

【感染症対策等に関する運営基準】

- ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施すること。

【感染症対策委員会】

- 〇幅広い職種(管理者、看護職員、児童指導員、栄養士など)で構成し、メンバーの責務及び役割分担 を明確にする。
- ○専任の感染対策担当者を決めておく。(看護師であることが望ましい)
- 〇利用者の状況に応じ、おおむね3か月に1回以上の定期的な開催。感染症の流行時期を勘案して随時開催。

【指針の整備】

○平常時の対策

- ・衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)
- ・日常の支援にかかる感染対策(標準的な予防策(血液・排泄物などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)
- ○発生時の対応
 - ·発生状況の把握
 - ・ 感染拡大の防止
 - ・医療機関、保健所、事業所関係課等との連携、行政への報告
 - •医療処置
 - ・事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制の整備と明記

【感染症対策等の研修の内容】

- ○感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する。
- ○指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の実施。
- 〇指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的(年2回以上)に実施し、新規採用時には必ず実施すること。

【感染症対策等に関する訓練(シミュレーション)】

○感染症が発生した場合に迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染対策をした上での支援の演習等を定期的(年2回以上)に実施する。

○訓練は机上の訓練と実地の訓練を適切に組み合わせながら実施すること。

【参考】障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル(通所系) https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/1225_tuusyo-2_s.pdf

【参考】障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712997.pdf

【参考】感染症対策等の対応訓練について(机上訓練のシナリオです) https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf

(4) 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合にも、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業 務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練を実施してください。

なお、感染症または非常災害のいずれか、または両方の継続計画が未策定の場合は、「業務継続計画未 策定減算」が適用されます。

【業務継続計画に関する運営基準】

- ○業務継続計画を策定すること。
- 〇従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- ○定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

【業務継続計画の項目】

- ○感染症に係る業務継続計画
 - ・平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
 - ·初動対応
 - ・感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
- ○災害に係る業務継続計画
 - ・平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要 品の備蓄等)
 - ・緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
 - ・他施設及び地域との連携

【業務継続に関する研修の内容】

- ○業務継続に関する具体的内容を職員に共有し、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うもの。
- ○定期的(年1回以上)に実施し、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。
- ○研修の実施内容について記録すること。

【業務継続に関する訓練(シミュレーション)】

- ○感染症や災害が発生した場合に迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施する。
- ○訓練は机上の訓練と実地の訓練を適切に組み合わせながら実施すること。
- 【参考】障害福祉サービス事業所等における新型コロナウィルス感染症発生時の業務継続ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画(通所) https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000712950.doc

障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 17517.html

(5) ハラスメント対策の強化

安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整える観点から、方針の明確化や法人内に相談窓口を設置して従業者に周知・啓発するなどの、適切な就業環境維持(ハラスメント対策)を行ってください。

【ハラスメント対策の強化関する運営基準】

○職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確 化当の必要な措置を講じなければならない。

・上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに注意する。

【講ずべき措置の具体的内容】

- ○方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・職場におけるハラスメントの内容。
 - ・ハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化。
 - ・従業者に周知・啓発する。
- ○必要な体制の整備
 - ・相談に対応する担当者や窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

【参考】『職場におけるハラスメント防止対策が強化されました!』

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf

(6) 安全確保に関する計画の策定等

障害児の安全の確保を図るため、安全計画の策定、研修・訓練等の定期的な実施及び保護者への安全 計画に基づく取組等の周知を義務付けます。

児童の安全確保に関する取組は例示であり、各事業所の特性に応じて、独自の取組を含めて構いません。

【安全計画に関する運営基準】

- ○事業所ごとに、安全計画を策定し、安全計画に従って必要な措置を講じなければならない。
- 〇従業者に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 〇保護者に対し、事業所内での安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- ○定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

【安全計画の策定】

- 〇各年度が始まる前に、児童の安全確保に関する取組の年間スケジュール(安全計画)を定めること。 (安全確保に関する取組の内容)
- 事業所の設備の安全点検。
- ・事業所外での活動を含めた、事業所での活動・取組における従業者や児童に対する安全確保のための指導。
- ・従業者への各種訓練や研修。
- ○計画の作成に当たっては、「いつ、何をするか」を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと。

〇安全点検

(事業所・設備の安全点検)

- ・事業所の設備等(備品、遊具、防火設備、避難経路、車両等)を定期的に点検し、文書等で記録した上で、改善すべき点を改善すること。
- ・点検先は、定期的に利用する場所(散歩コースや公園等)も含むこと。
- ・年齢別のチェックリストの作成を推奨。

(マニュアルの策定と共有)

- ・通常の支援時に、児童の動きを常に把握するための役割分担の構築。
- ・リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、所外活動、<u>調理プログラム</u>、車両送迎等)での注意点、 役割分担の明確化。
- ・災害、不審者の侵入、火事を想定した役割分担の整理と掲示、保護者への連絡手段、関係機関との協力体制の構築。
- ・マニュアルは可視化して、非常勤職員や補助職員にも共有する。

○児童・保護者への安全指導

(児童への安全指導)

- ・児童の発達や障害特性に応じた方法で、安全や危険の認識、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について、理解できるように努める。
- ・交通安全について学ぶ機会を設ける。

(保護者への説明・共有)

- ・児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼する。例えば、保護者が同行して通所する場合は、通所時に交通安全のルールを確認して、ルールやマナーを守って通所する等。
- ・保護者に対し、安全計画と事業所が行う安全に関する取組の内容を説明・共有する。
- ・保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画等は公表しておくことが望ましい。

○実践的な訓練や研修の実施

- ・避難訓練は、地震・火災だけでなく、事業所の立地等に応じた様々な災害を(水害、土砂災害等)想定して行う。
- ・救急対応の実技講習を定期的に受け、事業所内でも訓練を行う。
- ・不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番通報の訓練を行う。
- ・研修や訓練はオンラインや研修動画等の活用を含め、事業所の全従業者が受講する。

【その他留意事項】

- ・リスクが高い場面や緊急的な対応が必要な場面(「安全確保に関する取組の内容」参照)におけるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと。
- ・事業所外での活動時は特に、児童の行動の把握と従業者間の役割分担を確認して、<u>見失うことなどが</u>ないようにすること。
- ・車両送迎を実施している場合は、送迎のみを行っている時間であっても、事業所が提供しているサービスであるという前提のもと、児童の行動の把握と従業者の役割分担を確認して、<u>見落としなどがない</u>ようにすること。

【参考】障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=14145

(7) 自動車を運行する場合の所在の確認

送迎時や事業所外での活動等のために自動車を運行する場合、自動車への乗り降りの際に、点呼等の方法により所在を確認することを義務付けます。

送迎を目的とした自動車を日常的に運行するとき、当該自動車にブザーその他の車内の障害児等の見落としを防止する安全装置を装備し、児童の所在確認することを義務付けます。

【自動車を運行する場合の所在確認に関する運営基準】

- ○事業所外の活動やその他の移動(=送迎)のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に 児童の所在を確実に把握することができる方法で、児童の所在を確認しなければならない。
- 〇送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、車内の児童の見落としを防止する装置(=安全装置)を備え、これを用いて所在の確認を行わなければならない。

【安全管理体制について】※こどものバス送迎・安全徹底マニュアルより抜粋

- ・誰が送迎を担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要。
- ・送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成し、全職員に周知・徹底する。
- ・運転手と添乗員の2名体制で送迎にあたること。
- ・管理者は運転手の健康状態を確認。
- ・乗車前に、車両の点検及び緊急連絡用の携帯電話や緊急対応マニュアルが車両内に準備されている か確認する。

【所在の確認ポイント】※こどものバス送迎・安全徹底マニュアルより抜粋

- ・児童を目視し、点呼等し、乗車・降車を確認すること。
- ・乗車時は、乗車した児童の着席を確認してから発車する。
- ・降車時は、見落としがないか一列ずつ確認する。
- ・事業所到着時に、乗車予定児童と来所予定児童が一致しているか確認する。
- ・送迎車内の児童の座席を決めておくことは、所在確認をしやすくなる。

【安全装置を用いた所在の確認】

- ・安全装置は見落としを補完するためのもの。
- ・安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものとする こと。
- ・安全装置の装備後は、定期的に動作確認をすること。日々の送迎時において動作確認するほか、定期的な点検も行うこと。

【参考】バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどもの送迎・安全徹底プラン」について (通知)

https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=13513

こどものバス送迎・安全徹底マニュアル(令和4年10月12日 内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省) https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

(8) 事業所の支援プログラムの作成・公表

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)の作成・公表を求めます。

【運営基準】

〇指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム (心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした児童発達支援の実施に関する計画をい う。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

○令和7年4月から支援プログラムの公表が未公表の場合、<u>支援プログラム未公表減算</u>が適用されます。適用される場合の所定単位数の算定は、100 分の85 です。

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所(以下単に「事業所等」とい う。)における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

2. こども施策全体の基本理念

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられ ること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保さ れること。

○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、**こどものウェルビーイングの向上**につながるよう、必要な発達支援

○ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえた ニーズに応じた発達支援の提供	を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供すると ともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、 エンパワメントを前提とした支援 をすること。
(2)	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する <mark>社会的なバリア</mark> となっているのか、また、それを <mark>取り除くために必要な対応</mark> はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
(3)	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、 <mark>家族のウェルビーイングの向上</mark> につながるよう取り組んでいくこと。家族自身

が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。

- 地域社会への (4)参加・包摂(インクルージョン)の推進
- 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インク ルージョン推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策と の併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。
- 事業所や関係機関と連携した (5)切れ目ない支援の提供
- こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の**関係機関**や障害当事者 団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。 [26]

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 児童発達支援の全体像

1. 定義

- 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活 への適応のための支援を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療・・・を行うことをいう。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を 必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的 とする施設とする。

2. 役割

- (1) 児童発達支援の役割
- 主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態及や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、**地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)**を 行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、**こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携**)していくこと。
- (2) 児童発達支援センターの 中核的役割
- 地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、(1)の役割に加えて、自治体や、障害福祉・母子保健・医療・子育て支援・教育・社会的養護など、こどもの育ちや家庭の生活に関わる様々な分野の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくこと。

3. 児童発達支援の原則

こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、**ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要**であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○ アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、安定したアタッチメント(愛着)を形成していくこと。将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

(1) 児童発達支援 の目標

○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

○ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、 地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、 切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版③)

3. 児童発達支援センターの原則(続き)

- **こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握**し理解した上で、全てのこどもに<mark>総合的な支援を提供することを基本</mark>としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、<mark>特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせて行う</mark>など、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。
- こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握

本人支援の<mark>5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点</mark>等を踏まえたアセスメント を行うことが必要

(2) 児童発達支援 の方法

■ 総合的な支援

個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援

■ 特定の領域に重点を置いた支援

5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに<mark>加え</mark>、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、<mark>5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援</mark>

- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。
- (3) 児童発達支援 の環境
- こどもが興味関心を拡げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。
- こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、設備や環境を整え、衛生管理や安全の確保等に努めること。
- 温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。
- (4) 児童発達支援 の社会的責任
- 権利行使の主体としてこどもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発達支援を行うこと。
- こどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切 に対応すること。
- 地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、事業所等が行う児童発達支援の内容を適切に説明すること。
- 支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じること。
- 通所するこどもやその家族の個人情報を適切に取り扱うこと。

第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的内容

1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項

こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、保育所等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「特別支援学校幼稚部教育要領」及び「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の内容についても理解し、支援に当たることが重要である。

[28]

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

2. 児童発達支援の内容

①本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく**必要。

健康·生活

運動·感覚

認知•行動

人間関係·社会性

○健康状態の維持・改善

- ○生活習慣や生活リズムの形成
- ○基本的生活スキルの獲得
- 〇姿勢と運動・動作の基本的技 能の向上
- ○姿勢保持と運動・動作の補助 的手段の活用
- ○身体の移動能力の向上
- ○保有する感覚の活用
- ○感覚の補助及び代行手段の活 用
- ○感覚の特性への対応

- ○認知の特性についての理解と 対応
- ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
- (感覚の活用や認知機能の発達、 知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成)
- ○行動障害への予防及び対応

○コミュニケーションの基礎的 能力の向上

言語・コミュニケーション

- ○言語の受容と表出
- ○言語の形成と活用
- 〇人との相互作用によるコミュ ニケーション能力の獲得
- ○コミュニケーション手段の選択と活用
- O状況に応じたコミュニケー ション 等

○アタッチメント(愛着)の形成と安定

- ○遊びを通じた社会性の発達
- ○自己の理解と行動の調整 ○仲間づくりと集団への参加

障害特性に応じた配慮事項

視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。

特に支援を要する家庭のこども に対する支援にあたっての留意点 こどもの行動や態度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点(例:虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツのあるこどもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を 安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・ 充実につながる。

③移行支援

支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供していくことが重要。

④地域支援:地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の<mark>関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携</mark>して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。

- 〇アタッチメント (愛着) の形成
- ○家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切 な助言等
- ○障害の特性に配慮した家庭環境の整備

- 〇保育所等への移行支援
- ○ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向け た準備
- ○保育所等と併行利用している場合における併行利用先と の連携
- 〇同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

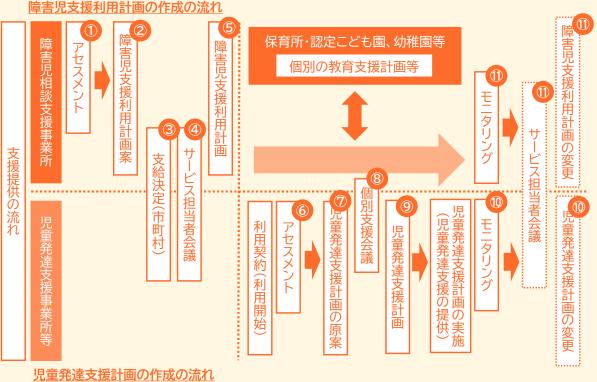
○通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑤)

2. 児童発達支援の内容

第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

- 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、 現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメント によりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、障害児通所支援や障害福祉サービスの 中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者 の同意のもと、障害児支援利用計画案を作成する。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、事業所等の利用についての支給決定を行う。



- 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、 事業所等の<mark>児童発達支援管理責任者や職員</mark>、他の支援等を利用している場合にはその<mark>担当者</mark>、その他必要に応じ て、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- 相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと<mark>障害児支援利用計画</mark>を確定し、こども や保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に交付する。

- 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、本人支援の5領域(「健康・生 活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等 を踏まえたアセスメントを実施する。
 - ※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。
- 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、児童発達支援 計画を作成する。

将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に 把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こど もの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。

<mark>個別支援会議</mark>の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させること が必要である。オンラインの活用や、個別支援会議を欠席する職員がいる場合の会議の前後 での情報共有も可能である。いずれにしても、こどもの支援に関わる全ての職員に必ず意見 を聴く機会を設けることが求められる。

また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を保障することが重要であることに鑑み 当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、**こども本人や保護者の意見を聴く**ことが求められ る。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこど も本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。

- 児童発達支援計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、 「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容 等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容 (5領域との関連性を含む。)」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。 それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながり を持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて 「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するた
 - 児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

めの「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。

児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上**モニタリング**を行うことになっているが、こど もの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必 要がある。

障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が 重要であることから、モニタリング時においても、<mark>障害児相談支援事業所と相互連携</mark>を図り ながら、情報共有を行うことが重要である。

モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、<mark>児童</mark> 発達支援計画の積極的な見直しを行う。

障害児支援利用計画は、一定期間毎に、**モニタリング**を行うことになっており、各事業所か ら支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切 でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認され た場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。 [30]

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑥)

第5章 関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報 を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、事業所等は、日頃から、関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要なこどもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、こどもの支援が保育所等や 学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、 特に連携を図ることが重要である。

医療機関等

こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣に協力医療機関を定めておく必要がある。また、こどもが服薬している場合等には、保護者と連携を図りながら主治医との情報共有を行うとともに、医療ケア児に支援を行う場合には、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等との連携が必要。

他の事業所等

合同の研修や相互の助言、複数事業所を利用するこども の場合のこどもの状態像や必要な支援の見立てについて の共通認識・支援内容の相互理解などの連携が必要。

児童発達支援センターの場合は、地域における連携・ネットワーク構築の核として、地域の事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーションの実施や、研修・事例検討会の開催等も必要。

(自立支援)協議会

自立支援協議会こども部会等へ積極的に参加による連携が必要。

自治会の会合等への参加や地域のボランティア組織との 連絡、地域住民との交流活動や地域住民も参加できる行 事の開催などの地域との関わりの機会の確保が重要。

市町村

支援の必要なこどもと家族を地域全体で支えていくため、 地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整 備を行う市町村との連携が必要。

児童発達支援センター等

保育所や幼稚園等

保育所等への移行時の情報共有や移行後のフォローアップ、保育所等との併行利用の場合の支援内容の共有やバックアップ、保育所等との交流や同年代の障害のないこどもと活動する機会の確保などの連携が必要。

こども家庭センター・児童相談所

こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合、きょうだいがヤングケアラーであると疑われる場合等には、こども家庭センターとの連携が重要。また、虐待が疑われる場合には速やかに事業所内で情報共有を行うとともに、児童相談所等と連携して対応を図ることが必要。

放課後等デイサービス事業所

放デイ利用開始時におけるこどもの発達状況や障害特性、 支援内容の情報共有・相互理解などの連携が必要。利用開始後も連携体制を継続することが望ましい。

学杉

進学時におけるこどもの発達状況や障害特性、支援内容の情報共有・相互理解などの連携が必要。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑦)

第6章 児童発達支援の提供体制

1. 組織運営管理

自己評価の 実施・公表・活用

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、<mark>さらに強化・充実を図るべき点(事業所等の強み)や、課題や改善すべき点</mark> **(事業所等の弱み)**を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所等の<mark>自己評価の結果</mark>及び<mark>保護者評価の結果</mark>並びにこれらの評価を受けて行った<mark>改善の内容</mark>については、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域 に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、事業所等で発行している通信に掲載したり、保護者の目につ きやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。

支援プログラム の作成・公表

- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。
- 作成された支援プログラムについては、**事業所等の職員に対し理解を促し**、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、<mark>利用者や保護者等に向けて</mark>、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて<mark>丁寧に説明</mark>し、インターネットのホームページや会報等で<mark>公表</mark>していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和6年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

2. 衛生管理·安全管理対策等

衛生管理 健康管理

- 感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する**委員会の定期的な開催**や、**指針の整備、研修や訓練の定期的な実施**が必要である。
- こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、こどもの来所持の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。
- 感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、<mark>事業継続計画(BCP)</mark>を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な 研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。 ※新興感染症の場合は、インフルエンザ等の感染症とは異なる対応も想定されることを念頭に置く必要。
- アレルギー対策として、<mark>除去食や制限食で対応できる体制</mark>を整えることや、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際に<mark>事前に提供する内容について周知</mark>すること等が 必要である。

非常災害対策

- 非常災害に備えて、<mark>消火設備等の必要な設備</mark>、非常災害に関する<mark>具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練</mark>(地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要)、<mark>事業継続計画(BCP)の策定</mark>が必要である。
- 障害のあるこどもについては、<mark>個別避難計画の作成が市町村の努力義務</mark>とされており、その作成に当たっては、**こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者 の参画が極めて重要**であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要である。

緊急時対応

- こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合の<mark>保護者、協力医療機関及び主治医への連絡や、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、医療的ケア児について生命に関わる事態が起きた場合の対応を学び実践できるようにしておくこと等が必要である。</mark>
- こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、<mark>救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン</mark>®」 **等の使用)に関する知識と技術の習得**に努めることが必要である。

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

第6章 児童発達支援の提供体制

2. 衛生管理・安全管理対策等(続き)

安全管理

- **安全計画の策定・周知、研修や訓練の定期的な実施、安全点検や安全管理マニュアル**(リスクの高い場面において気を付けるべき点や職員の役割等を明確にしたもの) **の作成**が必要である。
- ※ 送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要。
- 事故が発生した場合は、速やかに<mark>都道府県、市町村、家族等に連絡を行う</mark>とともに、必要な措置を講じることが求められていることから、指定権者である都道府県、支 給決定の実施主体である市町村及び事業所等の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告 を求めているかについて、必ず<mark>都道府県や市町村のホームページ等で確認</mark>し、適切な対応を行う必要がある。
 - ※ 事故事例の検証やヒヤリ・ハット事例の検証、事故原因の共有と再発防止の取組が必要。
- 送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、**こどもの乗降時の際の点呼**や自動車に**ブザー等の安全装置**を装備することが必要である。
- 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上の取組

職員の知識・技術の向上

○ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。

研修の受講機械等の提供

○ 研修の実施・参加等のほか、<mark>喀痰吸引等の研修</mark>の受講(医療的ケア児や重症心身障害児への適切な支援のため)や、<mark>強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修</mark>を受講(強度行動障害のあるこどもへの適切な支援のため)させることも重要である。

スーパーバイズ等の活用

○ 児童発達支援センターによる<mark>スーパーバイズ・コンサルテーション</mark>を受けることにより、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含め、支援の 質の向上につなげていくことが望ましい。

2. 権利擁護

虐待防止の取組

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための<mark>担当者の配置</mark>が必要である。
- 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、**常に周囲の目が届く範囲**で支援を実施できるようにする必要がある。
- 職員による虐待を発見した場合は市町村の窓口に、保護者による虐待を発見した場合は、市町村、福祉事務所又は児童相談所等へ通報する必要がある。

身体拘束への対応

- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、<mark>切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たす</mark>ことが必要となる。身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、<mark>組織的に決定する必要</mark>があり、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、記録を行うことが必要である。

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版①)

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や運営及びこれに関連する 事項を定めるものである。

2.こども施策の基本理念

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

3. 障害児支援の基本理念

(1)	障害の特性を踏まえた ニーズに応じた発達支援の提供
-----	------------------------------

- こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、<u>こどものウェルビーイングの向上</u>につながるよう、必要な発達支援を提供すること。
- こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、**エンパワメントを前提とした支援**をすること。
- (2) 合理的配慮の提供
- 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する<u>社会的なバリア</u>となっているのか、また、それを<u>取り除くために必要な対応</u>はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
- (3) 家族支援の重視
- 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、<mark>家族のウェルビーイングの向上</mark>につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
- (4)地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進
- 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、放課後児童クラブ等の一般のこども施策との併行利用 **や移行に向けた支援**や、**地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組**を進めていくこと。
- (5) 事業所や関係機関と連携した 切れ目ない支援の提供
- こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の<mark>関係機関</mark>や障害当事者 団体を含む<mark>関係者が連携</mark>を図り、**切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築**を図ること。

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版②)

第2章 放課後等デイサービスの全体像

1. 定義

○ 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に 規定する各種学校をいう。以下同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日におけ る支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に 通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

2. 役割

○ 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こども の発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。

また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等(以下「学校等」という。)と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うことも求められる。

さらに、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくことも求められる。

3. 放課後等デイサービスの原則

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

〇 生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・ 成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況・障害の特性等に応じ、様々な遊びや学び、多様な体験活動の機 会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの従事を図ること。

○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

〇 こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や子育て支援施策、地域の活動と連携し交流を進めるとともに、放課 後児童クラブを併用している場合には、十分な連携を図る等を通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

【35】

(1) 放課後等デイ サービスの目標

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版③)

集団等で行われる支援も含まれるものである。

3. 放課後等デイサービスの原則(続き)

		○ それぞれの時期のこどもの発達の過程や特性等に応じた発達上のニーズ、適応行動の状況や特に配慮が必要な事項等を丁寧に把握し理解した上で、放課後等デイサービスを利用する全てのこどもをありのままに受け止めて、 <u>こどもが自分らしく過ごせる場であるという安全・安心の土台の上で、総合的な支援を提供することを基本</u> としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。
	放課後等デイ サービスの方法	■ こどもの発達の過程や特性等に応じた発達上のニーズの把握
		こどもの発達の過程や特性等に応じた、発達上のニーズの把握に当たっては、本人支援の <mark>5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、</mark> 「 <u>言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点</u> 等を踏まえたアセスメントを行うことが必要である。
		■ 総合的な支援
		総合的な支援とは、本人支援の <u>5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々の</u> <u>こどもに応じたオーダーメイドの支援が行われる</u> ものである。
		■ 特定の領域に重点を置いた支援
		また、特定の領域に重点を置いた支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援 (総合的な支援)を行うことに <u>加え</u> 、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、 <mark>5領域のうち、特定(又は複数)の領域に重点を</mark> 置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小

- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要である。そのため、「本人支援」に加え、 「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。
- こども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことにより、興味関心を拡げ、こどもによる選択ができるよう配慮するこ と。 ○ こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、放課後等デイサービス事業所の設備や環境を整えるとともに、事業所の衛生管理や安全の
- 確保等に努めること。
- こどもが生活する空間は、温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、障害の特性を踏まえ、時間や空間を本人にわかりや すく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整えるなど、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となる ように配慮すること。
- こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

○ 権利行使の主体として、こどもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して支援を行うこと。 ○ こどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応す ること。 放課後等デイ サービスの ○ 地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、事業所等が行う支援の内容等の情報を適切に発信すること。

- 支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全 管理対策等を講じること。
- 通所するこどもやその家族の個人情報を適切に取り扱うこと。

(3)

(4)

社会的責任

放課後等デイ

サービスの環境

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版④)

て学ぶ機会を多く作ることが重要である。

第3章 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容

1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項

こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、放課後児童クラブ等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、放課後児童クラブ運営指針の「育成支援(放課後児童クラブにおけるこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援)の内容」を理解するとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領についても理解し、支援に当たることが重要である。

放課後児童クラブ運営指針も参考に、目安として<u>4つの区分に分けて、留意事項を示す。</u>なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、個人差や障害の 特性等によりその発達過程は様々であることを十分に理解した上で、あくまでも一人一人のこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1)	おおむね6歳〜8歳 (小学校低学年)	 で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまた解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、曷勝も経験する。 遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。 ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。 大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。
(2)	おおむね9歳〜10歳 (小学校中学年)	 ○ 論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。 ○ 遊びに必要な身体的技能がより高まる。 ○ 同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。 ○ 言語や思考、人格等のこどもの発達諸領域における質的変化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。
(3)	おおむね11歳〜12歳 (小学校高学年)	 ○ 学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。 ○ 日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。 ○ 大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。 ○ 身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。 ○ 個々のこどもの性的な発達段階や性人の興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関して正しく理解することができるよう。性に関し、

(4) おおむね13歳以降 (思春期)

- 思春期は、こどもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期であり、第二次性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。こうした戸惑いと親からの自立を目指した一連の動きは、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く、家族を含め周囲の大人の対応によっては情緒的・精神的に不安定となる危険性がある。
- この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能となる。
- 一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまうこともある。
- 思春期前に培われた自己有能感を基盤として、大人とだけではなく仲間との関係性も重視し、進学や就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートすることが求められる。
- 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関する正しい理解をもとに適切な行動をとることができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。 [37]

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑤)

2. 放課後等デイサービスの内容

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、こどもの育ち全体に必要な支援を網み立て ていく必要。また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱える場合もあり、こどもがこれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むこと が重要である。

健康・生活

- ○健康状態の維持・改善
- 〇生活習慣や生活リズムの形成
- ○基本的牛活スキルの獲得
- O生活におけるマネジメント スキルの育成

運動·感覚

- ○姿勢と運動・動作の基本的技 能の向上
- ○姿勢保持と運動・動作の補助 的手段の活用
- ○身体の移動能力の向上
- ○保有する感覚の活用
- ○感覚の特性への対応 等

認知•行動

- ○認知の特性についての理解と 対応
- ○対象や外部環境の適切な認知 と適切な行動の習得
- ○行動障害への予防及び対応等

言語・コミュニケーション

- Oコミュニケーションの基礎的 能力の向上
- ○言語の受容と表出
- 〇コミュニケーション手段の選 択と活用
- 〇状況に応じたコミュニケー ション 等

人間関係·社会性

- ○情緒の安定
- ○他者との関わり(人間関係) の形成
- ○遊びを通じた社会性の発達
- ○自己の理解と行動の調整
- 〇仲間づくりと集団への参加

障害特性等に応じた配慮事項

特に支援を要する家庭のこども に対する支援に当たっての留意点

視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、 複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。また、思春期のこどもや 不登校状態にあるこどもに対しても必要な配慮を行うことが必要。

こどもの行動や熊度、表情など、支援に当たって気に留めておくべき点(例:虐待が疑われるこども、生活困窮が疑われる家庭のこども、外国にルーツ のあるこどもに応じた留意点)に加え、日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくし ておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要。

本人支援において、複数組み合わせて行うことが求められる**4つの基本活動を提供する**に当たっては、こどもの意見を聴きながら自己選択や自己決定を促すとともに、こども同士の関わりの 中でこどもが主体性を発揮しながら参加できるよう、支援していくことが求められる。

日常生活の充実と 自立支援のための活動

こどもの発達に応じて必要となる日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動を行う。こどもが意欲的に関われるような遊びを通し て、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、こどもが通う学校で行われて いる教育活動を踏まえ、その方針や役割分担等を共有できるよう、学校と連携を図りながら支援を行う。

多様な遊びや体験活動

遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う。また、体験したこと や、興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながることから、多様な体験の機会を提供していく。こどもが望む遊び や体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、多彩な活動プログラムを用意する。その際には、個別性に配慮された環境やこどもが リラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫することが重要である。

地域交流の活動

4つの基本活動

障害があるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、地域の中にこどもの居場所をつくりながらこどもの社会経験の 幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、遊びや体験の機会 を創出していくとともに、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・ 安心な居場所となることにもつながる。

こどもが主体的に 参画できる活動

こどもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、こどもが主体的に参画できる機会を設け、こどもが意見を表明しやすい環 境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく。その際には、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個別性に配慮 するとともに、こどもに寄り添いながら進めていくことが重要である。こうした取組は、こどもにとって自分自身が権利の主体であることを実感すると ともに、こどもの権利を守ることにもつながる。 [38]

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑥)

2. 放課後等デイサービスの内容(続き)

② 家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる<u>親子関係や家庭生活を安定・充実</u>させることが、こどもの<u>「育ち」や「暮らし」の安定・充実</u>につながる。



- ○アタッチメント(愛着)の安定
- ◇ ○家族(きょうだいを含む。)からの相談に対する適切な助言等
- ○障害の特性に配慮した家庭環境の整備

学齢期は、こどもが行動上の課題やメンタルヘルスの課題、不登校など様々な課題を抱える年代にあることや、学齢期になってから障害特性が明確化する場合も多いことなども踏まえ、家族が様々な葛藤に直面する時期である。そのため、こどもと家族をトータルに支援していくことが重要である。

- 父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 家族支援は、家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び熊様は、それぞれの家族で異なることを理解する。
- こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行う。
- 虐待(ネグレクトを含む。)の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関に つないでいく等の対応を行う。
- 必要に応じて、障害児相談支援事業所、児童発達支援センターや他の放課後等デイサービス事業所等、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)等の障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター等、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図る。

移行支援

3

支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供していくことが重要。



- ○放課後児童クラブ等への移行支援
- ○ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
- ○放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先との連携
- ○同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域において放 課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく ことが必要である。

特に入学・進学・就職時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、こどもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が求められる。

4) 地域支援 地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の<mark>関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携</mark>して、こどもや家族の支援を進めていくことが必要。



○通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)と関係者間のスムーズな連携の推進(横の連携)の両方(縦横連携)が重要である。 なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、こどもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関する ものではないことに留意すること。

「地域支援・地域連携」は、放課後等デイサービスを利用するこどもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられ、地域の中に居場所を持つことができるよう、関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

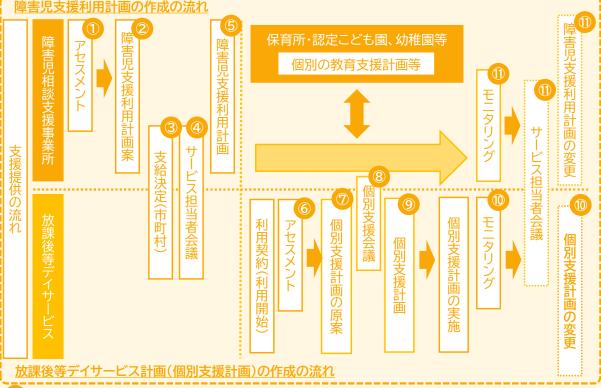
[39]

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑦)

2. 放課後等デイサービスの内容

第4章 放課後等デイサービス計画の作成及び評価

- 制談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、 現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聞き取った上で、それらに基づいたアセスメント によりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- ② 相談支援専門員は、こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、障害児通所支援や障害福祉サービスの中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと、**障害児支援利用計画案**を作成する。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、事業所等の利用についての支給決定を行う。



- ④ 相談支援専門員は、支援を提供する事業所等を集めた<u>担当者会議</u>を開催する。担当者会議には、<u>こどもや家族</u>、 事業所等の<mark>児童発達支援管理責任者や職員</mark>、他の支援等を利用している場合にはその<u>担当者</u>、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- り相談支援専門員は、担当者会議を踏まえ、こども又は保護者の同意のもと<mark>障害児支援利用計画</mark>を確定し、こども や保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に**交付**する。

- り 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。
- ※ 市町村による支給決定の際の「5領域20項目の調査」の活用が望ましい。
- ☑ 児童発達支援管理責任者は、障害児支援利用計画やアセスメントを踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成する。

将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に 把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こど もの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。

個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用や、個別支援会議を欠席する職員がいる場合の会議の前後での情報共有も可能である。いずれにしても、こどもの支援に関わる全ての職員に必ず意見を聴く機会を設けることが求められる。

また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、 当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、こども本人や保護者の意見を聴くことが求められ る。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこど も本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。

放課後等デイサービス計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容(5領域との関連性を含む。)」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。

それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、**つながりを持って作成していく**ことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。

放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。

障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と支援の実施が 重要であることから、モニタリング時においても、<mark>障害児相談支援事業所と相互連携</mark>を図り ながら、情報共有を行うことが重要である。

モニタリングにより、放課後等デイサービス計画の見直しが必要であると判断された場合は、**放課後等デイサービス計画の積極的な見直し**を行う。

□ 障害児支援利用計画は、一定期間毎に、モニタリングを行うことになっており、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。

[40]

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑧)

第5章 関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を 共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。
- このため、事業所等は、日頃から、関係機関との連携を図り、支援が必要なこどもが、円滑に放課後等デイサービスの利用に繋がるようにするとともに、こどもの支援が、こどもの通う学校等 に適切に共有され、連携して行われることが必要である。
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、 特に連携を図ることが重要である。

医療機関等

こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣に協力医療機関を定めておく必要がある。また、こどもが服薬している場合等には、保護者と連携を図りながら主治医との情報共有を行うとともに、医療的ケア児に支援を行う場合には、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等との連携が必要。

他の事業所・児童発達支援センター等

こどもの状態像や必要な支援の見立てについて共通認識を持つとともに、支援内容を相互に理解することが重要。児童発達支援センターは、地域における連携・ネットワーク構築の核として、地域の事業所へのスーパーバイズ等の実施や、研修・事例検討会の開催等を行う役割を担っており、日常的な連携体制を構築することが重要。

(自立支援)協議会

自立支援協議会こども部会等へ積極的に参加すること等 の連携が必要。

自治会等への参加や地域のボランティア組織との連絡、地域住民との交流活動や地域住民も参加できる行事の開催などの地域との関わりの機会の確保が重要。

市町村

支援の必要なこどもと家族を地域全体で支えていくため、 地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整 備を行う市町村との連携が必要。

放課後等デイサービス

学校等

保護者の同意を得た上で、学校等から個別の教育支援計画をはじめとした支援内容の情報提供を受けるとともに、事業所からも放課後等デイサービス計画をはじめとした支援内容の情報を提供するなど、積極的に連携を図ることが必要。

こども家庭センター・児童相談所

こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合、きょうだいがヤングケアラーであると疑われる場合等には、こども家庭センターとの連携が重要。また、虐待が疑われる場合には速やかに事業所内で情報共有を行うとともに、児童相談所等と連携して対応を図ることが必要。

ライフステージに応じた関係機関

就学前に利用していた事業所等や、こどもが就職する場合や他の障害福祉サービス事業所等を利用する場合には、支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、情報共有を行うなど、積極的に連携を図ることが重要である。

放課後児童クラブ・児童館等

放課後児童クラブや児童館等に移行する際には、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、放課後等デイサービス計画等を含め、こども本人の発達の状況や障害の特性、事業所で行ってきた支援内容等について情報を共有し、移行後のフォローアップを行うことが必要である。並行利用している場合は、支援内容等を共有し、支援をバックアップしていくことが重要。

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版9)

第6章 放課後等デイサービスの提供体制

1. 組織運営管理

自己評価の 実施・公表・活用

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- 〇 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、<mark>さらに強化・充実を図るべき点(事業所等の強み)</mark>や、<mark>課題や改善すべき点</mark> (事業所等の弱み)を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所等の<mark>自己評価の結果</mark>及び<mark>保護者評価の結果</mark>並びにこれらの評価を受けて行った<mark>改善の内容</mark>については、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域 に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、事業所等で発行している通信に掲載したり、保護者の目につ きやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。

支援プログラム の作成・公表

- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。
- 作成された支援プログラムについては、<mark>事業所等の職員に対し理解を促し、</mark>これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、<mark>利用者や保護者等に向けて</mark>、重要 事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて<mark>丁寧に説明</mark>し、インターネットのホームページや会報等で<mark>公表</mark>していくことが求められる。支援プログラムの公表について は、令和6年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。 なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

2. 衛生管理·安全管理対策等

衛生管理健康管理

- 感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための対応として、**対策を検討する委員会の定期的な開催**や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施が必要である。
- こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、**こどもの来所持の健康チェック**及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。
- 感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、<mark>事業継続計画(BCP)</mark>を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な 研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。 ※新興感染症の場合は、インフルエンザ等の感染症とは異なる対応も想定されることを念頭に置く必要。
- アレルギー対策として、<mark>除去食や制限食で対応できる体制</mark>を整えることや、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際に<mark>事前に提供する内容について周知</mark>すること等が 必要である。

非常災害対策

- 非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、非常災害に関する具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練(地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要)、事業継続計画(BCP)の策定が必要である。
- 障害のあるこどもについては、<mark>個別避難計画の作成が市町村の努力義務</mark>とされており、その作成に当たっては、**こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者 の参画が極めて重要**であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要である。

緊急時対応

- こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合の<mark>保護者、協力医療機関及び主治医への連絡や、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、医療的ケア児について生命に関わる事態が起きた場合の対応を学び実践できるようにしておくこと等が必要である。</mark>
- こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、<mark>救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン</mark>®」 **等の使用)に関する知識と技術の習得**に努めることが必要である。

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(詳細版⑩)

第6章 放課後等デイサービスの提供体制

2. 衛生管理・安全管理対策等(続き)

安全管理

- 安全計画の策定・周知、研修や訓練の定期的な実施、安全点検や安全管理マニュアル(リスクの高い場面において気を付けるべき点や職員の役割等を明確にしたもの) の作成が必要である。
 - ※ 送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要。
- 事故が発生した場合は、速やかに<mark>都道府県、市町村、家族等に連絡を行う</mark>とともに、必要な措置を講じることが求められていることから、指定権者である都道府県、支 給決定の実施主体である市町村及び事業所等の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告 を求めているかについて、必ず<mark>都道府県や市町村のホームページ等で確認</mark>し、適切な対応を行う必要がある。
 - ※ 事故事例の検証やヒヤリ・ハット事例の検証、事故原因の共有と再発防止の取組が必要。
- 送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、**こどもの乗降時の際の点呼**や自動車に**ブザー等の安全装置**を装備することが必要である。
- 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止などに常に留意する必要がある。また、職員 の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上の取組

職員の知識・技術の向上

○ 職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。

研修の受講機会等の提供

○ 研修の実施・参加等のほか、<mark>喀痰吸引等の研修</mark>の受講(医療的ケア児や重症心身障害児への適切な支援のため)や、<mark>強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修</mark>を受講(強度行動障害のあるこどもへの適切な支援のため)させることも必要である。

スーパーバイズ等の活用

○ 児童発達支援センターによる<mark>スーパーバイズ・コンサルテーション</mark>を受けることにより、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含め、支援の 質の向上につなげていくことが望ましい。

2. 権利擁護

虐待防止の取組

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への<mark>周知徹底、</mark>職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための<mark>担当者の配置</mark>が必要である。
- 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、<mark>常に周囲の目が届く範囲</mark>で支援を実施できるようにする必要がある。
- 職員による虐待を発見した場合は市町村の窓口に、保護者による虐待を発見した場合は、市町村、福祉事務所又は児童相談所等へ通報する必要がある。

身体拘束への対応

- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、<mark>切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たす</mark>ことが必要となる。身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、<mark>組織的に決定する必要</mark>があり、放課後等デイサービス計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、記録を行うことが必要である。

○ こどもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、**こどもの人権や意思を尊重した支援**を行うために必要な取組を進めることが必要である。

その他

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

資料2-2

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

○ 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の 様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれ からにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つこと が難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイン グの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行 利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こともの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、**地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)**を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、**こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)**していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こ どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくこ とが重要。
- ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに<mark>加え</mark>、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、<mark>5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援</mark> [44]

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

児童発達支援の内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」 「言語・コミュニケーション」「人間関係・ 社会性」の**5領域**の視点を網羅した 個々のこどもに応じたオーダーメイド の支援

②家族支援

こどもの成長や発達の基盤となる親子 関係や家庭生活を安定・充実させる支 援

③移行支援

こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援·地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援

児童発達支援の流れ

- 〇 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し<mark>(5領域の視点等を踏まえたアセスメント)</mark>、児童発達支援が提供すべき支援の 内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し<mark>(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成</mark>)、全ての職 員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共 有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- <mark>総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化</mark>を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理·安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 〇 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な<mark>設備、具体的計画</mark>の作成や周知、定期的な<mark>避難訓練、事業継続計画(BCP)</mark>の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:<mark>安全計画</mark>の策定、事故発生時の<mark>都道府県・市町村・家族等への報告</mark>、緊急時における対応方法についての<mark>マニュアル</mark>の策定・訓練、<mark>救急対応</mark>に関する知識と 技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への**周知徹底、**職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月) (概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明 確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図 るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守 られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の 様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれ からにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つこと が難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育でに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイン グの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支 援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行 利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連 携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こども の発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支 援を行うとともに、学齢期全般において**地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)**を行うほか、こどもや家庭 に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こ どもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、**特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行う**など、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていく ことが重要。
 - ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、**5領域の視点を網羅した支援**
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに<mark>加え</mark>、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、**5領域のう** [46]

ち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

放課後等デイサービスの内容

①本人支援

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の**5領域**の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を**4つの基本活動を組み合せて**提供する。

日常生活の充実と自立支援のための活動

多様な遊びや体験活動

地域交流の活動

こどもが主体的に参画できる活動

②家族支援

こどもの成長や発達の 基盤となる親子関係や家 庭生活を安定・充実させ る支援

3移行支援

こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援

④地域支援·地域連携

こどもの育ちや家庭の生活の支援 に関わる保健・医療・福祉・教育・労 働等の関係機関や障害福祉サービス 等事業所等との連携による支援

放課後等デイサービスの流れ

- 〇 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等ディサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(<mark>5領域の視点等を踏まえたアセスメント)</mark>、放課後等デイサービスが 提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し<mark>(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を 踏まえて作成)</mark>、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交 付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。 **関係機関との連携**
- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共 有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- <mark>総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化</mark>を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

衛生管理•安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な<mark>設備、具体的計画</mark>の作成や周知、定期的な<mark>避難訓練、事業継続計画(BCP)</mark>の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の<mark>都道府県・市町村・家族等への報告</mark>、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、<mark>救急対応</mark>に関する知識と 技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会の定期的な開催**やその結果の職員への**周知徹底、**職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

児童発達支援ガイドライン

(令和6年7月)

目次

はじめに		5
第1章 総	論	6
1. ガイド [:]	ラインの目的	6
2. こども	施策全体の基本理念	6
3. 障害児	支援の基本理念	9
(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	9
(2) 1	合理的配慮の提供	9
(3)	家族支援の提供	9
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	10
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供	10
第2章 児童	童発達支援の全体像	10
1. 定義		10
2. 役割		10
(1) !	児童発達支援の役割	10
(2)	児童発達支援センターの中核的役割	11
3. 児童発	達支援の原則	12
(1) !	児童発達支援の目標	12
(2)	児童発達支援の方法	13
(3) !	児童発達支援の環境	16
(4)	児童発達支援の社会的責任	16
第3章 児童	発達支援の提供すべき支援の具体的内容	17
1. 児童発	達支援の提供に当たっての留意事項	17
2. 児童発	達支援の内容	17
(1)	本人支援	17
(2)	家族支援	26
(3)	侈行支援	28
(4)	地域支援・地域連携	29
第4章 児童	発達支援計画の作成及び評価	30
1. 障害児支	接利用計画の作成の流れ	31
(1)	障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定	31
(2)	担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定	31
(3) !	児童発達支援計画に基づく児童発達支援の実施	32
(4)	障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し	32
(5)	その他の連携について	32
2. 児童発	達支援計画の作成の流れ	33
(1)	こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント	33

(2)	児童発達支援計画の作成	34
(3)	タイムテーブルに沿った発達支援の実施	35
(4)	児童発達支援計画の実施状況の把握(モニタリング)	36
(5)	モニタリングに基づく児童発達支援計画の見直し及び児童発達支援の終結	36
章 関係	系機関との連携	37
1. 市町	寸との連携	37
2. 医療	幾関等との連携	37
3. 保育	所や幼稚園等との連携	38
↓. 他の!	R童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携	38
5. 学校 ²	や放課後等デイサービス事業所等との連携	39
s. こど:	も家庭センターや児童相談所との連携	39
7. (自:	立支援)協議会等への参加や地域との連携	40
章 児童	宣発達支援の提供体制	40
. 定員		40
2. 職員	記置及び職員の役割	40
(1)	適切な職員配置	40
(2)	設置者・管理者の責務	41
(3)	設置者・管理者による組織運営管理	41
3. 施設		45
. 衛生 ⁶	管理、安全管理対策等	45
(1)		45
(2)	非常災害対策・防犯対策	
	緊急時対応	47
. —		
• •		
• •		
		
• •		
		5-
	(((章・・・・・章・・((()・(()・)・)・(()・)・・・)・章・・(()・・・・・章・(()・・・・章・(()・・・・章・(()・345 市医保他学こ(定職123施衛1234適保12地秘職支支123権))))関町療育の校ど自児員員)))設生))))切護))域密場援援)))利	(3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施 (4) 児童発達支援計画の実施状況の把握 (モニタリング) (5) モニタリングに基づく児童発達支援計画の見直し及び児童発達支援の終結

(2)	身体拘束への対応	56
(3)	その他	56

はじめに

平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、児童発達支援は、主に就学前の障害のあるこどもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。

その後、約10年で児童発達支援等の事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。

さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂(インクルージョン)が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。

これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和3年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改正等も視野に議論がなされ、同年10月には報告書がとりまとめられた。

同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」において、 今後の障害児支援における検討の方向性が示された。

同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出され、同年6月に成立、令和6年4月に施行された。

同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立した。また、令和4年に「障害児通所支援に関する検討会」を開催し、改正児童福祉法の施行に向けて、その内容を具体化するための議論がなされ、同年3月に報告書が取りまとめられた。

令和5年4月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、障害児支援 については、こども施策全体の中でより一層の推進が図られることとなった。

また、同年 12 月には、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの 100 か月の育ちビジョン)」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。

本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、平成29年7月に策定された「児童発達支援ガイドライン」を全面改訂し、児童発達支援の内容や方法など基本的事項について示すものである。

事業所においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々のこどもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。また、各事業所の不断の努力による支援の質の向上とあいまって、今後も本ガイドラインの見直しを行い、本ガイドラインの質も向上させていくものである。

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

- (1) この「児童発達支援ガイドライン」は、児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所(以下単に「事業所等」という。)における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各事業所等は、本ガイドラインにおいて示される障害児支援の基本理念や支援の内容等に 係る基本的な事項等を踏まえ、こども本人やその家族、地域の実情に応じて創意工夫を図り、 その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 各事業所等は、本ガイドラインの内容を踏まえながら、こども施策の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体であることも自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指すウェルビーイング を主体的に実現していく視点を持ってこどもとその家族に関わらなければならない。

2. こども施策全体の基本理念

令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、こども施策全体の連続性の中で推進されていくこととなった。

また、こども家庭庁の発足とあわせて、こども基本法(令和4年法律第77号)が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定める等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている(第1条)。

こども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている(第3条)。

^{1 「}ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的(パイオサイコソーシャル)に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福とし

て、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む。(「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」より引用)

くこども施策の基本理念>

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
 - 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平 等に教育を受けられること。
 - 一全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動 に参加できること。
 - 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての 事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
 - 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その 最善の利益が優先して考慮されること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい こどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
 - 一 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
 - 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条においても、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

特に、こどもの最善の利益の考慮については、こどもの権利条約及び障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)において、以下のとおり規定されている。

くこどもの権利条約>

- 〇 自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について 自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童 の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする(第12条)。
- 〇 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への 積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認め る(第23条の1)。
- 〇 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する(第23条の2)。

<障害者の権利に関する条約>

○ 障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有している(第7条)。

障害児支援に携わる者は、障害のあるこどもも含め、全てのこどもに関わるこども施策の基本理念をしっかりと理解した上で、こども施策全体の中での連続性を意識し、障害のあるこどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

また、乳幼児期については、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的として、全ての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を推進する羅針盤として、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(以下「はじめの100か月の育ちビジョン」という。)が、令和5年12月に閣議決定されており、「はじめの100か月の育ちビジョン」の内容も十分に理解し、障害の有無にかかわらず全てのこどもの育ちをひとしく切れ目なく保障する視点を持ち、こどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

支援に当たる上では、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが意見を表明する権利の主体であることを認識し、こどもが意見を表明する機会が確保され、年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先考慮されるよう、取組を進めていくことが必要である。その際には、言語化された意見だけではなく、こどもの障害の特性や発達の程度をよく理解した上で、その特性や発達の程度に応じたコミュニケーション手段により、例えば、目の

動きや顔の向き、声の出し方といった細やかな変化や行動を踏まえ、様々な形で発せられる思いや願いについて、丁寧にくみ取っていくことが重要である。

3. 障害児支援の基本理念

障害児支援に携わる者は、2.の全てのこどもに関わるこども施策の基本理念に加え、障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障するため、次の基本理念を理解した上で、こどもや家族への支援、関係機関や地域との連携に当たっていくことが重要である。

(1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、こどもの今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供することが必要である。

また、障害の特性による二次障害を予防する観点も重要であることから、こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こどもの支援に当たっては、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(2) 合理的配慮の提供

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別(「合理的配慮」の不提供を含む。) の禁止等が定められている。

障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、事業所等は、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。

(3) 家族支援の提供

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、そのこども本人のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こどもの「育ち」や「暮らし」が安定し、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

家族の支援に当たっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要であり、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(4) 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、事業所等は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

(5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。

こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

第2章 児童発達支援の全体像

1. 定義

児童福祉法において、「児童発達支援」及び「児童発達支援センター」は、以下のように規定されている。

<児童福祉法>

- 〇 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療・・・を行うことをいう。(第6条の2の2第2項)。
- 〇 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする(第43条)。

2. 役割

(1) 児童発達支援の役割

児童発達支援は、大別すると、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地

域連携」からなる。

事業所等は、主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。また、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくことも求められる。

(2) 児童発達支援センターの中核的役割

児童発達支援を提供する事業所等の中でも、特に児童発達支援センターについては、令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられたことから、(1)の役割に加えて、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくことが求められる。

地域の関係機関との連携を進めるに当たっては、自治体や、障害福祉、母子保健、医療、子育て支援、教育、社会的養護など、こどもの育ちや家庭の生活に支援に関わるさまざまな分野の関係機関と連携を図ることが重要である。また、地域の支援体制の構築を進めるに当たっては、児童発達支援センターを利用する個々のこどもの支援における課題や成功事例、困難事例等について、地域の協議会や会議の場も活用しながら、地域全体の課題として取り組んでいくことも重要である。

児童発達支援センターが、多様な障害のあるこどもや家庭環境等に困難を抱えたこども等に対し、適切な発達支援を提供するとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るなど、地域における障害児支援の中核的な役割を担うためには、次の4つの機能を備えることが必要である。

<児童発達支援センターの4つの機能>

ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無にかかわらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れたを確保するのが難しいなど、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。なお、未就学児に限らず、学齢児にも提供されるべき点に留意すること。

イ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能。

ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所や放課 後児童クラブ等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあ るこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行利用や移行を推 進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発 信・周知を進めていく機能。

エ 地域の障害のあるこどもの発達相談の入口としての幅広い相談機能

発達支援の入口として、幅広い相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる 観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつ つ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、 家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁 寧に幅広い相談に対応していく機能。

なお、これらの4つの機能の具体的な内容や発揮の手法については、追って示す「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」を参照すること。

3. 児童発達支援の原則

(1) 児童発達支援の目標

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要

な時期である。そのため、児童発達支援は、安全で安心して過ごすことができる居場所の提供により、こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、生涯にわたるウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

① アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実

安定したアタッチメント²(愛着)を形成していくことや、将来のこどもの発達・成長の 姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障 害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの 自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

- ② 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。
- ③ こどもと地域のつながりの実現 こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移 行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成

長できるよう支援することを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

④ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通 じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供す ることにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤 を作っていくこと。

(2) 児童発達支援の方法

児童発達支援の主な対象は、成長が著しく、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児時期のこどもであるため、こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、児童発達支援を利用する全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や障害特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等の把握に当たっては、本人 支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、 「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要である。

総合的な支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活

² こどもが怖くて不安なときに、身近なおとな(愛着対象)がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで、安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらし、その基本的な信頼感は、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体の発達を促す。また、安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われるものである。

また、特定の領域に重点を置いた支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、5領域のうち、特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域の うち特定の領域のみの支援のみを行うなど、本人支援の5領域の視点が網羅されていない状 況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

さらに、こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要である。そのため、「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。

なお、支援の提供に当たっては、こどものいまの育ちを充実させていくこととあわせて、短期的及び長期的な視点をもって支援をしていくことが必要である。

これらの基本的な考え方を踏まえながら、(1)の児童発達支援の目標を達成するために、 児童発達支援に携わる職員は、次の事項に留意して、障害のあるこどもに対し、児童発達支援 を提供しなければならない。

- ① 一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② こどもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、 自己を十分に発揮できる環境を整えること。特に、3歳未満までのこどもの場合には、 健康状態や生活習慣の形成に十分な配慮を行いながら、こどもの心身の発達に即して 支援を行うこと。
- ③ 一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、障害の状態や発達の過程に応じて、個別や集団における活動を通して支援を行うこと。その際、こどもの個人差に十分配慮すること。
- ④ こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。特に、3歳以上のこどもの場合には、個の成長と、こども同士の協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うこと。
- ⑤ こどもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行うこと。
- ⑥ こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、 表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現す る力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、こどものできること、得意なこと及び可能性に着目し可能性を拡げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
- ⑧ 乳幼児期は、親子関係の形成期にあることを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑨ こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進の観点を常に念頭に置き、こどもと地域のつながりを意識しながら支援を行うこと。
- ① こどもや家族を包括的に支援していくためには、事業所等において、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所等内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

(3) 児童発達支援の環境

児童発達支援を提供する上では、児童発達支援に携わる職員やこども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、さらには自然や社会の事象等の環境を考慮し、支援に当たる必要がある。

事業所等は、こうした人、物、場等の環境が相互に関連しあい、こどもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を整え、工夫して、こどもに対し支援を行わなければならない。

- ① こども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことにより、 興味関心を拡げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。
- ② こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、事業所等の設備や環境を整えるとともに、事業所等の衛生管理や安全の確保等に努めること。
- ③ こどもが生活する空間は、温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、障害の特性を踏まえ、時間や空間を本人にわかりやすく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整えるなど、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④ こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(4) 児童発達支援の社会的責任

児童発達支援を提供する事業所等には、次のような社会的責任がある。

- ① 事業所等は、障害の有無にかかわらず、権利行使の主体としてこどもの人権に十分 配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発 達支援を行わなければならない。
- ② 事業所等は、通所するこどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、当該事業所等が行う児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れいではいる。
- ③ 事業所等は、地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、当該事業所等が行う児童 発達支援の内容等の情報を適切に発信しなければならない。
- ④ 事業所等は、児童発達支援計画に基づいて提供される支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じなければならない。
- ⑤ 事業所等は、通所するこどもやその家族の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的内容

1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項

児童発達支援に携わる職員は、こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、保育所等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)を理解するとともに、幼稚園教育要領(平成 29 年文部科学省告示第 62 号)、特別支援学校幼稚部教育要領(平成 29 年文部科学省告示第 72 号)及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)についても理解し、支援に当たることが重要である。特に、特別支援学校幼稚部教育要領の「自立活動」は、障害のある幼児がその障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導について示していることに留意する必要がある。

2. 児童発達支援の内容

児童発達支援は、障害のあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。

具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」 及び「地域支援・地域連携」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」は、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、個々のこどもに応じて、オーダーメイドの支援を提供していくことが重要である。また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「家族支援」や「移行支援」、「地域支援・地域連携」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、「本人支援」により得られた、障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えていくことも重要である。特に児童発達支援センターは、こうした役割を担い、地域における連携・ネットワークの核となり、地域の関係機関との連携や保育所等訪問支援の実施、地域障害児支援体制強化事業・障害児等療育支援事業の実施や地域支援体制の構築のための会議の開催、地域集会等への積極的な参加等を通じて、地域においてこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供する地域づくりを進めていくことが期待される。

(1) 本人支援

「本人支援」は、障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。そのため、児童発

達支援計画においては、「本人支援」について5つの欄を設けて、個々に異なる支援目標や 支援内容を設定する必要はないが、各領域との関連性については必ず記載することとして いる。

以下の(ア)から(オ)までに示す各領域における支援内容は、各領域におけるねらいを踏まえて考えられる支援内容を仔細に記載したものであり、実際の支援の場面においては、これらの要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや現在と当面の生活の状況等を踏まえて、こどもの育ち全体に必要な支援内容を組み立てていく必要がある。

また、この「本人支援」の大きな目標は、障害のあるこどもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。事業所等で行われる「本人支援」は、家庭や地域社会での生活に活かしていくために行われるものであり、保育所等に引き継がれていくものである。

(ア) 健康・生活

ねらい	・健康状態の維持・改善
	・生活習慣や生活リズムの形成
	・基本的生活スキルの獲得
支援内容	<健康状態の維持・改善>
	・健康状態の把握と対応
	健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援
	する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常と
	は異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をすることが
	重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性
	及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変
	に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。
	・リハビリテーションの実施
	日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもが持つ機
	能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、社
	会的支援を行う。
	<生活習慣や生活リズムの形成>
	睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維
	持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。ま
	た、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、
	楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀
	嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた
	自助具等に関する支援を行う。さらに、衣服の調節、室温の調節や
	換気、病気の予防や安全への配慮を行う。
	<基本的生活スキルの獲得>

生活に必要な基本的技能の獲得

こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、生活の場面における環境の工夫を行いながら、こどもの状態に応じて適切な時期に適切な支援をする。

構造化等による生活環境の調整

生活の中で、様々な遊びを通した学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かり やすく構造化する。

・医療的ケア児への適切なケアの実施

適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの医療濃度に応じた医療的ケアの実施や医療機器の準備、環境整備を行う。

(イ) 運動・感覚

ねらい

- ・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- 身体の移動能力の向上
- ・保有する感覚の活用
- ・感覚の補助及び代行手段の活用
- ・感覚の特性への対応

支援内容

<姿勢と運動・動作の基本的技能の向上>

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。

<姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用>

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。

<身体の移動能力の向上>

自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常 生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。

<保有する感覚の活用>

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。

<感覚の補助及び代行手段の活用>

障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、保有する感覚器官

を用いて情報を収集し、状況を把握しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助機器や ICT を活用することや、他の感覚や機器による代行が的確にできるよう支援する。

<感覚の特性への対応>

感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)を踏まえ、感覚の偏りに対する 環境調整等の支援を行う。

(ウ) 認知・行動

祁和"1]到	
ねらい	・認知の特性についての理解と対応
	・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認
	知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手
	掛かりとなる概念の形成)
	・行動障害への予防及び対応
支援内容	<認知の特性についての理解と対応>
	一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入って
	くる情報を適切に処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食
	等に対する支援を行う。
	<対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得>
	・感覚の活用や認知機能の発達
	視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から
	情報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。
	・知覚から行動への認知過程の発達
	取得した情報を過去に取得した情報と照合し、環境や状況を把
	握・理解できるようにするとともに、これらの情報を的確な判断
	や行動につなげることができるよう支援を行う。
	・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
	物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、大小、数、重さ、
	空間、時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行
	動の手掛かりとして活用できるよう支援する。
	<行動障害への予防及び対応>
	感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行
	動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う。

(エ) 言語・コミュニケーション

ねらい	・コミュニケーションの基礎的能力の向上
	・言語の受容と表出
	・言語の形成と活用

- ・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- ・コミュニケーション手段の選択と活用
- ・状況に応じたコミュニケーション
- ・読み書き能力の向上

支援内容

<コミュニケーションの基礎的能力の向上>

障害の種別や程度、興味関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身につけることができるよう支援する。

<言語の受容と表出>

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援を行う。

<言語の形成と活用>

具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつけること等により、 自発的な発声を促し、体系的な言語を身につけることができるよう支援する。

<人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得>

個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。

- <コミュニケーション手段の選択と活用>
 - ・指差し、身振り、サイン等の活用 指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達 ができるよう支援する。
 - ・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコ ミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができ るよう支援する。
 - ・コミュニケーション機器の活用

機器(パソコン・タブレット等のICT機器を含む。)等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。

<状況に応じたコミュニケーション>

コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側 と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握する ことが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する。

<読み書き能力の向上>

発達障害のあるこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。

(オ) 人間関係・社会性

ねらい	・アタッチメント(愛着)の形成と安定
	・遊びを通じた社会性の発達
	・自己の理解と行動の調整
	・仲間づくりと集団への参加
支援内容	<アタッチメント(愛着)の形成と安定>
	・アタッチメント(愛着)の形成
	こどもが基本的な信頼感を持つことができるように、環境に対
	する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感を
	育む支援を行う。
	・アタッチメント(愛着)の安定
	自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談にのる
	ことで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりでき
	るよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。
	<遊びを通じた社会性の促進>
	・模倣行動の支援
	遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人
	関係の芽生えを支援する。
	・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援
	感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て
	遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社
	会性の発達を支援する。
	・一人遊びから協同遊びへの支援
	周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行
	遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したり
	ルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支
	援する。
	<自己の理解と行動の調整>
	大人を介在して自分のできることや苦手なことなど、自分の行
	動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるよう
	に支援する。

<仲間づくりと集団への参加>

集団に参加するための手順やルールを理解し、こどもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。

(障害特性に応じた配慮事項)

児童発達支援に携わる職員は、障害のあるこどもの発達の状態及び発達の過程・特性等を 理解し、一人一人のこどもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行うことが必要であ る。

また、それぞれの特性に応じて、設備・備品への配慮のほか、こどもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することなどが必要である。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について以下のとおり示しているが、障害の特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけに捉われることなく、こどもの状態像の 把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

- 視覚に障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性を育て、生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。
- 聴覚に障害のあるこども(人工内耳を装用しているこどもを含む。)に対しては、聴こえない又は聴こえにくい特性や必要な配慮を理解した上で(ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要)、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を行う必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。

特に、乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れるため、こどもの年齢及び発達や障害の程度に応じて、言葉だけでなく、手話や表情、行動も含めた様々なコミュニケーション手段でこどもが発することに留意することも必要である。

○ 知的障害のあるこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。

- 発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくすることや、感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的 又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解を促すことや、人と関わる際の具体的 な方法や手段を個々の特性に応じて身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、特定の人との関係性を軸に、周囲の 人との関わりを拡げていくとともに、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい 表出を促すことが必要である。また、安心感のある肯定的な関わりを大切にするとともに、 少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 場面緘黙(選択性かん黙)のあるこどもに対しては、話さないということだけに着目して、話すことを強制したり、話さないこどもとみなしたりするのではなく、こどもの心理的な要因や環境的な要因等により、他の場面では話せているにもかかわらず、場面によっては話ができないという状態であることを理解した上で支援に当たることが必要である。こどもの緊張や不安の緩和を目標にして、こどもの意思が表出しやすい場面を設け、指さしやカード、身振りなど言葉以外の方法でコミュニケーションを取れるよう工夫することが必要である。
- 肢体不自由のこどもに対しては、身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を拡げるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、 進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫して設定すること が必要である。
- 病弱・身体虚弱のこどもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けているこどもは、治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けたり、同年代のこどもとの関わりが少なくなるなど、学びの基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等のこどもを含め、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 医療的ケアが必要なこどもに対しては、医療的ケアの目的や具体的な手法等について十分に情報を収集し、医師の指示に基づき、適切にケアを提供する体制をあらかじめ整えた上で、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。なお、医療的ケアが必要なこどもの中には、見た目では医療的ケアが必要であると分からないこどももいることに配慮することが必要である。

- 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心に応じて体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。これは、不快、苦痛、体調不良時等の意思表示であっても同様であり、その表情等から変化に気づけるよう、心身の状態を常にきめ細かく観察することが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりや遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を図ることが必要である。
- 複数の種類の障害のあるこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。
- 知的障害と発達障害のあるこどもに対しては、将来的な強度行動障害のリスクを把握 し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の 調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させないよう、予防的な観点をもって支援を行 っていくことが必要である。

行動上の課題が顕在化した際には、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目する機能的アセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身につけていくための「標準的な支援」が必要である。

○ 高次脳機能障害のあるこどもに対しては、障害による認知や行動上の特性等を理解する とともに、障害を受ける前にできていたことができないといった悩みを抱えていることが あるため、心のケアを心がけつつ支援を行うことが必要である。

(特に支援を要する家庭のこどもに対する支援に当たっての留意点)

こどもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所等の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、こどもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。ここでは、いくつかの気に留めておくべきこどもの行動や態度、表情などを取り上げ、支援を行うに当たっての留意点として以下に示すが、これらの留意点に加え、まずは日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO 団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要である。

- 不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われるなど虐待を受けていることが疑われるこどもについては、極度の緊張した表情や極度の甘えがみられるなどの様々な反応に対する理解や、職員とのアタッチメント(愛着)の形成を含めた信頼関係の構築が重要である。
- サイズに合ってない衣類を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなど生活に困窮していることが疑われる家庭のこどもについては、食事等の基本的な生活習慣や生活リズムの形成、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱等の基本的生活スキルの獲得などを基盤として、様々な豊かな経験を提供するとともに、保護者やこどもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必要である。
- 近年増加傾向にある外国にルーツのあるこどもについては、日本語がうまく話せないことで他のこどもとの関係を構築することが難しいこともあり、学習が進みにくい、あるいは、文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じているこどもも多いことから、支援に当たっては、まずはこどもが持つ困難さを把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことが重要である。

(2) 家族支援

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の 基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」 の安定・充実につながる。このため、障害のあるこどもを育てる家族が安心して子育てを行 うことができるよう、家族(きょうだいを含む。)と日頃から信頼関係を構築し、障害の特 性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、保護者がこどもの発達を心配する気持ちを出発点とし、こどもの障害を含むその子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面するものであり、障害があってもこどもの育ちを支えていけるような気持ちを持つことができるようになるまでの過程においては、関係者が十分な配慮を行い、日々こどもを育てている保護者の思いを尊重するとともに、様々な出来事や情報で揺れ動く保護者に寄り添いながら、伴走した支援が必要である。

家族支援においては、こども本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、こども本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重する姿勢が重要である。

ねらい	・アタッチメント(愛着)の形成
	・家族からの相談に対する適切な助言等
	・障害の特性に配慮した家庭環境の整備
支援内容	<アタッチメント(愛着)の形成>

- ・こどもの信頼感を育み、家族や周囲の人と安定した関係を形成する ための支援
- <家族からの相談に対する適切な助言等>
- ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援
- ・こどもの抱き方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての 助言・提案
- ・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援
- ・心理的カウンセリングの実施
- ・保護者同士の交流の機会の提供
- ・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援 助
- <障害の特性に配慮した家庭環境の整備>
- ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施
- ・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供

(支援に当たっての配慮事項)

乳幼児期は、親が障害のあるこどもを育てる初期の不安な時期であり、孤立感を感じやすい時期でもある。そのため、こどもと家族を早期から支援することで、孤立感を軽減できるようトータルに支援していくことが重要である。

以下は、家族のさまざまな不安や負担を軽減していく観点から特に配慮すべき内容を示しており、「家族支援」の提供に当たり留意すること。

- 「家族支援」は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が 多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必 要である。
- O 「家族支援」は、家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解することが 重要である。
- 〇 特に、こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」 の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行うことが大切である。
- 「家族支援」において明らかとなってくる虐待(ネグレクトを含む。)の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応が求められる。
- 「家族支援」は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図り実施することが必要である。
- 社会的養護の状況にあるこどもの場合には、児童養護施設や里親、ファミリーホーム等、家族とは異なる場で生活をしている場合もあり、そのような場合には、こどもの暮らしを支える関係者と緊密な連携を図っていくことも必要である。

(3) 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

このため、事業所等における支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供するなど、「移行支援」を行うことが重要である。

なお、特に入園・入学時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、こどもを 取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が 求められる。

ねらい	・保育所等への移行支援
	・ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備

・保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携
・同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり
<保育所等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来
的な移行に向けた準備>
・具体的な移行や将来的な移行を見据えたこどもの発達の評価・支援
(*)
・具体的な移行先との調整
・移行先との支援方針・支援内容の共有や、こどもの状態・親の意向・
支援方法についての伝達
・家族への情報提供や移行先の見学調整
・移行先の受け入れ体制づくりへの協力
・移行先への相談援助
・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助(※)
<保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携>
・併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有(例:得意不得意や
その背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有)
・併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整
<同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり>
・地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流

(※)「移行」の視点を持った本人や家族に対する支援は、「本人支援」や「家族支援」と 内容が重なる場合もある。

(4) 地域支援・地域連携

事業所等において、障害のあるこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するためには、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていく「地域支援・地域連携」を行うことが必要である。

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)と関係者間のスムーズな連携の推進(横の連携)の両方(縦横連携)が重要である。

なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、こどもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

ねらい	・通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援
支援内容	<通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援
	>

- ・こどもが通う保育所等や通う予定の学校・放課後児童クラブとの情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議の開催
- ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携 や調整
- ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援 センター、地域生活支援拠点等との連携
- ・こどもが利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業 所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における 連携
- ・虐待が疑われる場合には、児童相談所やこども家庭センターとの情報連携
- ・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携
- ・個別のケース検討のための会議の開催

(支援に当たっての配慮事項)

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、以下に留意すること。

○ 「地域支援・地域連携」は、児童発達支援を利用するこどもが地域の様々な場面で 適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携することが重要であることから、普段 から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという 視点が必要である。

第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

児童発達支援の適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のあるこどもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所等が提供する具体的な支援内容等について検討し、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

なお、セルフプランにより児童発達支援を利用するこどもであって、複数の事業所等から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用を進めることが重要であり、事業所間におけるこどもの状態像の認識や必要な支援の見立て、支援内容等のバラつきにより、こどもに過度なストレスを与えることのないよう留意すること。

また、障害児相談支援事業所と事業所等の関係性は、単に相談支援専門員が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が児童発達支援計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。こどもや家族の生活全般のニーズに対応するため、事業所等からも障

害児相談支援事業所に積極的に働きかけるなど、双方向のやり取りを行う関係であることに留意 して連携する必要がある。

1. 障害児支援利用計画の作成の流れ

(1) 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定

- 〇 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、事業所等の利用を希望するこどもや保 護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
- O 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聴き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々のこどもの障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに対応し、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 〇 乳幼児期の障害のあるこどもへの支援には、児童福祉法に基づき、通所により発達支援を行う「児童発達支援」のほか、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のあるこどもに対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、保育所等を利用している障害のあるこどもに対し支援を行う「保育所等訪問支援」がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、居宅で入浴や排泄、食事の介護等を行う居宅介護(ホームヘルプ)や、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所(ショートステイ)等の障害福祉サービスが利用できる。
- 〇 障害児支援利用計画案は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- O 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、事業所等の利用についての支給決定 を行うこととなる。

(2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- O 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、こどもや家族の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を行い、それらの事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、事業所等の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- 〇 担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、こどもや家族の意向と総合的な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について共有する。
- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、 事業所等の担当者は、児童発達支援の専門的な見地からの意見を述べることが求められる。ま

- た、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所等に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらず、意見を述べることが重要である。
- 相談支援専門員は、担当者会議における参加者による意見交換を受けて、支援の提供の目的 や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同意のもと障害児支 援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、こどもや保護者をはじめ、支給決定 を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に配付され共有される。

(3) 児童発達支援計画に基づく児童発達支援の実施

- 事業所等の児童発達支援計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における 総合的な援助方針や、当該事業所等に対応が求められるニーズを踏まえて、児童発達支援の具 体的な内容を検討し、作成する。児童発達支援計画の作成については、2. を参照すること。
- 〇 事業所等は、障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の提供を行うことが重要である。なお、障害児支援利用計画と児童発達支援計画は、個々のこどもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。
- 事業所等は、作成された児童発達支援計画に基づき児童発達支援を実施する。
- 障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に代えてセルフプランにより児童発達支援を利用するこどもであって、複数の事業所等から継続的に支援を受けている場合は、市町村が選定するコア連携事業所(こどもの支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所等)を中心として、事業所間で連携して児童発達支援を実施する。

(4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 〇 相談支援専門員は、一定期間毎に、こどもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、事業所等の児童発達支援管理責任者は、その時点までの児童発達支援 の提供状況を踏まえて、目標の達成度や気づきの点等の情報を積極的に共有することが重要 である。そのためには、事業所等の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や職員のうち、 こどもの状況をよく理解した者を参画させなければならない。
- 〇 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な援助方針や事業所等に求められる役割が 変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて児童発達支援計画を変更し、 適切な児童発達支援を実施する。

(5) その他の連携について

○ 事業所等による児童発達支援は、こどもや家族への生活全般における支援の一部を継続的 に実施するものである。日々の支援を担う事業所等は、こどもや家族のニーズの変化を細やか に把握することができる。また、継続的な関わりは、こどもや家族へのアセスメントを深め、 潜在的なニーズの把握にもつながる。

○ しかし、それらのニーズは、事業所等のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業所などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

2. 児童発達支援計画の作成の流れ

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、 児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し、全ての職員が児童 発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセス を管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

(1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 〇 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。なお、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(令和6年4月)において、市町村が、支給決定の際に、介助の必要性や障害の程度の把握のために実施する「5領域 20 項目の調査」の結果について、保護者に対し、利用する事業所等に交付するよう依頼することが望ましい旨示していることから、事業所等は、保護者に対し、「5領域 20 項目の調査」の結果について確認の上、当該結果について、アセスメントを含め実際の支援の場面にも活用していくことが重要である。
- こどもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、こどもの障害の状態だけでなく、こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。

また、こどもの発育状況、自己理解、心理的課題、こどもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている関係機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、 将来の展望等について必要な情報を集め、こどもと保護者のニーズや課題を分析する必要がある。

- 保護者のニーズとこども本人のニーズは必ずしも一致するものではないため、まずはこどものニーズを明確化していくことが求められる。また、こどものニーズは変化しやすいため、 日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。
- アセスメントの実施に当たっては、全てのこどもが権利の主体であることを認識し、個人として尊重するとともに、意見を形成・表明する手助けをするなど、こども本人のニーズをしっかりと捉えられるように対応することが必要である。

(2) 児童発達支援計画の作成

- 〇 障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメント した情報について、課題整理表等を用いて整理しながら、児童発達支援におけるニーズを具体 化した上で、児童発達支援の具体的な内容を検討し、児童発達支援計画を作成する。
- 児童発達支援計画の作成に当たっては、将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することをいい、こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。その際は、こどもに対し、適切に説明することが必要である。
- 児童発達支援計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる 職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用も可能とされており、また、 予定が合わない等により個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に 情報共有を行ったり意見を求めたりすることも必要である。いずれにしても、こどもの支援に 関わる様々な職員に意見を聴く機会を設けることが求められる。

また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を考慮することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、こども本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。

- 児童発達支援計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容(5領域との関連性を含む。)」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。児童発達支援計画の参考様式及び記載例については、別添1の「個別支援計画の記載のポイント」を参照すること。
- 児童発達支援計画に、こども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、本ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目を適切に設定し、その上で、具体的な支援内容を設定する。
- 「本人支援」においては、5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことが必要であり、支援を組み立てていくに当たっては、(1)のアセスメントにおいて、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析して

そのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する支援への当てはめを行うだけの児童発達支援計画の作成にならないよう留意することが必要である。

- 「本人支援」における5領域との関連性については、5領域全てが関連付けられるよう記載することを基本とするが、相互に関連する部分や重なる部分もあると考えられるため、5領域それぞれで、一対一対応で、異なる支援目標や支援内容を設定する必要はない。ただし、5領域のうち相互に関連する部分や重なる部分を踏まえ、これらをまとめた上で支援目標や支援内容を設定した場合であっても、各領域との関連性についての記載は必ず行い、「本人支援」全体として5領域全てが関連付けられるようにする必要がある。
- 「本人支援」においては、計画期間内に、特に重点的に取り組むものとそうではないものなど、支援内容の実施頻度に差がある場合も想定される。しかしながら、計画期間内における実施頻度が低いと見込まれる支援内容であっても、こどもの生活全般を通じて5領域との関連性が担保できるよう、5領域全てとの関連において必要な支援内容を記載することが必要である。
- 〇 「本人支援」において、5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)に加え、特定の領域 に重点を置いた支援を行う場合についても、児童発達支援計画に記載することが必要である。
- 「移行支援」については、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の取組を記載する。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、児童発達支援の基本となる「本人支援」、「家族支援」及び「移行支援」について必ず記載することとする。「地域支援・地域連携」については必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援する かということが、児童発達支援計画において常に明確になっていることが必要である。
- O こどもや保護者に対し、「児童発達支援計画」を示しながら説明を行い、こどもや家族の支援として必要な内容になっているかについて同意を得ることが必要である。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性やこどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。
- O 支援手法については、個別活動と集団活動をそのこどもに応じて適宜組み合わせることが 必要である。
- O 事業所等において作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うこと が必要である。

(3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施

○ 事業所等における時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の時間と活動プログラムを組み合わせたタイムテーブルを作成する。タイムテーブルは、こどもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、こどもが見通しを持って

自発的に活動できるよう促されることが期待される。

- 発達支援の時間は十分に確保されなければならず、送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、こどものニーズや状況、こどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況等に応じて、その内容を組み立て、職員も交えながらチームで検討していくことが必要である。提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。活動プログラムの内容は、本ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。
- 集団活動の場合は、対象となるこどもの年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動 プログラムを作成する必要がある。こどもの年齢や発達上のニーズが異なることも多いこと から、年齢別、障害種別又は発達上のニーズ別に支援グループを分けることなどの工夫も必要 である。

(4) 児童発達支援計画の実施状況の把握(モニタリング)

- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断する。
- 〇 障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。

(5) モニタリングに基づく児童発達支援計画の見直し及び児童発達支援の終結

- 〇 モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、児童 発達支援計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容が 合っていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容等を評 価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供してい る児童発達支援の必要性が低くなった場合は、児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や 児童発達支援の終結を検討する。
- 児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や児童発達支援の終結に当たっては、事業所等から家族や障害児相談支援事業所、保育所等の関係機関との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。なお、保育所等に移行する場合など、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの児童発達支援の支援内容等について、適切に情報提供することが必要である。

第5章 関係機関との連携

障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

このため、事業所等は、日頃から、市町村の障害児支援担当部局、児童福祉担当部局、教育委員会、こども家庭センター、保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(幼稚部及び小学部)、地域の子育て支援機関、児童委員や主任児童委員等の地域の関係機関や障害当事者団体を含む関係者、広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要なこどもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、こどもの支援が保育所等や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。また、セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。

さらに、こども本人を中心に考える支援の輪の中において、事業所等に期待される役割を認識し、 こどもに対し適切な支援を提供することが必要である。

加えて、障害のあるこどもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、 そうした観点からは事業所等が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域 社会に対して、児童発達支援に関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心 がけることが求められる。

1. 市町村との連携

- 支援の必要なこどもと家族を地域全体で支えていくためには、地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整備を行う市町村と連携していくことが必要である。障害児支援担当部局、母子保健やこども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、教育委員会など、こどもと家族に関わる部局は様々であり、こどもと家族を中心として包括的に支援を行っていく観点からも、しっかりと連携体制を構築していくことが重要である。
- 〇 こどもの発達支援の必要性は、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、市町村保健センター等の 発達相談、保育所等の利用など様々な機会を通して気づかれるものであり、気づきの段階から 継続的な支援を行うため、母子保健やこども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支 援が必要である。

2. 医療機関等との連携

- 〇 医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもが医療機関(NICU等)から在宅生活に移行し、その後も在宅生活を継続していくために、地域の保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携した支援が必要である。
- 〇 こどもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじ

め定めておく必要がある。協力医療機関は、緊急時の対応が生じた場合に相談をすることが想定されることから、できるだけ近い場所であることや、事業所等の作成する緊急時の対応マニュアルを、事前に協力医療機関や保護者と共有しておくことが望ましい。特に、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもは、事前に協力医療機関を受診し、医師にこどもの状態について理解しておいてもらうことも必要である。

- O こどもが服薬をしている場合には、保護者と連携を図りながら、必要に応じて、こどもの主治 医等と情報共有を行うことが重要である。
- 医療的ケアが必要なこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた適切な 支援や必要な医療的ケアを提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことに 加え、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等とのネットワークを構 築しておくことが重要である。
- 人工内耳を装用しているこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた適切な支援を提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことが重要である。

3. 保育所や幼稚園等との連携

○ こどもが成長し、事業所等から地域の保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等に移行する際には、保護者の同意を得た上で、児童発達支援計画と個別の指導計画や教育支援計画等を含め、こどもの発達支援の連続性を図るため、こども本人の発達の状況や障害の特性、事業所等で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにするとともに、移行後のフォローアップを行うことが必要である。

また、この際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが 重要である。さらに、児童発達支援センターにおいては、保育所等の職員が障害のあるこどもへ の対応に不安を抱える場合等に、保育所等訪問支援や地域障害児支援体制強化事業、障害児等療 育支援事業等の積極的な活用を図ることにより、適切な支援を行っていくことが重要である。

- こどもが事業所等と地域の保育所等の併行利用をしている場合は、当該保育所等と支援内容 等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて当該保育所等における障害の あるこどもへの支援をバックアップしていくことが重要である。
- 加えて、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との交流や、同年代の障害のないこどもと活動する機会の確保も必要である。あわせて、こどもの状態や、こどもや家族の希望に応じて、保育所等への併行利用や移行を行うことができるよう、日頃から、保育所等への理解を求めるための啓発活動を行うことが必要である。

4. 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携

- 様々なこどもや家族を地域で支えていくためには、地域の児童発達支援センターや児童発達 支援事業所が、障害種別や障害の特性の理解、障害種別や障害の特性に応じた活動や支援方法、 支援における成功事例や困難事例等について、合同で研修を行うことやそれぞれから助言をし あうことなどにより、連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。
- 〇 また、発達支援上の必要性により、複数の事業所等を併せて利用するこどもについては、こど

もの状態像や必要な支援の見立てについて共通認識を持つとともに、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、こどもの日常生活動作の状況や留意事項、相互の支援内容や児童発達支援計画の内容等について情報共有を図ることが必要である。特にセルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有を図っていくことが重要である。

- 児童発達支援センターについては、地域における連携・ネットワーク構築の核として、自治体 や地域の事業所と積極的に連携を図りながら、地域の事業所へのスーパーバイズやコンサルテ ーションの実施、研修や事例検討会の開催等を行うことも必要である。
- 〇 また、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する専門機関や地域のセーフティーネット機能である障害児入所施設と連携し、助言や研修等を受けることや、特定の分野に強みを有する事業所と連携して支援を進めることも必要である。

5. 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携

- 小学校や特別支援学校(小学部)に進学する際には、児童発達支援計画と個別の教育支援計画 等を含め、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、こども本人の発達 の状況や障害の特性、事業所等で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解 を図り、円滑に支援が引き継がれるようにすることが必要である。
- 児童発達支援センターにおいては、小学校や特別支援学校(小学部)への保育所等訪問支援等の実施により、進学先において、こどもの支援が継続できるようにしていくことも必要である。
- 放課後等デイサービスの利用を開始する場合についても、放課後等デイサービス計画の適切な作成や、こどもの発達支援の連続性を踏まえた円滑な支援の提供を進める観点から、学校の場合と同様に情報の共有が必要である。また、放課後等デイサービスの利用開始後も、より適切な発達支援を実施するために連携体制を継続し、必要な情報提供や助言を行うことが望ましい。なお、放課後児童クラブを利用する場合についても同様である。
- 〇 こうした支援の移行の際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。

6. こども家庭センターや児童相談所との連携

- 特に支援を要する家庭(不適切な養育や虐待の疑い等)のこどもに対して支援を行うに当たっては、日頃から、こどもの心身の状態、家庭での養育の状況等についての把握に努めるとともに、障害児施策だけで完結するのではなく、障害福祉施策、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。
- 虐待が疑われる場合には、速やかに事業所等内で情報共有を行うとともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待防止窓口、保健所等の関係機関と連携して対応を図る必要がある。
- 〇 こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合には、こどもや

家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、こども家庭センターと連携を図っていくことが必要である。

○ 事業所等を利用するこどものきょうだいが、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている状況にあるなど、ヤングケアラーであると疑われる場合においても、速やかに事業所等内で情報共有を行うとともに、こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携して、その家庭が必要とする支援につなげていくことが重要である。そのためには、各自治体のヤングケアラー担当部署等が実施する関係機関職員研修への参加等により、ヤングケアラーについて正しい理解を持つ必要がある。

7. (自立支援)協議会等への参加や地域との連携

- 〇 事業所等は、(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要がある。
- 〇 日頃から地域の行事や活動に参加できる環境をつくるため、自治会や地域の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連絡を密にすること等の対応が必要である。また、地域住民との交流活動や地域住民も参加できる行事の開催など、地域との関わりの機会を確保することも重要である。

第6章 児童発達支援の提供体制

1. 定員

設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容を確保するとともに、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定めることが必要である。

2. 職員配置及び職員の役割

(1) 適切な職員配置

- 児童発達支援センターにおいては、管理者、嘱託医、児童発達支援管理責任者、児童指導 員及び保育士、機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合)、看護職員(医療的ケアを行う場 合)の配置が必須である。また、幅広い発達段階や多様な障害の特性に応じた児童発達支援 を提供するためには、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担 当職員、看護職員を配置するなど、多職種連携によるチームアプローチが可能な支援体制を 整えることが望ましい。
- 児童発達支援事業所においては、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育 士、機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合)、看護職員(医療的ケアを行う場合)の配置 が必須であり、主に重症心身障害のあるこどもに対して児童発達支援を行う場合は、管理 者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士に加え、嘱託医、看護師、機能訓練担 当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。

- 〇 常時見守りが必要なこどもや医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこども等 への支援のために、児童指導員又は保育士、看護師について、人員配置基準を上回って配置 することも考慮する必要がある。
- 児童発達支援管理責任者が個々のこどもについて作成する児童発達支援計画に基づき、 適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援に当たる職員を統括する指導的役割の職員の配置など、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

(2) 設置者・管理者の責務

- 設置者・管理者は、事業所等の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、児童発達支援の質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。
- O 設置者・管理者は、事業所等が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこどもの発達に貢献するとともに、こどもや家族の満足感、安心感を高めるために、組織運営 管理を適切に行わなければならない。
- 〇 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を的確 に判断するとともに、職員がキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう職 員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければな らない。
- 〇 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、職員が心身ともに健康で意欲的に 支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

(3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や支援プログラム、児童発達支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び職員の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び職員の管理及び事業の実施状況の 把握その他の管理を行わなければならない。

① 運営規程の設定・見直しと職員への徹底

O 設置者・管理者は、事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理 責任者及び職員に運営規程を遵守させなければならない。運営規程には以下の重要事項 を必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、職員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間
- 利用定員
- ・児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- 通常の事業の実施地域
- ・支援の利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項
- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている児童発達支援の役割や 児童発達支援の提供すべき内容、地域でのこどもや家族の置かれた状況、児童発達支援が 公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
- 〇 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び 職員が積極的に関与できるように配慮する。
- 児童発達支援管理責任者及び職員の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を はじめとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、採用後も様々な機会を通じて 繰り返しその徹底を図ることが重要である。
- ② 複数のサイクル (年・月等) での目標設定と振り返り
 - PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及 び職員が参画して、複数のサイクル(年間のほか月間等)で事業所等としての業務改善の 目標設定とその振り返りを行うことが必要である。
- ③ 自己評価の実施・公表・活用
- 〇 運営基準において定められている自己評価については、別添2の「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」を参考に、以下の項目について、「従業者向け児童発達支援評価表」(別紙1)を活用した事業所等の職員による事業所の支援の評価(以下「従業者評価」という。)及び「保護者向け児童発達支援評価表」(別紙2)を活用した保護者による事業所評価(以下「保護者評価」)を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。

【評価項目】

- ・こども及び保護者の意向、こどもの適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ・従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 設備及び備品等の状況
- ・関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ・こども及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ・緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ・業務の改善を図るための措置の実施状況
- 〇 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、さらに強化・充実を図るべき点(事業所等の強み)や、課題や改善すべき点(事業所等の弱み)を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所等の自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて行った 改善の内容については、「事業所における自己評価総括表(公表)」(別紙3)及び「保護者 からの事業所評価の集計結果(公表)」(別紙4)を含む「事業所における自己評価結果(公 表)」(別紙5)を用いて、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向け て、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方 法としては、園だよりなど事業所等で発行している通信に掲載したり、こどもの送迎時な どの際に保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、 さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。
- O また、この事業所等による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入 して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。

④ 支援プログラムの作成・公表

- 〇 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」) との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を 作成する必要がある。支援プログラムの作成に当たっては、別添3の「児童発達支援等に おける支援プログラムの作成及び公表の手引き」を参考にすること。
- 作成された支援プログラムについては、事業所等の職員に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和6年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取

組を進めることが望ましい。なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

⑤ 都道府県等への事業所等の情報の報告

○ こどもの個々のニーズに応じた質の高い支援の選択や、事業所等が提供する支援の質の向上に資することを目的として、障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みがあり、事業所等は、都道府県等に対し、事業所等の情報(所在地や従業員数、営業時間や支援内容等)を報告する必要がある。

⑥ 職場内のコミュニケーションの活性化等

- O PDCAサイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握 と、事業所等における職員間の意思の疎通・情報共有が重要である。
- 支援の提供に関する日々の記録については、支援の質の向上の観点から、児童発達支援 管理責任者が把握する以外に、職員同士で情報共有を図ることも有用である。職場での何 でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の重 要な役割である。
- 設置者・管理者は、児童発達支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児 童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や職員の業務の 管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が、事業所内における虐待 の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、 設置者・管理者も、職員による適切な支援が提供されているか、日々把握しておく必要が ある。

⑦ こどもや保護者の意向等の把握・活用

- O PDCAサイクルによる業務改善を進める上では、事業所等による従業者評価及び保護者評価を踏まえた自己評価だけでなく、アンケート調査等を実施して、支援を利用することももの意向や満足度を把握することも重要である。
- 特に、こどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善の取組については、 こども及び保護者に周知していくことが必要である。

⑧ 支援の継続性

○ 児童発達支援は、こどもや家族への支援の継続性の観点から、継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の事業所等を紹介するなど、こどもや家族への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

3. 施設及び設備

- 事業所等は、児童発達支援を提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のあるこどもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々のこどもの障害の特性に応じた工夫が必要である。
- 〇 児童発達支援事業所の発達支援室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターの場合は、こども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- こどもが生活する空間については、発達支援室のほか、おやつや昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、こどもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、 年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。

また、遊具や室内のレイアウト・装飾にも心を配り、こどもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。

- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用する ことが必要である。
- 備品については、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じて備えることが必要である。

4. 衛生管理、安全管理対策等

設置者・管理者は、障害のあるこどもや保護者が安心して事業所等の支援を受け続けられるようにするため、こどもの健康状態の急変や感染症の発生、非常災害や犯罪、事故の発生などに対応するマニュアルの策定やその発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、事業所等を運営する中で想定される様々なリスクに対し、日頃から十分に備えることが必要である。

重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等については、追って示す「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」や、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照すること。

(1) 衛生管理・健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、 手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。事業所等における感染症対策については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参考にすること。

① 感染症及び食中毒

- O 設置者・管理者は、運営基準により、事業所等における感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施が求められている。これらの実施に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」を参考にすること。
- 設置者・管理者は、感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める必要がある。感 染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を

講じて二次感染を防ぐことが重要である。

- O 設置者・管理者は、活動や行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する必要がある。
- 設置者・管理者は、市町村や保健所等との連携のもと、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- 設置者・管理者は、こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症の発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時には、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、こどもの安全確保のために、状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うともに、保護者や関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- O また、感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画(BCP)を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。特に、新興感染症の場合は、インフルエンザやノロウイルス等の感染症と異なる対応も想定されることを念頭に置きながら、BCPの策定や研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。BCPの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。

② アレルギー対策

- 設置者・管理者は、食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えるとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。
- 設置者・管理者は、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する内容について具体的に示した上で周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努める必要がある。特に、食物アレルギーについては、こどもの命に関わる重大な事故を引き起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくことが重要である。

③ その他

- 〇 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しておくととも に、こどもの健康管理に必要となる器械・器具の管理等を適正に行う必要がある。
- 設置者・管理者は、重症心身障害のあるこどもなど、全身性障害があるこどもについては、 常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥 性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車椅子の角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応

じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

(2) 非常災害対策・防犯対策

- O 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に職員や保護者に周知することが求められている。また、設置者・管理者や職員は、こどもの障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しておくことが重要である。なお、聴こえない又は聴こえにくいこどもや職員、保護者がいる場合は、併せて、視覚で分かる緊急サイレンや合図など、事前に準備しておくことが必要である。
- 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要である。
- O 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、こどもの安全確保のために、状況に応じて事業所等を休所とする等の適切な対応を行う必要がある。このため、保護者と連絡体制や引き渡し方法等を確認しておくとともに、市町村の支援の下、保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るための事業継続計画(BCP)を策定するともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。BCPの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。
- 〇 障害のあるこどもについては、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。
- 医療的ケアが必要なこどもに関する災害時の対応については、事業所の周辺環境から災害 リスクを想定し、医療的ケアの内容やこどもの特性に応じて適切な災害対応を検討する必要 があり、対応の検討に当たっては、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」 も参考にすること。
- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、こどもが犯罪に巻き込まれないよう、 事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、こ ども自身が自らの安全を確保できるような学びの機会など、防犯対策としての取組を行う必 要がある。

(3) 緊急時対応

〇 職員は、こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療 機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 ○ 設置者・管理者は、緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を果たすことができるように訓練しておく必要がある。

また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのあるこどもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々のこどもの状況に応じて、緊急時の対応方法や搬送先等について個別のマニュアルを策定し、職員間で共有することも必要である。

- 〇 職員は、医療的ケアを必要とするこども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に 関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
- 職員は、こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の使用)に関する知識と技術の習得に努めることが必要である。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、設置者・管理者は、AEDを設置することが望ましい。

(4) 安全管理対策

- 設置者・管理者は、運営基準により、設備の安全点検、職員やこども等に対する事業所外での活動・取組等を含めた事業所等での生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の安全に関する事項について、安全計画を策定するとともに、職員に周知し、安全計画に従って研修及び訓練を定期的に行うことが求められている。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容を周知することも必要である。
- 設置者・管理者は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、安全計画の内容も踏まえ、事業所内や屋外の環境の安全性について、チェックリストを用いて点検するとともに、活動や事業所等の実情に応じ、リスクの高い場面(例えば、食事、プール、移動、送迎、屋外活動などの場面)において職員が気を付けるべき点や役割等を明確にした安全管理マニュアルを作成することが重要である。作成後は、これらに基づき、毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまうこども等もいるため、こどもの特性を理解した 上で、必要な安全の確保を行うことが必要である。

- 活動場面によって注意すべき事項が異なるため、職員は、活動場所や内容等に留意した事故 の発生防止に取り組むことが必要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食 事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要がある。
- 設置者・管理者は、運営基準により、事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、 家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが求められている。設置者・管理者 は、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所等の所在する市町 村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法 により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切 な対応を行う必要がある。なお、事故の種類を問わず、家族には、事故が発生した場合は必ず 連絡を行い、こども本人や家族の気持ちを考え、誠意ある対応を行う必要がある。事業所等に

おいては、こうしたことを踏まえ、事故発生直後の初期対応の手順の明確化や、必要となる連絡先リストの作成等を行うことが必要となる。

- 設置者・管理者は、発生した事故事例の検証や、事故につながりそうなヒヤリ・ハット事例 の情報を収集し、検証を行う機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組につい て、全ての職員に共有することが必要である。
- 設置者・管理者は、運営基準により、送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、こどもの乗降時の際に点呼を行うなど、こどもの所在を確実に把握することができる方法により所在を確認するとともに、自動車にブザー等の安全装置を装備することが求められている。
- 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止、酸素ボンベや酸素チューブ、気管チューブ等の安全管理、アラームへの即時対応などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

5. 適切な支援の提供

- 設置者・管理者は、設備や職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容が確保されるよう、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、 室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図ることが必要である。
- 〇 職員は、支援プログラムや児童発達支援の提供すべき支援の内容等について理解するとともに、児童発達支援計画に沿って、それぞれのこどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活 状況に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。
- 〇 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
- 〇 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握することが必要である。
- 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、こどもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有することも重要である。
- 〇 職員は、その日行った支援の手順、内容、こどもの反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が支援目標や児童発達支援計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。
- なお、事業所等に通所しているこどもと保育所等に通園しているこどもが、一日の活動の中で一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの職員が混合して支援を行うなど、一体的な支援を提供する場合は、障害のあるこどもの支援に支障がないように留意しながら取組を進める必要がある。詳細は、「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」(令和4年12月26日事務連絡)を参照すること。

6. 保護者との関わり

職員は、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者ととも

に考える姿勢を持ち、こどもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、こどもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

- 職員は、日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や発達上の二一ズについて共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアや介助の方法、適切な姿勢、気になること等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、保護者の希望やニーズに応じて、こどもの行動変容を目的として、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方を学ぶペアレント・トレーニング等を活用しながら、共にこどもの育ちを支えられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
- O 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整しておくことが必要である。また、事業所等内でのトラブルやこどもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に 保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや 記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

(2) こどもや保護者に対する説明等

職員は、こどもや保護者が児童発達支援を適切かつ円滑に利用できるよう、適切な説明を 十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

- O 設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、 その周知を図る必要がある。
- ② こどもや保護者に対する運営規程や支援プログラム、児童発達支援計画の内容について の丁寧な説明
 - 設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援プログラム、支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。特に、支援の内容、人員体制(資格等)、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。
 - 〇 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容について、その作成時、変更時に こどもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。
 - 聴こえない又は聴こえにくいこどもや保護者の場合には、これらの説明に際して、どのような方法による説明を希望するか確認の上、丁寧に対応することが求められる。

③ 家族に対する相談援助等

〇 職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。

そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが重要である。

- 職員は、家族が悩みなどを自分だけで抱え込まないように、家族からの相談に適切に応 じ、信頼関係を築きながら、家族の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うこ とも必要である。例えば、定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に関する 相談援助を行ったり、こどもの障害特性についての理解が促されるような支援を行った りすることが必要である。
- 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていけるような支援を行うことが必要である。また、「家族支援」は、対象を保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。
- O 設置者・管理者は、職員に対して、定期的な面談や家族に対する相談援助を通じた「家族支援」について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

4 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、児童発達支援に関するこどもや家族からの苦情(虐待に関する相談を含む。)について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- O 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、こどもや家族に周知するとともに、第三者 委員を設置している場合には、その存在についても、こどもや家族に周知する必要がある。
- 〇 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。
- O 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応は重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防ぐことが可能な苦情もあることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。
- 暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント) 等についても、その対策について検討することが必要である。

⑤ 適切な情報提供

- 〇 事業所等は、定期的に通信等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや家族に対して発信することが必要である。
- O こどもや家族に対する情報提供に当たっては、視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、手話等による情報伝達を行うなど丁寧な配慮が必要である。

7. 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所等に対する理解の増進や地域のこどもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、ホームページや会報等を通じて、事業所等の活動の情報を積極的に発信することや、事業所等の行事に地域住民を招待することなど、地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所等と実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないよう適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアが、事業所等の理念や支援の内容、障害のあるこどもに対する支援上の注意事項等をしっかりと理解し、適切に対応できるよう、丁寧に説明することが必要である。

8. 秘密保持等

- O 設置者・管理者は、職員等(実習生やボランティアを含む。以下同じ。)であった者が、その 業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要 な措置を講じなければならない。
- 職員は、関係機関・団体にこどもや家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により 保護者等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等にこども又は家族 の写真や氏名を掲載する際には、保護者等の許諾を得ることが必要である。
- 〇 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしては ならない。

9. 職場倫理

- 〇 職員は、倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また、支援内容の質の 向上に努めなければならない。これは、児童発達支援で活動する実習生やボランティアにも求 められることである。
- 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの個人差への配慮に関すること。
 - 性別、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - ・ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - 個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。
 - こどもや家族、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- 〇 職員は、こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意することが求められる。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21 条の5の18第2項の規定により、事業者は、その提供する障害児通所支援の

質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。そのためには、設置者・管理者は、自己評価の実施と評価結果に基づく改善を行うとともに、「第三者評価共通基準ガイドライン(障害者・児福祉サービス解説版)」等により、第三者による外部評価を活用することも有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる 人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機 会を確保するとともに、知識・技術の習得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が事業所等における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、事業所等において職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の習得、維持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

(1) 職員の知識・技術の向上

- 〇 職員の知識・技術の向上は、児童発達支援の内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上の取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 〇 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定 に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 児童発達支援を適切に提供する上で、児童発達支援に期待される役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、こどもと家族に対する適切なアセスメントと支援の内容・方法、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者権利条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 〇 障害種別・障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な 技術を職員が習得することが、こどもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるとい った視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の習得に向けた意 欲を喚起する必要がある。

(2) 研修の受講機会等の提供

○ 設置者・管理者は、職員の資質の向上を図るため、研修の実施等を行う必要がある。具体的には、自治体や児童発達支援センター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所等における研修会や勉強会の開催(本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等)、事業所等に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対し、適切な支援が行われるよう、職員に喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。さらに、強度度行動障害を有するこどもに対し、

適切な支援が行われるよう、強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修を受講させることも必要である。

〇 児童発達支援管理責任者は、職員に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

(3) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用

- 児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助)を有することが求められており、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。具体的には、直接個別の事業所に訪問して行うものや、事業所が児童発達支援センターを来訪して行うものなど、様々な方法が考えられる。
- 地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センターとの連携を図りながら、 スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげていく ことが望ましい。
- 〇 スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達 支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念 や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。
- O 詳細は、追って示す「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制 整備の手引き」を参照すること。

2. 権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、こどもの権利条約、障害者権利条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利及びこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努めること等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、詳細は、追って示す「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参照すること。

また、障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこどもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが必要である。

(1) 虐待防止の取組

- 〇 設置者・管理者は、運営基準により、虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること、職員に対する虐待の防止のための研修を定期的に実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められている。
- 〇 設置者・管理者は、職員によるこどもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置 など、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進めることが必要である。

O 設置者・管理者は、職員に対し、虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体が実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講すること等により、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)について理解し、虐待防止の取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにすること。

また、自治体が実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、事業所等で伝達研修を実施することが重要である。

- 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施できるようにする必要がある。実習生やボランティアの受入れや地域住民との交流を図ることなどを通じて、第三者の目が入る職場環境を整えることも重要である。
- 児童対象性暴力等がこどもの権利を著しく侵害し、こどもの心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止の措置を講じることを義務付ける「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)が令和6年通常国会において成立し、公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日より施行される。

講ずべき措置について、具体的には、教員等の研修やこどもとの面談、こどもが相談を行いやすくするための措置等及び教員等としてその業務を行わせる者についての特定性犯罪前科の有無の確認等をしなければならず、これらの措置について、認可保育所等や障害児入所施設のほか、指定障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援)は義務の対象とされ、児童福祉法上の届出対象の事業や認可外保育施設、総合支援法に規定される障害児を対象とする事業(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援事業)は、認定を受けた場合は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施しなければならない。今後、施行までに現場の声を聴きながら、対象となる従事者や具体的な措置の内容等について検討していく。

〇 職員から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合(相談を受けて虐待と認識した場合を含む。)、その者は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、児童

発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する必要がある。事業所等の中だけで事 実確認を進め、事態を収束させることなく、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を 進める必要がある。

- 職員は、保護者による虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、こどもの状態の変化や 家族の態度等の観察、情報収集により、虐待の早期発見に努める必要がある。また、保護者に 対する相談支援やカウンセリング等により、虐待の未然防止に努めることが重要である。
- 〇 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通告 義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告する 必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する 要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支 援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図って いくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 〇 職員が自分の体でこどもを押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けること のできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、運営基準により、障害のあるこども や他の障害のあるこどもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- 〇 設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正 化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。
- 〇 やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たすことが必要となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態・時間、その際のこどもの心身の状況、緊急やむを得ない理由等について報告を受けるとともに、記録を行うことが必要である。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

O 設置者・管理者は、こどもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員がこどもの人権 や意思を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。

個別支援計画の記載のポイント

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重(年齢及び発達の程度に応じた意 見の尊重等)及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要であ る。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。)の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。

なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行う ものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定 されないこと。

- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」(例:医療機関との連携等)については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCA サイクル(Plan (計画)→Do (実行)→Check (評価)→Action (改善)で構成されるプロセス)により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。

この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

【各記載項目の留意点】

<利用児及び家族の生活に対する意向>

○ こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報やこどもの発達段階や特性等を 踏まえて、整理して記載する。

<総合的な支援の方針>

- 1年間を目途に(それ以上の期間も可)、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。
 - ・障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議(セルフプランの場合には、事業所間連携加 算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議)で求められている事 業所の役割
 - ・支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等(以下「保育所等」という。)、学校等での生活や育ちの視点
 - ・保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン(地域 社会への参加・包摂)の視点
 - ・こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を 踏まえた PDCA サイクルによる支援の適切な提供の視点

<長期目標>

○ 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

<短期目標>

○ 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。

<支援目標及び具体的な支援内容等>

○ こどもの利用頻度や発達の程度に応じて、欄の増減等のアレンジは適宜行うこととして差し支えない。

<項目>

- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。
- 〇 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

◎本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に 営めるようにする観点から、本人への発達支援について、5領域との関連性を含めて記載 する。
- 5 領域との関連性については、5 つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、5 つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はないが、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。
- 保育所等との併行利用や複数の障害児通所支援事業所を組み合わせて利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、自事業所における支援について記載する。

◎家族支援

○ こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。

【家族支援の例】

- ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの 実施
- ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
- ・保護者同十の交流の機会の提供(ピアの取組)
- ・きょうだいへの相談援助等の支援
- ・子育てや障害等に関する情報提供 等

◎移行支援

- インクルージョン(地域社会への参加・包摂)を推進する観点から、支援の中に「移行」 という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策 との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」につ いて記載する。
- 移行支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、入園・ 入学等のライフステージの切り替えを見据えた将来的な移行に向けた準備や、事業所以外 の生活や育ちの場である保育所等の併行利用先や学校等での生活や支援の充実、こどもが 地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるようにすること等、 利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。

【移行支援の例】

- ・保育所等への移行に向けた、移行先との調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法 の伝達、受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
- ・具体的な移行又は将来的な移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発

達支援(※)

- ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助や移行に向けての様々な準備の支援(※)
- ・保育所等と併行利用を行っている場合や、就学児の場合に、こどもに対し障害特性等を 踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先や学校等とこどもの状態や支援内容等に ついての情報共有や支援内容等(例:得意不得意やその背景の共有、声掛けのタイミン グ、コミュニケーション手段等)の擦り合わせを行う等の連携・支援の取組
- ・地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流等
- (※)移行支援の視点を持った本人支援や家族支援を行う場合、「項目」の欄は切り分ける ことなく、「本人支援」「家族支援」と「移行支援」を併記することで差し支えない。

◎地域支援・地域連携

- こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や 育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事 業所等と連携した取組について、記載する。
- 個別支援計画であり、計画の対象であるこども・家族への支援に係る取組を記載するものであることに留意すること。

【地域支援・地域連携の例】

- ・こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組(※)
- ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等の取組
- ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携の取組
- ・こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業 所との生活支援や発達支援における連携の取組 等
- (※)移行支援の取組として記載している場合は、再掲する必要はない。

<支援目標>

- 支援期間終了の際(モニタリング時)に、到達できているであろう「こども本人や家族の 状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り扱うこと。

<支援内容>

- 支援目標(具体的な到達目標)で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、 配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

<達成時期>

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 〇 個別支援計画については、6 か月に 1 回以上の見直しが求められているため、達成時期についても最長 6 か月後までとする。 $1\sim3$ か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。

<担当者・提供機関>

- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。

<留意事項>

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加 算や頻度等について記載する(例:子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算 等)。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する(例:専門的支援実施加算、自立サポート加算等)。
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

<優先順位>

- こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支 えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の 番号とすることとしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

【個別支援計画全般に係る留意点】 利用児及び家族の こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報やこどもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。 ○ 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重(年齢及 生活に対する意向 び発達の程度に応じた意見の尊重等) 及びこどもの最善の利益の優 先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。 ○ それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメン トを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。 ○ 1年間を目途に(それ以上の期間も可)、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つこ 「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援 とができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。 の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それ ・ 障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議(セルフプランの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会 を達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定する 議)で求められている事業所の役割 総合的な支援の方針 ・ 支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等(以下「保育所等」という。)、学校等での生活や育ちの視点 ○ 5 領域 (「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・ ・ 保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン (地域社会への参加・包摂) の視点 コミュニケーション」「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえた ・・こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点 アセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うこ とが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家 族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析して 長期目標 支援の標準的な提供時間等 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。 そのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくこ (内容・期間等) (曜日・頻度、時間) とが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを 行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。 短期日標 利用曜日・提供時間等を記載。 なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオー 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。 ・計画及び延長時間を別表で定めることも可。 (内容・期間等) ダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞ れのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。 ○支援目標及び具体的な支援内 ○ 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基 増減等のアレンジは適宜行っていただいて差し支えない。 ○ 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。 本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載 優先 -----支援內容--支援目標 ○ 個別支援計画については、6か月に1回以上の見直しが求められているため、達成時期に すること。 項目 ついても最長6か月後までとする。1~3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。 (内容・支援の提供トのポイント・5領域) また、「地域支援・地域連携」(例:医療機関との連携等)につ 順位 (具体的な到達目標) いては、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しなが らこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項につい 本人支援 ○ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。 ても積極的に取り組むことが望ましい。 ○ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域 ○ こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を ○ アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、 連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取 本人支援 踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特 PDCAサイクル (Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action 性等についてこどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。 (改善) で構 成されるプロセス) により支援の適切な提供を進め ○ 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。 ることが必要である。 ○ 支援期間終了の際(モニタリング時)に、到達できているであろう「こども本人や家 本人支援 また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすること 個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメン 族の状況」を具体的な到達目標として記載する。 としても差し支えない。 トによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく ○ こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考え 支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した 本人支援 られる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。 個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、 ○ 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。 これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。 なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連 この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一 本人支援 携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟 ○ 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等 家族支援 について記載する(例:子育でサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等)。 ○ 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載 ○ 支援目標(具体的な到達目標)で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、 する(例:専門的支援実施加算、自立サポート加算等)。 工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。 移行支援 ○ 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。 ○ 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。 支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。 地域支援 ○ 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への 具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域と 地域連携 の関連性の記載は不要である. ○ 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。 社会性」 ○ 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを 支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。 提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。 児童発達支援管理責任者氏名:

月 日

(保護者署名)

作成年月日: 年 月 日

別添2

障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ

評価

改善

実践

計画

○ 日々の支援等への反映 等

- 以下の観点で、事業所全体で改善・充実に向けた方策等の検討を 行う
 - ・ 改善等に向けた今後の見通しの明確化
 - ・ 改善等に向けた具体的な方策の検討
 - ・ 役割分担や体制等の見直し 等

- 保護者(客観的視点による)評価の実施
 - 従業者による自己評価の実施
 - 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で自己 評価を実施
- 以下の観点で、事業所全体で把握と共有を行う
 - ・ 事業所の強み(さらに強化・充実を図るべき点等)
- ・ 事業所の弱み (課題・改善すべき点等) 特に、事業所の弱みについては、改善に向けて現状の見直しや 理念や方針の再確認を含めた整理を行う

全従業者による共通理解の下で取組を行うことが重要

手 順

ステップ ①

ステップ

(2)

保護者等による評価の実施

- 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。
- 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべき データであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。

従業者による評価の実施

- 事業者の従業者が「事業者向け自己評価表」を活用して従業者評価を行う。 その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項 目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。
- 従業者評価は、できる限り全従業者から提出を求めることが望ましい。

※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業者評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施

事業所全体による自己評価(課題等の把握・分析含む)

- 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、 ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有(認識のすり合わせ)を行う 等、全従業者による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。
- 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。
- 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。

改善・充実に向けた検討



○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実に向けた今後の具体的な見通しや改善・充実に向けた具体的取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。

自己評価結果等の公表



○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業者による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実に向けた取組を進めていきながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。

ステップ

(5)

支援の改善に向けた取組等○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。

[110]

従業者向け

児童発達支援評価表

○ 本評価表は、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所に従事する従業者の方に、事業所の自己評価していただくものです。

「はい」又は「いいえ」のどちらかにOを記入するとともに、従業者の視点で、「事業所が工夫していると思う点」や「改善が必要だと思われる点」などについて記入してください。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など
	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。			
環境	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。			
· 体 制	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。			
整備	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。			
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。			
	6	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、 広く職員が参画しているか。			
	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。			
業務改善	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善に つなげているか。			
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている か。			
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で 研修を開催する機会が確保されているか。			
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。			
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか。			
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。			
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われ ているか。			
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。			

適切な支	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。		
援 の 提	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。		
供	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。		
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児 童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。		
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の 内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行ってい るか。		
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。		
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。		
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性 を判断し、適切な見直しを行っているか。		
	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議 に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。		
	25	地域の保健、医療(主治医や協力医療機関等)、障害福祉、保育、 教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。		
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の 観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども 園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報 共有と相互理解を図っているか。		
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、 支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。		
関係		(28~30は、センターのみ回答)		
機関や	28	地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携 を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。		
保護者と	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。		
の連携	30	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極 的に参加しているか。		
		(31は、事業所のみ回答)		
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。		
		•		

32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。	
33	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や 課題について共通理解を持っているか。	
34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	
35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を 行っているか。	
36	児童発達支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	
37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者 から児童発達支援計画の同意を得ているか。	
38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応 じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	
39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	
40	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	
41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	
42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	
43	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮 をしているか。	
44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を 図っているか。	
45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	
46	業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	
47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認し ているか。	
48	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応 がされているか。	
49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	
	333 344 355 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47	32

対応	50	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全 計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。		
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について 検討をしているか。		
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応を しているか。		
	53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に 決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児 童発達支援計画に記載しているか。		

保護者向け

児童発達支援評価表

(保護者の皆さまへ)

○ 本評価表は、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所を利用するお子さんの保護者等の方に、事業所の評価をしていただくものです。「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のいずれかに○を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見
-	1	こどもの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。					
環境・	2	職員の配置数は適切であると思いますか。					
体制整備	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境(※1)になっている と思いますか。また、事業所の設備等は、障害特性に応じて、バリアフ リー化や情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。					
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていると思いますか。 また、こども達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。					
	5	こどものことを十分に理解し、こどもの特性等に応じた専門性のある支援 が受けられていると思いますか。					
	6	事業所が公表している支援プログラム(※2)は、事業所の提供する支援内容と合っていると思いますか。					
適切	7	こどものことを十分理解し、こどもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画(個別支援計画)(※3)が作成されていると思いますか。					
な支援の提	8	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」で示す支援内容からこどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。					
供	9	児童発達支援計画に沿った支援が行われていると思いますか。					
	10	事業所の活動プログラム(※4)が固定化されないよう工夫されていると思いますか。					
	11	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、その他地域で他のこどもと 活動する機会がありますか。					
	12	事業所を利用する際に、運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明がありましたか。					
	13	「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。					
	14	事業所では、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング (※5)等)や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。					
	15	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの健康や発達の状況に ついて共通理解ができていると思いますか。					
保	16	定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。					
護者への	17	事業所の職員から共感的に支援をされていると思いますか。					
の説明等	18	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の交流 の機会が設けられるなど、家族への支援がされているか。また、きょうだ い向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けら れるなど、きょうだいへの支援がされていますか。					

	19	こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、こどもや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。		
	20	こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると 思いますか。		
	21	定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果をこどもや保護者に対して発信されていますか。		
	22	個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。		
41-	23	事業所では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等が策定され、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。		
非常時等	24	事業所では、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練が行われていますか。		
が対応	25	事業所より、こどもの安全を確保するための計画について周知される等、 安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。		
	26	事故等(怪我等を含む。)が発生した際に、事業所から速やかな連絡や事故が発生した際の状況等について説明がされていると思いますか。		
	27	こどもは安心感をもって通所していますか。		
満足度	28	こどもは通所を楽しみにしていますか。		
	29	事業所の支援に満足していますか。		

imes 1 「本人にわかりやすく構造化された環境」とは、こども本人がこの部屋で何をするのかがわかりやすいよう、机や本棚の配置などを工夫することです。

^{※2 「}支援プログラム」とは、事業所における総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所で行われている取組等について示し、公表することが求められています。

^{※3 「}児童発達支援計画(個別支援計画)」は、児童発達支援を利用する個々のこどもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援方針 や支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所 の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者等への説明を行うとともに同意を得ることが義務付けられているものです。

^{※4 「}活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。こどもの発達の状況や障害の特性等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されていま。

^{※5 「}ペアレント・トレーニング」は、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方を学ぶことにより、こどもの行動変容することを目標とします。

					(別紙3)
		公表	事業所における自己評価	正総括表		
○事	業所名					
○保	護者評価実施期間		年 月 日	~	年 月 日	
○保	護者評価有効回答数	(対象者数)		(回答者数)		
○従	業者評価実施期間		年 月 日	~	年月日	
○従	業者評価有効回答数	(対象者数)		(回答者数)		
○事	業者向け自己評価表作成日		年 月 日			
0 5						
	事業所の強み(※)だと思れ ※より強化・充実を図ることが期		工夫していることや意識的に	行っている取組等	さらに充実を図るための取組等	
1						
2						
3						
	-		!			
	事業所の弱み(※)だと思れ ※事業所の課題や改善が必要だと		事業所として考えている	課題の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な原	点等
1						
2						
3						

公表

保護者等からの事業所評価の集計結果

事業所名

公表日 年 月 日

利用児童数 回収数 月 どちらとも チェック項目 はい いいえ わからない ご意見 ご意見を踏まえた対応 いえない 1 こどもの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。 境 職員の配置数は適切であると思いますか。 生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっていると思い 制 ますか。また、事業所の設備等は、障害特性に応じて、バリアフリー化や 整 情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。 備 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていると思いますか。 また、こども達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。 こどものことを十分に理解し、こどもの特性等に応じた専門性のある支援 5 が受けられていると思いますか。 事業所が公表している支援プログラムは、事業所の提供する支援内容と 6 合っていると思いますか。 こどものことを十分理解し、こどもと保護者のニーズや課題が客観的に分 析された上で、児童発達支援計画(個別支援計画)が作成されていると思 いますか。 切 な 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提 专 供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援 」で示す支 8 援 援内容からこどもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体 ത 的な支援内容が設定されていると思いますか。 提 供 児童発達支援計画に沿った支援が行われていると思いますか。 事業所の活動プログラムが固定化されないよう工夫されていると思います 10 か。 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、その他地域で他のこどもと 活動する機会がありますか。 事業所を利用する際に、運営規程、支援プログラム、利用者負担等につい 12 て丁寧な説明がありましたか。 13 「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。 事業所では、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニン グ等)や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われています 14 日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの健康や発達の状況に 15 ついて共通理解ができていると思いますか。 定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。 16 護 者 17 事業所の職員から共感的に支援をされていると思いますか。 ത 父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の交流 説 の機会が設けられるなど、家族への支援がされているか。また、きょうだ 明 18 い向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けら れるなど、きょうだいへの支援がされていますか。

	19	こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されている とともに、ごどもや保護者に対してそのような場があることについて周 知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されています か。			
	20	こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると 思いますか。			
	21	定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果をこどもや保護者に対して発信されていますか。			
	22	個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。			
45		事業所では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等が策定され、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。			
非常時等	24	事業所では、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練が行われていますか。			
の対応	25	事業所より、こどもの安全を確保するための計画について周知される等、 安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。			
	26	事故等(怪我等を含む。)が発生した際に、事業所から速やかな連絡や事故が発生した際の状況等について説明がされていると思いますか。			
	27	こどもは安心感をもって通所していますか。			
満足度	28	こどもは通所を楽しみにしていますか。			
	29	事業所の支援に満足していますか。			

公表 事業所における自己評価結果

事業所名		
	公表日 年 月	∄ E

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点
	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。				
環境	2	利用定員やこどもの状態等に対して、職員の配置数は適切であるか。				
体制	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。				
整備	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。				
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。				
	6	業務改善を進めるための PDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。				
1114	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設け ており、その内容を業務改善につなげているか。				
業務改善	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善に つなげているか。				
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。				
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で 研修を開催する機会が確保されているか。				
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。				
		個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者 のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成 しているか。				
	13	児童発達支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。				
	14	児童発達支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われ ているか。				
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。				
適切な支	16	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。				
文援の提	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。				

			 ·	<u> </u>
供	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。		
	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児 童発達支援計画を作成し、支援が行われているか。		
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の 内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行ってい るか。		
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援 の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。		
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。		
	23	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性 を判断し、適切な見直しを行っているか。		
	24	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議 に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。		
	25	地域の保健、医療(主治医や協力医療機関等)、障害福祉、保育、 教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。		
	26	併行利用や移行に向けた支援を行うなど、インクルージョン推進の 観点から支援を行っているか。また、その際、保育所や認定こども 園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報 共有と相互理解を図っているか。		
	27	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、 支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。		
関係		(28~30は、センターのみ回答)		
機関や	28	地域の他の児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等と連携 を図り、地域全体の質の向上に資する取組等を行っているか。		
保護者と	29	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。		
の連携	30	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。		
		(31は、事業所のみ回答)		
	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要に応じてスーパーバイズや助言等を受ける機会を設けているか。		
	32	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、地域の中で他のこどもと活動する機会があるか。		
	33	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や 課題について共通理解を持っているか。		
	34	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。		
	35	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を 行っているか。		
	36	児童発達支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。		

	37	「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか。	
	38	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応 じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	
保護者への	39	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	
説明等	40	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	
	41	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	
	42	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	
	43	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮 をしているか。	
	44	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を 図っているか。	
	45	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	
	46	業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	
	47	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認し ているか。	
非常	48	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応 がされているか。	
時等の	49	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	
対応	50	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全 計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	
	51	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について 検討をしているか。	
	52	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応を しているか。	
	53	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に 決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児 童発達支援計画に記載しているか。	

児童発達支援等における 支援プログラムの作成及び公表の手引き

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準(※)において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)を作成し、公表することが求められることとなった。

本手引きは、支援プログラムの作成・公表において基本的な事項を示すものである。各事業所は、本手引きの内容を踏まえつつ、創意工夫を図りながら、事業所が行う支援や取組等の実施に関する支援プログラムの作成及び公表を行っていただきたい。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年 厚生労働省令第15号)

1. 目的

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が 提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

2. 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

3. 支援プログラムの作成における留意点について

- ・ 支援プログラムの作成に当たっては、支援プログラムで定める内容が、個々の個別支援計画につながっていくものであることを踏まえ、管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員等の意見も聴きながら作成すること。
- ・ 支援プログラムは、以下のような役割が期待されることから、これらの観点も踏まえて作成 すること。
 - ① 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割。
 - ② 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とするこどもや家族のサービス選択に資する役割。
- ・ 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。

4. 支援プログラムの記載項目について

支援プログラムの作成に当たっては、以下の項目を網羅した内容となるよう作成する。様式については、別添資料1において、「支援プログラム参考様式」をお示しするが、支援プログラムの趣旨を踏まえ、それぞれの事業所が創意工夫の上、様々な形式により作成して差

し支えない(書面による作成ではなく、事業所ホームページ等において必要な内容を示すことでも可。)。なお、別添資料2「支援プログラムの様式パターンのイメージ」も参考にされたい。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
- ② 作成年月日
- ③ 法人(事業所)理念
- ④ 支援方針
- ⑤ 営業時間
- ⑥ 送迎実施の有無

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容
- ⑨ 移行支援の内容
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容
- ① 職員の質の向上に資する取組
- ② 主な行事等

以上①~⑫の項目を網羅した支援プログラムを作成すること。なお、これらの項目に加えて、事業所の判断により別の項目を加えても差し支えないものとする。

5. 各項目における記載の内容

「4. 支援プログラムの記載項目について」で示した各項目についての記載の内容は以下のとおり。なお、「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目に係る記載の観点については、「個別支援計画記載のポイント」(令和 6 年5月 17 日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)の内容も参考とすること。

(事業所における基本情報)

- 事業所名事業所名を記載すること。
- ② 作成年月日 作成又は見直しを行った年月日を記載すること。
- ③ 法人(事業所)理念 法人又は事業所理念を記載すること。
- ④ 支援方針 事業所における支援方針を記載すること。

⑤ 営業時間

事業所の運営規定に定める営業時間を記載すること。

⑥ 送迎実施の有無

送迎実施の有無について記載すること。

(支援内容)

⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性

支援内容と5領域を関連付けて記載すること。

なお、支援内容と5領域を関連付ける際の記載方法については、様々な形式が想定され、その方法については問わないものとする。

(例)

- ・領域ごとの欄を設け、関連する支援内容を記載する方法
- ・記載されている支援内容に対して、各領域を関連付ける方法
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容 事業所において取り組んでいる家族に対する支援について記載すること。
- ⑨ 移行支援の内容

事業所において取り組んでいる移行に向けた支援について記載すること。 なお、移行に向けた支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭におい たものではなく、ライフステージの切り替えを見据えた取組、事業所以外での生活や 育ちの場の充実に向けた取組、地域とつながりながら日常生活を送るための取組(地 域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流)等も含まれる。

⑩ 地域支援・地域連携の内容

事業所において取り組んでいる地域支援・地域連携の取組について記載すること。 なお、児童発達支援センターや地域の中核的役割を担う事業所においては、地域 の保育所等や障害児通所支援事業所への後方支援(地域支援)の取組等を実施して いる場合には、その取組についても記載をすること。

① 職員の質の向上に資する取組

事業所の提供する支援の質を確保するため、事業所内研修の実施や、外部研修への派遣等、職員の質の向上に資する取組について記載すること。

② 主な行事等

事業所において実施している主な行事等について記載すること。

なお、行事形式の開催ではなく、通常の活動において季節に合わせた活動(例えば、節分、ひな祭り、クリスマス会、夏の水遊び等、季節に応じた活動など)を取り入れている場合も想定されることから、記載については、行事に限定されるものではない。

6. 支援プログラムの公表について

令和6年4月1日より、運営基準において、支援プログラムの作成及び公表が求めてお

り、事業所においては、本手引きを参考にしながら、作成に取り組まれたい。支援プログラムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

以上

(別添資料1)

事業所名				支援プログラム(参考様式)		作成日	年	月	B	
法人(事業所)理念										
	支援方針									
	営業時間	時	分から	時	分まで	送迎実施の有無	あり なし			
						支 援 内 容				
	健康・生活									
	運動・感覚									
本人支援	認知・行動									
	言語コミュニケーション									
	人間関係 社会性									
	家族支援					移行支援				
	地域支援・地域連携					職員の質の向上				
主な行事等										

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン(1)

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と 支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

	営業時間		送迎実施の有無		
法人理念		'		l l	
支援方針					
			支援内容		
対象	児	I	П	Ш	
項目		0歳・1歳・2歳児(○○クラス)	3歳・4歳・5歳児(○○クラス)	3歳・4歳・5歳児(○○クラス)	
	健康・生活				
	運動·感覚				
本人支援	認知·行動				
	言語コミュニケーション	v			
	人間関係・社会性	E			
地域支援・地域連携 (地域交流・圏外活動) 移行支援 家族支援 職員の質の向上					
	主な行事等				

作成日〇年〇月〇日

その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

○○事業所 支援プログラム

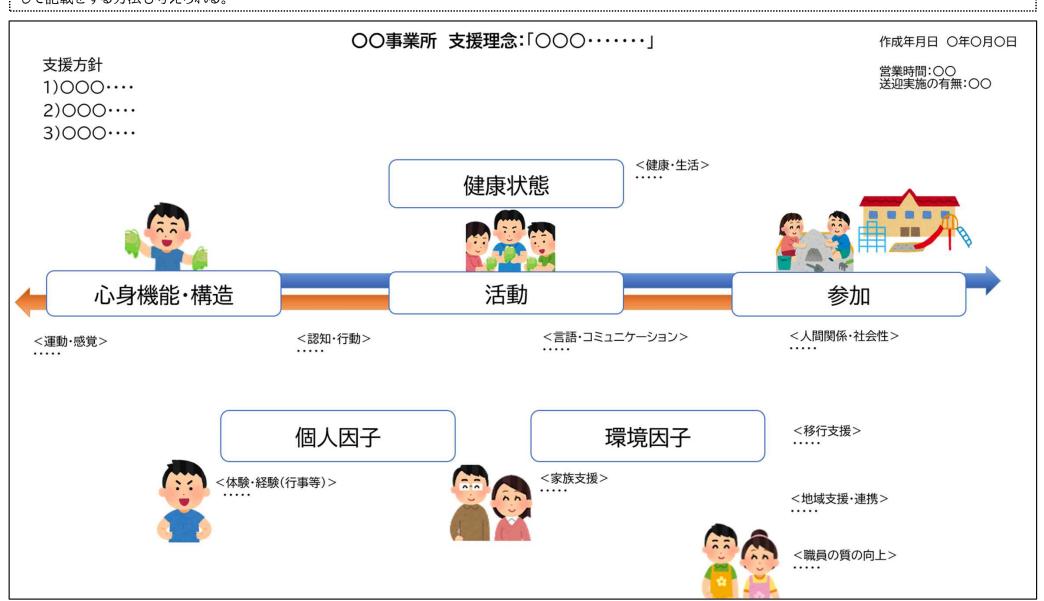
作成日 〇年〇月〇日

法人理念		
支援方針		
営業時間	送迎実施の有無	

プログラム	支援内容(5領域)				
朝の会					
リズム					
散歩					
サーキット					
アート					
給食					
	家族支援				
	移行支援				
	地域支援・地域連携				
	職員の質の向上				
	主な行事等				

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載をする方法も考えられる。



放課後等デイサービスガイドライン

(令和6年7月)

目次

はじめに	て	4
第1章	総論	
1. ガ・	イドラインの目的	5
2. こ	ども施策の基本理念	5
3. 障	書児支援の基本理念	8
(1)	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	8
(2)	合理的配慮の提供	8
(3)	家族支援の重視	8
(4)	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	9
(5)	事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供	9
第2章	放課後等デイサービスの全体像	10
1. 定	義	10
2. 役	靷	10
3. 放	課後等デイサービスの原則	10
(1)	放課後等デイサービスの目標	10
(2)	放課後等デイサービスの方法	11
(3)	放課後等デイサービスの環境	14
(4)	放課後等デイサービスの社会的責任	14
第3章	放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容	16
1. 放	課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項	16
2. 放	課後等デイサービスの内容	18
(1)	本人支援	18
(2)	家族支援	29
(3)	移行支援	31
(4)	地域支援•地域連携	32
第4章	放課後等デイサービス計画の作成及び評価	33
1. 障	害児支援利用計画の作成の流れ	34
(1)	障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村によ	る支給決
定		34
(2)	担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定	34
(3)	放課後等デイサービス計画に基づく放課後等デイサービスの実施	35
(4)	障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し	3535
(5)	その他の連携について	36
2. 放	果後等デイサービス計画の作成の流れ	
(1)	こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント	36
(2)	放課後等デイサービス計画の作成	
(3)	タイムテーブルに沿った発達支援の実施	39

(4) 放課後等デイサービス計画の実施状況の把握(モニタリング)	39
(5) モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の見直し及び支援の終結	39
第	5	章 関係機関との連携	40
1		市町村との連携	40
2		医療機関との連携	41
3		学校等との連携	41
4		放課後児童クラブや児童館等との連携	41
5		他の放課後等デイサービス事業所との連携	42
6		児童発達支援センターとの連携	42
7		ライフステージに応じた関係機関との連携	43
8		こども家庭センターや児童相談所との連携	43
9		(自立支援) 協議会等への参加や地域との連携	44
第	6	章 放課後等デイサービスの提供体制	44
1		定員	44
2		職員配置及び職員の役割	44
(1) 適切な職員配置	44
(2) 設置者・管理者の責務	44
(3) 設置者・管理者による組織運営管理	45
3		施設及び設備等	49
4		衛生管理、安全管理対策	49
(1) 衛生管理・健康管理	49
(2) 非常災害対策·防犯対策	51
(3) 緊急時対応	52
(4) 安全管理対策	52
5		適切な支援の提供	53
6		保護者との関わり	53
(1) 保護者との連携	54
(2) こどもや保護者に対する説明等	54
7		地域に開かれた事業運営	56
8		秘密保持等	56
9		職場倫理	56
第	7	章 支援の質の向上と権利擁護	56
1		支援の質の向上への取組	56
(1) 職員の知識・技術の向上	57
) 研修の受講機会等の提供	
) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用	
		権利擁護	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

(2)	身体拘束への対応	60
(3)	その他	60

はじめに

平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、放課後等デイサービスは、学齢期の障害のあるこどもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。

その後、約10年で放課後等デイサービス等の事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。

さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂(インクルージョン)が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。

これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和3年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改正等も視野に議論がなされ、同年10月には報告書がとりまとめられた。

同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」において、 今後の障害児支援における検討の方向性が示された。

同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出され、同年6月に成立、令和6年4月に施行された。

同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立した。また、令和4年に「障害 児通所支援に関する検討会」を開催し、改正児童福祉法の施行に向けて、その内容を具体化するた め議論がなされ、同年3月に報告書が取りまとめられた。

令和5年4月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、障害児支援 については、こども施策全体の中でより一層の推進が図られることとなった。

また、同年 12 月には、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの 100 か月の育ちビジョン)」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。

本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、平成27年4月に策定された「放課後等デイサービスガイドライン」を全面改訂し、放課後等デイサービスの内容や方法など基本的事項について示すものである。

事業所においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々のこどもの状況 に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。また、各事 業所の不断の努力による支援の質の向上とあいまって、今後も本ガイドラインの見直しを行い、本 ガイドラインの質も向上させていくものである。

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

- (1) この「放課後等デイサービスガイドライン」は、放課後等デイサービスについて、障害の あるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおけ る支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各放課後等デイサービス事業所は、本ガイドラインにおいて示される障害児支援の基本 理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、こども本人やその家族、地域の実情に 応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 各放課後等デイサービス事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえながら、こども施策 の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権 利行使の主体であるこども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指す ウェルビーイング を主体的に実現していく視点を持ってこどもとその家族に関わらなければならない。

2. こども施策の基本理念

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、こども施策全体の連続性の中で、こども施策として推進されていくこととなった。

また、こども家庭庁の発足とあわせて、こども基本法(令和4年法律第77号)が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定める等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている(第1条)。

こども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている(第3条)。

^{1 「}ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福とし

て、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む。(「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」より引用)

<こども施策の基本理念>

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
 - 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- O 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平 等に教育を受けられること。
 - 一全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動 に参加できること。
 - 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての 事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
 - 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その 最善の利益が優先して考慮されること。
- 子育では家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい こどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
 - 一 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
 - 一 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条においても、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

特に、こどもの最善の利益の考慮については、こどもの権利条約及び障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)において、以下のとおり規定されている。

くこどもの権利条約>

- 自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について 自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童 の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする(第12条)。
- 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への 積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認め る(第23条の1)。
- 〇 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する(第23条の2)。

<障害者の権利に関する条約>

○ 障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有している(第7条)。

障害児通所支援に携わる者は、障害のあるこどもも含め、全てのこどもに関わるこども施策の基本理念をしっかりと理解した上で、こども施策全体の中での連続性を意識し、障害のあるこどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

また、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、「こどもの居場所づくりに関する指針」(以下「居場所指針」という。)が、令和5年12月に閣議決定されている。「居場所指針」は、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等について国としての考え方を整理したものであることから、障害児通所支援に携わる者は、「居場所指針」の内容も十分に理解し、「こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進める」との視点も持ち、こどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。同時に、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが地域社会で多様な居場所を持つことができるようにするという観点から、「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」の重要性を認識し、こどもや家族

の支援に当たっていくことが重要である。

支援に当たる上では、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが意見を表明する権利の主体であることを認識し、こどもが意見を表明する機会が確保され、年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先考慮されるよう、取組を進めていくことが必要である。その際には、言語化された意見だけではなく、こどもの障害の特性や発達の程度をよく理解した上で、その特性や発達の程度に応じたコミュニケーション手段により、例えば、目の動きや顔の向き、声の出し方といった細やかな変化や行動を踏まえ、様々な形で発せられる思いや願いについて、丁寧にくみ取っていくことが重要である。

3. 障害児支援の基本理念

障害児支援に携わる者は、2.の全てのこどもに関わるこども施策の基本理念に加え、障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障するため、次の基本理念を理解した上で、こどもや家族への支援、関係機関や地域との連携に当たっていくことが重要である。

(1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、こどもの今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供することが必要である。

また、障害の特性による二次障害を予防する観点も重要であることから、こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こどもの支援に当たっては、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(2) 合理的配慮の提供

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別(「合理的配慮」の不提供を含む。) の禁止等が定められている。

障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、放課後等デイサービス事業所は、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。

(3) 家族支援の重視

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、 そのこども本人のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で 様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、 しっかりとサポートすることにより、こどもの「育ち」や「暮らし」が安定し、こども本人 にも良い影響を与えることが期待できる。とりわけ放課後等デイサービスにおいては、学齢 期になってから障害特性が明確化したこどもが利用するケースも多いことに留意して、丁 寧に家族支援を行っていくことが必要である。

家族の支援に当たっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要であり、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(4) 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、放課後等デイサービス事業所は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、放課後児童クラブ等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

(5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

第2章 放課後等デイサービスの全体像

1. 定義

児童福祉法において、「放課後等デイサービス」は、以下のように規定されている。

<児童福祉法>

O 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう(第6条の2の2第3項)。

2. 役割

放課後等デイサービスは、大別すると、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」からなる。

放課後等デイサービス事業所は、学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。

また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等(以下「学校等」という。)と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うことも求められる。

さらに、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援 (地域支援・地域連携) していくことも求められる。

3. 放課後等デイサービスの原則

(1) 放課後等デイサービスの目標

学齢期は、児童期から青年期へと向かう幅広い人格形成の時期である。そのため、放課後等デイサービスは、一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

① 生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

② 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを 含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

③ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や他の子育て支援施策、地域の活動等と連携し交流を進めていくとともに、こどもが放課後児童クラブ等との併行利用をしている場合には、十分な連携を図り、協力しながら支援に当たる体制づくりを進めていくことなどを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

④ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス 事業所、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じ て、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供す ることにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基 盤を作っていくこと。

(2) 放課後等デイサービスの方法

放課後等デイサービスの対象は、身体も心も大きく成長する時期の小学生年代から高校生年代までの幅広い年齢層のこどもであるため、それぞれの時期のこどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ、適応行動の状況や特に配慮が必要な事項等を丁寧に把握し理解した上で、放課後等デイサービスを利用する全てのこどもをありのままに受け止めて、こどもが自分らしく過ごせる場であるという安全・安心の土台の上で、総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や障害特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

こどもの発達の過程やや障害の特性等に応じた発達上のニーズの把握に当たっては、本人 支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、 「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要である。

総合的な支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われるものである。

また、特定の領域に重点を置いた支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセス

メントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理 学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、5領域のうち、特定(又は複数) の領域に重点を置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による 個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も 含まれるものである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの支援のみを行うなど、本人支援の5領域の視点が網羅されていない状況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

さらに、こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要である。そのため、「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。

なお、支援の提供に当たっては、こどものいまの育ちを充実させていくこととあわせて、 短期的及び長期的な視点をもって支援をしていくことが必要である。

これらの基本的な考え方を踏まえながら、(1)の放課後等デイサービスの目標を達成する ために、放課後等デイサービスに携わる職員は、次の事項に留意して、障害のあるこどもに 対し、支援を提供しなければならない。

- ① 一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② こどもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ③ 一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、障害の状態や発達の過程に応じて、個別や集団における活動を通して支援を行うこと。その際、こどもの個人差に十分配慮すること。
- ④ こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果 あるものにするよう援助すること。その際、個の成長と、こども同士の協同的な活動 が促されるよう配慮するとともに、社会的な行動や行為を意識ながら支援を行うこと。
- ⑤ こどもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。こどもが様々なことを考えながら自己選択・自己決定する時間を意識的につくり、こどもが大人に見守られているという安心感の中で体験できる機会を意図的に提供し、丁寧に見守る支援を行うこと。
- ⑥ こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、 表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現 する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、こどものできること、得意なこと及び可能性に着目し可能性を拡げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
- ⑧ こどもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、仲間とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じられるように支援すること。また、仲間と関わることにより、葛藤を調整する力や主張する力、折り合いをつける力が育つよう支援すること。
- ⑨ 児童期から青年期は、年齢とともに発達上のニーズが変化したり、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱えたりするなど、様々な課題に直面するとともに、人格を形成していく時期にあることから、自尊感情や自己効力感を育むことができるよう支援すること。

- ① こどもが、年齢とともに変化する発達上のニーズや、二次障害、メンタルヘルスの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であり、そのベースとなるのは保護者や家庭生活である。このことを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ① こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進の観点を常に念頭に置き、こどもと地域のつながりを意識しながら支援を行うこと。
- ② こどもや家族を包括的に支援していくため、また、大人になる準備を含めた将来の日常生活や社会生活に向けた準備を支援していくため、事業所において、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

(3) 放課後等デイサービスの環境

放課後等デイサービスを提供する上では、支援に携わる職員やこども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、さらには自然や社会の事象等の環境を考慮し、支援に当たる必要がある。

放課後等デイサービス事業所は、こうした人、物、場等の環境が相互に関連しあい、こどもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を整え、工夫して、こどもに対し支援を行わなければならない。

- ① こども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことにより、 興味関心を拡げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。
- ② こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、放課後等デイサービス事業所の設備や環境を整えるとともに、事業所の衛生管理や安全の確保等に努めること。
- ③ こどもが生活する空間は、温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、障害の特性を踏まえ、時間や空間を本人にわかりやすく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整えるなど、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④ こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(4) 放課後等デイサービスの社会的責任

放課後等デイサービスを提供する事業者には、次のような社会的責任がある。

- ① 放課後等デイサービス事業者は、障害の有無にかかわらず、権利行使の主体として こどもの人権に十分に配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や 意見を尊重して支援を行なわなければならない。
- ② 放課後等デイサービス事業者は、通所するこどもの家族の意向を受け止め、支援に 当たるとともに、家族に対し、当該事業所が行う支援の内容について適切に説明し、 相談や申入れ等に対し適切に対応しなければならない。
- ③ 放課後等デイサービス事業者は、地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、当該事業所が行う支援の内容等の情報を適切に発信しなければならない。
- ④ 放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づいて提供される 支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにする とともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じなければ ならない。
- ⑤ 放課後等デイサービス事業者は、通所するこどもやその家族の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第3章 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容

1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項

放課後等デイサービスに携わる職員は、こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、放課後児童クラブ等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、放課後児童クラブ運営指針(平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「育成支援(放課後児童クラブにおけるこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援)の内容」を理解するとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年文部科学省告示第14号)についても理解し、支援に当たることが重要である。

放課後児童クラブ運営指針においては、その対象である6歳から12歳までの児童期のこどもの発達について、一人一人のこどもの発達過程を理解する目安が示されている。放課後等デイサービスでは、これに加えて13歳以降の思春期のこどもを対象としているところであり、本ガイドラインでは、放課後児童クラブ運営指針も参考に、目安として、おおむね「6歳~8歳(小学校低学年)」、「9歳~10歳(小学校中学年)」、「11歳~12歳(小学校高学年)」及び「13歳以降(思春期)」の4つの区分に分けて、留意事項を示す。障害のあるこどもは、保護者や他の大人から、一定の年齢に達しても「こども」としてみられることも多いが、大人になる過程にある一人の人間として対応していくことが重要である。

なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、個人差や障害の特性等によりその発達過程は様々であることを十分に理解した上で、あくまでも一人一人のこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

(1) おおむね6歳~8歳(小学校低学年)

- 〇 こどもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。 一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。
- 遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や 友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響 されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。
- ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が 先に立って行動することが多い。
- 〇 大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。 その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね9歳~10歳(小学校中学年)

- 論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに 注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みにつ いても理解し始める。
- O 遊びに必要な身体的技能がより高まる。
- 同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価 に一層敏感になる。
- 言語や思考、人格等のこどもの発達諸領域における質的変化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。 この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね 11歳~12歳(小学校高学年)

- 学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を 知るようになる。
- 〇 日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるよう になる。
- 大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。
- 身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。
- 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達 に関して正しく理解することができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重 要である。

(4) おおむね 13歳以降(思春期)

- 思春期は、こどもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期であり、第二次 性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。こうした戸惑いと 親からの自立を目指した一連の動きは、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れる ことも多く、家族を含め周囲の大人の対応によっては情緒的・精神的に不安定となる 危険性がある。
- 〇 この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機 を乗り越えていくことも可能となる。
- 〇 一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣 等感」となって定着してしまうこともある。
- 思春期前に培われた自己有能感を基盤として、大人とだけではなく仲間との関係性 も重視し、進学や就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートするこ

とが求められる。

○ 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達 に関する正しい理解をもとに適切な行動をとることができるよう、性に関して学ぶ機 会を多く作ることが重要である。

2. 放課後等デイサービスの内容

放課後等デイサービスは、具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」は、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、「自立支援と日常生活の充実のための活動」、「多様な遊びや体験活動」、「地域交流の活動」及び「こどもが主体的に参画できる活動」の4つの基本活動を複数組み合わせながら、個々のこどもに応じて、オーダーメイドの支援を提供していくことが重要である。また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「家族支援」や「移行支援」、「地域支援・地域連携」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、「本人支援」により得られた、障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えていくことも重要である。

(1) 本人支援

「本人支援」は、障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。そのため、放課後等デイサービス計画においては、「本人支援」について5つの欄を設けて、個々に異なる支援目標や支援内容を設定する必要はないが、各領域との関連性については必ず記載することとしている。

以下の(ア)から(オ)までに示す各領域における支援内容は、各領域におけるねらいを 踏まえて考えられる支援内容を仔細に記載したものであり、実際の支援の場面においては、 これらの要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏ま えて、こどもの育ち全体に必要な支援内容を組み立てていく必要がある。

また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱える場合もあり、こどもがこれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要である。

この「本人支援」の大きな目標は、こどもが様々な遊びや学び、多様な体験活動を通じて 生きる力を育むとともに、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。 放課後等デイサービス事業所で行われる「本人支援」は、家庭や地域社会での生活に活かしていくために行われるものであり、学校と連携を図りながら進めていくものである。

(ア) 健康・生活

/ 健康・生活	
ねらい	・健康状態の維持・改善
	・生活習慣や生活リズムの形成
	・基本的生活スキルの獲得
	・生活におけるマネジメントスキルの育成
支援内容	<健康状態の維持・改善>
	・健康状態の把握と対応
	健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支
	援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常
	とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をするこ
	とが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の
	特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の
	異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。
	・リハビリテーションの実施
	日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもが持つ
	機能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、
	社会的支援を行う。
	<生活習慣や生活リズムの形成>
	睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維
	持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。ま
	た、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、
	楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀
	嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた
	自助具等に関する支援を行う。さらに、衣服の調節、室温の調節や
	換気、病気の予防や安全への配慮を行う。
	<基本的生活スキルの獲得>
	・生活に必要な基本的技能の獲得
	こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にす
	ること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、生活の
	場面における環境の工夫を行いながら、こどもの状態に応じて
	適切な時期に適切な支援をする。
	・構造化等による生活環境の調整
	生活の中で、様々な遊びや体験を通した学びが促進されるよ
	う環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人
	に分かりやすく構造化する。

・医療的ケア児への適切なケアの実施

適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの医療濃度に応 じた医療的ケアの実施や医療機器の準備、環境整備を行う。

<生活におけるマネジメントスキルの育成>

障害の特性や身体各部の状態について理解し、それらが及ぼす生活上の困難や補助機器を用いる際の留意点等について理解を深め、状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりしてより生活しやすい環境にしていくための支援をする。また、自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントすることができるよう、こどもの意向を受け止めながら、自分で組み立ててできる行動を増やしていけるよう支援する。

(イ) 運動・感覚

ねらい

- ・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- ・身体の移動能力の向上
- ・保有する感覚の活用
- ・感覚の補助及び代行手段の活用
- ・感覚の特性への対応

支援内容

<姿勢と運動・動作の基本的技能の向上>

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。

<姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用>

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。

<身体の移動能力の向上>

自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常 生活に必要な移動能力や、事業所外での移動や交通機関の利用な ど、社会的な場面における移動能力の向上のための支援を行う。

<保有する感覚の活用>

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。

<感覚の補助及び代行手段の活用>

障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、保有する感覚を用いて情報を収集し、状況を把握しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助機器や ICT を活用することや、他の感覚や機器によ

る代行が的確にできるように支援する。

<感覚の特性への対応>

感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)を踏まえ、感覚の偏りに対する 環境調整等の支援を行う。

(ウ) 認知・行動

ねらい	・認知の特性についての理解と対応
	・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認
	知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手
	掛かりとなる概念の形成)
	・行動障害への予防及び対応
支援内容	<認知の特性についての理解と対応>
	一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入って
	くる情報を適切に処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食
	等に対する支援を行う。
	<対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得>
	・感覚の活用や認知機能の発達
	視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から情
	報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。
	・知覚から行動への認知過程の発達
	取得した情報を過去に取得した情報と照合し、環境や状況を把
	握・理解できるようにするとともに、これらの情報を的確な判断や
	行動につなげることができるよう支援を行う。
	・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
	物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、大小、数、重さ、
	空間、時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動
	の手掛かりとして活用できるよう支援する。
	<行動障害への予防及び対応>
	感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行
	動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う。

(エ) 言語・コミュニケーション

ねらい	・コミュニケーションの基礎的能力の向上
	・言語の受容と表出
	・言語の形成と活用
	・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
	・コミュニケーション手段の選択と活用
	・状況に応じたコミュニケーション

・読み書き能力の向上

支援内容

<コミュニケーションの基礎的能力の向上>

障害の種別や程度、興味・関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることができるよう支援する。

<言語の受容と表出>

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援する。

<言語の形成と活用>

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応 した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることが できるよう支援する。

< 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得>

個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得や場面に応じた言動・対応など人との関わり方についての学び等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。

<コミュニケーション手段の選択と活用>

・指差し、身振り、サイン等の活用

指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。

- ・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコ ミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達がで きるよう支援する。
- ・コミュニケーション機器の活用

機器(パソコン・タブレット等の ICT 機器を含む。)等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。

<状況に応じたコミュニケーション>

コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する。

<読み書き能力の向上>

発達障害のあるこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力 の向上のための支援を行う。

(オ) 人間関係・社会性

ねらい ・アタッチメント(愛着)の形成と安定 ・情緒の安定 ・他者との関わり(人間関係)の形成 ・遊びを通じた社会性の発達 ・自己の理解と行動の調整 ・仲間づくりと集団への参加 <アタッチメント(愛着)の形成と安定> 支援内容 アタッチメント(愛着)の形成 こどもが基本的な信頼感を持つことができるように、環境に 対する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感 を育む支援を行う。 ・アタッチメント(愛着)の安定 自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談にの ることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたり できるよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。 <情緒の安定> 自身の感情や気持ち、生理的な状態像に関心を持ち、その変化の 幅を安定させることに興味を持つことができるよう援助し、変化 の幅が小さく安定した情緒の下で生活ができるよう支援する。 <他者との関わり(人間関係)の形成> 他者の気持ちや意図を理解し、他者からの働き掛けを受け止め、 それに応ずることや場に応じた適切な行動ができるように支援す る。 <遊びを通じた社会性の促進> 模倣行動の支援 遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性の発 達や対人関係の構築を支援する。 ・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援

に社会性の発達を支援する。 ・一人遊びから協同遊びへの支援

周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行 遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担した

感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立 て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々 りルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達 を支援する。

<自己の理解と行動の調整>

自分のできることや苦手なことなど、自分の行動の特徴を理解し、自己を肯定的に捉えられる機会を通じて、気持ちや情動を調整し、状況に応じた行動ができるように支援する。

<仲間づくりと集団への参加>

集団に参加するための手順やルールを理解し、こどもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。

(4つの基本活動)

本人支援において、複数組み合わせて行うことが求められる4つの基本活動は、以下のとおりである。

なお、これらの基本活動を提供するに当たっては、こどもの意見を聴きながら自己選択や自己決定を促すとともに、こども同士の関わりの中でこどもが主体性を発揮しながら参加できるよう、支援していくことが求められる。

(ア) 日常生活の充実と自立支援のための活動

こどもの発達に応じて必要となる日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動を行う。こどもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、こどもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、その方針や役割分担等を共有できるよう、学校と連携を図りながら支援を行う。

(イ) 多様な遊びや体験活動

遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う。また、体験したことや、興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながることから、多様な体験の機会を提供していく。こどもが望む遊びや体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、多彩な活動プログラムを用意する。その際には、個別性に配慮された環境やこどもがリラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫することが重要である。

(ウ) 地域交流の活動

障害があるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、地域の中にこどもの居場所をつくりながらこどもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、遊びや体験の機会を創出していくとともに、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

(エ) こどもが主体的に参画できる活動

こどもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、こどもが主体的に参画できる機会を設け、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく。その際には、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個別性に配慮するとともに、こどもに寄り添いながら進めていくことが重要である。こうした取組は、こどもにとって自分自身が権利の主体であることを実感するとともに、こどもの権利を守ることにもつながる。

(障害特性に応じた配慮事項)

放課後等デイサービスに携わる職員は、障害のあるこどもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人のこどもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、それぞれの特性に応じて、設備・備品への配慮のほか、こどもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することなどが必要である。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について以下のとおり示しているが、障害の特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけにとらわれることなく、こどもの状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

- 視覚に障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性を育て、生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。さらに、視覚補助具やコンピューター等の情報機器、触角教材、拡大教材および音声教材等各種教材を効果的に活用することも重要である。
- O 聴覚に障害のあるこども(人工内耳を装用しているこどもを含む。)に対しては、聴こえない又は聴こえにくい特性や必要な配慮を理解した上で(ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要)、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を行う必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 知的障害のあるこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への 意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをも って活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できる ようにすることが必要である。
- 発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくすることや、感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、 具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解を促すことや、人と関わる際の具体的な方法や手段を個々の特性に応じて身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、特定の人との関係性を軸に、周囲の人との関わりを拡げていくとともに、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すことが必要である。また、安心感のある肯定的な関わりを大切にするとともに、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 場面緘黙(選択性かん黙)のあるこどもに対しては、話さないということだけに着目して、話すことを強制したり、話さないこどもとみなしたりするのではなく、こどもの心理的な要因や環境的な要因等により、他の場面では話せているにもかかわらず、場面によっては話ができないという状態であることを理解した上で支援に当たることが必要である。こどもの緊張や不安の緩和を目標にして、こどもの意思が表出しやすい場面を設け、指さしやカード、身振りなど言葉以外の方法でコミュニケーションを取れるよう工夫することが必要である。
- O 肢体不自由のこどもに対しては、身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を拡げるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫することが必要である。

- 病弱・身体虚弱のこどもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息の バランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。心臓 病等により乳幼児期に手術等を受けているこどもは、治療過程で運動や日常生活上で の様々な制限を受けたり、同年代のこどもとの関わりが少なくなるなど、学びの基礎 となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等のこどもを含め、こど もが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者か らの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 医療的ケアが必要なこどもに対しては、医療的ケアの目的や具体的な手法等について十分に情報を収集し、医師の指示に基づき、適切にケアを提供する体制をあらかじめ整えた上で、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。なお、医療的ケアが必要なこどもの中には、見た目では医療的ケアが必要であると分からないこどももいることに配慮することが必要である。
- 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心に応じて体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。これは、不快、苦痛、体調不良時等の意思表示であっても同様であり、その表情等から変化に気づけるよう、心身の状態を常にきめ細かく観察することが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりや遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を図ることが必要である。
- 複数の種類の障害のあるこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援 が必要である。
- 知的障害と発達障害のあるこどもに対しては、将来的な強度行動障害のリスクを把握し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させないよう、予防的な観点をもって支援を行っていくことが必要である。

特に、学童期や思春期になると、行動上の課題がより顕在化しやすくなるため、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目する機能的アセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身につけていくための「標準的な支援」を行うことが必要である。

○ 高次脳機能障害のあるこどもに対しては、障害による認知や行動上の特性等を理解するとともに、障害を受ける前にできていたことができないといった悩みを抱えていることがあるため、心のケアを心がけつつ支援を行うことが必要である。

(思春期のこどもに対する支援に当たっての留意点)

思春期は、行動上の課題がより顕在化しやすくなることや、メンタルヘルスの課題や不登校など様々な課題が増えてくる年代であり、また、この時期には高校卒業後の進路に向けた準備も必要となる。ここでは、こうした様々な課題を持つ可能性のある思春期のこどもへの支援に関して特に留意すべき内容について示す。

- 思春期は、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味や価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高められるよう支援を行うことが重要であり、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の悩みや葛藤、個別性に合わせて寄り添って支援を行っていくことが重要である。
- 思春期は、メンタルヘルスの課題も顕在化してくる年代であり、こころの不調や病気の兆し、症状やその特徴を理解して支援を行うことも重要であり、必要に応じて、 医療機関や地域の相談窓口となる機関(保健所、精神保健福祉センター等)とも連携を図りながら支援を行うことが重要である。

(不登校の状態にあるこどもに対する支援に当たっての留意点)

不登校の状態にあるこどもへの支援については、放課後等デイサービスのみだけではなく、 学校等(校長、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭など) や家庭を中心に、こどもを取り巻く関係者・関係機関間で支援の状況等を適宜共有し、連携 を図りながら支援を行っていくことが重要である。なお、支援にあたっては以下に留意する こと。

- 不登校の状態にあるこどもに対しては、まずはこども本人の気持ちに寄り添い、共感することで、こどもの自己肯定感を高めることが大切である。
- 学校等や家族からの情報も踏まえてアセスメントを行い、登校しないあるいはしたくてもできない状況が生じている要因や背景について把握・分析を行い、個々のニーズに応じて必要な支援(例えば、こども本人の抱える不安の解消、社会的コミュニケーションを図るなど)を放課後等デイサービス計画に位置付けた上で、計画的に支援を進めることが重要である。また、学校等や家庭と連携を図る際には、放課後等デイサービスでの支援の状況やこども本人の変化等を共有しながら支援を進めることが重要である。
- 不登校の状態にある場合であっても、こどもの学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることも重要である。そのため、こども本人の意思を尊重し、 学校等や家庭と連携を図りながら、必要な対応や方策の検討を行うことが重要であ

る。その際には、学校等は、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関であり、学校教育を受ける機会を得られないことにより、将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、安易に不登校の状態が継続することのないよう留意することが必要である。

(特に支援を要する家庭のこどもに対する支援に当たっての留意点)

こどもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、こどもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。ここでは、いくつかの気に留めておくべきこどもの行動や態度、表情などを取り上げ、支援を行うに当たっての留意点として以下に示すが、これらの留意点に加え、まずは日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO 団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要である。

- 不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われるなど虐待を受けていることが疑われるこどもについては、極度の緊張した表情や極度の甘えがみられるなどの様々な反応に対する理解や、職員とのアタッチメント(愛着)の形成を含めた信頼関係の構築が重要である。
- サイズに合ってない衣類を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、 生活リズムの乱れが見られるなど生活に困窮していることが疑われる家庭のこども については、食事等の基本的な生活習慣や生活リズムの形成、食事、排泄、睡眠、衣 類の着脱等の基本的生活スキルの獲得などを基盤として、様々な豊かな経験を提供す るとともに、保護者やこどもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必要であ る。
- 近年増加傾向にある外国にルーツのあるこどもについては、日本語がうまく話せないことで他のこどもとの関係を構築することが難しいこともあり、学習が進みにくい、あるいは、文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じているこどもも多いことから、支援に当たっては、まずはこどもが持つ困難さを把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことが重要である。

(2) 家族支援

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。このため、障害のあるこどもを育てる家族が安心して子育てを

行うことができるよう、家族(きょうだいを含む。)と日頃から信頼関係を構築し、障害の 特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、こどもが学齢期に診断を受ける場合や、年齢とともにこどもの発達上のニーズが変化する場合には、保護者がこどもの障害や発達の過程を含むその子のありのままを受け止め、肯定していくプロセスを支えていくことが重要である。また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱える場合もあり、こどもがこれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であり、保護者や家庭生活はそのベースとなる。

家族支援においては、こども本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、子育てに 困難さを感じているか、相談する人はいるか(孤立していないか)など、家族の困りごと に寄り添いながら、気持ちを受け止め、こども本人と保護者との相互の信頼関係を基本に 保護者の意思を尊重する姿勢が重要である。

ねらい	・アタッチメント(愛着)の安定
	・家族からの相談に対する適切な助言等
	・障害の特性に配慮した家庭環境の整備
支援内容	<アタッチメント(愛着)の安定>
	・こどもの信頼感を育むとともに、こどもの感情や不安に寄り添い、
	家族や周囲の人と安定した関係を継続するための支援
	<家族からの相談に対する適切な助言等>
	・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
	・こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援
	・こどもの支え方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての
	助言・提案
	・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対
	応するための延長支援
	・心理的カウンセリングの実施
	・保護者同士の交流の機会の提供
	・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援
	助
	<障害の特性に配慮した家庭環境の整備>
	・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレン
	ト・トレーニングの実施
	・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供

(支援に当たっての配慮事項)

学齢期は、こどもが行動上の課題やメンタルヘルスの課題、不登校など様々な課題を抱える年代にあることや、学齢期になってから障害特性が明確化する場合も多いことなども

踏まえ、家族が様々な葛藤に直面する時期である。そのため、こどもと家族をトータルに支援していくことが重要である。

以下は、家族のさまざまな不安や負担を軽減していく観点から特に配慮すべき内容を示しており、「家族支援」の提供に当たり留意すること。

- 「家族支援」は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が 多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必 要である。
- 「家族支援」は、家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解することが 重要である。
- 特に、こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」 の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行うことが大切である。
- 「家族支援」において明らかとなってくる虐待(ネグレクトを含む。)の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応が求められる。
- 「家族支援」は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、児童発達支援センターや他の放課後等デイサービス事業所、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図り実施することが必要である。

(3) 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

このため、事業所における支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるように支援を提供するなど、「移行支援」を行うことが重要である。

なお、特に入学・進学・就職時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、 こどもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁 寧な支援が求められる。

ねらい・放課後児童クラブ等への移行支援

	・ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
	・放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先
	との連携
	・同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり
支援内容	<放課後児童クラブ等への移行支援、ライフステージの切替えを見
	据えた将来的な移行に向けた準備>
	・具体的な移行や将来的な移行を見据えたこどもの発達の評価・支
	(※)
	・具体的な移行先との調整
	・移行先との支援方針・支援内容の共有や、こどもの状態・親の意向・
	支援方法についての伝達
	・家族への情報提供や移行先の見学調整
	・移行先の受け入れ体制づくりへの協力
	・移行先への相談援助
	・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助(※)
	<放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先
	との連携>
	・併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有(例:得意不得意や
	その背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有)
	・併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整
	<同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり>
	・地域の学校や放課後児童クラブ、児童館、地域住民との交流

(※)「移行」の視点を持った本人や家族に対する支援は、「本人支援」や「家族支援」と 内容が重なる場合もある。

(4) 地域支援・地域連携

事業所において、障害のあるこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するためには、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていく「地域支援・地域連携」を行うことが必要である。

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)と関係者間のスムーズな連携の推進(横の連携)の両方(縦横連携)が重要である。

なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、こどもや家族を対象とした支援を指す ものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体 制の構築に関するものではないことに留意すること。

支援内容

<通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援 >

- ・こどもが通う学校や放課後児童クラブ等との情報連携や調整、支援 方法や環境調整等に関する相談援助、放課後等デイサービス計画 の作成又は見直しに関する会議の開催
- ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携 や調整
- ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援 センター、地域生活支援拠点等との連携・こどもが利用する障害児 相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援 事業所との生活支援や発達支援における連携
- ・虐待が疑われる場合には、児童相談所やこども家庭センターとの情報連携
- ・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携
- ・個別のケース検討のための会議の開催

(支援に当たっての配慮事項)

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、以下に留意すること。

○ 「地域支援・地域連携」は、放課後等デイサービスを利用するこどもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられ、地域の中に居場所を持つことができるよう、関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

第4章 放課後等デイサービス計画の作成及び評価

放課後等デイサービスの適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のあるこどもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

なお、セルフプランにより放課後等デイサービスを利用するこどもであって、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用支援を進めることが重要であり、事業所間におけるこどもの状態像の認識や必要な支援の見立て、支援内容等のバラつきにより、こどもに過度なストレスを与えることのないよう留意すること。

また、障害児相談支援事業所と放課後等デイサービス事業所の関係性は、単に相談支援専門員

が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が放課後等デイサービス計画 を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。こどもや家族の生活全般のニーズに対応 するため、放課後等デイサービス事業所からも障害児相談支援事業所に積極的に働きかけるなど、 双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

1. 障害児支援利用計画の作成の流れ

(1) 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定

- 〇 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、放課後等デイサービスの利用を希望するこどもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
- 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聴き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々のこどもの障害の状態や発達の状況、や障害の特性等に応じた発達上のニーズに対応し、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 〇 学齢期の障害のあるこどもへの支援には、児童福祉法に基づき、通所により発達支援を行う「放課後等デイサービス」のほか、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のあるこどもに対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、学校等に通学している障害のあるこどもに対し支援を行う「保育所等訪問支援」がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき、居宅で入浴や排泄、食事の介護等を行う居宅介護(ホームへルプ)や、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所(ショートステイ)等の障害福祉サービスが利用できる。
- 〇 障害児支援利用計画案は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 〇 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、放課後等デイサービスの利用についての支給決定を行うこととなる。

(2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、こどもや家族の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を行い、それらの事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、事業所の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- 〇 担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、こどもや家族の意向と総合的

な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について共有する。

- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、 事業所の担当者は、放課後等デイサービスの専門的な見地からの意見を述べることが求められる。また、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらず、意見を述べることが重要である。
- 相談支援専門員は、担当者会議における参加者による意見交換を受けて、支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所の支援を提供する者に配付され共有される。

(3) 放課後等デイサービス計画に基づく放課後等デイサービスの実施

- 事業所の放課後等デイサービス計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画 における総合的な援助方針や、当該事業所に対応が求められるニーズを踏まえて、放課後等 デイサービスの具体的な内容を検討し、作成する。放課後等デイサービス計画の作成につい ては、2. を参照すること。
- 事業所は、障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と支援の提供を行うことが重要である。なお、障害児支援利用計画と放課後等デイサービス計画は、個々のこどもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。
- 事業所は、作成された放課後等デイサービス計画に基づき支援を実施する。
- 障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に代えてセルフプランにより放課後 等デイサービスを利用するこどもであって、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、市町村が選定するコア連携事業所(こどもの支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所)を中心として、事業所間で連携して放課後等デイサービスを実施する。

(4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 〇 相談支援専門員は、一定期間毎に、こどもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、事業所の児童発達支援管理責任者は、その時点までの支援の提供状況を踏まえて、目標の達成度や気づきの点等の情報を積極的に共有することが重要である。 そのためには、事業所の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や職員のうち、こどもの状況をよく理解した者を参画させなければならない。

〇 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な援助方針や事業所に求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更し、適切な支援を実施する。

(5) その他の連携について

- 事業所による支援は、こどもや家族への生活全般における支援の一部を継続的に実施する ものである。日々の支援を担う事業所は、こどもや家族のニーズの変化を細やかに把握する ことができる。また、継続的な関わりは、こどもや家族へのアセスメントを深め、潜在的な ニーズの把握にもつながる。
- しかし、それらのニーズは、事業所のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業所などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

2. 放課後等デイサービス計画の作成の流れ

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に 把握し、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を 作成し、すべての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整す る。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

(1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 〇 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の 視点等を踏まえたアセスメントを実施する。なお、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(令和6年4月)において、市町村が、支給決定の際に、介助の必要性や障害 の程度の把握のために実施する「5領域 20 項目の調査」の結果について、保護者に対し、利用する事業所に交付するよう依頼することが望ましい旨示していることから、事業所は、保護者に対し、「5領域 20 項目の調査」の結果について確認の上、当該結果について、アセスメントを含め実際の支援の場面にも活用していくことが重要である。
- こどもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、こどもの障害の状態だけでなく、こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。

また、こどもの発育状況、自己理解、心理的課題、こどもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている関係機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を収集し、こどもと保護者のニーズや課題を分析する必要がある。

○ 保護者のニーズとこども本人のニーズは必ずしも一致するものではないため、まずはこど ものニーズを明確化していくことが求められる。また、こどものニーズは変化しやすいため、 日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。

○ アセスメントの実施に当たっては、全てのこどもが権利の主体であることを認識し、個人 として尊重するとともに、意見を形成・表明する手助けをするなど、こども本人のニーズを しっかりと捉えられるように対応することが必要である。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

- 障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメント した情報について、課題整理表等を用いて整理しながら、放課後等デイサービスにおけるニ ーズを具体化した上で、支援の具体的な内容を検討し、放課後等デイサービス計画を作成す る。
- O 放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することをいうが、こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。その際は、こどもに対し、適切に説明することが必要である。
- 放課後等デイサービス計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援 に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用も可能とされてお り、予定が合わない等により個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前 後に情報共有を行ったり意見を求めたりすることも必要である。いずれにしても、こどもの 支援に関わる様々な職員に意見を聴く機会を設けることが求められる。

また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を考慮することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、こども本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。

○ 放課後等デイサービス計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容(5領域との関連性を含む。)」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。児童発達支援計画の参考様式及び記載例については、別添1の「個別支援計画の記載のポイント」、を参照すること。

- 放課後等デイサービス計画に、こども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目を適切に設定し、その上で、4つの基本活動をベースとした具体的な支援内容を設定する。
- 「本人支援」においては、5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことが必要であり、支援を組み立てていくに当たっては、(1)のアセスメントにおいて、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する支援への当てはめを行うだけの児童発達支援計画の作成にならないよう留意することが必要である。
- 「本人支援」における5領域との関連性については、5領域全てが関連付けられるよう記載することを基本とするが、相互に関連する部分や重なる部分もあると考えられるため、5領域それぞれで、一対一対応で、異なる支援目標や支援内容を設定する必要はない。ただし、5領域のうち相互に関連する部分や重なる部分を踏まえ、これらをまとめた上で支援目標や支援内容を設定した場合であっても、各領域との関連性についての記載は必ず行い、「本人支援」全体として5領域全てが関連付けられるようにする必要がある。
- 「本人支援」においては、計画期間内に、特に重点的に取り組むものとそうではないものなど、支援内容の実施頻度に差がある場合も想定される。しかしながら、計画期間内における実施頻度が低いと見込まれる支援内容であっても、こどもの生活全般を通じて5領域との関連性が担保できるよう、5領域全てとの関連において必要な支援内容を記載することが必要である。
- 「本人支援」において、5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)に加え、特定の領域に重点を置いた支援を行う場合についても、放課後等デイサービス計画に記載することが必要である。
- 〇 「移行支援」については、地域社会への参加・包摂(インクルージョン)を推進する観点 から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、放課後児童クラブ等の他のこども施策と の併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の取組を記載する。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、放課後等デイサービスの基本となる「本人支援」、「家族支援」及び「移行支援」について必ず記載することとする。「地域支援・地域連携」については必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、放課後等デイサービス計画において常に明確になっていることが必要である。
- O こどもや保護者に対し、「放課後等デイサービス計画」を示しながら説明を行い、こどもや 家族の支援として必要な内容になっているかについて同意を得る必要がある。
- 〇 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性やこどもの発達の段階を丁寧に

把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。

- 支援手法については、個別活動と集団活動をそのこどもに応じて適宜組み合わせることが 必要である。
- 〇 事業所において作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行う ことが必要である。

(3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施

- 〇 事業所における時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の放課後等デイサービス計画を考慮し、一日の時間と活動プログラムを組み合わせたタイムテーブルを作成する。 タイムテーブルは、こどもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、こどもが見通しを持って自発的に活動できるよう促されることが期待される。
- 発達支援の時間は十分に確保されなければならず、送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、こどものニーズや状況、こどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況等に応じて、その内容を組み立て、職員も交えながらチームで検討していくことが必要である。提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。活動プログラムの内容は、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。
- 集団活動の場合は、対象となるこどもの年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。こどもの年齢や発達上のニーズが異なることも多いことから、年齢別、障害種別又は発達上のニーズ別に支援グループを分けることなどの工夫も必要である。

(4) 放課後等デイサービス計画の実施状況の把握(モニタリング)

- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断する。
- 〇 障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、 情報共有を行うことが重要である。

(5) モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の見直し及び支援の終結

○ モニタリングにより、放課後等デイサービス計画の見直しが必要であると判断された場合は、放課後等デイサービス計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容が合っていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これま

での支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供している放課後等デイサービスの必要性が低くなった場合は、放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や支援の終結を検討する。

O 放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や支援の終結に当たっては、放課後等 デイサービス事業所から家族や障害児相談支援事業所、学校等の関係機関との連絡調整を実 施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。なお、放課後児童クラブに移行する場合や学校 卒業後に障害福祉サービス事業所を利用する場合など、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場 合には、これまでの放課後等デイサービスの支援内容等について、適切に情報提供すること が必要である。

第5章 関係機関との連携

障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

このため、事業所は、日頃から、市町村の障害児支援担当部局、児童福祉担当部局、教育委員会、こども家庭センター、保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校(小学部、中学部及び高等部)等、放課後児童クラブや児童館など地域におけるこどもの放課後等の居場所、児童委員や主任児童委員等の地域の関係機関や障害当事者団体を含む関係者、広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関との連携を図り、放課後等デイサービスが必要なこどもが、円滑に支援の利用に繋がるようにするとともに、こどもの支援が、こどもが通う学校や放課後児童クラブ等に適切に共有され、連携して行われていくことが必要である。また、セルフプランにより複数の事業所を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。

さらに、こども本人を中心に考える支援の輪の中において、事業所に期待される役割を認識し、 こどもに対し適切な支援を提供することが必要である。

加えて、障害のあるこどもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、 そうした観点からは事業所が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社 会に対して、放課後等デイサービスに関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運 営を心がけることが求められる。

1. 市町村との連携

○ 支援の必要なこどもと家族を地域全体で支えていくためには、地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整備を行う市町村と連携していくことが必要である。障害児支援担当部局、母子保健やこども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、教育委員会など、こどもと家族に関わる部局は様々であり、こどもと家族を中心として包括的に支援を行っていく観点からも、しっかりと連携体制を構築していくことが重要である。

2. 医療機関との連携

- こどもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ定めておく必要がある。協力医療機関は、緊急時の対応が生じた場合に相談をすることが想定されることから、できるだけ近い場所であることや、事業所の作成する緊急時の対応マニュアルを、事前に協力医療機関や保護者と共有しておくことが望ましい。特に、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもは、事前に協力医療機関を受診し、医師にこどもの状態について理解しておいてもらうことも必要である。
- O こどもが服薬をしている場合には、保護者と連携を図りながら、必要に応じて、こどもの主 治医等と情報共有を行うことが重要である。
- 医療的ケアが必要なこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた支援や 医療的ケアを提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことに加え、医療的 ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等とのネットワークを構築していくこ とが重要である。
- 人工内耳を装用しているこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた適切な支援を提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことが重要である。

3. 学校等との連携

- こどもに必要な支援を提供するに当たっては、事業所・学校等・家庭の三者の共通理解の下で、役割分担を明確にし、連携を図りながら進めていくことが必要である。このため、あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校等から個別の教育支援計画をはじめとした支援内容の情報提供を受けるとともに、事業所からも放課後等デイサービス計画をはじめとした支援内容の情報を提供するなど、積極的に連携を図ることが必要である。この際、学校等と事業所それぞれの年間計画や行事予定等の交換を行うとともに、学校等の下校時刻の確認なども併せて行う必要がある。
- 〇 特に学校等の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の運行も想定されることから、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要がある。安全かつ確実にこどもの送迎を行うため、管理者や児童発達支援管理責任者は、送迎時の対応、トラブルや事故が発生した場合の連絡体制や対応マニュアル等について、学校等と事前に共有・調整し、送迎を担当する職員を含め事業所内で周知徹底しておくことが必要である。
- 通常学級から特別支援学級への変更や、特別支援学級から特別支援学校への変更など、こどもの学校における所属先の変更が必要と考えられる場合には、事業所・学校等・家庭の三者で密に連携を図り、こどもの意思を確認しながら対応を検討することが必要である。
- 〇 教育と福祉の一層の連携については、「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」(令和6年4月25日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省課長通知)を参照すること。

4. 放課後児童クラブや児童館等との連携

〇 こどもが放課後等デイサービス事業所から放課後児童クラブ等に移行する際には、こどもの

状況や意向を丁寧に把握した上で、円滑な移行に向けて連携を図る必要がある。その際、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、放課後等デイサービス計画等を含め、こども本人の発達の状況や障害の特性、事業所で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにするとともに、移行後のフォローアップを行うことが必要である。

また、この際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが 重要である。さらに、放課後児童クラブ等の職員が障害のあるこどもへの対応に不安を抱える 場合等については、保育所等訪問支援や地域障害児支援体制強化事業、障害児等療育支援事業 等の積極的な活用を勧めることにより、適切な支援につなげていくことが重要である。

なお、こどもが放課後児童クラブ等から放課後等デイサービス事業所に移行する際も同様に、 円滑に支援が引き継がれるよう、連携を図ることが必要である。

- こどもが放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等の併行利用をしている場合は、当該放課後児童クラブ等と支援内容等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて 当該放課後児童クラブ等における障害のあるこどもへの支援をバックアップしていくことが重 要である。
- 障害のあるこどもが、地域の中で様々な遊びや体験の機会等を通じて、可能な限り地域の他のこどもと共に過ごす機会を得られるよう、地域の放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等と連携し、そこで過ごす他のこどもとの交流を図ることや、他のこどもと共に参加できるような活動を企画することが期待される。

5. 他の放課後等デイサービス事業所との連携

○ 発達支援上の必要性により、複数の放課後等デイサービス事業所を併せて利用するこどもについては、こどもの状態像や必要な支援の見立てについて共通認識を持つとともに、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、こどもの日常生活動作の状況や留意事項、相互の支援内容や放課後等デイサービス計画の内容等について情報共有を図ることが必要である。特に、セルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有をより図っていくことが重要である。

6. 児童発達支援センターとの連携

- 様々なこどもや家族を地域で支えていくためには、地域の児童発達支援センターや放課後等 デイサービス事業所が、障害種別や障害の特性の理解、障害種別や障害の特性に応じた活動や 支援方法、支援における成功事例や困難事例等について、合同で研修を行うことやそれぞれか ら助言をしあうことなどにより、連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。
- 児童発達支援センターは、地域における障害児支援の連携・ネットワークの核として、自治体や地域の事業所と積極的に連携を図りながら、地域の事業所へのスーパーバイズやコンサルテーションの実施、研修や事例検討会の開催等を行う役割を担っており、放課後等デイサービス事業所においても、児童発達支援センターが開催する研修会に参加するなど、日常的な連携体制を構築することが重要である。

O また、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する専門機関や地域のセーフティーネット機能である障害児入所施設と連携し、助言や研修等を受けることや、特定の分野に強みを有する事業所と連携して支援を進めることも必要である。

7. ライフステージに応じた関係機関との連携

- こどもが就学に伴い放課後等デイサービスの利用を開始する場合には、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、就学前に利用していた保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等と連携し、こども本人の発達の状況や障害の特性、これまで行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援を引き継ぐことができるようにすることが必要である。
- こどもが就職する場合や他の障害福祉サービス事業所等を利用する場合には、保護者の同意 を得た上で、放課後等デイサービス事業所で提供していた支援内容等について、就職先や新た に利用する障害福祉サービス事業所等に情報共有を行うなど、積極的に連携を図ることが重要 である。

8. こども家庭センターや児童相談所との連携

- 特に支援を要する家庭(不適切な養育や虐待の疑い等)のこどもに対して支援を行うに当たっては、日頃から、こどもの心身の状態、家庭での養育の状況等についての把握に努めるとともに、障害児施策だけで完結するのではなく、障害福祉施策、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。特に、思春期のこどもは、様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係などに悩んだり、メンタルへルスの課題も顕在化してくるなど、支援の必要性が高まる場合も多いことから、こどもや家庭に関わる関係機関とより緊密に連携をとって対応していくことが重要である。
- 虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で情報共有を行うとともに、市町村が設置する 要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支 援センター、市町村の児童虐待防止窓口、保健所等の関係機関と連携して対応を図る必要があ る。
- O こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合には、こどもや 家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、こども家庭センターと連携を図っていくこ とが必要である。
- 事業所を利用するこどものきょうだいが、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている状況にあるなど、ヤングケアラーであると疑われる場合においても、速やかに事業所内で情報共有を行うとともに、こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携して、その家庭が必要とする支援につなげていくことが重要である。そのためには、各自治体のヤングケアラー担当部署等が実施する関係機関職員研修への参加等により、ヤングケアラーについて正しい理解を持つ必要がある。

9. (自立支援) 協議会等への参加や地域との連携

- 〇 事業所は、(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域 協議会等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構 築していく必要がある。
- 日頃から地域の行事や活動に参加できる環境をつくるため、自治会や地域の会合に参加する ことや、地域のボランティア組織と連携を密にすること等の対応が必要である。また、地域住 民との交流活動や地域住民も参加できる行事の開催など、地域との関わりの機会を確保するこ とも重要である。

第6章 放課後等デイサービスの提供体制

1. 定員

設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容を確保するとともに、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を 定めることが必要である。

2. 職員配置及び職員の役割

(1) 適切な職員配置

- O 放課後等デイサービス事業所においては、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員 又は保育士、機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合)、看護職員(医療的ケアを行う場合) の配置が必須であり、主に重症心身障害のあるこどもに対して支援を行う場合は、管理者、 児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士に加え、嘱託医、看護師、機能訓練担当職 員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。
- 〇 常時見守りが必要なこどもや医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこども等への支援のために、児童指導員又は保育士、看護職員について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。
- 児童発達支援管理責任者が個々のこどもについて作成する放課後等デイサービス計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援に当たる職員を統括する指導的役割の職員の配置など、支援の質の確保の視点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

(2) 設置者・管理者の責務

- 設置者・管理者は、放課後等デイサービスの役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、放課後等デイサービスの質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、事業所が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこど もの発達に貢献するとともに、こどもや家族の満足感、安心感を高めるために、組織運営管

理を適切に行わなければならない。

- 設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を的確 に判断するとともに、職員がキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう職員 の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならな い。
- O 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、職員が心身ともに健康で意欲的に 支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

(3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や支援プログラム、放課後等デイサービス計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び職員の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び職員の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

① 運営規程の設定・見直しと職員への徹底

O 設置者・管理者は、事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び職員に運営規程を遵守させなければならない。運営規程には以下の重要事項は必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- 事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、職員数及び職務の内容
- 営業日及び営業時間
- 利用定員
- ・放課後等デイサービスの内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- 通常の事業の実施地域
- ・支援の利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- ・事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項
- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス の役割や放課後等デイサービスの提供すべき内容、地域でのこどもや家族の置かれた状 況、放課後等デイサービスが公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に 設定する。
- 〇 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び 職員が積極的に関与できるように配慮する。
- 児童発達支援管理責任者及び職員の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針を はじめとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、採用後も様々な機会を通じて 繰り返しその徹底を図ることが重要である。
- ② 複数のサイクル(年・月等)での目標設定と振り返り
 - O PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者 及び職員が参画して、複数のサイクル(年間のほか月間等)で事業所としての業務改善 の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。
- ③ 自己評価結果の公表・活用
 - 運営基準において定められている自己評価については、別添2の「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」を参考に、以下の項目について、「従業者向け放課後等デイサービス評価表」(別紙1)を活用した事業所の職員による事業所の支援の評価(以下「従業者評価」という。)及び「保護者向け放課後等デイサービス評価表」(別紙2)を活用した保護者による事業所評価(以下「保護者評価」)を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。

【評価項目】

- ・こども及び保護者の意向、こどもの適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ・従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ・設備及び備品等の状況
- ・関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- こども及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ・緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 業務の改善を図るための措置の実施状況
- 事業所は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、 さらに強化・充実を図るべき点(事業所の強み)や、課題や改善すべき点(事業所の弱 み)を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項につい て、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所の自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて行った 改善の内容については、「事業所における自己評価総括表(公表)」(別紙3)及び「保護 者からの事業所評価の集計結果(公表)」(別紙4)を含む「事業所における自己評価結果 (公表)」(別紙5)を用いて、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域に 向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に 示す方法としては、園だよりなど事業所で発行している通信に掲載したり、こどもの送 迎時などの際に保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。
- 〇 また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入 して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。

④ 支援プログラムの作成・公表

- 〇 総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。支援プログラムの作成に当たっては、別添3の「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を参考にすること。
- 作成された支援プログラムについては、事業所の職員に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和6年

度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、 速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

⑤ 都道府県等への事業所の情報の報告

○ こどもの個々のニーズに応じた質の高い支援の選択や、事業所が提供する支援の質の 向上に資することを目的として、障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みがあり、事 業所は、都道府県等に対し、事業所の情報(所在地や従業員数、営業時間や支援内容等) を報告する必要がある。

⑥ 職場内のコミュニケーションの活性化等

- O PDCAサイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所における職員間の意思の疎通・情報共有が重要である。
- 支援の提供に関する日々の記録については、支援の質の向上の観点から、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、職員同士で情報共有を図ることも有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の重要な役割である。
- O 設置者・管理者は、放課後等デイサービス計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や職員の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が、事業所内における虐待 の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくととも に、設置者・管理者も、職員による適切な支援が提供されているか、日々把握しておく 必要がある。

⑦ こどもや保護者の意向等の把握

- O PDCAサイクルによる業務改善を進める上では、事業所による従業者評価及び保護者 評価を踏まえた自己評価だけでなく、アンケート調査等を実施して、支援を利用するこど もや保護者の意向や満足度を把握することも必要である。
- O 特にこどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善の取組については、こ ども及び保護者に周知していくことが必要である。

⑧ 支援の継続性

○ 放課後等デイサービスは、こどもや家族への支援の継続性の観点から継続的・安定的に 運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一 月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業 の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の事業所を紹介するなど、 こどもや家族への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

3. 施設及び設備等

- 事業所は、放課後等デイサービスを提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である 必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のあるこどもが安全に安心して過ごすことができ るようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々のこどもの障害の特性に応じた工夫が必要 である。
- 発達支援室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターの場合は、こども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- こどもが生活する空間については、発達支援室のほか、おやつや学校休業日に昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、こどもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。

また、遊具や室内のレイアウト・装飾にも心を配り、こどもが心地よく過ごせるように工夫 することが必要である。

- 〇 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、学校と連携して校庭等を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用したりすることが必要である。
- 備品については、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じて備えることが必要である。

4. 衛生管理、安全管理対策

設置者・管理者は、障害のあるこどもや保護者が安心して放課後等デイサービスを受け続けられるようにするため、こどもの健康状態の急変や感染症の発生、非常災害や犯罪、事故の発生などに対応するマニュアルの策定やその発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、事業所を運営する中で想定される様々なリスクに対し、日頃から十分に備えることが必要である。重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等については、追って示す「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」や、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照すること。

(1) 衛生管理・健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。事業所における感染症対策については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参考にすること。

① 感染症及び食中毒

O 設置者・管理者は、運営基準により、事業所における感染症や食中毒の予防・まん延の 防止のため、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的 な実施が求められている。これらの実施に当たっては、「障害福祉サービス事業所等におけ る感染対策指針作成の手引き」を参考にすること。

- O 設置者・管理者は、感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める必要がある。 感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な 措置を講じて二次感染を防ぐことが重要である。
- O 設置者・管理者は、活動や行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒 の発生を防止する必要がある。
- O 設置者・管理者は、市町村や保健所等との連携のもと、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- 設置者・管理者は、こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症の発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時には、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、こどもの安全確保のために、状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うともに、保護者や関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- O また、感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画(BCP)を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。特に、新興感染症の場合は、インフルエンザやノロウイルス等の感染症と異なる対応も想定されることを念頭に置きながら、BCPの策定や研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。BCPの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。

② アレルギー対策

- O 設置者・管理者は、食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えるとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。
- 設置者・管理者は、事業所で飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する内容について具体的に示した上で周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努める必要がある。特に、食物アレルギーについては、こどもの命に関わる重大な事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくことが重要である。

③ その他

〇 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しておくとと

もに、こどもの健康管理に必要となる器械・器具の管理等を適正に行う必要がある。

○ 設置者・管理者は、重症心身障害のあるこどもなど、全身性障害があるこどもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車椅子の角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

(2) 非常災害対策・防犯対策

- O 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に職員や保護者に周知することが求められている。また、設置者・管理者や職員は、こどもの障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しておくことが重要である。なお、聴こえない又は聴こえにくいこどもや職員、保護者がいる場合は、併せて、視覚で分かる緊急サイレンや合図など、事前に準備しておくことが必要である。
- O 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な 訓練を行わなければならない。訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害 の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要である。
- 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、こどもの安全確保のために、状況に応じて事業所を休所とする等の適切な対応を行う必要がある。このため、保護者と連絡体制や引き渡し方法等を確認しておくとともに、市町村の支援の下、保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るための事業継続計画(BCP)を策定するともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。BCPの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。
- 障害のあるこどもについては、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。
- 医療的ケアが必要なこどもに関する災害時の対応については、事業所の周辺環境から災害リスクを想定し、医療的ケアの内容やこどもの特性に応じて適切な災害対応を検討する必要があり、対応の検討に当たっては、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」も参考にすること。
- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、こどもが犯罪に巻き込まれないよう、 事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、 こども自身が自らの安全を確保できるような学びの機会など、防犯対策としての取組を行う

必要がある。

(3) 緊急時対応

- 〇 職員は、こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- O 設置者・管理者は、緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、 職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を果たすことができる ように訓練しておく必要がある。

また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのあるこどもが急な発作を起こした場合に速 やかに対応できるよう、個々のこどもの状況に応じて、緊急時の対応方法や搬送先等につい て個別のマニュアルを策定し、職員間で共有することも必要である。

- 〇 職員は、医療的ケアを必要とするこども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命 に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
- 職員は、こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン®」等の使用)に関する知識と技術の習得に努めることが必要である。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、設置者・管理者は、AEDを設置することが望ましい。

(4) 安全管理対策

- 設置者・管理者は、運営基準により、設備の安全点検、職員やこども等に対する事業所外での活動・取組等を含めた事業所での生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の安全に関する事項について、安全計画を策定するとともに、職員に周知し、安全計画に従って研修及び訓練を定期的に行うことが求められている。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容を周知することも必要である。
- 設置者・管理者は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、安全計画の内容も踏まえ、事業所内や屋外の環境の安全性について、チェックリストを用いて点検するとともに、活動や事業所の実情に応じ、リスクの高い場面(例えば、食事、プール、移動、送迎、屋外活動などの場面)において職員が気を付けるべき点や役割等を明確にした安全管理マニュアルを作成することが重要である。作成後は、これらに基づき、毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまうこども等もいるため、こどもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行うことが必要である。

- 活動場面によって注意すべき事項が異なるため、職員は、活動場所や内容等に留意した事故の発生防止に取り組むことが必要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要がある。
- O 設置者・管理者は、運営基準により、事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、 家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが求められている。設置者・管理者

は、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。なお、事故の種類を問わず、家族には、事故が発生した場合は必ず連絡を行い、こども本人や家族の気持ちを考え、誠意ある対応を行う必要がある。事業所においては、こうしたことを踏まえ、事故発生直後の初期対応の手順の明確化や、必要となる連絡先リストの作成等を行うことが必要となる。

- O 設置者・管理者は、発生した事故事例の検証や、事故につながりそうなヒヤリ・ハット事例の情報を収集し、検証を行う機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組について、全ての職員に共有することが必要である。
- O 設置者・管理者は、運営基準により、送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、こどもの乗降時の際に点呼を行うなど、こどもの所在を確実に把握することができる方法により所在を確認するとともに、自動車にブザー等の安全装置を装備することが求められている。
- 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止、酸素ボンベや酸素チューブ、気管チューブ等の安全管理、アラームへの即時対応などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

5. 適切な支援の提供

- 設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容が確保 されるよう、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模 や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図ることが必要である。
- 職員は、支援プログラムや放課後等デイサービスの提供すべき支援の内容等について理解するとともに、放課後等デイサービス計画に沿って、それぞれのこどもの障害種別、障害の特性、 発達の段階、生活状況に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。
- 〇 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
- 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握することが必要である。
- 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、こどもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有するも重要である。
- 〇 職員は、その日行った支援の手順、内容、こどもの反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が支援目標や放課後等デイサービス計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。

6. 保護者との関わり

職員は、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とと

もに考える姿勢を持ち、こどもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、こどもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

- 〇 職員は、日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や発達上の二一ズについて共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアや介助の方法、適切な姿勢、気になること等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、保護者の希望やニーズに応じて、こどもの行動変容を目的として、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもの関わり方を学ぶペアレント・トレーニング等を活用しながら、共にこどもの育ちを支えられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
- 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整しておくことが必要である。また、事業所内でのトラブルやこどもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- O 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや 記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

(2) こどもや保護者に対する説明等

職員は、こどもや保護者が放課後等デイサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、適切な説明を十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

- 設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、 その周知を図る。
- ② こどもや保護者に対する運営規程や支援プログラム、放課後等デイサービス計画の内容 についての丁寧な説明
 - 設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援プログラム、支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。特に、支援の内容、人員体制(資格等)、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。
 - 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の内容について、その作成時、 変更時にこどもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。
 - 聴こえない又は聴こえにくいこどもや保護者の場合には、これらの説明に際して、どのような方法による説明を希望するか確認の上、丁寧に対応することが求められる。

③ 家族に対する相談援助等

〇 職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。

そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが 重要である。

- 〇 職員は、家族が悩み等を自分だけで抱え込まないように、家族からの相談に適切に応 じ、信頼関係を築きながら、家族の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行う ことも必要である。例えば、定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対 する相談援助を行ったり、こどもの障害特性の理解が促されるような支援を行ったりす ることが必要である。
- 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていけるような支援を行うことが必要である。また、「家族支援」は、対象を保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。
- O 設置者・管理者は、職員に対して、定期的な面談や家族に対する相談援助を通じた「家族支援」について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

4 苦情解決対応

- O 設置者・管理者は、放課後等デイサービスに対するこどもや家族からの苦情(虐待に関する相談を含む。)について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、こどもや家族に周知するとともに、第三 者委員を設置している場合には、その存在についても、こどもや家族に周知する必要が ある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。
- O 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応は重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防ぐことが可能な苦情もあることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。
- 暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント)等についても、その対策について検討することが必要である。

⑤ 適切な情報提供

- 〇 事業所は、定期的に通信等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや家族に対して発信することが必要である。
- O こどもや家族に対する情報提供に当たっては、視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、手話等による情報伝達を行うなど丁寧な配慮が必要である。

7. 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所に対する理解の増進や地域のこどもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、ホームページや会報等を通じて、事業所の活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待することなど、地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所と実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないよう適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアが、事業所の理念や支援の内容、障害のあるこどもの支援上の注意事項等をしっかりと理解し、適切に対応できるよう、丁寧に説明することが必要である。

8. 秘密保持等

- O 設置者・管理者は、職員等(実習生やボランティアを含む。以下同じ。)であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、 必要な措置を講じなければならない。
- 〇 職員は、関係機関・団体にこどもや家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等にこども又は家族の写真や氏名を掲載する際には、保護者等の許諾を得ることが必要である。
- 〇 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らして はならない。

9. 職場倫理

- 〇 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また支援内容の質の 向上に努めなければならない。これは、放課後等デイサービスで活動する実習生やボランティアにも求められることである。
- 〇 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - 性別、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。
 - こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - 個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。
 - こどもや家族、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- 職員は、こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意することが求められる。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21 条の5の18第2項の規定により、事業者は、その提供する障害児通所支援

の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。そのためには、設置者・管理者は、自己評価の実施と評価結果に基づく改善を行うとともに、 「第三者評価共通基準ガイドライン(障害者・児福祉サービス解説版)」 等により、第三者による外部評価を活用することも有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が事業所における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、事業所において職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の習得、維持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

(1) 職員の知識・技術の向上

- 〇 職員の知識・技術の向上は、放課後等デイサービスの提供内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上の取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の 策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 支援を適切に提供する上で、放課後等デイサービスに期待される役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、こどもと家族に対する適切なアセスメントと支援の内容・方法、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者権利条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 〇 障害種別・障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切 な技術を職員が習得することが、こどもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支える といった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の習得に向 けた意欲を喚起する必要がある。

(2) 研修の受講機会等の提供

○ 設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修の実施等を行う必要がある。具体的には、自治体や児童発達支援センター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における研修会や勉強会の開催(本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等)、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対し、適切な支援が行われるよう、職員に喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。さらに、強度度行動障害を有するこどもに

対し、適切な支援が行われるよう、強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修を 受講させることも必要である。

O 児童発達支援管理責任者は、職員に対する技術指導及び助言を行うことも業務となって おり、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管 理責任者と共同して対応していくことが必要である。

(3) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用

- 児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助)を有することが求められており、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。具体的には、直接個別の事業所に訪問して行うものや、事業所が児童発達支援センターを来訪して行うものなど、様々な方法が考えられる。
- O 地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センターとの連携を図りながら、 スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげてい くことが望ましい。
- スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達 支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理 念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。
- 〇 詳細は、追って示す「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制 整備の手引き」を参照すること。

2. 権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、こどもの権利条約、障害者権利条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利及びこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努めること等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、詳細は、追って示す「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参照すること。

また、障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこどもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

(1) 虐待防止の取組

- 設置者・管理者は、運営基準により、虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その 結果について職員に周知徹底を図ること、職員に対する虐待の防止のための研修を定期的に 実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められている。
- O 設置者・管理者は、職員によるこどもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進めることが必要である。

〇 設置者・管理者は、職員に対し、虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体が実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講すること等により、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)について理解し、虐待防止の取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにすること。

また、自治体が実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、事業所で伝達研修を実施することが重要である。

- 〇 職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施できるようにする必要がある。実習生やボランティアの受入れや地域住民との交流を図ることなどを通じて、第三者の目が入る職場環境を整えることも重要である。
- 〇 児童対象性暴力等がこどもの権利を著しく侵害し、こどもの心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、こどもに対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止の措置を講じることを義務付ける「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)が令和6年通常国会において成立し、公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日より施行される。

講ずべき措置について、具体的には、教員等の研修やこどもとの面談、こどもが相談を行いやすくするための措置等及び教員等としてその業務を行わせる者についての特定性犯罪前科の有無の確認等をしなければならず、これらの措置について、認可保育所等や障害児入所施設のほか、指定障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援)は義務の対象とされ、児童福祉法上の届出対象の事業や認可外保育施設、総合支援法に規定される障害児を対象とする事業(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援事業)は、認定を受けた場合は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施しなければならない。今後、施行までに現場の声を聴きながら、対象となる従事者や具体的な措置の内容等について検討していく。

〇 職員から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合(相談を受けて虐待と認識した場合を含む。)、その者は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、児童発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する必要がある。事業所の中だけで事実

確認を進め、事態を収束させることなく、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を 進める必要がある。

- 職員は、保護者による虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、こどもの状態の変化や 家族の態度等の観察、情報収集により、虐待の早期発見に努める必要がある。また、保護者 に対する相談支援やカウンセリング等により、虐待の未然防止に努めることが重要である。
- 〇 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 職員が自分の体でこどもを押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けること のできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、運営基準により、障害のあるこど もや他の障害のあるこどもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、 禁止されている。
- 設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適 正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。
- 〇 やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たすことが必要となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援 管理責任者から、その様態・時間、その際のこどもの心身の状況、緊急やむを得ない理由等 について報告を受けるとともに、記録を行うことが必要である。なお、必要な記録がされて いない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

O 設置者・管理者は、こどもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、 職員がこどもの人権を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。

個別支援計画の記載のポイント

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重(年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等)及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5 領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。)の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5 領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5 領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5 領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。

なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行う ものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定 されないこと。

- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」(例:医療機関との連携等)については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCA サイクル(Plan (計画)→Do(実行)→Check (評価)→Action (改善)で構成されるプロセス)により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。

この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

【各記載項目の留意点】

<利用児及び家族の生活に対する意向>

○ こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報やこどもの発達段階や特性等を 踏まえて、整理して記載する。

<総合的な支援の方針>

- 1年間を目途に(それ以上の期間も可)、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。
 - ・障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議(セルフプランの場合には、事業所間連携加 算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議)で求められている事 業所の役割
 - ・支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等(以下「保育所等」という。)、学校等での生活や育ちの視点
 - ・保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン(地域 社会への参加・包摂)の視点
 - ・こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を 踏まえた PDCA サイクルによる支援の適切な提供の視点

<長期目標>

○ 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

<短期目標>

○ 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。

<支援目標及び具体的な支援内容等>

○ こどもの利用頻度や発達の程度に応じて、欄の増減等のアレンジは適宜行うこととして差し支えない。

<項目>

- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。
- 〇 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

◎本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に 営めるようにする観点から、本人への発達支援について、5領域との関連性を含めて記載 する。
- 5 領域との関連性については、5 つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、5 つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はないが、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。
- 保育所等との併行利用や複数の障害児通所支援事業所を組み合わせて利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、自事業所における支援について記載する。

◎家族支援

○ こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。

【家族支援の例】

- ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの 実施
- ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
- ・保護者同十の交流の機会の提供(ピアの取組)
- ・きょうだいへの相談援助等の支援
- ・子育てや障害等に関する情報提供 等

◎移行支援

- インクルージョン (地域社会への参加・包摂) を推進する観点から、支援の中に「移行」 という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策 との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」につ いて記載する。
- 移行支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、入園・ 入学等のライフステージの切り替えを見据えた将来的な移行に向けた準備や、事業所以外 の生活や育ちの場である保育所等の併行利用先や学校等での生活や支援の充実、こどもが 地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるようにすること等、 利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。

【移行支援の例】

- ・保育所等への移行に向けた、移行先との調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法 の伝達、受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
- ・具体的な移行又は将来的な移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発

達支援(※)

- ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助や移行に向けての様々な準備の支援(※)
- ・保育所等と併行利用を行っている場合や、就学児の場合に、こどもに対し障害特性等を 踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先や学校等とこどもの状態や支援内容等に ついての情報共有や支援内容等(例:得意不得意やその背景の共有、声掛けのタイミン グ、コミュニケーション手段等)の擦り合わせを行う等の連携・支援の取組
- ・地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流等
- (※)移行支援の視点を持った本人支援や家族支援を行う場合、「項目」の欄は切り分ける ことなく、「本人支援」「家族支援」と「移行支援」を併記することで差し支えない。

◎地域支援・地域連携

- こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や 育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事 業所等と連携した取組について、記載する。
- 個別支援計画であり、計画の対象であるこども・家族への支援に係る取組を記載するものであることに留意すること。

【地域支援・地域連携の例】

- ・こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組(※)
- ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等の取組
- ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携の取組
- ・こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業 所との生活支援や発達支援における連携の取組 等
- (※)移行支援の取組として記載している場合は、再掲する必要はない。

<支援目標>

- 支援期間終了の際(モニタリング時)に、到達できているであろう「こども本人や家族の 状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り扱うこと。

<支援内容>

- 支援目標(具体的な到達目標)で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、 配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

<達成時期>

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 〇 個別支援計画については、6 か月に 1 回以上の見直しが求められているため、達成時期についても最長 6 か月後までとする。 $1\sim3$ か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。

<担当者・提供機関>

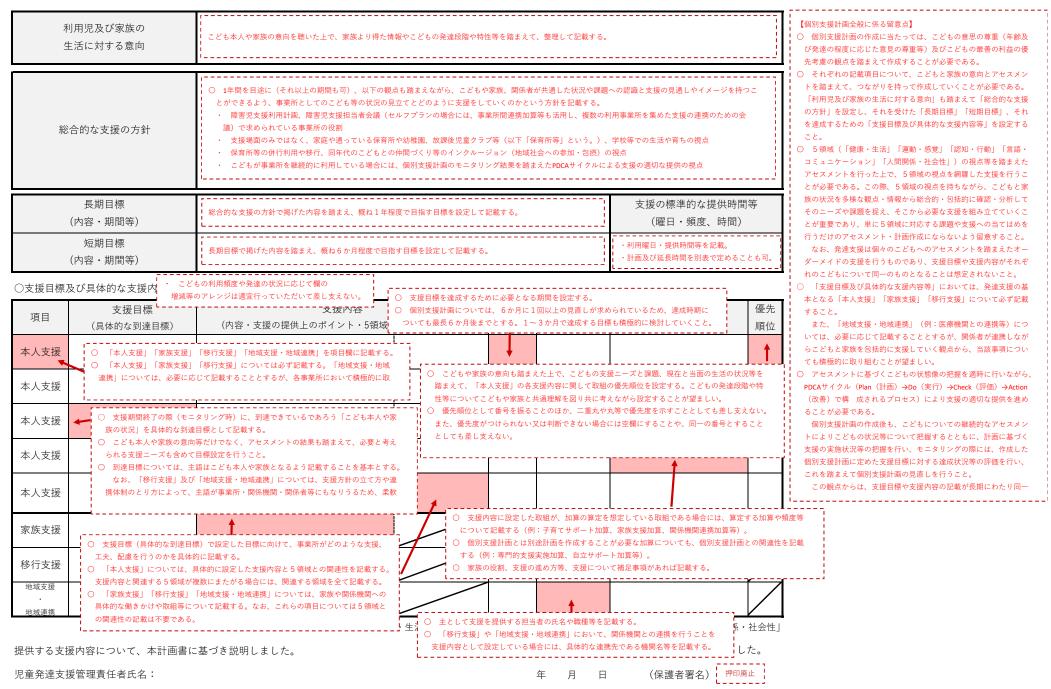
- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。

<留意事項>

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加 算や頻度等について記載する(例:子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算 等)。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する(例:専門的支援実施加算、自立サポート加算等)。
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

<優先順位>

- こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支 えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の 番号とすることとしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。



障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ

評価

改善

実践

計画

- 日々の支援等への反映 等
- 以下の観点で、事業所全体で改善・充実に向けた方策等の検討を 行う
 - ・ 改善等に向けた今後の見通しの明確化
 - 改善等に向けた具体的な方策の検討
 - 役割分担や体制等の見直し 等

- 保護者(客観的視点による)評価の実施
 - 従業者による自己評価の実施
 - 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で自己 評価を実施
- 以下の観点で、事業所全体で把握と共有を行う
 - 事業所の強み(さらに強化・充実を図るべき点等)
- 事業所の弱み(課題・改善すべき点等) 特に、事業所の弱みについては、改善に向けて現状の見直しや 理念や方針の再確認を含めた整理を行う

全従業者による共通理解の下で取組を行うことが重要

順

ステップ **(1)**

保護者等による評価の実施

- 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケー ト調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。
- 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべき データであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。

従業者による評価の実施

- 事業者の従業者が「事業者向け自己評価表」を活用して従業者評価を行う。 その際には、「はい」「いいえ」などに評価をチェックするだけでなく、各項 目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。
- 従業者評価は、できる限り全従業者から提出を求めることが望ましい。

※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業者評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施

事業所全体による自己評価(課題等の把握・分析含む)

- 保護者評価及び従業者評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、 ミーティング等の機会を通じて、従業者同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有(認識のすり合わせ)を行う 等、全従業者による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。
- 全ての項目について自己評価結果を行ったのち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。
- 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支 援等が、利用者側から見てニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。

(2)

ステップ

改善・充実に向けた検討

ステップ (3)

事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実に向けた今後の具体的な見通しや改善・充実に向けた具体的取組を検 討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業 者同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。

自己評価結果等の公表



○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業者による共通理解の下で、事業所の強 みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実に向けた取組を進めていきながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インター ネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。

ステップ

支援の改善に向けた取組等

○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。

[198]

(5)

従業者向け

放課後等デイサービス評価表

○ 本評価表は、放課後等デイサービスに従事する従業者の方に、事業所の自己評価していただくものです。

「はい」又は「いいえ」のどちらかにOを記入するとともに、従業者の視点で、「事業所が工夫していると思う点」や「改善が必要だと思われる点」などについて記入してください。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など
	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。			
環境	2	利用定員やこどもの状態等に対して、 職員の配置数は適切であるか。			
体制	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。			
整備	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、こども達の活動に合わせた空間となっているか。			
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。			
	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。			
業	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設け ており、その内容を業務改善につなげているか。			
来務改善	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善に つなげているか。			
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている か。			
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で 研修を開催する機会が確保されているか。			
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。			
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者 のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計 画を作成しているか。			
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。			
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援 が行われているか。			
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。			

		放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドライ	
適	16	ンの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	
切な支	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。	
援の提出	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	
供	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放 課後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。	
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の 内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行ってい るか。	
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援 の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直し の必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組 み合わせて支援を行っているか。	
	25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決 定をする力を育てるための支援を行っているか。	
	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議 に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	
	27	地域の保健、医療(主治医や協力医療機関等)、障害福祉、保育、 教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	
	28	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡) を適切に行っているか。	
関係機	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。	
関や保	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所 等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等して いるか。	
護者との	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスー パーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	
の連携	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。	
関や保護者との連	31	等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか。 地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。 放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動す	

	25		
	33	3 (自立支援)協議会等へ積極的に参加しているか。	
	34	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や 課題について共通理解を持っているか。	
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログ ラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機 会や情報提供等を行っているか。	
	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を 行っているか。	
	37	放課後等デイサービス提供を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	
	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。	
	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	
保護者への	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。	
説明等	41	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するととも に、こどもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に 対応しているか。	
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	
	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	
	44	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮 をしているか。	
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を 図っているか。	
	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感 染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するととも に、発生を想定した訓練を実施しているか。	
	47	業務継続計画 (BCP) を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか。	
非常	49	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応 がされているか。	
時等の	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	

芯	51	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全 計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について 検討をしているか。	
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応を しているか。	
	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に 決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放 課後等デイサービス計画に記載しているか。	

保護者向け

放課後等デイサービス評価表

(保護者の皆さまへ)

○本評価表は、放課後等デイサービスを利用するお子さんの保護者等の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のいずれかにOを記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見
	1	こどもの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。					
環境・	2	職員の配置数は適切であると思いますか。					
体制整備	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境(※1)になっていると思いますか。また、事業所の設備等は、障害特性に応じて、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。					
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていると思いますか。 また、こども達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。					
	5	こどものことを十分に理解し、こどもの特性等に応じた専門性のある支援 が受けられていると思いますか。					
	6	事業所が公表している支援プログラム(※2)は、事業所の提供する支援 内容と合っていると思いますか。					
適	7	こどものことを十分理解し、こどもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、放課後等デイサービス計画(個別支援計画)(※3)が作成されていると思いますか。					
切な支援の提	8	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」で示す支援内容からこどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。					
供	9	放課後等デイサービス計画に沿った支援が行われていると思いますか。					
	10	事業所の活動プログラム(※4)が固定化されないよう工夫されていると 思いますか。					
	11	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会がありますか。					
	12	事業所を利用する際に、運営規程、支援プログラム、利用者負担等につい て丁寧な説明がありましたか。					
	13	「放課後等デイサービス計画」を示しながら、支援内容の説明がなされま したか。					
	14	事業所では、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング(※5)等)や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。					
	15	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの健康や発達の状況に ついて共通理解ができていると思いますか。					
保	16	定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。					
護者へ	17	事業所の職員から共感的に支援をされていると思いますか。					

の説明等	18	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の交流 の機会が設けられるなど、家族への支援がされているか。また、きょうだ い向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けら れるなど、きょうだいへの支援がされていますか。			
	19	こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、こどもや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。			
	20	こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると 思いますか。			
	21	定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果をこどもや保護者に対して発信されていますか。			
	22	個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。			
41-	23	事業所では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等が策定され、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。			
非常時等	24	事業所では、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓 練が行われていますか。			
ずの対応	25	事業所より、こどもの安全を確保するための計画について周知される等、 安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。			
	26	事故等(怪我等を含む。)が発生した際に、事業所から速やかな連絡や事故が発生した際の状況等について説明がされていると思いますか。			
	27	こどもは安心感をもって通所していますか。			
満足度	28	こどもは通所を楽しみにしていますか。			
	29	事業所の支援に満足していますか。			
反	29	事業所の支援に満足していますか。			

- imes1 「本人にわかりやすく構造化された環境」とは、こども本人がこの部屋で何をするのかがわかりやすいよう、机や本棚の配置などを工夫することです。
- ※2 「支援プログラム」とは、事業所における総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所で行われている取組等について示し、公表することが求められています。
- ※3 「放課後等デイサービス計画(個別支援計画)」は、放課後等デイサービスを利用する個々のこどもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、 総合的な支援方針や支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、放課後等デイサービス事業所 の児童発達支援管理責任者が作成し、保護者等への説明を行うとともに同意を得ることが義務付けられているものです。
- ※4 「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。こどもの発達の状況や障害の特性等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されていま。
- ※5 「ペアレント・トレーニング」は、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方を学ぶことにより、こどもの行動変容することを目標とします。

		公表	事業所における自己評価総	括表		
○事	業所名					
○保	護者評価実施期間		年 月 日	~	年 月 日	
○保	護者評価有効回答数	(対象者数)		(回答者数)		
○従	業者評価実施期間		年 月 日	~	年 月 日	
○従	業者評価有効回答数	(対象者数)		(回答者数)		
○事	業者向け自己評価表作成日		年 月 日			
O 5	分析結果					
	事業所の強み(※)だと思れ ※より強化・充実を図ることが期		工夫していることや意識的に行っ	っている取組等	さらに充実を図るための取組等	
1						
2						
3						
	事業所の弱み(※)だと思れ ※事業所の課題や改善が必要だと		事業所として考えている課題	質の要因等	改善に向けて必要な取組や工夫が必要な点等	等
1						
2						
3						

公表

保護者等からの事業所評価の集計結果

公表日 年月日

利用児童数 年月日

回収数

						利用児童数 年月日 回収数		
		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
***	1	こどもの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか。						
環境・サ	2	職員の配置数は適切であると思いますか。						
体制整備	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっていると思いますか。また、事業所の設備等は、障害特性に応じて、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。						
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていると思いますか。 また、こども達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。						
	5	こどものことを十分に理解し、こどもの特性等に応じた専門性のある支援 が受けられていると思いますか。						
	6	事業所が公表している支援プログラムは、事業所の提供する支援内容と 合っていると思いますか。						
適	7	こどものことを十分理解し、こどもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、放課後等デイサービス計画(個別支援計画)が作成されていると思いますか。						
切な支援の提	8	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの 「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」で示す支援内容からこどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。						
供	9	放課後等デイサービス計画に沿った支援が行われていると思いますか。						
	10	事業所の活動プログラムが固定化されないよう工夫されていると思いますか。						
	11	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会 がありますか。						
	12	事業所を利用する際に、運営規程、支援プログラム、利用者負担等につい て丁寧な説明がありましたか。						
	13	「放課後等デイサービス計画」を示しながら、支援内容の説明がなされま したか。						
	14	事業所では、家族に対して家族支援プログラム(ベアレント・トレーニング等)や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。						
	15	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの健康や発達の状況に ついて共通理解ができていると思いますか。						
保	16	定期的に、面談や子育てに関する助言等の支援が行われていますか。						
護者へ	17	事業所の職員から共感的に支援をされていると思いますか。						
の説明等	18	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により、保護者同士の交流 の機会が設けられるなど、家族への支援がされているか。また、きょうだ い向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けら れるなど、きょうだいへの支援がされていますか。						

	19	こどもや家族からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されている とともに、ごどもや保護者に対してそのような場があることについて周 知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されています か。			
	20	こどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると 思いますか。			
	21	定期的に通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果をこどもや保護者に対して発信されていますか。			
	22	個人情報の取扱いに十分に留意されていると思いますか。			
45		事業所では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等が策定され、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。			
非常時等	24	事業所では、非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練が行われていますか。			
の対応	25	事業所より、こどもの安全を確保するための計画について周知される等、 安全の確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。			
	26	事故等(怪我等を含む。)が発生した際に、事業所から速やかな連絡や事故が発生した際の状況等について説明がされていると思いますか。			
	27	こどもは安心感をもって通所していますか。			
満足度	28	こどもは通所を楽しみにしていますか。			
	29	事業所の支援に満足していますか。			

公表 事業所における自己評価結果

				<u> </u>					
		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点			
	1	利用定員が発達支援室等のスペースとの関係で適切であるか。							
環境	2	利用定員やこどもの状態等に対して、 職員の配置数は適切であるか。							
体制	3	生活空間は、こどもにわかりやすく構造化された環境になっているか。また、事業所の設備等は、障害の特性に応じ、バリアフリー化や情報伝達等、環境上の配慮が適切になされているか。							
整備	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、 こども達の活動に合わせた空間となっているか。							
	5	必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。							
	6	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。							
**	7	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けて おり、その内容を業務改善につなげているか。							
業務改善	8	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につ なげているか。							
	9	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている か。							
	10	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。							
	11	適切に支援プログラムが作成、公表されているか。							
	12	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者の ニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を 作成しているか。							
	13	放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任 者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こども の最善の利益を考慮した検討が行われているか。							
	14	放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が 行われているか。							
	15	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。							
適	16	放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。							
位切 な 支	17	活動プログラムの立案をチームで行っているか。							

援の				
提	18	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。		
供	19	こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて放課 後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。		
	20	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。		
	21	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の 振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。		
	22	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。		
	23	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの 必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。		
	24	放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み 合わせて支援を行っているか。		
	25	こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定 をする力を育てるための支援を行っているか。		
	26	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、 そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。		
	27	地域の保健、医療(主治医や協力医療機関等)、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。		
	28	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻 の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適 切に行っているか。		
関係機	29	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援 事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。		
関や保	30	学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等 へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している か。		
護者と	31	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。		
の連携	32	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。		
	33	(自立支援) 協議会等へ積極的に参加しているか。		
	34	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。		
	35	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム (ペアレント・トレーニング等) や家族等の参加できる研修の機会 や情報提供等を行っているか。		
	36	運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っ ているか。		
-	37	放課後等デイサービス提供を作成する際には、こどもや保護者の意思 の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや 家族の意向を確認する機会を設けているか。		
-	38	「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、 保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。		

保護者への説明等	39	家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	
	40	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、 保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、 きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。	
	41	こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するととも に、こどもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対 応しているか。	
	42	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	
	43	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	
	44	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮を しているか。	
	45	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を 図っているか。	
非常時等の対応	46	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	
	47	業務継続計画(BCP)を策定するとともに、非常災害の発生に備え、 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	
	48	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認して いるか。	
	49	食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づく対応が されているか。	
	50	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	
	51	こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	
	52	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検 討をしているか。	
	53	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	
	54	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。	

児童発達支援等における 支援プログラムの作成及び公表の手引き

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準(※)において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)を作成し、公表することが求められることとなった。

本手引きは、支援プログラムの作成・公表において基本的な事項を示すものである。各事業所は、本手引きの内容を踏まえつつ、創意工夫を図りながら、事業所が行う支援や取組等の実施に関する支援プログラムの作成及び公表を行っていただきたい。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年 厚生労働省令第15号)

1. 目的

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が 提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

2. 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

3. 支援プログラムの作成における留意点について

- ・ 支援プログラムの作成に当たっては、支援プログラムで定める内容が、個々の個別支援計画につながっていくものであることを踏まえ、管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員等の意見も聴きながら作成すること。
- ・ 支援プログラムは、以下のような役割が期待されることから、これらの観点も踏まえて作成 すること。
 - ① 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割。
 - ② 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とするこどもや家族のサービス選択に資する役割。
- ・ 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。

4. 支援プログラムの記載項目について

支援プログラムの作成に当たっては、以下の項目を網羅した内容となるよう作成する。様式については、別添資料1において、「支援プログラム参考様式」をお示しするが、支援プログラムの趣旨を踏まえ、それぞれの事業所が創意工夫の上、様々な形式により作成して差

し支えない(書面による作成ではなく、事業所ホームページ等において必要な内容を示すことでも可。)。なお、別添資料2「支援プログラムの様式パターンのイメージ」も参考にされたい。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
- ② 作成年月日
- ③ 法人(事業所)理念
- ④ 支援方針
- ⑤ 営業時間
- ⑥ 送迎実施の有無

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容
- ⑨ 移行支援の内容
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容
- ① 職員の質の向上に資する取組
- ⑫ 主な行事等

以上①~⑫の項目を網羅した支援プログラムを作成すること。なお、これらの項目に加えて、事業所の判断により別の項目を加えても差し支えないものとする。

5. 各項目における記載の内容

「4. 支援プログラムの記載項目について」で示した各項目についての記載の内容は以下のとおり。なお、「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目に係る記載の観点については、「個別支援計画記載のポイント」(令和 6 年5月 17 日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)の内容も参考とすること。

(事業所における基本情報)

- 事業所名
 事業所名を記載すること。
- ② 作成年月日 作成又は見直しを行った年月日を記載すること。
- ③ 法人(事業所)理念 法人又は事業所理念を記載すること。
- ④ 支援方針 事業所における支援方針を記載すること。

⑤ 営業時間

事業所の運営規定に定める営業時間を記載すること。

⑥ 送迎実施の有無

送迎実施の有無について記載すること。

(支援内容)

⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性

支援内容と5領域を関連付けて記載すること。

なお、支援内容と5領域を関連付ける際の記載方法については、様々な形式が想定され、その方法については問わないものとする。

(例)

- ・領域ごとの欄を設け、関連する支援内容を記載する方法
- ・記載されている支援内容に対して、各領域を関連付ける方法
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容 事業所において取り組んでいる家族に対する支援について記載すること。
- ⑨ 移行支援の内容

事業所において取り組んでいる移行に向けた支援について記載すること。 なお、移行に向けた支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭におい たものではなく、ライフステージの切り替えを見据えた取組、事業所以外での生活や 育ちの場の充実に向けた取組、地域とつながりながら日常生活を送るための取組(地 域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流)等も含まれる。

⑩ 地域支援・地域連携の内容

事業所において取り組んでいる地域支援・地域連携の取組について記載すること。 なお、児童発達支援センターや地域の中核的役割を担う事業所においては、地域 の保育所等や障害児通所支援事業所への後方支援(地域支援)の取組等を実施して いる場合には、その取組についても記載をすること。

⑪ 職員の質の向上に資する取組

事業所の提供する支援の質を確保するため、事業所内研修の実施や、外部研修への派遣等、職員の質の向上に資する取組について記載すること。

② 主な行事等

事業所において実施している主な行事等について記載すること。

なお、行事形式の開催ではなく、通常の活動において季節に合わせた活動(例えば、節分、ひな祭り、クリスマス会、夏の水遊び等、季節に応じた活動など)を取り入れている場合も想定されることから、記載については、行事に限定されるものではない。

6. 支援プログラムの公表について

令和6年4月1日より、運営基準において、支援プログラムの作成及び公表が求めてお

り、事業所においては、本手引きを参考にしながら、作成に取り組まれたい。支援プログラムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

以上

事業所名							支援プログラム(、(参考様式)	作	成日	年	月	日
	法人(事業所)理念															
	支援方針															
	営業時間			時		分から		時	5	分まで	送迎実施の有無	あり	なし			
		支 援 内 容														
	健康・生活															
	運動・感覚															
本人支援	認知・行動															
	言語・コミュニケーション															
	人間関係・社会性															
	家族支援										移行支援					
	地域支援・地域連携										職員の質の向上					
	主な行事等															

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①) ※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン(1)

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と 支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

営業時間					送迎実施の有無				
	法人理念		1						
	支援方針								
支援内容									
対象	児		I	I	I	ш			
項目		0歳・1歳・2歳	歳児(○○クラス)	3歳・4歳・5歳	児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(○○クラス)			
	健康・生活	-							
	運動·感覚								
本人支援	認知•行動								
援									
	言語 コミュニケーション	,			1				
	人間関係・社会性								
地	域支援·地域連携 ^{地域交流} ·園外活動)								
(地域交流・園外活動)									
移行支援家族支援									
Ą	職員の質の向上								
主な行事等									

作成日〇年〇月〇日

その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

○○事業所 支援プログラム

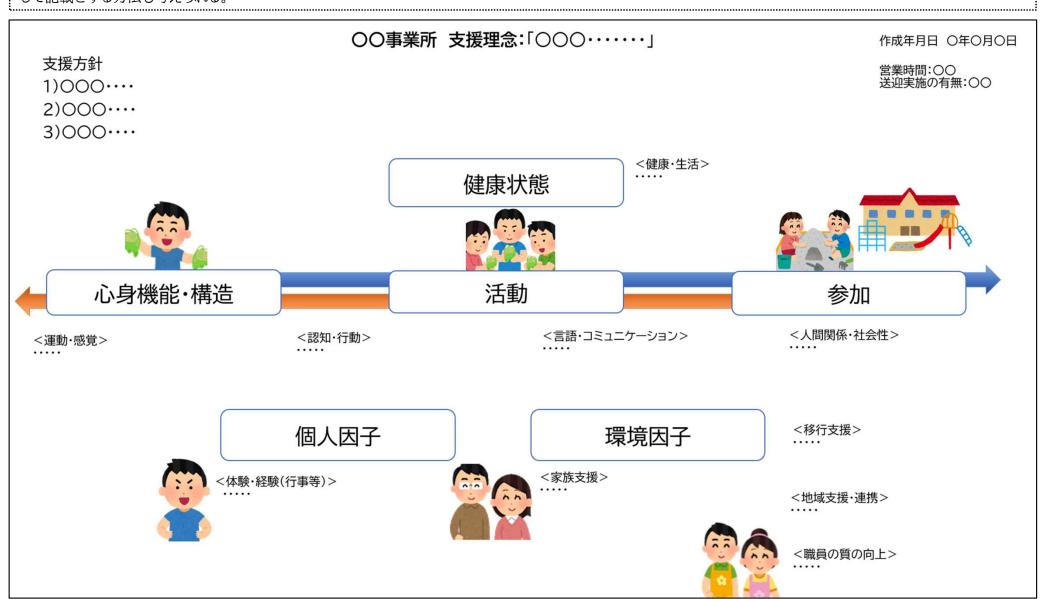
作成日 〇年〇月〇日

法人理念		
支援方針		
営業時間	送迎実施の有無	

プログラム	支援内容(5領域)								
朝の会									
リズム									
散歩									
サーキット									
アート									
給食									
	家族支援								
	移行支援								
	地域支援·地域連携								
職員の質の向上									
	主な行事等								

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載をする方法も考えられる。



横浜市版 放課後等デイサービスガイドライン

横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課 平成 28 年 3 月 初版 令和元年 6 月 第 2 版 令和 7 年 6 月 第 3 版

◆ はじめに ◆

放課後等デイサービスは平成24年4月に、障害のある学齢期児童への新たな支援として、児童福祉法に位置付けられました。

その後平成27年4月、「支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要」という趣旨から、「障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めた」ものとして、厚生労働省から「放課後等デイサービスガイドライン」(以下「国ガイドライン」)が公表され、平成28年には、国ガイドラインを基本に、本市の実情や実例を引用し、できる限りわかりやすく解釈を加えた「横浜市版 放課後等デイサービスガイドライン」を策定したところです。

すべての子どもの最善の利益を保証し健全な育成を図るために、横浜市内のすべての事業所が、国ガイドラインに沿った質の高いサービスを提供する必要があります。

しかし、公表後もなお、事故や苦情、不適切な対応についての通報が後を絶たず、同じ横浜市内の事業所でありながら、支援の質に開きが出ていることも現実です。

令和6年7月に国ガイドラインが全面改訂されたことを受け、本市ガイドラインも国ガイドラインに対応するよう文言の整理等を行いました。 この解釈も国ガイドラインと同様に、支援の基本的事項を示したものです。国ガイドラインと解釈に書かれていることのみを実施するだけで、自動的に質の高いサービスが提供できるわけではありません。各事業所におかれましては、本書の内容を踏まえた上で、各地域の実情等に応じて不断の創意工夫を行い、支援の質の向上を図るための材料として活用してください。

なお、本ガイドラインは放課後等デイサービスガイドラインの解釈を行っていますが、児童発達支援においても同様の解釈が適用されるものです。

◆ 構成及び編集方法 ◆

- ○本書は、令和7年6月現在の内容で編集しています。
- ○全体の構成は下図のとおり、国ガイドラインと横浜市の解釈を対応させ、左右対称形式で掲載しています。

国ガイドライン(令和6年7月)本文	横浜市解釈
第1章 総論	
第2章 放課後等デイサービスの原則	それぞれの章ごとに記載

放課後等デイサービスガイドライン (令和6年7月)

第1章 総論

- 1. ガイドラインの目的
- (1) この「放課後等デイサービスガイドライン」は、放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各放課後等デイサービス事業所は、本ガイドラインにおいて示される障害児支援の基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、こども本人やその家族、地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3)各放課後等デイサービス事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえながら、こども施策の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体であるこども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指すウェルビーイングを主体的に実現していく視点を持ってこどもとその家族に関わらなければならない。

2. こども施策の基本理念

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、こども施策全体の連続性の中で、こども施策として推進されていくこととなった。

また、こども家庭庁の発足とあわせて、こども基本法(令和4年法律第77号)が施行された。こども基本法は、日本国憲法、

横浜市解釈

- ○本ガイドラインは、国ガイドラインと同様に、支援の基本的事項を示したものである。ここに書かれていることは、事業を実施するにあたっての基本的事項であるため、本ガイドラインに記載されていることをすべて実施しても、利用児童それぞれに対して自動的に質の高いサービスが提供できるわけではない。1人ひとりのこどもの発達を支え、健全な育成を図る観点で、事業所ごとに不断の創意工夫を常に行わなければならない。
- ○適切に障害児通所支援を提供するためには、事業者・事業所が自主的に事業所の体制(人員・設備・運営)やサービスについて、法令の基準や、国・県・市の通知等に適合しているか、その他の不適当な点がないか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めること重要である。

児童の権利に関する条約(以下「こどもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定める等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている(第1条)。

こども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている (第3条)。

<こども施策の基本理念>

○全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

- ○全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、 保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を 保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長 及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係 る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にの っとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ○年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を 言えたり、社会の様々な活動に参加できること。

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、 自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機 会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

○全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、 その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される こと。

○子育では家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が 確保されること。

こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

○家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社 会環境を整備すること。

また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条においても、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第2条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考

慮されるべきことが規定されている。

特に、こどもの最善の利益の考慮については、こどもの権利 条約及び障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」と いう。)において、以下のとおり規定されている。

<こどもの権利条約>

- ○自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を 及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する 権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児 童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする (第12条)。
- ○精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保 し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条 件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認 める(第23条の1)。
- ○障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する(第23条の2)。

<障害者の権利に関する条約>

○障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びに

この権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提 供される権利を有している(第7条)。

障害児通所支援に携わる者は、障害のあるこどもも含め、全 てのこどもに関わるこども施策の基本理念をしっかりと理解し た上で、こども施策全体の中での連続性を意識し、障害のある こどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

また、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの 居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得る ための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することが でき、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的 に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持ってい る主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよ う、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、「こども の居場所づくりに関する指針」(以下「居場所指針」という。) が、令和5年12月に閣議決定されている。「居場所指針」は、 こどもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等に ついて国としての考え方を整理したものであることから、障害 児通所支援に携わる者は、「居場所指針」の内容も十分に理解し、 「こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、 居場所づくりを進める」との視点も持ち、こどもや家族の支援 に当たっていくことが重要である。同時に、障害の有無にかか わらず、全てのこどもが地域社会で多様な居場所を持つことが できるようにするという観点から、「誰一人取り残さず、抜け落 ちることのない支援」の重要性を認識し、こどもや家族の支援 に当たっていくことが重要である。

支援に当たる上では、障害の有無にかかわらず、全てのこど │○こどもに対する支援において、こどもの自己選択、自己決定を促

もが意見を表明する権利の主体であることを認識し、こどもが 意見を表明する機会が確保され、年齢及び発達の程度に応じて、 その意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先考慮されるよ う、取組を進めていくことが必要である。その際には、言語化さ れた意見だけではなく、こどもの障害の特性や発達の程度をよ く理解した上で、その特性や発達の程度に応じたコミュニケー ション手段により、例えば、目の動きや顔の向き、声の出し方と いった細やかな変化や行動を踏まえ、様々な形で発せられる思 いや願いについて、丁寧にくみ取っていくことが重要である。

3. 障害児支援の基本理念

障害児支援に携わる者は、2.の全てのこどもに関わるこども施策の基本理念に加え、障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障するため、次の基本理念を理解した上で、こどもや家族への支援、関係機関や地域との連携に当たっていくことが重要である。

(1)障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供 こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、 こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、こどもの今の育 ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点か ら、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必 要な発達支援を提供することが必要である。

また、障害の特性による二次障害を予防する観点も重要であることから、こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こどもの支援に当たっては、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エン

すことを意識すること。「禁止」や「行動抑制」ばかりのネガティ ブな対応ではなく、こどもの力を伸ばすような、強みに着目する ストレングス視点で対応すること。

○保護者の要望だけを優先せず、こどもの最善の利益という視点を常に意識すること。例えば保護者の要望でもこどもの成長、発達、親子関係にとって客観的によくないと判断した場合、保護者との信頼関係を十台に、適切な助言をすること等があげられる。

パワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(2) 合理的配慮の提供

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別 (「合理的配慮」の不提供を含む。)の禁止等が定められて いる。

障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、放課後等デイサービス事業所は、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。

(3) 家族支援の重視

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。 家族がこどもの障害を含め、そのこども本人のありのまま を肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族をf、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こどもの「育ち」や「暮らし」が安定し、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。とりわけ放課後等デイサービスにおいては、学齢期になってから障害特性が明確化したこどもが利用するケースも多いことに留意して、丁寧に家族支援を行っていくことが必要である。

家族の支援に当たっても、こどもの支援と同様、家族の

ウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要であり、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

- (4) 地域社会への参加・包摂 (インクルージョン) の推進 全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、放課後等デイサービス事業所は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂 (インクルージョン) の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、放課後児童クラブ等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。
- (5)事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供 こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していく ためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセス メント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係 機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うの ではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相 互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要があ る。こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、 障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関 や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のな

い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

第2章 放課後等デイサービスの全体像

1. 定義

児童福祉法において、「放課後等デイサービス」は、以下のように規定されている。

<児童福祉法>

○放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)に就学している障害児(専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長(特別区の区長を含む。)が認める者に限る。)につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう(第6条の2の2第3項)。

2. 役割

放課後等デイサービスは、大別すると、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」からなる。

放課後等デイサービス事業所は、学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うことが求められる。

また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等(以下「学校等」という。)と連携を図りながら、

- ○放課後等デイサービスは、単なる預かり事業ではない。障害のあるこどもの状況に合わせた生活能力の向上などの支援を行うのみでなく、保護者および関連機関への専門的支援を行う役割を担うものである。例えば、
 - ・学校でのカンファレンス等への参加
 - ・放課後キッズクラブや放課後児童クラブに対する、障害児の支援方法の助言
 - ・ 高校卒業後に障害者作業所に通うこどもの、当該作業所への助言

小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うことも求められる。 さらに、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくことも求められる。

などを想定している。

- ○放課後等デイサービスは、保護者への支援も求められる。保護者 の支援とは、「保護者の要望」に対応すればよいというものではな い。具体的には、
 - ・子育て全般の相談にのること
 - ・障害のあるこどもの幅の広い育ちに気づきを与えるなど、子育 ての自信をつけること
 - ・学校卒業後の日中活動先の選択など、その子の状況にあわせた 進路の相談などの支援をすること

などがあげられる。

- ○利用回数についての適切な助言をすることも、保護者支援である。 保護者の「預けたい」という要望だけに目を向けてしまうと、こど もが地域で育つ芽を摘む危険性や、家庭で親と過ごせなくなって しまう場合があることなどにも十分注意すること。また、18歳以 上になると放課後等デイサービスの利用が原則不可能となること から、18歳以上の過ごし方を見据えた支援計画を立てることが必 要となる。
- ○保護者の相談に対応するためには、事業所以外(学校、利用のある他事業所、家庭内の状況など)におけるこどもの様子も把握する必要がある。加えて、相談したいと思える専門知識の向上に努めることも重要である。
- ○放課後等デイサービスは、地域の障害児福祉の推進を図る役割も 求められている。そのため、各事業所内での支援だけで完結しな

- 3. 放課後等デイサービスの原則
 - (1) 放課後等デイサービスの目標

学齢期は、児童期から青年期へと向かう幅広い人格形成の時期である。そのため、放課後等デイサービスは、一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

①生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に 知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立 心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の 姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営める よう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、 様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通 じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニ ーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。 いよう注意しなければならない。例えば、

- ・放課後キッズクラブや放課後児童クラブなどを併用しているこ どものケースカンファレンス等の主体的な開催
- ・区内の連絡会議等への参加
- ・地域行事への参加等

を通じて、利用児童が地域における居場所を享受し、その中で 適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこど もをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことな ど、障害児支援の専門機関としての事業展開を考えること。

- ○こどもの発達過程を理解した支援を提供するにあたって、保護者との信頼関係を築くことは不可欠となる。「保護者が何も言ってこないから問題ない」という姿勢ではなく、積極的に保護者とコミュニケーションをとり、より良い成長を保護者とともに考えていく必要がある。
- ○放課後等デイサービスの対象は、障害のあるこどもである前に、成長過程にあるこどもであるということを意識しなければならない。こどもの年齢、性別にあわせた発達過程を理解した上で、個別の障害特性を踏まえた支援が求められる。当然ながら個別支援計画は、一人ひとりのこどもの生活や発達の課題を正確にアセスメントした上で作成されるものであり、1つとして同じものはないはずである。

- ②家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定 した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータル に支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを 支えること。
- ③こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や 放課後児童クラブ、児童館等の教育や他の子育て支援施 策、地域の活動等と連携し交流を進めていくとともに、 こどもが放課後児童クラブ等との併行利用をしている場 合には、十分な連携を図り、協力しながら支援に当たる 体制づくりを進めていくことなどを通じて、こどもと地 域のつながりを作っていくこと。

- ④地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係 機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障害児 支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との 連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に 応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することによ り、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して 暮らすことができる基盤を作っていくこと。
- (2) 放課後等デイサービスの方法

放課後等デイサービスの対象は、身体も心も大きく成長する時期の小学生年代から高校生年代までの幅広い年齢層のこどもであるため、それぞれの時期のこどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ、適応行動の状況や特に配慮が必要な事項等を丁寧に把握し理解した上

で、放課後等デイサービスを利用する全てのこどもをありのままに受け止めて、こどもが自分らしく過ごせる場であるという安全・安心の土台の上で、総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や障害特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

こどもの発達の過程やや障害の特性等に応じた発達上の ニーズの把握に当たっては、本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要である。

総合的な支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われるものである。

また、特定の領域に重点を置いた支援とは、本人支援の 5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5 領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに 加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメント を行い、5領域のうち、特定(又は複数)の領域に重点を置 いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、 一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた 配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるも のである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの

支援のみを行うなど、本人支援の5領域の視点が網羅されていない状況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

さらに、こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、 様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であ る。そのため、「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支 援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本 である。

なお、支援の提供に当たっては、こどものいまの育ちを 充実させていくこととあわせて、短期的及び長期的な視点 をもって支援をしていくことが必要である。

これらの基本的な考え方を踏まえながら、(1)の放課後等デイサービスの目標を達成するために、放課後等デイサービスに携わる職員は、次の事項に留意して、障害のあるこどもに対し、支援を提供しなければならない。

- ①一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ②こどもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安 定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環 境を整えること。
- ③一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、 障害の状態や発達の過程に応じて、個別や集団における 活動を通して支援を行うこと。その際、こどもの個人差

に十分配慮すること。

- ④こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切に し、集団における活動を効果あるものにするよう援助す ること。その際、個の成長と、こども同士の協同的な活 動が促されるよう配慮するとともに、社会的な行動や行 為を意識ながら支援を行うこと。
- ⑤こどもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。こどもが様々なことを考えながら自己選択・自己決定する時間を意識的につくり、こどもが大人に見守られているという安心感の中で体験できる機会を意図的に提供し、丁寧に見守る支援を行うこと。
- ⑥こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- ⑦単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、こどものできること、得意なこと及び可能性に着目し可能性を拡げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
- ⑧こどもが他者との信頼関係の形成を経験できることが 必要であり、この経験を起点として、仲間とともに過ご すことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わる ことへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの

- 楽しさを感じられるように支援すること。また、仲間と 関わることにより、葛藤を調整する力や主張する力、折 り合いをつける力が育つよう支援すること。
- ⑨児童期から青年期は、年齢とともに発達上のニーズが変化したり、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱えたりするなど、様々な課題に直面するとともに、人格を形成していく時期にあることから、自尊感情や自己効力感を育むことができるよう支援すること。
- ⑩こどもが、年齢とともに変化する発達上のニーズや、二次障害、メンタルヘルスの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であり、そのベースとなるのは保護者や家庭生活である。このことを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑪こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域 社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進の観点 を常に念頭に置き、こどもと地域のつながりを意識しな がら支援を行うこと。
- ②こどもや家族を包括的に支援していくため、また、大人になる準備を含めた将来の日常生活や社会生活に向けた準備を支援していくため、事業所において、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携

を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

(3) 放課後等デイサービスの環境

放課後等デイサービスを提供する上では、支援に携わる職員やこども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、さらには自然や社会の事象等の環境を考慮し、支援に当たる必要がある。

放課後等デイサービス事業所は、こうした人、物、場等の環境が相互に関連しあい、こどもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を整え、工夫して、こどもに対し支援を行わなければならない。

- ①こども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことにより、興味関心を拡げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。
- ②こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、放 課後等デイサービス事業所の設備や環境を整えるとと もに、事業所の衛生管理や安全の確保等に努めること。
- ③こどもが生活する空間は、温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、障害の特性を踏まえ、時間や空間を本人にわかりやすく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整えるなど、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが 周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境 を整えること。
- (4) 放課後等デイサービスの社会的責任

放課後等デイサービスを提供する事業者には、次のよう な社会的責任がある。

- ①放課後等デイサービス事業者は、障害の有無にかかわらず、権利行使の主体としてこどもの人権に十分に配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して支援を行なわなければならない。
- ②放課後等デイサービス事業者は、通所するこどもの家族 の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、 当該事業所が行う支援の内容について適切に説明し、相 談や申入れ等に対し適切に対応しなければならない。
- ③放課後等デイサービス事業者は、地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、当該事業所が行う支援の内容等の情報を適切に発信しなければならない。
- ④放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス 計画に基づいて提供される支援の内容や役割分担につ いて定期的に点検し、その質の向上が図られるようにす るとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、 安全管理対策等を講じなければならない。
- ⑤放課後等デイサービス事業者は、通所するこどもやその 家族の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第3章 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容

1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項 放課後等デイサービスに携わる職員は、こどもの育ちの連続 性を意識した支援が求められていることから、放課後児童クラ ブ等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、 放課後児童クラブ運営指針(平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の「育成支援(放課後児童クラブにおけるこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援)の内容」を理解するとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成29年文部科学省告示第73号)及び特別支援学校高等部学習指導要領(平成31年文部科学省告示第14号)についても理解し、支援に当たることが重要である。

放課後児童クラブ運営指針においては、その対象である6歳から12歳までの児童期のこどもの発達について、一人一人のこどもの発達過程を理解する目安が示されている。放課後等デイサービスでは、これに加えて13歳以降の思春期のこどもを対象としているところであり、本ガイドラインでは、放課後児童クラブ運営指針も参考に、目安として、おおむね「6歳~8歳(小学校低学年)」、「9歳~10歳(小学校中学年)」、「11歳~12歳(小学校高学年)」及び「13歳以降(思春期)」の4つの区分に分けて、留意事項を示す。障害のあるこどもは、保護者や他の大人から、一定の年齢に達しても「こども」としてみられることも多いが、大人になる過程にある一人の人間として対応していくことが重要である。

なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、個人差や障害の特性等によりその発達過程は様々であることを十分に理解した上で、あくまでも一人一人のこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

- (1) おおむね6歳~8歳(小学校低学年)
- ○こどもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を 習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社 会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、

同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを 比較し、葛藤も経験する。

- ○遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。
- ○ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。
- ○大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を 深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人 の評価に依存した時期である。
- (2) おおむね9歳~10歳(小学校中学年)
- ○論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳 的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮 し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても 理解し始める。
- ○遊びに必要な身体的技能がより高まる。
- ○同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようと する。他者の視線や評価に一層敏感になる。
- ○言語や思考、人格等のこどもの発達諸領域における質的変化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。
- (3) おおむね11歳~12歳(小学校高学年)
- ○学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。

- ○日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性 のある生活を営めるようになる。
- ○大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」 を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするよ うになる。
- ○身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。
- ○個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応 じ、心や身体の発育や発達に関して正しく理解することが できるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要で ある。

(4) おおむね13歳以降(思春期)

- ○思春期は、こどもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期であり、第二次性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。こうした戸惑いと親からの自立を目指した一連の動きは、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く、家族を含め周囲の大人の対応によっては情緒的・精神的に不安定となる危険性がある。
- ○この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通 じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能とな る。
- ○一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや 心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまう こともある。
- ○思春期前に培われた自己有能感を基盤として、大人とだけ

ではなく仲間との関係性も重視し、進学や就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートすることが求められる。

○個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応 じ、心や身体の発育や発達に関する正しい理解をもとに適 切な行動をとることができるよう、性に関して学ぶ機会を 多く作ることが重要である。

2. 放課後等デイサービスの内容

放課後等デイサービスは、具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」は、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、「自立支援と日常生活の充実のための活動」、「多様な遊びや体験活動」、「地域交流の活動」及び「こどもが主体的に参画できる活動」の4つの基本活動を複数組み合わせながら、個々のこどもに応じて、オーダーメイドの支援を提供していくことが重要である。また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「家族支援」や「移行支援」、「地域支援・地域連携」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、「本人支援」により得られた、障害のあるこどもが健

- ○法定事業として、給付費で運営をしていることを十分に理解した 活動を提供すること。例えば、
 - 一日の半分がドライブ
 - ・漫然と一日中室内でのおもちゃ遊びやテレビ・DVD、ゲームをさせているだけ
 - ・自事業所を活用せず、近隣事業所へ遊びに行くだけ などの支援は想定されない。
- ○こどもの状況に応じた、適切な余暇の提供ということを意識し、 日々の過ごし方についての、そのこどもの情報収集を積極的に行 うこと。余暇を過ごす状況を漫然と見守ることは事業として想定 されていない。

やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えてい くことも重要である。

(1) 本人支援

「本人支援」は、障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。そのため、放課後等デイサービス計画においては、「本人支援」について5つの欄を設けて、個々に異なる支援目標や支援内容を設定する必要はないが、各領域との関連性については必ず記載することとしている。

以下の(ア)から(オ)までに示す各領域における支援内容は、各領域におけるねらいを踏まえて考えられる支援内容を仔細に記載したものであり、実際の支援の場面においては、これらの要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、こどもの育ち全体に必要な支援内容を組み立てていく必要がある。

また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を 抱える場合もあり、こどもがこれらの課題を乗り越えてい くためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であ る。

この「本人支援」の大きな目標は、こどもが様々な遊びや 学び、多様な体験活動を通じて生きる力を育むとともに、 将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするもの である。

放課後等デイサービス事業所で行われる「本人支援」は、 家庭や地域社会での生活に活かしていくために行われるも のであり、学校と連携を図りながら進めていくものである。

(ア) 健康・生活

- ね・健康状態の維持・改善
- ら ・ 生活習慣や生活リズムの形成
- い・基本的生活スキルの獲得
 - ・生活におけるマネジメントスキルの育成

支 | <健康状態の維持・改善>

揺

・健康状態の把握と対応

容

健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をすることが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。

リハビリテーションの実施

日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの こどもが持つ機能をさらに発達させながら、こど もに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。

<生活習慣や生活リズムの形成>

睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを 身につけられるよう支援する。また、健康な生活 の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。さらに、衣服の調節、室温の調節や換気、病気の予防や安全への配慮を行う。

<基本的生活スキルの獲得>

・生活に必要な基本的技能の獲得

こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の 回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的 技能を獲得できるよう、生活の場面における環境 の工夫を行いながら、こどもの状態に応じて適切 な時期に適切な支援をする。

・構造化等による生活環境の調整 生活の中で、様々な遊びや体験を通した学びが 促進されるよう環境を整える。また、障害の特性

に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造 化する。

・医療的ケア児への適切なケアの実施 適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの 医療濃度に応じた医療的ケアの実施や医療機器 の準備、環境整備を行う。

<生活におけるマネジメントスキルの育成>

障害の特性や身体各部の状態について理解し、それらが及ぼす生活上の困難や補助機器を用いる際の留意点等について理解を深め、状況に応じて、自

己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりしてより生活しやすい環境にしていくための支援をする。また、自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントすることができるよう、こどもの意向を受け止めながら、自分で組み立ててできる行動を増やしていけるよう支援する。

(イ) 運動・感覚

ねー・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

い ・身体の移動能力の向上

・保有する感覚の活用

- ・感覚の補助及び代行手段の活用
- ・感覚の特性への対応

<姿勢と運動・動作の基本的技能の向上>

内宏

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持 や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節 の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。

- < 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用> 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、 姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。
- <身体の移動能力の向上>

自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常生活に必要な移動能力や、事業所外での移動や交通機関の利用など、社会的な場面における移動能力の向上のための支援を行う。

<保有する感覚の活用>

保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前 庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を 通して支援する。

<感覚の補助及び代行手段の活用>

障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、 保有する感覚を用いて情報を収集し、状況を把握 しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助 機器や ICT を活用することや、他の感覚や機器に よる代行が的確にできるように支援する。

<感覚の特性への対応>

感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)を踏まえ、感 覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。

(ウ) 認知・行動

ね・認知の特性についての理解と対応

ら ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習 特(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動 への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとな る概念の形成)

・行動障害への予防及び対応

支 <認知の特性についての理解と対応>

援 一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏ま 内 え、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよ う支援する。また、こだわりや偏食等に対する支 援を行う。

<対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得>

・感覚の活用や認知機能の発達

視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から情報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。

- ・知覚から行動への認知過程の発達 取得した情報を過去に取得した情報と照合し、 環境や状況を把握・理解できるようにするととも に、これらの情報を的確な判断や行動につなげる ことができるよう支援を行う。
- ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、大小、数、重さ、空間、時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。
- <行動障害への予防及び対応> 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難 性から生ずる行動障害の予防及び適切行動への 対応の支援を行う。

(エ) 言語・コミュニケーション

- ね
 ・コミュニケーションの基礎的能力の向上
- ら・言語の受容と表出
- い・言語の形成と活用
 - ・人との相互作用によるコミュニケーション能力 の獲得
 - ・コミュニケーション手段の選択と活用
 - ・状況に応じたコミュニケーション
 - ・読み書き能力の向上

援

<コミュニケーションの基礎的能力の向上>

障害の種別や程度、興味・関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることができるよう支援する。

<言語の受容と表出>

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手 の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりする など、言語を受容し表出することができるよう支 援する。

<言語の形成と活用>

コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるよう支援する。

<人との相互作用によるコミュニケーション能力 の獲得>

個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得や場面に応じた言動・対応など人との関わり方についての学び等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。

<コミュニケーション手段の選択と活用>

・指差し、身振り、サイン等の活用

指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の 理解と意思の伝達ができるよう支援する。

・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーショ ン手段の活用

手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現 等による多様なコミュニケーション手段を活 用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支 援する。

・コミュニケーション機器の活用 機器 (パソコン・タブレット等の ICT 機器を 含む。) 等のコミュニケーション手段を適切に 選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑 にできるよう支援する。

<状況に応じたコミュニケーション>

コミュニケーションを円滑に行うためには、伝 えようとする側と受け取る側との人間関係や、そ のときの状況を的確に把握することが重要であ ることから、場や相手の状況に応じて、主体的に コミュニケーションを展開できるよう支援する。

<読み書き能力の向上>

発達障害のあるこどもなど、障害の特性に応じ た読み書き能力の向上のための支援を行う。

(オ) 人間関係・社会性

ね ・アタッチメント (愛着) の形成と安定

ら・情緒の安定

い ・他者との関わり(人間関係)の形成

- ・遊びを通じた社会性の発達
- ・自己の理解と行動の調整
- ・仲間づくりと集団への参加

支 | <アタッチメント (愛着) の形成と安定>

援

・アタッチメント(愛着)の形成

こどもが基本的な信頼感を持つことができるように、環境に対する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感を育む支援を行う。

・アタッチメント(愛着)の安定 自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大 人が相談にのることで、安心感を得たり、自分の 感情に折り合いをつけたりできるよう「安心の基 地」の役割を果たせるよう支援する。

<情緒の安定>

自身の感情や気持ち、生理的な状態像に関心を 持ち、その変化の幅を安定させることに興味を持 つことができるよう援助し、変化の幅が小さく安 定した情緒の下で生活ができるよう支援する。

<他者との関わり(人間関係)の形成> 他者の気持ちや意図を理解し、他者からの働き 掛けを受け止め、それに応ずることや場に応じた

適切な行動ができるように支援する。

<遊びを通じた社会性の促進>

・模倣行動の支援

遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性の発達や対人関係の構築を支援す

る。

- ・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援 感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせ る遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ 遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発 達を支援する。
- ・一人遊びから協同遊びへの支援 周囲にこどもがいても無関心である一人遊 びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して 行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守 って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発 達を支援する。
- <自己の理解と行動の調整>

自分のできることや苦手なことなど、自分の行動の特徴を理解し、自己を肯定的に捉えられる機会を通じて、気持ちや情動を調整し、状況に応じた行動ができるように支援する。

<仲間づくりと集団への参加>

集団に参加するための手順やルールを理解し、 こどもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加で きるよう支援するとともに、共に活動することを 通じて、相互理解や互いの存在を認め合いなが ら、仲間づくりにつながるよう支援する。

(4つの基本活動)

本人支援において、複数組み合わせて行うことが求められる 4つの基本活動は、以下のとおりである。

なお、これらの基本活動を提供するに当たっては、こどもの

意見を聴きながら自己選択や自己決定を促すとともに、こども同士の関わりの中でこどもが主体性を発揮しながら参加できるよう、支援していくことが求められる。

(ア) 日常生活の充実と自立支援のための活動

こどもの発達に応じて必要となる日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動を行う。こどもが意欲的に関われるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、こどもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、その方針や役割分担等を共有できるよう、学校と連携を図りながら支援を行う。

(イ) 多様な遊びや体験活動

遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う。また、体験したことや、興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながることから、多様な体験の機会を提供していく。こどもが望む遊びや体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、多彩な活動プログラムを用意する。その際には、個別性に配慮された環境やこどもがリラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫することが重要である。

(ウ) 地域交流の活動

障害があるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、地域の中にこどもの居場所をつくりながらこどもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、遊びや体験の機会を創

○地域交流の機会を提供することは、単に経験を増やすのみならず、 学校卒業後の地域での生活につなげる意味がある。地域の特性な どを十分に把握し、学校卒業後にこどもがその地域で生活してい くために、地域で理解され、生活する場を作っていくこと。 出していくとともに、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

(エ) こどもが主体的に参画できる活動

こどもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、こどもが主体的に参画できる機会を設け、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく。その際には、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個別性に配慮するとともに、こどもに寄り添いながら進めていくことが重要である。こうした取組は、こどもにとって自分自身が権利の主体であることを実感するとともに、こどもの権利を守ることにもつながる。

(障害特性に応じた配慮事項)

放課後等デイサービスに携わる職員は、障害のあるこどもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人のこどもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、それぞれの特性に応じて、設備・備品への配慮のほか、こどもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することなどが必要である。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について以下のとおり示しているが、障害の特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけにとらわれることなく、こどもの

状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

- ○視覚に障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性を育て、生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。さらに、視覚補助具やコンピューター等の情報機器、触角教材、拡大教材および音声教材等各種教材を効果的に活用することも重要である。
- ○聴覚に障害のあるこども(人工内耳を装用しているこどもを含む。)に対しては、聴こえない又は聴こえにくい特性や必要な配慮を理解した上で(ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要)、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を行う必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- ○知的障害のあるこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。
- ○発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわか りやすくすることや、感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)に留

意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的 又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解を促す ことや、人と関わる際の具体的な方法や手段を個々の特性 に応じて身に付けることが必要である。

- ○精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、特定の 人との関係性を軸に、周囲の人との関わりを拡げていくと ともに、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よ い表出を促すことが必要である。また、安心感のある肯定 的な関わりを大切にするとともに、少人数でゆったりと落 ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- ○場面緘黙(選択性かん黙)のあるこどもに対しては、話さないということだけに着目して、話すことを強制したり、話さないこどもとみなしたりするのではなく、こどもの心理的な要因や環境的な要因等により、他の場面では話せているにもかかわらず、場面によっては話ができないという状態であることを理解した上で支援に当たることが必要である。こどもの緊張や不安の緩和を目標にして、こどもの意思が表出しやすい場面を設け、指さしやカード、身振りなど言葉以外の方法でコミュニケーションを取れるよう工夫することが必要である。
- ○肢体不自由のこどもに対しては、身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を拡げるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫することが必要である。
- ○病弱・身体虚弱のこどもに対しては、病気の状態等に十分 に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活

動が展開できるようにすることが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けているこどもは、治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けたり、同年代のこどもとの関わりが少なくなるなど、学びの基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等のこどもを含め、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。

- ○医療的ケアが必要なこどもに対しては、医療的ケアの目的や具体的な手法等について十分に情報を収集し、医師の指示に基づき、適切にケアを提供する体制をあらかじめ整えた上で、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。なお、医療的ケアが必要なこどもの中には、見た目では医療的ケアが必要であると分からないこどももいることに配慮することが必要である。
- ○重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心に応じて体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。これは、不快、苦痛、体調不良時等の意思表示であっても同様であり、その表情等から変化に気づけるよ
- ○医療的ケア等が必要なこどもに対しては、サービス利用前から、こどもの医学的状況、発達・生活上の配慮、保護者の情報の把握などについて、事業所全体で組織的に情報共有する仕組みを構築すること。従業員がローテーションで勤務している特性を踏まえ、医療的ケアや体調への配慮、サービスの利用状況、緊急時の対応など、こどもそれぞれに応じたマニュアルを作成し、従業員間で共有することが必要である。例えば、緊急時の対応にあたっては、チューブ等の自己抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し、「予想される緊急時の対応フロー」等のマニュアルを作成すること。当該対応フローには、事前に保護者や主治医医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載し、その内容を全ての従業員で共有し、緊急時に適切な対応ができるよう定期的に訓練を実施することが必要である。
- ○医療的ケア等が必要なこどもの行事、事業所外での活動等にあたっては、こどもそれぞれに合った無理のない行事や事業所外活動等を計画し、あらかじめ保護者への説明と理解を得ておくほか、必要に応じて主治医医療機関にも確認すること。なお、安全なサービス利用のため、保護者の同伴を求める場合は、その必要性な

う、心身の状態を常にきめ細かく観察することが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりや遊び、姿勢管理 により、健康状態の維持・改善を図ることが必要である。

- ○複数の種類の障害のあるこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。
- ○知的障害と発達障害のあるこどもに対しては、将来的な強度行動障害のリスクを把握し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させないよう、予防的な観点をもって支援を行っていくことが必要である。

特に、学童期や思春期になると、行動上の課題がより顕在化しやすくなるため、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目する機能的アセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身につけていくための「標準的な支援」を行うことが必要である。

○高次脳機能障害のあるこどもに対しては、障害による認知 や行動上の特性等を理解するとともに、障害を受ける前に できていたことができないといった悩みを抱えているこ とがあるため、心のケアを心がけつつ支援を行うことが必 要である。

(思春期のこどもに対する支援に当たっての留意点)

思春期は、行動上の課題がより顕在化しやすくなることや、 メンタルヘルスの課題や不登校など様々な課題が増えてくる年 代であり、また、この時期には高校卒業後の進路に向けた準備 どを十分に検討し、保護者の理解と協力を得ること。

も必要となる。ここでは、こうした様々な課題を持つ可能性の ある思春期のこどもへの支援に関して特に留意すべき内容につ いて示す。

- ○思春期は、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味や価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高められるよう支援を行うことが重要であり、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の悩みや葛藤、個別性に合わせて寄り添って支援を行っていくことが重要である。
- ○思春期は、メンタルヘルスの課題も顕在化してくる年代であり、こころの不調や病気の兆し、症状やその特徴を理解して支援を行うことも重要であり、必要に応じて、医療機関や地域の相談窓口となる機関(保健所、精神保健福祉センター等)とも連携を図りながら支援を行うことが重要である。

(不登校の状態にあるこどもに対する支援に当たっての留意 点)

不登校の状態にあるこどもへの支援については、放課後等デイサービスのみだけではなく、学校等(校長、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭など)や家庭を中心に、こどもを取り巻く関係者・関係機関間で支援の状況等を適宜共有し、連携を図りながら支援を行っていくことが重要である。なお、支援にあたっては以下に留意すること。

○不登校の状態にあるこどもに対しては、まずはこども本人

○放課後等デイサービスは、学校の代わりになるものではないが、 生活リズムの維持や学びの場の獲得等を目的に利用することは差 支えない。不登校の状態が継続することで、学校教育を受ける機 会が損なわれることがないよう十分に留意し、学校等関係機関と 支援の状況を共有し、連携を図ることが重要になる。具体的には、 関係機関とカンファレンスを開催し、こどもと保護者に寄り添い ながら、適切な支援を行うこと。 の気持ちに寄り添い、共感することで、こどもの自己肯定 感を高めることが大切である。

- ○学校等や家族からの情報も踏まえてアセスメントを行い、 登校しないあるいはしたくてもできない状況が生じてい る要因や背景について把握・分析を行い、個々のニーズに 応じて必要な支援(例えば、こども本人の抱える不安の解 消、社会的コミュニケーションを図るなど)を放課後等デ イサービス計画に位置付けた上で、計画的に支援を進める ことが重要である。また、学校等や家庭と連携を図る際に は、放課後等デイサービスでの支援の状況やこども本人の 変化等を共有しながら支援を進めることが重要である。
- ○不登校の状態にある場合であっても、こどもの学びの場を 確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることも 重要である。そのため、こども本人の意思を尊重し、学校 等や家庭と連携を図りながら、必要な対応や方策の検討を 行うことが重要である。その際には、学校等は、様々な制 度や公的な支援により質の担保された教育機関であり、学 校教育を受ける機会を得られないことにより、将来にわた って社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏 まえ、安易に不登校の状態が継続することのないよう留意 することが必要である。

(特に支援を要する家庭のこどもに対する支援に当たっての留 意点)

こどもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所の支援環境 や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、こど もの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。ここでは、いくつかの気に留めておくべきこどもの行動や態度、表情などを取り上げ、支援を行うに当たっての留意点として以下に示すが、これらの留意点に加え、まずは日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要である。

- ○不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われるなど虐待を受けていることが疑われるこどもについては、極度の緊張した表情や極度の甘えがみられるなどの様々な反応に対する理解や、職員とのアタッチメント(愛着)の形成を含めた信頼関係の構築が重要である。
- ○サイズに合ってない衣類を着ている、朝食を食べていない、 医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなど 生活に困窮していることが疑われる家庭のこどもについて は、食事等の基本的な生活習慣や生活リズムの形成、食事、 排泄、睡眠、衣類の着脱等の基本的生活スキルの獲得などを 基盤として、様々な豊かな経験を提供するとともに、保護者 やこどもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必 要である。
- ○近年増加傾向にある外国にルーツのあるこどもについては、日本語がうまく話せないことで他のこどもとの関係を構築することが難しいこともあり、学習が進みにくい、あるいは、文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じているこどもも多いこと

から、支援に当たっては、まずはこどもが持つ困難さを把握 し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が 必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていく ことが重要である。

(2) 家族支援

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。このため、障害のあるこどもを育てる家族が安心して子育てを行うことができるよう、家族(きょうだいを含む。)と日頃から信頼関係を構築し、障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、こどもが学齢期に診断を受ける場合や、年齢とともにこどもの発達上のニーズが変化する場合には、保護者がこどもの障害や発達の過程を含むその子のありのままを受け止め、肯定していくプロセスを支えていくことが重要である。また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱える場合もあり、こどもがこれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であり、保護者や家庭生活はそのベースとなる。

家族支援においては、こども本人の状況や家庭の状況等を 踏まえるとともに、子育てに困難さを感じているか、相談す る人はいるか (孤立していないか) など、家族の困りごとに寄 り添いながら、気持ちを受け止め、こども本人と保護者との 相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重する姿勢が重要 である。

ねー・アタッチメント(愛着)の安気		ね	・ア	゚タ	ッチ	メン	ノト	(愛着)	の安気
-------------------	--	---	----	----	----	----	-----------	------	-----

- ・家族からの相談に対する適切な助言等
- い・障害の特性に配慮した家庭環境の整備

支 | <アタッチメント (愛着) の安定>

援 ・こどもの信頼感を育むとともに、こどもの感情や不安 内 に寄り添い、家族や周囲の人と安定した関係を継続す 容 るための支援

<家族からの相談に対する適切な助言等>

- ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・こどもの発達上のニーズについての気づきの促しと その後の支援
- ・こどもの支え方や食事のとり方等の具体的な介助方 法についての助言・提案
- ・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預か りニーズに対応するための延長支援
- ・心理的カウンセリングの実施
- ・保護者同士の交流の機会の提供
- ・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに 対する相談援助

<障害の特性に配慮した家庭環境の整備>

- ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講 座、ペアレント・トレーニングの実施
- ・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供

(支援に当たっての配慮事項)

学齢期は、こどもが行動上の課題やメンタルヘルスの課題、 不登校など様々な課題を抱える年代にあることや、学齢期に なってから障害特性が明確化する場合も多いことなども踏ま え、家族が様々な葛藤に直面する時期である。そのため、こど もと家族をトータルに支援していくことが重要である。

以下は、家族のさまざまな不安や負担を軽減していく観点から特に配慮すべき内容を示しており、「家族支援」の提供に当たり留意すること。

- ○「家族支援」は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- ○「家族支援」は、家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、 それぞれの家族で異なることを理解することが重要である。
- ○特に、こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行うことが大切である。
- ○「家族支援」において明らかとなってくる虐待(ネグレクトを含む。)の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応が求められる。
- ○「家族支援」は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、児 童発達支援センターや他の放課後等デイサービス事業所、 居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)等 を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援セン ター、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機

関、保健所等と緊密に連携を図り実施することが必要である。

(3)移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂 (インクルージョン) の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

このため、事業所における支援の中に「移行」という視点を 取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先へ の移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がな い場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら 日常生活を送ることができるように支援を提供するなど、「移 行支援」を行うことが重要である。

なお、特に入学・進学・就職時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、こどもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が求められる。

- ・放課後児童クラブ等への移行支援
- ら ・ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に い 向けた準備
 - ・放課後児童クラブ等と併行利用している場合におけ る併行利用先との連携
 - ・同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づ

	< 9
支	< 放課後児童クラブ等への移行支援、ライフステージの
援	切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備>
内	・具体的な移行や将来的な移行を見据えたこどもの発
容	達の評価・支(※)
	・具体的な移行先との調整
	・移行先との支援方針・支援内容の共有や、こどもの状
	態・親の意向・支援方法についての伝達
	・家族への情報提供や移行先の見学調整
	・移行先の受け入れ体制づくりへの協力
	・移行先への相談援助
	・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談
	援助(※)
	<放課後児童クラブ等と併行利用している場合におけ
	る併行利用先との連携>
	・併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有(例:
	得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュ
	ニケーション手段の共有)
	・併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整
	<同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づ
	< 9 >
	・地域の学校や放課後児童クラブ、児童館、地域住民と
	の交流
※)	「移行」の視点を持った本人や家族に対する支援は、「本人
援」	や「家族支援」と内容が重なる場合もある

(4) 地域支援・地域連携

事業所において、障害のあるこどもや家族を中心に据えた 包括的な支援を提供するためには、こどもの育ちや家庭の生 活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関 や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の 支援を進めていく「地域支援・地域連携」を行うことが必要で ある。

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援(縦の連携)と関係者間のスムーズな連携の推進(横の連携)の両方(縦横連携)が重要である。

なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、こどもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

- ね ・通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と ら 連携した支援
- しい
- 支 <通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と 援 連携した支援>
 - ・こどもが通う学校や放課後児童クラブ等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、 放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議の開催
 - ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関 等との情報連携や調整
 - ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療 的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連

- 携・こどもが利用する障害児相談支援事業所や障害 福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所と の生活支援や発達支援における連携
- ・虐待が疑われる場合には、児童相談所やこども家庭 センターとの情報連携
- ・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携
- ・個別のケース検討のための会議の開催

(支援に当たっての配慮事項)

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、以下に留意すること。

○「地域支援・地域連携」は、放課後等デイサービスを利用するこどもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられ、地域の中に居場所を持つことができるよう、関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

第4章 放課後等デイサービス計画の作成及び評価

放課後等デイサービスの適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のあるこどもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

○相談支援事業者との連携

相談支援専門員が開催するサービス担当者会議からの招集に対しては、緊急時等の例外を除き、必ず応じること。サービス担当者会議での方針に沿った支援が提供されるよう、支援方針は事業所内全従業員で必ず共有すること。

なお、セルフプランにより放課後等デイサービスを利用するこどもであって、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用支援を進めることが重要であり、事業所間におけるこどもの状態像の認識や必要な支援の見立て、支援内容等のバラつきにより、こどもに過度なストレスを与えることのないよう留意すること。

また、障害児相談支援事業所と放課後等デイサービス事業所の関係性は、単に相談支援専門員が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が放課後等デイサービス計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。こどもや家族の生活全般のニーズに対応するため、放課後等デイサービス事業所からも障害児相談支援事業所に積極的に働きかけるなど、双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

1. 障害児支援利用計画の作成の流れ

- (1) 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定
 - ○障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、放課 後等デイサービスの利用を希望するこどもや保護者の求 めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
 - ○相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聴き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。

- ○こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々 のこどもの障害の状態や発達の状況、や障害の特性等に 応じた発達上のニーズに対応し、生活全般のニーズを充 足するために、必要な支援を検討する。
- ○学齢期の障害のあるこどもへの支援には、児童福祉法に 基づき、通所により発達支援を行う「放課後等デイサー ビス」のほか、重度の障害等により外出が著しく困難な 障害のあるこどもに対し、居宅を訪問して発達支援を行 う「居宅訪問型児童発達支援」、学校等に通学している障 害のあるこどもに対し支援を行う「保育所等訪問支援」 がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下 「障害者総合支援法」という。)に基づき、居宅で入浴や 排泄、食事の介護等を行う居宅介護(ホームヘルプ)や、 自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入 浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所(ショートステ イ)等の障害福祉サービスが利用できる。
- ○障害児支援利用計画案は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- ○市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勘案し、 放課後等デイサービスの利用についての支給決定を行う こととなる。
- (2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定
 - ○相談支援専門員は、市町村による支給決定後、こどもや 家族の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を

行い、それらの事業所等を集めた担当者会議を開催する。 担当者会議には、こどもや家族、事業所の児童発達支援 管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合には その担当者、その他必要に応じて、こどもや家族への支 援に関係する者が招集される。

- ○担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経 緯、こどもや家族の意向と総合的な援助方針、ニーズと 支援目標、支援内容等について共有する。
- ○担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、事業所の担当者は、放課後等デイサービスの専門的な見地からの意見を述べることが求められる。また、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらず、意見を述べることが重要である。
- ○相談支援専門員は、担当者会議における参加者による意 見交換を受けて、支援の提供の目的や内容を調整し、各 担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同 意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害 児支援利用計画は、こどもや保護者をはじめ、支給決定 を担当する市町村、事業所の支援を提供する者に配付さ れ共有される。
- (3) 放課後等デイサービス計画に基づく放課後等デイサービスの実施
 - ○事業所の放課後等デイサービス計画は、児童発達支援管

理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助 方針や、当該事業所に対応が求められるニーズを踏まえ て、放課後等デイサービスの具体的な内容を検討し、作 成する。放課後等デイサービス計画の作成については、 2. を参照すること。

- ○事業所は、障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援 利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の 作成と支援の提供を行うことが重要である。なお、障害 児支援利用計画と放課後等デイサービス計画は、個々の こどもの支援における合理的配慮の根拠となるものであ る。
- ○事業所は、作成された放課後等デイサービス計画に基づき支援を実施する。
- ○障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に 代えてセルフプランにより放課後等デイサービスを利用 するこどもであって、複数の事業所から継続的に支援を 受けている場合は、市町村が選定するコア連携事業所(こ どもの支援について適切なコーディネートを進める中核 となる事業所)を中心として、事業所間で連携して放課 後等デイサービスを実施する。
- (4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し
 - ○相談支援専門員は、一定期間毎に、こどもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足の

ために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。

- ○担当者会議において、事業所の児童発達支援管理責任者は、その時点までの支援の提供状況を踏まえて、目標の達成度や気づきの点等の情報を積極的に共有することが重要である。そのためには、事業所の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や職員のうち、こどもの状況をよく理解した者を参画させなければならない。
- ○障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な援助方 針や事業所に求められる役割が変更された場合には、児 童発達支援管理責任者は、必要に応じて放課後等デイサ ービス計画を変更し、適切な支援を実施する。

(5) その他の連携について

- ○事業所による支援は、こどもや家族への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。日々の支援を担う事業所は、こどもや家族のニーズの変化を細やかに把握することができる。また、継続的な関わりは、こどもや家族へのアセスメントを深め、潜在的なニーズの把握にもつながる。
- ○しかし、それらのニーズは、事業所のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業所などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

2. 放課後等デイサービス計画の作成の流れ

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し、すべての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

- (1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント
 - ○児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。なお、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」(令和6年4月)において、市町村が、支給決定の際に、介助の必要性や障害の程度の把握のために実施する「5領域20項目の調査」の結果について、保護者に対し、利用する事業所に交付するよう依頼することが望ましい旨示していることから、事業所は、保護者に対し、「5領域20項目の調査」の結果について確認の上、当該結果について、アセスメントを含め実際の支援の場面にも活用していくことが重要である。
 - ○こどもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、こどもの障害の状態だけでなく、こどもの適応 行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォ

- ○児童発達支援管理責任者は、その専門的な立場から、こどものために適切な個別支援計画を立てる、支援の中心的役割である。また、すべての従業員が計画に基づいた支援が行えているか、提供される支援を管理・調整・評価する役割があるため、支援を客観的に把握する立場であることを意識すること。
- ○1人1人の個別ファイルを作成して保管すること。日々の記録を 含め、計画に沿った支援が行われているかを、こどもごとに確認、 振り返りができるような保管方法をとること。
- ○個別支援計画については、児童発達支援管理責任者だけではなく、 全従業員が共有するものである。
- ○児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の内容が日々の支援に 反映されるよう、指導員である従業員とその日の支援の振り返り をするなど、従業員間での共有を図る役割がある。そのためには、 指導員に日々の支援記録を取ることを徹底させ、児童発達支援管 理責任者はその支援が目標や計画に反映されているか日々検証 し、改善につなげていくこと。
- ○日々の支援記録は、個別支援計画に基づく支援の視点を持って記録されるものであって、それぞれのこどもに即したサービス提供ができているかを振り返るものである。定期的にミーティング等で支援の共有をし、振り返りの機会を設けること。
- なアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォ ○横浜市では、個別支援計画があることは当然とし、その中身を重

ーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要 がある。

また、こどもの発育状況、自己理解、心理的課題、こどもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている関係機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を収集し、こどもと保護者のニーズや課題を分析する必要がある。

- ○保護者のニーズとこども本人のニーズは必ずしも一致するものではないため、まずはこどものニーズを明確化していくことが求められる。また、こどものニーズは変化しやすいため、日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。
- ○アセスメントの実施に当たっては、全てのこどもが権利 の主体であることを認識し、個人として尊重するととも に、意見を形成・表明する手助けをするなど、こども本人 のニーズをしっかりと捉えられるように対応することが 必要である。
- (2) 放課後等デイサービス計画の作成
 - ○障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画 や、自らの事業所でアセスメントした情報について、課 題整理表等を用いて整理しながら、放課後等デイサービ スにおけるニーズを具体化した上で、支援の具体的な内 容を検討し、放課後等デイサービス計画を作成する。
 - ○放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、将来に 対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こ どもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わ り方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊

視する。新規に個別支援計画を作成した後は、最低6か月に1度 の見直し(モニタリング)が必須となっているが、これは最低限の 考え方であり、児童や家庭の状況の変化により必要に応じてそれ よりも早く再作成をするものと考える。

- ○個別支援計画を作成する際は、特にアセスメントを重視すること。 具体的には
 - ・こどもの障害特性
 - ・こどもの発達過程
 - ・家庭や所属での様子
 - ・こどものニーズ
 - ・保護者の要望
 - ・将来に対する見通し などを丁寧に把握し、こどもと保護者のニーズや課題を客観的 に分析すること。

○個別支援計画を作成する際は、学校における個別の教育支援計画 等と連動した計画とすることが望ましい。保護者の同意を得た上 で、特別支援教育コーディネーター等から、個別の教育支援計画 等の情報提供を受ける。また、学校へも事業所の個別支援計画を 提供することが望ましい。 重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。

- ○「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することをいうが、こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。その際は、こどもに対し、適切に説明することが必要である。
- ○放課後等デイサービス計画の作成に係る個別支援会議の 開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的 に関与させることが必要である。オンラインの活用も可 能とされており、予定が合わない等により個別支援会議 を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に情 報共有を行ったり意見を求めたりすることも必要であ る。いずれにしても、こどもの支援に関わる様々な職員 に意見を聴く機会を設けることが求められる。

また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を 考慮することが重要であることに鑑み、当該こどもの年 齢や発達の程度に応じて、こども本人や保護者の意見を 聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこ どもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこど も本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考え られる。

○放課後等デイサービス計画には、「利用児と家族の生活に 対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期 目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」(「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容(5領域との関連性を含む。)」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」)を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。児童発達支援計画の参考様式及び記載例については、別添1の「個別支援計画の記載のポイント」、を参照すること。

- ○放課後等デイサービス計画に、こども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目を適切に設定し、その上で、4つの基本活動をベースとした具体的な支援内容を設定する。
- ○「本人支援」においては、5領域の視点を網羅した支援 (総合的な支援)を行うことが必要であり、支援を組み 立てていくに当たっては、(1)のアセスメントにおいて、 5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様 な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニ ーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立ててい

- くことが重要であり、単に5領域に対応する支援への当 てはめを行うだけの児童発達支援計画の作成にならない よう留意することが必要である。
- ○「本人支援」における 5 領域との関連性については、5 領域全てが関連付けられるよう記載することを基本とするが、相互に関連する部分や重なる部分もあると考えられるため、5 領域それぞれで、一対一対応で、異なる支援目標や支援内容を設定する必要はない。ただし、5 領域のうち相互に関連する部分や重なる部分を踏まえ、これらをまとめた上で支援目標や支援内容を設定した場合であっても、各領域との関連性についての記載は必ず行い、「本人支援」全体として 5 領域全てが関連付けられるようにする必要がある。
- ○「本人支援」においては、計画期間内に、特に重点的に取り組むものとそうではないものなど、支援内容の実施頻度に差がある場合も想定される。しかしながら、計画期間内における実施頻度が低いと見込まれる支援内容であっても、こどもの生活全般を通じて5領域との関連性が担保できるよう、5領域全てとの関連において必要な支援内容を記載することが必要である。
- ○「本人支援」において、5 領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)に加え、特定の領域に重点を置いた支援を行う場合についても、放課後等デイサービス計画に記載することが必要である。
- ○「移行支援」については、地域社会への参加・包摂(イン クルージョン)を推進する観点から、支援の中に「移行」 という視点を取り入れ、放課後児童クラブ等の他のこど

- も施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の取組を記載する。
- ○「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、放課後等デイサービスの基本となる「本人支援」、「家族支援」及び「移行支援」について必ず記載することとする。「地域支援・地域連携」については必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- ○支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どの ように」、「どのくらい」支援するかということが、放課後 等デイサービス計画において常に明確になっていること が必要である。
- ○こどもや保護者に対し、「放課後等デイサービス計画」を 示しながら説明を行い、こどもや家族の支援として必要 な内容になっているかについて同意を得る必要がある。
- ○将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性やこどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。
- ○支援手法については、個別活動と集団活動をそのこども に応じて適宜組み合わせることが必要である。
- ○事業所において作成した放課後等デイサービス計画は、 障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。
- (3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施
 - ○事業所における時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の放課後等デイサービス計画を考慮し、一日の時間と活動プログラムを組み合わせたタイムテーブ

ルを作成する。タイムテーブルは、こどもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、こどもが見通しを持って自発的に活動できるよう促されることが期待される。

- ○発達支援の時間は十分に確保されなければならず、送迎 の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタ イムテーブルを設定しなければならない。
- ○活動プログラムは、こどものニーズや状況、こどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況等に応じて、その内容を組み立て、職員も交えながらチームで検討していくことが必要である。提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。活動プログラムの内容は、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。
- ○集団活動の場合は、対象となるこどもの年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。こどもの年齢や発達上のニーズが異なることも多いことから、年齢別、障害種別又は発達上のニーズ別に支援グループを分けることなどの工夫も必要である。
- (4) 放課後等デイサービス計画の実施状況の把握(モニタリング)
 - ○放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずし

○児童発達支援管理責任者は、最低6ヶ月に1回以上、モニタリングを行うこと。ただし、モニタリングは、支援の客観的評価を行い、計画の見直しの必要性を判断するものであるので、単に目標

てモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断する。

- ○障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサー ビス計画の作成と支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互 連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。
- (5) モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の見直 し及び支援の終結
 - ○モニタリングにより、放課後等デイサービス計画の見直 しが必要であると判断された場合は、放課後等デイサー ビス計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の 設定が高すぎたのか、支援内容が合っていなかったのか、 別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支 援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、 変更するのかを判断していく。現在提供している放課後 等デイサービスの必要性が低くなった場合は、放課後等 デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や支援の終結 を検討する。
 - ○放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や支援の終結に当たっては、放課後等デイサービス事業所から家族や障害児相談支援事業所、学校等の関係機関との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。なお、放課後児童クラブに移行する場合や学校卒業後に

を達成したかしないかといった漫然とした更新を行えばいいものではない。

○こどもの状況が変われば支援計画も変わることが予想される。 6 ヶ月の期間を待たず、その都度モニタリングをする必要も想定される。

○モニタリングの際には、保護者と面談等を行うこと。家庭での様子、保護者による計画の評価などをヒアリングし、計画の見直しへとつなげるとともに、保護者の子育て支援にもつなげていくことが重要である。

障害福祉サービス事業所を利用する場合など、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの放課後等デイサービスの支援内容等について、適切に情報提供することが必要である。

第5章 関係機関との連携

障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

このため、事業所は、日頃から、市町村の障害児支援担当部局、 児童福祉担当部局、教育委員会、こども家庭センター、保健所・保 健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支 援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別 支援学校(小学部、中学部及び高等部)等、放課後児童クラブや児 童館など地域におけるこどもの放課後等の居場所、児童委員や主 任児童委員等の地域の関係機関や障害当事者団体を含む関係者、 広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、 発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援 センター等の関係機関との連携を図り、放課後等デイサービスが 必要なこどもが、円滑に支援の利用に繋がるようにするとともに、 こどもの支援が、こどもが通う学校や放課後児童クラブ等に適切 に共有され、連携して行われていくことが必要である。また、セル フプランにより複数の事業所を利用するこどもについては、適切 な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間におい て、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図 ることが重要である。

さらに、こども本人を中心に考える支援の輪の中において、事業所に期待される役割を認識し、こどもに対し適切な支援を提供することが必要である。

加えて、障害のあるこどもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、そうした観点からは事業所が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社会に対して、放課後等デイサービスに関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心がけることが求められる。

1. 市町村との連携

○支援の必要なこどもと家族を地域全体で支えていくためには、地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整備を行う市町村と連携していくことが必要である。障害児支援担当部局、母子保健やこども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、教育委員会など、こどもと家族に関わる部局は様々であり、こどもと家族を中心として包括的に支援を行っていく観点からも、しっかりと連携体制を構築していくことが重要である。

2. 医療機関との連携

○こどもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、 近隣の協力医療機関をあらかじめ定めておく必要がある。協 力医療機関は、緊急時の対応が生じた場合に相談をすること が想定されることから、できるだけ近い場所であることや、 事業所の作成する緊急時の対応マニュアルを、事前に協力医 療機関や保護者と共有しておくことが望ましい。特に、医療 的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもは、事前 に協力医療機関を受診し、医師にこどもの状態について理解

- ○健康状態の急変にも備え、こどもの主治医等の情報収集や対応方 法について、マニュアルなどの整備をすること。
- ○こどもの主治医や投薬に関する指示などの医療情報は、必ず保護 者と共有をすること。
- ○医療的ケアが必要なこどもを受け入れる場合は、適切に医療的ケア等を実施するため、保護者の同意のもと、必要に応じて、管理

しておいてもらうことも必要である。

- ○こどもが服薬をしている場合には、保護者と連携を図りなが ら、必要に応じて、こどもの主治医等と情報共有を行うこと が重要である。
- ○医療的ケアが必要なこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた支援や医療的ケアを提供するため、 こどもの主治医等との連携体制を整えておくことに加え、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等とのネットワークを構築していくことが重要である。
- ○人工内耳を装用しているこどもを受け入れる場合は、こども の状態や障害の特性に応じた適切な支援を提供するため、こ どもの主治医等との連携体制を整えておくことが重要であ る。

3. 学校等との連携

- ○こどもに必要な支援を提供するに当たっては、事業所・学校等・家庭の三者の共通理解の下で、役割分担を明確にし、連携を図りながら進めていくことが必要である。このため、あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校等から個別の教育支援計画をはじめとした支援内容の情報提供を受けるとともに、事業所からも放課後等デイサービス計画をはじめとした支援内容の情報を提供するなど、積極的に連携を図ることが必要である。この際、学校等と事業所それぞれの年間計画や行事予定等の交換を行うとともに、学校等の下校時刻の確認なども併せて行う必要がある。
- ○特に学校等の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の 車両の運行も想定されることから、事故等が発生しないよう 細心の注意を払う必要がある。安全かつ確実にこどもの送迎

者、児童発達支援管理責任者、看護職員等が、医師による指示書の 内容や緊急時の対処法等を確認すること。医療的ケア児等の体調 の急変や緊急時の場合に備えて、速やかに主治医医療機関と連絡 できるよう協力体制を整えること。

- ○学校との連携は必須である。教育と福祉という両輪で支援するためには、保護者の同意を得た上で、学校における個別の教育支援計画等と連動する個別支援計画を作成することが必要である。なお、学校の窓口は担任教師、特別支援教育コーディネーター、児童指導支援専任等あげられるが、学校により異なるため、事前に確認をすること。
- ○学校との関係では、特に送迎時にトラブルが発生しやすい。送迎時の対応については、事前に保護者及び各学校と調整すること。 学校に十分な説明をしない場合、こどもの安全への配慮から、学校からの送迎が全面的に禁止となる等もある。その際、学校による個々の状況を鑑みて調整を行う必要がある。送迎時の対応については、特に以下の点については徹底すること。

を行うため、管理者や児童発達支援管理責任者は、送迎時の 対応、トラブルや事故が発生した場合の連絡体制や対応マニュアル等について、学校等と事前に共有・調整し、送迎を担当 する職員を含め事業所内で周知徹底しておくことが必要である。

- ○通常学級から特別支援学級への変更や、特別支援学級から特別支援学校への変更など、こどもの学校における所属先の変更が必要と考えられる場合には、事業所・学校等・家庭の三者で密に連携を図り、こどもの意思を確認しながら対応を検討することが必要である。
- ○教育と福祉の一層の連携については、「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」(令和6年4月25日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省課長通知)を参照すること。

4. 放課後児童クラブや児童館等との連携

○こどもが放課後等デイサービス事業所から放課後児童クラブ等に移行する際には、こどもの状況や意向を丁寧に把握した上で、円滑な移行に向けて連携を図る必要がある。その際、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、放課後等デイサービス計画等を含め、こども本人の発達の状況や障害の特性、事業所で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにするとともに、移行後のフォローアップを行うことが必要である。

また、この際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児 相談支援事業所と連携することが重要である。さらに、放課 後児童クラブ等の職員が障害のあるこどもへの対応に不安を

<学校との連携>

- ・連絡体制の確立
- ・身分証の携帯(「顔写真付社員証」等)
- ・学校の周辺環境への配慮(長時間の路上駐車、無断駐車、騒音等)
- ・下校時の事故等への配慮(従業員の複数体制、車中にこどもを 置き去りにする等)
- ・事業所を利用しているこども以外も含めた安全への配慮
- ・はまっ子ふれあいスクール、放課後キッズクラブへ迎えに行 く場合の届出
- ※安全に配慮した送迎体制については、P85~86を参照すること

抱える場合等については、保育所等訪問支援や地域障害児支援体制強化事業、障害児等療育支援事業等の積極的な活用を 勧めることにより、適切な支援につなげていくことが重要で ある。

なお、こどもが放課後児童クラブ等から放課後等デイサー ビス事業所に移行する際も同様に、円滑に支援が引き継がれ るよう、連携を図ることが必要である。

- ○こどもが放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等の併行 利用をしている場合は、当該放課後児童クラブ等と支援内容 等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応 じて当該放課後児童クラブ等における障害のあるこどもへの 支援をバックアップしていくことが重要である。
- ○障害のあるこどもが、地域の中で様々な遊びや体験の機会等を 通じて、可能な限り地域の他のこどもと共に過ごす機会を得ら れるよう、地域の放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館 等と連携し、そこで過ごす他のこどもとの交流を図ることや、 他のこどもと共に参加できるような活動を企画することが期待 される。
- 5. 他の放課後等デイサービス事業所との連携
 - ○発達支援上の必要性により、複数の放課後等デイサービス事業所を併せて利用するこどもについては、こどもの状態像や必要な支援の見立てについて共通認識を持つとともに、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、こどもの日常生活動作の状況や留意事項、相互の支援内容や放課後等デイサービス計画の内容等について情報共有を図ることが必要である。特に、セルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有をより図ってい

○他の事業所との連携は必須である。特に、他の放課後等デイサービスを併用しているこどもについては、保護者の同意を得た上で、支援の情報共有をし、可能な限り、合同カンファレンス等の機会を設けること。また、支援技術の向上のために、事業所運営についての情報交換を行うことも望ましい。

くことが重要である。

- 6. 児童発達支援センターとの連携
 - ○様々なこどもや家族を地域で支えていくためには、地域の児 童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所が、障害 種別や障害の特性の理解、障害種別や障害の特性に応じた活動や支援方法、支援における成功事例や困難事例等について、 合同で研修を行うことやそれぞれから助言をしあうことなどにより、連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。
 - ○児童発達支援センターは、地域における障害児支援の連携・ネットワークの核として、自治体や地域の事業所と積極的に連携を図りながら、地域の事業所へのスーパーバイズやコンサルテーションの実施、研修や事例検討会の開催等を行う役割を担っており、放課後等デイサービス事業所においても、児童発達支援センターが開催する研修会に参加するなど、日常的な連携体制を構築することが重要である。
 - ○また、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療 的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する専門機 関や地域のセーフティーネット機能である障害児入所施設と 連携し、助言や研修等を受けることや、特定の分野に強みを 有する事業所と連携して支援を進めることも必要である。
- 7. ライフステージに応じた関係機関との連携
 - ○こどもが就学に伴い放課後等デイサービスの利用を開始する場合には、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、就学前に利用していた保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等と連携し、こども本人の発達の状況や障害の特性、これまで行

- ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を 図り、円滑に支援を引き継ぐことができるようにすることが 必要である。
- ○こどもが就職する場合や他の障害福祉サービス事業所等を利用する場合には、保護者の同意を得た上で、放課後等デイサービス事業所で提供していた支援内容等について、就職先や新たに利用する障害福祉サービス事業所等に情報共有を行うなど、積極的に連携を図ることが重要である。
- 8. こども家庭センターや児童相談所との連携
 - ○特に支援を要する家庭(不適切な養育や虐待の疑い等)のこどもに対して支援を行うに当たっては、日頃から、こどもの心身の状態、家庭での養育の状況等についての把握に努めるとともに、障害児施策だけで完結するのではなく、障害福祉施策、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。特に、思春期のこどもは、様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係などに悩んだり、メンタルヘルスの課題も顕在化してくるなど、支援の必要性が高まる場合も多いことから、こどもや家庭に関わる関係機関とより緊密に連携をとって対応していくことが重要である。
 - ○虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で情報共有を行 うとともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等 を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家 庭支援センター、市町村の児童虐待防止窓口、保健所等の関 係機関と連携して対応を図る必要がある。
 - ○こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合には、こどもや家族への支援が切れ目なく包

括的に行われるよう、こども家庭センターと連携を図ってい くことが必要である。

- ○事業所を利用するこどものきょうだいが、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている状況にあるなど、ヤングケアラーであると疑われる場合においても、速やかに事業所内で情報共有を行うとともに、こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携して、その家庭が必要とする支援につなげていくことが重要である。そのためには、各自治体のヤングケアラー担当部署等が実施する関係機関職員研修への参加等により、ヤングケアラーについて正しい理解を持つ必要がある。
- 9. (自立支援) 協議会等への参加や地域との連携
 - ○事業所は、(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要がある。
 - ○日頃から地域の行事や活動に参加できる環境をつくるため、 自治会や地域の会合に参加することや、地域のボランティア 組織と連携を密にすること等の対応が必要である。また、地 域住民との交流活動や地域住民も参加できる行事の開催な ど、地域との関わりの機会を確保することも重要である。
- ○事業所を設置した地域で、障害児支援の理解を広める役割を担っていることを認識し、地域との交流を図ること。
- ○各区の状況にあわせ、自立支援協議会への参加を検討すること。
- ○障害のあるこどもが地域で理解され、健全に発達していくために、 地域から信頼されるよう、情報発信を心がけること。

第6章 放課後等デイサービスの提供体制

1. 定員

設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容を確保するとともに、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定めることが必要である。

2. 職員配置及び職員の役割

- (1)適切な職員配置
- ○放課後等デイサービス事業所においては、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員(機能訓練を行う場合)、看護職員(医療的ケアを行う場合)の配置が必須であり、主に重症心身障害のあるこどもに対して支援を行う場合は、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士に加え、嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。
- ○常時見守りが必要なこどもや医療的ケアが必要なこども、 重症心身障害のあるこども等への支援のために、児童指導 員又は保育士、看護職員について、人員配置基準を上回っ て配置することも考慮する必要がある。
- ○児童発達支援管理責任者が個々のこどもについて作成する 放課後等デイサービス計画に基づき、適切な知識と技術を もって活動等が行われるよう、支援に当たる職員を統括す る指導的役割の職員の配置など、支援の質の確保の視点か ら、適切な職員配置に留意する必要がある。

- ○設置者・管理者は、運営状況の全体を把握し、事業を円滑にすすめる役割がある。関係機関との連携、人材育成、適切な人員配置、自己評価および外部評価などにも配慮し、事業を運営すること。
- ○管理者および児童発達管理責任者は、その業務内容の重要性から 専任業務とすることが望ましい。

<管理者>

利用者からみれば、最も専門的な知識を持ち、組織全体を理解しているとみられることを十分に想定し、福祉現場に精通した人材を配置することとし、児童指導員等直接支援者との兼務は望ましくない。

<児童発達管理責任者>

資格要件を満たしているだけではなく、障害児の支援および個別計画の作成に精通し得る経験と実績があるかどうかを踏まえて配置すること。

- ○指定基準の人員配置は、最低基準であり、適切な運営は困難であると考える。
- ○こどもの状況、従業員の技能を踏まえて安全な支援が提供できるよう定員の設定、人員配置を行うこと。必要に応じて、定員数に基づく人員基準以上に人員を配置することを検討すること。

(2) 設置者・管理者の責務

- ○設置者・管理者は、放課後等デイサービスの役割や社会的 責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者と しての専門性等の向上を図るとともに、放課後等デイサー ビスの質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を 図らなければならない。
- ○設置者・管理者は、事業所が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこどもの発達に貢献するとともに、こどもや家族の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。
- ○設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた 研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を 工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図 らなければならない。
- ○設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を的確に判断するとともに、職員がキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- ○設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、職員 が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働 環境の整備を図る必要がある。

- ○設置者・管理者は、直接こどもの支援にはあたらなくても、こどもの支援に関する知識の取得には特に意欲的でなくてはならない。これは、現場で働く従業員の質の確保・意欲喚起のために、必須である。事業運営を事業現場に任せきりにすることなく、協同して質の改善に取り組むこと。
- ○直接支援に関わらない設置者自らが事業内容について深く学ぶことが、適切な支援の提供のために必要である。設置者に事業への 理解がないと、適切な人員配置など事業に必要な運営が保たれな いこととなる。
- ○設置者は、定期的に事業所の様子を見に行く、現場の従業員の意 見をきく機会を設けるなど、運営理念の実現に向けた取り組みを すること
- 放課後等デイサービスは、外部機関との連携が欠かせないサービスである。 具体的には、
 - ・学校、区役所、地域活動ホーム等が主催する合同カンファレンス へ参加する
 - ・必要があれば自ら主体的にカンファレンスを開催する など、積極的な連携をすること。

設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者を中心とした従業員 が外部機関との連携に必ず参加できる人員体制を整える必要があ る。

○長期的な運営が求められる事業であることを意識し、人材育成を 含め、ゆとりある人員配置ができるように努める必要がある。

(3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や支援プログラム、 放課後等デイサービス計画、日々の活動に関するタイムテ ーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任 者及び職員の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰 り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図 ることが重要である。

また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び職員の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

- ①運営規程の設定・見直しと職員への徹底
 - ○設置者・管理者は、事業所ごとに、運営規程を定めておく とともに、児童発達支援管理責任者及び職員に運営規程 を遵守させなければならない。運営規程には以下の重要 事項は必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- ・事業の目的及び運営の方針
- ・従業者の職種、職員数及び職務の内容

- ○送迎時における人員体制の留意点については P85~86 を参照する こと
- ○管理者、児童発達支援管理責任者を含め、従業員が短期間で替わることは、こどもや保護者との信頼関係を損ね、事業所への不信感にもつながる。採用時には、業務内容について詳細な説明を行い、適性を判断して採用し、採用後は年単位で継続的に仕事に従事できるよう配慮をすること。やむを得ず体制の変更があった場合は、こどもと保護者へ丁寧な説明をするとともに、緊急やむを得ない場合を除き、丁寧な業務引継ぎを行うこと。
- ○PDCAサイクルを適切に実践するには、全ての従業員が意見交換できる場を定期的に設けることが必須である。(管理者、児童発達支援管理責任者だけではなく、それ以外の児童指導員等、ドライバー、非常勤アルバイトやボランティアを含める)
- ○管理者は、支援現場の現状、考えを取りまとめ、改善に向けた取り 組みをすること。また、すべての従業員が意見を交換できる仕組 みをつくる努力をすること
- ○運営規程は、ひな形どおりに作成するだけで済ませないこと。事業所運営の基本であるため、他事業所が作成した運営規程を転用せず、独自に熟考して作成すること。また、事業開始時に作って終わりではなく、運営の基本として絶えず立ち戻り、必要に応じて改定していくものである。

- ・営業日及び営業時間
- 利用定員
- ・放課後等デイサービスの内容並びに保護者から受領す る費用の種類及びその額
- 通常の事業の実施地域
- ・支援の利用に当たっての留意事項
- ・緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- ・事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には 当該障害の種類
- ・虐待の防止のための措置に関する事項
- ・その他運営に関する重要事項
- ○事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている放課後等デイサービスの役割や放課後等デイサービスの提供すべき内容、地域でのこどもや家族の置かれた状況、放課後等デイサービスが公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
- ○事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、 児童発達支援管理責任者及び職員が積極的に関与できる ように配慮する。
- ○児童発達支援管理責任者及び職員の採用に当たっては、 事業所の目的及び運営方針をはじめとした運営規程の内 容を丁寧に説明するとともに、採用後も様々な機会を通 じて繰り返しその徹底を図ることが重要である。
- ②複数のサイクル (年・月等) での目標設定と振り返り
 - ○PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるために は、児童発達支援管理責任者及び職員が参画して、複数

のサイクル (年間のほか月間等) で事業所としての業務 改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要であ る。

- ③自己評価結果の公表・活用
 - ○運営基準において定められている自己評価については、 別添2の「障害児通所支援事業所における事業所全体の 自己評価の流れ」を参考に、以下の項目について、「従業 者向け放課後等デイサービス評価表」(別紙1)を活用し た事業所の職員による事業所の支援の評価(以下「従業 者評価」という。)及び「保護者向け放課後等デイサービ ス評価表」(別紙2)を活用した保護者による事業所評価 (以下「保護者評価」)を踏まえ、全職員による共通理解 の下で、事業所全体として行う必要がある。

【評価項目】

- ・こども及び保護者の意向、こどもの適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ・従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ・設備及び備品等の状況
- ・関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ・こども及び保護者に対する必要な情報の提供、助言そ の他の援助の実施状況
- ・緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ・業務の改善を図るための措置の実施状況
- ○事業所は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所 全体としての自己評価の結果、さらに強化・充実を図る

- ○事業所は左記、「従業者向け放課後等デイサービス評価表」(別紙 1)及び「保護者向け放課後等デイサービス評価表」(別紙2)又は「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を用いた自己評価及び保護者評価を、年1回以上行い、その結果を事業所運営の改善に活用すること。ただし、大きな改善を行う場合等、複数年次にわたることを妨げない。
- ○結果分析と改善結果は、こどもおよび保護者に必ず公表すること。 また、ホームページなどを活用し、一般にも周知を図ること。
- ○保護者評価の実施にあたっては、より公正な評価となるよう匿名 性に配慮すること。

- べき点(事業所の強み)や、課題や改善すべき点(事業所の弱み)を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- ○事業所の自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて行った改善の内容については、「事業所における自己評価総括表(公表)」(別紙3)及び「保護者からの事業所評価の集計結果(公表)」(別紙4)を含む「事業所における自己評価結果(公表)」(別紙5)を用いて、概ね1年に1回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、園だよりなど事業所で発行している通信に掲載したり、こどもの送迎時などの際に保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- ○事業所は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びに これらの評価を受けて明らかになった事業所の強みや弱 みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、 さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必 要がある。
- ○また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第 三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善 を図ることが必要である。
- ④支援プログラムの作成・公表
 - ○総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社

会性」)との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。支援プログラムの作成に当たっては、別添3の「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を参考にすること。

- ○作成された支援プログラムについては、事業所の職員に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和6年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。
- ⑤都道府県等への事業所の情報の報告
 - ○こどもの個々のニーズに応じた質の高い支援の選択や、 事業所が提供する支援の質の向上に資することを目的と して、障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みがあり、 事業所は、都道府県等に対し、事業所の情報(所在地や 従業員数、営業時間や支援内容等)を報告する必要があ る。
- ⑥職場内のコミュニケーションの活性化等
 - ○PDCAサイクルによる業務改善が適切に効果を上げる には、現状の適切な認識・把握と、事業所における職員間 の意思の疎通・情報共有が重要である。

- ○支援の提供に関する日々の記録については、支援の質の 向上の観点から、児童発達支援管理責任者が把握する以 外に、職員同士で情報共有を図ることも有用である。職 場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケ ーションの活性化も設置者・管理者の重要な役割である。
- ○設置者・管理者は、放課後等デイサービス計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や職員の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- ○支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性 化が、事業所内における虐待の防止や保護者による虐待 の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとと もに、設置者・管理者も、職員による適切な支援が提供さ れているか、日々把握しておく必要がある。

⑦こどもや保護者の意向等の把握

- ○PDCAサイクルによる業務改善を進める上では、事業 所による従業者評価及び保護者評価を踏まえた自己評価 だけでなく、アンケート調査等を実施して、支援を利用 するこどもや保護者の意向や満足度を把握することも必 要である。
- ○特にこどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした 業務改善の取組については、こども及び保護者に周知し ていくことが必要である。

⑧支援の継続性

- ○放課後等デイサービスは、こどもや家族への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、
- ○支援の継続性とは、事業所が継続して運営するだけではなく、管理者や児童発達支援管理責任者をはじめすべての指導員が継続的にこどもの支援にあたることを意味する。

その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業の廃止又は休止 しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の事業 所を紹介するなど、こどもや家族への影響が最小限に抑 えられるように対応することが必要である。

3. 施設及び設備等

- ○事業所は、放課後等デイサービスを提供するための設備及び 備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者 は、様々な障害のあるこどもが安全に安心して過ごすことが できるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々のこ どもの障害の特性に応じた工夫が必要である。
- ○発達支援室については、床面積の基準は定められていないが、 児童発達支援センターの場合は、こども一人当たり 2. 47 ㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- ○こどもが生活する空間については、発達支援室のほか、おや つや学校休業日に昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空 間、雨天等に遊びができる空間、こどもが体調の悪い時等に 休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工 夫して確保することが必要である。

また、遊具や室内のレイアウト・装飾にも心を配り、こども が心地よく過ごせるように工夫することが必要である。

○屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、学校と連携して校庭等を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用したりすることが必要である。

- ○事業所は、放課後等デイサービスを提供するための設備及び ○こどもの安全上および健やかな発達上の理由から、以下の物件で 備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者 は開設しないことが望ましい。
 - ・地下および窓がない物件
 - ・ 5 階以上の高層階物件
 - ・非常時に2方向避難ができない物件
 - ・ビル共用トイレの物件
 - ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の対象となる風俗店から半径200メートル以内の物件
 - ・旧耐震基準(1981年5月以前)の建物
 - アスベストが使われている、アスベストによる暴露のある建物
 - ・消防法に適合しない建物
 - ・その他、こどもの発達支援にふさわしくない環境
 - ○発達支援室1室において、最低でも1人当たり3㎡以上の床面積を備えることが望ましい。ただし、これは10人のこどもを受け入れる場合に、30㎡の発達支援室があればいいということではない。こどもの年齢層や、その成長に合わせた配慮も求められる。動きの激しいこどもが複数いる場合も、それ以上の配慮は必須である。
 - ○さまざまな状況を想定した部屋割りを検討する必要がある。静養 室・面談室・更衣スペースは必須と考える。特に、パニック時等の

○備品については、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じ て備えることが必要である。

4. 衛生管理、安全管理対策

設置者・管理者は、障害のあるこどもや保護者が安心して放 課後等デイサービスを受け続けられるようにするため、こども の健康状態の急変や感染症の発生、非常災害や犯罪、事故の発 生などに対応するマニュアルの策定やその発生を想定した訓 練、関係機関・団体との連携等により、事業所を運営する中で想 定される様々なリスクに対し、日頃から十分に備えることが必 要である。

重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等については、追って示す「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」や、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照すること。

(1) 衛生管理·健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。事業所における感染症対策については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参考にすること。

①感染症及び食中毒

○設置者・管理者は、運営基準により、事業所における感染 症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討す る委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の 定期的な実施が求められている。これらの実施に当たっ ては、「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針 対応、個人情報を守るためにスペースではなく個室があることが 望ましい。

- ○サービス提供時間中に、災害や事件、事故等が発生することを想 定し、あらゆるリスクごとのマニュアルを整備すること。具体的 には、以下が想定される。
 - 地震、火災、水害
 - 救急対応
 - ・感染症予防/感染症発生時の対応(インフルエンザ、ノロウイルス、その他)
 - ・アレルギー対応 (こどもごとに必要)
 - ・送迎
 - 外出時の交通事故
 - ・防犯対策
 - 個人情報保護
- ○衛生管理に際し、感染症ごとの予防マニュアルおよび起こった場合のマニュアルの整備が必要である。具体的には、
 - ・インフルエンザ
 - ・ノロウイルス
 - 食中毒
 - ・アレルギー対策 等があげられる
- ○感染症 (インフルエンザ等) による学級閉鎖等、学校の情報を常に 入手し、連携をすること。各種感染症は、こどもだけではなく、従 業員が感染した場合の対処方法も明確にすること。

作成の手引き」を参考にすること。

- ○設置者・管理者は、感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める必要がある。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を講じて二次感染を防ぐことが重要である。
- ○設置者・管理者は、活動や行事等で食品を提供する場合 は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する必要が ある。
- ○設置者・管理者は、市町村や保健所等との連携のもと、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- ○設置者・管理者は、こどもの健康状態の把握及び感染症 発生の早期発見のために、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが 必要である。また、感染症の発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時には、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、こどもの安全確保のために、 状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うともに、 保護者や関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- ○また、感染症が発生した場合であっても、重要な事業を

- ○事業所で被害が拡大した(複数の感染者が出た等)場合は、横浜市 こども青少年局障害児福祉保健課への連絡だけでなく、各区福祉 保健課へ連絡し、感染症発生時の指導を求める。
- ○感染症 (インフルエンザ等) により学校が休校となった際の、学校 や保護者との連絡体制を整備しておくこと。

継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画(BCP)を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。特に、新興感染症の場合は、インフルエンザやノロウイルス等の感染症と異なる対応も想定されることを念頭に置きながら、BCPの策定や研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。BCPの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。

②アレルギー対策

- ○設置者・管理者は、食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えるとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。
- ○設置者・管理者は、事業所で飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する内容について具体的に示した上で周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努める必要がある。特に、食物アレルギーについては、こどもの命に関わる重大な事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等(「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等)についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくことが重要である。
- ○アレルギー対応が必要なこどもについては、おやつ提供、食事提供時にも細心の注意を払うこと。こどもが、自身のアレルギーについて理解ができていないこともあるため、おやつ等の提供の際には、おやつの準備をする場面をこどもに見せないようにする等工夫が必要である。なお、毎年情報を更新するなどの対応を取ることも重要である。
- ○アナフィラキシーショック等の場合は、救急搬送となる。医療機 関との連絡体制も構築しておく必要がある。その際、横浜市こど も青少年局障害児福祉保健課への連絡は必ず行うこと。

③その他

- ○職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこど もの状況を確認しておくとともに、こどもの健康管理に 必要となる器械・器具の管理等を適正に行う必要がある。
- ○設置者・管理者は、重症心身障害のあるこどもなど、全身性障害があるこどもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車椅子の角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

(2) 非常災害対策・防犯対策

- ○設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に職員や保護者に周知することが求められている。また、設置者・管理者や職員は、こどもの障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しておくことが重要である。なお、聴こえない又は聴こえにくいこどもや職員、保護者がいる場合は、併せて、視覚で分かる緊急サイレンや合図など、事前に準備しておくことが必要である。
- ○設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要である。
- ○設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等によ

○防災訓練

想定外の事象への対応にパニック等をおこしやすいことを鑑みて、繰り返し行うこと。また、曜日ごとに来るこどもが違うため、訓練は全員が参加できるように行うこと。

- ○防災訓練は定期的に行うこと。
- ○訓練を実施した際には、その内容、参加者等を記録すること。
- ○事業所で被災した時の対応については、必ず保護者に説明をする こと。
- ○重大な災害の発生や台風の接近等で、学校が休校や下校時刻を早める判断をすることもある。学校との連絡体制を構築しておくこと。

り危険が見込まれる場合には、こどもの安全確保のために、 状況に応じて事業所を休所とする等の適切な対応を行う必要がある。このため、保護者と連絡体制や引き渡し方法等を確認しておくとともに、市町村の支援の下、保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るための事業継続計画(BCP)を策定するともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが必要である。BCPの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。

- ○障害のあるこどもについては、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。
- ○医療的ケアが必要なこどもに関する災害時の対応については、事業所の周辺環境から災害リスクを想定し、医療的ケアの内容やこどもの特性に応じて適切な災害対応を検討する必要があり、対応の検討に当たっては、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」も参考にすること。
- ○設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、こど

○医療的ケアが必要なこどもを受け入れる場合は、避難訓練等において従業員間で医療的ケア児等を含めた避難経路、避難先等を確認すること。なお、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等について、あらかじめ保護者に確認すること。また、預かっている器具の定期的なメンテナンスを保護者に依頼すること。災害時、電話等が不通で連絡がとれない、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定した対応についても、保護者と

もが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュ アルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守 り活動、こども自身が自らの安全を確保できるような学び の機会など、防犯対策としての取組を行う必要がある。

(3) 緊急時対応

- ○職員は、こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を 行う等の必要な措置を講じなければならない。
- ○設置者・管理者は、緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を果たすことができるように訓練しておく必要がある。

また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのあるこどもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々のこどもの状況に応じて、緊急時の対応方法や搬送先等について個別のマニュアルを策定し、職員間で共有することも必要である。

- ○職員は、医療的ケアを必要とするこども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
- ○職員は、こどものケガや病気の応急処置の方法について、 日頃から研修や訓練に参加し、救急対応(心肺蘇生法、気 道内異物除去、AED(自動体外式除細動器)、「エピペン ®」等の使用)に関する知識と技術の習得に努めることが必 要である。また、緊急時の応急処置に必要な物品について も常備しておくことが重要であり、設置者・管理者は、A EDを設置することが望ましい。

確認することが必要である。

○こどもの安全を守るための情報収集 防犯情報、不審者情報などの情報収集に留意する。

- ○非常災害に備えた行動指針やマニュアルを整備すること。災害ご とに具体的な計画を立てることが重要だが、具体的には、
 - ・災害に関する情報の入手方法
 - ・消防署、消防団等の関連機関・団体、家族、従業員への連絡
 - 災害時の人員体制、指揮系統
 - ・避難を開始する時期、判断基準
 - ・災害に応じた避難場所、避難経路、避難方法
 - ・ 障害特性にあわせた対応
 - ・事業所で被災した際の災害備蓄の管理(水、食料)
 - ・各区のハザードマップや区の防災情報の確認 などがあげられる。

(4) 安全管理対策

- ○設置者・管理者は、運営基準により、設備の安全点検、職員やこども等に対する事業所外での活動・取組等を含めた事業所での生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の安全に関する事項について、安全計画を策定するとともに、職員に周知し、安全計画に従って研修及び訓練を定期的に行うことが求められている。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容を周知することも必要である。
- ○設置者・管理者は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、安全計画の内容も踏まえ、事業所内や屋外の環境の安全性について、チェックリストを用いて点検するとともに、活動や事業所の実情に応じ、リスクの高い場面(例えば、食事、プール、移動、送迎、屋外活動などの場面)において職員が気を付けるべき点や役割等を明確にした安全管理マニュアルを作成することが重要である。作成後は、これらに基づき、毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまうこども等もいるため、こどもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行うことが必要である。

- ○活動場面によって注意すべき事項が異なるため、職員は、 活動場所や内容等に留意した事故の発生防止に取り組むこ とが必要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊 び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的 な注意喚起を促す必要がある。
- ○設置者・管理者は、運営基準により、事故が発生した場合

○安全管理を徹底する体制については管理者自ら定期的に確認する。特に年度初めや従業員の異動がある場合には必ず確認するようにすることが重要である。

○損害賠償保険への加入

こどもによる物損といった想定内の損害だけではなく、外出時の 対人事故、事業所において事件が起こった場合の損害賠償など、 あらゆる損害賠償リスクに対応したものに加入すること。

- ○送迎時間に全従業員が送迎に出てしまい、事業所が無人となるような人員配置は禁止する。送迎時に不慮の事故等あることも考え、常に連絡対応が取れるよう、最低1名は留守番として事業所に配置できる人員体制とすること。また、送迎体制は送迎車1台あたり、運転手及び添乗員の2名以上とし、送迎ルートに関してはこどもの心身に無理のないルートとすること(あまりにも広範囲すぎないこと)。
- ○車両の運行にあたっては事業者として日常点検、定期点検を実施 する等、安全装置を含め、設備に不備、不良が生じていないか確認 を行うこと。法令等に定められた点検を行わない車両を運行して はならない。
- ○誰が送迎を担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要である。 毎日使えるチェックシートを印刷して運転手席に備え付けておく などして、見落としがないかの確認を毎回確実に行うこと。

は、速やかに都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが求められている。設置者・管理者は、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。なお、事故の種類を問わず、家族には、事故が発生した場合は必ず連絡を行い、こども本人や家族の気持ちを考え、誠意ある対応を行う必要がある。事業所においては、こうしたことを踏まえ、事故発生直後の初期対応の手順の明確化や、必要となる連絡先リストの作成等を行うことが必要となる。

- ○設置者・管理者は、発生した事故事例の検証や、事故につながりそうなヒヤリ・ハット事例の情報を収集し、検証を行う機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組について、全ての職員に共有することが必要である。
- ○設置者・管理者は、運営基準により、送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、こどもの乗降時の際に点呼を行うなど、こどもの所在を確実に把握することができる方法により所在を確認するとともに、自動車にブザー等の安全装置を装備することが求められている。
- ○医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や 痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの 防止、酸素ボンベや酸素チューブ、気管チューブ等の安全 管理、アラームへの即時対応などに常に留意する必要があ る。また、職員の見守り等により、こども同士の接触による

- ○送迎を実施した際には、下記の内容について記録すること
 - ・運転手、添乗員の名前
 - ・利用者の名前、送迎ルート
 - その他特記事項
- ○送迎時のアルコールチェック(呼気検査)送迎時のアルコールチェックを行うこと。アルコール検査器の導入、声掛けによる呼気チェック等を行い、記録に残すこと。
- ○送迎車内におけるこどもの席を指定しておくことは、所在確認を しやすくし、見落としを防止する効果が期待されるため、事業所 等の実情に応じて、席の指定を取り入れること。
- ○救急搬送等、通院を伴う重大な怪我や感染症等が発生した場合、 必ず横浜市こども青少年局障害児福祉保健課へ速やかに報告をす ること。重大な怪我や感染症等を事業所内でおさめようとするこ とは、重大な隠ぺいとなる。また、その事故報告書を横浜市こども 青少年局障害児福祉保健課へ提出すること。
- ○事故報告書、ヒヤリ・ハットの記録の保管は必須とする。また、これらを使った再発防止研修を必ず定期的に行うこと。

チューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

5. 適切な支援の提供

- ○設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適 切な支援の環境と内容が確保されるよう、障害のあるこども の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規 模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて 改善を図ることが必要である。
- ○職員は、支援プログラムや放課後等デイサービスの提供すべき支援の内容等について理解するとともに、放課後等デイサービス計画に沿って、それぞれのこどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。
- ○職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが 取れるようにすることが必要である。
- ○支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握することが必要である。
- ○支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り 返りをし、こどもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有するも重要である。
- ○職員は、その日行った支援の手順、内容、こどもの反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が支援目標や放課後等デイサービス計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。
- 6. 保護者との関わり

- ○従業員同士のコミュニケーションの活性化は、働きやすい環境を つくるだけではなく、虐待の早期発見にもつながる。毎日の朝礼、 ミーティングでの事例検討等で、保護者からの虐待疑いのあるケ ースを把握し、行政と連携を取り支援につながる例もあり、この ような取り組みが広がることが期待される。
- ○サービス提供の記録を残し、非常勤を含めた従業員間での情報共 有や、外部への説明責任を果たすためにも、その日の利用者・従事 した従業員・活動内容・送迎の実施状況・その他の特記事項等を網 羅的に記載した、業務日誌を作成することが望ましい。

職員は、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、こどもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、こどもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

- ○職員は、日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や発達上のニーズについて共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアや介助の方法、適切な姿勢、気になること等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、保護者の希望やニーズに応じて、こどもの行動変容を目的として、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもの関わり方を学ぶペアレント・トレーニング等を活用しながら、共にこどもの育ちを支えられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
- ○設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と 調整しておくことが必要である。また、事業所内でのトラ ブルやこどもの病気・事故の際の連絡体制について、事前 に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底し ておく必要がある。
- ○設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・ 管理することが必要である。
- (2) こどもや保護者に対する説明等

職員は、こどもや保護者が放課後等デイサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、適切な説明を十分に行うとと

- ○こどもの成長を支える事業として、保護者との連携は欠かせない。 事業所側からも積極的に、直接会って話す機会を提供できるよう 心掛けること。
- ○こどもや保護者との連絡手段

不適切・不必要なつながりのツールとなる可能性があるため、こどもとのSNSは禁止とする。連絡手段は客観的に見て適切なものとすること。

もに、必要な支援を行う責務がある。

- ①運営規程の周知
 - ○設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やす い場所に掲示する等により、その周知を図る。
- ②こどもや保護者に対する運営規程や支援プログラム、放課 後等デイサービス計画の内容についての丁寧な説明
 - ○設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時に おいて、運営規程や支援プログラム、支援の内容を理解 しやすいように説明を行う必要がある。特に、支援の内 容、人員体制(資格等)、利用者負担、苦情解決の手順、 緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、 対面で説明する。
 - ○児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画 の内容について、その作成時、変更時にこどもと保護者 に対して丁寧に説明を行う必要がある。
 - ○聴こえない又は聴こえにくいこどもや保護者の場合には、これらの説明に際して、どのような方法による説明を希望するか確認の上、丁寧に対応することが求められる。
- ③家族に対する相談援助等
 - ○職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。

そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、 信頼関係を構築していくことが重要である。

○職員は、家族が悩み等を自分だけで抱え込まないように、 家族からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、 家族の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行

- ○運営規程は、事業所での掲示等により、保護者や見学者が内容を 確認できるようにすること。
- ○受給者証発行までの流れは、事業所の従業員すべてが確実に理解 し、事業所から保護者に誤った案内がされることが無いように徹 底すること。

うことも必要である。例えば、定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談援助を行ったり、こどもの障害特性の理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。

- ○職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていけるような支援を行うことが必要である。また、「家族支援」は、対象を保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。
- ○設置者・管理者は、職員に対して、定期的な面談や家族に 対する相談援助を通じた「家族支援」について、その適切 な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の 確認等により、把握・管理する必要がある。

④苦情解決対応

- ○設置者・管理者は、放課後等デイサービスに対するこどもや家族からの苦情(虐待に関する相談を含む。)について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- ○設置者・管理者は、苦情受付窓口について、こどもや家族 に周知するとともに、第三者委員を設置している場合に は、その存在についても、こどもや家族に周知する必要

○保護者同士のつながりを支援する活動を行うこと。例えば、事業 所における保護者会を開催するなど、保護者同士のつながりを密 にすることで、保護者の子育ての不安を取り除き、保護者同士で 相談し合える関係づくりを支援すること。

○苦情にただ漫然と対応することが苦情解決対応ではない。「苦情をいかに次の支援につなげるか」という視点を持ち、日頃の支援を見直し、改善につなげるよう努めること。苦情が、事業所内で共有され、改善につながっているという実感を持ってもらうことが、保護者との信頼関係を構築する上では重要となる。

がある。

- ○設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切 に対応する必要がある。
- ○苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応は重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防ぐことが可能な苦情もあることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。
- ○暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント)等についても、その対策に ついて検討することが必要である。

⑤適切な情報提供

- ○事業所は、定期的に通信等を発行し、活動概要や行事予 定、連絡体制等の情報をこどもや家族に対して発信する ことが必要である。
- ○こどもや家族に対する情報提供に当たっては、視覚障害 や聴覚障害等の障害種別に応じて、手話等による情報伝 達を行うなど丁寧な配慮が必要である。

7. 地域に開かれた事業運営

- ○設置者・管理者は、地域住民の事業所に対する理解の増進や 地域のこどもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動 の円滑な実施等の観点から、ホームページや会報等を通じて、 事業所の活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行 事に地域住民を招待することなど、地域に開かれた事業運営 を図ることが必要である。
- ○実習生やボランティアの受入れは、事業所と実習生やボラン ティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に 対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの

- ○事業運営については、常に外部へ公開・公表すること。
- ○事業内容や体制について、保護者や地域の方に情報が伝わるよう な仕組みを構築すること。具体的には、
 - <日々の支援の様子の発信>
 - ・定期的な事業所便り、事業所ホームページやブログへの掲載(個 人情報への配慮を徹底する)
 - <双方向の情報発信>
 - ・保護者会、保護者見学会等の開催
- ○地域への情報発信にも努めること。地域の祭りや行事に事業所と して参加するなど、地域に開かれた事業所運営とすること。地域 住民から、理解されるよう日々の交流を意識すること。

受入れに当たっては、事故が起きないよう適切な指導を行う 等の対応が必要である。また、実習生やボランティアが、事業 所の理念や支援の内容、障害のあるこどもの支援上の注意事 項等をしっかりと理解し、適切に対応できるよう、丁寧に説 明することが必要である。

8. 秘密保持等

- ○設置者・管理者は、職員等(実習生やボランティアを含む。以下同じ。)であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。
- ○職員は、関係機関・団体にこどもや家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等にこども又は家族の写真や氏名を掲載する際には、保護者等の許諾を得ることが必要である。
- ○職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業 務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. 職場倫理

- ○職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また支援内容の質の向上に努めなければならない。 これは、放課後等デイサービスで活動する実習生やボランティアにも求められることである。
- ○職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
- ・こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。
- ・性別、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱の禁止に関すること。

- ・こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
- ・個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。
- ・こどもや家族、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。
- ○職員は、こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意することが求められる。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21条の5の18第2項の規定により、事業者は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。そのためには、設置者・管理者は、自己評価の実施と評価結果に基づく改善を行うとともに、「第三者評価共通基準ガイドライン(障害者・児福祉サービス解説版)」等により、第三者による外部評価を活用することも有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を 向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高める ことが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研 修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起す ることが重要である。

さらに、職員が事業所における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、 日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。その ため、設置者・管理者は、事業所において職場研修を実施し、職 員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

- ○設置者及び管理者は、従業員が知識・技術を高めるための研修の 開催や研修への派遣を行う等、人材育成に重点的に取り組むこと。 設置者は、支援を適切に提供するためには、従業員が知識・技術の 習得に意欲を持って取り組める環境が不可欠であることを理解 し、そのために必要な人員配置等をすること。
- ○設置者及び管理者は、従業員の育成計画を作成し、それらに基づいた研修を計画すること。また、研修計画は従業員に周知すること。支援が内部だけで完結しないよう意識し、内部研修の充実だけではなく、外部研修への参加も行い、事後の伝達も含めて事業所全体のスキルアップを図ること。なお、研修の企画等は、児童発達支援管理責任者が中心になるが、現に指導員として従事している従業員の意見を参考にすることも必要である。
- ○成長過程にあるこどもを長期的に支援していく事業であることから、従業員育成は高度な専門性が求められる。事業所の設置者や 管理者は専門的な知識を有した人物であることが想定される。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積 極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の習得、維 持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

- (1)職員の知識・技術の向上
- 容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上の 取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- ○設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を 策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保す ることが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定 に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- ○支援を適切に提供する上で、放課後等デイサービスに期待さ れる役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性、障害 種別・障害の特性、こどもと家族に対する適切なアセスメン トと支援の内容・方法、関連する制度の仕組み、関係機関・団 体の役割、児童虐待への対応、障害者権利条約の内容等を理 解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこ うした知識の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- ○障害種別・障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支 援、家族支援等に係る適切な技術を職員が習得することが、 こどもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるとい った視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこ うした技術の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- (2) 研修の受講機会等の提供
- ○設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修の実施等 を行う必要がある。具体的には、自治体や児童発達支援セン ター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、

○職員の知識・技術の向上は、放課後等デイサービスの提供内Ⅰ○この事業の運営には、多角的な視点が求められる。隨害理解はも ちろん、こどもの発達段階や家族支援など、様々な知識の習得に 努めること。

> ○研修への参加は必須である。人員体制上の理由などで参加できな いことは想定されない。すべての従業員が定期的に研修を受講で きるような人員体制とすることは不可欠である。また、従業員の

事業所における研修会や勉強会の開催(本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等)、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対し、適切な支援が行われるよう、職員に喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。さらに、強度度行動障害を有するこどもに対し、適切な支援が行われるよう、強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修を受講させることも必要である。

○児童発達支援管理責任者は、職員に対する技術指導及び助言 を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内 における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任 者と共同して対応していくことが必要である。

- (3) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用
- ○児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助)を有することが求められており、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。具体的には、直接個別の事業所に訪問して行うものや、事業所が児童発達支援センターを来訪して行うものなど、様々

資質向上のために、あらゆる研修を意欲的に取り入れることが必要である。

○外部研修

正規従業員であれば毎年1回以上は参加させること(外部研修への参加ができなかった従業員に対しては研修報告等で間接的に参加させること)。自治体、障害児等関係団体が実施するもの以外に、他事業所との勉強会、他事業所への派遣なども望ましい。

○内部研修(事業所内研修、法人内研修)

ミーティング内研修も含め、毎月1回程度の開催が望ましい。日々の支援の振り返りや風通しの良い職場づくりにもなることを意識すること。

○児童発達支援管理責任者は、従事者に対して指導及び助言をする 立場でもある。このことを踏まえ、その時々の利用児童の個別支 援計画を実践していくために、従業員育成の計画・更新を管理者 とともに検討する必要がある。 な方法が考えられる。

- ○地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センターとの連携を図りながら、スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。
- ○スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。
- ○詳細は、追って示す「地域における児童発達支援センター等 を中核とした障害児支援体制整備の手引き」を参照すること。

2. 権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、こどもの権利条約、 障害者権利条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこども の最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこど もが、自由に自己の意見を表明する権利及びこの権利を実現す るための支援を提供される権利を有することを認識することが 重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努める こと等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善 の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、詳細は、追って 示す「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の 優先考慮の手引き」を参照すること。

また、障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこど もの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行って いくことが重要である。

(1) 虐待防止の取組

○設置者・管理者は、運営基準により、虐待防止委員会を定期的

○従業員によるこどもへの虐待防止のため、具体的な虐待防止への 取り組みをすすめること。「障害者福祉施設等における障害者虐待 の防止と対応の手引き」「障害児支援におけるこどもの意思の尊 重・最善の利益の優先考慮の手引き」等こども家庭庁の示すガイ ドライン及び手引きは、管理者はじめ従業員全員が必ず読むこと。 特に、虐待防止は、虐待そのものだけではなく、「虐待につながり かねない支援」、「虐待を疑われる支援」についての理解を深める ことが重要である。障害特性への理解の未熟さから、漫然と支援 を行っていることが知らず知らずのうちに「虐待につながりかね ない支援」となっていることが多い。支援について常に振り返る ことが重要である。「これでいいだろう」ではなく「これでいいだ ろうか」という視点を大切にすること。虐待防止啓発のための定 期的な研修は、虐待そのものだけではなく、これらの視点をもつ ための研修とすること。

【参考】虐待防止関連法令

に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること、職員に対する虐待の防止のための研修を定期的に実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められている。

- ○設置者・管理者は、職員によるこどもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進めることが必要である。
- ○設置者・管理者は、職員に対し、虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体が実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講すること等により、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)について理解し、虐待防止の取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにすること。

また、自治体が実施する虐待防止や権利擁護に関する研修 を受講した場合には、事業所で伝達研修を実施することが重 要である。

○職員からの虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こり

- ・児童虐待防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法 律(平成23年法律第79号)
- ・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/gu ideline_tebiki
- ・「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/gu ideline tebiki

○虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、不必要に密室化した場所をつくらないことに留意し、全従業員と密室化した場所を作らない趣旨を共有、従業員同士で相互チェックを行う体制を整えること。なお従業員による相互チェック体制に加えて、事業所内に防犯カメラを設置する等、適切な支援を行えている状況を第三者にも説明できるよう、事業所として体制を整えること。

特に以下の場面では従業員と利用児童が1対1となりやすいため 十分注意し、発生させないよう事業所として体制等を整備する必要がある。

<送迎>

- ・必ず複数体制とすること。
- ・介助等の必要のない自立したこどもであっても同様である。 車内でこどもと1対1となることは、虐待を疑われることを意 識し、複数対応を心がけること。

<排泄介助>

やすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室 化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で 支援を実施できるようにする必要がある。実習生やボランティアの受入れや地域住民との交流を図ることなどを通じて、 第三者の目が入る職場環境を整えることも重要である。

○児童対象性暴力等がこどもの権利を著しく侵害し、こどもの 心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるもので あることに鑑み、こどもに対して教育、保育等の役務を提供 する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民 間教育保育等事業者が、教員等及び教育保育等従事者による 児童対象性暴力等の防止の措置を講じることを義務付ける 「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴 力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69 号。以下「こども性暴力防止法」という。)が令和6年通常国 会において成立し、公布の日(令和6年6月26日)から起算 して2年6月を超えない範囲において政令で定める日より施 行される。

講ずべき措置について、具体的には、教員等の研修やこどもとの面談、こどもが相談を行いやすくするための措置等及び教員等としてその業務を行わせる者についての特定性犯罪前科の有無の確認等をしなければならず、これらの措置について、認可保育所等や障害児入所施設のほか、指定障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援)は義務の対象とされ、児童福祉法上の届出対象の事業や認可外保育施設、総合支援法に規定される障害児を対象とする事業(居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援事業)は、

- ・排泄介助は、原則、同性介助とすること。
- ・ただし、同性に対する性的虐待も発生しうるため、支援の状況は 常にチェックし合うことが必要である。

<利用児童との適切な距離の保持>

従業員とこどもは、支援の提供を介した専門的な職務上の関係である。関係性や距離の取り方などは、当然それらを踏まえた対応とするものである。個人的なメールや、SNSのやりとりは、不適切・不必要なつながりのツールとなり、性的虐待につながる可能性があるため禁止とする。

○個人携帯電話の取扱い等について

個人携帯電話のカメラ機能で、わいせつ画像を撮影するといった 性犯罪事例があったことを鑑みて、業務中の個人携帯電話の携帯 は、禁止とする。

事業所においては類似事例の発生を防止する目的で

- ・カメラ機能のない携帯電話を事業所で整備する
- ・カメラ機能のある携帯電話を使用する場合には撮影データを事 業所としてチェックする体制を整える

等の措置をする必要がある。取扱については規定しておくこと。

認定を受けた場合は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施しなければならない。今後、施行までに現場の声を聴きながら、対象となる従事者や具体的な措置の内容等について検討していく。

- ○職員から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合(相談を受けて虐待と認識した場合を含む。)、その者は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、児童発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する必要がある。事業所の中だけで事実確認を進め、事態を収束させることなく、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。
- ○職員は、保護者による虐待を発見しやすい立場にあることを 認識し、こどもの状態の変化や家族の態度等の観察、情報収 集により、虐待の早期発見に努める必要がある。また、保護者 に対する相談支援やカウンセリング等により、虐待の未然防 止に努めることが重要である。
- ○職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止 法第6条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道 府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告 する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケ ースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協 議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、 児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所 等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求め られる。

○職員から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合、速やかに横浜市こども青少年局障害児福祉保健課へ通報する義務がある。

○事業所は、保護者による虐待およびその疑いについて、早期発見 と未然防止に努める立場であることを自覚すること。

- ○保護者による虐待を受けた、または疑いのあるこどもを発見した 場合、速やかに児童相談所又は各区役所こども家庭支援課へ通報 をする義務がある。
- ○要保護児童について、合同カンファレンスが行われる場合は必ず 参加し、保護者への接し方、支援方法、役割分担など共有・調整 し、家族の関係性を含めた支援をする必要がある。
- ○保護者によるこども虐待のケースについては、児童相談所、区役 所こども家庭支援課や保健所等の関係機関・団体と連携して対応 を図る必要がある。また、虐待以外で児童相談所や区役所こども

(2) 身体拘束への対応

- ○職員が自分の体でこどもを押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、運営基準により、障害のあるこどもや他の障害のあるこどもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- ○設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要がある。
- ○やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たすことが必要となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。

家庭支援課等が支援をしているこどもについても、情報の取扱い に留意し、こどもの支援を行う専門機関として、関係機関・団体と 連携して関わる必要がある。

- ○身体拘束は、当該児童または他の利用児童の生命または身体を保 護するため、緊急やむを得ない場合を除き原則禁止である。
- 【参考】横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に 関する条例第45条
- <身体拘束の具体例>
 - こどもの体を押さえつける
 - ・自分で開けることのできない個室へ閉じ込める
 - 暴れるこどもを紐などで体を拘束する
- ○やむを得ず身体拘束を行う場合は、①切迫性、②非代替性、③一時性の3点で、慎重に検討し、判断する。
 - ①切迫性:本人、他児、従業員の生命が危険にさらされる、または 恐れがある瞬間
 - ②非代替性:その行動以外に代替する方法がない場合
 - ③一時性:身体拘束による行動制限が、一時的である場合 (例)外出支援で、赤信号を待っていたら、その子が好きな救急車 が通り、飛び出して車にひかれそうになったため、抑えて歩道 に戻した。
- ○やむを得ず身体拘束をする際の検討は、個人・事業所のみで判断するのではなく、必要に応じてこどもに関わる区役所、学校、医療機関、他事業所とカンファレンスを行い、複数で判断し、支援計画に入れること。また、保護者との面談を行い、支援に対する保護者

の同意を得ること。なお、カンファレンス記録、面談記録、保護者 同意書は必ず残しておくこと。必要な記録が無い場合、運営基準 違反となる。

- ○身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態・時間、その際のこどもの心身の状況、緊急やむを得ない理由等について報告を受けるとともに、記録を行うことが必要である。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。
- (3) その他
- ○設置者・管理者は、こどもの権利擁護に関する研修会を実施 するなど、職員がこどもの人権を尊重した支援を行うために 必要な取組を進めることが必要である。

○身体拘束を行った場合、①行った担当者、②その時のこどもの心身の状況、③緊急やむを得ない理由等、必ず記録を残し、保護者へも伝えること。また、必要に応じてこどもに関わる区役所、学校、医療機関、他事業所、保護者と定期的にカンファレンスを行うこと。たとえ同意が取れていても、漫然と拘束を繰り返さないよう、常に支援方法の検討を行うこと。

横浜市版放課後等デイサービスガイドライン(まとめ)

横浜市版放課後等デイサービスガイドラインとは・・・ 放課後等デイサービスは平成24年4月に、障害のある学齢期児童への新たな支援として、児童福祉法に位置付 けられ、平成27年4月に「障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めた」ものとして、厚生労 働省から「放課後等デイサービスガイドライン」(以下「国ガイドライン」)が公表されました。

横浜市では、国ガイドラインを基本として、横浜市の実情や実例を引用し、できる限りわかりやすく解釈を加えた「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」(以下「市ガイドライン」)を作成し、あらゆる場面で障 害児通所支援事業所に提示してきました。

令和6年7月に国ガイドラインが新たに定められたため、このたび国ガイドラインに合わせて、市ガイドライン も改定を行いました。国ガイドラインと併せて、支援の質の向上を図るための材料として活用してください。 なお、市ガイドラインの内容は、放課後等デイサービスだけでなく児童発達支援においても同様と考えます。

① 子どもの最善の利益という視点を常に意識すること。保護者の要望であっても、子ど もの成長、発達、親子関係にとって客観的によくないと判断した場合、保護者との信 頼関係を土台に、適切な助言をすること等が考えられる。 ② 放課後等デイサービスの対象は、障害のある子どもである前に、成長過程にある子供 であるということを意識しなければならない。子どもの年齢、性別にあわせた発達過 程を理解した上で、個別の障害特性を踏まえた支援が求められる。 (1) 放課後等デイ ③ 子どもの発達過程を理解した支援を提供するにあたって、保護者との信頼関係を築く サービスの基本的姿勢 ことは不可欠となる。 積極的に保護者とコミュニケーションをとり、より良い成長を保護者とともに考えて いく必要がある。 ④ 障害のある子どもを、教育と福祉という両輪で支援するためには、保護者の同意を得た上で、学校における個別の教育支援計画等と連動する個別支援計画を作成すること が必要である。学校の窓口を事前に確認し、支援内容の情報を提供するなど、積極的に連携を図ること。 ① 適切な支援の提供のためには、設置者自らが事業内容について深く学ぶことが必要で ある。設置者に事業への理解がないと、適切な人員配置など事業に必要な運営が保た れないこととなる。 設置者は、定期的に事業所の様子を見に行く、現場の職員の意見をきく機会を設ける など、運営理念の実現に向けた取組をすること。 ③ 管理者および児童発達支援責任者は、業務の重要性から専任業務とすることが望まし い。年々、「人員・設備・運営等の基準に関する条例」で定められる事業所で取り組 (2) 適切なサービス むべき事項が増えており、基準に沿った事業実施がより一層求められている。 提供のための組織運営 管理一1 ④ 管理者は、利用者からみれば、最も専門的な知識を持ち、組織全体を理解していると みられることを十分に想定し、福祉現場に精通した人材を配置することとする。 指導員との兼務は望ましくない。 ⑤ 児童発達支援管理責任者は、資格要件を満たしているだけでなく、障害児の支援及び 個別支援計画の作成に精通した経験と実績があるかどうかを踏まえて配置すること。 ① サービス提供時間中に、災害や事件、事故等が発生することを想定し、あらゆるリスクごとのマニュアルを整備すること。 具体的には以下が想定される。 ・ 地震・災害・水害 救急対応 感染症予防/感染症発生時の対応(運営基準にも規定あり) アレルギー対応(子どもごとに必要) 送迎 外出時の交通事故 • 防犯対策 · 個人情報保護 ② 送迎時の対応については、事前に保護者及び各学校と調整すること。学校に十分な説 明をしない場合、子どもの安全への配慮から、学校からの送迎が全面的に禁止となる 等もある。 学校による個々の状況にも鑑みて調整を行う必要がある。 特に以下の点については徹底すること。 (3) 適切なサービス

提供のための組織運営 管理-2

<学校との連携>

- ・ 連絡体制の確立
- 身分証の携帯(「顔写真付社員証」等)
- ・ 学校への周辺環境への配慮(長時間の路上駐車、無断駐車、騒音等)
- 下校時の事故等への配慮(従業員の複数体制、車中に子どもを置き去りにする等)
- ・ 事業所を利用している子ども以外も含めた安全への配慮

放課後キッズクラブ、特別支援学校はまっ子ふれあいスクールへ迎えに行く場合の届 <安全に配慮した送迎体制> 送迎時の事業所内留守番の設置。送迎時に不慮の事故等あることも考え、常に連絡対 応が取れるように最低1名は留守番として事業所に配置できる人員体制とすること。 ・ 子どもの心身に無理のない送迎ルート(あまりにも広範囲すぎないこと) ・ 2名以上の送迎体制 <送迎実施の記録> ・ 運転手、添乗員の名前 ・ 利用者の名前、送迎ルート ・ その他特記事項 ① 長期的な運営が求められる事業であることを意識し、人材育成を含め、ゆとりのある 人員配置ができるように努める必要がある。 ② 横浜市では、計画があることは当然とし、その中身を重視する。個別支援計画作成後 は、最低6か月に1度の見直し(モニタリング)が必須となっているが、これは最低 限の考え方であり、子どもや家庭状況の変化により、必要に応じてそれよりも早く再 作成をするものと考える。 ③ 個別支援計画は、児童発達管理責任者だけではなく、全従業員が共有すること。 ・ 日々の支援は、個別支援計画に基づいて提供されるものであるから、支援記録も当然 個別支援計画に基づく視点を持って記録されるものであり、それぞれの子どもに即し たサービス提供ができているかを振り返るものである。 支援記録は、児童発達管理責任者が支援の実施状況を掌握する以外に、従業者同士で (4) 支援の質の向上 の情報共有を図り、支援の質の向上のために有用であると考える。 ④ 子ども1人1人の個別ファイルを作成して保管すること。 日々の記録を含め、計画に沿った支援が行われているかを、子どもごとに確認、振り 返りができるような保管方法をとること。 ⑤ 業務日誌を作成することが望ましい。 サービス提供の記録、非常勤の職員を含めた情報共有や外部への説明責任を果たす役 割を持つ。その日の利用者・従事した職員・活動内容・送迎の実施状況・その他の特 記事項等を網羅的に記載する。 ⑥ 苦情解決対応として、事業所に寄せられたものにただ漫然と対応することがないよう にすること。 「苦情をいかに次の支援につなげるか」という視点を持ち、対処すること。 苦情が、事業所内で共有され、改善につながっているという実感を持ってもらうこと 保護者との信頼関係を構築する上では重要となる ① 従業者による虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置等の必要な体制の整備を行 うこと。 ② 虐待防止は、虐待そのものだけでなく、「虐待につながりかねない支援」、「虐待を疑われる支 援」についての理解を深めることが重要である。 障害特性への理解を深め、支援について常に振り返ること 「これでいいだろう」ではなく「これでいいだろうか」という視点を大切にすること ③ 虐待(特に性的虐待)は、密室化した場所で起こりやすいことから、不必要に密室化 した場所をつくらない支援をすること。特に以下の場面では十分注意する。 <送迎> ・ 必ず複数体制とすること 介助等の必要のない自立した子どもであっても同様である。車内で子どもと1対1と なることは、虐待を疑われることを意識し、複数対応をすること。 <排泄介助> 原則、同性介助とすること ・ ただし、同性に対する性的虐待も発生しうるため、支援の状況は常にチェックし合う (5)従業者による虐 ことが必要である。 待防止 <個人携帯電話の取扱い> 業務中の個人携帯電話の携帯は、禁止とする。 ・ 個人携帯電話のカメラ機能で、わいせつ画像を撮影するといった性犯罪事例があった ことに鑑みて カメラ機能のない携帯電話を事業所で整備する 個人携帯電話の携帯を禁止する 等の措置をする必要がある。取扱については規定しておくこと。 従業員と子どもの個人携帯電話でのやりとり、特にSNSは禁止とする。 従業員と子どもは、支援の提供を介した専門的な職務上の関係である。関係性や距離 の取り方などは、当然それらを踏まえた対応とするものである。 個人的なメールや、SNSのやりとりは、不適切・不必要なつながりのツールとなり、 性的虐待につながる可能性がある。個人の携帯電話を持っている自立した子どもであ る場合、十分注意すること。 ④ 保護者による虐待および疑いを発見しやすい立場であることを自覚し、適切に対応す ること。

障害児通所支援事業所における虐待防止への取組みについて

令和3年度に横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「基準条例」とします。)の改正があり、障害児通所支援事業所は事業所内での虐待の発生や再発を防止するための具体的な対応が求められています。

横浜市内の障害児通所支援事業所についても、虐待の通報や不適切な対応への苦情が日々寄せられています。通報の内容やその原因はどこの事業所でも起きうる要素を含んでいるため、改めて、以下の事例や、虐待防止の取組みの留意点を参考にし、事業所での支援を振り返り、確実に虐待防止の取組みを進めてください。

1 虐待事例

身体的虐待

- ○児童の行動を制止するために体を押さえつけて怪我をさせる。
- ○教室から抜け出そうとした児童の洋服をつかみ、抵抗した児童に馬乗りになっておさえつける。
- ○児童を部屋に戻そうと、両足をつかんで廊下を引きずる。
- ○行動を制止するために手や腕をひねり上げて部屋から連れ出す。
- ○大声で叱りつけ、児童が立っている横の壁を蹴って脅し、さらに児童を突き飛ばし、壁に頭をぶつける。

性的虐待

- ○下着姿や裸の姿を映像や写真に撮る。
- ○児童の体を不必要に触る。不必要に膝の上に座らせる。添い寝をする。
- ○ほっぺにキスをする。

心理的虐待

- ○威嚇的な発言・態度
 - ・怒鳴る、ののしる。
 - ・「早くやれよ」「うるせーよ」「お前出て行け」「そんなんじゃここにいられねーぞ」などと言う。
 - ・「ぶっ殺すぞ、クソガキ」と児童の耳元で言う。
 - 「チクったのは誰だ」と送迎車内で問い詰める。
 - ・「お友達を叩くような悪い腕はいらないから切り落とす」と脅す。
 - ・他の児童が怒られている様子を目の前で見せる。
- ○侮辱的な発言・態度
 - ・「おい」「おまえ」「じゃま」などの言葉遣いをする。
 - ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
 - ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ○尊厳を否定、無視するような発言・態度
 - 話しかけを無視する。
 - ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
 - ・他の利用者に本人や家族の悪口を言いふらす。
 - ・児童の作った工作の作品を目の前で壊す。

○交換条件の提示

- ・「これができたらイベントに参加させてあげる」などと言う。
- ・「宿題が終わらなかったらおやつあげないよ」などと言う。

放棄・放置(ネグレクト)

- ・話しかけに対し、「ちょっとまって」と言ったまま対応しない。
- ・エアコンが壊れていて健康状態が悪化するような環境で過ごさせている。
- ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・ごみが放置されていたり、ほこりや髪の毛がたまっているような不衛生な部屋で過ごさせている。
- 2 基準条例の改正事項の確認及び各事業所での対応が必要な事項
- (1) 虐待等の禁止(基準条例第46条)
 - ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」とします。)の開催等 下記の項目は、<u>義務化</u>されています。下記②~④の取り組みが行われていない場合、

虐待防止措置未実施減算が適用されます。

運営基準

- ①虐待の禁止
- ②虐待防止にかかる担当者の設置(児童発達支援管理責任者を想定)
- ③従業者に対し、研修を定期的に実施
- ④事業所における虐待防止委員会(※)の開催及びその結果について、従業者に周知徹底
- 〇虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会において、外部の第三者や専門家の活用に努めること。
- ○管理者及び虐待防止責任者は都道府県が実施する虐待防止研修を受講することが望ましい。
- (※)虐待防止委員会は、後述(2)の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」と一体的な 運営が認められています。

【虐待防止のための研修】

- ○虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施する。
- 〇定期的に研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- ○研修の実施内容について記録する。
- 〇自立支援協議会などで実施した研修を受講し、その内容を事業所内の職員研修で実施・周知する という方法でも良い。
- 〇研修の種類 ①人権意識を高めるための研修 ②職員のメンタルヘルスのための研修 ③障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修 ④事例検討
- 〇研修を実施する上での留意点 ①職員一人ひとりの研修二一ズを把握する ②職場内研修と職場外研修を適切に組み合わせて実施する ③年間研修計画を作成し、定期的に虐待防止委員会で見直す。そのために実施された研修の報告を検証し評価する

【虐待防止委員会の役割】

- ○虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、指針の作成等)
- ○虐待防止のチェックとモニタリング(虐待がおこりやすい職場環境の確認等)
- ○虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討

【虐待防止のための指針の内容】

- ○事業所における虐待防止に関する基本的考え方
- ○虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ○虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ○施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ○虐待発生時の対応に関する基本方針
- ○利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ○その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

【虐待防止のための対策】

- ○虐待(不適切な対応事例も含む)が発生した場合の報告のための様式を整備する。
- ○虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告のための様式を用いて報告する。
- ○虐待防止委員会において報告された事例を集計し分析する。
- ○事例の分析にあたっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討する。
- 〇労働環境・条件について確認するための様式を整備し、その様式を使って確認した内容を集計、報告し、分析する。
- ○報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。
- ○再発防止策を講じた後に、その効果について検証する。

イ 運営規程

- (ア) 各事業所の運営規程においては『虐待の防止のための措置に関する事項』として、以下の項目に ついて定めておく必要があります。
 - ① 虐待防止に関する責任者の設置
 - ② 苦情解決体制の整備
 - ③ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)
 - ④ 虐待防止委員会の設置等に関すること

(基準条例第38条及び基準省令解釈通知)

【運営規程記載例】

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第○○条利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1)虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- (2)苦情解決体制の整備
- (3)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4)虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業員への周知

(2) 身体拘束等の適正化(基準条例第45条)

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するなど、以下のとおり必要な措置を実施してください。

これらの措置が未実施の場合は、「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます。

運営基準

- ①生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為の禁止
- ②やむを得ず身体拘束等を行う場合、状況、時間、障害児の心身の状況、緊急やむを 得ない理由などの記録
- ③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(※)の開催及びその結果について、従業者に周知徹底
- ④身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ⑤従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施
- (※)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会は、前述(1)の「虐待防止委員会」と一体的な運営が認められています。

3 身体拘束の廃止にむけて

障害者虐待防止法では、正当な理由なく障害者の身体を拘束することは、障害者虐待に該当する行為であるとされています。身体拘束の廃止は虐待防止において欠くことのできない取り組みです。

(1)身体拘束の具体例

- ①車いすやベッドに縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2)身体拘束の弊害

ア 身体的弊害

- ・関節の拘縮、筋力の低下、身体機能の低下や圧迫部位の床ずれ
- ・食欲の低下、心肺機能、感染症への抵抗力の低下
- 抑制具による窒息等の事故等

イ 精神的弊害

- ・意思に反して行動を抑制されることによる屈辱、諦め、怒り等
- ・ 家族への精神的ダメージ(入所させたことに対する罪悪感等)
- 安易な拘束が常態化することによる支援者の士気・対応スキル低下

ウ 社会的弊害

・事業所・施設等に対する社会的な不信、偏見

(3)やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為は禁止されています。緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないことを前提とし、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないことになっています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。

ア やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ①切迫性
- ②非代替性
- ③一時性

全てを満たすこと 満たしたとしていても、 身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行うこと

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと ※身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を 行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを 確認すること。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

※身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認すること

※拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択すること

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

※本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定すること

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 行政への相談、報告
- ④ 必要な事項の記録

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
 - ・ やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する
 - ・ 管理者、児童発達支援管理責任者、虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ 職員が出席していることが大切
 - ・ 個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載
 - *個別支援計画に、一律に「本人及び他の児童の身体・生命に危険が及ぶ場合には身体拘束を行います」などと記載することは適切ではありません。
- ② 本人・家族への十分な説明
 - ・ 身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了 解を得ることが必要
- ③ 行政への相談、報告
 - ・ 行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要
- ④ 必要な事項の記録
 - その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を 記録
- *「3身体拘束の廃止にむけて」は、下記の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 を抜粋して作成しています。

【参考】障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 資料 3-3 【URL】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic page/field ref resources/32675809-3f98-486b-9c03-

efc695ede0bb/61c3ba8e/20240801 policies shougaijishien shisaku 29.pdf

【参考】障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応 (職場内虐待防止研修用冊子) 資料3-4

[URL]

https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf

【参考】障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン 【URL】

資料3-5

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001239192.pdf

【参考】障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集

- ・障害者虐待防止の更なる推進に向けて p.1~
- ・虐待防止委員会の設置と役割 p.5~
- ・小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント p.18~

[URL]

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000963543.pdf

- 4 児童を性暴力から守る取組について
- (1) 保育士登録情報の確認について

児童福祉法が改正され、こどもへ性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化されています。 これによって、令和6年4月より、こどもに関わる業務を行う施設等において、保育士を任命・雇用しよ うとするときは保育士特定登録取消者管理システムを活用することが義務付けられています。

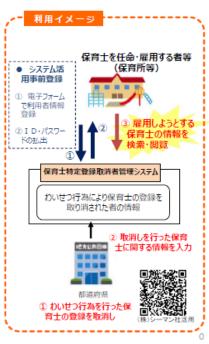
っ^{Eもまんな}が こども家庭庁

保育士特定登録取消者管理システムの活用の義務

重要

令和6年4月より、こどもに関わる業務を行う施設等において、保育士を任命・雇用 しようとするときは保育士特定登録取消者管理システムを活用することが義務付 けられています!!

17 346	C V 100 7 11
対象となる職	保育士 ※ 保育士登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、 児 童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者
対象施設・ 事業者	保育士を任命又は雇用する者 ※ 保育士を置くこと等が法令上明らかであり、所轄庁による指導監督権限が及ぶ施設・事業所(別紙参照)
データベース に掲載・表示 される情報	児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の 以下の情報 ※ 氏名、生年月日、登録番号、取消年月日、取消事由、児童生徒性暴力等の類型等
確認後の対応	各事業者で適切に判断。 ※ データベースから得た情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認や、本人の同意を得た上で過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。
データベースの利用方法	対象施設・事業者の採用責任者がデータベースを検索して利用 ※ 但し、必ずしも継続的でなく保育士を任命・雇用する施設等であって、法令に基 づき所轄庁へ毎年度の運営状況報告を行うものについては、個別の申請に応じて こども家庭庁がデータベースを検索し結果を回答。
取消情報の 掲載期間	少なくとも40年間 (「保育士」が登録資格となった平成15年11月まで遡って 掲載)
情報管理	罰則を含め、個人情報保護法に基づいて担保



(別紙)

ことも 家庭庁 保育士特定登録取消者管理システムの活用の対象施設・事業所

対象施設・事業所

- 保育所
- ・幼保連携型認定こども園
- ・幼保連携型以外の認定こども園
- ・認可外保育施設 (届出をしているもの) (企業主導型保育施設を含む) (個人のベビーシッターを除く)
- · 家庭的保育事業
- ·居宅訪問型保育事業
- ・乳児等通園支援事業
- ・預かり保育 (子子法に基づくもの)
- ・児童養護施設
- ·福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設
- 児童発達支援センター
- ・児童発達支援

(児童発達支援センターで行われるもの以外)

- ・放課後等デイサービス
- ・児童心理治療施設
- · 小規模保育事業 (A型·B型·C型)
- ・事業所内保育事業
- ・病児保育事業

- 乳児院
- ・病院(結核児童に対する療育の給付を行う 指定療育機関)
- · 母子生活支援施設
- 一時預かり事業
- · 一時保護施設
- ·女性自立支援施設
- 女性相談支援センター

参考「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」 【URL】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7bd2fbc8-98ab-4cfc-87c5-0c4330d8ea9d/04b01f90/20250324_policies_hoiku_tokuteihoiku_13.pdf

【問い合わせ先】

データベースの使用方法や技術的なお問い合わせについては、以下のヘルプデスクにご連絡ください。 (保育士特定登録取消者管理システム ヘルプデスク) TEL:050-3647-9572

E-mail:support@hoikusys.sakura.ne.jp

- ※電話回線には限りがありますので、原則としてメールでお問い合わせください。
- ※対応時間:平日 9 時 30 分~18 時 00 分
- こども家庭庁成育局 成育基盤企画課保育士対策係

(2) こども性暴力防止法の公布について

令和6年6月に、「こども性暴力防止法」が成立しました。この法律で定められている取組は、令和 8年12月25日に施行させる予定です。

令和8(2026) 12/25

施行予定

教育・保育などを行う事業者の皆さまへ

による対応がはじまります!



制度開始後、対象事業者は、従事者に、

性犯罪前科の有無を確認することが求められます。

Point

性犯罪前科が確認された場合には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

管理上の措置が必要になります。

※ こどもに接する業務に就かせ続けることはできません。

Point 3

制度開始後のトラブル防止のため、制度開始前から、

採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認 しておいてください。

こども性暴力防止法とは?

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。 こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、 こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は?

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。 それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象

認定対象

業事象技

- 学校(幼稚園、小中高)
- 認可保育所、認定ことも園
- 児童養護施設
- 障害児施設 など



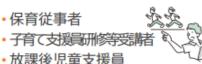
対象業務

- 教員、部活動指導員
- 保育士
- 児童指導員
- 児童発達支援管理責任者 など

- 認可外保育施設
- ・一時預かり、病児保育



- 学習塾、スポーツクラブ など
- 保育従事者
- 放課後児童支援員
- 塾講師、指導員 など



今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※1、対象事業者には、次の措置が求められます。

- 安全確保措置 ・・・ 被害の早期把握のための面談・アンケート、相談体制の整備等
- 犯罪事実確認・・・・ 従事者の性犯罪前科の有無の確認
- 性暴力のおそれがあると判断される場合のこどもとの接触回避策等 防止措置
- 情報管理措置 ・・・ 性犯罪前科等の情報の適正な管理

特に、性犯罪前科が確認されるなど、性暴力のおそれがあると判断される従事者については、 配置転換等の雇用管理上の措置が必要になるため、制度開始後のトラブル防止の観点から、

✓ 就業規則等を整備して従事者に周知しておくこと

✓ 採用選考の際に、誓約書等により性犯罪前科の有無を確認しておくこと 等の対応を、制度開始前のいまから事前に行っておくことが重要です。



いまから着手が必要なこと

就業規則の整備等

就業規則等を整備して従事 者に周知すること、採用選考 時に性犯罪前科を確認する ことなどが必要です。



従事者への周知

制度開始に伴い、従事者が 対応すべき事項(性犯罪前科 の確認、研修受講等)の周知 をお願いします。



法で求める体制整備

施行までに対応が必要なこと※3

こどもからの相談窓口の設置、 不適切な行為の検討など、 法で求める取組の準備が 必要です。



GビズID登録

手続はオンラインで行います。 なりすまし防止のため、 GビズID※2の事前取得を お願いすることになります。



- ※1 令和8(2026)年12月25日以降を予定しています。
- ※2 デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続が可能となります。
- ※3 詳細は、ガイドライン策定後にご案内予定です。

こども性暴力防止法の詳細については、 こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索 〇



2025年9月作成

こともまんなか こども家庭庁 (3)教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進する ための指針 (横断指針) について 資料3-6

この指針は、令和7年4月に、教育・保育等を提供する場における従事者から児童に対する性暴力の防止策等の検討に当たって、業界横断的に活用できる事項を、こども家庭庁が取りまとめたものになります。

添付資料(参考資料編)、取り組み事例集についても参照してください。

[URL]

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin

こ障福第2189号 平成27年3月30日

障害児通所支援事業所管理者 各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

障害児通所支援事業所における虐待防止及び対応について

昨年、市内の放課後等デイサービス事業所でわいせつ事件が起こったことを受け、障害児通所支援事業所において従事者による利用者への虐待が発生した場合の対応等について周知します。

1 障害者虐待防止法に基づく対応

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待防止法」という。)では、障害者虐待を「養護者による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」の3つに分類しており、「障害者福祉施設」には障害児通所支援事業所も含まれています。よって、虐待の通報等があった場合の対応等は、障害者虐待防止法の規定に基づきます。

2 事業者の責務等

障害者虐待防止法が定める事業者の責務等の主な内容は以下のとおりです。

(1) 虐待の禁止

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならないことを定めています。

(2) 虐待防止等のための措置

障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、従者者等への研修の実施 や、利用者及び家族等からの苦情の処理の体制整備等、虐待の防止等のための措置を講じる必 要があります。

(3) 市町村への通報義務(対応フロー別添1・2)

障害者福祉施設従業者等による虐待を受けたと思われる障害者(障害児通所支援事業所の利用者を含む)を発見した場合は、市町村への通報を行わなければなりません。なお、障害者福祉施設の従事者が市町村に虐待通報を行ったことにより、解雇その他不利益な取扱いを受けることはないとされています。

横浜市における通報先は、<u>横浜市こども青少年局障害児福祉保健課、又は横浜市障害者虐待</u>防止センター(通報・届出窓口)となります。

■横浜市障害者虐待防止センター(通報・届出窓口) 電話番号045-662-0355(24時間受付)

(参考)保護者による児童虐待を発見した場合の通報先は次のとおりです。 よこはま子ども虐待ホットライン 電話番号0120-805-240(24時間受付)

(4) 通報を受けた後の市の対応

障害児通所支援事業所の従業者による利用者への虐待通報があった場合の対応フローを作成しましたので添付します。通報があった場合は、原則としてこども青少年局が、事実確認等の対応を行います。

3 その他

障害児通所支援事業所従事者による虐待が起こった場合の対応、通報先については、事業所内 に掲出するなど、保護者への周知を十分に行っていただきくようお願いいたします。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

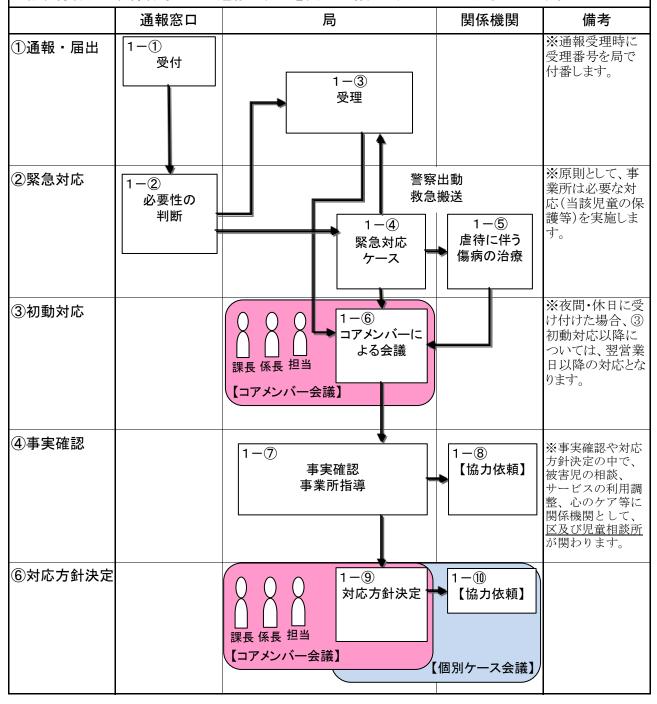
担当:こども青少年局障害児福祉保健課 安達 青木

電話;671-4274

Ⅰ 障害児通所支援事業所従事者からの虐待<u>(通報・届出)</u>

【通報窓口(24時間365日)で通報・届出を受理した場合の対応】

被虐待者及び虐待者等からの通報・届出を受けた場合は、以下により対応します。



2 障害児通所支援事業所従事者からの虐待(区福祉保健センターへの相談)

【平日8時45分~17時00分に区福祉保健センターで相談受理した場合の対応】 被虐待者及び虐待者からの相談を受けた場合は、以下により対応します。 局 関係機関 備考 区 ※区は第1号様式を **①相談** 作成します。(他の相 談記録等に替えるこ 2 - (1)とも可) 相談受付 電話・FAX等でまず連絡します。 ②通報受理 2 - (2)通報受理 ※原則として、事業 ③緊急対応 2-③ 所は必要な対応(当 必要性の判断 該児童の保護等)を 実施します。 2-(5) 2 - (4)虐待に伴う 緊急対応ケース 傷病の治療 ④初動対応 2-6 コアメンバー による会議 課長係長 担当 【コアメンバー会議】 ⑤事実確認 ※事実確認や対応方 針決定の中で、被害 児の相談、サービス 2-(7) 2-(8) 事実確認 【協力依頼】 の利用調整、心のケ 事業所指導 ア等に関係機関とし て、区及び児童相談 所が関わります。 ⑦対応方針決定 2-(9) 2 - (10)対応方針 【協力依頼】 決定 課長係長 担当 【コアメンバー会議】 【個別ケース会議】

障害児通所支援事業所管理者 様

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

放課後等デイサービス事業所職員わいせつ事件について(通知)

本市の放課後等デイサービス事業所 に勤務していた職員(40代男性)が、知的障害のある利用女児らに対し、わいせつな行為を行ったとして、平成26年1月以降、逮捕、起訴されていた件について、横浜地方裁判所において9月30日に判決が言い渡されました。この件について、各事業所職員への周知と利用児童の支援内容や職員採用方法等の確認をよろしくお願いします。

1 判決概要

懲役7年(求刑・懲役8年)の実刑判決

強制わいせつ、準強制わいせつ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童 の保護等に関する法律違反

(理由)

被告は、昨年11月から今年1月にかけて勤務していた横浜市内の障害児通所支援事業所等に おいて、知的障害のある小学校低学年や高学年の女児4人に、下半身を触ったり、カメラ付き携 帯電話で撮影を行った。

事業所を利用する女児は、知的障害があるため、発覚しにくいだろうと思った自己中心的で悪質な犯行である。

また、被害を受けた女児は健全な育成が阻害され、親が被った心労、苦痛も甚大である。

2 対応

各事業所において、事件に関して職員への周知をお願いします。

また、この事件を踏まえ、原則として、各事業所内でのトイレや送迎時の介助は、同性介助でお願いします。

なお、同様の事件が二度と起こらないよう、職員採用時の注意点について、別途、通知いたします。

担当:横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 安達、青木 電話:671-4274

児童発達支援事業所

放課後等デイサービス事業所 運営主体各位

こども青少年局障害児福祉保健課長

職員採用時の注意点について(通知)

日頃より、横浜市の障害児福祉施策にご協力いただき、ありがとうございます。

各事業所の職員の採用については、運営主体ごとに面接等を行い、適切な人材の確保に努めていただいているところです。しかし、先日周知しましたとおり、放課後等デイサービス事業所職員によるわいせつ事件が発生しました。

つきましては、利用児童に対する不適切な対応歴を持つ職員を採用することを防止するため、採用については次の取扱いとします。別添の資料をご確認いただき、職員採用時には徹底していただきますようお願いします。

1 職員採用時の面接について

別添資料「面接の実施について」に基づき、面接チェックシートを使って厳正に面接を実施していただきますようお願いします。作成した面接チェックシートは履歴書とともに保管してください。

2 職員採用時に使う履歴書について

児童に対する不適切な対応歴をもつ職員を採用しないことを目的とし、履歴書に宣誓欄を加えた様式(今回添付)を使用していただきますようお願いします。常勤職員、非常勤職員等、従事の形態に関わらず、履歴書を求める場合は今回の様式を使用していただきますようお願いします。

【添付資料】

- 1 面接の実施について
- 2 面接チェックシート
- 3 履歴書様式

担当

こども青少年局障害児福祉保健課 安達・青木・待木・森山 Ta O 4 5 - 6 7 1 - 4 2 7 9

面接の実施について

職員の採用等にあたっては、子どもたちと直接関わりを持つ職場だということを念頭 に、人物・人柄を確認するために面接を行うようにしてください。

なお、面接の実施は必ず複数で行い、面接実施後に話し合いを行なったうえで、採用 を決めるようにしてください。

※職員の採用以外に、児童の対応にボランティアを従事させる場合も、「採用等」 とまとめます。

1 事前準備

面接を実施する前に、次の項目について確認をしておいてください。

(1) 採用基準

職員、ボランティアに関わらず、採用等を決めるにあたっては、事業所、または運営主体ごとに採用等の基準を決めておくようにしてください。

(2) 面接者

面接実施前に、採用基準やお互いの役割について話し合いを行い、面接を実施してください。

(3) 面接シート

面接の質問項目、チェックポイント、採点などが分かるような面接シート(別紙参照)を用意し、採用、不採用の理由が分かるようにしておいてください。

なお、面接シートはあくまでも参考ですので、各事業所で話し合いを行い、それぞれにあった内容で作成をするようにしてください。

2 面接のチェックポイント

面接の評価は、受け答えの内容だけではなく、印象や雰囲気など、人柄にも注意しながら行ってください。

面接に当たってのチェックポイントは次のとおりです。

チェック項目	内容
アポイントメント	いきなりたずねてくることなく、きちんと予約を入れるな
7 401 0 1 7 0 1	どの対応ができていたか。
	・ 入退室の挨拶がきちんとできていたか。
面接開始の挨拶	・ 立ち方、歩き方、おじぎの仕方など、テキパキとした様子
	がうかがえるか。
 視 線	話すときに目を合わせているか。
1元 形	・ 視線に落ち着きがないなど、不審な点はないか。
見た目	清潔な身なりをしているか。
	・ 質問を聞く姿勢があるか。また、質問に対して真摯に答え
態度	ようとする様子がうかがえるか。
	この仕事をやりたいという熱意を感じるか。
表情	・ オドオドしていたり、逆に自信過剰になったりなど、不安
不 捐	に感じる部分はないか。

チェック項目	内容
話し方、口調	分かりやすく伝えようとする努力が見られるか。子どもに対して威圧感を与えたり、不安にさせたりするような話し方ではないか。
質問のやりとり	 ・ 話の内容に一貫性があるか。 ・ 特にこの仕事を希望した動機などが明確に答えられているか。 ・ やり取りの中で、真剣さや誠実さが感じられるか。 ・ 相手から質問をしてもらったときに、不適切な質問などはないか。

<u>面接の確認ポイント</u>

項目	質問項目	質 問 内 容 等
	自己紹介	自己紹介の内容に誠意を感じることができるか具体的に話をすることができるか自意識過剰などの悪印象はないか
自	この職を希望した理由	・ 子どもの視点に立った考えで、志願しているか・ 単なるイメージでなく、この職を通じてやりたいことが伝えられているか
己紹介	今までの職歴、経歴	 ・ 子どもに関連する職場で働いていたことがある場合は、な ぜ辞めたのか、その職場の状況などを確認する (⇒不審な点があれば、本人によく聞いて確認して下さい) ・ どのような経験を積んできたのか ・ アルバイト歴、賞罰歴を確認する
	これまでの経験やスキル	経験をこの職場でいかすことができるか
	前の仕事を辞めた(辞める)理由	 やむを得ない事情なのか、解雇に近い内容か 不自然さを感じないか 特に、短期間のアルバイトが続く場合などは、なぜ辞める ことになったのかを本人によく聞いてください
事	障害児通所支援の役割	・ 指導員、その他職員の役割を理解しているか・ 認識の誤りや、いい加減な気持ちで応募していることが感じられないか・ 事業の趣旨とずれていないか
業	指導員の役割	・ 役割の認識ができているか・ 子どもや保護者に適切に対応できそうか
	仕事をする上で大切だと 思うこと	事業の趣旨とずれていないか過度な強調やこだわりがないか
	周囲の自分に対する評価	・ 自分自身を客観的に把握・認識できているか
	自分自身の課題	・ 自己認識と具体的な改善方法があるのか
人柄	今後のキャリアプラン	・ 希望だけでなく、具体的な目標が答えられるか
113	簡単な事務処理や準備作 業など	・ 支援記録の作成や出席管理など事務的なことができるか。 (PCの使用ができるか)・ 活動の準備やおやつの提供ができるか
	この仕事に対しての質問	・ 積極性が感じられるか・ 不審な質問はないか

項目	質問項目	質問内容
子ども	社交性	・ 面接での受け答えの印象やコミュニケーション能力はどうか・ 相手の話を理解し適確に答えられるか、基本的な礼儀作法、身だしなみがきちんとしているか
への対	信頼	うわべだけの回答になっていないか確実に答える姿勢がみられるか子どもたちとの信頼関係は築けるか
応	指導	・ 子ども達を統率できるか・ 正しい指導ができるか
経験	子どもに関連する活動経 験	集団で子どもと接する活動の経験があるか活動のイメージがあるか
その	履歴書に記載された内容 に虚偽はないか	・ 自動車運転免許証や各健康保険証等で確認・ 携帯の連絡先のみ記載されている場合、家の連絡先も確認
他	健康上、不安はないか	・ 活動するうえで健康面での問題はないか確認

面接の質問項目や、受け答えを聞いてのポイントを参考に、各運営主体で必要な項目、視点などを追加して活用するようにしてください。

面接チェックシート

面接日時: 年 月 日() : ~ :

面接場所:

対 応 者: 役職 氏名

役職 氏名

※ 面接については、<u>必ず複数</u>で行い、採用にあたっては<u>適切な人材</u>であるかを充分見極めるよう検討をしてください。

	質問内容	評価	備考
	自己紹介をお願いします	1.2.3	
自	この職を希望した理由は何ですか	1.2.3	
己紹	今までの職歴、経歴について教えてください	1.2.3	
介	これまでの経験やスキルをここで、どのよう に活かすことができると思いますか	1.2.3	
	前の仕事を辞めた (辞める) 理由は何ですか	1.2.3	
事業	障害児通所支援の役割を知っていますか 利用者からどのようなことが求められてい ると思いますか	1.2.3	
につい	指導員の役割はどのようなことだと思いま すか (子ども、保護者に対して)	1.2.3	
て	仕事をする上で大切だと思うことは何だと 思いますか	1.2.3	
	まわりの方はあなたのことをどんな人だと 言いますか	1.2.3	
	今のあなたの課題は何ですか	1.2.3	
人柄	今後のキャリアプランを聞かせてください	1.2.3	
	簡単な事務処理はできますか (支援記録の作成や出席管理、活動準備、お やつの提供等)	1.2.3	
	この仕事に対しての質問はありますか	1.2.3	

	内 容	評価	備考
子ど	社交性	1.2.3	
も へ の	信頼 うわべだけの回答になっていないか真剣に答えているか	1.2.3	
対応	指導子ども達を統率できるか正しい指導ができるか	1.2.3	
経験	子どもに関連する活動経験	1.2.3	
その	履歴書に記載された内容に虚偽はないか (自動車運転免許証や各健康保険証等で確 認)	-	
の他	健康上、不安はないか	1.2.3	

					平成	年	月	日現在	写真貼	付欄	
ふりがな	È							性別	' 本人単	i身	
氏 名							印		胸から上		
生年月日	1		年	月	日	生 [満	歳]			
		〒 (_)				電話()	
現住所									呼出	方	
年 月	~	<u> </u> 年	В		学歴・	職歴・賞	質罰(各別	別にまとめ	うて記入)		
自	至	T	Л		•	※職歴に	はアルバ	イトを含	める		
	\sim										
年	J]		l		免	許・資	格			
保護者欄	(木)	がまっ	北年老	の場合記え	λ)						
氏名	(/+/)	~ <i>\</i> \^\\	八十七	現住所)		電話()	
									呼出	方	

宣誓欄

私は、以下の者ではないことを誓います。

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②児童に関するわいせつ等不適切な事由により解雇あるいは懲戒処分をされたことがある者

平成 年 月 日 署名

		履	歴 書			参考核	美式	
S 10 10 1	ı	平月	成 年	月	日現在	写真貼	付欄	
ふりがな					性別	本人単身		
氏 名				印		胸から上		
生年月日	年	月	日 生 [満	歳]			
現住所	〒 (—)				電話(呼出) 方	
年 月~	年 月	学	歴・職歴・賞 ※職歴に		別にまとめ バイトを含			
自 至 ~								
		経歴 場で、 で、 り 児童	アルバイトの取歴欄にアルバーの 歴欄にアルバーの 動続期間が 前職場にも確認 賞罰の記載に 責福祉に関する かどうかを半	イトについ わかりま 忍ができる ついて る業務で	いても含める す。本人に ます。 あるため、	こ了解を得る。	- - -	
年	FI I	で、過去	D事項に該当し に不適切な事 あるかどうかる	由により	解雇や懲	戒処分をされ		
に 保護者欄 (本 <i>)</i> 氏名	■ 人が未成年者	の場合記入) 現住所 〒(-)		電話(呼出) 方	

宣 誓 欄

私は、以下の者ではないことを誓います。

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②児童に関するわいせつ等不適切な事由により解雇あるいは懲戒処分をされたことがある者

平成 年 月 日 署名

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き

令和6年7月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室 こども家庭庁支援局障害児支援課

目 次

は	U	めに	1
Ι		障害者虐待の防止	2
	1	障害者虐待防止法の成立	2
	2	障害者虐待防止法の意義	2
	3	障害福祉サービス事業者としての使命(倫理・価値)	3
	4	manufacture for the color of th	
	5		
П		障害者虐待防止法の概要	
	1	The state of the s	
	_	(1) 障害者の定義	
		(2)「障害者虐待」に該当する場合	
	2		
	3		
Ш		障害者福祉施設等の虐待防止と対応	
ш	1		
	2	and the second s	
	3		
	4		
	5	/	
		(1) 運営責任者の責務	
		(2) 運営基準の遵守	
		(3) 事業所としての体制整備	
		(4) 虐待防止委員会の役割	
		(5) 全ての職員への周知徹底	
		(6) 障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順	
	_	(7) 通報手順の参考例	
	6	> TELEVISION () - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
		(1) 考えられる研修の種類	
		(2) 研修を実施する上での留意点	
	7	7 <u>11</u> 1 2 7 2 7 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
		(1) 日常的な支援場面等の把握	
		(2) 風通しのよい職場づくり	
		(3) 虐待防止のための具体的な環境整備	
	8	(1.) 100 1	
IV		虐待が疑われる事案があった場合の対応	
	1	7D111 / 79C1 11 0 1 7/C1 0 2 7 / C1 0 1 7 /	
	2		28
	3		
	4	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	5		
	6		
	7	7-14 - 1 - 10 V (1 2 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10	
V	ī	†町村·都道府県による障害者福祉施設等への指導等	
	1	1. 1 1 HEVEN 1 NOT 1 NOT THE PART OF THE P	
	2		
VI		虐待を受けた障害者の保護に対する協力について	
	1		
	2	保護された障害者への対応	33

VII	身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて	34
1	L 身体拘束の廃止に向けて	34
2	2 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	35
	(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件	35
	(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き	35
3		
4	1 身体拘束としての行動制限について	40
5		
6		
	(1) 強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと	41
	(2) 強度行動障害支援者養成研修があること	41
	(3)強度行動障害を有する児者に対する支援者の人材育成について	42
	(4)強度行動障害を有する児者に対する支援体制の更なる拡充について	
参考	考資料	45

はじめに

政府においては、障害の有無に関わらない多様な生き方を前提にした、共生社会の実現を目指しています。共生社会の実現には、障害者への偏見や差別意識を社会から払拭し、一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない、という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合うことが不可欠です。

平成26年1月に批准した、国連の「障害者の権利に関する条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めています。

平成25年6月に改正された「障害者基本法」の目的には、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが定められています。

また、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という)の基本理念においては、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない」ことが定められました。

平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が定められています。

障害者虐待防止においても、共生社会の実現及び権利擁護の考え方を共有することを前提 に進めることが重要です。

I 障害者虐待の防止

1 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって 障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、障害者虐待の防止 や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、「障害者虐待 の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といい ます。)が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

2 障害者虐待防止法の意義

障害者が施設や職場でひどい虐待を受ける事件が次々と明らかになったのは 1990 年代後半からです。サン・グループ事件、水戸アカス事件、白河育成園事件、カリタスの家事件などです。それ以前から虐待はありました。しかし、福祉制度が措置から契約へ変わろうとする時期、契約の主体として障害者が見られるようになり、先進諸国での障害者の権利擁護の潮流が、ようやく虐待に光を当てるようになったのです。障害者虐待が重要な社会問題として認知され、真相解明や救済に関係者が乗り出す原動力になりました。

被害にあった障害者の多くは判断能力にハンディがあってSOSを訴えらず、訴えても相手にされませんでした。障害者の家族も虐待に気付きながら障害のある我が子を「預かってもらっている」という負い目、他に行き場のないという恐怖から沈黙を強いられていました。「こんなかわいそうな子、預かってもらえるだけでありがたい。少々ぶたれたっていいんです」という親、目の前で我が子が殴られているのにそれを止められない親がいました。

しかし、我が子が殴られて泣いているのに悔しくない親がいるでしょうか。警察や行政に訴えても取り合ってもらえず、障害のある子を産んだことで親せきから責められ、社会の中で偏見にさらされてきた親たちも多かったのです。

虐待は許されないことを明記し、全ての国民に通報義務を課した法律ができたことは、障害者本人や家族を理不尽な呪縛から解き放つ転換点となることを意味します。理念規定だけでなく、全ての市町村に虐待防止センターが設置され、虐待の通報を受けて調査や救済に当たることが法律で定められました。

親(養護者)が虐待の加害者になるケースが多いのも事実です。たとえ我が子であっても、 その子に障害があっても、親による虐待が許されるはずはありません。重い障害がある人も、 親から独立した人格として尊重されなければなりません。そうしたことを法律で改めて謳う意 味は大きいと言えます。

ただ、我が子を虐待する親の中には、自らに障害や病気や貧困などがある場合も見られます。 障害のある子を産み育てる中でさまざまな困難に直面し、生活困窮に陥っている場合もありま す。この法律では虐待防止だけでなく、養護者に対する支援が求められているのはそのためで す。

福祉や雇用の現場の職員にとってもそうです。自傷、他害、パニックなどの行動障害にどう対処していいかわからず、戸惑いや不全感を抱いている職員は多いはずです。かつては、力で抑えつけ、暴力で威嚇することによって対処してきた現場が多く、そうしたことができる職員

が暗然たる影響力を持っていたものです。

現在でもそのような福祉職場でひどい虐待が起きています。障害者の権利擁護を重視する職員もいますが、先輩や上司が作ってきた暗黙のルールに支配され、同調圧力の強い職場で声を上げられずにいるのです。

この法律ができたことで、福祉施設内で虐待防止委員会や虐待防止担当者が設置され、職員 には虐待を通報する義務が課せられています。職員の良識を守り、よりよい支援を追求できる 職場にするためにも、この法律を生かしていかねばなりません。

3 障害福祉サービス事業者としての使命(倫理・価値)

平成25年4月1日に「障害者総合支援法」が施行され、目的規定において、「基本的人権を 享有する個人としての尊厳」が明記され、基本理念が規定されています。

その理念の一つに、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する かけがえのない個人として尊敬されるものである」ことが示されています。

また社会福祉法第 24 条では、社会福祉法人の機能として、「サービスの質の向上」が明記されています。サービスの質とは、「マネジメント・ガバナンスの質」「財務の質」「人材の質」「支援の質」「設備・環境の質」「ステークホルダーに対するパートナーシップの質」であり、虐待防止の基本は、全ての質を磨き上げることにあります。

このことから、障害福祉サービス事業者としての使命は、「権利の主体者である福祉サービス 利用者の人権を守り、絶えず質の高いサービスの提供に努力すること」にあります。

そして、「利用者のニーズベースの支援」「意思決定の支援」「説明のできる支援(evidence based practice)」「合理的配慮」を基本としたサービスの提供が求められます。

「意思決定の支援」では、様々な経験を支援するための「社会参加」、暮らしの中での「選択と決定」ができる経験と環境の支援、様々な代替コミュニケーション支援を通した「表出コミュニケーション支援」が重要となります。「合理的配慮」は、「障害特性に応じた人も含めた環境の提供」であり、障害特性の理解と支援が基本となります。特にアセスメント力が重要です。

事業者として、質の高い支援を提供するためには、サービスを提供する人材の育成が欠かせません。明確な組織としての「理念」と「使命」「ビジョン」「支援者としてのコア・バリュー、倫理」を示し、計画的な人材確保と人材育成を行わなければなりません。福祉事業所は、「利用者の権利を守る砦である」という自覚に基づき、虐待防止の取り組みを組織的計画的(PDCAを回し続ける)に進めることが障害福祉サービス提供事業者の責務です。

4 障害者虐待を契機に再生した事業所の事例

県は、社会福祉法人 A が運営する入所施設で、興奮状態になった男性の利用者に対して職員が馬乗りになって押さえつけるなどの行為が行われ、利用者にあばら骨を折るけがを負わせていたことや、自立訓練施設で、複数回にわたり宿直の男性職員が女性利用者に対して性的虐待を行うなど、4 つの施設で虐待が行われていたことを認定しました。

A 法人では、これらの虐待を把握していたものの通報せず、県に相談が寄せられたことを受けて実施した特別監査で判明したもので、県はこの法人に対して 4 つの施設で 3 カ月から 1 年の間、新たな利用者の受け入れを停止する行政処分を行うとともに、改善報告を提出するよう命令しました。

A 法人は、虐待が起きた原因や、虐待を把握していたにも関わらず通報しなかった要因を分析し、対策として虐待(疑い含む)があった際の対応フローを整理し、市町村へ適切に通報する仕組みを作りました。また、職員としての倫理、考え方の統一を図るための支援ガイドラインを作成し、各施設において毎月支援の振り返りを行い、再発防止に努めています。

虐待(疑い含む)があった場合の対応フローを整理したことで、虐待の疑いと思われる 段階で、全て市町村に通報するように改善されました。その結果、虐待の疑いを施設内で 抱え込んでしまうことがなくなり、通報を躊躇したり、隠そうとする意識がなくなりまし た。職員も、不適切な対応がないよう気をつけることが習慣化し、支援ガイドラインを活用した振り返りの浸透によって、支援の質の向上につながりました。

5 通報は全ての人を救う

これまで起きた深刻な虐待事案から、最初は軽微な虐待行為だったものが放置されることでエスカレートし、利用者が重傷を負うような事件に発展してしまうということが分かっています。

虐待を通報せずに隠してしまうと、その後エスカレートして利用者に重傷を負わせるような取り返しがつかない損害を与えてしまうだけでなく、虐待を行った職員は刑事責任を問われ、施設や法人は道義的責任を追及され、行政処分を受け、損害賠償責任が生じ、設置者・管理者には、法人や施設の運営に関与しないようにする行政指導が行われ、交代することを迫られる事態となるかもしれません。

虐待行為が軽微な段階で適切に通報することができれば、利用者の被害は最小限で留めることができます。さらに、虐待行為を行った職員もやり直しの道が残され、施設や法人の行政処分や損害賠償責任も大きなものにならないで済む可能性があります。さらに、そのことを反省し、再発防止策を講じ、支援の質の向上につなげることができる契機にすることができます。最初に虐待の疑いを感じたとき、適切に通報義務を果たすことができるかどうかが、その後の大きな分かれ道となってしまうといえるでしょう。

「通報することは、虐待した職員を罰し、法人や施設に損害を与えること」と感じ、通報することを避けようとする人は少なくないのかもしれません。しかし、通報がもたらす本質的なことは、利用者、職員、施設、法人の全てを救うということなのです。

障害者福祉施設従事者等による虐待の通報者は、虐待があった施設が自ら通報する割合が年々増加しています。その事実が、通報は全ての人を救う道であることを証明しているのではないでしょうか。

Ⅱ 障害者虐待防止法の概要

1 「障害者虐待」の定義

(1) 障害者の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

(2)「障害者虐待」に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を 特に「障害者虐待」と定めています(第2条第2項)。

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の 家族、親族、同居人等のことです。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」 又は「障害福祉サービス事業等」(以下、合わせて「障害者福祉施設等」という)に係る 業務に従事する者のことです。具体的には、次の施設・事業が該当します。

〇障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

〇障害福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

これらの事業に従事する人たちが、次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。(第2条第7項)

- ① 身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待 : 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待:障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置:障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による ①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき 職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待:障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、児童福祉法が適用されます。ただし、18歳以上で、障害者総合支援法による給付を受けながら児童福祉施設に入所している場合は、障害者虐待防止法が適用されます。

また、法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定され上記の「障害者福祉施設従事者等」のみならず、幅広く全ての人が障害者を虐待してはならないことを定めています。

なお、障害者虐待防止法に関する全般的な内容は、「市町村・都道府県における障害者虐 待の防止と対応」(令和5年7月・厚生労働省)を参照してください。

3 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。 例えば、

- ① 身体的虐待:刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待 : 刑法第 176 条不同意わいせつ罪、第 177 条不同意性交等罪(令和 5 年 7 月改正)
- ③ 心理的虐待:刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条 侮辱罪
- ④ 放棄・放置:刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待:刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領 罪

等に該当する場合があります。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。虐待行為の具体的な例を(表-1)に挙げます。

近年の刑法の見直しの経緯としては、「刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)」が平成29年7月に施行されました。従来は、「姦淫」(性交)のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口腔性交や肛門性交(以下「性交等」という。)についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問わないこととされ、男性が男性に対して性交等をすることも「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げる改正が行われています。さらに、この「強制性行等罪」を含む性犯罪については、被害のあったご本人にとって、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」(告訴がなくても起訴できる犯罪)とされたところです。

加えて、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)」が、令和5年7月に施行されます。この改正により、これまでの「強制性交等罪・準強制性交等罪」が「不同意性交等罪」、「強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪」が「不同意わいせつ罪」に罪名が変更され、その適用要件は、以下のとおりとなります。

- 1 次の①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する。
 - 暴行・脅迫
 - ② 心身の障害
 - ③ アルコール・薬物の影響

- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする。
- 3 16 歳未満の者に対し、性交等をした者(当該 16 歳未満の者が 13 歳以上である場合については、その者が生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者に限る。)も、1 と同様とする。

(表-1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型 (例)

	者福祉施設従事者等による障害者虐待類型(例)
区分	
身体的虐待	① 暴力的行為
	【具体的な例】
	・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
	・ぶつかって転ばせる。
	・刃物や器物で外傷を与える。
	・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
	・本人に向けて物を投げつけたりする。など
	② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に
	扱う行為
	【具体的な例】
	・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を
	招く行為を強要する。
	・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
	・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
	・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲
	み物を飲ませる。など
	③ 正当な理由のない身体拘束
	【具体的な例】
	・車いすやベッドなどに縛り付ける
	・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける
	・行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる
	・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する
	・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
	・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する
性的虐待	○あらゆる形態の性的な行為又はその強要
	【具体的な例】
	・キス、性器等への接触、性交
	・性的行為を強要する。
	・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する(無理
	やり聞かせる、無理やり話させる)。
	・わいせつな映像や写真をみせる。
	・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したもの
	を他人に見せる。
	・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。
	・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着
	のままで放置する。
	・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないため
	の配慮をしない。 など
心理的虐待	① 威嚇的な発言、態度
	【具体的な例】
	・怒鳴る、罵る。
	・「ここ(施設等)にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。
	「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態
	度を取る。 など
	② 侮辱的な発言、態度
	【具体的な例】 thill の to the constant to list must be a
	・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
	・日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。
	・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
	・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。
	・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など

- ③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度 【具体的な例】
- 無視する。
- 「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。
- ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。
- 話しかけ等を無視する。
- ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。など
- ④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

【具体的な例】

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。
- ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など
- ⑤ 交換条件の提示

【具体的な例】

- ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの交換条件を提示する。
- ⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

【具体的な例】

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など
- ⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

【具体的な例】

- ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

放棄·放置

① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

【具体的な例】

- ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など
- ② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為 【具体的な例】
- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの 治療食を食べさせない。
- ・本人の嚥下できない食事を提供する。 など

③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為 【具体的な例】

- ・移動に車いすが必要であっても使用させない。
- ・必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。 など
- ④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

【具体的な例】

- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

経済的虐待

○ 本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

- ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
- 年金や賃金を管理して渡さない。
- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・本人の財産を無断で運用する。
- ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等(障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。)。
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

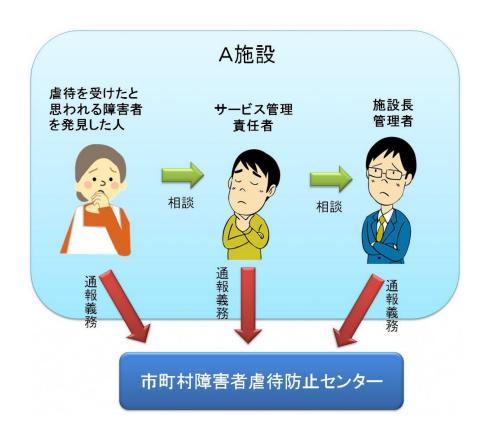
Ⅲ 障害者福祉施設等の虐待防止と対応

1 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務があります(第16条)。「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味しています。発見者は、障害者福祉施設等の外部の人である場合もあると思いますが、障害者福祉施設等の内部の職員である場合も少なくないと思われます。その場合も通報の義務があることは同様です。また、障害者福祉施設等の管理者やサービス管理責任者等が、障害者福祉施設等の内部で起きた障害者虐待の疑いについて職員から相談を受けた場合、職員からの相談内容や虐待を受けたとされる障害者の様子等から、虐待の疑いを感じた場合は、相談を受けた管理者等も市町村に通報する義務が生じます(図-1)。

すなわち、障害者虐待防止法が施行された現在、障害者福祉施設等で障害者虐待があったと思われる場合は、誰もが市町村に通報する義務を有することになります。こうした規定は、障害者虐待の事案を障害者福祉施設等の中で抱え込んでしまうことなく、市町村、都道府県の事実確認調査を通じて障害者虐待の早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

(図-1)



しかし、最初に示した報道事例のように、通報義務が適切に果たされない場合があります。設置者、管理者が自ら虐待行為を行っていた事例や、職員が施設等の内部で障害者虐待があることについて報告したにも関わらず、設置者、管理者が通報義務を果たさず、「不適切な支援」という言葉に言い換えて内部の職員指導のみで終わらせたり、事実を隠蔽しようとして通報義務を果たさなかったりした事例においては、職員や元職員による通報(内

部告発)によって行政の事実確認調査につながったものが少なくありません。

「都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等調査」では、虐待があった施設の職員や管理者・設置者が自ら正直に虐待通報する例は着実に増えています。一方、虐待があった施設の元職員が通報する例も、毎年一定の件数あります。これらは、在職中に虐待を通報できなかったためと考えられます。その背景には、虐待を容認したり、正しい行いを否定したりするような組織風土から、通報したことが施設に分かってしまうと、管理者・設置者や同僚の職員から不利益な取り扱いを受けるのではないかという怖れを抱かせるような環境があることが考えられます。

虐待を通報することに諦めを感じさせたり、事実を隠蔽しようとしたりした結果、管理者・設置者を法人や施設等の運営に関与させないとする行政指導が行われ、管理者・設置者の刷新が行われることになります。

虐待を正直に通報することは、虐待を受けた障害者や家族のみならず、虐待をした職員、 虐待に気づいた職員、管理者・設置者など、全ての人を救うことにつながるのです。

2 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則

障害者総合支援法では、市町村・都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処すことができると規定されています(障害者総合支援法第110条、第111条)。

報道の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検 し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員 を障害者総合支援法違反容疑でも送検したとされています。

また、障害福祉サービス事業所で発生した暴行事件の目撃証言が記載された書面などを シュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとして法人職員が逮捕され、証拠隠滅罪で罰金 30 万円の略式命令を受けたという事案もあります。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気付いた段階で適切に通報することができていれば、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかったのではないかと考えられます。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「**隠さない」「嘘をつかない」**という誠実な対応を管理者等が日頃から行うことであると言えます。

3 通報後の通報者の保護

虐待を発見した職員が通報を躊躇う一因として、通報したことが所属団体にわかってしまい不利益を被るのではないか、所属事業所が調査によって混乱し利用者に迷惑がかかるのではないかという心理的抑制が働いています。この心理的抑制を軽減するためにも、通報する際の通報方法として匿名でも可能なことや、自分の身元が分からないように通報できることを研修等を通じて伝えていかなければなりません。また個人情報を出した上で通報した場合に、市町村からの聴取によって通報者が所属団体に特定されるのではないかということについても、個人が特定されないように配慮をもって聴取されることを伝えるのも心理的負担の軽減につながります。

そして、通報があった事業所がそれを契機に利用者支援が改善しているという事実を含め、 通報することが利用者にとって有益でもあることを認識することが重要といえます。

4 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

知的障害等で言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を説明することができないため、仮に虐待を受けた場合でも、そのことを第三者に説明したり、訴えたりすることができません。入所施設で生活した経験のある障害者の中には、「いつも、職員の顔色を見て生活していた。例えば、食事や排せつに介助が必要な場合、それを頼んだ時に職員が気持ちよくやってくれるのか、不機嫌にしかやってもらえないのか、いつも職員の感情を推し量りながら頼んでいた」と言う人もいます。

さらに、サービスを利用している障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、障害者福祉施設等に不信を感じた場合でも、「これを言ったら、疑い深い家族と思われないだろうか。それぐらいなら我慢しよう」と、障害者福祉施設等の職員に対して、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることが考えられます。障害者福祉施設等の管理者や職員は、自身が行うサービスによって、利用者である障害者や家族にこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要があります。

そのため、法人の理事長、障害者福祉施設等の管理者には、障害者福祉施設等が障害者の人権を擁護する拠点であるという高い意識と、そのための風通しのよい開かれた運営姿勢、職員と共に質の高い支援に取り組む体制づくりが求められます。障害者虐待防止法第15条においても、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障害者虐待の防止のための措置を講じることと規定されており、法人や障害者福祉施設等の支援理念を明確に掲げ、虐待防止に対して責任をもって対応する担当者、組織(虐待防止のための委員会)、防止ツール(マニュアル、チェックリスト等)の整備に具体的に取り組む事が必要となります。人権意識は、リーダーである管理者のゆるぎない意識と姿勢により組織としても醸成されるものです。

また、障害者虐待の防止を考える上で、障害者福祉施設等の職員は、障害者やその家族が置かれている立場を理解する必要があります。人権意識や支援技術の向上という職員一人ひとりの努力とともに、組織として、安心、安全な質の高い支援を提供する姿勢を示さなければなりません。

なお、障害者虐待防止法では、虐待が起きないよう未然の防止のための取組や、起こった場合の措置や対応について規定していますが、虐待防止の前に利用者のニーズを充足し、望む生活に向けた支援を行うことが基本です。入所施設での環境調整はもちろん、在宅生活でも利用サービスを変更する等環境を変えることによって行動障害が軽減し、そのことが結果的に虐待防止につながることもあります。障害者福祉施設等の職員は、支援の質の向上はもちろんのこと、利用者や家族の意向を踏まえて他のサービスにつなぐことも視点として持っておく必要があります。

5 虐待を防止するための体制について

(1) 運営責任者の責務

虐待事案があった事業所に共通したマネジメント・ガバナンス・組織運営の課題が見られます。以下、その課題を図示します。

ガバナンス

- 「理念」「使命」「ビジョン」の欠如
- ・長期目標(運営方針)の欠如
- ・理事会/評議員会の形骸化、組織としての牽引体制の欠如
- コンプライアンスの欠如
- ・組織的な事業所運営の問題
 - →役割分担や指揮命令系統、責任の所在等が不明確
- ・苦情解決/説明責任の問題(特に家族に対する)
- ・職員や関係機関との連携(連絡調整/問題解決等)の欠如

利用者支援	・組織的計画的な採用と育成がなされていない
人材育成	・特に自閉症についての障害特性、行動障害の理解と支援についての
	専門性の欠如
	・利用者支援におけるPDCAサイクルの欠如
	・利用者支援についての組織的運営の欠如
	→職員間の情報の共有化、連携、方針決定、役割分担等
	・利用者に対する人権意識や支援についてのコアバリューの欠如
	・スーパービジョンの欠如
	・利用者支援における関係機関等との連携の欠如

(一般社団法人大阪知的障害者福祉協会「障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル」)

理事長・管理者の責務の一つは、明確な組織としての「理念」(なぜ組織は存在するのか)、「ミッション」(何を成すべきなのか)を示し、その「理念」と「使命」に基づく長・中期計画(ビジョン・未来のあるべき姿)を策定し、PDCAサイクルを回し続ける組織的運営をすることにあります。

しかし、どんなに立派な「理念」や「ミッション」「ビジョン」があっても、それを実現するのは職員です。理事長・管理者の二つ目の責務は、現場力を高めること、人材育成です。人材育成を組織的に行うには、組織的計画的な人材の採用と育成、対人援助専門職としての倫理と価値を自覚した質の高いサービス提供ができる対人援助技術習得のための研修の提供です。人材育成の基本は、OJTを基本としたスーパーバイザーによるスーパービジョンです。スーパーバイザーの養成が求められますが、外部スーパーバイザーによるスーパービジョンも一つの方法としてあります。

(2) 運営基準の遵守

障害者福祉施設等は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」や 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について」(以下「運営基準」という。) に従うことが義務付けられています。

令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、新たに以下の措置を講じることが義務化されました。

ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果 について、従業者に周知徹底を図ること

イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

ウ アとイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

また、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。具体的には、

- ア 虐待の防止に関する担当者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修 計画等)
- オ 虐待防止委員会の設置等に関すること等を指します。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、施設・事業所における 障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービ ス事業所等について、虐待防止措置未実施減算(所定単位数の1%を減算)が創設され ました。

理事長、管理者の責任の明確化と支援方針の明示は、職員の取組を支える大切な環境整備となります。そして、職員に会議等機会あるごとに支援方針を確認し浸透させ徹底させることが必要です。また、職員に対してだけでなく、利用者の家族、外部の見学者等に対しても、重要事項説明書や障害者福祉施設等のパンフレット(要覧等)への記載を通じて周知することが必要です。

上記の運営ルールに基づいて、障害者福祉施設等は以下に記載するような、虐待防止のための担当者や、内部組織(虐待防止のための委員会)を設置すること、防止ツール(マニュアル、チェックリスト等)の整備の他、人材育成等の体制整備を進めることになります。

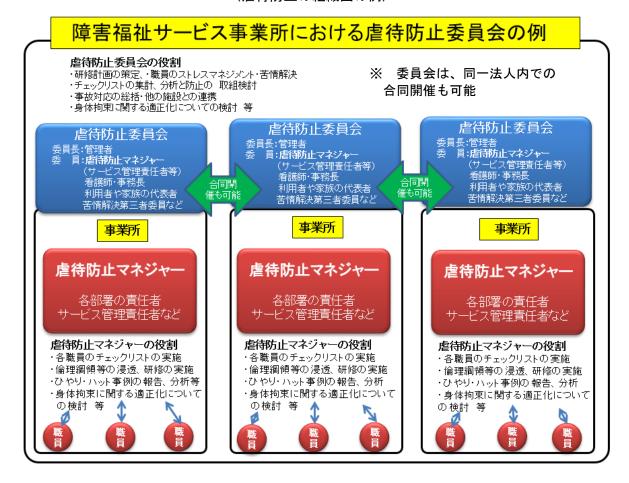
(3) 事業所としての体制整備

運営基準に基づく「虐待を防止するための措置」として、虐待防止委員会の設置等、 必要な体制の整備が求められます。

虐待防止委員会の委員長は、通常、管理者が担うことになります。また、虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止マネジャー(又は責任者等)として配置します。

また、複数事業所があり、虐待防止マネジャーが複数名配置されている場合は各事業所間、マネジャー間で虐待への認識の相違が起きないように、相互確認を行ったり、複数名で同一現場を確認ながらチェックリストを用い、基準を統一することがポイントとなってきます。総務部門等のスタッフ部門がある法人については、金銭の管理、施設内環境等が適切に運用されているかを巡回することによって利害関係を持ち合わせない第三者的視点を自法人内で増やすために有効です。スタッフ部門がない法人については、前述の手段のほかに、職員の1日交換研修をおこなったりし、研修報告書に合わせて、自事業所と研修先事業所の権利擁護や意識、虐待が起こりやすい状況等を現場の肌感覚で相互にフィードバックすることも有効です。

(虐待防止の組織図の例)



虐待報道の事例にある施設の検証委員会では、報告書の中で施設の虐待防止体制の整備・運用の問題について、「施設においては、職員に対し虐待防止・権利擁護に関する研修を実施するとともに、虐待防止委員会を設置する等、形の上では虐待防止体制を整備していた。しかし、虐待が疑われる場合、市町村等への通報が求められているにもかかわらず、それを前提とした虐待防止体制が作られていなかった。また、一部の職員は障害特性や行動障害のみならず、権利擁護についての理解が不足していた。幹部職員も、虐待防止に向け具体的な対策を採ろうとする意識が欠けていた」と指摘しています。

虐待防止委員会には、虐待防止マネジャーの他利用者の家族、各法人等で取り組まれている苦情解決の仕組みで設置されている第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせる等、形骸化しないように実効的な組織形態にする必要があります。

なお、こうした取組が小規模事業所においても過剰な負担とならないようにするため、 令和3年度の障害者総合福祉推進事業において、小規模事業所における望ましい取組方 法(体制整備や複数事業所による研修の共同実施等)について調査研究を行い、令和4年 3月に事例集としてまとめています。 <参考:小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント> 令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究 事 例集」(PwC コンサルティング合同会社)より一部抜粋

○ 虐待防止

	○ 准刊例正
カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集 し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相 談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」 とされています。
	② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等 があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。
	③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、 研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したり する。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。
虐待防止委員会の開催	 ① 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人(理事長等)が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者(必置)が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。 ⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。 ⑥ 既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。
指針の整備	⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

(4) 虐待防止委員会の役割

委員会には、「虐待防止のための計画づくり」、「虐待防止のチェックとモニタリング」、「虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討」の3つの役割があります。

第1の「虐待防止のための計画づくり」とは、虐待防止の研修や、虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善、ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し、マニュアルやチェックリストの作成と実施、掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくりです。

労働環境・条件メンタルヘルスチェックリスト

	改善	改善
	不要	必要
残業時間が多くならないように配慮されているか、または管理されているか		
休日出勤はあるか、あっても多くなっていないか		
休憩する時間と場所が確保されているか		
年休は法定以上付与され義務日数以上取得している、且つ取得しやすい状況であるか		
宿直は法定回数以内且つ宿直環境が整っているか		
勤務後の次の勤務までのインターバルは十分か(遅番の後の早番はないか等)		
上司・同僚などからフォローを受けられるか、または相談できるか		
人員配置や仕事量は適切に行われ、特定の人に負荷が偏っていないか		
各々の力量にあった難易度の仕事が割り振られているか		
指示命令系統は明確になっているか		_
業務の内容や方針にしっかりとした説明があるか		

第2の「虐待防止のチェックとモニタリング」とは、虐待防止の取組の実施プロセスです。後述するチェックリストにより、委員会によって虐待が起こりやすい職場環境の確認を行い、また各職員が定期的に自己点検し、その結果を虐待防止マネジャー(サービス管理責任者等)が集計し虐待防止委員会に報告します。また、サービス管理責任者においては、利用者の個別支援計画の作成過程で確認された個々の支援体制の状況(課題)等も踏まえながら、現場で抱えている課題を委員会に伝達します。併せて、発生した事故(不適切な対応事例も含む)状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告します。

※既存のチェックリストでは、労働環境(職場環境、人員配置過不足、人員スキル等)、労働条件(宿直やインターバル等)、人間関係(労働環境に起因するもの)、相談体制(職場の仕組みとして)、会議体の設定等の経営者とともに行わなければならない項目が不足している場合が多いため、これらを補うことが必要です。

委員会では、この現況を踏まえて、どのような対策を講じる必要があるのか、経営者と 一体で取り組むもの、虐待防止委員会・各部署単位で取り組むもの、職員個人で取り組め るものの3つに分類し、具体的に検討の上、経営計画への反映や、職員への研修計画や各 部署の職員が取り組む改善計画に反映し、虐待防止マネジャーを中心として各部署で具 体的に取り組みます。

第3の「虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討」とは、虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移していくこととなります。

(5)全ての職員への周知徹底

こうした体制が現場職員の全員に周知され共有されていることが望まれます。権利侵害を許さない障害者福祉施設等とするためには、職員一人ひとりが日頃の支援を振り返り、職員相互にチェックし、小さな出来事から虐待の芽を摘むことが重要となります。そのため、虐待を許さないための「倫理綱領」や「行動指針」等の制定、「虐待防止マニュアル」の作成、「権利侵害防止の掲示物」の掲示等により職員に周知徹底を図る必要があります。これらの作成に当たっては、プロセスで全職員が関わり、主体的に虐待防止

の取組に参加できるような計画を虐待防止委員会で検討し制定することが望ましいでしょう。倫理綱領や行動指針等が、文章や言葉だけとなり形骸化しては意味がありません。 支援の現場の実情と乖離しない努力が求められています。職員の心理としては、虐待の 事実やその疑いがある場面に遭遇して思ってもみなかった出来事に動揺したり、あるい はそこに至るまでにもっとできることがあったのではないかと抱え込んだりする可能性 も予測されます。また共に働く職員仲間を裏切るかもしれないという感覚に陥っていま い、場合によっては過去の出来事にさかのぼって類似の事例が見過ごされていたならば、 どうして今回から通報にあたるのかと躊躇してしまう可能性も考えられます。

そうした不安や囚われを断ち切るためにも、虐待防止委員会の役割や倫理綱領・行動指針等の意味を全ての職員が確認しておくようにせねばなりません。その際には職員が具体的で正しいイメージを持つことが重要です。すなわち虐待が疑われる事案が発生したとき組織として責任者はどのような姿勢をとるのか、通報をした後にどのような対応がとられていくのか(IV章参照)、その意味と流れの情報提供が適切に行われ、見通しがもてることで躊躇することがなくなる土壌ができていきます。現場の職員においては虐待の疑いを発見した際にどのような対応の手順をとるべきか、また法人・事業所はいかなる対応をしていくのか、通報とそこからの対応の手順を、日頃から事案発生に至るよりも事前に明らかにしておくことが虐待防止委員会や倫理綱領・行動指針の形骸化を防ぐことになります。掲示物もこうしたプロセスを経て現場の指標となっていきます。

(6) 障害者福祉施設等従事者がとるべき通報の手順

虐待は権利侵害であり、隠さずに通報して利用者を守ります。

- ① 現場の職員等が、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した際は、速やかに市 町村に設置された障害者虐待防止センターに通報しなければなりません。
- ② この職員が所属する法人・事業所が虐待防止委員会や「通報の手順」などを定めている場合には、直属の上司や管理責任者にまずは報告し、通報してもらうことでも構いません。
- ③ 上司や管理責任者に報告したにもかかわらず、通報がされなかったときにはうやむ やにせず自ら通報すべきです。その際には、期間を長くおかずに通報しないと機会を 逸することがあります。
- ④ 疑いを発見した事案が虐待であったかどうかは第三者が認定することで、事実が確認できていなくても通報はできます。
- ⑤ 通報をしたことによって、その人に不利益が生じないようにされるべきです。

(7) 通報手順の参考例

組織として速やかな対応と未然防止に努めます。

- ① 利用者に対する人権侵害や虐待事案が発生したとき、又はその可能性が疑われると きには、施設・事業所としてその事実確認を速やかに行います。
- ② 職員が日常の支援現場で虐待の疑いを発見するなど気になることがあった場合は、必ず上司にその旨を伝えるように周知します。
- ③ 利用者に対して不適切な関わりがあった際は、本人に謝罪し、施設・事業所として 安全の確保や不安にならないような配慮をしていきます。ご家族にもお知らせし、 誠意をもって対応します。
- ④ 管理者は虐待であると明確に判断できない場合であっても、速やかに障害者虐待防止法に基づく通報を行い、市町村・都道府県からの立入調査に協力します。
- ⑤ 通報した者が誰であっても、そのことで不利益が生じないようにします。
- ⑥ 上記の事案が発生した場合は時系列に記録し、背景要因を探り、報告書にまとめます。必要な場合は家族会においても報告いたします。

- ⑦ 人権侵害の事案が虐待と認定された場合は、外部の第三者にも加わっていただき、 法人として検証と再発防止策を立て、これを公表していきます。
- ⑧ 虐待を起こしてしまった者に対して、事実が確認できたら就業規則による処分を 行います。
- ⑨ 再発防止の取り組みは、職員との共同のもと計画的に行っていきます。
- ⑩ 何よりも権利侵害や虐待は未然に防ぐことが重要と認識して、日々の業務改善に 努めます。

さらに「虐待(不適切な対応事例)発生後の検証と再発防止策の検討」まで周知を徹底することで、平素より職員が倫理綱領・行動指針により求められていることを意識することができ、なぜ「人権意識、知識や技術向上のための研修」が必要なのか、その意味も浸透することにつながっていくでしょう。過去に管理者が長期間にわたって利用者への虐待を繰り返していた施設の職員は、「管理者の虐待が事件として明らかになる前も、倫理綱領は唱和していた。その中に、『わたしたちは利用者の人権を擁護します』という項目があったが、いつも自己矛盾を感じて葛藤があった。今は毎日の朝礼で、『わたしたちは、今日一日利用者の人権を護ります』と唱和しているが、当時の反省も込めて心から唱和している」ということでした。倫理綱領や行動指針の作成と共有は、仕事の使命と価値の共有とも言えます。利用者のニーズに基づき支援するという原点に立ち戻り、常に自らの支援姿勢の根拠とするよう再確認することが必要となります。

倫理綱領や行動指針等の掲示物には、巻末の参考資料に掲載されているような例があります(参考資料「倫理綱領の例」を参照)。

6 人権意識、知識や技術向上のための研修

虐待は、どの障害者福祉施設等でも起こり得る構造的な要因があると指摘されています。 そのため、まず、「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法 の理解と対応」(別冊)を使って、法人の全職員が職場単位等で必ず読み合わせによる学習 を行い、障害者虐待防止法に関する基本的な理解を得てください。20分程度で読み合わせ をすることができますので、必ず行うようにします。

次に、人権意識の欠如、障害特性への無理解、専門的知識の不足や支援技術の未熟、スーパーバイザーの不在等が指摘されているため(引用参考文献(※1)参照)、人権意識、専門的知識、支援技術の向上を図るために、人材育成の研修を計画的に実施していく必要があります。

(1) 考えられる研修の種類

研修には以下、5つの類型が考えられます。

① 管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修

特に、障害者虐待防止法で障害者虐待防止の責務を規定されている障害者福祉施設等の設置者、管理者等に対する研修は極めて重要です。それらの対象者に実施する研修の具体的な内容は、以下の例が挙げられます。 (例)

- 基本的な職業倫理
- ・倫理綱領、行動指針、掲示物の周知(虐待防止の委員会で検討された内容を含めて)
- ・障害者虐待防止法等関係法律や通知、指定基準等の理解
- ・障害当事者や家族の思いを聞くための講演会
- ・過去の虐待事件の事例を知る 等

② 職員のメンタルヘルスのための研修

職員が職場の中で過度のストレスを抱えていたり、他の職員から孤立していることも、虐待が起きやすくなる要因のひとつと考えられます。職員が一人で悩みや問題を抱え込んで、孤立することを防ぎ、職員同士が支え合う風通しのよい職場づくりを進めることが虐待防止につながります。

虐待が起きる状況として、「思わずカッとなって、叩いてしまった」などのように、衝動的な怒りの感情が要因になる場合があります。このような怒りの感情と上手に付き合い、怒りの感情への対処法を身につけるための研修として、アンガーコントロールがあります。怒りが発生する原因やメカニズム、コントロール方法を理解し、怒りへの対処法を研修で身に付けます。厚生労働省が行っている障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修で取り上げているほか、各種の文献やワークブックが出版されていますので参考にしてください。

③ 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修

障害者虐待に関する調査では、障害種別毎に起こり得る虐待類型に違いがあることが報告されています(引用参考文献(※1)参照)。また、虐待の多くが、知的障害、自閉症等の障害特性に対する知識不足や、行動障害等の「問題行動」と呼ばれる行動への対応に対する技術不足の結果起きていることを踏まえて、これらの知識や技術を獲得するための研修を計画することが重要となります。そのため、外部の専門家に定期的に現場に来てもらい、コンサルテーションを受けることは効果的な虐待防止のツールとなります。

(例)

- ・障害や精神的な疾患等の正しい理解
- ・行動障害の背景、理由を理解するアセスメントの技法
- ・自閉症の支援手法(視覚化、構造化等)
- 身体拘束、行動制限の廃止
- 服薬調整
- ・他の障害者福祉施設等の見学や経験交流 等

④ 事例検討

事例検討は、個別支援計画の内容を充実強化するための研修として有効です。事例検討を行う際は、内部の経験・知識が豊富なスーパーバイザーや外部の専門家による助言を得て行うことにより、以下のような点に気が付いたり、見落としていたニーズを発見したり、今後の支援の方向性が開けたりする等、支援の質の向上につながります。

- ・障害者のニーズを汲み取るための視点の保持
- ・個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識の習得
- ・個別支援計画というツールを活用しての一貫した支援及び支援者の役割分担等 個別事例のアセスメントや支援計画について、詳しく分析し、具体的支援方法を検 討することを研修として実施の上、実践的に学びます。

⑤ 利用者や家族等を対象にした研修

障害者虐待防止法第6条第3項では、障害者福祉施設等の団体や障害者福祉施設従事者等の関係者に対して、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動、被虐待者の保護等や自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならないとされています。

国や地方公共団体による啓発活動を踏まえて、こうした関係者により障害者福祉施設の利用者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解や早期発見のための研修を実施

することも有効です。

知的障害等により、わかりやすい説明が必要な障害者については、知的障害者等にとってわかりやすい障害者虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレットを活用して研修を行うことなどが考えられます(「わかりやすいパンフレット」は、厚生労働省ホームページの次の URL からダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html)

また、障害者福祉施設等を利用する女性の障害者が、職員から性的虐待の被害に遭ったとする報道が相次いでいます。そのため、利用者に対しては、どのような行為が性的虐待に該当するのか、性的虐待に遭いそうになった場合どのように対処したらよいのか、被害に遭ってしまった場合は誰にどのように相談したらよいのかなどを研修内容に取り入れることも検討します。

(2) 研修を実施する上での留意点

職員研修の実施に際しては3点留意する必要があります。

まず、研修対象者への留意が必要です。職員一人ひとりの研修ニーズを把握しながら、 また、職員の業務の遂行状況を確認しながら研修計画を作成することが必要です。福祉 職に限らず、給食調理、事務、運転、宿直管理等の業務を担う職員も広い意味での支援 者と言えます。関係職員に対して研修を実施することが望まれます。

特に新任職員やパート (短時間労働) の従業者等については、障害分野での業務について理解が不十分である場合が多く、(1) の研修を行い質の高い支援を実施できるように教育する必要があります。

また、日々の関わりの中で支援がマンネリ化する危険性がある職員に対しては、ヒヤリハット事例等を集積して日々の業務を振り返る内容とする必要があります。

2つめに、職場内研修(OJT)と職場外研修(Off JT)の適切な組み合せにより実施することです。職場外研修は、障害者福祉施設等以外の情報を得て自らを客観視する機会を持つことができ、日々の業務の振り返りができるので、管理者は、計画的、継続的に職場外研修を受講させるように取り組む必要があります。

3つめに、年間研修計画の作成と見直しを虐待防止委員会で定期的に行うことです。 そのためには、実施された研修の報告、伝達がどのように行われたのか、職員の自己学 習はどうであったのかについても検証し、評価することが重要です。

7 虐待を防止するための取組について

(1) 日常的な支援場面等の把握

① 管理者による現場の把握

障害者虐待を防止するためには、管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じたりして、不適切な対応が行われていないか日常的に把握しておくことが重要です。

虐待報道事例にあった施設の検証委員会報告書では、幹部職員の資質・能力、管理体制の問題について「幹部は支援現場にほとんど足を運ばず、職員との意思疎通や業務実態の把握も不十分であった。このため、職員配置の問題も放置され、また、一部幹部は虐待や疑義について『なるべく相談・報告しないようにしよう』という雰囲気を蔓延させる等、虐待防止体制が機能不全に陥ったと考えられる。一連の虐待問題に係る幹部の責任は重大である」と指摘しています。

日頃から、利用者や職員、サービス管理責任者、現場のリーダーとのコミュニケーションを深め、日々の取組の様子を聞きながら、話の内容に不適切な対応につながり

かねないエピソードが含まれていないか、職員の配置は適切か等に注意を払う必要があります。また、グループホーム等地域に点在する事業所は管理者等の訪問機会も少なく、目が届きにくい場合もあるため、頻繁に巡回する等管理体制に留意する必要があります。

② 性的虐待防止の取組

性的虐待は、他の虐待行為よりも一層人目に付きにくい場所を選んで行われることや、被害者や家族が人に知られたくないという思いから告訴・告発に踏み切れなかったり、虐待の通報・届出を控えたりすること等の理由により、その実態が潜在化していることが考えられます。

また、成人の障害者に対して行われる事案もありますが、放課後等デイサービス等を利用する障害児に対して行われる事案も報告されています。近年の特徴として、携帯電話やスマートフォンのカメラ機能を悪用し、わいせつ行為を撮影し記録に残したり、SNS等を通してわいせつな画像を送付させるといった悪質な犯行もみられています。

さらに、「障害者なら被害が発覚しないと思った」などの卑劣な理由から、採用されて勤務を開始した直後から犯行に及び、利用者と二人きりになる場面を見計らって継続的に虐待を繰り返したり、利用者の恋愛感情につけ込んで、事業所の内外で関係を持つなどの悪質な事案も報道されています。支援者と利用者という関係においてそうしたやり取りや関係性を持つことは厳に慎むべきであることは言うまでもありませんが、利用者側の障害特性や依存傾向なども影響して、発見が遅れてしまったり、周囲もなんとなくおかしいと思いながらも特に問題視せずに推移してしまったりすることもあります。

これらの虐待は、被害に遭った利用者の情緒が急に不安定になったなど本人の様子の変化を家族が不審に思ったり、虐待者である職員が異性の利用者とばかり接する等の問題行動があることに他の職員が気付いたりすることなどが、発見の端緒になっている場合があります。また、本人や家族が二次被害を恐れて性的虐待を受けた事実を周囲に相談することや、市町村に通報することが難しいという課題もあります。

このような性的虐待を防止するためには、被害の相談や通報に関する相談窓口の周知を強化することや、職員採用時に支援の現場に試しに入ってもらって気になる行動がないか確認すること、勤務シフトや業務分担の工夫などにより職員と利用者が二人きりになる場面や死角になる場面場所を極力作らないこと、特に女性の障害者に対しては、利用者の意向を踏まえ、可能な限り同性介助ができる体制を整えること、勤務中は個人の携帯電話やスマートフォンの携行を禁止し不当な撮影を防止すること等、性的虐待を防止するための様々な対策を検討することが必要です。さらに、職員教育においては利用者の人権を尊重することや、援助関係における倫理規範を厳守することを徹底する必要があります。また、利用者に向けて「何が虐待に当たるのか」や、不快なことがあったら声を上げることができるということについて、障害特性に合わせた具体的な教育的アプローチを行うこと等、現実的な防止対策を講じることが重要です。

③ 経済的虐待防止の取組

障害者支援施設やグループホーム等で、利用者から預かった現金や預金通帳の口座から 当該事業所の職員が横領したり、職員が利用者の名義で私的な契約を結び、その代金を利 用者の口座から引き落とさせていた事案や、法人が勝手に利用者の預金を事業資金に流用 した事案などが報道されています。これらの事案においては、利用者の財産管理に対する チェック機能が働かず、横領などの防止策が取られていなかったことが考えられます。

利用者の財産管理に当たっては、預金通帳と印鑑を別々に保管することや、適切な管理が行われていることを複数人で常に確認できる体制で出納事務を行うこと、利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えること、利用者から預かっている財産の抜き打ち検査を行うこと等、適切な管理体制を確立する必要があります。

また、利用者の家族等から利用者の金銭の引渡しを求められ、事業所側の判断で応じてしまい、家族等が利用者と無関係な目的で使い込んでしまったようなケースでは、「障害者

の財産を不当に処分すること」として経済的虐待に問われることも考えられます。成年後 見制度の活用を含め、利用者の財産が適切に管理され、利用者自身の生活のために使われ るよう支援することが重要です。

(2) 風通しのよい職場づくり

虐待が行われる背景として、密室の環境下で行われることと合わせて、組織の閉塞性や閉鎖性が指摘されます。報道事例にあった障害者福祉施設等の虐待事件検証委員会が作成した報告書では、虐待を生んでしまった背景としての職場環境の問題として「上司に相談しにくい雰囲気、また『相談しても無駄』という諦めがあった」「職員個人が支援現場における課題や悩みを抱え込まず、施設(寮)内で、あるいは施設(寮)を超えて、相談・協力し合える職場環境が築かれていなかったと言える」と指摘されています。

職員は、他の職員の不適切な対応に気が付いたときは上司に相談した上で、職員同士で指摘をしたり、どうしたら不適切な対応をしなくてすむようにできるか会議で話し合って全職員で取り組めるようにしたりする等、オープンな虐待防止対応を心掛け、職員のモチベーション及び支援の質の向上につなげることが大切となります。

そのため、支援に当たっての悩みや苦労を職員が日頃から相談できる体制、職員の小さな気付きも職員が組織内でオープンに意見交換し情報共有する体制、これらの風通しのよい環境を整備することが必要となります。

また、職員のストレスも虐待を生む背景の一つであり、夜間の人員配置等を含め、管理者は職場の状況を把握することが必要となります。職員個々が抱えるストレスの要因を把握し、改善につなげることで職員のメンタルヘルスの向上を図ることが望まれます。職場でのストレスを把握するために、巻末の参考資料に掲載されている「職業性ストレス簡易調査票(引用参考文献(※2)参照)」等を活用すること等が考えられます。

「職業性ストレス簡易調査票」は、厚生労働省のホームページで設問にチェックすると回答へ の評価が表示されるコンテンツが使用できますので、活用してください。

http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html

(3) 虐待防止のための具体的な環境整備

虐待の未然防止のため講じる具体的な環境整備策は、以下①~⑤のようなものがあります。

① 事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用

虐待の未然防止のためには、的確な現状把握(アセスメント)に基づいた対応策の作成、そして継続した定期的な評価(モニタリング)が重要となります。そのアセスメントに資するものとしては、事故・ヒヤリハット事例の報告、虐待防止のための自己評価(チェックリストによる評価)が有用となります。

ア) 事故・ヒヤリハット事例の報告

職員が支援の過程等で、事故に至る危険を感じてヒヤリとしたり、ハッとした経験(ヒヤリハット事例)を持つことは少なくありません。このような「ヒヤリハット事例」が見過ごされ、誰からも指摘されずに放置されることは、虐待や不適切な支援、事故につながります。早い段階で事例を把握・分析し、適切な対策を講じることが必要です。

また、利用者がケガをして受診する等の事故が起きた場合は、都道府県(政令市等) に対して事故報告書を提出することになります。都道府県によって様式や報告の基準 は違いますが、速やかに報告して指示を仰ぐことが必要となります。このときに、当 該利用者の支給決定を行った市町村に対しても同様に報告します。事故報告を適切に 行うことで、行政に報告する習慣をつけることができます。

参考までに、山口県の障害者虐待防止マニュアル(引用参考文献※3参照)のヒヤリハット事例の活用についての「分析と検討のポイント」を掲載します。

【分析と検討のポイント】

- ① 情報収集 …… 提出されたヒヤリ・ハット事例報告書や、施設長会議等を活用して、他の施設における同様の事故情報等を収集する等、事故発生の状況要因等を洗い出す。
- ② 原因解明 …… 問題点を明確にし、評価・分析する。
- ③ 対策の策定 … 虐待防止委員会等において、防止策を検討する。
- ④ 周知徹底 …… 決定した防止策等を各部署に伝達し、実行する。
- ⑤ 再評価 …… 防止策の効果が現れない場合、再度、防止策を検討する。
- ※ 利用者の個人の尊厳を尊重する結果、事故等のリスクが高まるならば、どのような処遇が 最良の方法か、利用者や家族とも話し合うことが重要。

山口県障害者虐待防止マニュアル、山口県、2007

イ) 虐待防止チェックリストの活用

職員が自覚しながら職場や支援の実際を振り返るためには、虐待の未然防止と早期 発見・早期対応の観点からチェックリストを作成し活用することが重要です。

まずは、虐待防止委員会でチェックリストを作成します。チェックリストは管理者の立場、職員の立場それぞれによる複眼的なリストとすることが必要です。

管理職の立場からは、運営規程の整備、職員の理解、研修計画、利用者や家族との連携、外部との関係、体制の整備等、それぞれの状況をチェックする管理者用のチェックリストを作成します。管理者用のチェックリストは、職員もチェックすると、管理者と職員の認識のずれも確認することができます。

職員の立場からは、利用者への支援の適否等について振り返るチェックリストの項目を作成します。チェックリストは組織としての課題を確認し、職員間で共有して改善策を検討するものであり、特定の個人を追及したり批判する性質のものではありません。

事故・ヒヤリハット事例や管理者用、職員用のチェックの結果は虐待防止委員会で分析し、課題を確認することが必要です。虐待防止委員会では、継続的な「支援の改善」と「組織マネジメント」の観点から、PLAN (計画) \rightarrow DO (実行) \rightarrow CHECK (確認) \rightarrow ACTION (対応処置) を繰り返し (PDCA サイクル)、らせん状に改善していくことが求められます。例えば、チェックリストで浮かび上がった課題を要因分析し、改善計画を作成して一定期間取り組み、チェックリストで検証して、さらに改善のための分析を行うということを繰り返していきます。参考までに、全国社会福祉協議会がとりまとめたチェックリスト (引用参考文献※4参照)を巻末に掲載します。

② 苦情解決制度の利用

苦情への適切な対応は、利用者の満足感を高めるだけでなく、虐待防止のための 手段の一つでもあります。

そのため、障害者福祉施設等は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員 を設置し、連絡先等を障害者福祉施設等内に掲示するほか、障害者福祉施設等の会 報誌に掲載する等、積極的な周知を図ることが必要となります。

特に管理者は、施設を利用している障害者の表情や様子に普段と違う気になるところがないか注意を払い、声を掛けて話を聞く等、本人や家族からの訴えを受け止める姿勢を持ち続けることが求められます。

また、利用者の家族に対しても、苦情相談の窓口や虐待の通報先について周知するとともに、日頃から話しやすい雰囲気をもって接し、施設の対応について疑問や苦情が寄せられた場合は傾聴し、事実を確認することが虐待の早期発見につながります。利用者や家族の中には、支援を受けている障害者福祉施設等への遠慮から不適切な対応を受けても利用する障害者福祉施設等に直接苦情を言いにくい人もいます。そのため、市町村障害者虐待防止センターや相談支援事業所に相談することや、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等の苦情解決制度等についても活用されるよう積極的に周知する必要があります。

なお、社会福祉法では、利用者等からの苦情解決に努める責務を規定しているとともに、さらに「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)で、苦情解決制度の実効性が確保されるよう通知しています。

③ サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用

チェックリストの作成と評価は、事業者や職員による自己評価です。これに加えて「福祉サービス第三者評価」や「オンブズマン」等の外部による第三者評価を受けることもサービスの質の向上を図るきっかけとして有効となります。

また、障害福祉サービスの申請または変更の際に、サービス等利用計画案の提出が必要となり、サービス等利用計画が適切であるかどうかについて、サービスの利用状況を検証し、必要に応じてサービス等利用計画を見直すために、定期的に相談支援専門員がモニタリング(継続サービス利用支援)を実施しますが、モニタリングは、施設等に外部の福祉専門職がサービスの実施状況を確認する重要な機会となります。施設等の管理者やサービス提供責任者、職員は、相談支援専門員から見たサービスの実施状況が適切かどうか、虐待につながる可能性のある行為がないかどうか積極的に意見を聞き、必要に応じて改善につなげることが求められます。

○福祉サービス第三者評価

巻末の(参考)に福祉サービス第三者評価の指針及びガイドラインの掲載サイトを示しているので参照してください。

○オンブズマン

「オンブズマン (Ombudsman)」とは、「権限を与えられた代理人、弁護人」を意味します。 福祉サービス利用者の権利擁護の視点から、障害者福祉施設等が独自にオンブズマンを導入 する例がみられるようになってきました。

④ ボランティアや実習生の受入と地域との交流

多くの目で利用者を見守るような環境作りが大切です。管理者はボランティアや 実習生の受入体制を整え、積極的に第三者が出入りできる環境づくりを進め、施設に 対する感想や意見を聞くことにより、虐待の芽に気付き、予防する機会が増えること にもつながります。

⑤ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用

自ら権利を擁護することに困難を抱える障害者については、成年後見制度の活用等を通して権利擁護を行っていくことが重要です。障害者虐待防止法では、市町村が成年後見制度の周知や、適切な審判開始の請求、経済的負担の軽減措置を図ることが規定されています。平成24年4月からは、市町村の地域生活支援事業による成年後見制度利用支援事業が必須事業とされており、必要に応じて成年後見制度の利用に

つなげていくことが必要です。

平成28年4月、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「成年後見制度利用促進法」といいます。)が議員立法により成立し、同年5月に施行されました。

また、令和4年3月に同法に基づく「第二期成年後見制度利用促進基本計画(計画期間は令和4年度~令和8年度)」が閣議決定されました。第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向けて、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととしています。また、令和6年度末までの目標として、市町村申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進や、市民後見人や法人後見等の担い手の確保・育成に関するKPIが設定されています(詳細は同計画を参照)。

社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業も、判断能力が十分でない人が地域で自立して生活ができるように、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行っています。その人に必要な諸制度の活用を検討し支援することが求められます。障害者虐待では、知的障害者、精神障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害等の事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援の一つとして本事業の活用を検討することが必要です。

8 (自立支援)協議会等を通じた地域の連携

障害者虐待の防止や早期の対応等を図るためには、市町村や都道府県が中心となって、関係機関との連携協力体制を構築しておくことが重要です。具体的には、その役割と関係者の範囲ごとに、以下のネットワークを構築することが考えられますが、障害者福祉施設等として適切な役割を果たすことができるように積極的にネットワークに参加することが重要です。

- ① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、身体障害者相談員、知的障害者相談 員、家族会等からなる地域の見守りネットワークです。
- ② サービス事業所等による虐待発生時の対応(介入)ネットワーク 養護者による障害者虐待事案等において、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者 等虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワークです。
- ③ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体等専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワークです。

これらのネットワークを構築するため、(自立支援)協議会の下に権利擁護部会の設置等、 定期的に地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくり の協議等を行うこととされています。地域の関係機関のネットワークに参加することで地 域の連携が生まれ、障害者福祉施設等における虐待防止への意識付けも強化されていくこ とが期待されます。

IV 虐待が疑われる事案があった場合の対応

1 虐待が疑われる事案があった場合の対応

障害者福祉施設等で利用者への虐待が疑われる事案があった場合は、障害者虐待防止法第16条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報します。この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進めます。また、内部的には法人の理事長に報告し、必要に応じて臨時理事会の開催について検討します。

同法第 16 条の通報義務は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して、速やかな市町村への通報を義務付けていますので、利用者の家族等施設の中で障害者虐待を発見した者や、同じ障害者福祉施設等の職員が、市町村に直接通報することも想定されています。

その場合、管理者は、虐待を受けた障害者のためにも、障害者福祉施設等の支援の改善のためにも、行政が実施する訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を 洗い出し、事実を明らかにすることが求められます。

2 通報者の保護

障害者福祉施設等の虐待を発見した職員が、直接市町村に通報する場合、通報した職員は、障害者虐待防止法で次のように保護されます。

- ① 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(障害者虐待防止 法第16条第3項)。
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(第16条第4項)。(通報が虚偽であるもの及び一般人であれば虐待であったと考えることに合理性がない「過失」による場合は除きます。)

したがって、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されます。

なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で 法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業所 外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合(例えば行政機関への通報を行 おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実である と信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たす場合)、通報者に対する保護が規定 されています。施設においては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、 理解を進めることが必要となります。

ところが、障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側が損害賠償請求を行うという事案が発生しています。虐待通報された事により施設の社会的信用が低下し、不利益を受けたことが理由とされました。しかし、その後の経過において、施設側の不利益は認定されず、さらに信用を低下させる結果となり、事業所の廃止に至った事例もありました。適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。

施設の設置者・管理者等は障害者虐待防止法の趣旨を認識するとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いをすることがないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について理解を深めることが必要です。

3 市町村・都道府県による事実確認への協力

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出があったときは、市町村及び都道府県が、事実を確認するために障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者からの聞き取りや、障害者総合支援法や社会福祉法等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなります。

そのため、調査に当たっては、聞き取りを受ける障害者やその家族、障害者福祉施設等 関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となりますので、適切な場 所を提供します。また、勤務表や個別支援計画、介護記録等の提出等が求められますので、 これらに最大限協力します。

なお、障害者総合支援法の規定により市町村長、都道府県知事が調査権限に基づいて障害者福祉施設等に対して報告徴収や立入検査を行う場合、質問に対して虚偽の答弁をしたり、検査を妨害した場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取消し等(第50条第1項第7号及び第3項、第51条の29第1項第7号及び第2項第7号)や30万円以下の罰金(第111条)に処することができることとされています。これらの規定についても十分理解した上で、市町村、都道府県の事実確認調査に対して誠実に協力します。

4 虐待を受けた障害者や家族への対応

虐待事案への対応に当たっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にします。虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待を受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態等を起こさないため、法人の就業規則等を踏まえた上で配属先を直接支援以外の部署に変更することや、事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止にする等の対応を行い、利用者が安心できる環境づくりに努めます。

また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対して障害者福祉施設等内で起きた事態に対して謝罪も含めて誠意ある対応を行います。虐待事案の内容によっては、法人の理事長等役職員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い信頼の回復に努める必要があります。

5 原因の分析と再発の防止

厚生労働省の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書では、虐待の発生要因を「教育・知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理観や理念の欠如」「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」の5つに分類しています。それによると、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」「倫理観や理念の欠如」があります。また、組織の課題として「虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ」や「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」も原因として挙げられています。

この要因は、サービス類型によって異なっており、生活介護や就労継続支援B型、放課後等デイサービスでは「教育・知識・介護技術等に関する問題」、障害者支援施設では、「職員のストレスや感情コントロールの問題」が高くなっており、共同生活援助では、これらに加え「倫理観や理念の欠如」も高くなっています。これを虐待類型別で見ると、身体的虐待や心理的虐待、放棄・放置(ネグレクト)では「教育・知識・介護技術等に関する問題」が最も高く、性的虐待や経済的虐待では「倫理観や理念の欠如」が最も高い要因として挙げられています。

虐待を行った職員に対しては、虐待を起こした背景について聞き取り、原因を分析しま

す。虐待は、一人の職員が起こす場合もあれば、複数の職員が起こす場合もあります。また小さな不適切な対応が積み重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまう等のケースも考えられるため、経過の把握も必要です。さらに、虐待があることを知りながら見て見ぬふりをしてしまった職員がいる場合、職員相互の指摘ができないような支配的な力関係が職員の間に働いている場合もあります。その他、職員が行動障害等の知識や対応の技術が不十分で、力で抑え込むことしかできなかった場合も考えられます。さらに、管理者等役職者が虐待を行っているのではないかと指摘を受ける場合もあるかもしれません。これらを客観的に分析するためには、虐待防止委員会だけでなく、第三者的立場の有識者にも参加してもらって検証委員会を立ち上げること等も考えられます。その過程で、複数の障害者福祉施設等を運営する法人の中で組織的に行われたと思われる虐待事案については、同一法人の他障害者福祉施設等への内部調査を検討することも考えられます。虐待が起きると、施設は利用者や家族からの信頼を失うとともに、社会的な信用が低下し、虐待に関わっていなかった職員も自信を失ってしまいます。失ったものを回復するためには、事実の解明や改善に向けた誠実な取組と長い時間が必要になります。

虐待が起きてしまった原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返るとともに、行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化した上で、同じ誤りを繰り返すことがないように取り組むことが支援の質を向上させるだけではなく、職員が自信を取り戻し、施設が利用者や家族からの信頼を回復することにもつながります。

6 個別支援計画の見直しとサービス管理責任者等の役割

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という) は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければなりません。

虐待が起きた際は、虐待を受けた利用者の安全確保が最優先し、利用者が安心できる環境をつくり、虐待を受けた障害者や家族に誠意ある対応を行います。

その上で、その原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返ることになります。サービス管理責任者等は、「個別支援計画」と「記録」をもとに事実の記録をつくります。本人にどのような対応が適切であるのか、本人の意思及び人格を尊重して、家族、担当職員等と事実を共有、分析して個別支援計画をつくります。その際、相談支援専門員による「サービス等利用計画」と連動させ、行政職員による改善指導や有識者による指導、助言を受けることで虐待の再発を防ぎ、より良質な支援の提供を行うことを目指します。

7 虐待した職員や役職者への処分等

事実の確認と原因の分析を通じて虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにする必要があります。刑事責任や民事責任、行政責任に加え、道義的責任が問われる場合がありますので、真摯に受け止めなくてはなりません。

さらに、法人として責任の所在に応じた処分を行うことになります。処分は、労働関連 法規及び法人の就業規則の規定等に基づいて行います。また、処分を受けた者については、 虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務付ける等、再発防止のための対応 を徹底して行うことが求められます。

V 市町村·都道府県による障害者福祉施設等への指導等

1 市町村・都道府県による事実確認と権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています(第19条)。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、市町村・都道府県から報告徴収を指示される等して事実確認が行われ、障害者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県から、改善指導等が行われます。改善指導等の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止のための委員会の設置、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックする、等があります。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法等に基づく勧告・命令、指定の取消し等の処分が行われることがあります。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています(第 20 条)。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません(ただし、障害者虐待等により、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所としての指定取消しが行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示します)。

○都道府県知事が公表する項目

- 一 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況
- 二 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置
- 三 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 四 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

なお、自治体によっては、障害者虐待防止法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施 設従事者等による障害者虐待に対する指導等を適宜公表する場合があります。

VI 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について

1 居室の確保に関する協力

養護者による障害者虐待や、住み込みで働いていた会社で使用者による障害者虐待を受けた場合等で、放置しておくと障害者の生命や身体に重大な危険を招くおそれが予測されると判断された場合、市町村は、虐待を受けた障害者を保護するため、契約による障害福祉サービスの利用(短期入所、施設入所等)や、やむを得ない事由による措置(短期入所、施設入所等)により、養護者等から分離することがあり、市町村から施設に対して緊急的な受入れを要請することになります。身体障害者福祉法第18条の2及び知的障害者福祉法第21条において、やむを得ない事由による措置による委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないと定められており、施設としても受入について最大限の協力が求められます。

なお、災害等(虐待を含む)やむを得ない理由による場合は、定員超過による報酬の減算をうけることがないように、利用者数の算定から除外するものとされています。

また、平成 30 年度障害福祉サービス報酬改定において、短期入所では、緊急時に受入れを行った場合、「緊急」という局面を勘案し、期間を区切った上で、特例的に加算をするとともに(「定員超過特例加算」)、その間は定員超過利用減算を適用しないこととしています。さらに「緊急短期入所受入加算」についても、利用開始日のみだった加算を 7 日間(やむを得ない事情がある場合は 14 日間)まで広げており、こうした加算を活用することも可能です。

〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(抜 粋) (平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第二 (略)

- 1. 通則((1)~(6)略)
- (7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について(①~⑤略)
 - ⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項
 - ④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(四)までに該当する利用者を除くことができるものとする。

また、計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点以下を切り上げるものとする。

- (一) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項、若しくは第2項、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合
- (二) (略)
- (三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者
- (四) (略)
- 2. 介護給付費((1)~(6)略)
- (7) 短期入所サービス費 (①~®略)
 - ⑩ 緊急短期入所受入加算の取扱いについて
 - (一) 報酬告示第7の9のイの緊急短期入所受入加算 (I) については、以下のとおり取り扱うこととする。(ア〜エ略)
 - オ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。
 - ② 定員超過特例加算の取扱いについて

報酬告示第7の10の定員超過特例加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員につき算定可能とする。
- (二) ~ (四) 略

2 保護された障害者への対応

虐待による養護者等からの分離、保護を受けた障害者は、虐待によって心身の不調を抱えていたり、急な分離と初めての環境への不安や緊張を感じて入所してきます。自分が置かれている状況が理解できない場合、不安や緊張がさらに高まる可能性もあります。その結果、興奮してパニックを起こしたり、食事を食べられなくなったり、不眠になったりといった症状が現れる場合もあります。障害者福祉施設等の職員は、保護された障害者が置かれている状況を理解し、受容的に関わり、不安や緊張を和らげるよう対応することが求められます。

保護されて入所してくる障害者については、自宅でどのように過ごしていたか、好きな活動は何か等、支援をする上で必要とされる情報が少ない場合があると思います。勤務している職員同士で情報交換や申し送りを確実に行い、一日でも早く安定した生活を送ることができるような対応を心掛けることが必要となります。

Ⅲ 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。障害の有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。

身体拘束は、何よりも本人の尊厳を侵害することです。そして、関節の拘縮や、筋力や心肺機能、身体的能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害があります。このことは、家族にも大きな精神的負担をかけるとともに、職員等は自らの支援に自信がもてなくなり、モチベーションの低下や支援技術の低下を招くなどの悪循環を引き起こすことになります。

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらな いように、手 指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、 車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

2 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001年3月)に基づく次の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、「やむを得ない身体拘束」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため留意が必要です。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむ得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する担当者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。また、必要に応じて相談支援専門員の同席も検討します。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを 得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析 を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③ 行政への相談、報告

行動制限・身体拘束する場合、市町村の障害者虐待防止センター等、行政に相談・報告して、行動制限・身体拘束も含めた支援についての理解を得ることも重要です。 行動障害のある利用者支援の中で、事業所で様々な問題を事業所で抱え込んでしまうことがあります。事業所で抱え込まないで、関係する機関と連携することで支援について様々な視点からのアドバイスや情報を得ることができます。行政に相談・報告することで、支援困難な事例に取り組んでいる実態を行政も把握できることになります。また行動改善の取り組みの進捗についても定期的に報告することで、組織的な行動改善に向けた計画的に取り組みの推進を図ることに繋がります。

④ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、以下のように定め られているため、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合 があります。

⑤ 身体拘束廃止未実施減算

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として、

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること、
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 従業者に対し研修を定期的に実施すること

が追加され、これらを満たしていない場合に、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

さらに、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ、訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直しました。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

- 第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を 記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
 - ※ 「指定障害福祉サービスの人員、設備、運営基準」にも同様の規定あり。

≪身体拘束廃止未実施減算≫

○所定単位数の100分の10に相当する単位数

施設・居住系:障害者支援施設(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

○所定単位数の100分の1に相当する単位数

訪問・通所系:居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、 生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労選択支援、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問 型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く) なお、こうした取組が小規模事業所においても過剰な負担とならないようにするため、令和3年度の障害者総合福祉推進事業において、小規模事業所における望ましい取組方法(体制整備や複数事業所による研修の共同実施等)について調査研究を行い、令和4年3月に事例集としてまとめています。

<参考:小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント> 令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究 事例集」(PwC コンサルティング合同会社)より一部抜粋

○身体拘束等の適正化

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント	
身体拘束等	① 記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集	
を行う場合	に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして	
の必要事項	検討を進める。	
の記録		
身体拘束等	② 身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめ)
の適正化の	をサポートする。	
ための対策	※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であ)
を検討する	るため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。	
	③ 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深	
催	いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営す	`
	る。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について	_
	● 既存の会議体や委員会(定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等)の)
	開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。	
	⑤ 身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、	
	第三者が参加しやすいように工夫する。	
	※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等	
	も当たると考えられる。	
研修の実施	⑥ 身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、	
	それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。	
	⑦ 域内で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等が	ì
	あれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。	
	※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支	
	えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体 サナロ スズイン マンス 下 12 円 2 円 2 円 2 円 2 円 2 円 2 円 2 円 2 円 2	
	拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において	
	身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。	
	「じて美地しているものとみなして左し又えない。」とされています。 ⑧ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、	
	研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。	
	あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。	
指針の整備		\dashv
7 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき	
	台にして検討を進める。	

3 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

身体に重度の障害のある人の中には、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても安全かつ安楽に座位が取れるようにいすの形状やパッド等の配置が設計されているほか、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行、疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

肢体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」としてベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転落したりする事例もあります。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうといったかえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見されます。

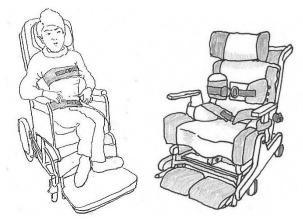
身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、 残存機能を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト 類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上 で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師 や理学療法士・作業療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や 目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し(モニタリング)、その 意見・同意を個別支援計画に記載することが必要です。

記録内容では「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか」等の記載がなされていることが重要です。長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意することが必要です。

記録については、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係るQ&A」問1において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむをえず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である」と明記されています。従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること(モニタリング)が必要です。



(座位保持装置等の例)

4 身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、 噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があります。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。

しかし、職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こります。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねません。

行動障害に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、抑え付ける職員や抑え付けられた場面に対して恐怖や不安を強く感じるようになってしまいます。このような誤った学習を繰り返した結果、利用者の「問題行動」はさらに強くなり、職員はより強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥ることになります。

職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

5 身体拘束・行動制限を止めた例

ある入所施設から地域移行でグループホームと地域の生活介護を利用することになった 10 代女性の A さんは、施設では自室から出るときは常に二人の職員が両側に立ち、両手を抑えて拘束されていました。理由は、ほかの利用者の方を叩いてしまったり、置いてあるものを投げてしまうからでした。両手を抑えることによって他害等はなくなったが、常に行動を制限されていたためか意思表示も少なく、表情に明るさがありませんでした。

グループホームと生活介護では、初日から拘束はせず、共同でアセスメントを行い、本人が他害を行う状況や、好きな活動や苦手な場面等の情報を共有していった結果、入居初月は両事業所で合わせて月 100 回以上あった他害(をしようとする行動)が2カ月後には月に数回まで減りました。

拘束をされなくなった A さんは、苦手な環境が排除された施設の中を自由に歩き、そして自分で大好きな人形をカバンに入れて背負って通所してくるようになりました。その表情は最初にあったときは別人のように明るさあふれる 10 代らしい笑顔でした。

知識や支援技術、事業所の連携によって身体拘束を減らしたことによって本人の生活や人生が豊かになった例です。

6 行動障害のある利用者への適切な支援

(1) 強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと

行動障害とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、高い頻度(著しい場合は、強度行動障害)で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。

行動障害の状態になりやすいタイプとしては、コミュニケーションが苦手で自分の体調不良や対人不安をうまく伝えられない利用者、他の人は気にならない感覚(明るさ、音、肌触り、臭い、気圧や温度など)に過敏で不快感を持ちやすい人、過去のイヤな記憶を思い出してしまいやすい人などがあります。

利用者がこのような状態になったときには、本人の健康や周囲の利用者の安全を守るために、職員は身体拘束や行動制限をやむを得ず行うことがありますが、そのときには、事業所の職員全員が利用者の障害特性を理解し、予め本人や家族と相談して決めておいた方法や時間の範囲で対応することが必要になります。

もちろん、このような身体拘束や行動制限を行うことは決して望ましいことではないので、普段から利用者の家族や過去の支援者からの情報を引き継いだり、丁寧な観察を行ったりすることによって障害特性を理解し、行動障害が起こらないような支援を行うことが大前提になります。

例えば、「一日に何度も、集団活動になると他の利用者を突然噛んでしまうようになった利用者」の担当者になった場合のことを考えてみましょう。咄嗟のことであれば、噛みついた利用者を止めるために職員は羽交い締めにするかもしれません。 さらに、それでも噛もうと興奮する様子を見て居室に押し込み施錠をするかもしれません。

この利用者は、「ざわざわした騒がしい場面が苦手」なのに、そのことがうまく伝えられないという障害特性があったのかもしれません。しかし、普段からそのような障害特性に即した支援が受けられず、さらに羽交い締めにされ居室に閉じ込められるというさらなる不安や恐怖の体験が追加されてしまいます。

(2)強度行動障害支援者養成研修があること

私たち障害福祉分野の領域で働く者は全て、行動障害の状態になりやすい利用者の 障害特性を普段から把握し、咄嗟のときにも利用者に不安や恐怖を与えない対応を行 うための知識と技術を持つことが必要です。

(図1) 強度行動障害支援者養成研修の実施体制

【国立のぞみの園】 指導者養成研修

基礎研修・実践研修の指導者を養成するための研修を実施

【都道府県】

障害福祉サービス等事業所の職員に対して、以下の通り基礎・実践研修を実施。

【障害福祉サービス等事業所】

- ◆サービス管理責任者クラスの職員 2014 年~ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修) 講義+演習 12 時間
- ◆支援現場の職員

2013 年~ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修) 講義+演習 12 時間

(図2) 基礎研修、実践研修の位置づけ

【実践研修】

- → ◆アセスメント
 - 行動観察、情報収集

Ţ

- ・行動の分析、理解(本人が困っていること、本人ができることや強みなどの把握)
- ◆支援の計画
 - ・A 本人の困難を軽減する、取り除く
 - ・B 本人ができること、強みを活用する
 - ・AとBを組み合わせた具体的な環境調整、支援手順書、記録様式の作成

1

【基礎研修】

- ◆支援

- 障害特性の理解
- ・支援手順書に基づく支援
- ・日々の記録

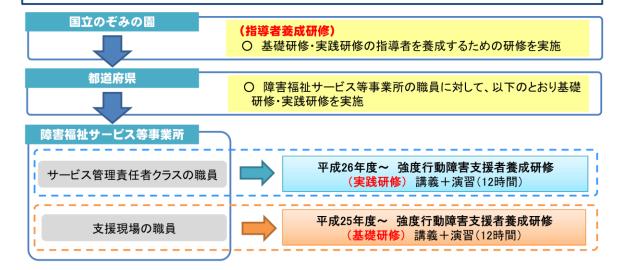
具体的には、都道府県(適切な事業所等への委託の場合もある)」が実施している「強度 行動障害支援者研修」を受けることで、どのような障害特性があるのか、普段からできる 支援の工夫にはどのようなものがあるのか、職場全体で取り組むにはどうしたらよいかな どを学ぶことができます。

(3)強度行動障害を有する児者に対する支援者の人材育成について

強度行動障害を有する児者は、施設等において適切な支援を行うことにより、自傷や他害行為等の危険を伴う行動の回数が減少する等の支援の有効性も報告されており、体系的な研修が必要とされています。このため、国においては、各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修(以下「実践研修」という)の実施を促進するため、各都道府県の支援者に対する実践研修を実施している。また、都道府県においては、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、強度行動障害を有する人等を支援する職員を養成するため研修を実施しているので、障害者福祉施設等の職員の人材養成として、都道府県で実施される研修を積極的に受講しましよう。

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。



(4) 強度行動障害を有する児者に対する支援体制の更なる拡充について

さらに、令和4年度に「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」が開催され、地域の中で複数の事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していく方向性が示されました。これを踏まえ、令和6年度報酬改定において、新たな人材養成等も進め、事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが示されるとともに、各地域において、広域的支援人材が事業所等へ集中的に訪問等し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進める等の集中的支援によって、事業所の支援力の向上や困難事案への対応を行う体制を整備していくこととなりました。

強度行動障害を有する児者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があります。各施設・事業所においては、対応困難なケースなどを抱え込まずに、自治体とも連携しながら支援を継続していくことが求められます。

強度行動障害を有する者の地域の支援体制イメージ

- ○強度行動障害を有する者の支援においては、特定の事業所、特定の支援者だけで支えるには限界があり、地域の中で複数の 事業所、関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要である。
- ○事業所においては適切な支援の実施をマネジメントする中核的人材を中心にチームによる支援を進めていくことが必要である。 また、各地域において、広域的支援人材等が事業所への指導助言等を行い、事業所の支援力の向上や集中的支援による困難 事案への対応を行う体制を整備していくことが必要である。

強度行動障害を有する者

相談支援

○計画相談支援 等

サービス等利用計画の策定



緊急時対応

日常的な支援体制の整備

- ○標準的な支援を踏まえ適切な支援を実施し、現場支援で中心となる人材
- ○特に支援が困難な強度行動障害を有する者を受け入れる場合に配置を想定
- ○強度行動障害支援者養成研修の修了者を含めた事業所内でチームによる支援を進めていく

- 〇障害者支援施設 〇障害児入所施設 〇共同生活援助 等

日中活動系・訪問系

○牛活介護 ○短期入所 〇行動援護 等



連携

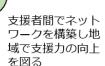
地域生活支援 拠点等

○障害福祉サービスと 連携し、緊急時の対 応や施設・医療機関 から地域への生活の 移行を支援



状態が悪化した者に対する集中的支援

- ○広域的支援人材が状態が悪化したケースについて集中的なアセスメント や環境調整を実施
- ○広域的支援人材が事業所訪問し実施する形と、居住支援を活用し一時的に 環境を変えて実施する形を想定





○強度行動障害に関する支援困難事例に対して助言等を行い地域を支援する人材 ○発達障害者地域支援体制整備事業(発達障害者地域支援マネジャー)等での配置を想定

医療・教育・ その他関係機関

参考資料

○ 倫理綱領の例(財団法人日本知的障害者福祉協会の倫理綱領)

倫理綱領

財団法人 日本知的障害者福祉協会

前文

知的障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

1. 生命の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にします。

2. 個人の尊厳

私たちは、知的障害のある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

3. 人権の擁護

私たちは、知的障害のある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

4. 社会への参加

私たちは、知的障害のある人たちが、年齢、障害の状態等にかかわりなく、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑚を重ね、知的障害のある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。

〇行動指針の例

職員行動指針

- ○○○福祉会は、職員一人ひとりが組織の一員として、自らの行動に責任と自覚を確立するため、「○○○福祉会職員行動の指針」を定め、法人内外に示します。
- ○○○福祉会のすべての職員は、この行動の指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

1. 【社会的ルールの遵守(コンプライアンス)の徹底】

○○○福祉会は、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールの遵守を徹底します。

2. 【環境保全・安全衛生の推進】

○○○福祉会は、地球的規模の環境破壊が進む中で、その抑止に日ごろから関心を持ち、取り組みます。

利用者や地域の方と共に職場及び地域の環境保全と安全衛生に積極的に取り組みます。

3.【社会貢献の推進】

○○○福祉会は、地域や社会に根ざした法人であるために、社会貢献活動を行います。

4. 【人権の尊重】

○○○福祉会は、差別のない公平な法人であるために、互いの個性や違いを積極的に認め合い一人ひとりが平等であるという考えの下に行動します。

5. 【プライバシーの保護】

○○○福祉会は、プライバシーの保護に最大限の努力をします。

6. 【個人情報の保護と管理】

○○○福祉会は、個人情報保護法等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行います。

7. 【公正・公平な取引の推進】

○○○福祉会は、公正且つ公平で健全な取引を行います。

8. 【行政機関等との関係】

○○○福祉会は、自立した法人として行政機関と対等且つ健全な関係を保持します。

9. 【説明責任(アカウンタビリティー)の徹底】

○○○福祉会は、利用者やその家族・後見人等に提供するサービスや関連する情報について、適切に説明する努力や工夫を行います。また、地域の理解と信頼を高めるために地域とのコミュニケーションを図ると共に、適切な情報開示、情報提供に努め、説明責任を果たします。

10. 【危機管理(リスクマネジメント)の徹底】

○○○福祉会は、「○○○福祉会リスクマネジメント指針」に基づき、常に安全性に配慮したサービスの提供と事故防止に努めます。

〇 虐待防止啓発掲示物の例

職員の方々に

以下のような行為は、障害者への虐待です。

不適切な支援から、傷害罪等に当たる犯罪行為まで様々ですが、いずれも障害者の人権の重 大な侵害であり、絶対に許されるものではありません。

○身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たばこを押しつける。
- ・熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない。
- ・戸外に閉め出す、部屋に閉じこめる、縄等で縛る。

○性的虐待

- ・性交、性的暴力、性的行為の強要。
- ・性器や性交、性的雑誌やビデオを見るよう強いる。
- 裸の写真やビデオを撮る。

○心理的虐待

- ・「そんなことすると外出させない」等言葉による脅迫。
- 「何度言ったらわかるの」等心を傷つけることを繰り返す。
- ・成人の障害者を子ども扱いする等自尊心を傷つける。
- ・他の障害者と差別的な取り扱いをする。

○放棄・放置

- ・自己決定といって、放置する。
- ・話しかけられても無視する。拒否的態度を示す。
- ・失禁をしていても衣服を取り替えない。
- ・職員の不注意によりけがをさせる。

○経済的虐待

・障害者の同意を得ない年金等の流用等財産の不当な処分。

○その他

- ・職員のやるべき仕事を指導の一環として行わせる。
- ・しつけや指導と称して行われる上記の行為も虐待です。

自分がされたら嫌なことを障害者にしていませんか。

常に相手の立場で、適切な支援を心がけましょう。

障害者(児)施設における虐待の防止について 平成17年10月20日 障発第1020001 各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛 厚生労働省社会・援護局障害保健福部長通知 を参考に一部変更

〇 障害者虐待相談・通報・届出先掲示物の例

障害者虐待の相談・通報・届出先

当施設の虐待防止責任者は、〇〇です。ご心配がありましたら、お気軽にご相談ください。 TEL 〇〇一〇〇〇 FAX 〇〇一〇〇〇

また、〇〇市の障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報、届出窓口は下記の通りです。

【日中(○時~○時)】

- 〇〇市役所 \Box 口課 \triangle △係 TEL ○○一○○○○ FAX ○○一○○○○
- ○○市障害者虐待防止センター TEL △△-△△△ FAX ○○-○○○
- ○○地域基幹相談支援センター TEL ××-×××× FAX ○○-○○○

【休日夜間(○時~○時)】

○○地域基幹相談支援センター(携帯)TEL ×××-×××-×××

携帯メールアドレス aaaaa@bbbb.ne.jp

〇 職業性ストレス簡易調査票

A. あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに〇を付けてください。

		そ	そま	ちや	ち
		う	うあ	がや	が
		だ	だ	う	う
1.	非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2.	時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
3.	一生懸命働かなければならない	1	2	3	4
4.	かなり注意を集中する必要がある	1	2	3	4
5.	高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	1	2	3	4
6.	勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	1	2	3	4
7.	からだを大変よく使う仕事だ	1	2	3	4
8.	自分のペースで仕事ができる	1	2	3	4
9.	自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	1	2	3	4
10.	職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	1	2	3	4
11.	自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	1	2	3	4
12.	私の部署内で意見のくい違いがある	1	2	3	4
13.	私の部署と他の部署とはうまが合わない	1	2	3	4
14.	私の職場の雰囲気は友好的である	1	2	3	4
15.	私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気等)はよくない	1	2	3	4
16.	仕事の内容は自分にあっている	1	2	3	4
17.	働きがいのある仕事だ	1	2	3	4

B. 最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに〇を付けてください。

	なほ かっ たど	_	しばしたば	ほとんど
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
3. 生き生きする	1	2	3	4
4. 怒りを感じる	1	2	3	4
5. 内心腹立たしい	1	2	3	4
6. イライラしている		2	3	4
7. ひどく疲れた	1	2	3	4
8. へとへとだ		2	3	4
9. だるい		2	3	4
10. 気がはりつめている		2	3	4
11. 不安だ	1	2	3	4
12. 落着かない		2	3	4
13. ゆううつだ		2	3	4
14. 何をするのも面倒だ		2	3	4
15. 物事に集中できない	1	2	3	4

16. 気分が晴れない	1	2	3	4
17. 仕事が手につかない		2	3	4
18. 悲しいと感じる		2	3	4
19. めまいがする		2	3	4
		2	3	4
21. 頭が重かったり頭痛がする	1	2	3	4
22. 首筋や肩がこる		2	3	4
23. 腰が痛い		2	3	4
24. 目が疲れる		2	3	4
25. 動悸や息切れがする		2	3	4
26. 胃腸の具合が悪い		2	3	4
27. 食欲がない		2	3	4
28. 便秘や下痢をする		2	3	4
29. よく眠れない	1	2	3	4
C. あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるもの	のに〇を 非 常 に	付けて か な り	くださ 多 少	い 。 全くな
い 次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか? 1. 上司	1	2 2 2	3 3 3	4 4 4
あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか?				
4. 上司		2	3	4
5. 職場の同僚		2	3	4
6. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4
あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいった。上司	1 1	ますか? 2 2 2	3 3 3	4 4 4
D. 満足度について				
ひ、洞足及について	満足	満ま あ 足		不満足
1	_	0	0	4
1. 仕事に満足だ		2	3	4
2. 家庭生活に満足だ	1	2	3	4

〇施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト(※4)

A:体制整備チェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】

項目	チェック欄
1. 倫理綱領、行動規範等を定めている。	ロはい
	□いいえ
2. 倫理綱領、行動規範等について職員への周知徹底ができている。	口できている
	口できていない
3. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	口はい
	□いいえ
4. 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底	□できている
するとともに、活用している。	口できていない
5. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続き、方法を明確に定め、	口できている
職員に徹底している。	口できていない
6. 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。	ロはい
	□いいえ
7. 緊急やむを得ない場合の身体拘束等について、利用者(家族)に説	□はい
明を行い、事前に同意を得ている。	□いいえ
8. 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している	口できている
	口できていない
9. 個別支援計画作成会議は、利用者の参加を得て実施している。	口できている
	口できていない

【職員への意識啓発、研修】

10. 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習を実施している。	ロはい
	□いいえ
11. 日々の支援の質を高めるための知識や技術の向上を目的とした研	ロはい
修を実施している。	□いいえ
12. 職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示	ロはい
している。	□いいえ
13. 「職員チェックリスト」の活用を図り、職員の虐待に対する意識や	口できている
日々のサービス提供等の状況把握に努めている。	口できていない
14.「早期発見チェックリスト」の利用の徹底を図るとともに、発見時	口できている
の報告、対応等について明確にしている。 	口できていない

【外部からのチェック】

15.「福祉サービス第三者評価事業」を活用し、サービスの質の向上等に努め	ロはい
ている。	□いいえ
16.「福祉サービス第三者評価事業」を一定の期間ごとに、継続的に受審して	ロはい
いる。	口いいえ
17. 虐待の防止や権利擁護について継続的に外部の専門家や法人内の他の施	ロはい
設の職員等による評価、チェックを受けている。(第三者評価事業の受審	□いいえ
を除く)	
18. 施設・事業所の事業・監査において虐待防止に関わるチェック等を実施	□はい
している。	□いいえ
19. ボランティアの受入を積極的に行っている。	□できている
	口できていない
20. 実習生の受入を積極的に行っている。	口できている
	口できていない
21. 家族、利用希望者の訪問・見学は随時受けている。	口できている
	口できていない

【苦情、虐待事案への対応等の体制の整備】

22. 虐待防止に関する責任者を定めている。	ロはい
	□いいえ
23. 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	ロはい
	□いいえ
24. 苦情相談窓口を設置し、利用者等に分かりやすく案内をするとともに、	口できている
苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者からの苦情の解決に努めている。 る。	口できていない
25. 苦情相談への対応について、第三者委員を定め、利用者に案内をしてい	ロはい
る。	□いいえ
26. 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えてい	ロはい
る。	口いいえ
27. 施設内での虐待事案の発生時の対応方法等を具体的に文章化している。	ロはい
	□いいえ
28. 施設内での虐待事案が発生した場合の再発防止策等を具体的に文章化し	ロはい
ている。	口いいえ

【その他】

29. 施設において利用者の金銭及び、貴重品を預かっている場合、その管理	口できている
は複数の職員によるチェック体制のもとになされている。	口できていない
30. 施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聴く場を設けている。	口できている
	口できていない
31. 施設経営者・管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。	口できている
	口できていない
32. 施設経営者・管理者は、施設職員同士がコミュニケーションを行う機会の	口できている
確保に配慮や工夫を行っている。	口できていない

33. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。	口できている
	口できていない
34. 希望や必要に応じて成年後見制度の活用等について利用者・家族に説明	口できている
を行っている。 L	口できていない
35. 利用者・家族、一般市民やオンブズマン等からの情報開示にいつでも応じ	口できている
られる準備をしている。	口できていない
36. 虐待の防止や権利擁護について利用者、家族、関係機関との意見交換の	ロはい
場を設けている。	□いいえ

【地域における虐待の防止、早期発見・対応】

1. 障害者(児)やその家族、地域住民等に対し虐待の防止に関する普及・啓	ロはい
発を実施している。	□いいえ
2. 家族、地域関係者との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のあ	口できている
る事案の観察や早期発見に努めている。	口できていない
3. 地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者(施設)等の	口できている
事業者間の連携を図っている。	口できていない
4. 地域における虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や	口できている
行政機関等との連携・協力(意見交換等も含む)をしている。	口できていない
5. 虐待事案のみならず、福祉サービスの利用等を含め、相談窓口を設置・広	ロはい
報し、地域住民の相談を受けている。	□いいえ
6. 地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ(市町村からの依頼	ロはい
があった場合等)を行っている。	口いいえ
7. 虐待を受けた障害者・児の受け入れとその支援に関するマニュアル等を一	ロはい
般のマニュアル等とは別に作成している。(虐待を受けた障害者・児への支	ロいいえ
援)	
8. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合の相談支援事業者や	ロはい
行政機関等への連絡(通報)について手順等が具体的に文章化している。	□いいえ
9. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に直接訪問する等の	□できている
対応を行う努力をしている。	口できていない
10. 虐待事案の疑いがある場合、もしくは、発見した場合に、施設・事業所と	ロはい
して迅速かつ一元的な対応が可能となる体制を事前に定めている。	□いいえ
	□0·0·/L

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

B:職員セルフチェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

【	チェック欄
	□できている
	ロできていな
	<u>口できている</u> 口できている
Г	口できていな
3. 利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行い、威圧的な態度、命令口調にならな [□できている
いようにしている。	□できていな
4. 職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	□できている
	□できていな
	口できている
室への立ち入り等を行わないようにしている。	□できていな
6. 利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとらないようにしている。	□できている
l l	口できていな
7. 利用者を長時間待たせたりしないようにしている。	口できている
l I	□できていな
8. 利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等 [口できている
を行わないようにしている。	口できていな
	口できている
説明し同意を得るとともに、方法を検討し実施にあたっては複数の職員によるチー ムアプローチをとっている。	口できていな
	い
	□できている
に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適 ロロラス・スレス	□できていな
切に記入している。	い
11. ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	口はい
	□いいえ
12. ある特定の職員に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	口はい
I	□いいえ
13. 他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがあ [□はい
් ^გ .	□いいえ
14. 上司と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい [□はい
雰囲気である。	□いいえ
15. 職員と日々のサービス提供に関わる相談を含め、コミュニケーションがとりやすい [ロはい
雰囲気である。	□いいえ

16. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面にで	ロはい
くわしたことがある。	□いいえ
17. 他の職員が、利用者に対してあなたが虐待と思われる行為を行っている場面を容	□はい
認したこと(注意できなかったこと)がある。 	□いいえ
18. 最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	口はい
	□いいえ
19. 最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	□はい
	□いいえ
20. 最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。	口はい
	□いいえ

施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト

C:早期発見チェックリスト

社会福祉法人 全国社会福祉協議会「障害者の虐待防止に関する検討委員会」平成23年3月版

- 虐待の予兆や発生に対する気づきを高めるため、日々のサービス提供において以下の点に留意してください。
- 多くの項目にあてはまると、虐待の可能性が高いものと考えられますが、これらは、主な着 眼点ですので、日々の利用者の変化には十分に配慮した実践に取り組み虐待の早期発見に努め てください。
- なお、これらの着眼点は、単に虐待防止の観点のみならず、利用者の意向や状況の把握にも役立ちサービスの質の向上にもつながります。

★「着眼点」に該当する場合にチェックしてください

《1. 「身体的虐待」発見の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 身体に不自然なキズ、あざ、火傷(跡)が見られることはありませんか? * 衣服の着脱時等にも留意してください。	
2. 1について原因や理由が明らかにならない場合が多くありませんか?	
3. 以前に比べて家族や他の利用者、また、職員等への応対や態度が変わったよじられることはありませんか? *急におびえる、少しの動きにも身を守るような素振りをとる 等	うに感
4. 特に体調不良でもないような場合に、職員とのコミュニケーションが、急になる等の変化はありませんか?	□
5. 急に周りの人に対して攻撃的になることはありませんか?	

《2. 心理的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 自傷、かきむしり等自らを傷つけるような行為が増えていませんか?	
2. 生活リズムが急に不規則になったようなことはありませんか? *睡眠、食の嗜好、日課等の変化	
3. 身体を萎縮させるようなことがありませんか?	
4. 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったと感じられることはありません か?	

5. 過食や拒食等、食事について変化が見られませんか?	
6. 以前よりも意欲がなくなった、投げやりな様子になった等と感じることはありませんか?	
7. 体調が悪いと訴える機会が増えていませんか?	

《3. 性的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 人に対して嫌悪感を抱いているような態度や言動をとることが増えていませんか?	
2. 人に触れられることを極度に嫌がることが増えたように感じられることはありませんか?	
3. 歩行等がいつもより不自然であることや、座位が保てないようなことはありませんか?	
4. 肛門や性器からの出血やキズがみられませんか?	
5. 急に怯えたり、恐ろしがったりする、また、人目を避けるようなことはありませんか?	
6. 一人で過ごす時間が増えていませんか?	

《4. 経済的虐待の着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 年金等があるにも関わらずお金がないと訴えることはありませんか?	
2. お金を引き出すことが頻繁ではありませんか?	
3. サービスの利用料や生活費の支払いができないようなことはありませんか?	
4. 知人や友人に誘われて夜間出歩くようになっていませんか(なっていると聞いていませんか)?	
5. 今まで付き合いのなかった人が家に出入りしていませんか(するようになっている と聞いていませんか)?	
6. 出費をともなう外出や娯楽の機会が急に減ったように感じられませんか?	

《5. ネグレクトの着眼点》

着眼点	チェック欄
1. 食事を摂っていないように見えたり、空腹を頻繁に訴えることはありませんか?	
2. 劣悪な衛生状態や衛生環境にあると感じられることはありませんか?	
※異臭がする、髪や爪等が伸びたままで汚い、衣服が常に同じ 等	Ш
3. いつ見ても皮膚に湿疹や、オムツかぶれがあるように見られませんか?	
4. 整容に対して無頓着、あるいは拒否が多く見られませんか?	
5. 自分や他者、物に対して投げやりな態度が見られることはありませんか?	
6. 約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることが多くありませんか?	

チェック後は、次のような「点検シート」に書き込んで結果を振り返りましょう。これ以外の方法でも構いません。課題を見つけて解決・改善につなげることが、点検の最大の目的です。

① チェックリストにより取り組みが進んでいない事項や改善する必要のある事項の原因や課題

② ①の解決改善に向けて必要な対応や工夫、現時点で対応が困難である理由

③ 解決・改善状況の評価と更に取り組みを要する課題の整理

③ 解決・改善に向けて必要な対応・工夫の具体的な進め方(計画)、目標とする期間

「障がいのある人の尊厳を守る虐待防止マニュアル」 一般社団法人 大阪府知的障害者福祉協会、2010年

〇 社会福祉法・障害者総合支援法等による権限規定

	第 56 条第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第 56 条第 4 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
	第 56 条第 5 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
社会福	第 56 条第 6 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に 対する措置命令
祉法	第 56 条第 7 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の解 職勧告
	第 56 条第 8 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第 57 条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の 事業停止命令
	第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第 72 条	都道府県知事	社会福祉事業を経営する者に対する事業制限・停止 命令、許可取消、認可取消

	第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養 介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う 者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者 であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 11 条第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
障害	第 48 条第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉 サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサ ービス事業所の従業者であった者に対する報告徴 収、立入検査等
者総合	第 48 条第 3 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、 立入検査等
支援	第 49 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
法	第 49 条第 2 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第 49 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第 49 条第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対す る措置命令

	ī		1
	第 50 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、指定の 効力の全部若しくは一部停止
	第 50 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、指定の効力の全部 若しくは一部停止
	第51条の3第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設 に対する報告徴収、立入検査等(業務管理体制)
	第51条の4第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設 に対する勧告(業務管理体制)
	第51条の4第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、 指定障害者支援施設の公表 (業務管理体制)
	第51条の4第3項	厚生労働大臣 都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令 (業務管理体制)
障	第51条の27第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援 事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談 支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、 立入検査等
害者総合	第 51 条の 27 第 2 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援 事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談 支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、 立入検査等
支援	第51条の28第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
法	第51条の28第2項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第 51 条の 28 第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定一般相談支援事業者の公表
	第 51 条の 28 第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定一般相談支援事 業者に対する措置命令
	第51条の29第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、指定の 効力の全部若しくは一部停止
	第51条の29第2項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、指定の 効力の全部若しくは一部停止
	第51条の32第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等(業務管理体制)
	第 51 条の 33 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告(業務管理体制)

第51条の33第2項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表 (業 務管理体制)
第51条の33第3項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者 に対する措置命令(業務管理体制)

	第81条第1項	都道府県知事 指定都市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援をレンター、福祉ホ
		中核市市長	ームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第 82 条第 1 項	都道府県知事	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支
暗	第 62 未免 1 点 ※	指定都市市長	援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止
害	*	中核市市長	命令
者	第 82 条第 2 項	都道府県知事	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、
総合		第 ^{2 頃} 指定都市市長	福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
障害者総合支援法	*	中核市市長	
援	竺 0	都道府県知事	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴
法	第 85 条第 1 項	指定都市市長	収、立入検査等
	*	中核市市長	
	竺 OC 夕竺 1 TE	都道府県知事	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃
	第 86 条第 1 項	指定都市市長	止命令
	*	中核市市長	

	1		1
	第21条の5の22第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通 所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、
			立入検査等
	第 21 条の 5 の 23	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第1項		
	第 21 条の 5 の 23	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公
	第2項		表
	第 21 条の 5 の 23	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事
児	第3項		業者等に対する措置命令
童	第 21 条の 5 の 24	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、効力停
福	第1項		止
祉	第 24 条の 34	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支
	第1項		援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相
法			談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、
			立入検査等
	第 24 条の 35	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第1項	11. 1117	
	第 24 条の 35	市町村長	勧告に従わなかった指定障害児相談支援事業者の公表
	第2項		
	第 24 条の 35	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事
	第3項		業者に対する措置命令
	第 24 条の 36	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、効力停
	第1項		止

括動促進法	第 42 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その 改善のために必要な措置命令
	第 43 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

目次

- 第一章 総則(第一条-第六条)
- 第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等(第七条-第十四条)
- 第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等(第十五条-第二十条)
- 第四章 使用者による障害者虐待の防止等 (第二十一条-第二十八条)
- 第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等(第二十九条-第三十一条)
- 第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター(第三十二条-第三十九条)
- 第七章 雑則 (第四十条-第四十四条)
- 第八章 罰則 (第四十五条・第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定 する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐 待及び使用者による障害者虐待をいう。
- 3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以 外のものをいう。
- 4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下「障害者支援施設」という。)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)(以下「障害者福祉施設」という。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業者しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業者しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。)に係る業務に従事する者をいう。
- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主(当該障害者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
 - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を 行うこと。
 - 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハまでに掲 げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の 利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体 を拘束すること。

- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外 傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害 者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害 者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠るこ
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ・ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体 を拘束すること。
 - 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外 傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三 号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
 - 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 (障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

- 第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受け た障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間 その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければなら ない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者 に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する 人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努 めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者 に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報 その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の青務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地 方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなら

(障害者虐待の早期発見等)

- 第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発 見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければなら
- 2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施 設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び 使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならな
- 3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を 受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等

(養護者による障害者虐待に係る通報等)

- 第七条 養護者による障害者虐待(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同 じ。)を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規 定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通 報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させ るものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出 を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置 を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設(以下「障害者支援施設等」という。)に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)及び知的障害者福祉法にいう知的障害者(以下「知的障害者」という。)以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。
- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。
- 第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室 を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

(居室の確保)

- 第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

- 第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。
- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

- 第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の 実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等 に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従 事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 隨害者福祉施設従事者等による隨害者虐待を受けた隨害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府 県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障 害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福 祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法(昭 和二十六年法律第四十五号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法律 の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。 第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

- 第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。 (使用者による障害者虐待に係る通報等)
- 第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は 都道府県に通報しなければならない。
- 2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。)をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。
- 第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。
- 第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。 (報告を受けた場合の措置)
- 第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。(船員に関する特例)
- 第二十七条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸

局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)」とする。

(公表)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合 に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

- 第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。(保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等)
- 第三十条 保育所等(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの(少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。)の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター

(市町村障害者虐待防止センター)

- 第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する 届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
 - 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
 - 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

- 第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる 業務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条 第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業 務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条 第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合に は、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通 報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。) その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場

合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

- 第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
 - 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の 提供、助言その他必要な援助を行うこと。
 - 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
 - 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡 調整その他の援助を行うこと。
 - 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
 - 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

- 第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者(以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。)のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた 障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁 護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなけれ ばならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に 対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなけれ ばならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとして の機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明 示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者 を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。 (調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の 分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方 法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援 並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

- 第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者と行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の 請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援 並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、 成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用さ れるようにしなければならない。

第八章 罰則

- 第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の 罰金に処する。
- 第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)の 一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

(引用参考文献)

- (※1)「障害者の権利擁護及び虐待防止に向けた相談支援のあり方に関する調査研究事業報告書」 日本社会福祉士会、2010年
- (※2)「職業性ストレス簡易調査票」厚生労働省のホームページで使用できます。

http://kokoro.mhlw.go.jp/check/index.html

(※3)「山口県障害者虐待防止マニュアル」

山口県健康福祉部障害者支援課、2007年

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/gyakutai/gaykutai190401.html

(**※4**)「障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)Ver.3 の概要」

社会福祉法人 全国社会福祉協議会、2012年

http://www.shakyo.or.jp/research/12check.html

(※5)「福祉サービス事業所における利用者支援のあり方に関するガイドライン〜より良いサービスの提供を目指して〜」

(大阪府福祉部障がい福祉室)を参考に記述。

(参考資料)

○「障害者虐待防止の手引き (チェックリスト)」

全国社会福祉協議会

http://www.shakyo.or.jp/research/09check.html

○福祉サービス第三者評価事業に関する指針

全国社会福祉協議会 http://www.shakyo-hyouka.net/sisin/data/komoku4.pdf

○業務の振り返りチェックシート

社会福祉法人 北摂杉の子会

http://www.suginokokai.com/

○虐待防止規程

福岡県ホームページ

http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/26/26572_10372722_misc.doc

○「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の概要

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/06/s0623-13b1.html

○福祉サービス第三者評価基準ガイドライン

全国社会福祉協議会

http://www.shakyo-hyouka.net/guideline/bs2.pdf43

- ○「障害者虐待防止マニュアルー行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するためにー」、NPO 法人 PandA-J、2009 年
- ○「サービス提供事業所における虐待防止指針および身体拘束対応指針に関する検討」、NPO 法人 PandA-J、2011 年
- ○「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」、厚生労働省社会・援護局障害保健福 祉部障害福祉課地域移行支援推進室、2020 年
- ○日本知的障害者福祉協会

知的障がいのある方を支援するための行動規範

http://www.aigo.or.jp/menu07/pdf/24kihan.pdf

厚生労働省 障害者虐待防止法ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/

職場内虐待防止研修用冊子

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における 障害者虐待防止法の理解と対応







職場内研修用冊子

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、 虐待防止に取り組むために、施設・事業所 の中で、すべての職員(支援員、事務員、 調理員、運転手等の職種や、正規職員、非 常勤職員等、雇用条件に関わらず)が共通 に読み合わせをするための冊子です。

20 分程度で終わりますので、職員の共通 認識をもつためにも、読み合わせをしなが ら学びましょう。

平成24年10月から、障害者虐待防止法が始まりました。 法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。

おの名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。
- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③ 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

障害者虐待防止法の目的は、虐待を防止することによって障害者の権利及び 利益を擁護することです。

この法律においては、「障害者虐待」を虐待の主体に着目して以下の3つに 分類しています。

- ① 養護者(障害者をお世話しているご家族等)による障害者虐待
- ② <u>障害者福祉施設従事者等(障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員</u>) による障害者虐待
- ③ 使用者(障害者を雇用する会社の雇用主等)による障害者虐待

「障害者虐待」の行為については、以下の5つに分類しています。

- ① 身体的虐待(叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等)
- ② 放棄・放置(食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない等)
- ③ 心理的虐待(脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等)
- ④ 性的虐待(性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等)
- ⑤ 経済的虐待(本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等) を行った場合。

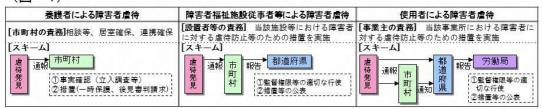
2

法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した 人に、通報する義務を定めています。

虐待防止の対応

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る 国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を<u>受けたと思われる</u>障害者を発見した者の速やかな通報義務。 (虐待の疑いの段階で通報義務がある)
- 3 障害者虐待が起きた場合の通報先など具体的スキームを定める(図-1)。
- 4 障害者福祉施設等の設置者に、障害者虐待防止の措置を義務付ける。

(図-1)



障害者虐待防止法には、全ての人は障害者を虐待してはならないと定められています。

さらに、2ページで定義されている「<u>障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した人(障害者虐待の疑いに気がついた人</u>)は、市町村等へ速やかに<u>通報する義務</u>があるとする、幅広い通報義務が定められています。

通報先は、全て市町村です。

ただし、使用者による障害者虐待の場合は、市町村とともに都道府県も通報 先になります。

障害者福祉施設の設置者や障害福祉サービス事業等を行う者には、障害者虐待を防止するための責務が定められています。

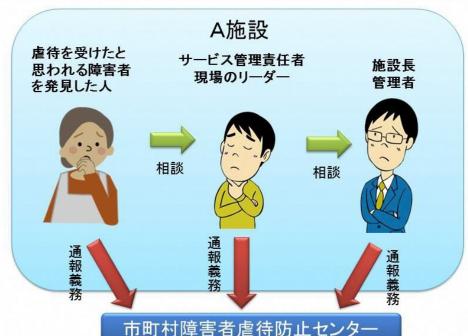
例えば、

- □職員への研修の実施
- □障害者及びその家族からの苦情の処理の体制整備
- 口その他の虐待防止等の措置

を講ずることとされています。

わたしたちの施設、事業所でこれらが実施されているか確認し、口にチェックしてみましょう。

施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはいけません。



いらい件目目に同例立てング

例えば、私たちの施設で、職員が障害者を虐待した疑いについて他の職員が気づいた 場合を考えてみましょう。

- (1)最初に虐待の疑いに気づいた職員 障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。
- (2) 通報する事案か判断に自信がもてなかった場合
- ★ サービス管理責任者や現場のリーダー等に相談することが考えられます。 相談を受けたサービス管理責任者や現場のリーダー等も、相談内容から虐待 の疑いを感じた場合は、通報義務が生じます。
- ★ しかし、その人たちがさらに管理者、管理者等に相談する場合も考えられます。 相談を受けた管理者等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合は、通報義務が 生じます。

【重要】

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きた場合の通報は「義務」なので、「通報しない」という選択肢はありません。虐待をしたと思われる職員を管理者等が注意して終わらせてしまい、通報しないで済ませる、ということもできません。必ず通報した上で、市町村、都道府県の事実確認を受けることが必要です。

法律が始まった後も、深刻な虐待事案が起きています

日々の小さな虐待行為を放置すると、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日取り返しのつかない大きな虐待事件が起きてしまうことが指摘されています。虐待の早期発見、早期対応が重要です。

事例1 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の<mark>容疑者(29)を逮捕</mark>した。男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に<mark>関係者からの相談で発覚</mark>同施設を家宅捜索した。同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

(※5人の職員が書類送検。7年間で300件以上の虐待があった疑い)

^{事例2} 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援(対応)はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

県はこれまでに、同園の元職員5人が死亡した少年を含む入所者10人を日常的に暴行していたことを確認。別の職員も入所者に暴行した疑いも浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

これらの事例は、新聞やテレビでも大きく報道された障害者福祉施設の職員による虐待事案です。

しかし、これらの虐待事案も、最初は日々の小さな虐待行為から始まっており、それを放置したり隠したりしてきた結果、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日利用者の骨折や死亡といった取り返しのつかない大きな虐待となって、はじめて第三者によって行政に通報され発覚しています。

最初に小さな虐待行為があったときに、適切に通報した上で対応していれば、このような取り返しのつかない結果にはならなかったことでしょう。

深刻な虐待事案を防ぐためには、虐待の早期発見と通報、早期対応が重要です。

これらの施設では、虐待を放置、隠ぺいする等の不適切で悪質な施設管理の 責任が追及され、理事長、管理者等幹部職員の刷新が行われています。

深刻な虐待に共通して起きていること

- 小さな虐待から大きな虐待にエスカレート
- 2) 結果、利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 3) 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 4) 通報義務の不履行
- 5) 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 6) 事実確認調査に対する虚偽答弁(警察が送検した事例も)
- 7) 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 8) 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 9) 行政指導に基づく設置者、管理者の交代
- 10) 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

※起きた事実は変えることはできません。隠さない、嘘をつかないことが重要!

共通しているのは、虐待が複数の職員によって複数の利用者に長期間に渡って行われていることです。

この間、その施設・事業所の職員が「誰も虐待があることに気が付かなかった」という場合ばかりではなかったと思われます。つまり、虐待があることを知っていながら放置していたり、隠していたりした場合があることが考えられます。

一度虐待を通報しないで隠してしまうと、次の時には最初に通報しなかった虐待事 案も隠すこととなるため、さらに通報することがしにくくなります。その積み重ねで どんどん通報することができなくなり、虐待行為もエスカレートしていきます。「悲惨 な事件」になるまで、施設内部の力では止められなくなってしまいます。

結果として、市町村、都道府県の立入調査だけに留まらず、警察による捜査、容疑者の逮捕、送検という刑事事件にもなります。

障害者総合支援法に基づく行政の処分も、期間を定めた新規利用者の受入れ停止、 指定の取り消し等重いものが課せられています。

事案によっては、第三者による検証委員会が設置され、事実の解明と再発防止策が 検討され、徹底が図られることになります。

一度起きた虐待の事実を「なかった」ことにすることはできません。隠さない、嘘 をつかない誠実な対応をすることが最も良い道です。

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- <u>虐待した職員</u>の処分や刑事責任、民事責任を最小 限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、 道義的責任を最小限で留めることができる。
- <u>虐待が起きた施設、法人</u>に対する行政責任、民事 責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

これまで起きた深刻な虐待事案から、最初は軽微な虐待行為だったものが放置されることでエスカレートし、利用者が重傷を負うような事件に発展してしまうということが分かっています。

虐待を通報せずに隠してしまうと、その後エスカレートして利用者に重傷を負わせるような取り返しがつかない損害を与えてしまうだけでなく、虐待を行った職員は刑事責任を問われ、施設や法人は道義的責任を追及され、行政処分を受け、損害賠償責任が生じ、設置者・管理者には、法人や施設の運営に関与しないようにする行政指導が行われ、交代することを迫られる事態となるかもしれません。

虐待行為が軽微な段階で適切に通報することができれば、利用者の被害は最小限で留めることができます。さらに、虐待行為を行った職員もやり直しの道が残され、施設や法人の行政処分や損害賠償責任も大きなものにならないで済む可能性があります。さらに、そのことを反省し、再発防止策を講じ、支援の質の向上につなげることができる契機にすることができます。最初に虐待の疑いを感じたとき、適切に通報義務を果たすことができるかどうかが、その後の大きな分かれ道となってしまうといえるでしょう。

「通報することは、虐待した職員を罰し、法人や施設に損害を与えること」と感じ、通報することを避けようとする人は少なくないのかもしれません。しかし、通報がもたらす本質的なことは、利用者、職員、施設、法人の全てを救うということなのです。

施設・事業所における虐待防止を徹底しましょう。

(1) 管理者の虐待防止研修受講の徹底

・施設・事業所の管理者は、虐待防止研修を受けたことがない場合は、 自らすすんで受講しましょう

(2)虐待防止に対する組織的な取り組みの強化

- ・虐待防止委員会を設置しましょう
- ・虐待防止マネジャーは、この冊子を使って施設・事業所内の職員に 対して虐待防止法の研修をしましょう

(3)施設・事業所の手引きを参考に

- ・深刻な虐待事案の検証委員会報告書の教訓を生かしましょう
 - ※例・千葉県袖ケ浦福祉センター第三者検証委員会報告書

http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jouhoukoukai/shingikai/dai3shakensho/kensho.html

※障害者虐待防止法第15条では、施設等の設置者に、虐待防止の措置を行う責務が定 められています。虐待防止委員会、虐待防止マネジャーは、組織として行う虐待防止の 措置の例として、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引 き」(平成24年9月・厚生労働省)の中で設置が推奨されています。

私たちの施設・事業所でも、虐待防止の取り組みを徹底しましょう。

以下の項目を確認し、実施できていたら口にチェックしてみましょう。

- □ 私たちの施設・事業所の設置者(理事長等)・管理者(施設長等)は、都道府 県の障害者虐待防止研修を受けたことがある。
- □ 私たちの施設・事業所には、虐待防止委員会(あるいは、それに代わる虐待防 止の仕組み)がある。
- □ 各部署ごとに、虐待防止マネジャー(あるいは、現場のリーダーとして虐待防 止に取り組む担当者)が決まっている。
- □ この冊子を使う等して、全職員が施設・事業所内、あるいは外部で虐待防止の 研修を受けている。
- □ 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(厚生 労働省・障害福祉課)等を参考にし、活用している。

それぞれの立場で、できることがあります。 管理者なら・・

- ★虐待防止委員会の設置、虐待防止マネジャーの配置
- ★虐待防止と権利擁護の事業所文化の醸成

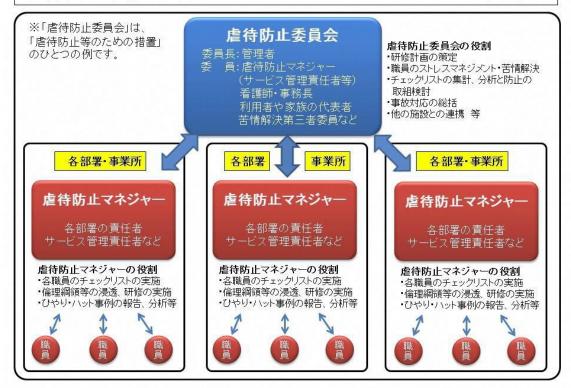
サビ管・主任なら・・

★虐待防止マネジャー(相当職)への積極的な着任

直接援助職員なら・・

- ★「おかしい」と思った時の通報、相談のルーチン化 ★利用者の細かい様子の変化を捉えた養護者虐待の早期発見

虐待防止委員会概念図・形だけではない生きた運営を!



障害者虐待防止法では、施設・事業所の設置者等に、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置」を義務付けています。

具体的には、職員に対する研修の実施、利用者・家族からの苦情受付体制の整備、その他の障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされています。「虐待防止等のための措置」のひとつの例として、「虐待防止委員会」があります(図参照)。

虐待防止委員会は、施設・事業所の虐待防止の取り組みを組織的に進める委員会です。委員長には、管理者(施設長等)等、施設・事業所の責任者が担います。

また、各部署の現場で、職員と一緒に虐待防止の取り組みを進める「虐待防止マネジャー (サービス管理責任者・現場のリーダー等を想定)」を任命し、委員会のメンバーになります。

その他、苦情解決の第三者委員や家族会のメンバー等も委員に入ると外部の目が加わり、より効果が高まるものと思われます。

虐待防止マネジャーの役割は、虐待防止委員会で決めた虐待防止の取り組み(虐待防止チェックリストの実施や、職員研修の実施等)を、各

部署の中で職員と一緒に行い、結果を虐待防止委員会にフィードバック することです。

なお、虐待防止委員会は、苦情解決委員会や事故防止委員会と一体で行う等、運営の工夫をして行うことも考えられます。

【「外の目」を入れる仕組みづくりをしましょう】

(平時には)

他法人・他事業所と合同で、障害者虐待、不適切支援に気づくワークを 定期的に開催してみましょう。

グループディスカッションの例

- 皆さんの感覚で<u>「虐待」に当たると考える行</u> <u>為</u>を挙げてください
- 2. その行為を「身体的」「ネグレクト」「心理的」「性的」「経済的」に分類します
- 3. 今回は10分ですが、<u>各職場で出尽くすまで</u> 挙げてみると、高い効果が期待されます

挙がらなかった行為は、現場で直面した時に「虐待」「不適切支援」と気づけない可能性があります。できるだけ類似したサービス類型で、他事業所と繰り返し実施してみましょう

(万一の時には)

謝金等の用意が難しい事業所でも第三者委員会等が設置できるよう、エリア内相互支援的に第三者を派遣できる仕組みを構築できるよう、予め相互協定を結ぶなどの仕組みを構築しましょう

職員が職場で孤立したり、ストレスを抱えたりすることを防 ぐことも、虐待の防止につながります。



職員が職場の中で孤立してしまったり、過度のストレスを抱えていたりする ことも、虐待のひとつの要因であると考えられます。

職員の孤立を防ぎ、支え合う温もりのある職場づくりを進めることも、虐待 防止につながります。

職員が、自分自身のストレスの状態を知ることの手立てのひとつとして、厚生労働省のホームページに「5分でできる職場のストレスチェック」のサイトがあります。

STEP1 仕事について

STEP2 最近1ヶ月の状態について

STEP3 周りの方々について

STEP4 満足度について

以上の4つのステップに分かれた57の質問に答えると、自分自身では自覚 しにくい職場におけるストレスの状態について、コメントが表示されます。

職員同士が、お互いが抱えている職場での困難や課題、問題を話し合い、支え合う、温もりのある職場づくりが支援の質の向上につながり、結果として虐待を防止する施設・事業所づくりにつながります。

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。 「身体拘束をしない」支援の検討が、支援の質の向上に 繋がります!

(1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法 がないこと
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2)組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

- ・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか
- (3)本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

(4)必要な事項の記録

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が考えられます。

- 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束をする場合は、次の3要件に該当することが必要です。

①切迫性 ②非代替性 ③一時性(上の図参照)

さらに、3要件に合致することの判断は、やむを得ない場合の身体拘束が必要となる前に、あらかじめ管理者(施設長等)が参加する会議等において組織として慎重に検討した上で確認し、個別支援計画及び支援記録等に記録として記載することが必要です。

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

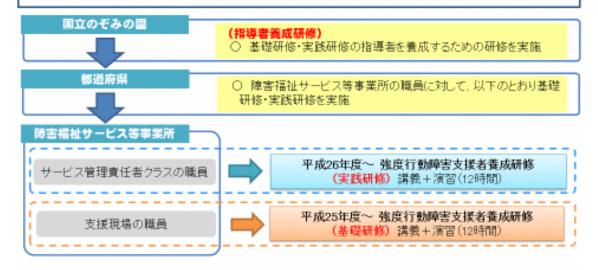
第48条

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の<u>利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなけれ</u> ばならない。

強度行動障害支援者養成研修について

- 強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としているため、現状では事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。
- 一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されていることから、地域生活支援事業において、強度行動障害を有する者に対して適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする体系的な研修を実施しているところ。



これまでの深刻な虐待事案から、行動障害のある人が虐待を受けやすいことが指摘されています。また、行動障害のある人は、自傷、他害行為等、危険を伴う行動を示すこと等を特徴としており、このため、身体拘束や行動制限を受けやすいといえます。

一方で、施設・事業所において適切な支援を行うことにより、他害行為等の 危険を伴う行動の回数が減少する等の支援の有効性も報告されており、行動障 害に関する体系的な研修が必要とされています。

このため、厚生労働省では研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、平成25年度から「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」を、また、平成26年度から、その上位の研修として同研修(実践研修)を都道府県において実施するよう研修体制を整備していますので、施設・事業所を設置している都道府県に問い合わせの上、積極的な受講をお願いします(上の表は、基礎研修のカリキュラム)。

また、行動障害の分野以外においても、身体拘束、行動制限をなくし、虐待を防止するため、職員の支援スキルや資質向上のための研修を受講する等、支援の質の向上に取り組むことが大切です。

障害者虐待を防止するためには、職員個人の「がんばり」に任せるのではなく、設置者、管理者が先頭に立って、施設・事業所が組織として取り組むことが必要です。

その基本は、研修等を通じた職員の利用者に対する支援の質の向上と、職員同士がお互いを支え合い、指摘し合え、自由に意見が言える風通しのいい組織づくり、実習生の積極的な受け入れや苦情解決・第三者委員等による外部の目の導入、虐待を隠さない、嘘をつかない誠実な施設・事業所の運営等です。

※「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読みましょう!

厚生労働省 障害者虐待防止 手引き



障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン

~福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする 差別を解消するための措置に関する対応指針~

令和6年3月

厚生労働大臣決定

はじめに

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されています。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

この対応指針は、「障害者差別解消法」の規定に基づき、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを記載しています。

日々の業務の参考にしていただき、障害者差別のない社会を目指しましょう。

※ この対応指針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する 法律(令和3年法律第56号)の施行の日(令和6年4月1日)から適用します。

目 次

第1	趣旨	
(1)		1
(2)	対象となる障害者	2
(3)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針	3
(4)	福祉分野における対応指針	3
第2	障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え	方
	不当な差別的取扱い	
①不		5
211	当な理由の判断の視点	6
(2)	合理的配慮	
11	。理的配慮の基本的な考え方 ······	6
②過	量重な負担の基本的な考え方1	Ο
第3	障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例	
(1)	正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例…1	1 1
(2)	正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる	5例
	1	2
(3)	合理的配慮に該当すると考えられる例 ·······1	2
(4)	合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例1	5
	合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例1	
(6)	障害特性に応じた対応について1	6
第4	事業者における相談体制の整備3	3
第5	事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資す	
	制度等の整備	4
第6	国の行政機関における相談窓口3	4
第7	主務大臣による行政措置3	5
おわり)IZ3	6
参考資	<u> </u>	7

第1 趣旨

(1) 障害者差別解消法制定の背景及び経過

障害者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成 18 年に国連において、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)が採択されました。我が国は、平成 19 年に権利条約に署名し、以来、国内法の整備を始めとする取組を進めてきました。

権利条約は第2条において、「「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。」と定義し、その禁止について、締約国に全ての適当な措置を求めています。

我が国においては、平成 16年の障害者基本法(昭和45年法律第84号)の 改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理念として明示され、さらに、 平成 23年の同法改正の際には、権利条約の趣旨を踏まえ、同法第2条第2号に おいて、社会的障壁について、「障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を 営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のも のをいう。」と定義されるとともに、基本原則として、同法第4条第1項に、「何 人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵 害する行為をしてはならない」こと、また、同条第2項に、「社会的障壁の除去 は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重 でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならない よう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」ことが 規定されました。 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年6月に制定されました。我が国は、法の制定を含めた一連の障害者施策に係る取組の成果を踏まえ、平成26 年1月に権利条約を締結しました。また、令和3年6月には、事業者による合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、相談体制の充実や情報の収集・提供の確保など障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずることを内容とする改正法が公布されました(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第 56 号。以下「改正法」という。))。

(2)対象となる障害者

対象となる障害者・障害児(以下「障害者」という。)は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)その他の心身の機能の障害(難病等に起因する障害を含む。)(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものです。

これは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の定義と同様であり、 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するも のではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるというモ デル(いわゆる「社会モデル」)の考え方を踏まえているものです。したがっ て、法が対象とする障害者の該当性は、当該者の状況等に応じて個別に判断さ れることとなり、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、さらに 複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者 とは異なる支援の必要性があることに留意する必要があります。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

法第6条第1項の規定に基づき、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定、令和5年3月14日変更。以下「基本方針」という。)が策定されました。

基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進は、雇用、教育、医療、公共交通等、障害者の自立と社会参加に関わるあらゆる分野に関連し、各府省の所掌に横断的にまたがる施策であるため、政府として、施策の総合的かつ一体的な推進を図るとともに、行政機関間や分野間における取組のばらつきを防ぐため、施策の基本的な方向等を示したものです。

(4) 福祉分野における対応指針

障害者基本法第1条に規定されるように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

そのうえで、法第 11 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣は、基本方針に即して、事業者が法第8条に規定する事項に関し、適切に対応するために必要な指針 (以下「対応指針」という。)を定めることとされています。

本指針は、上に述べた法の目的を達成するため、特に福祉分野に関わる事業者の対応指針を定めたものです。

本指針において定める措置については、「望まれます」と記載されている内容等法的義務ではないものも含まれますが、法の目的を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟な対応を積極的に行うことが期待されるものです。

なお、事業者は、障害を理由とする差別を解消するための取組を行うに当たり、 法、基本方針及び本指針に示す項目のほか、各事業に関連する法令等の規定を順 守しなければなりません。

また、福祉の専門知識及び技術をもって福祉サービスを提供する事業者は、 日頃から、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深めると ともに、より高い意識と行動規範をもって障害を理由とする差別を解消するた めの取組を進めていくことが期待されます。

本指針の対象となる福祉事業者の範囲は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第2条に規定する社会福祉事業その他の福祉分野に関わる事業を行う事業者です。

「本指針の対象となる福祉事業者」

- 生活保護関係事業(救護施設、更生施設などを経営する事業など)
- 母子福祉関係事業 (婦人保護施設など)
- 高齢者福祉関係事業(特別養護老人ホーム、通所介護事業所など)※医療保険制度における訪問看護事業等は、障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドラインを参照してください。
- ・障害福祉関係事業(障害者支援施設を経営する事業、障害福祉サービス事業、身体障害者生活訓練等事業、補装具製作施設など)
- 隣保事業
- ・福祉サービス利用援助事業 など

なお、基本方針において、「事業者は、商業その他の事業を行う者(地方公共 団体の経営する企業及び公営企業型地方独立行政法人を含み、国、独立行政法人 等、地方公共団体及び公営企業型以外の地方独立行政法人を除く。)であり、目 的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思を もって行う者である。したがって、例えば、個人事業者や対価を得ない無報酬の 事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象と なり、また、対面やオンラインなどサービス等の提供形態の別を問わない。」と 規定されています。

- 注)事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによることとされており、同法に基づき別途定められた「障害者差別禁止指針(※1)」及び「合理的配慮指針(※2)」を参照してください。
 - ※1 「障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」 (平成 27 年厚生労働省告示第 116 号)
 - ※2「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」 (平成27年厚生労働省告示第117号)

第2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

(1) 不当な差別的取扱い

①不当な差別的取扱いの基本的考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の 提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でな い者に対しては付さない条件を付するなどにより、障害者の権利利益を侵害 することを禁止しています。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用 や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由とし て行われる差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当し ます。

また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではないことに留意する必要があります。

したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たりません。

不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことです。

②正当な理由の判断の視点

不当な差別的取扱いであるのかどうかの判断には、その取扱いを行う正当な理由の有無が重要となります。正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

正当な理由に相当するか否かについて、事業者は、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例:安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など)の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます。その際、事業者と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められます。

なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、 その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得 を得られるような「客観性」が必要とされるものです。

また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が 形骸化されるべきではなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されると いった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。

※ 後述の第3「障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例」では、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例の具体例を示しています。

(2) 合理的配慮

①合理的配慮の基本的な考え方

<合理的配慮とは>

権利条約第2条において、合理的配慮は、「障害者が他の者との平等を基礎

として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するため の必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるも のであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されて います。

改正法による改正後の法においては、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、事業者に対し、その事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)を義務付けています。

これまで事業者による合理的配慮の提供は努力義務とされていましたが、改正法により、法的義務へと改められました。事業者におきましては、合理的配慮の提供の義務化を契機として、本指針に基づき、合理的配慮の必要性につきー層認識を深めることが求められます。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、その内容は、後述する「環境の整備」に係る状況や技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであること、また、障害の状態等が変化することもあるため、特に障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜見直しを行うことが重要です。加えて、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する必要があります。

合理的配慮は、事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要があります。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意

向を尊重しつつ、②「過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素も考慮し、 代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ 合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要があります。

建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要です。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、事業者が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられます。

※ 後述の第3「障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例」では、合理的配慮に当たり得る配慮の例の具体例を示しています。

<意思の表明>

意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられます。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、障害の特性等により本人からの 意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、 コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれ ます。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者等を伴っていないことなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときには、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提供するために建設的対話を働きかけるなど、自主的に取り組むことが望まれます。

く環境の整備との関係>

法第5条においては、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置(施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者・支援者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等)を、環境の整備として事業者の努力義務としています。

環境の整備においては、新しい技術開発が投資負担の軽減をもたらすこと もあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待されています。ま た、ハード面のみならず、職員に対する研修や、内部規制やマニュアルの整 備等のソフト面の対応も含まれることが重要です。

障害を理由とする差別の解消のための取組は、法や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)(いわゆるバリアフリー法)等、不特定多数の障害者を対象とした事前的な措置を規定する法令に基づくこのような環境の整備に係る施策や取組を着実に進め、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進められることが重要です。

環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものですが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置です。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなります。

なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという 観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行う ことは有効です。また、環境の整備は、障害者との関係が長期にわたる場合 においても、その都度の合理的配慮の提供が不要となるという点で、中長期 的なコストの削減・効率化にも資することとなります。

②過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、事業者において、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、過重な負担に当たると判断した場合、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望まれます。その際には前述のとおり、事業者と障害者の双方が、お互いに立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められます。

- *事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か) 当該措置を講ずることによるサービス提供への影響、その他の事業への影響の程度。
- *実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約) 事業所の立地状況や施設の所有形態等の制約にも応じた、当該措置を講ずる ための機器や技術、人材の確保、設備の整備等の実現可能性の程度。

*費用・負担の程度

当該措置を講ずることによる費用・負担の程度。複数の障害者から合理的配 慮に関する要望があった場合、それらの複数の障害者に係る必要性や負担を 勘案して判断することとなります。

*事務•事業規模

当該事業所の規模に応じた負担の程度。

*財務状況

当該事業所の財務状況に応じた負担の程度。

第3 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例

(1) 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

事業者が福祉サービスを提供するに際して、次のような取扱いをすることは「不当な差別的取扱い」となるおそれがあります。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。また、客観的にみて正当な理由が存在する場合(第2(1)②参照)は、不当な差別的取扱いに該当しない場合があることにご留意ください。

〇サービスの利用を拒否すること

- サービス提供の場面における障害者本人や第三者の安全性などについて 具体的に考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由として施設利 用を拒否すること
- ・人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、医療的ケアの必要な障害者、重度の障害者、多動の障害者の福祉サービスの利用を拒否すること
- 身体障害者補助犬の同伴を拒否すること

〇サービスの利用を制限すること(場所・時間帯などの制限)

- ・正当な理由なく、対応を後回しにすること、サービス提供時間を変更又は 限定すること
- ・正当な理由なく、他の者とは別室での対応を行うなど、サービス提供場所を限定すること
- ・正当な理由なく、サービス事業所選択の自由を制限すること(障害当事者が望まないサービス事業者をすすめるなど)
- サービスの利用に必要な情報提供を行わないこと
- ○サービスの利用に際し条件を付すこと(障害のない者には付さない条件を付すこと)
 - ・保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること
 - サービスの利用に当たって、他の利用者と異なる手順を課すこと(仮利用

期間を設ける、他の利用者の同意を求めるなど)

- 〇サービスの利用・提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること
 - 正当な理由なく、行事、娯楽等への参加を制限すること
 - ・正当な理由なく、年齢相当のクラスに所属させないこと
 - ・本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話しかけること
 - ・障害者本人の尊厳を軽視して、見下したような言葉遣いや幼児を相手にするような言葉で接すること
 - ・正当な理由なく、本人の意思又はその家族等の意思(障害のある方の意思 を確認することが困難な場合に限る。)に反して、福祉サービス(施設へ の入所、通所、その他サービスなど)を行うこと

(2)正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる 例

正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は 以下のとおりです。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これら の例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱い に該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の 検討が必要であることに留意が必要です。

- ○車椅子の利用者が畳敷きの個室の利用を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行うこと(事業者の損害発生の防止の観点)
- ○手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続の意思等を確認すること(障害者本人の損害発生防止の観点)

(3) 合理的配慮に該当すると考えられる例

事業者は、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要と している旨の意思の表明があった場合には、次のような合理的配慮を提供す ることが求められています。合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、年 齢、状態等に十分に配慮することが必要です。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これらに限られるものではなく、掲載した例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意してください。また、事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。

なお、合理的配慮の提供に当たっては、個々の障害特性等をアセスメントし、 個別の支援計画(サービス等利用計画、ケアプラン等)に位置付けるなどの取 組も望まれます。

○基準・手順の柔軟な変更

・障害の特性に応じた休憩時間等の調整や必要なデジタル機器の使用などのルール、慣行を柔軟に変更すること

○物理的環境への配慮

- 施設内の段差にスロープを渡すこと
- エレベーターがない施設の上下階に移動する際、マンパワーで移動を サポートすること
- ・場所を1階に移す、トイレに近い場所にする等の配慮をすること

○補助器具・サービスの提供

<情報提供・利用手続きについての配慮や工夫>

- ・説明文書の点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声データ(コード化 したものを含む)の提供や必要に応じて代読・代筆を行うこと
- ・手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
- 文書を読み上げる等、口頭による丁寧な説明を行うこと
- 電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、利用 受付を行うこと

<建物や設備についての配慮や工夫>

- ・電光表示板、磁気誘導ループなどの補聴装置の設置、点字サイン付き手す りの設置、音声ガイドの設置を行うこと
- 色の組み合わせによる見にくさを解消するため、標示物や案内図等の配色を工夫すること
- トイレ、作業室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること
- ・パニック等を起こした際に静かに休憩できる場所を設けること <職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供について の配慮や工夫>
 - 館内放送を文字化したり、電光表示板で表示したりすること
 - 筆談、要約筆記、手話、読み上げ、点字、コミュニケーションボードの活用、触覚による意思伝達などによる多様なコミュニケーション、振り仮名や写真、イラストなど分かりやすい表現を使って説明するなどの配慮を行うこと
 - ロ話が読めるようマスクを外して話をすること
 - ICT (コンピューター等の情報通信技術) を活用したコミュニケーション機器 (データを点字に変換して表示する、音声を文字変換する、表示された絵などを選択することができる機器など) を設置すること
- ※ 第2(2)①合理的配慮の基本的な考え方<環境の整備との関係>において も触れましたが、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前の改 善措置については、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施 に努めることとされています。

<バリアフリーに関する環境の整備の例>

- 施設内の段差を解消すること、スロープを設置すること
- トイレや浴室をバリアフリー化・オストメイト対応にすること
- 床をすべりにくくすること

- 階段や表示を見やすく明瞭にすること
- 車椅子で利用しやすい高さにカウンターを改善すること

<合理的配慮を的確に行うための環境の整備の例>

- ・代筆を求められた場合に対応できるよう、あらかじめ適切な代筆の仕方について職員研修を行うこと
- オンラインでの手続が必要な場合に、ウェブサイトが障害者にとって利用 しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求められた 場合に、電話や電子メールでの対応を行うとともに、以後、障害者がオン ライン申込みの際に不便を感じることのないよう、ウェブサイトの改良 を行うこと

(4) 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

事業者が福祉サービスを提供するに際して、次のような取扱いをすることは、「合理的配慮の提供義務違反」に該当するおそれがあります。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これらに限られるものではありません。また、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについても前述(第2(2)参照)の観点等を踏まえて判断する必要があることにご留意ください。

- ○筆記が困難であるためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の活用を認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること
- ○電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう 対応を求められた場合に、自社マニュアル上、当該手続は利用者本人による 電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、電子メール や電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断る こと

(5) 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例は以下のとおりです。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、合理的配慮の提供義務に反しない場合であっても、過重な負担に当たると判断した場合等、障害者に丁寧にその理由を説明するものとし、建設的対話を通じて理解を得るよう努めることが望まれます。

○事業者において、事業の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)

(6) 障害特性に応じた対応について

障害者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求められます。以下に、代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項について簡単にまとめています。なお、障害の程度や状態等、具体的場面に応じて柔軟に対応するよう留意する必要があります。

このほか、障害児については、成人の障害者とは異なる支援の必要性があります。こどもは成長、発達の途上にあり、乳幼児期の段階から、個々のこどもの発達の段階に応じて一人ひとりの個性と能力に応じた丁寧に配慮された支援を行う発達支援が必要です。また、こどもを養育する家族を含めた丁寧かつ早い段階からの家族支援が必要です。特に、保護者がこどもの障害を知った時の気持ちを出発点とし、障害を理解する態度を持つようになるまでの過程においては、関係者の十分な配慮と支援が必要です。

また、医療的ケアを要する障害児については、配慮を要する程度に個人差があることに留意し、医療機関等と連携を図りながら、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、適切な支援を行うことが必要です。

視覚障害(視力障害・視野障害)

〔主な特性〕

- ・ 先天性で受障される方のほか、最近は糖尿病性網膜症などで受障される人も多く、高齢者では、緑内障や黄斑部変性症が多い
- ・<u>視力障害</u>: 視覚的な情報を全く得られない又はほとんど得られない人と、文字の拡大や視覚補助具等を使用し保有する視力を活用できる人に大きく分けられる (全盲、弱視といわれることもある)
 - * 視力をほとんど活用できない人の場合、音声、触覚、嗅覚など、視覚以外の情報を手がかりに周囲の状況を把握している
 - * 文字の読みとりは、点字に加えて最近では画面上の文字情報を読み上げるソフトを用いてパソコンで行うこともある(点字の読み書きができる人ばかりではない)
 - * 視力をある程度活用できる人の場合は、補助具を使用したり文字を拡大したり 近づいて見るなどの様々な工夫をして情報を得ている
- <u>視野障害</u>:目を動かさないで見ることのできる範囲が狭くなる 「求心性視野狭窄」見える部分が中心だけになって段々と周囲が見えなくなる 遠くは見えるが足元が見えず、つまずきやすくなる

「中心暗転」周囲はぼんやり見えるが真ん中が見えない 文字等、見ようとする部分が見えなくなる

・ 視力障害、視野障害の状況によって、明るさの変化への対応が困難なため、移動などに困難さを生じる場合も多い

〔主な対応〕

- 音声や点字表示など、視覚情報を代替する配慮
- ・中途受障の人では白杖を用いた歩行や点字の触読が困難な人も多いため留意が必要
- ・声をかける時には前から近づき「○○さん、こんにちは。△△です。」など自ら名乗る
- ・説明する時には「それ」「あれ」「こっち」「このくらいの」などと指差し表現や指

示代名詞で表現せず、「あなたの正面」「〇〇くらいの大きさ」などと具体的に説明

- ・ 普段から通路(点字ブロックの上等)に通行の妨げになるものを置かない、日頃 視覚障害者が使用しているものの位置を変えないなど周囲の協力が不可欠
- 主に弱視の場合、室内における照明の状況に応じて、窓を背にして座ってもらう などの配慮が必要

聴覚障害

〔主な特件〕

- ・ 聴覚障害は外見上分かりにくい障害であり、その人が抱えている困難も他の人からは気づかれにくい側面がある
- ・聴覚障害者は補聴器や人工内耳を装用するほか、コミュニケーション方法には手話、筆談、口話など様々な方法があるが、どれか一つで十分ということではなく、多くの聴覚障害者は話す相手や場面によって複数の手段を組み合わせるなど使い分けている
- ・補聴器や人工内耳を装用している場合、スピーカーを通じる等、残響や反響のある 音は、聞き取りにあまり効果が得られにくい
- ・聴覚の活用による言葉の習得に課題があることにより、聴覚障害者の国語力は様々であるため、筆談の場合は、相手の状況にあわせる

(主な対応)

- ・手話や文字表示、手話通訳や要約筆記者の配置など、目で見て分かる情報を提示 したりコミュニケーションをとる配慮
- ・補聴器や人工内耳を装用し、残響や反響のある音を聞き取ることが困難な場合に は、代替する対応への配慮(磁気誘導ループの利用など)
- 音声だけで話すことは極力避け、視覚的なより具体的な情報も併用
- スマートフォンなどのアプリに音声を文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる

盲ろう(視覚と聴覚の重複障害)

〔主な特性〕

- ・ 視覚と聴覚の重複障害の人を「盲ろう」と呼んでいるが、障害の状態や程度によって様々なタイプに分けられる(視覚障害、聴覚障害の項も参照のこと)
 - <見え方と聴こえ方の組み合わせによるもの>
 - ①全く見えず聴こえない状態の「全盲ろう」
 - ②見えにくく聴こえない状態の「弱視ろう」
 - ③全く見えず聴こえにくい状態の「盲難聴」
 - ④見えにくく聴こえにくい状態の「弱視難聴」
 - <各障害の発症経緯によるもの>
 - (1)盲(視覚障害)から聴覚障害を伴った「盲ベース盲ろう」
 - ②ろう(聴覚障害)から視覚障害を伴った「ろうベース盲ろう」
 - ③先天的、あるいは乳幼児期に視覚と聴覚の障害を発症する「先天性盲ろう」
 - ④成人期以後に視覚と聴覚の障害が発症する「成人期盲ろう」
- ・盲ろう者がそれぞれ使用するコミュニケーション手段は、障害の状態や程度、盲ろうになるまでの経緯、あるいは生育歴、他の障害との重複の仕方によって異なり、介助方法も異なる
- ・テレビやラジオを楽しむことや本や雑誌を読むことなどもできず、家族といても ほとんど会話がないため、孤独な生活を強いられることが多い

〔主な対応〕

- 盲ろう者関係機関に相談し、対応に関する助言を受ける
- ・障害の状態や程度に応じ視覚障害や聴覚障害の人と同じ対応が可能な場合があるが、同様な対応が困難な場合が多く、手書き文字や触手話、指点字などの代替する対応や移動の際にも配慮する
- 言葉の通訳に加えて、視覚的・聴覚的情報についても意識的に伝える
 - (例) 状況説明として、人に関する情報(人数、性別等)や環境に関する情報 (部屋の大きさや机の配置、その場の雰囲気等)など

肢体不自由

〇 車椅子を使用されている場合

〔主な特性〕

- 背髄損傷(対麻痺又は四肢麻痺、排泄障害、知覚障害、体温調節障害など)
- ・脳性麻痺(不随意運動、手足の緊張、言語障害、知的障害重複の場合もある)
- 脳血管障害(片麻痺、運動失調)
- ・病気等による筋力低下や関節損傷などで歩行が困難な場合もある
- ・ベッドへの移乗、着替え、洗面、トイレ、入浴など、日常の様々な場面で援助が 必要な人の割合が高い
- 車椅子使用者にとっては、段差や坂道が移動の大きな妨げになる
- 手動車椅子の使用が困難な場合は、電動車椅子を使用する場合もある
- 障害が重複する場合には、呼吸器を使用する場合もある

〔主な対応〕

- ・段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドア を引き戸や自動ドアにするなどの配慮
- 机アプローチ時に車椅子が入れる高さや作業を容易にする手の届く範囲の考慮
- ドア、エレベーターの中のスイッチなどの機器操作のための配慮
- 月線をあわせて会話する
- 脊髄損傷者は体温調整障害を伴うことがあるため、部屋の温度管理に配慮

〇 杖などを使用されている場合

〔主な特性〕

- ・脳血管障害(歩行可能な片麻痺、運動失調)
- ・麻痺の程度が軽いため、杖や装具歩行が可能な場合や、切断者などで義足を使用 して歩行可能な場合は、日常生活動作は自立している人が多い
- 失語症や高次脳機能障害がある場合もある。
- 長距離の歩行が困難な場合や、階段、段差、エスカレーターや人ごみでの移動が 困難な場合もあり、配慮が必要

〔主な対応〕

- 上下階に移動するときのエレベーター設置・手すりの設置
- 滑りやすい床など転びやすいので、雨天時などの対応
- トイレでの杖おきの設置や靴の履き替えが必要な場合に椅子を用意するなどの配慮
- 上肢の障害があれば、片手や筋力低下した状態で作業ができる配慮

〇 上肢に障害がある場合

〔主な特性〕

- ・上肢(肩から関節を含む手指)に欠損がある、あるいは可動域に制限が生じる変 形障害、動作に制限が生まれる運動機能障害等に分類
- 身体のバランスを上手くとることが難しいため、歩行が困難になる方もいる
- ・両上肢に障害がある場合は、配慮すべき場面が多くなり、支援が必要となることがある
- ・物を掴んだり持ち上げたりといった行為が難しい場合もある

〔主な対応〕

- ・片手に荷物をもったときのドアや鍵の開閉の補助や、買物等で会計をする際に荷物を置くスペースや置台を設置する等の対応
- 機器操作や瓶やペットボトル等の蓋開けの配慮
- ・食事面では、ナイフ・フォークの使用が難しいときは、一口サイズにカットする等の配慮や、バイキング形式の食事ではトレーで食べ物を運ぶのが難しいため配膳の 補助やワゴンを用意する等の配慮

構音障害

〔主な特性〕

- ・話す言葉自体を聞き取ることが困難な状態
- 話す運動機能の障害、聴覚障害、咽頭摘出などの原因がある

〔主な対応〕

• しっかりと話を聞く

会話補助装置などを使ってコミュニケーションをとることも考慮する

失語症

〔主な特性〕

・聞くことの障害

音は聞こえるが「ことば」の理解に障害があり「話」の内容が分からない 単語や簡単な文なら分かる人でも早口や長い話になると分からなくなる

・話すことの障害

伝えたいことをうまく言葉や文章にできない

発話がぎこちない、いいよどみが多くなったり、誤った言葉で話したりする

読むことの障害文字を読んでも理解が難しい

・書くことの障害

書き間違いが多い、また「てにをは」などをうまく使えない、文を書くことが 難しい

〔亦校な主〕

- 表情が分かるよう、顔を見ながら、ゆっくりと短いことばや文章で、分かりやすく話しかける
- ・一度でうまく伝わらない時は、繰り返して言ったり、別のことばに言い換えたり、漢字や絵で書いたり、写真・実物・ジェスチャーで示したりすると理解しやすい
- 「はい」「いいえ」で答えられるように問いかけると理解しやすい
- 話し言葉以外の手段(カレンダー、地図、時計など身近にあるもの)を用いると、コミュニケーションの助けとなる
- *「失語症のある人の雇用支援のために」(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センター)より一部引用

高次脳機能障害

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳にダメージを受けることで生じる認知 や行動に生じる障害。身体的には障害が残らないことも多く、外見では分かりにくい ため「見えない障害」とも言われている。

〔主な特性〕

・以下の症状が現れる場合がある

記憶障害:すぐに忘れてしまったり、新しい出来事を覚えることが苦手なため、何 度も同じことを繰り返したり質問したりする

注意障害:集中力が続かなかったり、ぼんやりしてしまったりして、何かをすると ミスが多く見られる

二つのことを同時にしようとすると混乱する

主に左側で、食べ物を残す、障害物に気が付かないことなどがある

遂行機能障害:自分で計画を立てて物事を実行したり、効率よく順序立てたりできない

社会的行動障害: ささいなことでイライラしてしまい、興奮しやすい こだわりが強く表れる、欲しいものを我慢できない

思い通りにならないと大声を出したり、時に暴力をふるったりする

病識欠如:上記のような症状があるという認識が乏しく、できるつもりで行動して トラブルになる

- ・失語症を伴う場合がある(失語症の項を参照)
- ・ 片麻痺や運動失調等の運動障害や眼や耳の損傷による感覚障害を持つ場合がある 〔主な対応〕
 - ・本障害に詳しいリハビリテーション専門医やリハ専門職、高次脳機能障害支援普及 拠点機関、家族会等に相談する
 - 記憶障害

手がかりがあると思い出しやすいので、手帳やメモ、アラームを利用したり、ルートマップを持ち歩いてもらったりする

自分でメモを取ってもらい、双方で確認する

残存する受傷前の知識や経験を活用する(例えば、過去に記憶している自宅周囲

では迷わず行動できるなど)

• 注意障害

短時間なら集中できる場合もあるので、こまめに休憩を取るなどする ひとつずつ順番にやる

左側に危険なものを置かない

• 遂行機能障害

手順書を利用する

段取りを決めて目につくところに掲示する

スケジュール表を見ながら行動したり、チェックリストで確認したりする

• 社会的行動障害

感情をコントロールできない状態にあるときは、上手に話題や場所を変えてクー ルダウンを図る

予め行動のルールを決めておく

内部障害

〔主な特性〕

- ・心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能等の障害により日常生活に支障がある
- ・疲れやすく長時間の立位や作業が困難な場合がある
- 常に医療的対応を必要とすることが多い

〔主な対応〕

- ペースメーカーは外部からの電気や磁力に影響をうけることがあるので注意すべき機器や場所などの知識をもつ
- ・排泄に関し、人工肛門の場合、パウチ洗浄等特殊な設備が必要となることへの配 慮
- 人工透析が必要な人については、通院の配慮
- ・呼吸器機能障害のある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、咳等の症状があることを 理解し、息苦しくならないよう、楽な姿勢でゆっくり話をしてもらうよう配慮

• 常時酸素吸入が必要な方は、携帯用酸素ボンベが必要な場合があることを理解

重症心身障害・その他医療的ケアが必要な者

〔主な特性〕

- 自分で体を動かすことが困難な重度の肢体不自由と、年齢に相応した知的発達が みられない重度の知的障害が重複している場合がある
- ほとんど寝たままで自力では起き上がれない状態が多く、特殊型車椅子を使用
- 移動、食事、着替え、洗面、トイレ、入浴などが自力ではできないため、日常の 様々な場面で介助者による援助が必要(紙おむつを使用していることが多い)
- 常に医学的管理下でなければ、呼吸することも栄養を摂ることも困難な人もいる。
- 鼻に留置した管や胃ろう等から医療用ミルクやミキサー食を注入する人がいる
- ・ 重度の肢体不自由や重度の知的障害はないが、人工呼吸器を装着するなど医療的 ケアが必要な人もいる
- 言葉でのコミュニケーションが困難な人が多い

〔主な対応〕

- 人工呼吸器などを装着して大型の車椅子で移動する人もいるため、電車やバス、 エレベーターの乗降時等において、周囲の人が手伝って車椅子を持ち上げたり、 本人又は介助者と対話し、対応可能な配慮を行うなどの配慮が必要
- ・体温調整がうまくできないことも多いので、急な温度変化を避け、本人又は介助者と対話し、対応可能な配慮を行う
- 医療機器や器具の衛生面での配慮が必要

知的障害

〔主な特性〕

- ・概ね 18 歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、生活上の適応 に困難が生じる
- 「考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したり」する等の知的な機能に発達の遅れが生じる。

- ・ 金銭管理、会話、買い物、家事などの社会生活への適応に状態に応じた援助が必要
- ・主な原因として、ダウン症候群などの染色体異常、または先天性代謝異常による ものや、脳症や外傷性脳損傷などの脳の疾患があるが、原因が特定できない場合 もある
- てんかんを合併する場合もある
- ・ダウン症候群の場合の特性として、筋肉の低緊張、多くの場合、知的な発達の遅れがみられること、また心臓に疾患を伴う場合がある

〔主な対応〕

- ・言葉による説明などを理解しにくいため、ゆっくり、ていねいに、分かりやすく 話すことが必要
- ・文書は、漢字を少なくしてルビを振る、文書を分かりやすい表現に直すなどの配慮で理解しやすくなる場合があるが、一人ひとりの障害の特性により異なる
- 写真、絵、ピクトグラムなど分かりやすい情報提供を工夫する。
- 説明が分からないときに提示するカードを用意したり、本人をよく知る支援者が同席したりするなど、理解しやすくなる環境を工夫する

発達障害

〇自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)

〔主な特性〕

- コミュニケーションの場面で、言葉や視線、表情、身振りなどを用いて相互的にやりとりをしたり、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを読み取ったりすることが苦手な部分もある
- 特定のことに強い関心をもっていたり、こだわりが強かったりする
- 感覚の過敏さを持ち合わせている場合もある
- 強い関心や感覚の鋭さを社会の中で活かして活躍される方もいる。

〔主な対応〕

• 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く

- ・肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫(「〇〇をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど)
- スモールステップによる支援(手順を示す、モデルを見せる、体験練習をする、新 しく挑戦する部分は少しずつにするなど)
- ・感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う(イヤーマフを活用する、大声で説明せずホワイトボードで内容を伝える、人とぶつからないように居場所を衝立などで区切る、クーラー等の設備のある部屋を利用できるように配慮するなど)

〇学習障害 (限局性学習障害)

〔主な特性〕

•「話す」「理解」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」ことが、努力して いるのに極端に苦手

- 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする(ICT を活用する際は、文字を大きくしたり行間を空けたりするなど、読みやすくなるように工夫する)
- 苦手な部分について、課題の量・質を適切に加減する、柔軟な評価をする

○注意欠陥多動性障害(注意欠如・多動性障害)

〔主な特性〕

- 年齢に比べて、落ち着きがない、待てない(多動性・衝動性)、注意が持続しにくい、作業にミスが多い(不注意)といった特性がある
- 多動性・衝動性と不注意の両方が認められる場合も、いずれか一方が認められる場合もある
- また、いろいろなことに関心を持ったりエネルギッシュに仕事等に取り組まれたり する方もいる

〔主な対応〕

- 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- 短く、はっきりとした言い方で伝える
- 気の散りにくい座席の位置の工夫、分かりやすいルール提示などの配慮
- •ストレスケア(傷つき体験への寄り添い、適応行動が出来たことへのこまめな評価)

〇その他の発達障害

〔主な特性〕

- 体の動かし方の不器用さ、我慢していても声が出たり体が動いてしまったりするチック、一般的に吃音と言われるような話し方なども、発達障害に含まれる〔主な対応〕
- ・本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞く
- ・叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない
- 日常的な行動の一つとして受け止め、時間をかけて待つ、苦手なことに無理に取組まず出来ることで活躍する環境を作るなど、楽に過ごせる方法を一緒に考える

精神障害

- 精神障害の原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その 障害特性や制限の度合いは異なる
- 精神疾患の中には、長期にわたり、日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものがある
- 代表的な精神疾患として、統合失調症や気分障害等がある
- ・障害の特性もさまざまであるため、積極的に医療機関と連携を図る、専門家の意見を聴くなど、関係機関と協力しながら対応する

〇統合失調症

〔主な特性〕

発症の原因はよく分かっていないが、100人に1人弱かかる、比較的一般的な病気である

「幻覚」や「妄想」が特徴的な症状だが、その他にも様々な生活のしづらさが障害として表れることが知られている。

•陽性症状

幻覚:実態がなく他人には認識できないが、本人には感じ取れる感覚のこと なかでも、自分の悪口やうわさ、指図する声等が聞こえる幻聴が多い

妄想:明らかに誤った内容を信じてしまい、周りが訂正しようとしても受け入れられない考えのこと。誰かにいやがらせをされているという被害妄想、周田のことが何でも自分に関係しているように思える関係妄想などがある

• 陰性症状

意欲が低下し、以前からの趣味や楽しみにしていたことに興味を示さなくなる 疲れやすく集中力が保てず、人づきあいを避け引きこもりがちになる 入浴や着替えなど清潔を保つことが苦手となる など

・認知や行動の障害:

考えがまとまりにくく何が言いたいのか分からなくなる 相手の話の内容がつかめず、周囲にうまく合わせることができない など 〔主な対応〕

- 統合失調症は脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある
- 薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- ・社会との接点を保つことも治療となるため、本人が病気と付き合いながら、他人と 交流したり、仕事に就くことを見守る
- 一方で、ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、配慮した対応を心掛ける
- ・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理して ゆっくり具体的に伝えることを心掛ける
- ・症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとることや、速やかに主治医を 受診することなどを促す

○気分障害

〔主な特性〕

- 気分の波が主な症状としてあらわれる病気。うつ状態のみを認める時はうつ病と呼び、うつ状態と躁状態を繰り返す場合には、双極性障害(躁うつ病)と呼ぶ
- うつ状態では気持ちが強く落ち込み、何事にもやる気が出ない、疲れやすい、考えが働かない、自分が価値のない人間のように思える、死ぬことばかり考えてしまい 実行に移そうとするなどの症状がでる
- ・躁状態では気持ちが過剰に高揚し、普段ならあり得ないような浪費をしたり、ほとんど眠らずに働き続けたりする。その一方で、ちょっとした事にも敏感に反応し、他人に対して怒りっぽくなったり、自分は何でも出来ると思い込んで人の話を聞かなくなったりする

〔主な対応〕

- 専門家の診察の上で、家族や本人、周囲の人が病気について理解する
- 薬物療法が主な治療となるため、内服を続けるために配慮する
- うつ状態の時は無理をさせず、しっかりと休養をとれるよう配慮する
- ・ 躁状態の時は、金銭の管理、安全の管理などに気を付け、対応が難しい時には専門 家に相談する
- 自分を傷つけてしまうことや、自殺に至ることもあるため、自殺などを疑わせるような言動があった場合には、本人の安全に配慮した上で、速やかに専門家に相談するよう本人や家族等に促す

〇依存症 (アルコール)

〔主な特性〕

- ・飲むことが良くない状況やタイミング等を分かっているにもかかわらず、飲酒したいという強い欲求がコントロールできず、過剰に飲酒したり、昼夜問わず飲酒したりすることで身体的、社会生活上の様々な問題が生じる
- ・体がアルコールに慣れることで、アルコールが体から抜けると、発汗、頻脈、手の 震え、不安、イライラなどの離脱症状が出る
- 一念発起して断酒しようとしても、離脱症状の不快感や、日常生活での不安感から

逃れるために、また飲んでしまう

〔主な対応〕

- ・本人に病識がなく(場合によっては家族も)、アルコール依存症は治療を必要とする病気であるということを、本人・家族・周囲が理解する
- ・周囲の対応が結果的に本人の飲酒につながってしまう可能性があるため、家族も同伴の上で、アルコール依存症の専門家に相談する
- ・一度断酒しても、再度飲酒してしまうことが多いため、根気強く本人を見守る

○認知症

〔主な特性〕

- ・認知症とは、単一の病名ではなく、種々の原因となる疾患により記憶障害など認知 機能が低下し、生活に支障が出ている状態である
- ・原因となる主な疾患として、 アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症等がある
- ・認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)と呼ばれる症状(歩き周り、不穏、興奮、 幻覚、妄想など)がある

〔主な対応〕

- ・認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものであることを理解する
- 認知症の人を個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、各々の意思や価値観に共感し、できないことではなく、できることやできる可能性のあることに目を向けて、本人が有する力を最大限に活かしながら、地域社会の中で本人のなじみの暮らし方やなじみの関係が継続できるよう、伴走者として支援していく
- 早期に気付いて適切に対応していくことができるよう、小さな異常を感じたときに 速やかに適切な機関に相談できるようにする
- ・認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)には、何らかの意味があり、その人からのメッセージとして聴くことが重要であり、BPSD の要因として、さまざまな身体症状、孤立・不安、不適切な環境・ケア、睡眠や生活リズムの乱れなどにも目を向ける

・症状が変化した等の場合には、速やかに主治医を受診し、必要に応じて専門機関に 相談することなどを促す

てんかん

〔主な特性〕

- 何らかの原因で、一時的に脳の一部が過剰に興奮することにより、発作が起きる
- 発作には、けいれんを伴うもの、突然意識を失うもの、意識はあるが認知の変化を 伴うものなど、様々なタイプのものがある

〔主な対応〕

- 誰もがかかる可能性がある病気であり、専門家の指導の下に内服治療を行うことで、 多くの者が一般的な生活が送れることを理解する
- ・発作が起こっていないほとんどの時間は普通の生活が可能なので、発作がコントロールされている場合は、過剰に活動を制限しない
- 内服を適切に続けることが重要である。また、発作が起こってしまった場合には、本人の安全を確保した上で専門機関に相談する

難病

〔主な特性〕

- 神経筋疾病、骨関節疾病、感覚器疾病など様々な疾病により多彩な障害を生じる
- ・常に医療的対応を必要とすることが多い
- 病態や障害が進行する場合が多い

〔主な対応〕

- ・専門の医師に相談する
- それぞれの難病の特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要
- 進行する場合、病態・障害の変化に対応が必要
- 排泄の問題、疲れやすさ、状態の変動などに留意が必要
- 薬の効き具合による日内変動などに留意が必要
- 体調がすぐれない時に休憩できる場所を確保する

第4 事業者における相談体制の整備

障害者差別の解消を効果的に推進するには、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に応じることが必要です。そのためには、法で定められた国や地方公共団体における相談及び紛争の防止等のための体制整備のみならず、障害者にサービス提供を行う事業者において、直接、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に応じるための体制の整備や事業主や管理職を含む全ての職員の研修・啓発を行うことが重要です。

中でも、福祉の専門知識及び技術をもって福祉サービスを提供する事業者については、特に、その基本的専門性に鑑み、より充実した相談体制の整備をはじめ、日頃から、障害に関する理解や人権意識の向上・障害者の権利擁護に向けた職員の研修に積極的に取り組むことが重要です。

なお、事業所において相談窓口等を設置(事業所における既存の苦情解決体制 や相談窓口を活用することも考えられます)する際には、ホームページ等を活用 し、相談窓口等に関する情報の周知を図り、利用しやすいものとするよう努める とともに、対面のほか、電話(電話リレーサービスの対応を含む)、ファックス、電子メールなどの多様な手段を相談者の障害特性に応じて可能な範囲で用意しておくことが重要です。また、相談等に対応する際には、障害者の性別・年齢・状態等に配慮することが重要です。例えば、女性の相談員を配置することも考えられます。実際の相談事例については、相談者のプライバシーに配慮しつつ順次蓄積・公表し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望まれます。あわせて、地方自治体の相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会、障害当事者団体、医療、教育、労働関係機関などとも連携して、差別解消に向けた取組を着実に進めていくことが望まれます。

第5 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等の整備

障害者差別は、障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りなどにより引き起こされることが大きいと考えられることから、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重する共生社会を目指すことの意義を職員が理解することが重要です。

また、こうした理念が真に理解されることが、障害者差別や、障害者が時に 感じる大人の障害者に対するこども扱い、障害者に対する命令的、威圧的、強 制的な発言などの解消にもつながるものと考えられます。

このため、事業者においては、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、事業所の地域の取組のなかで近隣住民への理解を促していくことが重要です。研修等の実施に当たっては、内閣府が障害者の差別解消に向けた理解促進のためのポータルサイトにおいて提供している、事業者が障害者に対応する際に参考となる対応例等、行政機関が作成し提供する周知・啓発資料等を活用することも考えられます。また、障害者から話を聞く機会を設けることも有効です。

加えて、事業者の内部規則やマニュアル等について、障害者へのサービス提供等を制限するような内容が含まれていないかについて点検することや、個別の相談事案等への対応を契機として、必要な制度の改正等を検討するなど、障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう、制度等を整備することが重要です。

なお、障害者差別の理解には、障害者虐待防止に関する理解も極めて重要になってくることから、併せて研修を行うことが望まれます。

第6 国の行政機関における相談窓口

法第 14 条において、「国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の 関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障 害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材 の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする」と 規定されています。

相談に際しては、福祉事務所などの地域の自治体の様々な相談窓口や各都道 府県において組織される障害者差別解消支援地域協議会などもご活用ください。 厚生労働省における福祉関係の担当窓口は以下のとおりです。

(1) 牛活保護関係

社会•援護局保護課

(2) 地域福祉、生活困窮者自立支援関係

社会 • 援護局地域福祉課

社会•援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室

(3) 障害者福祉関係

障害保健福祉部介画課

- 11 障害福祉課
- ハ 精神・障害保健課
- (4) 高齢者福祉関係

老健局総務課

第7 主務大臣による行政措置

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待されています。しかし、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合など、特に必要があると認められるときは、主務大臣は、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとされています。(法第12条)

おわりに

法の理念を実現していくには、国民一人ひとりの障害に対する理解と適切な配慮が不可欠です。差別と解される事例についても、お互いの意思疎通不足や理解不足が起因していることも見受けられます。法に定められたから義務としてやるという姿勢ではなく、事業者や障害者が歩み寄り理解を深めていくことが、差別解消の第一歩につながると考えられます。

本指針は、そうした事業者の取組に資するよう、今後も、より具体的な事例、 特に好事例をお示しできるよう努めてまいります。

事業者のみなさまの法に関する理解を深めつつ、障害者差別解消に向けた取組を積極的に推進して頂きますようお願いします。

参考資料

■ 障害者差別解消法関係の経緯

平成 16 年 6 月 4 日 障害者基本法改正

※施策の基本的理念として差別の禁止を規定

平成 18 年 12 月 13 日 第 61 回国連総会において障害者権利条約を採択

平成 19 年 9 月 28 日 日本による障害者権利条約への署名

平成 23 年 8 月 5 日 障害者基本法改正

※障害者権利条約の考え方を踏まえ、合理的配慮の概念

を規定

平成 25 年 4 月 26 日 障害者差別解消法案閣議決定、国会提出

平成 25 年 6 月 26 日 障害者差別解消法 公布・一部施行

平成 26 年 1 月 20 日 障害者の権利に関する条約締結

平成 27 年 2 月 24 日 障害者差別解消法「基本方針」閣議決定

平成 28 年 4 月 1 日 障害者差別解消法施行

令 和 3 年 6 月 4 日 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部

を改正する法律 公布

令 和 5 年 3 月 14 日 障害者差別解消法「基本方針」の変更閣議決定

■ 障害者権利条約とは

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めた条約です。

2006 (平成 18) 年 12 月 13 日に国連総会において採択され、2008 (平成 20) 年 5 月 3 日に発効しました。我が国は 2007 (平成 19) 年 9 月 28 日に条約に署名し、2014 (平成 26) 年 1 月 20 日に批准書を寄託しました。また、同年 2 月 19 日に同条約は我が国について効力を発生しました。

この条約の主な内容としては、以下のとおりです。

(1) 一般原則

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等

(2) 一般的義務

合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、 全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、 及び促進すること等

(3) 障害者の権利実現のための措置

身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育・労働等の 社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現に ついては漸進的に達成することを許容

(4) 条約の実施のための仕組み

条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討

■ 本指針に関する障害者差別解消法の参照条文

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

(目的)

- 第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
- 第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2~6 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

- 第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に 対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。 2 (略)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認める時は、対応指 針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告 をすることができる。

■ 国の「基本方針」に定められた「対応指針」に関する規定

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定)

第4 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

2 対応指針

(1) 対応指針の位置付け及び作成・変更手続

主務大臣は、個別の場面における事業者の適切な対応・判断に資するための対応指針を作成するものとされている。作成・変更に当たっては、障害者や事業者等を構成員に含む会議の開催、障害者団体や事業者団体等からのヒアリングなど、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、作成等の後は、対応指針を公表しなければならない。

対応指針は、事業者の適切な判断に資するために作成されるものであり、盛り込まれる合理的配慮の具体例は、事業者に強制する性格のものではなく、また、それだけに限られるものではない。事業者においては、対応指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

また、対応指針は事業者に加え、障害者が相談を行う際や、国や地方公共団体における相談機関等が相談対応を行う際等にも、相談事案に係る所管府省庁の確認のため参照され得るものであることから、対応指針においては、各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を分かりやすく示すことが求められる。

(2) 対応指針の記載事項

対応指針の記載事項としては、以下のものが考えられる。なお、具体例を記載する際には、障害特性や年齢、性別、具体的な場面等を考慮したものとなるよう留意することとする。

- 〇 趣旨
- 〇 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方
- 〇 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例
- 〇 事業者における相談体制の整備
- 事業者における研修・啓発、障害を理由とする差別の解消の推進に資する制度等 の整備
- 国の行政機関(主務大臣)における所掌する分野ごとの相談窓口

■ 障害者に関係するマークの一例

「令和5年版 障害者白書」(内閣府)より



【障害者のための国際シンボルマーク】 所管:公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会



【盲人のための国際シンボルマーク】 所管:社会福祉法人日本盲人福祉委員会



【身体障害者標識 (身体障害者マーク)】 所管:警察庁



【聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)】 所管:警察庁



【ほじょ犬マーク】 所管:厚生労働省



【耳マーク】 所管:一般社団法人全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会



【ヒアリングループマーク】 所管:一般社団法人全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会



【オストメイト用設備/オストメイト】 ト】 所管:公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団



【ハート・プラスマーク】 所管:特定非営利活動法人 ハート・プラスの会



【「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク】 所管:岐阜市



【ヘルプマーク】 所管:東京都



【手話マーク】 所管:一般財団法人全日本ろうあ連盟



【筆談マーク】 所管:一般財団法人全日本ろうあ連盟

■コミュニケーション支援用絵記号の例

「令和5年版 障害者白書」(内閣府)より

【絵記号の例】







あたた



感謝する



助ける

【絵記号による意思伝達の例】









朝起きたら、顔を洗って歯を磨いてください。

■ 身体障害者補助犬とは

「身体障害者補助犬」は、目や手足や耳に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」・「介助犬」・「聴導犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。



補助犬の種類

〇盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。 障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(胴輪)をつ けています。

〇介助犬

手や足に障害のある人の日常の生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行ないます。"介助犬"と書かれた表示をつけています。

〇聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX 着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。"聴導犬"と書かれた表示をつけています。

補助犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

補助犬の同伴を受け入れる義務がある場所

- ・ 国や地方公共団体などが管理する公共施設・ 公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- 不特定かつ多数の人が利用する民間施設-商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- 事務所(職場)-国や地方公共団体などの事務所-従業員40人、令和8年7月1日以降は37.5人以上の民間企業

補助犬の同伴を受け入れる努力をする必要がある場所

- 事務所(職場)-従業員40人、令和8年7月1日以降は37.5人未満の民間企業
- 民間住宅

補助犬の受け入れ施設の方へ

- ●補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- ●補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行なっていることを説明し、理解を求めてください。
- ●補助犬が通路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ●補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助 犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコ ミュニケーションをとってください。

■ 障害特性や特性ごとの配慮事項等

※障害特性や特性ごとの配慮事項等を知るには、例えば、以下のようなホームページがあります。

【内閣府】障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/

【国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター】こころの情報サイト https://kokoro.nenp.go.jp/

【青森県】障害を知るためのガイドブック

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/kyouseishakai.html

【群馬県障害者社会参加推進協議会】障害のある方へのマナーブック

https://www.normanet.ne.jp/~gunmasin/pdf/R5manner06.pdf

【千葉県】障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン

https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/shougai-kurashi/jouhouhoshou/

【東京都心身障害者福祉センター】障害の理解のために(リーフレット)

 $\underline{https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/tosho/hakkou/pamphlet/syougairikai.html}$

【八王子市】みんなちがってみんないい(障害のある人を理解するためのガイドブック)

 $\underline{https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/welfare/005/014/009/p021337.html}$

【武蔵野市】心のバリアフリーハンドブック

https://www.city.musashino.lg.jp/ res/projects/default project/ page /001/006/542/handbo ok kaitei.pdf

【厚木市】この街でともに…~障害のある人を理解するためのガイドブック~

https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/shogaifukushika/9/12/1889.html

【富山県】障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちづくりのためのアドバイス事例 集(障害のある人が「困った」事例から)

https://www.pref.toyama.jp/1209/kurashi/kenkou/shougaisha/jigyousha/kj00011743.html

【大阪府】障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例について http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/go-hai/

【島根県・鳥取県】障がいを知り、共に生きる

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/aisupport/supporter.html https://www.pref.tottori.lg.jp/273476.htm

【熊本県】障害のある人もない人も共に生きる熊本づくりのために(パンフレット) http://www.pref.kumamoto.jp/kiji 3020.html

【沖縄県】こころのバリアフリー2 (各種冊子)

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/keikaku/jorei/bf2.html

【名古屋市】こんなときどうする? - 障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック -

http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/22-2-0-0-0-0-0-0-0.html

【横浜市】わかりやすい印刷物のつくり方(ユニバーサルデザインの視点から)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/torikumi/insatutop.html

■障害特性に応じた具体的対応例(その1)

自分のタイミングで移動したい (視覚障害①)

全盲の視覚障害者Aさんは、地域の福祉センターを訪問する際、案内看板等が見 えず単独で行くことができませんでした。しかしセンター入り口付近にガイドボ ランティアが配置され、手助けが必要な人に一声かけてくれるようになったこと から、付き添いがなくても一人で通うことができるようになりました。

また併せて、エレベーターや階段の手すりにも点字シールを表示することになり、ガイドボランティアと離れていても、自分のタイミングで移動することが可能になり、御本人の気持ちもとても自由になりました。

アンケートも多様な方法で(視覚障害②)

アンケートを取る際に、印刷物だけを配布していました。すると、視覚障害の方から、電子データでほしいと要望がありました。電子データであればパソコンの読み上げソフトを利用して回答できるからとのことでした。

紙媒体という画一的な方法ではなく、テキストデータでアンケートを送信し、メールで回答を受け取るという方法をとることで、視覚障害の方にもアンケートに答えてもらえるようになりました。

同性による案内(視覚障害③)

視覚障害者のBさんはトイレの個室を利用するため、職員の方に案内をお願いしました。また、同性の職員に案内してほしいということも伝えたところ、希望に応じて同性の職員に案内をしてもらえるようになりました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その2)

研修会等での配慮(聴覚障害①)

聴覚障害者(2級)のAさんは、ある研修会に参加することとなりました。事務局から研修担当者には、Aさんは聴覚障害があるので配慮するよう伝えていましたが、研修担当者はAさんは補聴器を付けていたので問題ないと思い、特段の配慮もなく研修が進められ第1日目が終わってしまいました。Aさんは、補聴器をつけていても、全て聞き取れる訳ではないことを事務局に相談したところ、次回以降、手話通訳者か要約筆記者(ノートテイク)で対応してくれることとなりました。

呼び出し方法の改善(聴覚障害②)

聴覚障害者(発語可能・4級)のBさんは事務手続きのため、受付を済ませ呼び 出しを待っていましたがなかなか呼ばれませんでした。受付に、呼ばれていないこ とを申し出ると、「名前を呼びましたが、返事がありませんでした」とのことでし た。音声による通常の呼び出ししか行われなかったためです。

その後、事務局は対応を検討し、聴覚障害のある方には、文字情報などでも呼び 出しを伝え、手続きに関するやりとりに関しても筆談等で対応することとしまし た。

盲ろう者とのコミュニケーション(盲ろう者)

盲ろう者であるAさんは、通訳・介助者を同伴し、パソコン訓練を実施する施設に相談に行きましたが、盲ろう者との特殊なコミュニケーション方法である「手書き文字」「点字筆記」「触手話」「指点字」ができる職員がいないとの理由で受け入れを断られてしまいました。

後日、Aさんは通訳・介助者を同伴して盲ろう者関係機関に相談したところ、「A さんは点字ができること、また、手のひらに書く(手書き文字)ことでコミュニケーションがとれることを施設側に伝えたらよいのでは。」との助言を受け、あらためて、Aさんは点字ができること、また手のひらに書く(手書き文字)ことでコミュニケーションがとれることを施設に説明した結果、施設側も理解を示し、前向きに受け入れる方向で話が進展しました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その3)

建物の段差が障壁に(肢体不自由①)

車椅子を使用している身体障害者(1級)Aさんが、外出中、建物に入ろうとすると 大きな段差があり立ち往生してしまいました。

スタッフに協力をお願いしてみると、段差を車椅子で乗り越える手伝いを申し出て くれました。介助のお陰で、無事に建物に入ることができました。

障害への理解が深まれば(肢体不自由②)

座骨部に褥瘡(床ずれ)発生を繰り返している脊髄損傷者Bさん。褥瘡は、長時間座位を保持していることが原因で発生していました。褥瘡悪化による手術で数ヶ月単位の入院を繰り返していました。

納期がせまっており長時間作業をしなければならない場面でも、時間調整や褥瘡予防できる姿勢を確保するため途中で休憩をとることなど周囲の理解と協力を得ることで、褥瘡の発生をおさえ、入退院を繰り返すことなく生活することが可能になりました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その4)

施設での電動車椅子による自立移動(肢体不自由③)

重度の脳性麻痺であるCさんは、介助用車椅子を使用し、施設職員や家族の介助による移動が主でした。リハビリテーションセンターにおいて、施設での電動車椅子による自立移動が可能か検討したところ、座位保持装置や特殊スイッチを装備・使用した電動車椅子で安全に施設内を移動できることがわかりました。

当初、施設側が電動車椅子移動による安全性の確保について懸念していましたが、 リハビリテーションセンター担当職員による実地確認や使い方の指導により安全な移動が可能であることが理解され、その結果、施設内で本人の意思により自由に移動することが可能となりました。

脳卒中の後遺症があるが、働くことを希望する方への支援(肢体不自由④)

50歳代で脳梗塞(脳卒中の種類の1つ)を発症し、入浴、更衣、屋外の外出などに介助が必要であることから、日中自宅に閉じこもりがちであるが、今後、働くことを希望しているDさん。本人の残存能力を踏まえ、更衣や外出練習などを提供する通所リハビリテーションに通うことになりました。訓練により、就労に向けて活動するための機能が向上し、地域の就労継続支援事務所に通うことで社会参加できるようになりました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その5)

話すことの障害(失語症)

失語症(発語がうまくできない)のAさんが、買い物に行きましたが、自分の欲しいものを探すことができませんでした。店員にどこにあるのか尋ねようとしましたが、欲しいものをうまく伝えられず、時間が経過するばかりでした。

店員は、Aさんが言葉をうまく話せないことがわかったため、「食べ物」、「飲み物」、「日用品」等と的を徐々に絞って確認していく方法をとったところ、Aさんの欲しいものが判明し購入することができました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その6)

メモを活用して行き違いを防止(高次脳機能障害)

高次脳機能障害のAさんに、先ほど伝えたことを忘れて勝手な行動をしていると注意したところ、聞いていなかった、知らないと逆に怒り出してしまいました。Aさんは普段、難しい言葉を使ったり、以前のことをよく覚えている方なので、高次脳機能障害の特性を知らない周囲の人は、Aさんはいい加減な人だと腹を立てて、人間関係が悪化してしまいました。

高次脳機能障害者は受傷前の知識や経験を覚えている場合が多いのですが、直近のことを忘れてしまいがちであるという説明を受け、周囲の人は、障害の特性であることを理解することができました。また、口頭で伝えたことは言った、言わないとトラブルのもとになりやすいので、メモに書いてもらい、双方で確認するようにしたら、トラブルが起きなくなりました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その7)

作業能力を発揮するための一工夫(知的障害①)

Aさんは、作業能力はあるけれど、不安が強くなると本来の作業能力が発揮できなくなってしまいます。Aさんの担当は清掃作業。1フロアーを一人で担当するように任されていましたが、広い範囲を一人で任されることに不安を感じ、本来の作業能力を発揮できずミスが増えていました。

作業量は変えずに2フロアーを2人で担当する様にしたところ、Aさんの不安が減少し、本来の能力を発揮できるようになり、ミスも減りました。

対人コミュニケーションに困難を抱える若者の就労支援(知的障害②)

Bさんは、高校を中退後、一時アルバイトを経験したものの、すぐに辞めてしまってからは就労から遠ざかった生活を続けていました。軽度の知的障害が疑われ、対人コミュニケーションに課題を抱えるBさんは、以前、アルバイト先の上司から強く叱責を受けたことで、すっかり自信と意欲を失っていたのです。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関は、全ての書類にルビを振り、また、B さんが理解するまで繰り返し丁寧な説明を行うなど、B さんの社会参加に向けて粘り強い支援を行いました。並行して、就労支援員がB さんの特性に理解のある職場の開拓をすすめました。その結果、アルバイト経験があり、本人の関心の高い飲食業界において、就労訓練事業として週3日、3時間程度の就労から始めることになりました。その後においても、自立相談支援機関がB さん本人と就労先双方へのフォローを行いながら就労の継続を支援しています。

一人暮らしの金銭管理をサポート(知的障害③)

一人暮らしをしながら地域の作業所に通うCさんは、身の回りのことはほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手なため、日常の金銭管理をしてくれる福祉サービス(日常生活自立支援事業)を利用することになりました。

生活支援員と必要なお金について1週間単位で相談し、一緒に銀行に行ってお金を下ろし、生活することになりました。買い物のレシートをノートに貼ることもアドバイスをうけ、お金を遣い過ぎることがなくなりました。また、お金がどれくらいあるのか心配なときは、支援員さんに聞けば分かるので安心とCさんは話しています。

■障害特性に応じた具体的対応例(その8)

コミュニケーション支援機器を用いた就労訓練(発達障害①)

発達障害のAさんは、就労訓練サービスを利用しています。挨拶、作業の終了時、作業中に必要と思われる会話(「おはようございます」「さようなら」「仕事が終わりました」「袋を持ってきてください」「紐を取ってください」「トイレへ行ってきます」「いらっしゃいませ」「100円です」等)を VOCA(会話補助装置)に録音し、伝えたいメッセージのシンボル(絵・写真・文字)を押してコミュニケーションをとるようにしたことで作業に集中することができ、休みなく事業所へ通う事ができるようになりました。

個別の対応で理解が容易に(発達障害②)

発達障害のBさんは、利用者全体に向けた説明を聞いても、理解できないことが しばしばある方です。そのため、ルールや変更事項等が伝わらないことでトラブル になってしまうことも多々ありました。

そこで、Bさんには、全体での説明の他に個別に時間を取り、正面に座り文字やイラストにして直接伝えるようにしたら、様々な説明が理解できるようになり、トラブルが減るようになりました。

本人が安心して過ごすための事前説明(発達障害③)

発達障害のCさんは、就労継続支援事業を利用していますが、広い作業室の中で 職員を見つけることが出来ない方でした。職員に連絡したくても連絡できず、作業 の中で解らないことや聞きたいことがあってもそれが聞けず、不安や混乱が高ま っていました。

そこで、来所時にあらかじめCさんに職員の場所を図で示したり、現地を確認する、ユニフォームの違いを伝えるなど、職員をみつけるための手がかりを知らせておくようにしたら、Cさんは安心して作業に集中できるようになりました。

苦手なことに対しては、事前のサポート(発達障害④)

発達障害のDさんは文字の読み書きが苦手であり、様々な手続きの際、書類の記入欄を間違えたり、誤字を書いてしまったりして、何回も書き直さなければなりませんでした。

そこで、Dさんの相談を受けている職員は、「記入欄に鉛筆で丸をつけたり付箋を貼って示す」「書類のモデルを作成して示す」「職員が鉛筆で下書きする」などを試したところ、書類作成を失敗する回数が少なくなりました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その9)

自己コントロール力をつけるために (発達障害⑤)

自閉症スペクトラム(発達障害)のAさんはちょっとした思い込みや刺激が元で、トイレや空室に長時間(長い場合は10時間近く)急に籠もってしまうことが多くありました。

そこで、不適応を起こしそうになった場合(「起こす前」がポイント)に、事前に 決めておいたルールに基づいて(例えば何色かのカードを用意し、イエローカード を見せたら事務室でクールダウンする、レッドカードであったら個別対応の部屋に 行きたい等)自らがサインを出して対応方法を選択する経験を繰り返し積むこと で、徐々にカードを使用せずに感情の自己コントロールができるようになってきま した。約半年ほどで不適応を示すことがほとんどなくなり、生活が安定しました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その10)

薬が効くまでの時間をもらえると(精神障害)

Aさんは、精神障害当事者としての経験を活かして、福祉サービス事業所でピアサポーターとして活動しています。しかし、月に一度位は幻聴が出現することがあり、Aさんは活動に支障が出ることをとても心配していました。職員に相談すると、「普段はどうしているのですか?」と質問され、Aさんは頓服薬を飲んで1時間位静養すると治まってくると説明しました。すると、「ご自分で対処できるならそうして下さい」「症状があっても、工夫をしながら活動を続けられるといいですね」「他の利用者の励みになるのだから気にする必要はないと思います」と言われて、幻聴が出た時は頓服が効くまで静養できることになりました。その後、Aさんは、ピアサポーターとして自信を持ちながら、安心して活動を続けています。

■障害特性に応じた具体的対応例(その11)

介護老人保健施設での対応(高齢者①)

様々な障害があっても生活がしやすいように、点字ブロック、車いす用のトイレ、入所者用の居室階へ行くためのエレベーターの設置などを行いました。また、聴覚障害のある入所者とコミュニケーションを図れるよう部屋に筆談用の用具を置くなどの配慮を行っています。

特別養護老人ホームにおける対応(高齢者②)

特別養護老人ホームにおいて地域交流活動を行う際、ボランティアのAさん(視覚障害者)が資料や小道具を作ろうとしましたが、パソコンでの作業に手間取ってしまいました。そこで、施設は、職員や他のボランティアの人が共同して作成することに加え、施設で導入していた音声認識ソフトや点字付きキーボードを利用してもらうことによって、Aさんが作業しやすい環境を作るように働きかけました。

■障害特性に応じた具体的対応例(その12)

色素性乾皮症(XP)児の保育所における対応(難病)

遮光対策が必要な疾病である色素性乾皮症患児のAちゃんは、紫外線対策がなされ ていない保育所に入所することは困難です。

入所を希望する保育所と話し合った結果、UVカットシートを保育室等の窓ガラス に貼ること、紫外線を遮断するため窓は常時閉鎖しておくのでエアコンをとりつける こと、日光に当たってしまった際の対応策などを保育所側に十分把握してもらったう えで、他の保育園児・保護者への説明も十分行うことで疾病に対する理解を得て、安 心して保育所に通うことができるようになりました。

■障害者総合支援法の対象となる疾病について

平成 25 年 4 月より、難病等が障害者総合支援法の対象となり 130 疾病を対象とし ていましたが、指定難病(医療費助成の対象となる難病)の検討を踏まえ、障害者総 合支援法の対象となる疾病について順次見直しを行い、令和6年4月より、369疾病 を対象としています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukush i/hani/index.html

対象となる方は、障害者手帳(※1)をお持ちでなくても、必要と認められた障害 福祉サービス等(※2)が受けられます。

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 障害者・児は、障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業 Ж2 (障害児は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)
- 難病の特徴(症状の変化や進行、福祉ニーズ等)については、「難病患者等に対 する認定マニュアル(令和3年12月)」を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000869186.pdf

■ 権利擁護に関連する法律(その1)

【障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止 法)】

1. 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

2. 障害者に対する虐待の禁止と早期発見の努力義務

何人も障害者を虐待してはならない旨を定め、障害者の虐待の防止に係る国等の 責務や、障害者虐待の早期発見の努力義務を定めています。

3. 「障害者虐待」の通報義務

「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けています。

4. 「障害者虐待」とは

- ①~③の人たちが、⑦~⑦の5つの虐待行為を行った場合を「障害者虐待」としています。
- (1)養護者(障害者の世話をしている家族等)
- ②障害者福祉施設従事者等(障害福祉サービスの職員等)
- ③使用者(障害者を雇用している者等)

5つの行為(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ⑦身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を 加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- ②放棄・放置:障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による ⑦①エの行為と同様の行為の放置等
- 砂心理的虐待:障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ①性的虐待: 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな 行為をさせること
- ⑦経済的虐待:障害者から不当に財産上の利益を得ること

5. 通報先

市町村・都道府県の部局等は、障害者虐待の通報や対応の窓口等となる「市町村 障害者虐待防止センター」、「都道府県障害者権利擁護センター」の機能を果たし ています。

6. 学校、保育所、医療機関における虐待の防止

就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する 虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長 及び医療機関の管理者に義務付けています。

■ 権利擁護に関連する法律(その2)

【児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)】

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。

○「児童虐待」とは保護者がその監護する児童について行う次の行為をいいます。

①身体的虐待:殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、

溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

②性的虐待 : こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせ

る、ポルノグラフィの被写体にする など

③ネグレクト:家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の

中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

④心理的虐待:言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの

目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレ

ンス:DV)など

【高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)】

高齢者の虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律です。

〇虐待防止施策には、①養護者(家族等)による虐待に対するものと、②養介護施設従事者等による虐待に対するものに大別されます。

〇虐待の類型には、①身体的虐待、②養護を著しく怠る(ネグレクト)、③心理 的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待があります。

詳細は、

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

よりご覧ください。

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止 法)】

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者 からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

〇配偶者:性別を問いません。事実婚や元配偶者*も含まれます。

*離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合

*生活の本拠をともにする交際相手、元生活の本拠をともにする交際相手も対象

〇暴力:身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力*も含まれます。

*接近禁止命令の申し立てをすることができる被害者は、「身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が対象

詳細は、<u>https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html</u>よりご覧ください。

■ 権利擁護に関連する法律(その3)

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)】

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まって精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、精神障害の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることで、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする法律です。

精神保健福祉法の一部改正を含む障害者総合支援法等の一部を改正する法律が 令和4年12月に公布され、主に以下の内容が新たに定められました。これらについては令和6年4月1日から施行されています。

- 〇 医療保護入院の入院期間の法定化
- 精神科病院での虐待の通報制度の新設
- 〇 入院者訪問支援事業の新設

詳細は、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html よりご覧ください。

■ 発達障害者支援法とは

I. 目的

親をはじめとする身近な人、保育所や学校などの担任、病院や福祉機関で支援に携わる者、行政機関の職員、その他様々な立場の国民全体が、発達障害の特性を理解し支援ができるようにするために

- ・早期発見・発達支援に関する国・地方公共団体の責務を明らかにしました。
- ・発達障害のある人の自立や社会参加のために、様々な分野で支援の充実を図る必 要

性があることが示されました。

Ⅱ. 定義(発達障害とは)

自閉症やアスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などが代表的ですが、このほかにもトゥレット症候群、吃音症など様々なものがあります。

現時点では、確かな原因は明らかにはなっていませんが、様々な調査から、脳の機能が平均的な世の中の人とは違う発達の仕方をしているらしいということが徐々に分かってきています。

「発達障害」という名前から、「発達しない」「こどもの時期だけの障害」などというイメージが持たれることもありますが、これは誤解です。その人に合った支援があれば、自立や社会参加の可能性は高まります。また、発達障害の特性を踏まえた支援は、こどもの時期だけではなく成人期や老年期にも必要になります。

Ⅲ. 相談機関等(発達障害について相談したいとき)

まずは、現在住んでいる地域の中にある様々なサービス機関(たとえば、市町村の役場、保育所、学校、医療機関、ハローワークなど)でも、発達障害に対する知識が年々高まってきています。

また、都道府県や政令市には、発達障害者支援センターが必ず置かれていますので、お住まいの地域の発達障害者支援センターに連絡をしたりホームページを確認したりするのも良いでしょう。

国においても、発達障害情報・支援センターのホームページを随時更新し、様々な情報を掲載しています。 (掲載先) http://www.rehab.go.jp/ddis/

Ⅳ. 普及啓発

発達障害については、日本だけではなく世界中で関心が高まりつつあります。たとえば、平成19年には国連総会において「4月2日を世界自閉症啓発デーと定める」決議、平成24年には「自閉症スペクトラム障害、発達障害及び関連する障害により影響を受けている個人、家族及び社会の社会経済的ニーズへの対応」に関する決議が採択されています。

日本国内でも、4月2日の世界自閉症啓発デーには様々な場所で建物を青くライトアップする取組や、4月2日から8日を発達障害啓発週間として様々な啓発イベントが行われるようになっています。

(掲載先) http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/

■ 共生型サービスとは

共生型サービスは、介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする、障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度です。地域の実情に合わせて限られた福祉人材を有効に活用しながら、同一の事業所において障害福祉サービスも介護保険サービスも提供できます。

これにより、例えば、生活介護事業所(障害福祉サービス)を利用していた方が65歳になったときも、継続して同じ場所のなじみの環境の下で、通所介護(介護保険サービス)を受けられます。

制度の詳細や、共生型サービスの立ち上げに必要な手続き等をまとめたガイドブックを厚生労働省 HP に掲載していますので御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

■ 介護予防・日常生活支援総合事業における共生の場

介護保険制度では、市町村の事業として、住民等の多様な主体が参画し、地域の支え合い体制を推進することで要支援者等の自立支援や介護予防につなげる介護予防・日常生活支援総合事業を実施することとしています。

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が地域の実情に応じて独自のサービスを 設けることとしており、市町村がこの事業を円滑に実施できるよう、設定されるであろ うサービス内容の例などを記載したガイドラインをお示ししています。

その中で、高齢者のみならず障害者やこどもなど分け隔てなく自主的に集まり互いに 支え合う場を作り出すことに対して、補助などを行い促進することができる共生型の通 いの場を紹介しています。

障害者差別解消法は共生社会の実現を目的としており、共生型の通いの場は、同目的 にも資するものであると考えられます。

■ 障害者差別解消支援地域協議会とは

障害者差別解消法では、国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する者(以下「関係機関」)は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する障害者に対する支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」)を組織できるとされています。(法第17条第1項)

1 地域協議会とは

<地域協議会の事務>

障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するため の取組に関する提案に係る協議を行う

※個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されていない

- ・事案の情報共有や構成機関への提言
- ・地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
- 事案の解決を後押しするための協議 など

<対象となる障害者差別に係る事案>

- 一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないが、環境の整備 に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とする
- 2 地域協議会の組織

都道府県、市町村、特別区など地方公共団体が主導して組織する

詳細については、内閣府ホームページに掲載されています。

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/t-b2.html

■ 関連ホームページ

障害者権利条約(外務省)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

障害者差別解消法 (内閣府)

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html

障害者基本法 (内閣府)

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

教育・保育等を提供する事業者による

児童対象性暴力等の防止等の取組を

横断的に促進するための指針

【略称:横断指針】



令和7年4月こども家庭庁

目 次

第 1 章 横断指針の趣旨等	
1.背景	2
2.目的	3
3.添付資料	4
4. 性暴力、不適切な行為とは	6
5. 児童に対する性暴力の特性	9
(1)被害児童の観点	9
(2) 加害者の観点	10
第2章 性暴力防止への対応の全体像	13
1. 性暴力防止への対応に当たっての考え方	14
(1) 性暴力は生じ得るとの意識・理解	14
(2) 未然防止・早期発見に向けた日頃からの取組	14
(3) 疑い段階から重く受け止めた対応	14
(4)チームによる対応	15
(5)被害児童ファースト	15
2. 主な対応の流れの例(タイムライン)	16
第 3 章 未然防止	17
1. 服務規律等の整備・周知	18
2. 施設·事業所環境整備	21
3. 教育·啓発(対児童·保護者)	24
(1) 児童への教育・啓発	24
(2) 保護者への教育・啓発	27
4. 研修(対従事者)	28
第 4 章 早期発見	32
1. 児童の日常の観察・会話	33
2. 性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み	35
(1)相談体制の整備・周知	35
(2)面談・アンケートの実施	38
3. 事業者内外の報告のルール化	41
第5章 相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム・体制の形成	44
第6章 相談・報告等を踏まえた対応	47
1. 性暴力の疑いの発覚時の対応	48
2. 被害児童の保護者への連絡・説明	55

3.	被害児童等の安全確保	56
4.	事実確認等	58
	(1) 事実確認の進め方(総論)	58
	(2) 事実確認を行う体制	59
	(3)情報及び客観証拠の保全	62
	(4)聴き取り	63
	(5) 事実の有無の評価	72
5.	方針決定	73
6.	関係者への対応・支援	74
	(1)被害児童とその保護者への支援	74
	(2)被害児童以外の児童等への対応	
	(3) 従事者への対応	
	(4) 不適切な行為を行った者への対応	
	(5) 性暴力を行った者への対応	78
	(6) 性暴力や不適切な行為の事実の有無を評価することが難しい場合の対応	81
(参	参考) 既存のガイドライン等における通報等の記載	84
7.	再発防止策の検討・実行	85
R	関係機関との連携	87

第1章 横断指針の趣旨等

1. 背景

児童に対する性暴力は被害を受けた児童の権利を著しく侵害し、当事者の心身に深刻かつ長期的な影響を及ぼ し得る重大な加害行為である。

児童に対して教育・保育等を行う事業は

- ①被用者が児童を指導するなどし、支配的・優越的立場に立つこと(支配性)
- ②被用者が児童に対して継続的に密接な人間関係を持つこと(継続性)
- ③保護者の監視が届かない状況の下で預かり、教育・保育等をすること(閉鎖性)
- という特別な社会的接触の関係にある

といった性質を有することから、児童に対する性暴力の発生に特別の注意を払うことが求められる。

令和6年6月には「こども性暴力防止法」が成立し、児童に対して教育・保育等を提供する一定の事業者は、法律上、児童対象性暴力等を防止することが義務付けられることとなったが、同法の義務付け対象の事業者以外の現場も含め、児童に対する性暴力の防止や被害児童を適切な保護・支援につなげることが重要である。

現状では、教育・保育等の所管行政、団体等が、事業者向けに、児童への性暴力防止を念頭においた指針・ガイドライン等を作成しているケースがあるものの、どのような取組があるか等の情報が不足しており、業界横断的に整理されたものは存在しない。

このため、教育・保育等の所管行政、団体等により作成されている既存の指針・ガイドライン等の情報、有識者等へのヒアリング、有識者検討会における意見等を踏まえ、事業者や業界団体において、従事者から児童への性暴力防止策等の検討を行うに当たって、業界横断的に有用と考えられる内容を取りまとめることとした。

本横断指針は、こども性暴力防止法の義務付け対象事業者にとどまらず、児童等に対して教育・保育等を提供する幅広い事業者に活用いただくことを想定している。

また、本横断指針は、法律に基づくものではなく、本横断指針の策定により、事業者に対して新たに義務が課されるものではない。こども性暴力防止法に基づく義務の具体的内容については、今後国において有識者検討会が設置され、下位法令・ガイドライン等の検討・作成が行われる見込みであり、これらを参照いただきたい。

2. 目的

本横断指針は、「教育・保育等を提供する場における<u>従事者から児童に対する性暴力</u>」を主たる対象¹とし、事業者によるその防止等の取組を業界横断的に促進することを目的とする。

具体的には、関係する業界や事業者において、本横断指針を参考にしつつ、各業界の特性を踏まえた上で、

- 児童への性暴力防止に向け、事業者、従事者その他の関係者による議論が行われること
- 児童への性暴力を防止する業界ごとのガイドラインや事業者ごとの服務規律等を定めた文書等の作成・改訂 等が行われること
- 現場において自律的に児童への性暴力を防止する取組等が実践されていくこと

を目指すものである。

本横断指針を踏まえ、業界、現場等における取組を主導していく者は、教育・保育関連施設の設置者・事業の運営者や、性暴力防止等の担当者、関連業界団体の役員、担当者などを想定している。

他方、教育・保育等を提供する場以外の、児童を対象とする事業においても効果があると考えられる取組も含まれており、児童と関わる様々な事業においても、児童に対する性暴力防止のための参考となることが期待される。

児童に教育・保育等を提供する施設の設置者・事業の運営者は、従事者による児童への性暴力が、被害児童に 生涯にわたって回復し難い心的外傷等を与え得る重大な人権問題であるとともに、適切に対応しないことが重大な経 営リスク(被害者側からの使用者責任の追及、加害者側からの処分等に対する異議申立て等の法的リスクを含む) となることも認識し、未然防止・早期発見、性暴力の疑い発生時の適切な事実の有無の調査、児童の保護及び被 害児童への支援を行うことが重要である。

その際は、当事者の人権に配慮しつつ事実確認等の対応を公正・中立に行うことが重要と考えられるため、事実確認等のプロセスや留意点などについても記載を盛り込んでいる。

本横断指針に記載されている取組について、各事業の事業形態を踏まえ、まずは効果的と考えられるものや実施可能なものから、取り組み始めることが重要と考えられる。また、児童にサービスを提供する外部委託先(例▶ 施設への送迎サービス等)にも、児童への性暴力防止への取組の実施を促すことが有効と考えられる。

❖ 児童に教育・保育等を提供する場として主に想定する事業者例

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校 認定こども園、保育所、ベビーシッター、放課後児童クラブ、児童館、居場所支援施設、母子生活支援施設、 自立援助ホーム

小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設

障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス、児童発達支援事業所、児童発達支援センター)、 障害児入所施設

学習塾、学習支援施設、家庭教師、スイミングスクール、スポーツ教室、ダンス教室、自然体験学習等

※個人で行うベビーシッター、家庭教師等を紹介するサービス(マッチングサービス等)を提供する事業者を含む。

※上記はあくまで例示であり、教育・保育等を提供する場であるものの記載されていない事業者も多数存在する。

¹ 教育・保育等を提供する場においては、児童間で生じる性暴力への対応も生じ得ることから、「児童間の性暴力」が生じた場合の対応策については p89 において触れている。

なお、各業界において既存のガイドライン等がある場合には、引き続きそれらに基づく取組を進めることは重要であり、 加えて、本横断指針を必要に応じて参照・活用する等の取扱いを想定している。

❖ 既存のガイドライン等の例

対象施設•事業	児童への性暴力防止等を含む法令・指針・ガイドライン・手引き等
学校	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律
	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針
	(令和4年3月 18 日文部科学大臣決定。令和5年7月 13 日改
	訂)
保育所等	児童福祉法
	保育所保育指針
	保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針
	保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライ
	ン
	「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性
小規模住居型児童養育事業者、	児童福祉法
乳児院、児童養護施設、障害児入	被措置児童等虐待対応ガイドライン
所施設、児童心理治療施設、児童	
自立支援施設、指定発達支援医	
療機関、一時保護施設	
障害福祉サービス事業所等	障害者虐待防止法
	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

3. 添付資料

現場において実践しやすいものとなるよう、本横断指針には、次のとおり参考資料編及び取組事例集を添付する。

- 参考資料編 (行動規範・誓約書の文面例、相談体制・窓口に関する資料、相談窓口の周知広報資料、児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例、聴き取りの対応例、保護者対応資料、こどもの権利に関する資料)
- 取組事例集 (事業者による取組事例)

❖ 用語の定義

- 施設・事業所:教育・保育等を提供する施設・事業所
- 事業者:施設・事業所を設置・運営する法人等
- 児童:教育・保育等を提供する施設・事業所等に通うこども(18歳未満を想定)
- **従事者**:教育・保育等を提供する施設・事業所等で、児童と直接関わることが想定される、教育・保育等に 携わる職員全般(パートタイム、アルバイト、ボランティア等を含む)。
- **トラウマ**: 大きな精神的ショックや恐怖が原因でできる心の傷(心的外傷)のこと。性暴力は他の暴力と比べても、トラウマ(心的外傷)が生じるリスクが高い。
- **性的グルーミング(性的手なずけ)**: こどもに徐々に近づき、警戒心を解いて自分を信用させることで、性暴力を振るいやすくするための加害者の行動のこと(p11「【コラム】性的グルーミング(性的手なずけ)の概要」参照)。
- 性問題行動:性暴力の被害者等が、被害による心の傷つきから、年齢不相応な性的行動を行ったり、性行為を頻繁に行うようになったり、性加害行為を行うようになったりすること。
- **記憶の汚染**:性暴力の被害児童等に、何度も話を聴いたり、誘導的な質問をしたりすることで、周りからの質問や事後に得た情報を自分の考えや経験と思い込んだり、体験のない被害を実際に体験したと思い込んだりして、記憶が変わってしまうこと。記憶能力が発達段階にある幼少期等において生じやすい。
- 被措置児童等:児童養護施設等に入所している児童や、里親等に委託されている児童のことで、具体的には次の児童を指す。
 - > 乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設に入所している児童
 - ▶ 障害児入所施設や指定発達支援医療機関に入所している児童
 - ▶ 里親や小規模住居型児童養育事業者 (ファミリーホーム) に委託されている児童
 - ▶ 一時保護が行われている児童 (委託一時保護を含む)

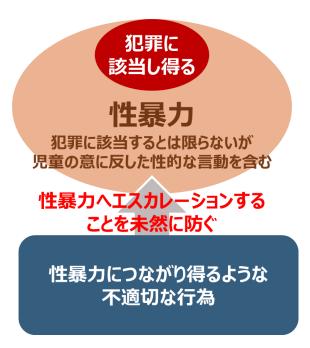
4. 性暴力、不適切な行為とは

本横断指針では、「従事者から児童に対する性暴力」を主たる対象としている。

本横断指針において、「性暴力」とは、犯罪に該当するものだけでなく、犯罪に該当せずとも、「(被害児童である)本人の意に反した性的な言動」が行われることを含む²。「意に反する」とは、被害児童が「嫌だ」と伝えた場合だけではなく、行為の意味を理解していない、嫌だけれども断れない、逃げられない、応じざるを得ない、あるいは性的手なずけによって誘導された場合を含む。

性暴力とは必ずしも、直接身体や性器に接触する行為であるとは限らない。わいせつな言動、性器の露出、ポルノや性行為を見せること、のぞき、盗撮等の非接触型の性暴力もある。性別を問わず性暴力の被害者となり得るものであり、加害者の性別は被害者の異性とは限らない。

本横断指針における「不適切な行為」とは、性暴力につながり得る行為である。事業者において、性暴力につながり得るような不適切な行為についても対応することで、性暴力の未然防止につながる(詳細は p18「服務規律等の整備・周知」、p78「不適切な行為を行った者への対応」を参照)。



※次ページ以降に、性暴力、性暴力につながり得るような不適切な行為の例を記載している。

_

²16 歳未満の児童については、性的行為に関して有効に自由な意思決定をするための能力が十分に備わっているとは言えないため*、仮に本人の同意がある場合であっても、性的行為が犯罪や性暴力となることに留意が必要である。

^{*}性的行為に関して有効に自由意思決定をするための能力としては、①行為の性的な意味を認識する能力だけでなく、②行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処したりする能力が必要であると考えられる。13 歳未満の場合は、①の能力が備わっておらず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力が一律に欠け、13 歳以上 16 歳未満の場合は、①の能力が一律に欠けるわけではないものの、②の能力が十分でなく、相手方との関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けると考えられる。このため、13 歳以上 16 歳未満の場合は、相手方との間に対等な関係がおよそあり得ず、有効に自由な適切な意思決定をする前提となる能力に欠ける場合に限って処罰する観点から、当該 13 歳以上 16 歳未満の者が生まれた日より 5 年以上前の日に生まれた者が処罰対象とされている。

❖ 性暴力の例

- 性交・性交に類似する行為をする、そうした性的行為の強要・教唆・幇助をする
 - 性交、口腔性交、肛門性交、膣や肛門に陰茎以外の身体の一部・物を挿入する
 - 口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行をする 等
- わいせつ行為をする、そうした性的行為の強要・教唆・幇助をする
 - 性的部位を触る、自身の性的部位を触らせる
 - キスをする、抱きつく
 - 下着の中に手を入れる 等
- 自身の性器を見せる
- わいせつ目的で会うことを要求する、わいせつ目的で会う
- 児童買春、児童買春に関わる行為をする(周旋、勧誘等)
- 児童ポルノの所持、提供等をする
- 裸等の性的な画像や写真を送るよう強要する、その画像等をネットに配信する
- 性的な被写体として撮影する
- 着替え、トイレ、入浴等で、通常隠されている身体、下着を不必要にのぞき見たり、その場面を盗撮する
- 児童に裸等の性的な画像や写真を見せる、送り付ける
- 介助としては不必要であるにもかかわらず、介助と称して不適切な性的部位の接触を行う。
- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する
- 障がいのある児童に対して人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする

限らないが性暴力に 犯罪に該当するとは

犯罪に該当し得る

- 児童にわいせつなことを言ったり、わいせつな話をするようにお願いする(SNS、電子メールのやり取りも含む)
- 児童の前で執拗にわいせつな言葉を発する、または会話する
- 児童のプライベートゾーンに関する身体的特徴、第二次性徴(勃起、月経、発毛等)についてからかう
- 性的なうわさ(プライベートゾーンに関わる身体的特徴や月経、初体験等の話)の流布

<留意点>

- ※上図の「犯罪に該当し得る」行為や「犯罪に該当するとは限らないが性暴力に該当し得る」行為は、発生した場所や加害者によって、「被措置児童等虐待」(児童福祉法)、「児童虐待」(児童虐待防止法)、「障害者虐待」(障害者虐待防止法)などに該当する可能性がある点に留意する。
- ※上記はあくまで例示であり、実際に個別の事案で犯罪が成立するか否かは、司法機関において判断されるものであり、上記分類は、p59以降に記載した、事業者の対応方針の例を示すために分類している。事業者の対応方針は、個々の事情に応じて判断されるものであるため、例示にとらわれることなく、個別の事案ごとに対応を検討することとなる。
- ※児童の性的なトラブル等について、従事者同士が必要な範囲内で、一定の情報管理のもと、情報共有等することは、「性的なうわさの流布」には当たらないと考えられる。

❖ 不適切な行為の例

下記は事業者が予め業務上必要と認めた場合及び緊急事態を除く

- 児童へ不必要又は過度な接触を行う(必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている等)
- 不必要に児童と密室で2人きりになろうとする(用務がないのに別室に呼び出す、寝かしつけの際に特定の児童とだけ添い寝をする等)
- 児童と私的な連絡先 (SNSアカウント、メールアドレス等) の交換、SNS等で個人的なやり取りをする
- 児童の容姿等を過度に褒める
- 私的に児童と学校・事業所外で会う
- 不必要に、児童を1対1になる状況で車に乗せる
- 保護者の承諾がないまま、保護者不在時に児童の自宅で二人きりになる
- 児童を自宅に招く
- 業務上求められる活動の目的以外で、私的に児童の写真や動画の撮影を行う
- 児童にマッサージをする
- 小学生以上の児童を膝に乗せる、肩車する、おんぶする等
- 更衣や宿泊を伴う活動で、児童と従事者が2人きりで更衣室やお風呂等を利用する
- 更衣をする場所を設けずに、不特定多数の人の目がある中で児童に更衣をさせる
- おむつ交換時に、洋服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認する等、 誤解を受けるような仕方で交換する
- 排泄、入浴、着替え等において、児童が自らやりたい意思を示している中で、わざわざ介助に入る
- 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い

<留意点>

- ※児童への身体接触に関する考え方は、業種によって様々であることから、現場が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各業種のガイドライン等で具体的に検討・議論し、適切な身体接触の内容について、共通認識を形成することが有効と考えられる。
- ※児童から身体接触を伴う行為を求めてきたとき、愛着に課題がある児童などの場合には、それを無下に断ることが適切ではない場面も想定されるが、例えば膝に乗ってきた場合には、「お膝の上じゃなくて、隣に座ろうね」と言いながら、隣に座らせて、必要に応じて手をつなぐなどして安心感を提供することや、愛着形成に必要なスキンシップの範囲について保護者や職員が共通理解を形成するなど、性暴力の疑いが起こらないようなかたちで、児童とのスキンシップを工夫することも考えられる。
- ※「不必要に、児童を1対1になる状況で車に乗せる」等、不適切な行為の例として挙げた行為のうちいくつかは、 やむを得ない状況下においては許されることもある。ただし、その場合でも組織的に情報共有しながら行うなど、性 暴力につながらないよう歯止めをかけるルールを定めて、運用することが求められる。
- ※不適切な行為は、「性暴力に該当しない行為」と捉えるのではなく、児童の人としての尊厳を踏みにじる行為になり得ることに留意することが重要である。

参考資料 「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性(令和6年、全国保育士会)

(https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/seibouryokuboushi.pdf)

児童との接触等が業務上求められる保育所等においては、URLに掲載されているパンフレットにおいて、具体的な場面の例(例▶ 抱っこ、着替え、写真撮影)における、業務の必要性と、留意点等が説明されている。

5. 児童に対する性暴力の特性

(1)被害児童の観点

①被害の深刻さ

- 性暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける行為である。とりわけ、児童に対する性暴力は、当事者の心身に対する 重大な加害行為であり、その影響は長期に及び得る。
- 児童への性暴力は、乳幼児から思春期まで、幅広い年代に渡り、性別にかかわらず起きている。
- 教育・保育等の場における従事者からの性暴力は、信頼している大人からの裏切り行為となり、こうした経験により、誰を信頼すれば良いか分からなくなる等、人間関係の構築等に深い傷を残す場合がある。
- 一般的に、性暴力を受けた児童は、自分の身に起きたことをどう捉えれば良いのか混乱し、恐怖する。被害によるショックは、身体症状や言動として現れたり(例 ▶ ボーっとする時間が増える、頭痛・腹痛、倦怠感、食べられない、不眠、赤ちゃん返り、被害のあった場所に行きたがらない等)、心理面に現れたり(例 ▶ 抑うつ、不安障害、フラッシュバック等)する。その結果、日常生活に支障をきたしたり、自己肯定感が低下したりすることがある。
- 性暴力を受けた児童は、その後の人生の過程で、過去をなかったことにできない悔しさ、汚れてしまったかのような 自分に対する絶望感、自分に起きたことを誰にも話せずに秘密を抱える苦痛などに苦しむ状況がみられる。被害 を受けた自分を責めてしまう児童も多い。
- なお、こうした症状は、専門家による適切なトラウマケアなどの支援を中長期的に行うことで、緩和が可能なケースが多いため、被害者に対する偏見をもたないように留意することが重要である。

②被害の発見のしづらさ

- 性暴力被害を思い出したくない、誰にも知られたくない、恐怖で口にすることができない等の心理から、性暴力を受けた児童にとって、被害を相談、開示することは非常に困難なケースが多い。
 - 被害を訴えることで現在の生活が一変したり、世間の好奇の目にさらされたりすることが懸念される。
- 勇気を出して周囲に相談しても、真剣に取り合ってもらえなかったり、むしろ被害児童の方が非難されたりするおそれがある環境の場合、更に被害が潜在化・長期化しやすい。
- 発達段階等により、受けた行為が性暴力かどうかを判断する能力を十分に身に付けていない児童においては、性暴力被害を認識できない、性暴力被害かどうか判断がつかないため、更に被害が潜在化・長期化しやすい。
- 被害児童が男児の場合、「男の自分が被害を受けるわけがない」との思い込みや、被害を受けた自分に対する羞恥や自責から、被害を誰にも言えないことがある。
- 障害のある児童の場合、その障害の程度によっては、児童本人が被害を明確に認識したり、被害を周囲に伝えたりすることが難しい場合があることや、自らを介助・支援する支援者が加害者の場合、支援者との関係性が崩れると生活に支障をきたす懸念があること等から、被害が潜在化・長期化しやすい。
- 被害児童が、家庭内不和や虐待により、帰る場所や逃げ場所がない場合、慕っている従事者との関係を壊したくないと考えて事実を隠そうとすると、その発見はとりわけ困難である。 虐待など圧倒的な力の支配の下で、あるいは基本的な要求に応えてもらうことができない状況で育っている児童は、自分への否定的イメージや強い無力感、助けを求めても得られないという不信感、絶望感を抱えているため、被害を受けても不当だとは考えることができなかったり、訴えることにより事態が改善されるといった肯定的イメージが持てなかったりする。むしろ加害者からの報復や庇護を失う恐怖の方が強い場合が多い。
- このような状況から、性暴力被害について、誰にも言うことができず、被害から数年、数十年も経過してから、よう

やく辛く苦しい体験を語ることができた人が少なくない。

③被害の相談・開示までのプロセス

- 被害児童が、被害による混乱や葛藤を経て、第三者に被害を相談・開示するに至るまでには、相応の時間を要することが多い。
- 相談・開示の対象としては、保護者や友人、教育・保育等の場における従事者が挙げられる。
- 被害児童は、誰が自らの相談・開示を、批判をせずに受け止めてくれるかについて、日常の会話の中で探るような場合がある。
- 被害の一部分を話してみて、相手が真摯に聴いてくれるか反応を探り、見定めながら、不安が高まれば、それ以上話すのをやめたり、嘘や冗談だったことにしたりして自分を守る等の行動をとることがある。このような行動を重ねながら、話しても大丈夫であると安心感が出てきた時点で、少しずつ、被害の全容を話すことが可能になる。

(2) 加害者の観点

①個人に起因する要因

- 抵抗が少ないなどの理由で加害に及んだ後、弱者に対する支配欲や征服感を背景に、加害行為が繰り返され、 次第にエスカレートしていく傾向にある。
- 加害者には「思考の誤り」「認知のゆがみ」と呼ばれる一方的な思い込み(例 ▶ 「少し触っただけで大したことではない」「実は児童も喜んでいる・嫌がっていなかった」「児童が好意を寄せてきており、それに応えただけ」「いずれ経験することだから問題ない、早めに教えてあげている」)や、人権意識の低さなどがみられる。
- 加害者の性的対象が成人女性・男性であっても、児童を対象に性暴力を行うことがあり、幅広い年齢層を性的 対象と捉える人が一定の割合存在すると言われている。
- 児童を手なずけ、信頼関係を醸成し、児童の心情や行動を操作し、児童の抵抗感を抑えながら、性暴力に及ぶ 行動もみられる(p11「【コラム】性的グルーミング(性的手なずけ)の概要」参照)。
- 児童からの私的な相談に親身にのっている中で、依存関係が生まれたり、児童に疑似恋愛と思いこませるように 操作したりして、加害に転じる例もみられる。
- 愛情が少ない家庭で育った児童に対し、支援を行う立場にいることで、「自分がこの子を救ってあげられる」等の救済心理から、加害に転じる例もみられる。
- 勤務時間外に無償で児童に相談にのったり、自らのポケットマネーで児童に物を買い与えたりするなど、熱心に児童への支援に携わる中で、公私の区別が不明確になり、ストレスなどを口実にしつつ、「これだけ自分が尽くしているのだから、相手に見返り(≒性的関係)を求めても良いはずだ」という思考の誤りに至る例もみられる。
- 過去に被害にあった者が、加害に及ぶ例もみられる。 ※ただし、加害者側にいかなる状況・理由があっても、加害を正当化する理由にはならない。

②環境に起因する要因

- 教育・保育等の場では、性暴力が生じやすい環境や状況(「支配性」「継続性」「閉鎖性」がある環境や状況) に直面しやすい。
- 教育・保育等の場の従事者は、しばしば、児童から一定の信頼を寄せられる立場にある。また、従事者は児童に対し権力を持ちやすい立場にある(例▶ 養護・指導する従事者と、養護・指導を受ける児童との関係性)。多くの場合、従事者から児童に対する性暴力は、この信頼と権力を濫用して行われる。
- 加害者は、多忙な中で真面目に取り組む一方、同僚等を頼れずに孤独を抱えたり孤立したりしている場合や、

周囲から信頼されていて、問題提起がなされにくい立場 (例 ▶ 業務・活動等の運営・指導を一任され、大きな 裁量を持つ等) にいる場合もみられる。

● 過度なストレス(例▶ 長時間労働、人間関係等)やアルコールなど、加害につながる引き金がある場合もみられる。

コラム 🔎

性的グルーミング(性的手なずけ)の概要

- 性的グルーミングとは、被害者の警戒心を解き、自分を信用させることで、性暴力を振るいやすくするための加害 者の行動である。被害者の心情や行動を操作することで、被害者の抵抗を抑えるだけでなく、被害者に自責感を 抱かせる。「グルーミング」という用語は、動物の毛づくろいを意味する英語「groom」に由来している。
- 加害者は、児童に優しく声をかける、悩み等の相談にのって共感する様子を示す、容姿や性格等をほめる、時に は叱る等、いかにも親身な態度で接して安心を感じさせる。また、飲食をご馳走する、プレゼントをする等のさまざ まな方法を用いる。
- 人間の心理メカニズムの1つとして、「返報性の法則」という、他人から何らかの恩恵を受けたら、自分からも何かを返さなければならないと感じる傾向があり、性的グルーミングにおいても、児童は同様の心理になる。
- 2 人きりの状況を何度もつくりだしたり、身体接触の程度を段階的に引き上げたりする (例 ▶ 頭や腕に触る、ゲームとして触れさせる) ことで、「まさか危ないことはされないだろう」「このくらいの行為であればまだ大丈夫」などの正常性バイアス (異常を正常の範囲内のことと捉えて、心を平静に保とうとする心理メカニズム) が被害側に働き、加害行為から逃げづらくさせることがある。
- このように、児童の信用を得た上で、性的な話題や行為への抵抗感をなくさせ、加害後には「2 人だけの秘密」などと口止めすることで、罪悪感や羞恥心を利用したり、大人と特別な秘密を持つことの高揚感をあおったりすることで、発覚しないよう仕向けるといった手口を取る。
- 児童の承認欲求や愛着、誰もが持つ心理メカニズムにつけこんで、徐々に性的な話題や行為にもち込むという点で、児童の純粋さや無邪気さを悪用する行為である。
- 性的グルーミングは、親身に話を聞いてくれたり、褒めてくれたりするという、通常の大人がとる行動と似ているため、 第三者や児童にとっては、加害の意図があるか否かの見極めが難しい。
- また、被害を受けた児童は、信頼をしていた大人からの性的な行為に、何かおかしい、怖いと感じながらも、
 - ・加害者の行動の意味が分からず混乱する
 - ・ 加害者の「ちょっと触っただけ」等の言い訳に、性暴力を些細ないたずら行動と過小評価する
 - ・恋愛行動と勘違いする
 - ・「信頼する人が良いことだと言っているなら、疑うなんて悪い」と思い込まされる 等の心情になることがある。
- 先行研究では、家庭等で悩んでいることがあったり、精神的に不安定になっていたりするなど、弱みを抱えている人がターゲットになりやすいことが明らかになっている。

被害児童の中には、低い自己肯定感を上げてくれたり、家庭等で悩んでいることを心地よく傾聴してくれたりする 加害者が、精神的な支えになっているケースもあり、加害行為を嫌だと思っていても、大ごとにして加害者との関係 を崩したくないという心理に至ることがある。

また、被害児童の中には、加害行為を加害行為であると理解せず、むしろ加害者に好意を抱き、性的行為を積極的に受け入れる場合があり、その場合、被害児童が16歳以上であっても、その未熟さに付け込まれている可能性が高いため、保護の対象と考えることが重要である。

コラム

若年層が被害者となった性暴力の加害者像

内閣府による若年層(16~24歳)を対象とした性暴力被害の実態に関する調査結果(令和3年度)から、 若年層に対する性暴力の加害者像について紹介する。こうした調査データを用いて、性暴力の実態を、児童への教 育・啓発や、従事者への研修で取り上げることは、性暴力のリスクを適切に理解する上で有効と考えられる。

● 被害者と加害者の関係は、次のとおり、全く知らない人よりも、身近な人からの加害が多いことが分かる。

0% 10% 20% 30% 40% 交際相手·元交際相手 8.3% 配偶者、元配偶者、パートナー、元パートナー 親(育ての親、義理の親を除く) 2.5% 親密 育ての親、義理の親、親の交際相手 2.2% 1.3% 兄弟姉妹 1.6% 上記以外の親族 通っていた(いる)学校・大学の関係者 (教職員、先輩、同級生、クラブ活動の指導者など) 36.0% 地域活動や習いごとの関係者 4.8% (指導者、年配、仲間など) 職場、アルバイト先の関係者 11.0% 見知 (上司、同僚、部下、取引先の相手など) ŋ 職場・アルバイト先の客 5.2% 巻 生活していた(いる)施設の関係者 1.1% (職員、先輩、仲間、里親など) SNSなどインターネット上で知り合った人 14.0% 芸能プロダクションへのスカウトや 高収入バイトの加入などを名乗る人 0.8% 見知らぬ人圏 まったく知らない人 32.5% その他 2.3%

加害者との関係(複数回答) (n=2,040)

● 加害者の性別は、異性が多いが、同性からの被害もあることが分かる。



(出典:「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果 報告書」

(令和4年3月 内閣府委託調査))

第2章 性暴力防止への対応の全体像

1. 性暴力防止への対応に当たっての考え方

性暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける行為である。とりわけ、児童に対する性暴力は、当事者の心身に対する重大な加害行為かつ極めて悪質な人権侵害であり、その影響が長期に及び得るものであって、断じて許すことはできない。 このような認識を前提として、教育・保育等を提供する場における児童への性暴力防止に向けては、次のような考え方に基づいて、対応に当たることが有効と考えられる。

(1) 性暴力は生じ得るとの意識・理解

- 児童への教育・保育等に携わる人々の多くは、熱意をもって取り組んでおり、児童への性暴力など想像もつかない人が多い。このため、これまでの多くのケースで、現場の従事者の中に、「まさかそんなことが起こるはずがない」「まさか信頼の厚いあの人がやるはずがない」という意識が強い傾向がみられ、それが結果的に発見を遅らせてしまうことにつながっている(例▶ 被害児童や、リスクを感じた従事者が、「言っても信用してもらえない」と感じてしまうこと)。
- このため、教育・保育等に携わる全ての者が、児童への性暴力は生じ得るとの意識をもつことが、性暴力のリスクを 早期発見につなげる上で重要である。
- なお、これは従事者間で疑いを持つことを意味しているのではなく、性暴力のリスクを把握する上で前提となる意識を意味している。

(2) 未然防止・早期発見に向けた日頃からの取組

- 児童への性暴力を防止し、また万が一発生してしまった場合に速やかな児童の保護等につなげるためには、未然 防止・早期発見に係る日頃からの取組が重要と考えられる。
- 未然防止の観点では、児童への性暴力防止に向けたルールや取組を規定・周知すること、施設・事業所の環境整備等により他の児童や従事者等の目が行き届きにくい環境を可能な限り減らしていくこと、可能な場合には複数の従事者で児童に対応すること、従事者等が加害者・傍観者にならないような研修等を進め、性暴力への誤った思い込み・先入観を持つことがないようにすることが重要と考えられる。
- 早期発見の観点では、特に、児童への性暴力は、被害であると認識できなかったり、二次被害等を恐れて相談し づらかったりすることから、児童から自然に声が上がることを前提とするのではなく、事業者及び従事者が、日頃から、 児童の心身の状況や言動に目を配り、気になる点、変わった点がないか把握に努めることや、被害を訴えやすい 環境を整備・周知すること、児童が性暴力被害を認識できるような教育・啓発を行うことが重要と考えられる。
- これまでの性暴力事案の中には、「信頼の厚い職員からの被害を受けたと言っても信用してもらえない」「同僚の言動に違和感を感じていたが、特に問題提起しなかった」という話が多くみられる。このため、早期発見につなげるには、「より良い教育・保育環境の充実」の観点から、上司部下・同僚等の従事者間及び従事者と児童との間で、嫌なことや気になることを何でも話し合い、それを改善できる環境・雰囲気をつくり、共有することが重要と考えられる。これは性暴力に限らず、あらゆる問題の未然防止・早期発見につながる取組と言える。

(3)疑い段階から重く受け止めた対応

● 事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、性暴力の疑いの段階から重く受け止め、速やかに事実の有無の調査、児童の保護などの対応を開始することが重要である。

● 被害児童やその保護者、その他の児童や従事者からの相談等により、性暴力の疑いが生じた場合に、組織防衛 心理から、それを放置又は隠蔽しようとしたりすることは、あってはならない。

(4)チームによる対応

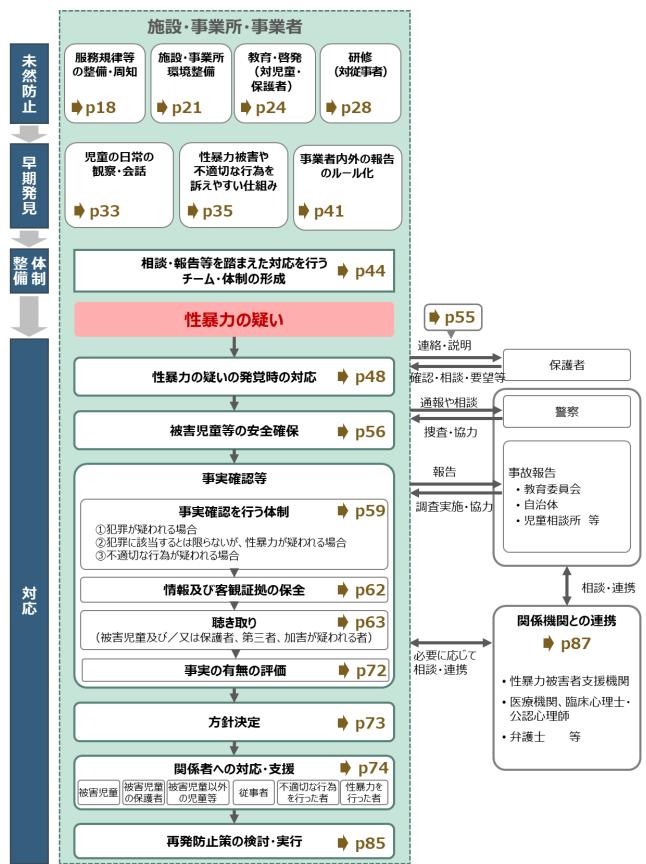
- 1人で抱え込まず、迅速かつ慎重に報告・連絡・相談することを徹底し、組織的に対応することが重要である。
- 児童への性暴力が発生すると、教育・保育等の現場にいる従事者は、大きな衝撃を受ける。現場の負担を軽減し、適切な対応を行っていく上で、外部の機関や専門家等のサポートを得ていくことは有効と考えられる。
- ※個人塾等の少人数で教育・保育等を提供する事業の場合は、児童への性暴力防止等の取組を推進する業界 団体等との連携も有効と考えられる。

(5)被害児童ファースト

- 性暴力の疑いが生じた場合には、被害児童の安全の確保を最優先にすることが重要である。
- 被害児童の気持ちを尊重し、本人の意思を十分に考慮しながら対応を進めることが重要である。
- 他方、被害児童が被害を認識できていない場合、加害者に精神的に支配されている場合 (例▶ 性的グルーミング) 等においては、被害児童が警察への通報・相談等を明示的に望んでいない場合であっても、被害児童の安全を守る観点から、犯罪の疑いがあれば、直ちに警察への通報・相談を行うなど、被害児童の希望とは異なる対応になり得ることを、丁寧に説明し、理解を得ていくことも重要である。
- 被害児童に対する二次被害(例 ▶ 被害児童を責める言動、被害児童に関するうわさの発生)を防ぐことが重要である。
- 保護者とも、被害児童ファーストの方針を共有し、解決に向けて連携することが重要である。

2. 主な対応の流れの例(タイムライン)

施設・事業所等において、児童への性暴力を防止し、被害の疑いが生じた場合に対応する際の大まかな流れや全体像を、次のとおり参考例としてタイムラインで示す。各取組の具体的内容や留意点は、各項目の中で示している。



第 3 章 未然防止

教育・保育等を提供する場において、従事者による児童への性暴力を未然に防止するためには、事業者として児童への性暴力を決して許さないという姿勢を、内外に明確に示すことが有効と考えられる。

具体的には、全ての従事者(パートタイム、アルバイト、ボランティア等を含む)に、児童への性暴力につながり得る 不適切な行為をさせないこと、また、そのような行為につながりやすい環境や組織体制等に潜むリスクを取り除くことが有効と考えられる。

1. 服務規律等の整備・周知

- 第1章の「4. 性暴力、不適切な行為とは」の記載を参考にしつつ、就業規則、服務規程、業務マニュアル、事業者の行動指針等その他の職場における服務規律等を記載した文書において、関連する法制度や各事業者における児童への性暴力防止のためのルールや取組を記載・周知し、全ての従事者の共通理解とすることが有効と考えられる(周知方法の例▶ 研修における周知、メール等による定期的周知、掲示)。また、これらのルールについて、児童や保護者等にも周知し、共通認識とすることも有効と考えられる(例▶「この施設では、職員は、外で児童と二人だけで会ってはいけないことになっています」等と伝える)。
- これらのルールは、日々の教育・保育活動の中で生じた気づき(ヒヤリハットなど)を踏まえ、更新・追加していくことも有効と考えられる。
- 採用決定通知前にこうしたルール等について書面等で交付し、理解してもらった上で、誓約書を提出してもらうことも有効と考えられる。
- 服務規律等を記載した文書では、性暴力や不適切な行為を行った者については厳正に対処すること等について も記載し、周知することが有効と考えられる(参考資料編 (こ「1.行動規範・誓約書の文面例」を掲載)。
- これらのルールは、言われなき批判や疑いから従事者を守ることにもつながると考えられる。
- 服務規律等を記載した文書における児童への性暴力防止に向けたルールとしては、次のような事例がある。

❖ 服務規律等を記載した文書に定める事項の例

分類	事例概要		
	▶ 私用のスマートフォン等の写真・動画撮影が可能な電子機器を、児童がいる場所で使用しない。		
	▶ 児童と私的な連絡先(SNS アカウントを含む)を交換し、やりとりしない。		
スマートフォン・ SNS の使用	➤ 私的な連絡先でのやりとりが業務上必要な場合も、1 対 1 でやりとりせず、複数人で把握できる状況とする。		
3/7	▶ スマートフォン等に、シャッター音がしないカメラアプリをインストールしない。		
	▶ 個人の SNS 等には、業務上撮影した児童の写真を掲載しない。		
	▶ 職場・事業所の外で私的に児童と会う約束をしない。		
	▶ 原則として、密室内で児童と1対1の状態にならない。		
児童とのコミュニケ	※業務の性質上、児童と密室で1対1で面談することが想定される場合は、例えばそのよう		
 -ション方法等	な場面を予め定めて、上司等と共有すること、可能な限り扉を閉めないこと、窓のある部屋		
222	で行うこと、密室で 1 対 1 対応となることを管理職や同僚にグループチャット等で随時共有		
	できる仕組みにすることなども有効と考えられる。		

分類	事例概要		
	▶ 児童の身体に接触をしない。【業務上、接触が不必要な事業の場合】		
	▶ 児童に対して、業務上不必要な接触を行わない。【業務上、接触の必要がある事業の		
	場合※】		
	(不必要な接触の例▶ 胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる、頬ずりす		
	る、 膝に乗せる、おんぶする、マッサージする等。業務の特性に合わせて具体例を定め		
	る。)		
	※愛着形成において重要な役割を担う保育園等においては、児童からスキンシップを求めてき		
	たら可能な限り応じることが重要であり、適切な身体接触は業務上必要なものと言えると		
身体接触等	考えられる。		
	また、スポーツ教室等では、ハイタッチなど、業務上必要とは言い切れないものの、性暴力の		
	防止の観点から問題とならないような身体接触も想定される。		
	各業種に応じて、様々なケースがあるため、現場が過度に委縮することがないよう留意しつ		
	つ、各業種のガイドライン等で具体的に検討し、適切な身体接触の内容について、共通認		
	識を形成することが有効と考えられる。		
	▶ 周囲に人がいたとしても、児童の下半身がテーブル等で見えない状態で抱っこしない(周		
	囲に人がいるにもかかわらず、テーブルの下で下半身が見えなくなるよう抱っこしながら、性		
	加害をしていた事例がある)。		
	➤ 不必要に、児童を1対1になる状況で車に乗せない。		
移動	⇒ 従事者による児童の送迎を行う場合には、予め又は事後的に、どの児童の送迎をいつ行		
	ったか、管理職等へ報告させるルールを設ける。		
	▶ キャンプ等宿泊を伴う行事等は、引率者を複数人とする。		
その他	➤ たとえ児童から求められた場合であっても、事業所外で私的に児童と会う、SNS や連絡		
	先を交換する、性的・肉体的な関係を持つといった行為をしない。		
L			

- ※いずれも、教育・保育等を提供する上で必要な場合、事業者等が予め服務規律等で認めている場合、緊急時の やむを得ない場合等を除く。
- ※共に協力して教育・保育等を提供する者(従事者等の派遣元、送迎サービスの外注先等)にも、服務規律等を 周知・連携することが考えられる。

◆未就学児への対応における取組の例◆

- 身体的な接触を伴う保育(例 ▶ 着替え、トイレ、シャワー)が必要な場面においては、パーテーション等で児童のプライベートゾーンが外から見えないよう環境を整備した上で、複数名で対応するとともに、密室状態にならないよう配慮することが有効と考えられる。その際、児童の性別を踏まえた対応が有効と考えられる(性的指向の対象が同性・両性の場合があることに留意する。同性だから安全ということではない)。
 - また、「これからお尻を洗うよ」等の声掛けをして、相手に境界線を越えることを伝えることが重要と考えられる。
- 未就学児に対して1対1での個別対応を必要とする場合には、部屋の隅やドアを開けた個室などで対応し、密室では行わないようにしている事例がある。
- 性暴力の疑いから男性保育士を守る観点で、おむつ交換などプライベートゾーンの接触等が伴う保育は、男性 保育士が行わないようにしている事例がある。

◆障害のある児童への対応における取組の例◆

● 身体的な接触を伴う介助(例 ▶ 着替え、トイレ、入浴)が必要な場面においては、パーテーション等で児童のプライベートゾーンが外から見えないよう環境を整備した上で、複数名で対応するとともに、密室状態にならないよう配慮することが有効と考えられる。その際、児童の性別を踏まえた対応が有効と考えられる(同性による介助。なお、性的嗜好の対象が同性・両性の場合があることにも留意する。同性だから安全ということではない)(再掲)。

また、「これからお尻を洗うよ」等の声掛けをして、相手に境界線を越えることを伝えることが重要と考えられる。 なお、身体観察(皮膚トラブル等)や医療的ケア(導尿や浣腸、皮下注射等)等、プライベートゾーンに関わる 処置を行う必要がある児童の場合、児童のプライバシー保護の観点から、個室又はパーテーションを立てて対応を 行うと、加害がされていたとしても他者が気づきにくくなるという課題がある。

一方で、児童のプライバシー上 1 対 1 でのケアが求められる場合や、複数名での対応が体制上必ずしも担保できない場合があるため、プライバシー保護と性暴力防止の両者のバランスを考慮して、対応を考えていくことが有効と考えられる。

- 障害のある児童については、1 対 1 でのケアが必要な場面、個人の連絡先を交換する必要がある場面(例▶ 道に迷う、電車の運行停止により対処が難しい等のケースに備える)等があり得る。その場合にも、密室で 1 対 1 にならないようにする、担当従事者を定期的にローテーションして複数の従事者と児童との間に関係性を構築する、担当従事者と児童間の連絡は、グループチャット等を活用して保護者や他の従事者が見られるようにする(緊急時以外の 1 対 1 での連絡は原則禁止とする)等の工夫が考えられる。
- 身体障害がある児童については、支援に当たって児童の日常生活動作の自立を促しつつ、児童が自分でできることと支援者が介助することについて、児童本人と支援者が共通認識を持った上で、境界線を決めることが有効と考えられる。

◆身体接触を伴うスポーツ教室等における取組の例◆

- 指導の際に、身体接触をする必要がある場合は、その都度、必要性を説明するなどして、口頭で同意を取っている事例がある。
- トレーナーは、マッサージ、テーピング、ストレッチ補助等、密室での身体接触が生じやすいが、1対1で密室で行わない(例▶ 他者がいる場で行う)、マッサージなど児童にとって必要性が必ずしも定かではない身体接触については事前に必要性を説明し、同意をとってから行う等の取組が考えられる。

◆個人が 1 人のみで児童に教育・保育等を提供する事業(個人塾、家庭教師、ベビーシッター等)における取組例 ◆

● 上表の「服務規律等を記載した文書に定める事項の例」に記載されている事項等(例 ▶ 児童と私的な連絡先(SNS アカウントを含む)を交換し、やりとりしない等)を、保護者との契約書に記載すること等が考えられる。

2. 施設·事業所環境整備

被害を未然に防止する観点から、他の児童や従事者等の目が行き届きにくい環境を、可能な限り減らしていくことや、 「性暴力を許さない」等の意識を啓発するような環境整備が重要である。

❖ 過去に児童への性暴力が発生した場所(目が行き届きにくい、死角となりやすい場所)の例

● 学校: 放課後の教室、空き教室、更衣室、トイレ、体育館倉庫、放送室 等

● 保育所等:保育室(昼寝や着替え時)、空き部屋、トイレ、押し入れ等

● 習い事: 教室、更衣室、トイレ、合宿所、(遠征時等の) 宿泊施設 等

● 児童福祉施設:空き部屋、建物の裏、送迎車、居室、リビング、風呂場 等

※特に児童や従事者が少なくなる時間帯や、児童と1対1になる状況で、性暴力が発生しやすくなる。

そのために、①ハード面として、物理的環境の見直しによる密室状態の回避(死角を把握して可能な限りなくす、 監視システム等を活用する等)、性暴力や不適切な行為を抑止する掲示や、②ソフト面として、巡回の実施、複数 の従事者での児童への対応等の予防的取組が有効と考えられる。

目が行き届きにくい、死角となりやすい場所をなくしていくためには、事業者や従事者が、死角や密室等のリスクエリアや、 児童や従事者が少なくなる時間帯を常に認識し、ソフト面(例 ▶ 巡回する時間帯や場所)を含め、継続して改善を 図っていくことが有効と考えられる。外部の視点を入れながら、リスクエリアを記録し、定期的な点検と改善につなげる事例 (取組事例集 ■ : 菊池市教育委員会「多様な地域関係者とともに校内の死角を点検・改善」参照)がある。 施設・事業所環境整備への取組について、次のような事例がある。

◆施設・事業所環境整備として行われている取組の例

分類	取組事例の概要		
	全ての教室・部屋等は、内側からは施錠できないようにする。		
	▶ 普段使われていない教室・部屋等については、施錠を必ず行い、鍵の一元管理を行う。		
	▶ 複数の従事者で施設・事業所内を巡回し、死角の有無(例▶ 教室・部屋の窓を隠す掲		
	示物、廊下から確認できない教室・部屋内の場所)を確認・記録するとともに、それをなく		
	すように努める(例▶ レイアウトの変更、ポスター・展示物の撤去、ミラーの設置、摺りガラ		
死角をなくす	スの廃止等)。		
	▶ 死角をなくす変更が困難な場合にも、そのリスクを検証し、従事者の意識啓発につなげる。		
	▶ 施設・事業所の建替・改修を行う際には、廊下から教室・部屋が見えるようにする(例▶		
	低い仕切りにする、壁ではなく窓等のスペースを大きくする)など、死角を生じさせない観点		
	を加えて、配置を検討する。		
	▶ 専門家(警察、警備会社等)、関係者(保護者、児童等)の視点からも点検を行う。		

分類	取組事例の概要		
	▶ 施設・事業所内の安全に関する責任者・担当者は、毎日の巡回時に、死角となる場所は		
	必ず巡回する。		
巡回を実施・	≽ 巡回の際には、廊下等外からの目視で済まさず、実際に中に入り状況を確認する。		
強化する	▶ 見回りは不定期に行う(同一時刻、同一ルートの見回りでは予測できてしまうため)。		
73	▶ 使われていない教室・部屋等の施錠確認を行う。		
	▶ トイレや着替えをする部屋等に、盗撮用のカメラが設置されていないか定期的に確認する。		
	▶ 防犯カメラや人感センサー等の監視システムを活用することで、性暴力発生の抑止力となっ		
監視システム	たり、異常の早期検知や、問題が起きた時の検証が容易になったりすることが期待できる。		
等を活用する	その際、責任者や管理職以外の者が、監視システムを操作することができないようにする。		
	▶ 送迎車には、車内も撮影できるドライブレコーダー等を設置し、疑義が生じたら検証できるよ		
P	うにする。		
周知•	▶ 施設・事業所内の目に留まりやすいところに、「この施設は性暴力を許さない」等のメッセージ		
意識啓発を	を発信する掲示物等を貼る。		
強化する	▶ 性暴力や不適切な行為の例など、服務規律等の一部を掲示する。		

◆個人が1人のみで児童に教育・保育等を提供する事業(個人塾、家庭教師、ベビーシッター等)における取組の例◆

- 個人塾の場合には、周囲の目が届く環境で教育を行うこと (例 ▶ 窓ガラス超しに通行人から死角なしで見えるところでの指導、防犯カメラが設置されている場所での指導)が考えられる。
- 自宅で教育・保育等が行われる家庭教師、ベビーシッター等の場合には、サービス提供中の見守りカメラによる録画(又は保護者によるカメラの設置の推奨)を行い、疑義が生じたら、検証できるようにすることが考えられる。
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッターサービスについては、「ベビーシッターサービス 提供中のウェブカメラ等の設置及び運用に係るガイドライン」が公表されている。

https://www.acsa.jp/images/babysitter/webcam_guideline.pdf

コラム 🔎

防犯カメラの設置について

- 防犯カメラ等の導入の検討に当たって、児童等のプライバシー、保護者の不安、従事者の萎縮(監視されることへの 抵抗)などが課題になることがある。そのため、一定のルールを設け、設置目的やルールについて関係者に説明し、理 解が得られるようにすることが重要と考えられる。
- 例えば、撮影したデータは、何か事案が発生したときに検証するために用いることとし、何もなければ映像は見ない・ 非公開にする・一定期間の後に消去するなどのルールを設けることが考えられる。
- 児童への性暴力は、発覚するまでに一定の期間がかかることが多く、証拠保全の観点からは、可能な限り長期間保存することが望ましい。このため、記録した映像の保存期間については、データを保存するストレージ容量、予算等を踏まえ、各現場で可能な限り長期間保存できるよう適切に決定することになる。
- 第6章で記載しているとおり、性暴力加害の疑いが生じ、当事者双方の意見が食い違う場合、適切に事実の有無の評価を行うことが非常に難しくなる。 防犯カメラの設置は、児童への性暴力抑止につながるほか、万が一性暴力の疑いが生じた場合における適切な事
 - 防犯カメラの設置は、児童への任義力抑止につなかるほか、万か一任暴力の疑いが生した場合における適切な事実確認にもつながるという点で、重要と考えられる。
- プライバシー保護の観点から撮影が難しい閉鎖的空間(例 ▶ トイレ、更衣室)については、その入口にカメラを 設置して入退室のみを記録し、被害の疑いが生じた場合の検証に活用できるようにすることが考えられる。
- ◆ なお、防犯カメラは、従事者をトラブルから守ることにもつながるという視点で導入している事例がある(取組事例集 : 認定 NPO 法人フローレンス「カメラの設置による不適切保育の予防と検知」参照)。





3. 教育·啓発(対児童·保護者)

(1)児童への教育・啓発

多くの児童は、性暴力被害を受けたと認識することができないため、それに乗じて加害が行われやすくなったり、被害の発見が遅れたり、見逃されたりしていると考えられる。

児童が性暴力の被害者、傍観者にならないような教育・啓発を、児童の発達段階等に応じて行うことが、未然防止・早期発見において、重要と考えられる。

児童が、次の事項を知ることは、被害の未然防止や、万が一被害を受けた時の早期発見等につながると考えられる。

- ▶ 自分自身が大切な存在であると知ること
- ▶ 自身の身体や性の決定権は自分にあると知ること
- ▶ 性暴力とはどのようなものかについて知ること
- 被害を大人に言っても怒られないと知ること

次に掲げるもののほか、児童の発達状況に応じて、p12「【コラム】若年層が被害者となった性暴力の加害者像」等、 データに基づいた性暴力被害の実態を児童に教えることも有効と考えられる。

① こどもの権利

性暴力の防止に向けた教育・啓発の基礎となるのは、こどもの権利に関する教育・啓発であると考えられる。

こどもの権利とは、誰かに支配されるのではなく、児童自身が自分自身の人生を自分らしく生きるということであり、児童に、自分のことは自分で決めていいこと、自分の意見を言っていいこと、自分が嫌な時は嫌だと言っていいことを伝えることは重要である。

日常的に、「こどもが生意気なことを言うんじゃない」「こどもは知識・経験が足りないのだから、大人の言うことを聞いていれば良い」というような言葉を聞くことで、自分の意見は聞いてもらえない・尊重されないという意識が形成され、「嫌だと思っても/言っても、信頼されている大人から嫌なことをされるのは仕方ない」「相談しても、どうせ信じてもらえない」というような考えが形成されるおそれがある。

こどもの権利を学び、児童は自分自身が大切な存在であることを知ることで、危険な状況になったときに「嫌」という感覚を持つことや、それを表明することができるようになりやすくなると考えられる。

② 性に関するルール

児童に対しては、次に掲げること等を伝えることが重要と考えられる。

- ▶ 「プライベートゾーン (水着で隠れる身体部分と口。自分だけの大切な場所)」を他の人に見せたり触らせたりしないこと
- ▶ 他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないこと
- それぞれの性の違いを認識し、互いの考えや気持ちを尊重すること
- ▶ 性的な言動で他の人を不愉快にしてはいけないこと
- ▶ 相手を従わせたり、嫌がることをしたりしないこと
- ▶ 人と人との間には安心・安全な距離があり、その境目を「境界線」と呼ぶこと、
- ▶ 自分と人の境界線を大切にすることは、みんなが安心・安全に暮らすために必要なこと

これらを教える際、「被害に遭う/遭ったことは悪いことである」と児童が思いこまないように、「自己肯定感」を前提と した教育・啓発を行っていくことが有効と考えられる。 児童には、性暴力を受けたり、見かけたりしたら、大切な存在である自分や友人を守る行動(「NO」(イヤという)、「GO」(その場から離れる)、「TELL」(誰かに話す))を選べることを教えることが有効と考えられる。自己主張が苦手な児童の場合、実際に児童が「NO、GO、TELL」の行動をとれるようになるには、普段から練習することが有効と考えられる一方、性暴力の場面を想定して練習することは、様々な配慮が求められるため、専門知識や経験を有する者が行うことが重要と考えられる。

専門知識や経験を有する者との連携が難しい場合は、日常的な場面において「イヤだ」と言えるようになる練習 (例▶ A さんからの「ラーメンを食べに行こう」との誘いを B さんが断る練習) を行うことも有効と考えられる。

性行動のルール

- ほかの人のプライベート・パーツ (大切な場所) を触ってはいけない
- ほかの人に自分のプライベート・パーツを触らせてはいけない
- ほかの人のプライベート・パーツをのぞき見てはいけない
- 自分のプライベート・パーツを見せてはいけない
- 自分のプライベート・パーツを触ってもいいのは、ひとりでいるときだけ
- 性的な言動でほかの人を不愉快にさせてはいけない

境界線のルール

境界線はみんなの安心・安全を守るもの。自分の境界線も人の境界線も大切にしよう。

● 物理的境界線:自分のもの、自分のからだ

● **心理的境界線**:ふれてほしくない話題、言われたくないこと など

● 社会的境界線:規範や監修、法律 など

(出典:藤森和美・野坂祐子編「子どもへの性暴力 第2版」、第3章「性暴力を受けた子どもの性問題行動」

(執筆:浅野恭子))

さらに近年では、インターネットや SNS が性暴力のきっかけやツールとなる事例が増えている。インターネットや SNS の適切な利用方法や、インターネットや SNS の危険から児童を守るためのルールづくり等を学ぶことも有効と考えられる。

文部科学省が学校教育において推進している「生命(いのち)の安全教育」の教材等も活用しながら、各事業者においても、児童への性暴力防止に向けて、児童への教育・啓発を行うことが有効と考えられる。

その際、保護者の中には、こうした教育・啓発を十分受けていない場合があり、自らの児童がこうした教育・啓発を受けることについて、驚く場合があると想定される。このため、予め保護者には、こうした教育・啓発を児童に対して行うことの意義等を周知し、心の準備をしてもらうことが有効と考えられる。

「生命(いのち)の安全教育」

- **目標**:生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につける。
- 各段階におけるねらい(概要)と指導内容:

発達段階	ねらい(概要)	指導内容
幼児期	・自他の尊重	
が 水着で隠れる部分		
小低中	▶ 自分と相手の体を大切にする態度を身につけることができるようにする。	・自他の尊重
学 心中 学 学年	▶ 性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることが	・水着で隠れる部分
校 ^子 +-	できるようにする。	•

小学校	小 高		・ 自他の尊重・ 水着で隠れる部分・ SNS の危険性
中学校		性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。性暴力が起きた時等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。	自他の尊重SNS の危険性性暴力についてデート DV
高核	Ž	性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき時等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。	自他の尊重SNS の危険性性暴力についてデート DVJK ビジネスセクシャルハラスメント
特別支援教育		障害の状態や特性及び発達の状態などに応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。	・ 自他の尊重・ 水着で隠れる部分・ SNS の危険性・ 性暴力について 等

- **手引き・教材等**:文部科学省「生命(いのち)の安全教育」のサイトにて、指導の手引き、教材(スライド教材、動画教材)、実践事例集を掲載。
- **参照**:文部科学省「生命(いのち)の安全教育」サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

◆未就学児への対応における留意事項の例◆

- 低年齢の児童にも分かりやすいように、絵本、紙芝居等の教材を用いて、プライベートゾーン等について、分かりやすく伝えている事例がある。
- フワフワ、ザラザラなどの「感覚・感触」を共有する素材を用いて、従事者からの接触の仕方について「心地よいか/よくないか」「嫌ではないか/嫌か」等を確認しながら、児童自身の理解を促す事例がある。

◆知的障害、発達障害等のある児童への対応における留意事項の例◆

- 障害のない児童と教育・啓発の内容を変える必要はないが、障害の内容に応じて、丁寧に伝える、伝え方を 工夫することが有効と考えられる。例えば、短文での説明、言葉だけでなくイラストや写真を用いた視覚的な説明、否定的な話よりも肯定的な話を優先しての説明(例 ▶ 心地よく安心な状態を学んでから、嫌で不安な 状態を学ぶ)等が有効と考えられる。
- 未就学児同様に、フワフワ、ザラザラなどの「感覚・感触」を共有する素材を用いて、従事者からの接触の仕方について「心地よいか/よくないか」「嫌ではないか/嫌か」等を確認しながら、児童自身の理解を促す事例がある。
- 障害のある児童は、自己肯定感を持ちにくいこと、性暴力を拒否しにくい状況にあること(例 ▶ 支援がなければ生活に支障が出るため、支援者に逆らえない)など、性暴力に脆弱性を有することを念頭に置き、教育・保育等を提供することが有効と考えられる。また、支援者などの担当従事者は変更できることを、児童が認識することも有効と考えられる。
- 知的障害や発達障害がある児童については、自己と他人との価値観等の違い(自他の境界)への理解があいまいである場合が想定されることから、他人との関わり方について児童に伝える際には、「○○しちゃダメ」ではなく、「○○すると、かっこよい」など、内発的動機付けを踏まえた伝え方で、工夫している事例がある。

- 学んだことを記憶しておくことが難しい児童もいるため、短い時間で、同じイラスト教材等を用いて、繰り返し伝えることが有効と考えられる。
- いざという時に性暴力を受けたことを表現できるようになるため、定期的に、ロールプレイング等の形態で、プライベートゾーンに性被害を受けたと開示する練習(紙で作成した人形が性暴力を受けたとの設定で、その被害を表現し、従事者に伝える練習)をしている事例がある。
- 小規模住居型児童養育事業者、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業者の場合◆
- 子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、子どもの発達に 応じて、児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要である(年 齢に応じた理解・周知の反復)。

(出典: こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より一部抜粋)

- その中で、性暴力防止についても教育・啓発することが考えられる。
- 従事者と児童が生活をともにする施設の場合、施設・事業所環境整備(死角をなくす、巡回を実施・強化する、監視システム等を活用する)には限界があることもあり、児童への教育・啓発(及び従事者への研修)が一層重要となる。
- 虐待等を受けた児童等の場合には、大切にされたと実感できる養育が少なかった、自分の誕生・存在をマイナスに捉えがち、自他の境界が曖昧になりやすい等の背景から、自己肯定感を高める教育(あなたは大切な存在である)、自己の誕生を肯定する教育(生まれてきてよかった)、境界線やプライベートゾーンの教育等が重要となる。

(出典:小木曽宏編「児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック」より抜粋・要約・一部編集)

● 性暴力を受けた経験のある児童においては、性暴力に関する教育・啓発を受けた際に、フラッシュバックが生じるなど、心身が不安定になることもあるため、児童へ教育・啓発を行う際には、従事者による配慮・注意が求められる。

(2) 保護者への教育・啓発

児童が性暴力被害を受けた場合に、その保護者は、児童から被害の開示を受けるとともに、児童の回復を支える 最も身近な存在として、適切な対応を取ることが期待される立場にある。

一方、児童とともに保護者も大きな精神的ダメージを受けるため、対応が混乱してしまうことがある。例えば、

- 児童を責めて(例 ▶ 「なぜ逃げなかったの」「なぜ早く言わなかったの」と問う)、児童の心理に悪影響を及ぼし得る(このように責められる恐れがあると、児童が保護者に被害を訴えにくい状況が生じ得る)
- 保護者が捜査機関による代表者聴取の前に誘導を用いた詳細な事実確認を行ってしまい、児童の記憶が汚染され、その証言が、司法手続において証拠として採用されにくくなる(「代表者聴取」については p54 のコラム参照)
- 性被害に関する保護者の理解が十分ではなく(例 ▶ 「ちょっと触られたくらいで大袈裟だ」「かまってほしくて嘘を ついている」と思いこむ)、被害を防ぐ手段が取れない

といったことが懸念される。

そのため、保護者に対しても、児童が学習した内容を周知するなどして、性暴力とは何かを知ってもらうとともに、児童が被害にあった場合の対応やこどもの権利等について、次のリーフレット等を配布するなどして、予め情報提供することが重要と考えられる(いずれも参考資料編 (に掲載)。

- 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること〜性被害を受けたこどもの理解と支援〜」
 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf
- 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること〜性暴力被害にあった子どもの回復のために〜」 http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/sasaeru.pdf
- こども家庭庁 こども基本法パンフレット「すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは?」(こどもの権利条約の概要を含む)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401policies-kodomokihon-01.pdf

4. 研修(対従事者)

全ての従事者(パートタイム、アルバイト、ボランティア等を含む)が、こどもの権利を理解し、児童への性暴力加害の 抑止や、性暴力の疑いが生じた場合の対応に関する理解を深め、未然防止・早期発見につなげることが重要である。ま た、こどもの権利や性暴力防止に関する正しい知識の獲得は、従事者自身を性暴力の加害者になることから守ることに もつながる。そのため、児童に教育・保育等を提供する事業の経営者は、こどもの権利、性暴力防止等に関する知識 や認識の共有に向けて、自らが率先して研修を受講するとともに、従事者への研修機会を確保することが求められる。

実効的な研修にするためには、いかに「自分ごと」と思えるか、性暴力の疑いが生じた際に取るべき行動をシミュレーションすることができるか等が重要と考えられる。支配性、閉鎖性等が強く、ストレスが大きい環境等においては誰もが加害を行い得ることを伝え、教育・保育等の現場で実際に発生し得る事例を基にしたケーススタディ等を行うことが、未然防止・早期発見に向けて重要と考えられる。「自分ごと」にして、実際に行動できるようにしていくには、1回限りではなく、繰り返し行うことで意識等を定着させていくことが重要と考えられる。

また、前述の「生命(いのち)の安全教育」には、一般向けの啓発資料も用意されているため、従事者向け研修に本資料を活用することも考えられる。

ア、研修内容の例

分野	項目	研修内容の例
未然防止・	従事者による児童への	● 人権及びこどもの権利
早期発見	性暴力に関する基礎	● 性暴力の定義や事例、不適切な行為の例、被害の深刻さ
に向けて		● 性暴力防止に係る服務規律等、処分・措置に関する規定 等
	性暴力が生じる要因	● 加害につながり得る要因
		● 性暴力行動の背景にある「思考の誤り」等
	不適切な行為や性暴	● 日常観察におけるポイント
	力の疑いの早期発見	● 報告ルート等の周知
		● 通報者の保護、二次被害防止(うわさの流布禁止) 等
被害/被害の	相談・報告等を	● 教育・保育等の場で起こりやすい性暴力の事案(事例)
疑い発生時の	踏まえた対応	● 被害児童の安全確保
対応		● 事実確認方法(被害児童、保護者、加害の疑いがある者等へ
		の聴き取り)
		● 情報管理、二次被害の防止 等

分野	分野項目		研修内容の例	
	被害児童等への支援	•	被害児童、保護者等への支援方法(支援制度の周知等)	
		•	関係機関との連携、再発防止 等	

[※]各事業者と協力して教育・保育等を提供する者(従事者等の派遣元、外注先等)にも、研修内容を周知・連携することが望ましい。

イ. 実施体制・頻度の例

- 事業者内に、児童への性暴力防止等に向けた研修の責任者を設置し、従事者の研修を行う。
- 専門的な知見を有する外部有識者等に対して、従業員の研修を依頼する。
- 研修は、1回限りではなく、一定期間ごとに行う。
- 任意ではなく、受講を必須とし、業務として受講させる。

ウ. 実施方法の例

- 研修の実施方法は、講義形式、e ラーニング形式、動画視聴形式、ワークショップ形式等、多様な方法で実施され得る。例えば、知識の習得が中心の研修項目は e ラーニング形式、動画視聴形式、研修参加者による議論や検討が中心の研修項目はワークショップ形式等、学ぶ内容に適した方法を組み合わせることが効率的と考えられる。
- 研修においては、性暴力の疑い等が生じた際に実際に取るべき行動をシミュレーションすることができるようになるなど、「自分ごと」として、受講者 1 人 1 人が実践的に考える機会がある、ワークショップ(ケーススタディ等)形式を用いることで、研修効果が上がると考えられる。例えば、3-4 人のグループワークにより、自らの考えを述べたり、他者の考えを聞いたりする機会があることが有効と考えられる。
- 「自分にはそのつもりがなかった」と思っていても、第三者がみたときに、明らかに不快に感じたり、やりすぎではないかと疑問を持ったりするような身体接触もある。そのため、「自分がどう思っているか」ではなく、「相手がどう感じるか」、また「第三者からどうみえるか」との視点を持つことが重要であり、そのような視点で考える機会を設けることが有効と考えられる。
- また、事業の性質や児童の特性によっては、最初から「正解」があるとは限らず、例えば、愛着形成として有効な児童との身体接触と、不適切な身体接触のラインが明確ではない場合などがある。このような現場で悩む「接触」の在り方について、現場の従事者が悩みや認識を共有しながら、従事者から児童への性暴力が生じ得るという前提に基づいた適切な対応や支援の在り方を、個別具体的に考えていくことが有効な場合もあると考えられる。
- ワークショップは、対面形式が望ましいが、オンライン形式でも実施可能である。

❖ ワークショップで取り扱うテーマ例 (ケーススタディ、ロールプレイングのテーマ例)

- 同僚や児童からの信頼が厚い同僚や信頼する上司が、児童の肩や足をマッサージしている様子を見たときに、 あなたはどうするか。
- 女児が「先生/職員と恋愛関係にある」と言っていることが、児童の間でうわさになっているのを聞いたときに、あなたはどうするか。
- 現場で悩む、児童とのスキンシップの内容は何か。小学生以上の児童から、「手をつなぐ」「ハグ」「抱っこ」「肩車」してほしいと求められる、又は急にしてきた場合に、どう対応するか。
- 児童から、「○○先生に色々と相談をしていたら、キスされたり、触られたりした。すごく嫌だったわけじゃないけど、気持ちがもやもやしている。絶対に誰にも言わないでほしい。」と相談された時に、どう対応するか。(児童役・相談を受けた者の役でロールプレイング)
- ○○(従事者から児童への性暴力又は不適切な行為)を目撃したため管理職に伝えたが、「まさかそんなことはないだろう。 疑ってかかるのはよくない」と言われたときに、あなたはどうするか。
- ※現場で体験し得ることや、意見が分かれそうなグレーな事例をテーマにすることで、議論がしやすくなると考えられる。
- 同じ研修を複数の従事者が同時に受講することで、どのように職場に生かしていくことができるかについて具体的な 議論が行われやすく、実際の改善につながりやすいという事例がある。
- 異なる施設・事業所、異なる役職・職種等から多様な受講者の参加を得ることで、複数の観点・価値観からの意見が得られ、自分の常識にとらわれない研修の場になるよう工夫する事例がある(取組事例集 : 一般社団法人 S.C.P. Japan「スポーツにおけるセーフガーディング研修」参照)。
- 一時的に教育・保育等に携わる従事者(アルバイト、ボランティア等)で、研修受講が困難な場合には、服務 規律等を定めた文書や、性暴力の疑いが生じた場合の対応等についての資料の確認、動画教材の視聴等を行ってもらう事例がある。
- 研修後に、研修に参加してどのように感じたか等を振り返ってもらうフォローアップも、従事者の性暴力に対する意識を把握する上で、有効と考えられる。
- なお、可能であれば、保護者や関係者との信頼関係を築き、地域ぐるみで性暴力防止に取り組んでいくことも有効と考えられる。保護者を交えて従事者への研修を行う事例や、地域の関係者が連携して性暴力防止に取り組む事例がある(地域との連携事例は、取組事例集 : 菊池市教育委員会「性暴力防止に向けた、学校と地域関係者間の顔の見えるネットワークの構築(対策連絡協議会)」参照)。

◆未就学児への対応における留意事項の例◆

- 保育従事者等に対する未就学児への対応についての研修では、言葉を発しない乳幼児の段階から児童を尊重した接し方をすることが大切であるため、おむつ替え、抱っこ、ミルク等の行為の都度、きちんと言葉かけをすることを指導しており、このようなこどもの人権に対する意識づけは、性暴力の未然防止にもつながると考えられる。
- 特に被害を認識することが難しい未就学児の性暴力被害を早期に発見するためには、日常観察による児童の変化の察知が重要であるため、定期的に児童観察研修を実施し、保育従事者が、児童の異変を早期発見できるスキルや意識の向上に努めている事例がある。

◆障害のある児童への対応における留意事項の例◆

- 障害のある児童に対応する教育・保育等の現場では、従事者と児童が 1 対 1 になりやすい、身体接触を伴う介助等が必要である、個人の連絡先を交換する必要がある等の特性から、性暴力が「起こるリスク」や「潜在化するリスク」が比較的高いことを経営者・従事者ともに認識することが有効と考えられる。
- 従事者間で、「性」について語り慣れておくことが、性に関する事象の早期発見につながるため、性に関する勉強会や従事者からの相談会を高頻度で開催している事例がある。
- 障害児通所支援事業等では、障害者虐待防止法及び事業所の指定基準に基づき、従事者に虐待防止に 関する研修を行うことが必要であるが、従事者が過去に障害者関係の施設に従事していた経歴を有していたと しても、改めて必要な研修を行うことが重要と考えられる。
- 小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、 児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設等の対応の例◆
 - 都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護について協議する機会を設けることなども必要である。

(出典: こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」)

◆居場所支援における留意事項の例◆

● 居場所支援を利用する小学生以上の児童の中には、家庭の事情等から愛着に課題がある児童が多くみられ、抱きつきたがる、抱っこ・おんぶをしてほしがる、膝に乗りたがる等の言動が見られ、身体接触が生じやすい。こうした中で、従事者が加害者になってしまうことを避けるため、ヒヤリハット等のケースを基に、丁寧に研修・指導を提供する事例がある。

第 4 章 早期発見

性暴力は、児童から被害を訴えることが非常に難しいケースが多く、早期発見のためには、児童の発するサインを理解することや、日常生活の観察、児童との会話等により変化を察知することが有効と考えられる。

また、相談体制の整備・周知や、定期的な面談・アンケート調査等により、児童が被害を訴えやすい仕組みを整えることや、性暴力や不適切な行為の情報を検知した場合に、事業者内外にいち早く報告するルールを設けて、従事者に分かりやすく周知することも有効と考えられる。

1. 児童の日常の観察・会話

児童の普段と異なる挙動に従事者が気づくことにより、性暴力の事実が判明することがある。従事者には、日頃からの児童の見守りを通して、児童の小さな変化や SOS 信号を見逃さない努力が望まれる。

被害児童の行動には、性暴力被害を反映するような行動がみられることが知られている(下表の「日常的に気にかけてほしい児童の変化の例」参照)。多様な視点・観点から児童の行動をみるために、かつ担任など児童にとって最も身近な者が性加害を行っている可能性があることを踏まえ、担任等だけでなく、複数人で性暴力被害の兆候の有無を観察することが有効と考えられる。

事業者は、従事者に日常から児童に変化がないか観察を行ってもらうとともに、些細なことでも気になる点があれば 上司に報告してもらい、当該児童又はその保護者と会話を行う等により、早期発見につなげることが有効と考えられる。

◆ 日常的に気にかけてほしい児童の変化の例

- 児童に対する性暴力は、被害児童の心身に重大な影響を及ぼし、その影響が、下表のような心身の不調や問題行動として現れることがある。ただし、その影響は、被害の状況、それに対する児童の認識、被害後の周囲の対応等によって異なり、個人差がある。
- なお、下表のような変化は、性暴力のみならず、他の出来事が原因で生じることもあるものである。該当する変化がみられたからと言って、必ずしも性被害が生じていることを示すものではないことに留意する。

	気にかけてほしい児童の変化(性暴力を受けた児童によくみられる反応)
からだの変化	・ 体調不良(頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など)
	・ 過呼吸、動悸、過度な発汗
	・ 不眠など (眠れない、怖い夢を見る、睡眠時に叫び声を上げるなど)
1	・・食のトラブル(食欲不振、過食)
	・ 排泄トラブル(頻尿、夜尿、下痢など)
こころの変化	・ 元気がない、過度に元気
	・ 情緒不安定
	・ 集中力の低下、ぼんやりしている、学力不振
	・ イライラしている
	・ 自信をなくしている、自己卑下をする
行動面の変化	・ 人との距離の変化(人と接したがらない、過度に人との距離が近い)
	・ からだを触られる、肌を見られるのを嫌がる
	・ 性的な行動の変化(性的な話題を過度に避ける、性的な言動が増える)
	・ 反抗的になる、乱暴になる、非行(飲酒、喫煙、家出など)
	・ 自傷行為(リストカットなど)
	・ 特定の人物との関係が不自然 (過度に避ける、過度に接近する)

● 従事者は、このような変化(症状・反応・行動等)に気づいたときは、背景に性暴力被害の可能性があることを念頭に入れ、児童本人に声掛けをして対話につなげるとともに、同僚や上司に報告・相談し、結果を記録

することが有効と考えられる。

● 声掛け(「最近どう?」「元気がないみたいだけど」等)しても、児童はすぐには被害を開示しないことが多い(p10「③被害の相談・開示までのプロセス」を参照)。そのため、声掛けを 1 度して問題なかったからといって 放置せずに、継続的な対応(「何かあったら話してね」、定期的に声掛けする等)につなげることが有効と考えられる。一方、性暴力被害の話がなされた際には、「性暴力の疑いの発覚時の対応」(p48 参照)に沿って 対応することになる。

◆未就学児への対応における留意事項の例◆

- 幼少期においては、性暴力を受けていると認識できていない児童が多く、児童は明確に SOS を出せずとも、 日々の行動変化からシグナルを出している。
- 児童の「変化」(陰部を擦るなど、ある行動の頻度が増える、隠れて行うようになる等)に気付くことができるよう、日常の様子を見ることが有効と考えられる。変化に気づいたら、保護者への聴き取りを併せて行い、自宅でどのような行動をしているか把握し、必要に応じて対応につなげることが有効と考えられる。
 - ※陰部いじりは、一般的な成長の過程でも見られる行為であることに留意する。

◆障害のある児童への対応における留意事項の例◆

- 特に、知的障害のある児童、重症心身障害児等においては、年齢が上がっても意思疎通が円滑にできない児童がいるため、児童の様子に普段と変わりはないか、特に気を配り、小さな変化・言動を見落とさないことが早期発見のポイントになると考えられる。
- 知的障害のある児童に特徴的な性暴力被害の兆候について、例えば次のようなものが挙げられる。
 - 怒り・攻撃性が強くなる
 - ・ 挑発的な行動が増える
 - 話さなくなる、考え込む、元気がなくなる、鬱っぽくなる、引きこもる
 - ・ 以前習得した技能・コミュニケーションが失われる 等
- 普段と様子が違うと感じた際には、児童やその保護者とコミュニケーションを取ることが有効と考えられる。

2. 性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み

性暴力は、児童から被害を訴えることが非常に難しいものであるが、児童等が性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組みとして、複数の相談ルートがあることが重要であり、相談体制の整備・周知や、面談・アンケート調査の実施が挙げられる。

(1) 相談体制の整備・周知

ア. 事業者内の相談体制の整備・周知

性暴力被害にあった児童やその保護者の中には、相談窓口の見知らぬ人よりも、信頼する身近な従事者などに相談するケースが少なくなく、まずはそのような相談を受けたときに、相談を受け得るあらゆる従事者が、適切な対応ができるように、研修等行うことが有効と考えられる(相談を受けた際の注意点等は、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照)。

また、被害児童やその保護者等ができるだけ早く相談できるような相談体制(例▶ 相談先となる人(相談員)や部署(相談窓口)の選定・設置)を整備し、それを周知することで、身近な従事者には相談しづらい場合や、性暴力に該当しない「不適切な行為」の場合についても、事業者として早期に把握して対応することが可能になると考えられる。

被害児童が相談をしやすくなる工夫としては、「希望する性別の相談員に相談できる」「手紙やメール、相談フォームなど、文字で相談できる」「匿名で相談できる」ことなどを可能とすることが考えられる。また、相談したらどうなるか等、相談者が気になる事項を、児童が理解しやすい表現で、あわせて周知することが有効と考えられる。

なお、性暴力に特化した相談体制とすると、児童やその保護者にとっての相談の心理的ハードルが高まる場合も考えられるため、性暴力以外の問題(例 ▶ いじめ、体罰、ハラスメント、悩みごと等)に関する既存の相談体制と連携・統合し、複数の問題に対応する相談体制とする事例がある。

このように、相談先があること、何でも相談してよいこと(性の問題を相談することは恥ずかしいことではない)を伝えることで、児童やその保護者は、性暴力や不適切な行為について相談しやすくなると考えられる。また、性暴力や不適切な行為について相談できる体制があること等を周知し、事業者自身が、児童の心身の安全を第一に考えていることを利用者や世間に対して示すことは、社会的信用を高めるなど、事業者にとっても有益なことであると考えられる。

なお、児童への性暴力については、次のイにある外部の相談窓口が整備されており、それを児童やその保護者等に分かりやすく周知することも、多様な相談ルートを確保して早期の被害開示と被害児童への支援につなげるとともに、性暴力防止に関する事業者としての姿勢を示す観点から有効と考えられる。

- ※参考資料編 に「相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例」を掲載。
- ※参考資料編 に「相談窓口の周知広報資料」として活用できる様式例を掲載。自由に加工編集して利用可能。

学校の場合

- 文部科学省及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる(法第 17 条第2項)。
- 相談体制の整備等に当たっては、被害児童生徒等やその保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓

口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童生徒等に対する保護・支援や事案への対処など、必要な措置に迅速につなげることが重要である。

- 文部科学省においては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備することを支援するとともに、電話や SNS 等を活用した相談体制の整備、養護教諭等による健康相談の充実を図る。
- 地方公共団体においては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話や SNS 等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知を行う。

(出典:文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」)

社会福祉事業の場合

- ◆ 社会福祉法に基づく社会福祉事業の経営者は、「常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」とされている(社会福祉法第82条)
- また、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針において、苦情解決の 体制や手順等が示されており、
 - ・ 苦情解決体制として、①苦情解決責任者②苦情受付担当者③第三者委員を任命等すること
 - ・ 第三者委員は、評議員、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など、苦情解決を円滑・円満に図ることができ、世間からの信頼性を有する者とすること
 - ・ 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知すること 等が示されている。
- こうした苦情解決の仕組みは、こどもの性暴力に関する相談窓口としての機能も有し得るものと考えられる。

イ. 外部の相談窓口を含めた、複数の相談窓口の分かりやすい周知

児童に対する性暴力については、公的機関等が様々な相談窓口を設置している。性暴力は、児童から被害を訴えることが非常に難しいものであるものの、多様かつ容易な相談ルートがあることは、児童への性暴力被害の早期の被害開示と被害児童への支援につなげるために有効である。このため、事業者内の相談体制、外部相談窓口、それぞれにおいて相談可能な内容等について、児童やその保護者に、分かりやすく周知することが有効と考えられる。

児童への周知の際、掲示板への掲示のみでは、第三者の目を気にして児童が掲示を見づらくなり、相談につながりにくいケースがある。このため、被害児童が相談しやすいよう、工夫して周知することが有効と考えられる。

❖ 周知の工夫例

- 相談窓口の連絡先等を記載した資料やカードを、各児童に定期的に配布する(低年齢の児童の場合は、 保護者にも渡るようにして、「お子さんと話してみましょう」等と伝え、家庭での会話のきっかけづくりをする)
- トイレの個室に掲示する
- URL にアクセスして相談事項を記入する場合は、リンクに QR コードを用いる
- スマートフォンを持たない児童がいる施設・事業所は、保護者や従事者に悟られずに、スマートフォンがなくとも 容易に外部へ相談できる方法を示す(例 ▶ 手紙)

状況等	相談窓口	管轄	窓口概要·連絡先等
A : どこに	相談していいかう	分からない	いが、困っていることがある時
電話で 相談Uた い	24 時間 子供 SOS ダイヤル	文部 科 学	こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどもの SOS の相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。 【相談時間】24 時間 365 日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310(通話料無料) 【URL】https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm
	こどもの人権 110 番 、 LINE じんけん相談 等	法務省	こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。 【相談時間】平日 8:30~17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110(通話料無料)、 法務省ホームページ、LINE 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
電話以 外でも相 談したい	こどもの人権 SOS ミニレタ -	法 務	こども(主に小学生、中学生)を対象に、毎年5月~7月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法(手紙・電話)で返信を行う。 【相談手段】郵送(切手不要) 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html
	親子のための 相談 LINE	<i>こど</i> も 家庭 庁	子育てや親子関係について悩んだときに、こども(18 歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。 【相談時間】各自治体の相談受付時間による 【相談手段】LINE 【URL】https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/
B:性暴力	」の疑いがある、	性暴力	が起きている時
性暴力 か分から ないが、 相談した い	Curetime	内閣府	性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。 【相談時間】毎日 17 時~21 時 【相談手段】チャット(日本語、外国語(英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語))、メール(日本語) 【連絡先】https://curetime.jp/
性暴力の疑いが	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。 【相談手段】電話、(一部のみ)メール、SNS 【連絡先】#8891(はやくワンストップ)(通話料無料) 【URL】 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.htr
ある/性 暴力が 起きた	犯罪被害者	警察	小では、アイスのでは、います。 います では、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いまでは、いま

【相談手段】電話(一部メール・問い合わせフォームあり)

https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html

【連絡先】

庁

等早期援助

団体

	生犯罪被害钼談電話	警 察 庁	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府 県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】#8103(ハートさん)(通話料無料)※緊急時は 110 番通報
J.	児童相談所	<i>こ</i> ども 家 庭 庁	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。電話は最寄りの児童相談所につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】189(いちはやく)(通話料無料)

- ※障害のある児童の場合には、自治体の障害者福祉課等/自立支援協議会も相談窓口となり得る。
- ※保育所等の場合、市町村が「不適切保育相談窓口」を設置しているときは、それも周知対象となり得る。
- ※自治体において、児童を対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり 得る。

次に掲げる Web サイトにおいて、これらの相談窓口について、児童への周知に活用できるリーフレット等が掲載されているため、こうしたものを活用することも有効と考えられる。

➤ 法務省のホームページ(小学生、中高生向け) https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html

▶ 内閣府のホームページ

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html

◆個人が1人のみで児童に教育・保育等を提供する事業(個人塾、家庭教師等)における取組の例◆

● 事業者は保護者や児童に対し、性暴力に関する相談できる外部の相談窓口を予め周知しておくことにより、そのような行為を行う意思が全くないことを示し、保護者や児童の安心感を高めることにつながると考えられる。

(2) 面談・アンケートの実施

相談体制を整備・周知して、被害相談を待つだけではなく、児童に面談・アンケートを行い、能動的に性暴力やその予兆の早期発見につなげることも有効と考えられる。面談・アンケートを定期的に行うことで、性暴力に関する悩みを打ち明ける機会が常にあることを児童に認識してもらうことができるほか、潜在的な加害行為のリスクのある者に対する抑制効果も期待される。

面談・アンケートの実施方法、調査項目(言葉づかい等)等については、児童の発達段階や、各施設・事業所が 提供する教育・保育事業の特性を踏まえて検討することが有効と考えられる。例えば小学生など、児童の発達段階に よっては、面談・アンケートに先立って児童に質問項目の説明を行うことや、前述の「教育・啓発(対児童・保護者)」 の過程で、アンケートを実施することも有効と考えられる。

※保護者にも、性暴力防止に向けた定期的な取組であること等、面談・アンケートの趣旨や内容について予め連絡し、 理解を求めることも有効と考えられる。

❖ アンケート実施の際の検討事項の例

項目	検討事項				
目的	● 既に発生しており、潜在化している性暴力被害の早期発見				
עם 🗆	● 潜在的な加害者に対する抑制				
	● アンケートが複数あることの児童への負担、回答のしやすさ等に配慮し	、定期的(こ実施されて		
実施方法	いる既存のアンケート(例▶ いじめ、体罰、ハラスメント、悩み事に関す	するアンケ-	-卜等) に性		
	暴力関連の設問を数問程度追加する方法が、有効な一例であると考え	えられる。			
調査項目(例)	【設問例】 Q あなたは、●● (教育・保育の場。例▶ 本校、当塾、当クラブ等)でから(大人から、他のこどもから)次のようなことをされたことがありますか。回時には、回答しなくてもかまいません。 できごと ア いやなのに、あるいは不安だなと思うのに体に触られた、触らせられた、見られた、見せられた、エッチな写真を送るようお願いされたこと(例▶ プライベートゾーン(水着で隠れる部分と口。自分だけの大切な体の一部)を触られた、見せられた、写真を撮られた等) イ エッチなことを言われた、からだの特徴について嫌なことを言われた・からかわれたこと ウ あなたのまわりに、ア・イのようなことで困っていたり、悩んでいたりする友人はいますか。 〈留意事項〉 ● アの設問は「犯罪に該当し得る」行為を意識している。 ● イの設問は「必ずしも犯罪に該当するとは限らないが性暴力に該当し得る」がますか。 Q 以上のこと、あるいはそれ以外のことなど、誰かに相談したいことがありますか。 ※アンケートの回答者となる児童の発達段階に応じて、設問文の言葉遣いは修※児童の記載の負担を下げる上で、詳細は記載させるのではなく、面談で聴れる。 ● 無記名式、記名式の双方があり得る。	(法)(法)(はい)(はい)(はい)(正すること)	いと感じた 3ものに〇 いいえ している。 3ものに〇 いいえ		
記名方法	▶ 無記名式のメリット:回答しやすい				
	▶ 記名式のメリット:被害児童を特定しやすい				
	● 記名・無記名にかかわらず、児童が被害を訴えることで不利益を被らな	いように、	回答者を守		
回答しやすく	る方法の徹底を図り、回答者の心理的安全を確保することが重要であ	る(例▶	加害者とな		
するために求	る可能性がある者(担任・管理職等)を回収者・閲覧者とせず、より)上位の者	や第三者に		
められること	直接提出する、回答を見ることができる者を制限する(封筒に厳封して 管理徹底)等)。	提出、ア	クセス権限の		

	● アンケートにたくさん書き込んでいる姿を見るだけで何かがあったと類推できるため、たくさん書き
	込まないといけないような設問にしない(チェックのみで良い様式とする)。
	● アンケートは任意とすることが考えられる(児童が望まない場合には、回答せずともよい)。
	● この一例は、性暴力事案が顕在化していない段階での早期発見を目的としたものであるため、
	定期的に実施されているアンケートに性暴力関連設問を数問追加する方法をとっているが、性
	暴力事案が顕在化した段階では、被害の範囲を見極めるためにも、性暴力に特化したアンケ
	-トを実施することも考えられる。
	● アンケート対象者の中には、既に性暴力被害にあった児童も存在する可能性があることを念頭
 備考	に、フラッシュバックなどが生じないような配慮を行うことが重要と考えられる(例▶ アンケート項
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	目について事前に知らせる、心身に負担を感じる場合には回答を中止してもらう、悩みを相談
	できる窓口の情報を記載する等)。また、性暴力被害があった児童を把握している場合には、
	事前にアンケートがあることを知らせて、「保健室にいて大丈夫だよ」等と回避する方策を提案
	することも考えられる。
	● また、フラッシュバックなどが生じた場合を想定して、実施するタイミングを検討することは有効と
	考えられる(例▶ アンケート回答時に、過呼吸等の症状や体調不良が生じた場合に、複数
	の従事者で対応できるような時間帯に行う)。

◆未就学児への対応における留意事項の例◆

- 未就学児の場合は、児童にアンケート等を行うことは困難であることから、前述の「1. 児童の日常の観察・ 会話」による早期発見が中心になると考えられる。
- 可能な限り、担任教諭・保育士が日常観察を行うほかに、園長等の担任教諭・保育士以外の者が、定期的 に児童と日常会話を行い、異変がないか確認することが有効と考えられる。

◆障害のある児童への対応における留意事項の例◆

- 障害のある児童においてもアンケートの実施は有効と考えられるが、障害のある児童が理解し、回答できる表現・ 方法を用いることが有効と考えられる(例▶ 視覚障害者の場合は点字、知的障害の場合はイラストの活用)。
- 可能な限り、児童本人がアンケートに回答することが望ましい。
- 児童一人での回答が難しい場合は、担当従事者ではない従事者等が手助けをすることが有効と考えられる。 (担当従事者が加害を行っている可能性に備えて)
- 知的障害のある児童においては、定期的に面談する方法が有効と考えられる。また、周囲にいる児童や保護者に、違和感があった際には連絡してほしいと伝えることも有効と考えられる。

3. 事業者内外の報告のルール化

早期発見への取組等を通じて、従事者による児童への性暴力の疑いや、不適切な行為などを認識した際には、たとえ疑いの段階でも、直ちに組織的な対応につなげるべく、事業者内外で報告や情報共有を進めることが重要である。 後述の「第 5 章 相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム・体制の形成」の項にも関連し、報告のルートと内容について、事業者内で意思統一を図っておくことが有効と考えられる。

ア. 報告ルート

全ての従事者(パートタイム、アルバイト、ボランティアを含む)は、児童の様子について、いつもとは異なる、はっきりと言語化できない違和感を覚えた場合に、管理職や施設・事業所・事業者の長等に相談・報告することが重要である。 児童の言動に異変を感じた場合(特に未就学児や知的障害のある児童など被害申告が難しい児童の場合は要注意)、犯罪が疑われる場合、犯罪に該当するとは限らないが性暴力が疑われる場合、従事者による不適切な行為が疑われる場合(p7「性暴力の例」を参照)ごとに、組織内でどのような報告ルートをとるべきかを予め設定し、周知することが有効と考えられる。

また、管理職や施設・事業所・事業者の長等による性暴力加害の疑いが生じた場合の報告ルートも用意しておくことが有効と考えられる。

特に、組織内の権限が大きい従事者による性暴力の疑いがあった場合、内部通報制度があったとしても、報復的な配置転換や人事評価等を恐れ、適切に内部通報されない恐れがあることから、組織内部の通報・報告方法において、匿名で通報・報告できる仕組みもあることが重要と考えられる。さらに、組織内部の報告ルートと合わせて、従事者向けの外部の通報窓口(行政機関、自社や業界団体に第三者の窓口がある場合には当該窓口)についても周知することが重要と考えられる(取組事例集 : 認定特定非営利活動法人 Learning for All「内部通報、外部通報を可能とする窓口の設置」参照)。

イ. 報告内容

従事者は、児童への性暴力の疑いや、不適切な行為などを認識した際には、「いつ」「どこで」「何をしているときに」 「何を見聞きしたか」「それに対して自身はどのような言動をとったか」等について、できるだけ速やかに報告ルートの然るべき先へ報告する必要があることを、内規・行動基準等で定めつつ、従事者に周知することが有効と考えられる。

ウ. 報告者の保護

責任者への報告等は、従事者による児童への性暴力を防止するために重要な措置である。このため、報告等を行った従事者に対して、当該行動を理由に、不利益な処分や取扱いを行ってはならない。また、報告者が望まない場合、 当該報告を行ったことを、他の従事者に悟られ、又は知られないよう情報管理に注意することも重要と考えられる。

報告プロセスの中で、性暴力・不適切な行為を受けたと思われる児童や、それらの行為を行ったと疑われる者に関する情報が、必要以上の範囲に拡散しうわさなどで広まることは、適切な事実確認や保護・支援の妨げになるため、報告を受けた者等は、これらの情報の取扱いに十分留意する。

※なお、犯罪が疑われる事案や、犯罪に該当するとは限らないが性暴力が疑われる事案については、保護者への報告をルール化することや、既存の法令・ガイドライン等で関係機関(警察、自治体、教育委員会等)への通報等が

求められていることを改めて周知することも有効と考えられる。なお、保護者からの性暴力の疑いがあった場合は、速やかに児童相談所へ通告する必要がある(「第6章 相談・報告等を踏まえた対応」参照)。

❖ 既存のガイドライン等における、現場の従事者が性暴力を認識した場合の対応の記載内容(抜粋)

学校の場合

● 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置をとらなければならない。

(出典:文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」)

保育所等の場合

● 任命権者等以外の者であっても、保育士、市町村の職員その他の児童又はその保護者からの相談に応じる 者等についても、上記に準じて、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、任命権者 等、都道府県又は所轄警察署への通報その他適切な措置をとることが求められる。その際、通報等を行った 者に対して当該通報等を行ったことを理由として、懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分 等の不利益な取扱いをしてはならないことに留意が必要である。

(出典:こども家庭庁「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」)

● 児童生徒性暴力等に関する疑いを抱いた職員、相談・通報を受けた職員、事実を把握した職員は、自身がいつ、どこで、何をしているときに、何を見た(聞いた)か、自身はどのような行動をとったか(言葉も含む)をできるだけ早い時期に、できるだけ正確に記録し、速やかに施設長等又は雇用主に相談する。

(出典:東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」)

小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、 児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合

● 被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、通告受理機関(都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県(担当部署)、都道府県児童福祉審議会、市町村)へ通告しなければならない。

(出典: こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」)

障害福祉サービス事業所等の場合

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務がある。(障害者虐待防止法第16条)
- 「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味している。
- 通報義務は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して、速やかな市町村への通報を義務付けているため、利用者の家族等施設の中で障害者虐待を発見した者や、同じ障害者福祉施設等の職員が、市町村に直接通報することも想定されている。
- 市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める。また、内部的には法人の理事長に報告し、必要に応じて臨時理事会の開催について検討する。

● 管理者は、虐待を受けた障害者のためにも、障害者福祉施設等の支援の改善のためにも、行政が実施する 訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を洗い出し、事実を明らかにすることが求められ る。

(出典:厚生労働省・こども家庭庁「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」)

第 5 章 相談・報告等を踏まえた対応を 行うチーム・体制の形成

児童や保護者、従事者からの相談や報告により、児童への性暴力や不適切な行為があったと疑われるときに対応 する者及び対応内容を、予め定めておくことは、速やかに安全確保、事実確認、注意指導等を行う上で有効と考えら れる。

性暴力の疑いの段階から重く受け止めることが重要であり、様子見などをすることなく、組織内外のサポートを得て、 チームで対応することが有効と考えられる。

なお、以下の内容は一定規模以上の事業者を想定しており、小規模事業者の場合には、可能な範囲での体制整備や、児童への性暴力防止の取組を推進・支援する専門家、業界団体等の外部機関との連携等が有効と考えられる(小規模事業者における外部専門家との連携事例は、取組事例集 : 一般社団法人 S.C.P. Japan「報告対応フローチャートの作成(事業者内報告と外部連携のフローの見える化)」参照)。

ア.チーム編成

チーム編成においては、施設・事業所・組織の長や副長、管理職等の、重大事案に対応できる役職者をチーム長とすることが考えられる(チーム長と構成員を含め、以下「メンバー」という)。また、性暴力事案への対応に関する経験・知見を有する外部機関(例▶ 弁護士、公認心理師、研修実施機関、性暴力被害者支援機関等)に、相談・助言を求めることができる関係性を構築しておくことは有効と考えられる。

また、チーム長に性暴力加害の疑いがかかった場合に、誰がチーム長となり得るかを想定しておくことも速やかな対応 には有効と考えられる。

チームの負担軽減等の観点から、複数名で対応することが考えられる一方、メンバーが多すぎると、意思疎通・意思 決定、迅速対応、情報統制・秘密保持等が難しくなる側面もあることから、組織の状況等に応じた規模(例 ▶ 2~ 5 名程度)のメンバー数とすることが有効と考えられる。

本社・本部と施設がそれぞれある場合は、施設で性暴力の疑いがあったときに、本社・本部が現場任せにせず、対応に当たることが有効と考えられる。

★ チームメンバーの例 主なカテゴリ 学校 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等の中からチームを編成 保育所等 施設長・園長、副施設長・副園長、教頭、主幹保育教諭、主任保育士、副主任保育士等の中からチームを編成

イ. 役割分担

以下のような役割分担を検討することが有効と考えられる。

- 施設・事業所・組織の長等がチームの代表責任を負い、役割分担の設定、進行管理、情報管理等を担う。
- メンバー内で担当(被害児童担当、保護者担当、専門機関連絡担当、加害が疑われる者担当等)を決める。
- 可能であれば、同じメンバーが被害者・加害者の双方を担当することがないようにする(同じメンバーが被害・加害双方から話を聴くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があるため)。
- 被害児童と保護者の思いが一致しない場合は、可能であれば、被害児童担当と保護者担当を別のメンバーとする。

ウ. 秘密保持

性暴力への対応においては、必要な関係機関への情報提供を除き、原則としてチーム内のメンバーのみで情報を共有する。被害児童等に関する情報(被害児童の個人情報、疑われる被害の内容、加害が疑われる者の個人情報等)がチーム外に漏れることで、二次被害につながることはあってはならない。例えば、チーム長が認めた例外(例▶公益通報、関係行政機関への連絡)を除き、本業務に係る情報はチーム外に漏らしてはならないこと、漏らした場合の処分について記載した誓約書を、メンバーに提出してもらうことが考えられる。

小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、 児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合

- 施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当職員一人で抱え込むことがないようにする。様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要である。
- 小規模化を進めている施設のグループホームや地域小規模児童養護施設については、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、子どもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあるといったことに留意する必要がある。そのため、施設のグループホーム等については、応援職員の派遣や管理職員らの巡回等により本体施設との連携・連絡を密にするといった配慮に加え、グループホーム等職員の資質向上を目指した子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修の機会を確保したりすることやスーパービジョンの体制を整えたりすることも重要である。

(出典: こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」)

第 6 章 相談・報告等を踏まえた対応

性暴力に対しては、被害児童を徹底して守り通すことを第一とし、加害行為を絶対に許さないという姿勢で挑むことが重要である。仲間意識や組織防衛心理から、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。

また、不適切な行為に対しても、未然防止の観点で真摯に対応する。当初は「不適切な行為」のみと思われていたものの、調査をしていく中で、性暴力が発覚する場合があることに留意する。

1. 性暴力の疑いの発覚時の対応

現場にいる従事者(パートタイム、アルバイト、ボランティア等も含む)は日常的に児童と接するため、児童から性暴力被害の相談を最初に受けたり、性暴力の情報を見聞きしたりする可能性が高い。児童と関わる従事者は、いつでも児童から性暴力の被害を相談されるかもしれない、性暴力の情報をキャッチするかもしれない、との認識を持つとともに、発覚時の対応・留意点について、定期的な研修等を通じて理解を深めておくことが有効と考えられる。

また、性暴力を認識した場合には、それが疑いの段階であっても重く受け止め、原則として即日かつ速やかに上司へ報告・対応する必要があること等もルールとして定め、現場の従事者に理解してもらうことが有効と考えられる。

実際に性暴力の疑いが発覚すると、従事者は大変な衝撃を受けることになるが、被害児童や保護者の心情(不安、不信、動揺、自責等)を踏まえ、落ち着いて対応することが求められる。

被害児童に治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、速やかに医療機関に受診させる必要があることに留意する。

また、犯罪が疑われる事案や、犯罪に該当するとは限らないが性暴力が疑われる事案については、保護者への報告の在り方をルール化することや、既存の法令・ガイドライン等で事案に応じた対応をする関係機関(警察、児童相談所、自治体、教育委員会等)への通報等が求められていることを改めて周知することも有効と考えられる。なお、保護者からの性暴力の疑いがあった場合は、速やかに児童相談所へ通告する必要がある(再掲)。

❖ 性暴力被害の疑いが発覚した際の対応として、従事者が理解しておくべき内容の例

性暴力被害発覚 のパターン	発覚時の対応の例	
被害児童から打ち明けられた場合	 可能な範囲で、児童が安心して話せる場所に移動する(例▶ 周囲に聞き取られない環境)。 被害児童が打ち明ける内容について傾聴する(初期聴き取り)。 最初の段階では被害児童が自発的に打ち明けた内容の聴き取りに留め、それ以上は積極的に聴き取ろうとしないことが求められる。被害児童が打ち明けた内容が不明確な場合であっても、何があったのか概要が分かる程度の聴き取りに留めること(例▶「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」)。 その際の聴き取り方法として、「~~先生がやったの?」等の誘導的な聴き取りではなく、「誰にされたか教えてもらえる?」等の問いかけも有効であると考えられる。 これは、誘導的な聴き取りを行うなど、聴き取り方法を誤ることで、「記憶の汚染」等につながり、司法手続において信用性のある証拠として採用されなくなる可能性がある点とも関係する。 おお、同じ話を他の者から繰り返し聞かれるようなことは、被害児童の心身に無用な負担をかけることなるため、最大限避けることが望ましい。聴き取りは、被害内容を踏まえて、必要に応じ、聴き取りの知見を有する者や責任者等と一緒に実施することが有効と考えられる。 	

性暴力被害発覚 のパターン	発覚時の対応の例		
	 ● 被害児童が開示に同意していない場合は、情報提供した児童の立場が悪くなることがあるため、被害児童にアプローチする際は、慎重に進める。 ⇒p51【被害児童以外の児童に相談を受けたが、その児童が被害児童から「誰にも言わないで」と言われている場合の対応の例】参照 		
同僚の性暴力や、不 適切な行動の情報 を、見聞きした場合	● 見聞きした情報について、解釈を加えず、正確に記録する(基本は 4W1H*)。● 可能な範囲で、録音や撮影などにより、客観的な証拠の保存に努めることが望ましい。● 性暴力の疑いの段階で重く受け止め、原則即日で、管理職や施設・事業所の長等に報告する。		

*4W1H:だれが(Who)、いつ(When)、どこで(Where)、なにを(What)、どのように(How)したか(5W 1Hから、なぜ(Why)を除いたもの)。

◆未就学児、知的障害のある児童等への対応における留意事項の例◆

- 個人差があるものの、特に未就学児や低年齢の児童の場合は、「時」や「場所」の概念がまだ十分に育っていないため、被害にあった日を間違えて伝えてしまい、事実誤認につながることがある。
- また、児童は大人から聴かれたら何か答えなければならないと思い、不明確であっても、想像で答えてしまうこともある。そのため、「性暴力の疑いの発覚時の対応」や後述の「聴き取り」においては、時や場所を聞かないことが重要である。
- 例えば「お祭りがあった日に被害を受けた」という情報に基づき、この日に間違いないと保護者等が断定してしまい、加害が疑われる者にアリバイがあったということも少なくないため、「時」や「場所」について誤解しないよう、慎重になることも重要である。
- 障害のある児童に対しては、性暴力の疑いが発覚した際には、各障害や個人の特性を理解して、代弁できる 者が担当すること等が有効と考えられる。

❖ 被害児童本人に「誰にも言わないで」と言われた場合の対応の例

- まずは、被害児童は悪くないこと、被害児童の安全が最も大切であることを伝え、安心感を与えることが重要。
- 誰にも言わないことはできないため、できない約束はしない。「誰かに知られると、どうなると思うか、何が不安か」を 聴き取り、不安の背景を探る(親に怒られる、加害が疑われる者に口止めされている、報復される恐れがある 等)とともに、不安をどのようにしたら解決できるか、できるだけ具体的に児童と一緒に考えることが重要。
- 被害の開示を受けた従事者一人では被害児童の安全を守ることができない、一緒に児童を守ってくれる人 (保護者を含む)と相談したいという旨を伝え、説得することとなる。
- 被害児童は、どこまで情報が広がっているかを気にしていることがあるため、誰にどのような理由で伝えるのか、予め被害児童と認識を共有することが、被害児童の心理的負担を減らす上で有効と考えられる。
- 被害児童が不安になったら、いつでも相談できる従事者の存在を伝え、不安の軽減に努める。
- 外部機関(特に警察)と連携する場合、早期にそれを伝えると、児童が「悪いことをした」と感じて話さなくなる ケースがある。このため、タイミングを見て、伝えることが求められる。

伝える/聴き取る	目体的4.5000000000000000000000000000000000000	記憶すべき車項
項目	具体的な受け答え/声掛け(例)	配慮すべき事項
話してくれたことへの	・ 話してくれてありがとう。	・まず、話してくれたこと
感謝を伝える	・ よく話してくれたね。	をねぎらう。
	・話すのは勇気が必要だったかもしれないね。 等	
あなたは悪くないこ	・あなたは全然悪くないからね。	・安心感を与えることが
とを伝える	・あなたには落ち度も責任もないからね。	重要。
あなたの安全が最も	・あなたの安全が何よりも大事だよ。	
大切なことを伝える		
誰かに知られること	・誰にも言わないでほしいと思う理由を、教えてくれないかな。	・不安の背景に、虐待
について、何が不安	どんなことが不安だったり、怖かったりする?	等が潜む可能性にも
かを聴き取る	・(「怒られると思っている」「口止めされている」等の話が出た	留意する。
	ら)そのような心配があるんだね。でも、あなたは悪くないよ。	・児童に責任はないこと
		を明確にする。
あなたを守る手立	・あなたの安全を守りたいなって思うのだけれど、どうだろう。	
てを考えたいことを	・あなたを守ることが大人の責任だよ。	
伝える		
他の人と情報を共	・一緒にあなたを守ってくれる人と相談させてね。	・他者への情報共有に
有することを伝え、	・あなたの命と安全に関わることだから、秘密にしてはおけない	ついては、児童の気持
説得する	の。	ちに寄り添いつつも、
	お母さんやお父さんとも相談させてね。お母さんやお父さんに	説得する。
	怒られるのが心配だったら、私が助けになるから言ってね。	
	等	
いつでも相談できる	・心配なことがあればいつでも相談してね。	・事業所内で知ってい
ことを伝える	・このことは○○先生と●●先生と相談しているから、何かあ	る人は誰かを伝え、キ
	ったら言ってね。	ーパーソンを作る。

❖ 被害児童以外の児童に相談を受けたが、その児童が被害児童から「誰にも言わないで」と言われている場合の対応の例

- 被害児童から打ち明けられた児童は、大人に話をしたことに罪悪感を持っていることがあるため、まずは話してくれたことをねぎらうとともに、大人に話してくれたことは正しいことだと伝える。
- 他に話した相手がいるかどうかを確認し、今後、その児童が周囲に話を広めないようお願いするとともに、不安に 感じた場合等の相談先を示す。
- 話してくれたその児童の安全も、被害児童の安全も、大人は守りたいと思っていることを伝え、「ここから先は大人がしっかりと考える」ことを伝える。
- 被害児童に声掛けする際には、その児童から聞いたことが、分からないように工夫することを伝える。 (例)
 - ・「最近、ぼんやりしていることがあるけど、何かあった?」等とやんわり話しかけるパターン
 - ・「こういったことを見たっていう人がいるんだけど、あなたを守りたいので、直接話を聞かせて」と聴き取りを試みる パターン

※被害児童とその児童との信頼関係や、大人に対する信頼感を維持することに、最大限努力することが重要であるが、どうしてもその児童から聞いたことを言わざるを得ないケースもあり得る。その際には、その児童に「〇〇ちゃんを守るために大事なことだから、××ちゃんに聞いたってことを〇〇ちゃんに伝えていいかな」等と確認した上で、その児童から聞いたことを被害児童に言うことが考えられる。

被害児童には、「××ちゃんがあなたを守ろうと一生懸命話してくれたんだよ」「××ちゃんも迷っていたけど、何とかしたいと思って、話してくれたんだよ」等と説明することが考えられる。

伝える/聴き取る 項目	具体的な受け答え/声掛け(例)	配慮すべき事項
話してくれたことへの	・話してくれてありがとう。	・まず、話してくれたことを
感謝を伝える	・よく話してくれたね。 等	ねぎらう。
話したことが適切だ	・大人に話してくれたあなたの判断は大切なこと。	・児童が罪悪感を持って
ったと伝える	・ あなた一人で、〇〇ちゃんの安全を守ることは難しいから、	いることもあるため、大人
	あなたがこうして伝えてくれたことは正しい。	に話したことは正しいと
	等	伝える。
他に話した相手が	・私に話すのが初めてかな?このことで不安になったりした	・被害児童から聴いた不
いるかを確認し、今	ら、色々な人に話すのではなく、これからは私に話をして	安を周囲に広めないこと
後の相談先を伝え	ね。そうしないと、〇〇ちゃんの安全を守れなくなることもあ	も含め、今後の相談先
る	るので、そうしてね。	を伝える。
被害児童を守る手	これから、〇〇ちゃんにもお話を聴こうと思うし、どうしたら	・ここから先は大人が考え
立てを大人が考え	○○ちゃんが安全でいられるか、大人が一生懸命考えよ	ることを伝える。
ることを伝える	うと思う。	
今後の見通しを伝	・○○ちゃんに声をかけてみるね。	・今後の対応の見通しに
える	あなたが話したことは伝わらないように気を付けるね。	つき、その場で伝えられ
		るようであれば伝える。

❖ 児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例

下表の言葉や質問は、児童から性暴力被害の相談を受けた際、困惑や動揺、性暴力を防げなかったという自責感などから、よく起こる言葉かけや質問の一例である。これらの言葉は、無意識に出たものであっても、被害児童を傷つけることがあり、注意することが重要である。

同じ言葉を伝えるにしても、言葉の選び方、声色、声のトーン、表情等も重要になるため、従事者が、児童から 性暴力について打ち明けられたときに、何の準備もなくこれらの対応を適切にとることは至難の業である。このため、研 修でロールプレイングを行う等、事前の練習を定期的に行うことが重要と考えられる。

言葉や質問	配慮が必要な言葉の例	
児童を責めている	● 「あなたが誘ったのでは?」と聞かない。	
(と受け取られか	● 「泣いてばかりでいないで、ちゃんと説明して」と言わない。	
ねない)言葉	● 「さっきと話が違いますけど、どっちが本当なんですか?」と聞かない。	
	⇒「私(聞き手)が分からなくなってしまったから、もう一度教えてください」と言い換える。	
	● 「話してくれないと助けられない」と言わない。	
「なぜ?」と非難し	● 「どうして逃げなかったの?」と聞かない。	
ているように聞こえ	「どうして付いて行ったの?」と聞かない。	
る質問	- 111 - 111	
被害を矮小化する	● 「先生はこういう相談よく聞いて慣れているから、恥ずかしがらずに話して」と伝えない。	
など、被害児童・	⇒被害児童にとっては初めて受ける性暴力で、重大な出来事であるにもかかわらず、「従事	
生徒の心理を理	者がこれまで対応したことがある事案と比べて大したことはないと思っているかもしれない」等	
解しない言葉	と児童の誤解を招くおそれがある。	
	●「早く元気になりましょう」「つらいことは忘れましょう」と言わない。	
	●「辛いのはよく分かるよ」「時間が解決してくれる」と言わない。	
	⇒性暴力のことを忘れることができて早く元気になれるのであれば、それを最も願っているのは、はなまり、たんである。	
	は被害児童本人である。従事者自身が安心を得るための安易な励ましは、更に傷を深め	
	る可能性がある。	
	● もっとも、被害児童の方から「辛かった」などと心境を打ち明けてきた場合には、「辛かったん ばなした場合にするためがまます。	
驚愕を示す言葉	だね」と繰り返すことが被害児童の気持ちに寄り添う適切な応答となる。	
馬店で示り古朱	● 「本当なの?」と聴かない。 ● 「嘘でしょう?」と言わない。	
相談を拒絶する言	● 「○○先生に相談してください」「保護者に伝えてください」と言わない。	
葉・話を遮る言葉	● 「私では手に負えません」と言わない。	
(態度)	→適切な対応に自信がなくとも、自らを信頼して打ち明けてくれたことに対して感謝を述べつ	
(运及)	つ、「しっかり対応できるように、~~と相談して、どうするか考えてみるね」と一旦受け止める	
	ことが重要。	
感情的な言葉	● 「××先生のやったことは、絶対に許せない!! と言わない。	
(態度)・評価を	●「(児童に対して)かわいそうだね」と言わない。	
する言葉	⇒聴き取り者が感情的になることで、これ以上話さない方が良いのではないかと児童が不	
	安を感じる場合もある。児童の発言や感情に共感を示すことは重要だが、児童の気持ちを	
	勝手に決めつけず、落ち着いた態度で、穏やかな声で、ゆっくりと話を聴く。	
無責任な言葉	● 「○○先生は明日からきっと学校に来ないよ」と言わない。	
(できない約束は	● 「誰にも言わないよ」「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ」と言わない。	
しない)	● 「もうお話を聞くことはないよ」と言わない。	
	⇒このような言葉は児童を安心させたいという思いから発していることも多いが、曖昧な情報	
	の提供はその後の不安や反応を強める。そのため、正確に伝えることができない情報を安易	
	に伝えないよう心がける。	

53

(出典:東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」(令和5年4月)より

抜粋·一部追記·修正)

コラム 🔎

被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと

- 被害児童対応に当たる事業者、従事者等においては、被害児童に「記憶の汚染」のリスクを防ぎ、トラウマ等の 二次被害を生じさせず、かつ代表者聴取(協同面接)[※]により適切な司法手続が実現できるように努めることが 求められる。具体的には、事案が犯罪に該当する可能性が少しでもある場合又は判断ができない場合は、事業 者や従事者から被害児童への聴き取りは、原則として被害児童が自発的に話す内容に留めるとともに、保護者 にもこの事実を予め資料の配布等を通じて啓発し、必要以上の聴き取りを行わないように説明すること等が重要 と考えられる。このような取組の意義については、保護者に対して、児童への性暴力防止策等について情報提供 する際や、実際に事案が発生した際に、丁寧に説明することが有効と考えられる。
- 一方で事業者及び従事者は、代表者聴取(協同面接)が行われるまでの期間等において、何の聴き取りも行われないことに、被害児童が放置されていると誤解する可能性がある。このため、被害児童に対し、「今詳しい話を聞かないことは、あなたを守ることにつながる」「後できちんと話を聞く機会がある」ことを丁寧に伝えるとともに、対応・支援ニーズはないか等を確認しつつ寄り添い、被害児童が話したいことがあれば、真摯に耳を傾けることが重要と考えられる。

※代表者聴取(協同面接)とは

● 代表者聴取(協同面接)とは、警察、児童相談所の担当者及び検察官が、児童からの聴き取り方法などについて協議を行った上で、その代表者が聴き取りをする取組である。

具体的には、

- ① 聴取場所や回数に配慮するなど、児童の不安・緊張を緩和する
- ② 誘導を避けるなど児童の供述に 不当な影響を与えないようにする などにより、児童の負担軽減を図りつつ 十分な供述を得る、いわゆる司法面接的な手法を用いた聴き取りを行い、その聴き取りの状況を録音・録画して記録化するものである 。

刑事訴訟法第 321 条の 3 においては、児童が被害者又は参考人である事件等において、一定の要件³を満たせば、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述を、児童が法廷でいちから証言する代わりの証拠として、裁判で用いることを認めている。この要件を満たすか否かを裁判所が判断する際に、代表者聴取前に事業者等が行った被害児童等からの聴き取り方法が適切か否か、被害児童に「記憶の汚染」が生じていないか否かが、裁判で争点になり得る。

- 性暴力被害を受けた児童にとって、何度も同様の話を聴かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることにつながる。また、誘導的な質問が繰り返しなされることで、児童の記憶そのものが変化してしまう「記憶の汚染」のリスクもある。性暴力被害においては、医学的な診察では異常所見が見つからず、児童の話が唯一の証拠になることも少なくなく、代表者聴取(協同面接)前の、大人側の不用意な聴き取り対応によって、大切な証拠の信用性が失われてしまうことは避けることが重要である。
- 代表者聴取(協同面接)は、被害児童の二次被害を防ぎつつ、児童の証言を正確かつ信頼性のある形で記録するものである。そこでは、専門的な訓練を受けた面接者が、安全で落ち着いた環境において、児童が自らのペースで、自らの言葉で話せるように接する。

³ 刑事訴訟法第321条の3は、被害児童等からの聴取状況を録音・録画した記録媒体を、裁判で用いるための要件として、「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置」及び「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置」を定めている。

2. 被害児童の保護者への連絡・説明

性暴力の疑いについて、保護者が最初に把握し、その訴えにより、事業者が被害の疑いを把握することがある。一方、事業者が、保護者以外の経路から性暴力の疑いを把握した場合、特段の事情(例▶ 保護者に性暴力の疑いがあるといった事情)がなければ、被害児童の保護者に速やかにその情報を連絡することが望ましいと考えられる。たとえ事実確認を十分に行うことができておらず、対応方針が決まっていない時点であっても、その時点で把握している事項について、丁寧に説明をすることが重要と考えられる(説明が遅れると、事業者が隠ぺいしていた、放置していたと疑われるリスクが生じ得る)。

その際に、保護者がショックを受けたり、怒りを表出させたりすることも考えられるが、事業者には、保護者の話に傾聴 し、ショックや怒りを受け止め、誠実に対応することが求められる。

その後の被害児童の安全確保・支援、事実確認や、対応方針決定において、事業者が保護者と連携することは非常に重要となる。このため、第一報の時点から、事業者が児童を守ることを最優先に行動する姿勢を強く表明することが重要である。事業者は、併せて、第一報において、保護者に対し、下表の事項等について、説明やお願いを行うことが重要と考えられる。事業者の真摯な姿勢が保護者に伝われば、保護者が児童に接する際の配慮事項等は伝わりやすくなると考えられる(参考資料編 [2][保護者への連絡文面に係る参考例]を掲載)。

さらに、被害児童の保護者への連絡について、性暴力発覚時のみならず、対応の進捗に応じて随時連絡し、現時点で判明している情報について共有することは、被害児童の保護者との信頼関係を築く上で有効と考えられる。

◆ 保護者への第一報の際に、事業者が説明・お願いすべき事項の例

項目	説明・お願い事項の例		
事業者の対応	● 疑いの段階ではあるものの、本件を重く受け止め、児童を守るためにきちんと対応することを		
姿勢•方針	伝える。		
	● 児童の利益を最優先に協力し合うことが重要であることについて、保護者と相互に理解する。		
	● 保護者の意向を尊重しつつ、事業者として対処すべきことは対処することを伝える。加害が		
	事実と認められるならば厳正に対処することを伝える。		
	● 第一報で被害を軽視していると疑われる言動をした場合、その後の対応は困難になり得る		
	ことに留意する。		
被害の状況等	● 事業者が知る範囲で性暴力が疑われる被害内容を説明する。		
	● その情報がいつ、どのような形で事業所にもたらされたか等について説明する。		
	● 施設・事業所内で、性暴力被害について知っている従事者の氏名を伝える。		
警察等との連携	● (犯罪の疑いがある場合) 事実究明のためには、速やかに警察と連携することが適切な		
	対応であると考えていることを伝える。		
	● (通報するか悩んでいる場合)保護者が警察と連携するか悩んでいる場合は、次のような		
	対応が考えられる。		
	かは望まないのかを丁寧に聴き取り、不安に寄り添いつつも(安心させるためであって		
	も、できないことをできるとは言わない)、犯罪の疑いがある場合は、再被害や他の児		
	童への被害拡大等を防止するため、警察への通報や相談が適切な対応であること		
	を、丁寧に説明する。		
	▶ 被害の拡大防止や被害児童の心身の回復につなげる窓口として、性犯罪被害者支		

項目	説明・お願い事項の例		
	援機関等への相談が有効であることを伝える(p87 参照)。		
	● 被害児童に治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や		
	薬物を使用されたおそれがある場合等には、速やかに医療機関へ受診させる必要性が高		
	いことを伝える(p74「被害児童とその保護者への支援」を参照)。		
児童への接し方	● 児童を責めず、「あなたは何も悪くない」と伝えてほしいことを伝える(以下に掲げるリーフレッ		
	トの再配布や、p53 の「児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例」を情報提		
	供することも考えられる)。		
	● 児童の記憶は汚染*されやすいため、非専門家が聴き取りを行ってしまうことで、司法手続		
	で児童の証言の信用性が認められなくなるリスクがある(p54「【コラム】被害児童の二次		
	被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参		
	照)。		
	また、親の不安や怒りが児童にさらなる負担をかけることがある。そのため、児童から話してこ		
	ない限り、出来事には触れないようにすることが重要であることを伝える。		
	● 児童が放置されていると誤解しないよう、「今詳しい話を聞かないことは、あなたを守ることに		
	つながる」「後できちんと話を聞く機会がある」ことを児童に伝えることも考えられることを伝える (再掲)。		
	● 児童から出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」		
	と受け止めるのに留め、それ以上の質問やコメントはしないこと、児童が話した言葉は、その		
	ままの言葉でメモし、その会話があった日時、場所とともに正確に記録することを伝える。		
	❖ パンフレット例(再掲)		
	▶ 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること〜性被害を受けたこどもの理解と支援〜」		
	https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf		
	→ 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること〜性暴力被害にあしている。		
	った子どもの回復のために~」		
	http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/sasaeru.pdf		
	● 連絡窓口となる人及び連絡先を明らかにして伝える。		
	● 事業者における保護者連絡窓口は一系統にまとめることが望ましい(現場と本社等、複		
	数の従事者が異なる対応や回答をすることを避けるため)。		

^{*「}記憶の汚染」の意味は、p5「用語の定義」に記載。

3. 被害児童等の安全確保

性暴力の疑いが生じた場合、事実の確認がとれるまでの間も含めて、被害児童と、加害が疑われる者とを分離することや、加害が疑われる者が児童と1対1にならないようにすることは、児童の安全確保のために最重要となる措置である。

犯罪が疑われる場合(犯罪に該当し得るか不明瞭な場合を含む。以下同様。)かつ性暴力を行った客観的証拠が見つかっていない段階では、警察による事情聴取が行われる前に、加害が疑われる者が、その疑いをかけられていることを察知すると、証拠隠滅(例▶ スマートフォン等のデータ削除や破壊)を行ったり、行方をくらましたりして、事実

の究明が難しくなる可能性がある。

このため、警察による事情聴取の前には、「性暴力の疑いが生じている」ことを理由にして、児童と加害が疑われる者との分離を行うことが難しいことが想定される。このため、被害の疑いの発覚後から、警察による事情聴取までの間における、被害児童等の安全確保として、事業者がどのような措置をとるかは、警察に相談することが望ましい。

なお、性暴力には至らない、不適切な行為の疑いの場合も、事案に応じた適切な対応を検討する。

分離する方針として、被害児童をこれまであった環境から遠ざけるのではなく、加害が疑われる従事者を当該環境から遠ざけることが望ましい(例 ▶ 事実の調査の間も、児童と接触しない事務作業に従事させ、児童との接触を禁止する/自宅勤務とする)。加害が疑われる者側を分離する理由としては、被害を訴えた児童以外にも被害者が存在する可能性があり、被害児童やその他児童への再加害や証拠隠滅が懸念されることも挙げられる。

具体的な安全確保・保護の方法は、施設・事業所に居ること/来ることに不安・心配はないかなど、被害児童の心身の状況や、被害児童及びその保護者等の意思を確認した上で決定し(例▶ 加害が疑われる者との分離方法、施設・事業所へ通う道中の見守り、性暴力が行われた疑いのある場所とは別室での教育・保育等、周囲の児童等への説明など)、被害児童が落ち着いて教育・保育等を受けられる環境の確保を行う。

一方で、この段階ではまだ加害の事実があると評価されたものではないため、あくまでも公正・中立な態度で対応を 行う。

❖ 被害児童と加害が疑われる者との分離について

~学校の場合~

- 学校は、学校の設置者への報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等、当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。
- 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事させることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。(出典:文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋)
- なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分の決定がなされるまでの間の扱いについても、同様の接触回避等の措置を行うことが当然に求められる。
- さらに、児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校においては、分限処分としての 起訴休職とすることも考えられる。(出典:文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に 関する基本的な指針」より抜粋)

~保育所等の場合~

● 雇用主又は施設長等は、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童を当該保育士から保護するため、当該保育士について保育所等以外の場所での研修や自宅勤務等を検討する。

(出典:東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」)

4. 事実確認等

事実確認に際しては、児童等の人権・特性に配慮するとともに、名誉・尊厳を害しないよう注意しなければならない。 そのため、被害児童やその保護者の意見を踏まえながら、事実確認を進めることが有効と考えられる。 ただし、被害児童等への配慮やプライバシーの保護等を理由に、必要な対応を怠るようなことがあってはならない。また、事実の有無の評価が行われる前の段階では、加害が疑われる者に対しても、その人権に配慮した公正・中立な対応が求められる。

児童の特性や調査の状況等によっては、聴き取りや事実の有無の評価の難易度が高いケースも想定される。児童への配慮を欠いた聴き取りや、誤った事実の有無の評価は、被害児童及び加害が疑われる者の権利を含め、重大な影響を生じさせ得る。こうしたことを踏まえ、そのようなケースにおいては心理や法律の専門家(弁護士等)の知見や協力を得ることが有効と考えられる。

(1) 事実確認の進め方(総論)

事実確認については、原則、客観証拠(客観証拠の例は p62「(3)情報及び客観証拠の保全」を参照)を収集すること及び両当事者(被害児童及び加害が疑われる者)に対する聴き取りを適切なタイミングで行うことが、有効と考えられる。被害の発生を把握した後、可能な限り速やかに、事実確認を開始することが求められる。

犯罪が疑われる場合は、警察と連携することが適切な対応であると考えられる(事業者による聴き取りは、警察の指示を踏まえて実施する)。

他方、例えば次のようなケースの場合は、被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましい場合があると考えられる。

❖ 被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましいケースの例

- ・未就学児等、被害児童本人への聴き取りが困難だと考えられる場合 (保護者への聴き取りを検討)
- ・加害者の本人特定や加害の内容に明らかな客観証拠があり、被害児童への聴き取りは不要と認められる場合 (客観証拠がある被害以外に、被害がないか確認することは求められる)
- ・加害者が加害を認めており、加害者又はその弁護人から必要な事項を聴取できる場合
- ・被害児童及びその保護者が、聴き取りを拒否している場合

また、次のケースでは、必要に応じて被害児童及びその保護者に予め伝えた上で、第三者に聴き取りを行うことが有効と考えられる。

他方、被害を把握していない第三者に聴き取りを行う際には、性暴力被害/加害の疑惑があること及びこれらの者が疑われているということが察知されないように工夫して行うことが求められる。

◆ 第三者への聴き取りを検討するケースの例

- ・当事者から第三者の存在が明らかになった場合(例▶ 第三者が性暴力の状況を目撃した可能性がある場合、性暴力発生日時に近接したタイミングで、被害児童又は加害が疑われる者と第三者が関わっている場合、被害児童から被害の開示を第三者が受けている場合)
- ・客観証拠がない場合※
- ・被害児童及びその保護者と、加害が疑われる者の主張が食い違う場合
 - ※客観証拠がない場合は、予め、被害児童及び加害が疑われる者の日頃の関係性・関わりを知る者に聴き取りを行うことにより、より適切に当事者への聴き取りを行うことができることがある。

聴き取りを行う順は、事案に応じ、次の3つのパターンが考えられ、個別に行うことが求められる。

- 被害児童⇒加害が疑われる者
- 被害児童⇒第三者⇒加害が疑われる者
- 被害児童⇒加害が疑われる者⇒第三者

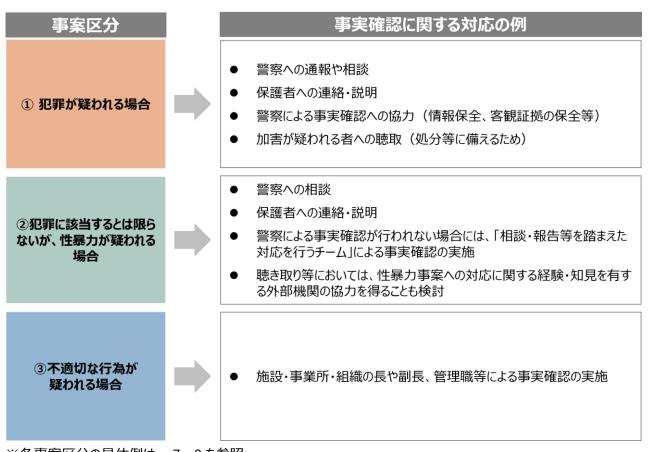
聴き取り内容については、ありのままの事実を、聴取者の意見を交えず、可能な限り本人の語った言葉そのままに記録することが重要である。児童は誘導や暗示の影響を受けやすいとの指摘があることや、被害児童の心身に負担があることを考慮し、誘導的に聴いたり、何度も同じことを聴いたりしないように留意するとともに、捜査機関等において行っている代表者聴取の取組にも留意する(詳細は p54「【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参照)。

特に、被害児童や加害が疑われる者への聴き取りは難易度が高いため、外部専門家の知見や協力を得ることも有効と考えられる。

(2) 事実確認を行う体制

事実確認は、次の①~③等の事案の区分(内容)によって、「警察」「相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム」 等が実施することが考えられる。

❖ 事案区分ごとの事実確認に関する対応例



- ※各事案区分の具体例は、p7~8を参照。
- ※既存の法令・ガイドライン等で、事案に応じた対応する関係機関(警察、自治体、教育委員会等)への通報等が 求められている場合があることに留意。(「第4章3.事業者内外の報告のルール化」及び「(参考)既存のガ イドライン等における通報等の記載」を参照)

① 犯罪が疑われる場合

犯罪の疑い(犯罪に該当し得るか不明瞭な場合を含む)を把握した段階で、速やかに警察に通報や相談をする ことが適切な対応であると考えられる(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の第 18 条第 2 項及び第 7 項に基づき、学校等は通報が義務となっている)。

保護者による加害が疑われる場合を除き、事業者から警察に通報や相談を行う前には、被害児童及びその保護者等に警察への通報や相談を行うことを伝えることが望ましい。仮に被害児童及びその保護者が警察への通報や相談を望まない場合でも、なぜ望まないのかを丁寧に聴き取り、不安に寄り添いつつも(例▶「不安に思うことを含めて、一緒に警察に相談してみましょう」と提案する。安心させる目的であっても、できないことをできるとは言わない)、犯罪の疑いがある場合は、再被害や他の児童への被害拡大等を防止するため、警察への通報や相談が適切な対応であることを、丁寧に説明することが重要である(再掲)。

また、原則として、証拠隠滅等による事実究明の妨げを避けるため、警察による事情聴取が行われる前に、事業者が単独で、加害が疑われる者に事実確認(聴き取り)を行うことは避けることが望ましい(再掲)。

犯罪の疑いがある場合、警察による事実確認が行われるため、その他関係者(被害児童や第三者等)への聴き取り等を含めて、警察の指示に従って動くことが望ましいと考えられる。

事業者は、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」にて得られた情報の保全や、客観証拠の保全に努め、警察に協力することが重要となる。

❖ 留意点

● 性暴力の疑いが発覚した場合における必要最低限の確認(「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照)を除き、被害児童への聴き取りは、まずは捜査機関に任せることが望ましい。事業者が被害児童の聴き取りを行い、その後警察に通報することになると、警察・検察からも同じ話を被害児童に求めることになるなど、被害児童に無用な負担を増やすことになりかねず、また、事業者による誤った聴き取りを行うことで、司法手続において信用性のある証拠として採用されないリスクがある(詳細は p54「【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参照)。

②犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合

犯罪に該当するか否かは一般の者において判断することは困難を伴うため、判断に迷う場合は、性暴力の疑いを把握した段階で、警察に相談することが適切な対応と考えられる(相談する場合の留意事項は①を参照)。

犯罪に該当するか分からない場合や、緊急の対応を必要としない場合に、警察に電話で相談できる窓口がある。

【相談時間】平日 8:30~17:15

【連絡先】#9110

[URL] https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/3.html

犯罪には該当しない性暴力が疑われる場合又は警察によるその後の捜査が行われない場合には、第 5 章で形成したチームのメンバーを中心に、事実確認を行うことが考えられる。

③不適切な行為が疑われる場合

施設・事業所・組織の長や副長、管理職等、あるいは相談・報告等を踏まえた対応を行うチームが、事実確認を行うことが考えられる。

なお、事業者においては、事案区分の判断に迷う/判断が困難な場合が想定されるが、その場合には、より重大な事案区分に該当することを想定して早期に警察に通報や相談するなどの対応が適切と考えられる。当初は「不適切な行為」のみと思われていたものの、調査をしていく中で、性暴力が発覚する場合があることに留意し、そのような場合には、①又は②のケースとして対応する。

◆障害のある児童への対応における留意事項の例◆

● ①犯罪が疑われる場合、②犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合のいずれの場合も、障害者虐待防止法に基づき、市区町村が事実確認を行う。事業者としては、警察のほか、自治体の障害者福祉担当課や障害者虐待防止センターへの通報をすることが適切と考えられる。特に犯罪が疑われる場合には、事業者側で詳細な事実確認はしないことが求められる。

◆ベビーシッター事業者の場合◆

- 事業者が児童に直接事実確認を行うケースは少なく、保護者を通じた聴き取りがなされていることが多いが、第 5章のチームより、適切な事実確認等の対応ができることが望ましい。
- この場合も、事業者が保護者と連絡を密にし、聴き取りの際の留意事項等を伝達し、犯罪が疑われる場合には、警察への通報や相談を推奨する等の対応が望ましい。

❖ 専門家との連携の考え方の例

● 事実確認等に際して、事業者が単独で実施するか、専門家(例 ▶ RIFCR™研修*を受けた聴き取りの経験者、事実確認に慣れた弁護士)と連携するか否かは、個別のケースの状況に応じて総合的に判断する。専門家の助言のもと、事業者において聴き取り等を行うケースや、専門家が直接聴き取りを行うケースが考えられる。 なお、考慮要素として一般的に考えられる例は、次のとおりであるが、これ以外にも個別のケースに応じて、様々な考慮要素があると考えられる。判断に迷う場合や、「自分たちで実施するのは難しい」と感じた場合には、専門家に相談・依頼することが有効と考えられる。

①被害児童への聴き取りにおける考慮要素例

- ▶ 被害児童の特性 (例 ▶ 知的障害・発達障害等の有無)
- ▶ 事業者による聴き取りに慣れているか否か(例 ▶ トラウマ反応への対応、発達段階を踏まえた聴き取り、被害児童の心理への配慮)
 - ⇒考慮した結果、困難を感じた場合には、例えば、RIFCR™研修を受けた聴き取りの経験者等と連携して実施することが考えられる。

②加害が疑われる者等への聴き取り、事実の有無の評価における考慮要素例

- ▶ 行為の悪質性、犯罪の疑いがあるか否か
- ▶ 加害が疑われる者が、児童への加害を認めているか否か
- ▶ 加害行為を客観的に証明する証拠(例▶ 録音データ、SNS のやりとり)があるか否か
- ▶ 加害が疑われる者が上位者や、大きな権限を有する者であるか否か
 - ⇒犯罪が疑われる場合には速やかに警察に通報や相談をする。また、考慮した結果、困難を感じた場合 には、例えば、事実確認に慣れた弁護士と連携して実施することが考えられる。

- 一方で、被害児童への聴き取りは、専門家の協力を得るまでに時間がかかると、せっかく被害を吐露し始めた児童が口を閉ざしてしまったり、記憶が薄れてしまったりすることもある。特に低年齢の場合は、知らない人には、被害を話さず、信頼できる従事者であれば吐露する場合がある。
 - このため、こうした事態が生じる前から、事業者自身が、従事者に対して、被害児童への聴き取りに関する研修 (例▶ RIFCR™研修)を受講させるなどして、対応できるようにすることが重要と考えられる。
- いざという時に相談できる専門家を、日頃から探しておくことも有効と考えられる(例 ▶ 児童への性暴力防止に詳しい専門家に、講演/研修をしてもらう等により関係性を築いておく)。
- 小規模な事業者では、内部での対応が難しい場合も想定されるが、業界団体において、こうした専門家と日頃から連携し、事案が生じた場合に、加盟事業者に速やかにアドバイスできるような仕組みの構築が期待される。
- ※RIFCR™(リフカー): RIFCR™とは、アメリカ・ミネソタ州の「子ども虐待評価・研修センター」によって開発された面接プロトコル。 具体的には、こどもの周囲にいる大人が、性虐待等、人には話しづらい経験をしたことが疑われる子どもに対してどのように面接し、何を聞くべきで、何を聞くべきでないかということを半構造化した面接プロトコル等のこと。 日本では、 認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパンが、RIFCR™研修を提供している。

(3)情報及び客観証拠の保全

事業者は、「性暴力の疑いの発覚時の対応」において、被害児童等から開示された情報に関する記録を適切に保存することが重要と考えられる。

また、客観証拠として、例えば次に掲げるものを適切に保全することが有効と考えられる。警察等から事実確認に関する要請があった場合には、必要な協力を行う。

- 施設・事業所内の防犯カメラ、写真・録音等の直接的な証拠
- SNS の投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り
- 服務上の記録等(従事者の出退勤履歴、被害が生じた教室・部屋等の解錠・施錠の記録、鍵の管理状況等)
- 児童への何らかの性暴力場面や行動・行為の直接目撃情報の記録
- 性暴力に使用されたものや被害児童の衣服等(警察が指紋や体液等の必要な客観証拠を採取できるよう、施設・事業所内に性暴力と何らかの関係があると考えられるものがあれば、洗浄等することなく保全しておく) 等 ※性暴力の事実を示す客観証拠があって、必要性が低い場合には、被害児童への聴き取りを行わないことが考えられる。

コラム 🔎

適切な措置を講ずることなく、 客観証拠を削除させた場合の判例

- 性暴力を受けた証拠となり得る娘の画像・動画を公立中学校の教頭が加害男子生徒に削除させたため、事実確認ができなくなり、法的措置をとる機会を奪われたとして、娘の保護者が同校を所管する自治体に慰謝料など約110万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が2024年9月に地裁であり、裁判長は、画像・動画の保全措置を講じる義務に違反したとして、44万円の支払いを命じている。
- このケースでは、中学在籍時に女子生徒は、同じ学校の男子生徒の求めに応じて性的な画像と動画を SNS で送信。また、スマートフォンで動画撮影しながらの性行為を行った。後日、娘から「半ば無理やりだった」と聞いた両親が、学校側に男子生徒のスマートフォンのデータの保全を求めた。しかし、教頭は男子生徒とその両親と面談した際、スマートフォンに保存されていた画像・動画を両親の目の前で削除させていた。
- 地裁の判決では、都道府県教育委員会の手引きに、性的な画像が発見された場合に、「安易に削除するような 指導はせず、被害生徒や保護者の意向を確認するまで学校に一時預けるよう指導する」と記載されており、学校 側には動画の保全義務があったと認定し、両親が動画を確認して法的措置を検討する機会を奪ったとしている。

(4) 聴き取り

聴き取りにおいては、何を目的としているか否かで、聴き取り対象や聴き取り事項が異なる。

事業者は、まず事実の有無の確認(以下「事実確認」という。)を行うことを目的に、適切なタイミングで、関係者に聴き取りを行うことが想定される。また、警察の捜査により、事実確認が行われる場合でも、警察の捜査情報は原則秘匿であり、捜査により得られた事実を事業者は把握できないため、事業者として、被害児童の保護や支援、再発防止策、加害が疑われる者への処分等を検討することを目的に、警察の捜査とは別に、事実確認を含む聴き取りを行う場合がある。もっとも、この場合には、捜査の支障とならないように、事業者が、被害児童や加害が疑われる者へ聴き取りを行う場合には、事前に捜査機関に相談することが求められる。

聴き取り事項の例は、次表に記載した対象ごとに、ア〜ウにおいて記載している。

また、聴き取り方法の一例については、参考資料編 ■「4.児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例」に掲載している。

❖ 聴き取りの目的と主な対象のイメージ

	聴き取り対象			
目的	被害児童及び保護者	加害が疑われる者	第三者	
①事実確認	•	•	● ※ 1	
②被害児童の保護・支援の検討	•			
③再発防止策の検討	●※2	•	●※3	
④処分内容の検討	●※2	•		

- ※1 p58「事実確認の進め方(総論)」の「第三者への聴き取りを検討するケースの例」を参照すること。
- ※2 事実確認や、児童の保護・支援のための聴き取りにより、結果として再発防止・処分内容の検討につながり得る。
- ※3 早期発見に向けては、周囲の第三者がどのように認識していたかが重要なポイントになり得る。

ア. 被害児童及び/又は保護者への聴き取り

事業者は、主に次の場合に、「事実確認」を目的として、被害児童とその保護者への聴き取りを行うことが考えられる(発覚時の初期的な聴き取りは、本項で記載している内容と異なるため、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照すること)。

- ・「犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合」及び「不適切な行為が疑われる場合」
- ・警察に通報や相談をしたものの、警察の捜査が行われないことが確定した場合や、事業者による聴き取りをしても 良いと警察から言われた場合

被害児童への聴き取りは難易度が高いため、可能な限り、適切な聴き取り方法を学び身に付けた従事者を担当に して実施することが有効と考えられる。また、外部専門家の知見や協力を得ることも有効と考えられる。

被害児童への聴き取りは、児童の安全確保のため、加害が疑われる者とは分離した上で行うことが重要である。また、聴き取りは事実確認の場であり、その場で指導を行わないこと(指導を行うと、児童が指導につながり得るような行動を説明しなくなるなど事実確認に支障をきたすため)、被害児童の言い分に対して疑いを持った態度で聴かないこと等に留意する。

被害児童への聴き取りを要さない、あるいは控えるべきケースについては、p58「被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましいケースの例」に記載している。

ただし、前述のケースにより、被害児童に対する、「事実確認」を目的とした聴き取りを控える場合であっても、「被害児童の保護・支援」の検討の観点で、被害児童や保護者が、事業者に望む対応について、聴き取りを行うことはなお重要と考えられる。また、聴き取りを拒絶される場合にも、他にも被害児童がいる可能性や、加害が疑われる者がその後も加害を繰り返す可能性があることを伝えた上で、少しでも協力してもらえないか依頼してみる(それが結果として、再発防止や処分内容の検討に資することになる)ことが考えられる。

なお、警察の捜査が行われる場合には、被害児童は既に事実確認の聴取を受けている場合があるため、被害児童の心身に負担をかけないためにも、事業者が再度、「事実確認」を目的とした聴き取りを被害児童に行うことは避け、「被害児童の保護・支援」を目的とした聴き取りを中心に行うことが望ましい。

警察の捜査が行われる場合に、事業者が、再発防止策や加害が疑われる者への処分を検討するために、被害児童側に事実確認を行う際は、警察から情報提供を受けている保護者やその弁護士に、情報提供を依頼することが考えられる。

区分	実施例・留意点の例
聴き取り	● 被害児童への聴き取りは、適切な聴き取り方法を学び身に付けた従事者1名が実施することが
担当者	望ましい(複数人から行うと児童が混乱するため)。また、被害児童の話を客観的に聴くことが
	できる者を立会(記録)者とする。
	● 被害児童によっては、初対面の者には心を開かず、信頼関係のある従事者であれば回答してく
	れるケースも見られるため、信頼関係のある従事者が、聴き取り方法のレクチャーを受けて、被害
	児童への聴き取りを行うことが有効な場合もある。
	このため、児童の状態や周囲との関係性、発生した事案の特性に応じて、児童をよく知る人が
	同席することが適切な場合もあれば、逆に信頼できる第三者のみで行う方がよい場合もある。
	「児童が真実を話しやすい相手は誰か」との観点から、誰がどのように聴き取るか、適切に決定す
	ることが重要と考えられる。

区分	実施例・留意点の例
を取り 場所	実施例・留意点の例 面接者と立会者が、児童がいる場で話し合うことは、児童の不安の高まりや記憶の汚染につながり得るため、控えることが望ましい。 施設・事業所・組織内の人員で、児童への聴き取りを行うことに課題があるときは、性暴力被害者への聴き取りについて、知見を有する外部専門家の協力を得ることも考えられる(例▶ RIFCR™研修を履修済みの者、性暴力被害児童への聴き取りに知見・経験がある公認心理師や臨床心理士)。 他の人に話の内容を聞かれず、話が中断されることのない、静かな落ち着いた場所で行う。 聴き取り担当者による圧力やブレッシャーを軽減するために、面接者と児童は向かい合うのではなく斜めに並ぶ、立会(記録)者は児童の視界に極力入らない場所に座る等の配慮も有効と考えられる。 【レイアウト例】 日童が座る場所は児童に選んでもらい、立会(記録)者の位置は必要に応じて変更する
聴き取り事項	立会(記録)者 □ 立会(記録)者 □ 立会(記録)者 □ 立会(記録)者 □ 立会(記録)者 □ 立会(記録)者は口も挟まないし、

区分	実施例・留意点の例					
	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
		被害の内容	(誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたか 等)			
		被害の期間・	回数(どのくらいの期間、何回くらい、被害を受けたか、前にもいやだと感じること			
		があったか 等	})			
		客観的証拠	(送られたメール、SNS、手紙、物品等はあるか、被害児童本人記載の日記・			
	事	メモ、被害を	開示された大人が残した書面等はあるか 等)			
	事実確認	関係する第三	三者の存在(被害の前後に見たり関わりがあったりした他の人がいたか、いたとす			
	認	れば誰か 等)			
		被害を開示し	た第三者の存在(誰かにこの話をしたか、したとすれば誰にか 等)			
		他の被害児童	童の存在(他に同じようなことをされた人はいるか、いたとすれば誰か)			
		(被害を受け	ナた日から開示日までに時間が経過している場合)開示に至った理由(今、被			
		害について話	そうとしたのは、何か理由があるか)			
	目的		聴き取り事項(例)			
		被害児童の変	変化(からだ、こころ、行動の変化の有無)			
	保 護	現在の生活状況(保育園に行けなくなり、保護者が働けなくなっている 等)				
	護 ・ 支 - -	被害児童の考え方(加害者に対する処罰感情、どのような対応を望むか 等)				
		保護者の考え	え方(加害者に対する処罰感情、どのような対応を望むか 等)			
		事業者に対し	して求めること			
	└					
	力又(は不適切な行	為が疑われた場合の対応例に掲載。			
聴き取り	● 聴き取り時間が長くなり、児童に負担をかけないよう配慮する。					
時間	● 聴き取り時間の最大時間は、5分×年齢くらいを目安とする考え方がある ⁴ 。					
聴き取り	تا تا	初辛上	内容			
時の		留意点 か対応に	● 児童は最初からすべてを開示することはなく、事実を一部だけ話して相手			
留意点	感情的な対応に ならない		の様子を見て、この人にそれ以上話をしても大丈夫か感じ取ろうとする。			
			● それに対して、大人が怒りや動揺を見せたり、児童を非難したりすると、児			
			童はそれ以上話ができなくなる。			
	無理に		● 児童が積極的に話をする場合には遮る必要はなく、あれこれ質問しすぎな			
	聴きすぎない		いように留意する。 ● 「○○さんから~~と聞いた」は誘導につながる表現なので避ける。			
	読得や圧力に ならないようにする		● 「WHY」は児童にとっては「非難されている」との圧力になる。「HOW」に言			
			い換える(「なぜそこに行ったの?」ではなく、「どういうことがあって、そこに行			
			くことになったの?」等)。			
	開示を	まめ過ぎない	● 開示を褒めるのは、聴き取りの最後にする。			
			● 開示直後にそれを伝えると、児童は「ほめられた」「もっとほめてもらおう」と思い、話を作ってしまうこともある。			
			マスロロにアントンのようにはいる。			

⁴ 札幌市「札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】」(平成 29 年 1 月)

区分	実施例・留意点の例				
	他の人が同じ話を聞くことは避ける	 被害体験を忘れたいと思っている児童にとって、何度も話を聞かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになる。 児童の話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスク(記憶の汚染)もある。 			
	分からないことは言わ ない、できない約束は しない	● 「誰にも言わないからお話して」等、児童に嘘をついて裏切ることになると、 その後の信頼を失うことになる。			
	次に相談できる 機会を提供する	● 最初の聴き取りでは、児童は開示への心の準備ができていないかもしれない。話をする時間を取ってくれたことをねぎらうとともに、「話したくなったらまた聴かせてね」と次の開示の機会もあることを伝える。			
	被害者の権利を伝える	● 被害児童に、質問する権利(「知りたいことがあれば何でも質問して」)、 知る権利(「分かる範囲できちんと答える」)があることを伝える。			
	(出典: NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」)				
記録上の 留意点	 ● 聴き取りの日時、場所、聴取者・立会者、聴き取り内容等を記録する。 ● 本人に負担感がないか十分に確認した上で、録音・録画をすることが、正確な記録を残す上有効と考えられる(本人に抵抗感がある場合は、無理をさせない)。 録音・録画が難しい場合には、聴取者と被害児童の発言を、用いられた表現や言葉をそのま 				
	記録に残すよう努り、被害を隠そうと	い場合には、聴取者と被害児童の発言を、用いられた表現や言葉をそのまま ある(不適切な行為が疑われる場合であっても、被害児童が低年齢であった としていたりする場合、後々、犯罪も行われていたことが判明すると、聴取者の 尊的な質問がなかったかの証拠となるため)。			

コラム 🔎

件暴力被害によるトラウマ反応

- トラウマ(心的外傷)とは、大きな精神的ショックや恐怖が原因でできる心の傷のことである。
- どのような暴力も児童にとっての影響は大きいが、性暴力は他の暴力と比べても、トラウマ(心的 外傷)につながりやすいと言われている。
- 傷ついた出来事の後には、眠れない、食べられない等の身体状況や、そのときのことを急に思い 出す等、様々な症状が生じる。



- また、性暴力により、本来持っていた力が削がれることで、消極的、悲観的になり、生活に支障が出ることがある。
- このようなトラウマ反応について周囲が理解することで、性暴力に気付き、適切な対応を行うことができる可能性が 高まる。

❖ 性暴力被害の一般的なトラウマ反応

分類	症状例
白仕巨氏	言葉にすることが難しい子どもたちは、事件後の自身の変化を周囲にうまく伝えられず、身体反応
身体反応	(腹痛、下痢、便秘、生理不順、頭痛、食欲不振、不眠等)が出現しやすい
情緒的反応	不安・恐怖、ゆううつ、呆然としている、気分がコロコロ変わる 等
行動での日内	赤ちゃん返り(退行現象:親にくっつきたがる、一緒に寝たがる)、行動が消極的、自暴自棄的な
行動での反応	行動(自傷行為、性問題行動)をとる 等
思考の反応	マイナス思考、被害時のことを覚えていない等
	再体験症状:出来事に関連するようなことがきっかけとなり、被害時のことを急に生々しく思い出す
	(フラッシュバック)、夢に出来事の内容が出てくる(「嫌な夢を見る」と表現するこ
	ともある)
PTSD 症状	過覚醒症状:物音に敏感になる、落ち着かず集中力が低下する、警戒心が強くなる、眠れない
	回 避 症 状:出来事を思い出すようなことを避ける(性暴力被害があった場所、加害児童生徒
	に関すること、性暴力被害のニュースやドラマでの同様なシーン等)
	認知と気分の陰性変化:持続的・過剰に否定的な信念を持つようになる、様々なことに関心を持
	てなくなる、以前は楽しめていたことが楽しめなくなる、他者から孤立していると感じ
	る、幸福感や優しさなどの感情が持てなくなる等

(出典: NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご 学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」 (2020年6月) に加筆・一部修正)

● 被害児童から被害の状況を聞いたときに、心身の不調を訴える可能性がある。そのときは、本人や保護者に対し、 このような反応が出るのは当たり前であることを説明するとともに、症状の改善に向け、早期に専門家(医師、公 認心理師等)に相談することを勧めることが有効と考えられる。

イ. 加害が疑われる者への聴き取り

「犯罪が疑われる場合」や「犯罪に該当するとは限らないが性暴力の疑いがある場合」に、警察により加害が疑われる者に対して事実確認を行う場合においても、警察から事業者へ捜査情報を伝えることは難しい。このため、事業者として、その後の対応や処分等のために聴き取りをすることが必要な場合があると考えられるが、聴き取りを行う時期等に

ついては、警察と相談の上で決定することが求められる。

事業者が聴き取りを行う場合には、相談・報告等を踏まえた対応を行うチームのメンバーのうち、施設・事業所の長や管理職等の責任者に該当する者が、加害が疑われる従事者に聴き取りを行う。ただし、加害が疑われる者への聴き取りは難易度が高いため、経験のある弁護士の知見や協力を得ることも有効と考えられる。

事業者による加害が疑われる者への聴き取りは、主に「事実確認」「処分の検討」「再発防止の検討」を目的に、被害児童の安全が確保されたことを確認してから実施する。

聴き取りに際しては、人権に十分配慮し、無理に話す必要はないこと、休憩を取ってもよいこと等の配慮を行う。また、 静かで落ち着いた環境で聴き取りを行うこと、参加者は聴取者、立会者程度にとどめ、圧力をかけないようにすることも 重要と考えられる。さらに、加害が疑われる者が、弁護士などの立ち会いや録音・録画を求めた場合は認めるべきと考 えられる。いずれにしても、事実の有無の評価が行われる前の段階では、公正・中立な対応が求められる。

「あなたにとって大事なことだと思うので、いくつか聞かせてください」「あなたを否定しているわけではないが、とても大事なことなのです」等と相手に寄り添う姿勢を伝えることや、聞く側が根拠をもって聞いていることを伝えながら聞くことも有効と考えられる(単に、行為をしたか、していないかだけを聞くと、反射的に否定する場合がある)。

聴き取りでは、児童への性暴力又は不適切な行為の事実の有無を、冷静に確認する。その際、客観証拠や、被害児童・第三者への聴き取りで得られた情報を、最初からすべて開示することはしない。仮に聴き取りの最中に、客観証拠や被害児童及び第三者の説明と相違する点があったとしても、まずは本人の言い分(事実経過に関する認識)を一通り聞くことが重要である。聴取対象となる従事者が、疑われる行為を否定した場合に、これまでに得られた情報と矛盾するところがあれば初めてそれを示し、それに対する見解を述べさせ、客観的に記録することに努める(加害が疑われる者の同意があれば録音することも正確な記録を残す上で有効)。聴き取りは事実確認の場であり、その場で指導を行うと、本人が指導を恐れてそれ以上の情報を開示しなくなる可能性が高まるため、指導は行わないように留意する。

加害行為を認めているような場合には、再発防止につなげるために、加害が疑われる行為に至った動機やプロセス (ターゲットとなる児童を選定した理由、どのように児童と二人きりになる状況を作ったか等)を確認できるとよい。

なお、最終的に児童への性暴力や不適切な行為の事実の有無が評価できるか否かに関わらず、当該従事者が、被害を訴えた児童に証拠隠滅や報復を目的とした働きかけ(例 ▶ 口止めや証拠隠滅を強要する、教育・保育の場における取扱いの差別(入試における推薦、大会等に向けたレギュラー選抜における差別等)をちらつかせて強迫する)を行うことはあってはならず、このような働きかけを行った場合には、就業規則、服務規程、事業者の行動指針等に照らし、処分の対象となり得ることを、一般論として説明しておくことが重要と考えられる。

❖ 加害が疑われる者への聴き取り事項の例

目的	聴き取り事項(例)	留意事項
事実確認	①話しやすい雰囲気の形成	・基本的に、聴き取り者が事
	・ 最近、仕事の状況はどうか。ストレスや悩み事はあるか。	実を決めつけず、本人に語
	②行為の有無の確認	ってもらうことが重要。
	<行為があった日時、場所等に関する情報が得られていない場合>	・客観証拠がない場合は、ま
	・ 最近、○○(例▶ 部活、課外活動、施設からの送迎等、被害に関連する	ずは話しやすい内容(周辺
	事柄)のことで、何かおかしなことや気づいたことはないか(被害児童の名前は	事項)からオープンに聴い
	出さない)。	ていき、次第に核心に迫る
	・ △△(行為の内容やその行為が行われた状況 例▶ 送迎時に車内で児童	ことが有効。
	と二人きりになる、児童と押し入れの中に入る)というようなことはあったか。	「いつもどおりだった」等の回

目的	聴き取り事項(例)	留意事項
	このような情報があるが、どのように思うか。	答の場合、被害供述に応じ
	・○○(被害の深刻があった行為。例▶ 抱きしめる)を行ったことはないか。	て具体的に質問していく。
	<行為があった日時、場所等に関する信頼できる情報が得られている場合>	・被害日時が特定されていれ
	○月○日はどこで何をしていたか(時系列に)。	ば、当日の行動を時系列で
	・(記憶が曖昧で分からない場合)手帳や SNS などを見ても良いので、覚え	聴いていく。
	ていることを教えてほしい。 等	・加害行為が確認できな
		い場合には、終了する。
	<行為を認めた場合>	・まずは抽象的に聴き、自ら
	・ 具体的にどのようなことをしたか(いつ頃、どこで、誰に、何を、どのようにした	話し始めれば傾聴し、次第
	か)	に具体的に聴いていく。
	・ いつ頃からその行為をしていたか、何回くらいしたか、以前もしたことがあるか。	・「触り方」「児童との距離」な
	・(記憶が曖昧な場合)メール、SNS、写真等を持っていないか、自身の日	ど、言葉での表現が難しい
	記、手帳等に記録を残していないか。あるならば見せてもらえないか。	場合には、図に書く/行為
	・その行為をした相手は何人いるか、誰に対してか。 等	を再現する等。
		・メール等があれば内容を確
		認。ただし、任意提出となる
		点に注意。
	その行為を思い立ったのはいつか。何が原因・きっかけだったか。	動機がどの場面で生じたか、
	・被害児童を対象とした理由は何か。	なぜ被害児童が狙われたか
再発防止	・その行為に至るまでにどのような経緯・行動をとったか(時系列で)。	は再発防止の参考となる。
	・ 前科・前歴はないか。性的な問題で注意されたり、問題となったりし	・計画性の有無は処分の重
	たことはないか。	さを考える上で重要。
	・被害児童に対して行ったことについて、どう考えているか。	・反省を踏まえた具体的な行
	・ 再犯しないためには何が必要と思うか。加害をやめるためにはどうすればいいと思う	動がない、再犯性がある場
	か。 等	合、処分の重さに影響。

⇒加害が疑われる者への聴き取り方法の一例については、参考資料編 ■ 「4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例に掲載。

ウ. 第三者への聴き取り

第三者への聴き取り事項としては、被害の疑いがあることが察知されないよう、「この時期のここで何か見聞きしましたか」「それ以外にも何か気になることはありましたか」等とオープンな質問形式をとることが考えられる。さらに、「〇〇先生の言動で気になったことはありますか」と聞くことも考えられる。その上で、被害児童やその保護者、加害が疑われる者からの聴き取り内容との整合・相違を確認する。

なお、被害児童等に関する情報(被害児童の個人情報や疑われる被害の内容、加害が疑われている者の個人情報等)がみだりにチーム外に漏れることで、二次被害につながることはあってはならないことから、聴き取り対象となった第三者にも、秘密保持が求められる。

❖ 第三者への聴き取り事項の例

目的	聴き取り事項(例)	留意事項
	・最近、△△(例▶ 部活、課外活動、教室、施設からの送迎等、被	・第三者の聴き取りは、誘導に
	害に関連する事柄)のことで、何かおかしなことや気づいたことはあるか	ならないように自発的な発言を
	・最近、●●さん(加害が疑われる者)のことで気になることはあるか	得るべく(オープンに)、慎重
	・最近、□□さん、◇◇さん、☆☆さん(被害児童を含む人物名。特定	に聴き取る。
	の者ではなく、複数名の名前を挙げることが望ましい)のことで気になるこ	・いつ頃かについては、記憶が曖
	とはあるか	昧なことが多いので、曖昧な情
	・他に、最近何か気になったことはないか	報を事実と仮定しないように注
		意する。
	<被害前後で関わりがある者への聴き取り>	
	□□さんが、~~室から出てくるところを見たことがあるか	
	□□さんが、泣いているところを見たことがあるか、いつ頃か覚えているか	
	等	
===	<目撃ありと確認できた場合>	・目撃が確認できた場合は、具
事実確認	・何を見たか(いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにしていたか)	体的に内容を聞いていく。
耀認	・他にも気づいた人はいたか	・目撃した場合は、この話を
	・他にも気になることがあるか 等	SNS 上を含めて他の人に言わ
		ないこと、そのようなことをする
		と、名前を言わずとも被害児童
		が類推され、誹謗中傷などが
		起こるリスクがあることを伝える
		(目撃した児童が他の人に話
		している場合には、その者にも
		同様のことを伝える)
	【被害児童から被害後に話を聞いた人への聴き取り】	
	・どのような内容を聞いたか	同上
	・被害児童から話を聞いたのはいつ頃、どのような状況においてだったか	
	・その時の被害児童の様子はどうだったか	
	・あなたは誰かにその話を伝えたか、伝えた場合、誰に対してか等	

[⇒]第三者への聴き取り方法の一例については、参考資料編 ■ 「4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例に掲載。

(5) 事実の有無の評価

客観証拠及び聴き取りにより可能な限り情報を収集し、これ以上の情報収集は難しいと判断できる段階で、収集した情報に基づき、事実の有無の評価を行う。

事実の有無の評価のパターン例

- 事実があると評価できる
- 事実があると評価することが難しい
- 事実がないと評価できる

その際、客観的証拠がある場合又は加害が疑われる者本人が認めている場合には、当該範囲について、事実があると評価できると考えられる(ただし、周囲からの圧力等により、逆らえずに認めてしまった可能性はないか、検証できるようにすることに留意する)。

一方で、被害児童と加害が疑われる者の間の証言が相反する場合や、当事者から聴き取りができない場合、音声・録画等の客観的証拠がない場合等に、事実の有無を評価するには高い専門性が求められる。誤った事実確認及びそれに基づく事実の有無の評価は、児童、従事者等の当事者の権利を含め、重大な影響を及ぼすことを考慮し、弁護士と連携して行うことが望ましい。

その上で、例えば、被害供述やその他の供述・証拠等から、次のような条件・事情があると言える場合や、加害が疑われる者の供述が、複数の供述・現場の状況・他の証拠等と矛盾する、主張が一貫しておらず変遷がある等があれば、被害供述を事実と評価し得る場合も考えられる。

◆ 弁護士と連携して合理的に事実の有無を評価する場合の条件・事情の例

- ① 他の証拠・事実との整合性
- ② 供述態度・供述過程(供述経過、供述の一貫性、供述変遷の有無・状況、記憶の保持状況)
- ③ 供述内容(詳細さ、具体性、迫真性、臨場感、真実の吐露、事実認識時の意識状態、重要事項の欠落の有無等)

一方、被害児童と加害が疑われる者の間の証言が相反している場合や、当事者から聴き取りができない場合(接見等も含めてできない場合)であって、他の供述・証拠等も、事実と評価するに十分ではないときは(裁判において有罪が確定するなどの事情がない限り)、事実の有無を評価することは困難と考えられる。

このような場合、行為が行われた事実があると評価することができない以上は、うわさなどによって、特定の従事者や 児童が不利益を被らないよう、関係者の人権や尊厳、メンタルヘルスに十分配慮した対応が求められる。また、事実と 評価されなかった行為等を理由として、懲罰的な対応を行うことはできない。

一方で、行為が行われた事実がないと評価することもできない以上は、事業者として、性暴力や不適切な行為の疑いが生じたことは重く受け止め、クラス決め、指導や介助の担当決め等の際に考慮するなどにより、両者の接触を極力避けるなど、被害を申告した児童の心身に十分配慮し、教育・保育等の場がその児童にとって安全・安心な居場所となるように事業運営を行うことが望ましい。また、そのような疑いが再度生じないよう、後述の「再発防止策の検討・実施」に記載の内容も参考にしながら、適切な対応を検討及び実施することが望ましい。

5. 方針決定

相談・報告等を踏まえた対応を行うチームは、性暴力は重大な人権侵害行為であるとの認識の下、事実確認等の結果を踏まえ、事案に関する対応及び支援の方針を協議・決定する。

方針は「被害児童ファースト」で決定することが重要であり、被害児童を置き去りにすることなく、安全確保と身体的・精神的苦痛へのケアに努めるとともに、二次被害(例▶ 被害児童が周囲に責められる状況、被害児童に係るうわさ・誹謗中傷の発生)を防ぐために、人権やプライバシーを守ることが重要と考えられる。

事実確認において、必ずしも事実があると確証できるものがない場合においても、事実がないと断定する必要はなく、 被害を感じている児童へのケアを行うことが重要であると考えられる。外部専門家等の第三者の意見を参考にすること も有効と考えられる。

また、被害児童がそれまでの日常を取り戻すことを目標に、支援方針を検討することが望まれる。

ア. 方針決定事項の例

- ① 事実があると評価できる場合、どのような指導・処分を行うか※従事者に対して、不当な処分を行ったと評価されないよう、就業規則等に基づく適切な対応が求められる。
- ② 被害児童等への支援の具体的目標、対応策
- ③ 再発防止策
- ④ スケジュール
- ⑤ 関係機関との連携

イ. 被害児童とその保護者への方針の説明

方針は、可能な限り、被害児童の意思、保護者の意向を確認しながら、検討・決定する。性暴力被害の状況や 決定した対応方針の説明のため、被害児童やその保護者に連絡する。

特に、被害児童に対しては、可能な限り、分かりやすく説明し、安心感を与えることが重要である。また、被害児童の保護者に対しては、事実確認の内容や、今後の再発防止策等を、適切なタイミングで説明することで、事業者との間で信頼関係を構築することが有効と考えられる。

- 小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、 児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合◆
- 都道府県(担当部署)は、被措置児童等(虐待を受けた被措置児童等及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童等)への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得る。

(出典:こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」)

6. 関係者への対応・支援

事業者は、「被害児童とその保護者」「被害児童以外の児童等」「事案が生じた現場で働く従事者」「不適切な行為又は性暴力を行った者」等に、適切に対応・支援していくことが重要と考えられる。

(1)被害児童とその保護者への支援

性暴力被害にあった児童には落ち度も責任もなく、人権を侵害された被害児童は、それまでの日常を守られるべき存在である。そのため、性暴力被害への対応・支援は「被害児童ファースト」を方針とすることが重要である。傷ついた児童の気持ちに寄り添うこと、心と身体のケアをすることによって、被害児童が日常を取り戻し、教育・保育等の場が安全・安心な居場所となることが支援の目標となると考えられる。

児童が性暴力被害に遭うと、その保護者も傷つくことになる一方で、児童の回復に向けては、保護者の児童への関わりが大きく影響する。事業者及びその従事者は、保護者の怒りや不安を受け止め、気持ちに寄り添い、信頼関係を築きながら、保護者が児童の気持ちや状況を理解していくことを支援することが有効と考えられる。

また、被害児童やその保護者に対し、支援機関等について情報提供することが求められる。

特に、初期対応は、被害児童のその後の回復に大きく影響を与えることになることを認識し、以下の例を参考に、支援を行うことが考えられる。

区分	支援内容の例
支援に関する	● 被害児童やその保護者に対し、次のような医療面、心理面、法律面等での支援があること
情報提供	等を伝える。
	 また、これらの相談・支援にワンストップで対応してくれる、地域の性暴力被害者支援機関等
	 の連絡先を伝える(p37「児童に対する性暴力に関する主な相談窓口」の性犯罪・性暴力
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	 専門機関への相談 :心とからだのケアの必要性があること、そのために専門機関(性
	暴力被害者支援機関等)に相談するメリットを伝える(例 ▶ 性暴力被害者支援に
	知見がある医療機関への同行支援・紹介や警察への同行支援がある。 ワンストップ支
	援センターの支援内容の詳細については、各都道府県に設置されている各センターの
	HP を参照すること。「8.関係機関との連携 lを参照)。
	医療機関の受診 :治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性が
	ある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、医療機関受診の必要性を伝
	える。
	伝える。警察では被害児童の心情に十分配慮して対応していることを伝える。
	→ 弁護士への相談 :法律の専門家への相談が可能であることを伝える。
	→ 自治体への相談 :自治体に、犯罪被害者等(性犯罪を含む)からの相談・問い合
	カせにワンストップで対応する「総合的対応窓口」が設置されていることを伝える。
	https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html
	● 都道府県によって支援内容等は異なるが、警察や性暴力被害者支援機関による医療機関 TRANCE (TRANCE TO A TRANCE TO A T
	受診(緊急避妊等に関する経費)やカウンセリング等の公費負担制度があることも伝える。

区分	支援内容の例
	●「2.被害児童の保護者への連絡・説明」の「児童への接し方」を参照し、第一報時に伝え
	られていない場合は、情報提供を行う。
	● 被害児童側からすれば加害側である事業者から、「児童への接し方」について、保護者へ説
	明することが困難な場合には、次の被害児童の保護者向けリーフレット等を保護者に渡し、
	情報提供することが有効と考えられる。
	→ 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること〜性暴力被害に
	あった子どもの回復のために~」
	http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/sasaeru.pdf
見守り、	● 被害児童担当者は、被害児童と定期的に話し、(保護者担当がいる場合はその担当を通
寄り添い等	じて)保護者等に連絡して家等での様子を聴くこと等により、被害児童の状況を把握する。
	● 性暴力被害が児童にもたらす影響(心身への影響、トラウマ症状等)について理解した上
	で、被害児童に変化がないかどうか、様子を見守る。
	● 気になる点や状況の悪化が懸念される点がみられた場合、速やかにチームに報告し、迅速な
	対応につなげる。
	● 支援のニーズはないか等を定期的に確認しつつ寄り添い、被害児童が話したいことがあれば
	真摯に耳を傾ける。
	● また、その中で支援のニーズが確認できれば、相談・報告等を踏まえた対応を行うチームに報
	告し、具体的な支援につなげるなど、被害児童のことを考えながら接する。

◆保育所・学校等、児童と持続的に関わることが想定される事業の場合◆

- 被害児童の中には、長期にわたって心的外傷やその他の心身に対する悪影響が継続する場合がある。 被害当時には認識できなかったが、その後成長してから被害にあったことを認識し、心身に対する悪影響が発生・継続する場合もある。
 - 適切なケアが行われ、被害から回復していく場合にも、時間がかかることが多い。 そのため、被害児童等の希望を踏まえ、中長期的に見守っていくことが有効と考えられる。
- 支援が中長期に及ぶ場合、被害児童の教育・保育環境が変化する状況(例 ▶ 進級・進学する、卒業・卒 園する、転校・転園など)も予想される。そのような場合、事業者は被害児童等の同意を得た上で、支援の 継続に向けて対応を引き継ぐ(例 ▶ 新たな所属先へ対応を引き継ぐ)ことが重要と考えられる。

(2)被害児童以外の児童等への対応

被害児童以外の児童及びその保護者への対応においては、被害児童のプライバシーを保護するために、うわさが発生しないことや、うわさが拡がらないようにする(二次被害の防止)ための情報管理を行うことが重要となる。

具体的には、被害児童から被害の開示等を受けた児童から発覚した場合や、第三者の児童に聴き取った際に、当該児童が被害を把握していた場合など、情報管理を行うべき対象が、チーム外にいることを把握した場合に、注意喚起等の適切な対応を行うことが重要となる。

また、何か被害が生じる前に、予め、①誰でも性被害に遭うリスクがあること、②性的なことについてうわさを立てることは、被害者の心を傷つけ、二次的な被害を与えることであり、うわさを立てない、拡げることを行ってはいけないこと、③こうしたことは、被害者だけでなく、(もしかしたら将来被害に遭うかもしれない)友人や自分を守ることにもつながることを、

一般論として伝えておくことも有効だと考えられる。

被害児童の情報を、他の児童やその保護者に知られれば、被害児童及びその家族は、その地域に住み続けることが難しいと感じる可能性がある。このため、施設・事業所で被害があったことを、関係する保護者に説明する必要が生じた場合に、保護者会による一斉の説明ではなく、個別の保護者に説明していく方が、被害児童の保護者等への負担が少なく、かつ保護者の理解を得やすいという事例がある(p81「【コラム】性暴力が発生した場合の事業者の対応例〈事例紹介〉」を参照)。

また、最初に被害が発覚した児童以外にも、被害を受けた児童がいるかもしれないことを念頭に置き、深刻なストレスを抱えている児童に対する心理的ケアが重要である。

区分	対応内容の例
うわさが拡がらな	● 被害があったことを知った児童や保護者に不安や動揺が拡がったり、万が一うわさが流れた
いようにする(二	りする場合には、被害児童のプライバシー保護を徹底するとともに、児童や保護者の間
次被害の防止)	で、SNS での拡散や、うわさが拡がらないように、厳しく注意喚起する(うわさが生じること
	は二次加害にあたる)。
	● うわさを意図的に広げるなどの悪質な状況がみられれば、それを知らせてほしいことを伝え
	るとともに、被害児童やその保護者の了承の下、毅然とした態度で、うわさを拡げないよう
	に個別に注意する。
深刻なストレスを	● 被害児童から被害の相談をされ、被害を受けている状況と見聞きした児童は、被害児童
抱えている児童へ	と同じような傷つきを体験している場合がある(自責感、恐怖・不安感)。また、日頃か
の心理的ケア	ら精神的に不安定な児童は、事態を受けて更に不安定になる場合もある。
	● 深刻なストレスを抱えている児童がいる場合、児童の思いに寄り添う。児童の気持ちに耳
	を傾け、気持ちを落ち着かせる手助けをし、不安を感じた時の相談先を伝える。

小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、 児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合

● 特に、施設等の複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても、適切で分かりやすい 経過説明ときめ細かなケアを実施することが必要である。

(出典:こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より抜粋)

● 複数の児童が目撃者、被害者となっている可能性もあるため、情報統制が重要となる。お互いの情報で記憶の 汚染が生じないように留意する。

❖ 保護者会の開催について

- 性暴力事案の発生について、被害児童以外の保護者に報告・説明するために、保護者会を開催するか否か が検討事項となる。
- 被害児童及びその保護者は、被害があったことを誰にも知られたくないと考えているケースが多い。このため、保護者会の開催により、加害・被害の詳細を説明することで、被害児童を特定する動きが生じる恐れがないかを 懸念し、保護者会の開催を望まない場合があると考えられる。

事業者としては、こうした被害児童及びその保護者の意向を尊重して、保護者会の開催有無を判断することに

なると考えられる。

- なお、被害が明らかになった児童及びその保護者が、誰にも知られたくないからといって、加害が疑われる者と児童を分離せず、再被害や被害拡大が発生し得る状況を放置することは決してあってはならない。他にも性暴力被害を受けている児童がいるかもしれないということを前提に、保護者会を開催しない場合であっても、隠ぺいしていると疑われることがないよう、事業者として、適切な措置をとることが求められる。
 - また、予め、全ての保護者に対して、性暴力事案については、被害児童及びその保護者の意向を踏まえ、保護者会を開催しない場合があること、その場合にも、①警察等と連携して、他に被害児童がいないか調査することや、②加害が疑われる者と児童を分離する等により安全を確保することについて、伝えておくという方策も考えられる。
- マスメディア等を通じて、加害者の氏名が公にされたり、うわさになったりすることで、被害児童以外の保護者から、保護者会開催を求める声が生じる場合がある。その場合も、クラス単位、部活単位、全校単位に保護者会を開催する事例や、保護者会を開催せずに、個々の保護者に対し個別に報告・説明をする事例もみられ、被害児童のプライバシー保護及び二次被害防止を第一にして、適切な対応方法を選択することが重要と考えられる。
- 被害が明らかになっている児童以外の保護者からは、加害が疑われる者の現在の状況、警察等の対応状況、 自分たちのこどもも被害にあっていないか、こどもにどのように説明すべきか等、様々な質問がなされ得る。質問に 対し事業者は、回答できることはしっかりと回答し、回答できないことについてはその状況や今後の見通し(「確 認中」「捜査中」「いつ頃までに判明する予定」等)を答えることが重要と考えられる。

(3)従事者への対応

相談・報告等を踏まえた対応を行うチームのメンバーである従事者が、事案対応を行うに当たって、二次的外傷性ストレスを受けることがある(例 ➤ 不眠やイライラ等の身体の不調、周囲からの孤立)。また、被害児童をこれ以上傷つけないようにケアをしていくという状況に、プレッシャーを感じながら過ごすことになる。

直接的な事案対応を行うメンバーでなくとも、現場にいる従事者は、保護者等からの批判を受けたり、「あなたも性暴力に加担していたのでは?」等の第三者から心ない言葉により精神的被害を受けたりすることで、教育・保育等の場で生じた性暴力を防げなかったという自責感や、被害児童の苦しみを取り除いてあげられない無力感等が生じ、バーンアウト(燃え尽き症候群)してしまい、離職するという事例がある。

このように、関係する従事者が大きな衝撃を受けていることを、経営者やチーム長は認識した上で、従事者への心理的ケアを行うことが有効と考えられる。

例えば、被害児童やその保護者等の支援を担当する従事者は、守秘義務の中で情報共有できるメンバー(チームのメンバー等)と気持ちを分かち合いながら、セルフケアを行うことが有効と考えられる。特に、被害児童から最初に性暴力被害を打ち明けられた従事者には、大きなストレスがかかることがある(例 ▶ 自分に信頼を寄せてくれている児童が被害を受けていること、「他の人には言わないで」と相談されたがその要望には応えられないこと等)。

経営者やチーム長は、こうしたメンバーや、現場の従事者の心身に問題がないかを頻繁に確認し、セルフケアの重要性を伝えることや、守秘義務がある公認心理師等の第三者による心理ケアを受けさせることなどにより、サポートすることで、事案対応の持続可能性を高めていくことが有効と考えられる(経営者やチーム長自身の心身のケアも同様)。

コラム 🔎

セルフケア

- 一人で抱え込まず、業務の時間とプライベートの時間の切り替えを行う。
- また、自らの感情を表出することも大切。笑うことが効果的だと言われているので、少しでもリラックスしながら楽しい瞬間を見つけて笑うようにする。いかなるときでもユーモアは大切。



セルフケアの行動例

分類	行動例
生活ペースを維持する	十分な睡眠、食事、水分をとる。カフェイン、お酒、たばこのとりすぎには注意する。
自分自身の反応に気づく	心身の反応が出ている場合は、休憩や気分転換に心がける。「自分だけ休んでいられな
日ガ日身の区心に気ノ	い」と罪悪感が生じる場合は、同僚とともに休息をとるのも一つの方法である。
年公転換士はもエナオス	深呼吸、目を閉じる、瞑想、ストレッチ、散歩、体操、運動、音楽を聴く、食事、入浴な
気分転換方法を工夫する	ど、自分に合った気分転換をする。
~ t + \ \ \ - \ -	家族や友人などに積極的に連絡して、生活感や現実感を取り戻すことも大切。また、従
一人でため込まない	事者同士でお互いのことを気遣うことも忘れないようにする。

(出典:三重県「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」)

(4) 不適切な行為を行った者への対応

不適切な行為を行った従事者(パートタイム、アルバイト、ボランティア等を含む)に対しては、不適切行為が繰り返されないよう、指導と経過観察を行う。指導は、書面で行い、記録として残すことが、当該従事者への再発防止の意識づけにつながり、またその後の処分の際に指導を行った証拠としても示し得ることから、重要である。

なお、単に「このような行為を行ってはいけない」という趣旨のみの注意指導を行い、その場で従事者が「注意します」と回答しても、心の中では「自分は悪くない、ルールがおかしい」と考えて、不適切な行為を繰り返すこともある。このため、なぜこのような行為を避けるべきなのかを問いかけ、本人の考えを確認しつつ、納得できるように説明する(従事者を、あらぬ疑いから守ることにもつながること)ほか、こどもの権利や思考の誤り等に関する研修の再受講をさせることで、再発防止につなげることが有効と考えられる。

(5)性暴力を行った者への対応

性暴力を行った者に対しては、厳正に対応することが重要である。

適正な手続・プロセスを経て事実確認を行った上で、性暴力や犯罪の事実が確認された場合には、就業規則等に基づき、厳正な対応を行う。

❖ 不適切な行為を行った者、性暴力を行った者への対応内容の例

区分	対応内容の例
指導	● 不適切な行為がみられる従事者に対しては、従事者本人に事実確認の上、当該行為が繰り
	返されないよう書面による指導も含めて、実効的に指導するとともに、注意深くその後の経過観
	察を行う。

区分	対応内容の例
処分	● 服務規律等と照らし合わせ、厳正な処分を行う。
	→ 従事者の不適切な行為については、一定回数以上繰り返された場合、就業規則等に
	基づき、処分を行う。
	▶ 従事者による性暴力や犯罪の事実が確認された場合、就業規則等に基づき、厳正な
	処分を行う。
	● 処分等の検討に当たっては、事案に応じて、弁護士の協力を得ながら進めることも考えられる。
対応時の	● たとえ逮捕されても、当該従事者が児童への性暴力の事実を否認している場合、刑事裁判上
留意事項等	は推定無罪の状態にあるため、事業者として、「加害者」と断定するような表現は控える。
	● なお、前述の処分等を含む雇用管理上の措置を講じる場合には、労働関係法令に従うことが
	求められる。

❖ 児童へ性暴力を行った者の処分について

~学校の場合~

- 実際に教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の基本理念等も踏まえ、厳正な懲戒処分を行う必要がある。他校の児童生徒等に対する場合についても同様に厳正に対処する必要がある。
- 同法は、公立学校の教育職員等の任命権者の責務として、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する 適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図ること、公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者の責 務として、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の 防止のために必要な措置を講ずるものとすることを規定している。
- 教育職員等による児童への性暴力があったにも関わらず、懲戒処分を行わず、依願退職等により水面下で穏便に済ませてしまうようなことは決してあってはならない。

(出典:文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」)

~保育所等の場合~

● 児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取消等については、保育士の従事先施設の種別や児童の年齢に 関わらず適用される。

(出典:東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」)

コラム 🔎

懲戒処分の有効性と弁明の機会の付与

- 使用者は、懲戒処分(制裁)の内容を就業規則に定め、労働者に周知することが義務付けられている。 (労働基準法第89条及び第106条)
 - ▶ 使用者が制裁の定めをする場合には、その種類及び程度に関する事項を就業規則に定めなければならない。
 - ▶ 使用者は、就業規則を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を労働者に交付すること等の方法により、労働者に周知しなければならない。
- 就業規則に定めのない事由による懲戒処分はできない。
 - ▶ 最高裁判決(国鉄札幌運転区事件 最高裁第3小法廷判決昭和54年10月30日)において、使用者は規則や指示・命令に違反する労働者に対しては、「規則の定めるところ」により懲戒処分をなし得ると述べられている。
- 懲戒事由に合理性がない場合、当該事由に基づいた懲戒処分は懲戒権の濫用と判断される場合がある。
 - ▶ 労働契約法第 15 条:使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。
- 懲戒処分の対象者に対しては、規律違反の程度に応じ、過去の同種事例における処分内容等を考慮して公正な処分を行う必要がある。
 - ▶ 裁判においては、使用者の行った懲戒処分が公正とは認められない場合には、当該懲戒処分について懲戒権の濫用として無効であると判断したものもある。
- 就業規則に懲戒規定を設ける前にした労働者の行為に対して、さかのぼって懲戒処分をすることや、1回の懲戒 事由に該当する行為に対し複数回の懲戒処分を行うことはできない。
- 懲戒は、手続的な相当性を欠く場合にも、社会通念上相当なものと認められず懲戒権の濫用となる場合がある。
 - ▶ 必要な手続は就業規則において、事前に明確化しておくことが望ましい。就業規則や労働協約上、組合との協議や懲戒委員会の討議を経ることなどが必要とされる場合にはその手続を遵守することが必要と考えられる。
 - ▶ また、そのような規定が何もない場合にも、特段の支障がない限り、本人に弁明の機会を与えることが必要と 考えられる。
- <懲戒処分の検討等に当たって、労働関係法令との関係が問題になる場合等の相談先> 都道府県労働局、労働基準監督署、総合労働相談コーナー

<懲戒処分等に関する労使トラブルが生じた場合に活用可能な制度>

- 総合労働相談コーナーでの相談対応
- 都道府県労働局長による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

(6) 性暴力や不適切な行為の事実の有無を評価することが難しい場合の対応

行為が行われた事実があると評価することができない以上は、うわさなどによって、特定の従事者や児童が不利益を被らないよう、関係者の人権や尊厳、メンタルヘルスに十分配慮した対応が求められる。また、事実があると評価されなかった行為等を理由として、懲罰的な対応を行うことはできない。

一方で、行為が行われた事実がないと評価することもできない以上は、事業者として、性暴力や不適切な行為の疑いが生じたことは重く受け止め、クラス決め、指導や介助の担当決め等の際に考慮するなどにより、両者の接触を極力避けるなど、被害を申告した児童の心身に十分配慮し、教育・保育等の場がその児童にとって安全・安心な居場所となるように事業運営を行うことが望ましい。また、そのような疑いが再度生じないよう、後述の「再発防止策の検討・実施」に記載の内容も参考にしながら、適切な対応を検討及び実施することが望ましい。

コラム 🔎

性暴力が発生した場合の事業者の対応例 <事例紹介>

実際に、保育士による園児への性暴力が発生した保育所において、行われた対応や、有効と考えられる取組の事例を紹介する。

本件はあくまで一例であり、事業者、加害者、被害園児、保護者の状況等により、有効な対応は異なり得ることに留意することが重要である。

性暴力事案の概要

- 被害園児の保護者からの連絡により、性暴力(不同意わいせつ)の疑いが発覚(複数児童に対する事案)。
- 加害者である保育士は、加害事実を認める。
- 警察による取り調べが行われ、逮捕。その後、現場確認等が行われる。
- 被害園児の特定を恐れる保護者と、保護者会を強硬に求める保護者とに二分される。
- 本社責任者が全保護者を個別に面談、保護者全員を説得して保護者会を不開催にし、またそれぞれ考える懸念について説明。
- 性暴力事案は限られた範囲で知られるところとなったが、大きく報道されることなく、被害園児の特定につながるような状況は避けられた。

被害園児の保護者及び監督機関への迅速かつ継続的な連絡・報告

- 性暴力の疑いについて保護者から連絡をもらったその日のうちに、本社責任者が、被害園児及びその保護者宅を 訪問し、保護者に詳細等を聴き取った。
- 本計責任者が同日に監督機関である自治体の担当課に連絡・報告を行った。
- 同日に顧問弁護士を本社に呼び、社長以下役員を中心に対策について議論を行った。
- その後数日間連続して会議を開催し、自治体と警察に状況確認と対応策について相談、保護者へは説明と謝罪を行った。
- その後も、園児の保護者、自治体とは、状況の経過や対応方針について、頻繁に連絡を取り合った。

被害園児の保護者の不安・懸念の理解と、それに応じた対応

● 初回の訪問時に、保護者の不安や懸念を聴き取り、理解した(被害園児の心のケア、他の保護者に被害が知られた場合の二次被害、他の園児にも被害があった場合の対応、加害者による逆恨みへの懸念、今後の登園について等)。被害園児の保護者は、性暴力事案を誰にも知られたくないことを望み、その結果として保護者会不

開催を希望する方が多かった。

- 加害者が加害事実を認めた後、そのまま責任者が加害者を警察まで帯同した(帯同のタイミングで保護者に警察に連れて行く旨連絡し、同意を得た)。その際に重視したのは、新たな被害を防ぐことであるとともに、加害者が目を離した隙に手元の証拠を削除するのではないかとの点、被害園児に接触して被害を秘密にするよう指示するのではないかとの点である。仮に加害者が加害事実を認めなかった場合は、そのまま警察に通報することにより、証拠隠滅の機会を防ぐことが重要となる。
- 園児の保護者(被害園児の保護者に限らない)の不安・懸念に応じて、事業者による対応の方針を決定した。 特に被害園児のプライバシーの保護が大きな懸念点であったため、被害園児が特定された場合の当該園児の成 長に与える不利益を伝え、保護者会を開かず個別に保護者に説明を行ったこと、本事案がマスコミ等で報道され ないように捜査機関、行政機関、相手方弁護士(被害園児の保護者弁護士)へ依頼すること等により尽力し た。関係者との密なコミュニケーションと関係構築が重要となる。

被害範囲の確認・認定は警察が実施

- 加害者のスマートフォンや PC は警察が押収。警察による現場検証と被害認定が行われた(保育所は、防犯カメラ映像を警察に提出)。
- 加害者のスマートフォン等にあった画像により、被害申告があった園児以外にも、被害園児がいたことが明らかになった。証拠がない限り、事業者が他に被害園児がいないかを確認することは非常に難しいと感じた。スマートフォン等の画像により、被害が新たに発見された場合は、事業者を通じて被害園児の保護者に連絡した。その後の被害園児の保護者とのやりとりは、事業者から連絡する場合、警察から連絡する場合のいずれもあった。そのタイミング、論点での保護者の信頼が事業者に依拠するのか、警察に依拠するのかを見ながら、事態の進捗に応じてどちらが保護者に話をするのか、事業者顧問弁護士と常に相談体制をとり対応した。
- 被害園児の特定を警察が行ったことで、その後の全保護者への説明に大きく寄与した。

保護者への個別対応と、二次被害の抑止

- 性暴力被害のうわさが拡散されれば、被害園児とその家庭が現住居に住み続けることができなくなる懸念があるため、この懸念を防止するために、被害園児が特定されることは絶対に避ける必要があった。
- 警察には、被害園児の特定につながらないよう、加害者の名前が出ないよう依頼していたが、加害者の逮捕から 約一年後の裁判の判決後、新聞報道で加害者の名前だけ出てしまい、保育園が特定される動きが出てしまった。 この報道を踏まえ、被害園児以外の保護者からも保護者会の開催を求める声が出たが、開催した場合は被害 園児の保護者に心理的負担がかかってしまうほか、保護者会が紛糾し、マスコミへの通報など意図しない行動を 招きかねないと判断した。そのため、当該加害者の保育士が担任として受け持ったクラスの園児(過去の担当クラ スも含む)の家庭 1 軒 1 軒に対して、本社責任者が被害や対応の状況(被害にあった園児や保護者の二次 被害を防ぐために情報を拡散しなかったこと、事件発覚当時、被害にあった園児の保護者には速やかに連絡をい れており隠蔽をしているのではないこと等)を説明するとともに、被害園児を詮索しないこと(WEB 検索、SNS 投 稿を含む)、うわさを拡散しないこと等への協力を依頼した。

また、被害園児の特定を警察が行ったことで、「自分のこどもも被害にあっているのでは」という保護者の心配に対して、少なくとも警察の捜査の中からはそのような証拠はなかったと断言できたことが、保護者による懸念が収束に向かった大きな要因であった。さらに、性暴力事案に対する各家庭の課題認識は様々であり、それぞれに応じた説明と対応を行うことで、結果的にこのような方法をとって良かったと感じている。

- 仮に、警察による被害範囲の確認を行う前に、被害申告があった園児以外の保護者への説明又は保護者会を 実施した場合、「自分のこどもも被害にあっているのではないか」という不安が保護者に生じ、その問い合わせへの 対応に苦慮することが想定される。
- 保育現場に負担をかけないため、また、複数の対応者による異なる情報の伝達を避けるため、保護者には、本事案の対応担当者の直通携帯電話を伝え、連絡ルートを一本化し、本件についての問い合わせは園長ほか現場の保育士には行わないよう依頼した。数十家庭の保護者に対応したが、複数の人で分担すると、異なる情報を伝えてしまうリスクがあり、本社責任者が1人で対応した。

答えられることはすべて答えるので、気になることがあれば連絡してほしいと伝えた。

保護者への対応における留意点

- 一部の保護者から何時間も罵倒されるようなことがあったが、保護者の怒りや悲しみの感情に寄り添いつつも、伝えていいこと・伝えてはいけないことを予め整理し、感情移入せず、冷静に対応することが求められる。これは非常に難しいことであり、顧問弁護士と緊密に相談しコンセンサスをとったうえで進めていた。
- 被害を受けた保護者の考えは、揺れ動くことがある。当初、被害があったことは誰にも言わないでほしいと言っていたが、途中から会社が隠ぺいしている、マスコミに言うべきと言い始めることがあった。こどもを守ることが最優先であることを伝えるなど、怒りや悲しみにより揺れ動く保護者と、共通認識に立ち返りながら、話し合いを行うことが重要であった。
- 裁判が進み、事実が明らかになる中で、保護者の精神状態が悪化し、1つ1つのコミュニケーションを円滑に行う ことが難しくなる場面も生じた。

被害園児・保護者への対応・ケアは、専門家に依頼

- 被害園児やその保護者に対してどのような心のケアを行うべきか、事業者には知見がなかった。また、そのような情報がどこに掲載されているかも分からなかった。
- 知己があった臨床心理士が、過去に性被害の対応経験が有していることが分かり、被害園児と保護者の対応やケアへの支援を依頼することができた。

具体的には、まず、被害園児の保護者に対し、心配なことに関する相談に乗ってもらった。被害が起きた後の1年間は、定期的に臨床心理士に保育所へ来訪してもらい、現象面として被害園児がどういう行動があったら、どう対応するか等について、被害園児に日常的に接している保育士達に指導してもらい、日ごろの様子や長期的に見て状態の変化がないか確認してもらったほか、保護者からの心配なことがあれば、都度相談にのってもらった。

リスクマネジメント対応経験のある少数メンバーにより事案に対応

- 園児への性暴力事案については、保護者への対応を含め、精神的な負担が非常に大きく、適切な対応を取ることができる人材が担うことが望ましい。被害家庭やそれ以外の保護者に対して約束できること/できないこと、対応できること/できないことの線引き等について、答えがない中で判断していく必要があった。
- 本事案への対応においては、リスクマネジメント対応経験のある本社の責任者が、顧問弁護士と相談しながら、被害が生じた保育所の園長と連携して、事案対応を行った。性暴力事案の対応は非常に過酷であり、園長をはじめ、現場で日々保育に携わる者が中心となって対応するのは困難だと思われ、窓口を分けるべきと考える。

(参考) 既存のガイドライン等における通報等の記載

既存のガイドライン等において、自治体や警察への通報等が以下の通り記載されている。

学校の場合

- 学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童生徒等の負担に十分に配慮しつつ、学校、学校の設置者等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童生徒等やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。
- 所轄警察署に対する通報は、学校による児童生徒性暴力等の有無の確認の結果を待たずして行うことができることに留意する必要がある。

(出典:文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋)

保育所等の場合

● 虐待等と疑われる事案(不適切な保育)であると保育所等として確認した場合には、保育所等は状況を正確に把握するとともに市町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要がある。

(出典: こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」)

小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、 児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合

● 被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、通告受理機関(都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県(担当部署)、都道府県児童福祉審議会、市町村)へ通告しなければならない。

(出典:こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」)

障害福祉サービス事業所等の場合

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村 に通報する義務がある。(障害者虐待防止法第 16 条)
- 「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撃した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味している。
- 通報義務は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して、速やかな市町村への通報を義務付けているため、利用者の家族等施設の中で障害者虐待を発見した者や、同じ障害者福祉施設等の職員が、市町村に直接通報することも想定されている。
- 市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める。また、内部的には法人の理事長に報告し、必要に応じて臨時理事会の開催について検討する。
- 管理者は、虐待を受けた障害者のためにも、障害者福祉施設等の支援の改善のためにも、行政が実施する 訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を洗い出し、事実を明らかにすることが求められる。

(出典:厚生労働省・こども家庭庁「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」)

公務員の場合~告発の義務~

- 犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めにより、告発をすることが求められる。
- 特に、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪等については非親告罪となっており、保護者による告訴がない場合であっても、告発義務を免れるものではないことに留意が必要である。
- 判断に迷うような事案については、警察と連携したり、弁護士に相談したりして、本来告発すべき事案が告発されないことが生じないようにする必要がある。

(出典:文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋)

7. 再発防止策の検討・実行

児童への性暴力被害や不適切な行為又はそれらの疑いが生じた場合、その要因を分析して、適切な再発防止策を検討し、実行していくことは、事業者が引き続き、教育・保育に関する事業を適切に経営し続ける上で、重要と考えられる。

その際、実際に生じた個別の事案のみを考慮して改善を図るのではなく、その背景にある要因や、施設・事業所の組織・運営等における根本的な課題等を踏まえた上で、事業者全体としての改善を図ることが重要と考えられる。

再発防止策の検討は、性暴力や不適切な行為があったと評価できた場合だけでなく、性暴力や不適切な行為があったと評価することが難しかった場合(事実の有無が評価できない場合)にも行うことが考えられる。

また、被害児童の保護者へ、再発防止策を適切なタイミングで説明し、理解を得ることが重要と考えられる(他の保護者に事案が知らされている場合には、当該保護者にも説明する)。

ア. 再発防止策を検討する上での観点

事業者は、個別事案の原因を踏まえて再発防止策を検討するだけでなく、児童への性暴力及び不適切な行為の 防止や早期発見に向けて、どのように組織文化や体制を改善していくことができるかという観点で再発防止策を検討す ることで、真に性暴力が生じにくい、かつ生じたとしても早期に発見し、適切に対応できる組織づくり、専門家との連携 体制の構築につなげていくことができると考えられる。

例えば、本横断指針に記載されている取組を参考にしつつ、事業者において更に改善・実施できることはあるかという観点で、再点検することが有効と考えられる。

①性暴力や不適切な行為があったと評価できた場合の検討事項例

- 性暴力や不適切な行為が生じた要因の分析
- ◆ 未然防止に向けて改善できること(例 ▶ レイアウト変更・防犯カメラ設置・不定期の巡回による死角の改善、 思考の誤り・こどもの人権・服務規律等の未然防止に資する研修内容や方法の改善、服務規律等のルールの 見直し)
- 【早期発見ができなかった場合】早期発見に向けて改善できること (例 ▶ 被害児童の異変の有無の振り返り、児童への教育・啓発内容の改善、早期発見に向けた従事者への研修内容の改善)
- ●【被害児童への二次被害が生じた場合】二次被害防止に向けて改善できること(例 ▶ 二次被害防止に向けた従事者への研修内容の改善、情報管理の改善)

②性暴力や不適切な行為があったと評価することが難しかった場合の検討事項例

- 性暴力や不適切な行為の疑いが生じた要因と、そうした疑いを防止するために改善できること (例 ▶ 服務規律等に関する研修内容の改善、服務規律等のルールの見直し)
- 適切な事実の有無の評価が可能になるために改善できること(例▶ 防犯カメラの設置)
- ●【被害を申告した児童への二次被害や、加害が疑われた者への不利益が生じた場合】 二次被害や加害が 疑われた者への不利益の防止に向けて改善できること(例 ▶ 二次被害等の防止に向けた従事者への研修 内容の改善、情報管理の改善)

なお、児童への性暴力について、「誰の落ち度で防げなかったのか」という議論と、「どのようにすれば防げたのか、より早期に発見することができたのか」という議論は混同されやすいが、別々に議論することが重要と考えられる。再発防止策の検討に当たっては、個人の責任追及ではなく、客観的にどのようにすれば再発防止できるかを議論することが重要と考えられる。

イ. 再発防止策の検討体制

再発防止策の検討に当たっては、組織内のメンバーだけでなく、可能な限り、外部有識者(監督機関がある場合は監督機関)の助言等を受けることが重要と考えられる。

また、被害児童の保護者の意見を聞き、再発防止策を検討していくことも重要と考えられる。

8. 関係機関との連携

児童への性暴力防止対策の推進や、被害児童の保護・支援に当たっては、より実効的な対応ができるよう、事業者の管轄機関である自治体や教育委員会、業界団体等のみならず、警察、性暴力被害者支援機関、医療機関などの関係機関、専門機関等との適切な連携が有効と考えられる。

関係者	連携内容の例
警察	● 従事者による児童への犯罪が明らかである、または疑いがある場合には、速やかに、警察に
	通報する。
HF	● 警察に通報するか判断に迷う場合には、そうした状況にあることを含め、今後の対応につい
	て所轄警察署と相談する。
	● 教育・保育等を提供する児童に関し、インターネット上への性的な誹謗中傷や興味本位の
	書き込み・画像等を確認した場合には、むやみに削除依頼せず早期に警察に相談する。
	● 事件として取り扱わない場合でも、事業者での安全確保や再発防止に向けた指導助言、
	相談・支援を受けることが可能である。
性暴力被害者	● 性暴力被害者支援機関(性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、犯
支援機関	罪被害者等早期援助団体等)では、専門の研修を受けた相談員・支援員が、相談を受
	けながら必要な情報や支援を提供している。
	● 被害児童やその保護者の心理的負担を軽減する上で、当該機関の協力を得ることは有
	効と考えられる(性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害児童等
	への直接的な支援を対象としており、事業者等については相談支援の対象とならないことに
	留意する)。
	● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、警察等への同行支援や、性
	暴力被害者支援に知見がある医療機関や弁護士への同行支援・紹介など、様々な支援
	を提供している。
	ワンストップ支援センターで受けられる支援内容の詳細は、各都道府県に設置されている各
	ワンストップ支援センターの HP を参照すること。
	● 教育・保育等を提供する事業者による支援は、児童の在籍期間内で修了するという制約
	があるため、性暴力が生じた場合は、初期段階から性暴力被害者支援機関のサポートを
	得ることが有効な場合がある。
	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 一覧
	https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

関係者 連携内容の例 医療機関 ● 児童から不同意性交等の被害の訴えがあった場合は、72 時間以内に緊急避妊薬を服用 する必要があるため、直ちに医療機関(産婦人科等)に連絡する(深夜の場合は、医 療機関や性暴力被害者支援機関の夜間対応窓口等に連絡する)。 ● 性暴力被害においては、被害児童の不安が高まったり、ASD(急性ストレス障害)や PTSD(心的外傷後ストレス障害)が生じたりすることも予想されるため、症状の低減等を 目指して初期段階で適切な心のケアを行うことが求められることもあり、早期もしくは希望時 や必要時に専門家(精神科、公認心理師等)へ相談することが重要と考えられる。 ● 心身に傷を負った性暴力被害者に適切なケアを提供するための訓練を受けた、看護師・助 産師・保健師 (SANE) が配置されている医療機関もある。 ● 性暴力被害に理解がある医療機関については、警察や性暴力被害者支援機関等から紹 介してもらうことが有効と考えられる。 弁護士 ● 被害児童は人権侵害を受けており、今後も二次被害を受ける可能性もある。被害児童の 権利を守るため、早期に弁護士のサポートを求めることも有効と考えられる。 臨床心理士会 ●「一般社団法人 日本臨床心理士会」では、条件に合う臨床心理士を検索するサービス 公認心理師会 を提供している。 https://jsccp.jp/near/ ● 各都道府県の臨床心理十会、公認心理師会の中には、臨床心理十や公認心理師への 相談が可能な団体がある(助言、心理職の派遣調整を行っている団体もある)。 児童相談所 ● 児童相談所は、家庭からの養育相談等に対応するとともに、専門性を要する事例や養育 上のリスクが高い事例の対応、児童虐待への対応を行う行政機関である。 児童相談所では、保護者や事業者からの任意の性暴力相談を受け付けている。 ● 児童虐待防止法は、保護者がその監護する児童にわいせつな行為をすること又は児童をし てわいせつな行為をさせること(性的虐待)を児童虐待の一つとして定義している。性的 虐待は、速やかに事実確認、事前の安全確保をすることが必要であり、主たる対応は児童 相談所が行う。 ● 性的虐待を含め児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談

❖ 学校の場合:スクールカウンセラー/スクールソーシャルワーカーとの連携

所や市町村に通告する義務がある。

- スクールカウンセラーは、カウンセリング等を通じて、児童の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家(公認心理師や臨床心理士といった有資格者を想定)であり、学校・教育委員会等に配置されている。
- 学校における被害児童への対応・支援において、心理的な知見から事案全体を見立て、被害児童の心理状態に配慮したきめ細やかな対応策等を助言したり、カウンセリングを行ったりする役割を担う。
- スクールソーシャルワーカーは、福祉や医療などにおける支援が必要な児童生徒やその保護者を支援する福祉の専門家(社会福祉士や精神保健福祉士といった有資格者を想定)であり、学校・教育委員会等に配置されている。
- 学校における被害児童への対応・支援において、福祉的な知見から事案全体を見立て、関係機関とのネット ワークの構築や連携・調整、地域の社会資源(制度やサービス等)に関する情報提供または紹介、ケース会 議開催等の支援体制作りといった「つなぐ支援」を行う。

児童間の性暴力

「力の差」を背景に行われる児童間の性暴力



- 教育・保育等の場において、児童に性暴力を振るう加害者は、従事者ばかりではない。被害者 と年齢の近い児童が加害をする場合もある。
- 児童間の性暴力は、年齢差や体格差など、加害者と被害者の間に発達や力の差があることが多い。また、同じ年齢であっても、性差や学級内での地位の差など、子どもなりの力の差が存在する。
- 児童間であっても、被害者が嫌だけれども断れない、逃げられない、応じざるを得ない等の状況や立場に置かれている場合には、それは性的遊びではなく、性暴力となる。
- 性暴力がいじめの手段として使われることがある。二人きりの場面に限らず、性的いじめのように集団で性暴力がふるわれることもある(学校における児童間の性暴力はいじめの対象となるため、「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応が必要になる)。

事業者による児童間の性暴力への対応・支援

- 児童間の性暴力が生じた際に教育・保育等を提供する事業者は、「加害・被害児童が同じ施設・事業所に在籍 し、その管理下で起こった性暴力加害・被害に対応する」という、困難な場面に直面することになる。
- その際の関係者への対応・支援においては、「従事者から児童に対する性暴力」を対象とする本横断指針が示す 内容に加えて、加害児童及びその保護者への対応を進めることが求められる。
- 学校で起こった児童間の性暴力への対応・支援に関する手引きとして、次のような資料が公表されている。
 - ▶ NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」
 - ▶ 三重県「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」

(出典:藤森和美・野坂祐子編「子どもへの性暴力 その理解と支援」、NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」を参考に、一部追記)

【参考文献】

- 外務省国際協力局民間援助連携室「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」,2020年
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」、2024 年
- 厚生労働省・こども家庭庁「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」、2024年
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課「被措置児童等 虐待対応ガイドライン」、2023 年
- こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」、2023年
- こども家庭庁成育局「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」,2024年
- こども家庭庁「すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは?」
- 内閣府男女共同参画局「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業 報告書」,2018 年
- 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること~性被害を受けたこどもの理解と支援~」(リーフレット)
- 文部科学大臣決定「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」,2023 年
- 文部科学省「生命(いのち)の安全教育」Web サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
- 岡山県教育委員会「不祥事防止のためのチェックリスト」,2024年
- 京都府教育委員会「教職員による性暴力等の根絶に向けて 信頼される教職員であるために-」,2023 年
- 埼玉県教育委員会「不祥事根絶アクションプログラム」,2023年
- 東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」,2023年
- 東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」,2024年
- 富山県犯罪被害者等支援協議会「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」,2022 年
- 福島県教育委員会「信頼される学校づくりを職場の力で【令和6年4月 改訂版】」,2024年
- 三重県「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」,2023年
- 板橋区教育委員会「子どもへの性暴力等防止ガイドライン ~わいせつ行為の根絶に向けて~1,2022 年
- 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会「札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】1.2017 年
- 千葉市教育委員会 子どもへの性暴力防止対策検討会「子どもへの性暴力防止対策について 提言 1.2021 年
- NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力がおこったら〜被害・加害児が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き〜」,2020 年
- 奈良県性暴力被害者サポートセンターNARA ハート「学校でおこった性暴力被害の初期対応手引き」,2021年
- 子どもの性の健康研究会「子どもをささえるためにできること〜性暴力被害にあった子どもの回復のために〜」(リーフレット)
- 全国保育士会「『子どもへの性暴力防止』の視点から考える保育の専門性」,2024年
- 公益社団法人全国保育サービス協会「ベビーシッターサービス提供中のウェブカメラ等の設置及び運用に係るガイドライン」、2020 年
- 公共財団法人全国学習塾協会「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン 第2版1,2024年
- 株式会社リベルタス・コンサルティング(内閣府委託調査)「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果 報告書」、2022 年

- 福井裕輝「子どもへの性暴力は防げる!―加害者治療から見えた真実」,2022年,時事通信社
- 藤森和美・野坂祐子編「子どもへの性暴力 第2版 その理解と支援」,2023年,誠信書房
- 櫻井鼓「だれにも言っちゃだめだよ」に従ってしまう子どもたち」,2024,WAVE 出版
- 小木曽宏編「児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック」,2022 年,生活書院

内閣府の定める基準について【放課後等デイサービス】

基本方針(基準府令第65条)

放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業は、障害児が生活能力向上のために必要な訓練を行い、及び 社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ て適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

1. 人員に関する基準(基準府令第66・67条、解釈通知第五の1)

(1) 保育士、児童指導員(以下、最低人員)

① 障害児の数が10人までの場合 → 2人以上

障害児の数が10人を超える場合 → 2人に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて 得た数以上

(例) 障害児の数が1~10人 → 最低人員は2人以上 障害児の数が11~15人 → 最低人員は3人以上

② 最低人員のうち、1人以上は常勤であること。

※常勤について

勤務時間が、<u>事業所において定める常勤の従業者が勤務する時間数</u>に達していることをいう。 但し、事業所において定める常勤の従業者が勤務する時間数が1週間で32時間を下回る場合は、 32時間に達していること。

③ 最低人員は、事業所の営業時間帯を通じて配置されること。

※サービス提供時間帯ではなく、営業時間帯を通じての配置が必要になります。 (平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A Vol. 1 (平成27年3月31日事務連絡)問71参照)

④ 機能訓練担当職員又は看護職員(以下、機能訓練担当職員等)を配置する場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、この場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。また、本項目は、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には適用されない。

(2) 児童発達支援管理責任者(以下、児発管)

① 1人以上は専任かつ常勤であること。

※単位追加の場合は単位ごとに1人以上は専任かつ常勤である必要があります。

<指定放課後等デイサービス事業所の単位について>

指定放課後等デイサービスであってその提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

② 直接支援員ではないこと。

■ 按又接員ではないこと。 個別支援計画を作成したり、子どもの支援が適切か客観的に判断するポジションになります。最低人員に含めることはできません。

③ 管理者との兼務は可能。

但し、業務量が膨大になるため、現行の市のガイドライン上は「専任業務とすることが望ましい」としていま 業務量や個人の力量を鑑みて、ご判断ください。

(3) 管理者

① 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置くこと。

令和6年度報酬改定で兼務に関する要件の緩和が行われました。

(4) 機能訓練担当職員

① 事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は配置が必要となります。

(5) 看護職員

① 日常生活を送るうえで恒常的に医療的ケアを必要とする障害児に医療的なケアを行う場合、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)の配置が必要となります。医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合などは置かないことができます。 ※看護職員が専従で営業時間を通じて配置されている場合、人員配置基準の児童指導員等に含むことができますが、半数以上が児童指導員又は保育士である必要があります。 ※ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携体制加算を算定する上で配置した看護職員については、人員配置基準の児童指導員等として計上することはできません。

【主として重症心身障害児を通わせる事業所について】

人員基準

① 嘱託医 1人以上

- ② 看護職員 1人以上
- ③ 児童指導員又は保育士 1人以上
- ④ 児発管 1人以上
- ⑤ 機能訓練担当職員 1人以上(機能訓練を行う時間帯のみ配置が必要)

2. 設備に関する基準

利	
用	
定	
員	

- ① 指定放課後等デイサービス事業所 : 10人以上
 - 10人定員で指定を受けた場合、虐待の疑いがある等、やむを得ない場合を除き、10人を超えた受入はできませ

② 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所 : 5人以上

設備及び備品

- ① 発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えること
- ② 発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品を備えること
- ※ これらの設備は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければなりません。 ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではありません。

【従たる事業所を設置する場合の特例】

事業所は、指定放課後等デイサービスにおける主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置することができます。その場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものでなければなりません。

障害児通所支援の関係法令

- ·児童福祉法
- •児童福祉法施行令
- •児童福祉法施行規則
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(内閣府令)
- ・横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

内閣府の定める基準について【児童発達支援】

基本方針(基準府令第4条)

児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、 並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている 環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

1. 人員に関する基準(基準府令第5~8条、解釈通知第三の1)

(1) 保育士、児童指導員(以下、最低人員)

① 障害児の数が10人までの場合 → 2人以上

障害児の数が10人を超える場合 → 2人に、障害児の数が10を越えて5又はその端数を増すごとに1を加えて 得た数以上

(例) 障害児の数が1~10人 → 最低人員は2人以上 障害児の数が11~15人 → 最低人員は3人以上

② 最低人員のうち、1人以上は常勤であること。

※常勤について

勤務時間が、<u>事業所において定める常勤の従業者が勤務する時間数</u>に達していることをいう。 但し、事業所において定める常勤の従業者が勤務する時間数が1週間で32時間を下回る場合は、 32時間に達していること。

③ 最低人員は、事業所の営業時間帯を通じて配置されること。

※サービス提供時間帯ではなく、営業時間帯を通じての配置が必要になります。 (平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A Vol. 1 (平成27年3月31日事務連絡)問71参照)

④ 機能訓練担当職員又は看護職員(以下、機能訓練担当職員等)を配置する場合であって、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。ただし、この場合であっても、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。また、本項目は、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には適用されない。

(2) 児童発達支援管理責任者(以下、児発管)

① 1人以上は専任かつ常勤であること。

※単位追加の場合は単位ごとに1人以上は専任かつ常勤である必要があります。

<指定児童発達支援事業所の単位について>

指定児童発達支援事業であってその提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

② 直接支援員ではないこと。

個別支援計画を作成したり、子どもの支援が適切か客観的に判断するポジションになります。最低人員に含めることはできません。

③ 管理者との兼務は可能。

但し、業務量が膨大になるため、現行の市のガイドライン上は「専任業務とすることが望ましい」としていま業務量や個人の力量を鑑みて、ご判断ください。

(3) 管理者

① 事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置くこと。

令和6年度報酬改定で兼務に関する要件の緩和が行われました。

(4) 機能訓練担当職員

① 事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は配置が必要となります。

(5) 看護職員

① 日常生活を送るうえで恒常的に医療的ケアを必要とする障害児に医療的なケアを行う場合、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師)の配置が必要となります。医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合などは置かないことができます。 ※看護職員が専従で営業時間を通じて配置されている場合、人員配置基準の児童指導員等に含むことができますが、半数以上が児童指導員又は保育士である必要があります。 ※ただし、医療的ケア区分に応じた基本報酬や医療連携体制加算を算定する上で配置した看護職員については、人員配置基準の児童指導員等として計上することはできません。

【主として重症心身障害児を通わせる事業所について】

人員基準

① 嘱託医 1人以上

- ② 看護職員 1人以上
- ③ 児童指導員又は保育士 1人以上
- ④ 児発管 1人以上
- ⑤ 機能訓練担当職員 1人以上(機能訓練を行う時間帯のみ配置が必要)

2. 設備に関する基準

利
用
定
員

① 指定児童発達支援事業所 : 10人以上

10人定員で指定を受けた場合、虐待の疑いがある等、やむを得ない場合を除き、10人を超えた受入はできませ

 λ_{\circ}

② 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所 : 5人以上

設備及び備品

① 発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えること

② 発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を備えること

※ これらの設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければなりません。 ただし、障害児の支援に支障がない場合はこの限りではありません。

【従たる事業所を設置する場合の特例】

事業所は、指定児童発達支援における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置することができます。その場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事するものでなければなりません。

障害児通所支援の関係法令

- ·児童福祉法
- •児童福祉法施行令
- •児童福祉法施行規則
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(内閣府令)
- ・横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例

横浜市版放課後等デイサービスガイドライン(抜粋)

(1)物件・設備関係	 ① 地下・高層階(5階以上)・窓がない物件に事業所を開設しないこと。 ② 二方向避難が可能な物件にすること。 ③ トイレは外部者の出入りできる共用のものではなく、専用のものにすること。また、できるだけ男女別にすること。 ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる風俗営業から半径200メートル以内に設置しないこと。 ⑤ 発達支援室1室において、最低でも1人当たり3㎡以上の床面積を確保すること。子どもの年齢や障害特性を考慮し、さまざまな状況を想定した部屋割りを検討すること。 ⑥ 子どもが体調の悪いときに休息できる静養室(スペース)、保護者と面談できる相談室(スペース)を確保すること。
	⑦ 鍵付の書庫を設置すること。
(2)暴力団排除条例 関係	① 横浜市暴力団排除条例2条2号に基づき、暴力団と関係せず、神奈川県警に確認することについての同意書と、その旨の記載のある役員名簿を提出すること。
(3)定款関係	① 定款には「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」と記載すること。 ※障害児通所支援事業には「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「保育所等訪問」 「居宅訪問型児童発達支援」を含みます。
	② 定款変更及び登記を指定申請までに終わらせること。
	 ① 消防法の基準を満たすよう、確認すること。 管轄の消防署へ、防火対象物使用開始届出書を提出してください。 検査結果通知書等が発行されますので、指定申請時にはそちらの写しを添付してください。 ※消防の検査には、内装の完成が必要です。 ② 建築基準法の基準を満たすよう、確認すること。 確認済証もしくは、検査済証が出ている場合は、写しを提出してください。
(4)他部署との調整	 ③ 昭和56年以降の新耐震基準を満たした物件であること。 ④ 事業所の場所により、建築協定が定められている場合があるので、確認すること。 →ホームページで建築協定区域かを確認の上、区域内に入る場合は、都市整備局 地域まちづくり課(671-2667)までご連絡ください。 ⑤ 市街化調整区域に該当する場合は、事前に建築局へ相談をすること。
(5)近隣関係	① 近隣の方々に、事業の説明を行い、指定面接までに報告書を提出すること。
(6)社会保険等の 加入状況確認	① 社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票を提出すること。 加入状況については、厚生労働省に報告をします。
(7)避難確保計画の 作成	① 各種警戒区域内かどうかを確認し、避難確保計画を作成すること。 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の事業所は、避難確保計画の作成が義務となり、 今後提出が求められます。
(8) その他	① 他の事業所と類似した事業所名をつけないこと。 ② 送迎を行う場合は、駐車場を確保し、駐車場賃貸契約書の写しを申請書に添付すること。 ③ 申請書類は、フラットファイル(黄色)にとじ、様式ごとにインデックスをつけること。

運営上の留意事項

① 児童発達支援管理責任者の資格要件の変更に伴い、退職等により不在となった場合、今 まで以上に人員を確保することが難しくなります。新規開設を優先するのではなく、各 事業所の運営に方針にあった人材を確保したうえで事業所開設をするようにしてください。また事業所開設から1年が経過していない場合、退職を事由とした「やむをえない 措置」については適用できません。また、「やむをえない措置」について国等の指導により運用が変更となり、退職を事由として場合は、一切認められなくなる場合がありま (1) 児童発達支援管 理責任者の不在時の 対応 ② 児童発達支援管理責任者の不在の場合、その期間に応じて、児童発達支援管理責任者不 在減算が適用されます。また、児童指導員加配加算等の、最低人員に加えて人員を配置した際に算定できる加算は、算定できません。 定員を遵守するようにしてください。恒常的に定員を超過する場合、利用人数に沿った 定員で、指定申請を提出してください。 (2) 定員の超過につ ② 横浜市内ですでに事業所を開設している場合、既存事業所の定員が恒常的に超過してい いて る場合、既存事業所の定員超過の改善がなされるまで、新規の事業所指定について、認 めない場合があります。

R 7.10 月版

障害児通所支援事業所・障害児相談支援事業所 指定以降の準備・事務について

最初の準備

1 メールアドレス登録について 資料 1

指定を受けた月の<u>中旬頃</u>に、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会から、障害福祉情報サービスかながわ(※神奈川県内で運営する情報サイト)の事業所ログイン用 ID 及びパスワードが郵送されます。 到着したら、メールアドレスの登録をしてください。

メールアドレスは、<u>事業所ごと</u>に登録してください。事業に関する横浜市からの通常の事務連絡は、原則として、このメールでお送りします。個別的なご連絡を除いて、郵便物をお送りすることはありません。 この登録をしていないことに起因する問題が生じても、配慮等はいたしかねます。

2 毎月の報酬請求

指定を受けた月の20日前後に、神奈川県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」とします。)から、請求用ID及びパスワードが郵送されます。

各事業所の毎月の報酬請求については、これを使用して国保連システムにログインし、行ってください。 請求方法等については、国保連システムにマニュアルが掲載されているため、そちらをご確認ください。

3 障害福祉サービス等情報公表制度について

平成30年9月から、法人及び事業所情報が、障害福祉サービス等情報公表システムで全国に公開されています(=障害福祉サービス等情報公表制度)。このシステムは、利用者等が詳細な事業所情報をインターネット上で入手できるように作られたものです。できる限り詳細に記入し、変更があった場合はその都度、情報の修正をお願いします。

事業所情報の入力には、法人 ID が必要です。以下の場合に応じて、準備してください。

① 横浜市内で<u>初めて、</u>障害児通所支援又は障害福祉サービスの事業所を開設した場合 法人 ID の発行の手続きが必要です。下記 URL から法人 ID の申請を行ってください。

https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home

(上記 URL を検索→「手続き一覧(事業者向け)」→キーワード検索「情報公表」

→「(横浜市内の障害児通所支援事業所) 障害福祉サービス等情報公表制度 横浜市(児童) 事業者 I D申請フォーム」を選択)

毎月15日までに申請されたものについて、当月末までに、申請したメールアドレス宛に、 WAM NET (※(独)福祉医療機構が運営する情報サイト)から法人 ID が送信されます。 その後、事業所情報を登録してください。

- ② 横浜市内で<u>すでに、</u>障害児通所支援又は障害福祉サービスの事業所を開設している場合 すでにお持ちの ID をご利用ください。根拠法令又はサービス種別問わず、法人 ID は共通です。 なお、法人 ID が共通になるのは横浜市内に限られます。事業所の所在する市町村が異なる場合 市町村ごとに法人 ID を取得してください。
- ※ 障害福祉サービス等情報公表システム (WAM NET) 上、情報公表がされていない事業所は「情報公表未報告減算」の対象となります。指定更新申請、運営指導の際に、当該報告がなされているか確認します。

事業所運営開始後の事務

4 契約時の受給者証への処理について 資料2

資料2「受給者証裏面の記入方法について」をご参照ください。

5 サービス提供実績記録票の作成・提出について(障害児通所支援事業所のみ) 資料3

(1) 作成

ア 様式は、障害福祉情報サービスかながわ内、書式ライブラリからダウンロードできます。

イ サービスを提供したら、サービス提供実績記録票を作成します。可能であれば利用当日に、保護者から確認印又は署名を受けてください。

(2) 提出

横浜市へのサービス提供実績記録票の提出は不要です。こちらから依頼をした際には速やかに提出 できるよう事業所で適正に管理してください。

なお、<u>横浜市外で</u>交付している受給者証の利用者分に関する提出方法については、その受給者証を交付している市町村へご確認ください。

6 請求の「過誤申立て」処理について 資料5

国保連へ請求後に請求内容の誤りに気づいたり、返還が必要となったりした場合、過誤申立て(=すでに行った請求の取下げ・返還処理)及び必要に応じた再請求の処理が必要になります。

資料 5 「障害児通所・入所支援事業/障害児相談支援事業における過誤申立書の提出方法変更について」 及び下記・障害福祉情報サービスかながわ内をご参照ください。

https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=2&id=167

7 変更届について 資料6

事業所の体制等に変更が出た場合、横浜市に変更届を提出する必要があります。 資料 6 「変更が生じる場合の申請書類と届出について」をご参照ください。

8 横浜市が実施する集団指導、運営指導について

(1) 障害児通所支援事業所集団指導

全事業所が出席する必要があります。研修ではありません。

ア 対象:横浜市内のすべての障害児通所支援事業所

- イ 時期:年1回程度(※昨年度は、2月上旬に実施。制度変更等に応じてこの限りではありません。)
 - ※ 日程や出席連絡方法は、実施する約1か月前に、障害福祉情報サービスかながわ経由でお知らせします。
- (2) 障害児相談支援事業所集団指導(計画相談支援事業所と合同)

全事業所が出席する必要があります。研修ではありません。

ア 対象:横浜市内のすべての障害児相談支援事業所

- イ 時期:年1回程度(※昨年度は、6月下旬に実施。制度変更等に応じてこの限りではありません。)
 - ※ 日程や出席連絡方法は、実施する約1か月前に、障害福祉情報サービスかながわ経由でお知らせします。

※健康福祉局が主催で行います。

(3) 運営指導

上記(1)とは別に、横浜市こども青少年局障害児福祉保健課の職員が、各事業所を順次訪問させていただき、各種運営状況や事務処理について確認等をさせていただくものです。

ア 対象:横浜市が運営指導の実施を通知した事業所

イ 時期:横浜市が指定した日程(原則として、一日単位)

※ 原則として、実施する約1か月前に、文書にて通知します。

9 横浜市への問合せについて 資料7

(1) 請求エラーに関するお問い合わせ

請求エラーに関するお問い合わせは、「お問い合わせフォーム」からのご連絡をお願いしています。 (フォームの URL 等については資料 7 「給付費請求にかかる「お問合せフォーム」正式運用開始について」参照)。 フォーム以外からのお問い合わせには原則対応致しかねます。 なお、やむを得ない事情にて電話でごお問い合わせを頂いた場合は、返答にかなりのお時間を頂戴しておりますので、併せてご承知おきください。

(2) それ以外の問い合わせ先について

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

(受付時間:平日8:45~12:00/13:00~17:15)

TEL: 045-671-4274 FAX: 045-663-2304

担当が不在の場合があります。ご了承ください。

なお、来庁でのご相談について、<u>予約なし、当日連絡では受け付けておりません。</u>事前に、電話予約をされてからご来庁ください。

社会保険(厚生年金・健康保険)への加入手続きはお済みですか?

加入義務について

○次の事業所は、厚生年金保険・健康保険への加入が**法律で義務づけら**

れています。(強制適用事業所)

すべての法人事業所 (被保険者1人以上) 個人事業所 (常時従業員を5人以上雇用している)

- ※法人事業所であっても、学校法人の事業所は私立学校職員共済制度に加入することになります。
- ※製造業、鉱業、電気ガス業、運送業、貨物積卸し業、物品販売業、金融保険業、保管賃貸業、媒体斡旋業、集金案内広告業、清掃業、土木建築業、教育研究調査業、医療事業、通信報道業、社会福祉事業の16業種については、常時従業員を5人以上雇用している個人事業所も対象となります。(サービス業の一部、農林業、水産業、畜産業、法務などの事業所は対象となりません。)
- ※強制適用事業所以外の事業所でも、一定の条件を満たせば厚生年金保険・健康保険に加入することができます。(任意適用事業所)
- ○厚生年金保険・健康保険は、会社(事業所)単位で適用となります。
- ○適用事業所に使用される人で、以下に該当する人は、すべて厚生年金保険・健康保険の 被保険者となります。
 - ① 正社員、法人の代表者、役員の場合
 - ② (a)週の所定労働時間が20時間以上、(b)勤務期間が1年以上見込まれること、(c)月額賃金が8.8万円以上、(d)学生以外、(e)従業員501人以上の企業に勤務、以上の5つの要件を全て満たす方の場合



被保険者の要件を満た しています。 直ぐに年金事務所に相

談しましょう。

③ パートタイマー・アルバイト等であって、週30時間未満であっても、同じ会社(事業所)の正社員の1週間の所定労働の4分の3以上働いている方の場合

(例:正社員が週40時間働いている場合に

週30時間以上働いている方)



被保険者の要件を満たす場合があります。

○適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先(日本年金機構) https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/





社会保険に加入するメリットは?

①保険料の半分は会社が負担します

・ 厚生年金保険や健康保険の保険料は、会社と被保険者が半分ずつ負担します。 被扶養者の方の保険料負担はありません。

②老齢年金の給付額が増えます

• 厚生年金保険に加入すると、その期間分の国民年金と厚生年金保険の両方の給付がある ため、**給付額が増えます。**

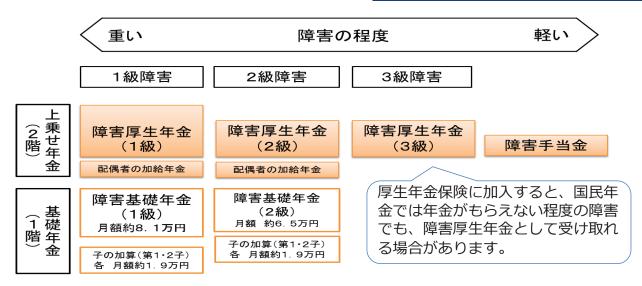
(モデルケース) 月収200,000円の場合

保険料負担(1月当たり)			年金給付の増加額(1年当たり)		
健康保険	厚生年金	合計	1年加入	20年加入	40年加入
9, 910円	18, 184円	28, 094円	13, 200円	263, 000円	526, 200円

[※]年金給付の増加額とは、厚生年金保険に加入した場合に増える額を指します。

③障害年金の給付が充実

・ 厚生年金保険に加入すると、障害を負ったときの障害年金の給付額が増えます。



④遺族年金の給付が充実

- 国民年金に加入すると、加入者が万一お亡くなりになった場合に遺族基礎年金が支給されますが、子どもが18歳になるまでの給付となります。
- ・厚生年金保険に加入すると、なくなられた方の配偶者は、生涯、遺族厚生年金の 給付が受けられるので安心です。

⑤医療保険(健康保険)の給付が充実

健康保険に加入すると、ケガや出産によって仕事を休まなければならない場合に、賃金の3分の2程度の給付があります。

(傷病手当金、出産手当金)

労働保険(労災保険・雇用保険)への 加入手続きはお済みですか?

加入義務について

◆ 次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。(強制適用事業場)

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、

労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

- ※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
- ※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます。(任意加入制度)

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、

労働の対価としての**賃金が支払われる者**のことをいいます。

短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となりますが、 雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族、高校・大学等の昼間学生等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入するメリットは?

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災 保険 労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、 病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者や遺族を保護**する ための給付等を受けられます。

※平成27年度は、約62万人に新規の療養補償給付等を行い、約22万人に労災年金を支給しました。

雇用 保険 労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、 また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と 就職の促進**を図るための給付等を受けられます。

- ※平成27年度は、約121万人に新規の一般求職者給付(いわゆる失業手当)を行いました。
- ◆保険料の負担について

労働保険料のうち、労災保険分は全額事業主負担、

雇用保険分は事業主と労働者双方の負担になります。

労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率(労災保険率+雇用保険率)から決まります。

- ※労災保険率および雇用保険率が事業の種類ごとに定められているため、労働保険料は事業の種類 により異なります。
 - ○適用要件や加入手続等に関するお問い合わせ先(都道府県労働局) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/pref.html



よくあるご質問

事業所を設立し事業を開始しましたが、社会保険(厚生年金保険・健康保険)や労働保険(労災保険・ 雇用保険)に加入しなければなりませんか?

- ◇すべての法人事業所、または従業員を常時5人以上雇用している個人事業所(一部業種を除く)は、 社会保険に加入することが義務づけられています。また、労働保険は、常勤、パート、アルバイト、 派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業場は、加入することが義務 づけられています。
- 5人未満の個人事業者ですが、従業員が社会保険の加入を希望しています。加入できますか?
- ◇従業員の半数以上が社会保険の加入に同意し、事業主が申請して厚生労働大臣の認可を受けることにより社会保険への加入が可能となります。

パートタイマー・アルバイト等も社会保険に加入の対象となるのでしょうか?

◇パートタイマー・アルバイト等でも、正社員の所定の労働日数、労働時間の4分の3以上働いている方は加入の対象となります。

年金受給権がある従業員は、厚生年金保険に加入しなくても良いですか?

◇適用事業所にお勤めで、加入要件を満たす働き方をしている方は、厚生年金保険については70歳、健康保険については75歳に達するまで加入する必要があります。

事業所が社会保険や労働保険に加入する手続はどうすればよいのですか?

◇社会保険は事業主からの届出が必要です。届出用紙は日本年金機構のホームページからダウンロードいただくか、管轄の年金事務所にお問い合わせください。労働保険は、事業主から管轄の労働基準監督署又は公共職業安定所に届出を提出していただくことが必要です。届出用紙は管轄の労働基準監督署へお問い合わせください。

社会保険や労働保険の加入手続きを怠っているとどのような問題がありますか?

(社会保険)

◇年金事務所から繰り返し加入指導を受けているにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、必要に応じて立入検査を実施し、職権により遡って加入手続を行い、保険料額を決定します。

(労働保険)

- ◇労働局等から指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定し、手続を行っていなかった過去の期間についても遡って徴収します。併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。
- ◇事業主が、故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部または一部を事業主から徴収します。
- ◇雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

●保険料の領収証書

●社会保険料納入確認書

1

社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票

加入している。 →下記のいずれかの書類の写しを提出してください。(提示も可)

加入状況

●社会保険料納入証明書

貴事業所の現状等について、下記の項目に回答してください。

I. 現在、厚生年金保険・健康保険に加入していますか。

(該当する番号に〇を付してください。また、必要事項をご記入ください。)

	●健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書							
	●健康保険・厚生年金保険適用通知書							
	※上記書類を所持していない場合には事業所整理記号を下記に記載するのみで可。							
	(本社等にて加入手続が行われている場合も事業所整理記号を下記に記載するのみで可。)							
2	現在、加入手続中である。							
	今後、加入手続を行う。							
3	(申請から3ヶ月以内に適用要件(法人事業所または従業員5人以上の個人事業所)に該当する予定の場合を含む。)							
	()年()月頃に手続予定。(申請から3ヶ月以内の年月をご記入ください。)							
4	適用要件に該当しない。(個人事業所(法人ではない事業所)であって従業員が4名以下の場合。申請から3							
	ヶ月以内に適用要件に該当する予定がない。)							
5	適用要件に該当するか不明である。							
	(個人事業所(法人ではない事業所)であって、正社員と、正社員以外で1週間の所定労働時間及び1ヶ月の所定労働							
	日数が同じ事業所で同様の業務に従事している正社員の4分の3以上である者との合計が5人以上か不明な場合。)							
Ⅱ.	現在、労働者災害補償保険・雇用保険に加入していますか。							
	(該当する番号に〇を付してください。また、必要事項をご記入ください。)							
	加入状況							
	加入している。 →下記のいずれかの書類の写しを提出してください。(提示も可)							
	●労働保険概算・確定保険料申告書							
1	●納付書・領収証等 ●保険関係成立届							
	※上記書類を所持していない場合には労働保険番号を下記に記載するのみで可。							
	(本社等にて加入手続が行われている場合も労働保険番号を下記に記載するのみで可。)							
2								
	今後、加入手続を行う。 (申請から3ヶ月以内に従業員(パート・アルバイトを含む)を雇う予定がある場合を含む。)							
3	「							
4	適用要件に該当しない。 (事業主・役員・同居の親族のみで経営、従業員(パート・アルバイトを含む)がい							
	ない、申請から3ヶ月以内に従業員を雇う予定がない。)							
回名	· 答年月日 年 月 日							
事美	業所名称							
事美	事業所所在地							
会社	会社等法人番号							
電記	電話番号							

※ 事業主の皆様には、全ての法令を遵守していただきたいと考えています。社会保険・労働保険の適用

が確認できない場合は、厚生労働省からの依頼に基づき、厚生労働省に情報提供いたします。

※ 社会保険・労働保険の適用促進以外の目的では使用いたしません。

~要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために~

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」 の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために 『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

土砂災害警戒区域内の要配盧者利用施設※の管理者等は、 **保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。

とは・・

※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※ 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合 に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある と認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※ 上図は、急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)に関する土砂災 害警戒区域等の指定イメージです。

(社会福祉施設)

- 老人福祉施設
- ・ 有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に 供する施設
- ·身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- ・ 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- 保護施設
- 児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設 ・一時預かり事業の用に供する施設
- 児童相談所
- · 母子 · 父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター

(学校)

- 幼稚園 小学校
- 中学校
- 義務教育学校
- 高等学校
- 中等教育学校
- 特別支援学校
- ・高等専門学校
- 専修学校(高等課程 を置くもの)

(医療施設)

- 病院
- 診療所
- 等 • 助産所

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。



避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、土砂災害が発生するおそれがある場合 における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な 次の事項を定めた計画です。
- ➤ 避難誘導
- ➤ 施設の整備
- > 防災教育及び訓練の実施
- ➤ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

※国土交通省砂防部ホームページ(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/saboO1_fr_000012.html)に「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等 の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々 も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペ ースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。 [612]



市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を 市町村長へ報告する必要があります。
 - ▶ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示を する場合があります。
 - ➤ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。



避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップ等の活用のほか、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、施設が立地している土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です!



問い合わせ先

市町村地域防災計画(避難場所・避難経路など)・ハザードマップに関すること 施設の所在する市町村へお問い合わせください。

土砂災害警戒区域等の指定に関すること

施設の所在する都道府県へお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正に関すること

国土交通省水管理•国土保全局砂防部砂防計画課

TEL: 03-5253-8111(代表) URL: http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/index.html

障障発 0423 第 1 号 平成 30 年 4 月 23 日 最終改正 障障発 0329 第 5 号 令和 6 年 3 月 29 日

都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長 (公 印 省 略)

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。)及び関係法令が平成30年4月1日に施行されるに当たり、一部改正法による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条の3の規定による情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表並びに一部改正法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の18の規定による情報公表対象支援の利用に資する情報の報告及び公表の具体的な制度内容について、別紙のとおり通知することとしたので、御了知の上、適正な事務処理を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

I 障害福祉サービス等情報公表制度の趣旨

障害者自立支援法の施行から長期間が経過し、障害福祉サービス等を提供する事業者の数が大幅に増加する中で、サービスを利用する障害児者等が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、事業者が提供する障害福祉サービスの内容等を積極的に公表することにより、質の高いサービスの提供が促されることが重要である。

しかしながら、利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、適切に選択するために、事業者が提供する障害福祉サービス等の必要な情報を入手することは必ずしも容易ではない。利用者が適切なサービスを利用できない場合、日常生活又は社会生活を営むことが妨げられ、社会参加の機会が制限されるおそれがあることから、利用者等に対して、事業者に関する情報を適切に提供する環境整備が求められている。

また、事業者にとっても、自らが提供する障害福祉サービス等の内容や運営状況等に関して、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報を公平に提供する環境整備が求められている。

このような、利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。)を改正し、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度(以下単に「情報公表制度」という。)を創設した。本制度は、事業者が、障害者総合支援法第 76 条 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児福法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報(事業者が提供する障害サービス等の内容及び運営状況に関する情報であって、指定障害福祉サービス等を利用し、又は利用しようとする障害児者等が適切かつ円滑にサービス等利用する機会を確保するために公表されることが適当なもの。以下「障害福祉サービス等情報」と総称する。)を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長(以下「都道府県知事等」という。)へ報告することや都道府県知事等が事業者から報告を受けた当該情報を公表することを義務付けることなどを規定したものである。

Ⅱ 実施主体等

1. 実施主体

情報公表制度の事務の実施主体は、障害者総合支援法第76条の3第1項 及び児福法第33条の18第1項に規定する対象事業者(以下単に「事業者」 という。)に対し、指定障害福祉サービス事業者等に係る指定を行った都道 府県知事等とする。

ただし、市区町村長(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長を除く。)から指定を受けた指定特定相談事業者が提供する、指定計画相談支援 及び指定障害児相談支援に係る情報公表の事務の実施主体は、当該市区町 村を管轄する都道府県知事とする。

2. 実施体制の整備

情報公表制度に係る事務は、障害者総合支援法及び児福法に基づく都道 府県等の自治事務であり、都道府県知事等は、事業者から報告された障害 福祉サービス等情報の受理、調査、公表等の事務(以下「情報公表事務」 という。)を的確に行う体制を整備する必要がある。

当該事務は、都道府県知事等が自ら行うことを基本とするが、適切な事務運営が可能であり、当該事務を実施するに相応しい中立的かつ公共性のある法人に対して委託することは差し支えない。ただし、当該事務の実施に当たり、特定の事業者に偏ることのない中立・公正な事務が実施される必要があることから、委託先の選定については、特に次の点に留意すること。

- 当該法人が障害福祉サービス等を自ら提供していないこと
- 当該法人の役員等、構成員又は職員の多数が、障害福祉サービス等を 現に提供する事業者の役員等、構成員又は職員でないこと
- 当該法人の行う他の事業が情報公表事務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと
- 安定的な事務運営が可能であること。

また、事務の委託に当たっては、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとし、事業者から報告された障害福祉サービス等情報の公表を行うかの最終的な判断は、都道府県知事等が行うものとする。

なお、次に掲げる事務については都道府県知事等が実施すること。

- ・ 障害者総合支援法第76条の3第3項及び児童福祉法第33条の18第3 項に基づく調査
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4 項に基づく報告若しくは報告内容の是正又は調査実施命令
- ・ 障害者総合支援法第76条の3第6項及び児童福祉法第33条の18第6 項に基づく指定取消し又は指定の効力の停止

Ⅲ 障害福祉サービス等情報公表制度の実施方法等

1. 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等は、以下のとおりとする。

(1)指定障害福祉サービス(共生型障害福祉サービスを含む。)指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指

定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

- (2)指定地域相談支援 指定地域移行支援及び指定地域定着支援
- (3) 指定計画相談支援
- (4) 指定通所支援(共生型通所支援を含む。)

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。)、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童 発達支援及び指定保育所等訪問支援

- (5) 指定障害児相談支援
- (6)指定入所支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

2. 障害福祉サービス等情報の具体的内容

(1)報告が必須の情報

障害者総合法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。)の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。)の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。

(2) 都道府県知事等が任意で設定できる情報

障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項に 規定する指定障害福祉サービス等の質及び指定障害福祉サービス等に従 事する従業者に関する情報(障害福祉サービス等情報を除く。)(以下「任 意設定情報」という。)については、これらの規定に基づき都道府県知事等が定めるものであることから、事業者から報告させることにより、利用者が適切かつ円滑に障害福祉サービス等を利用する機会の確保に資すると判断した情報がある場合に、その情報及び具体的内容について、都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとする。

3 報告に関する実施要綱等の策定

都道府県知事等は、事業者から障害福祉サービス等情報が円滑に報告されるよう、管轄する地域の障害福祉サービス等の提供状況を勘案し、基準日、実施期間、報告対象、報告の方法及び報告期限等を示した実施要綱等を毎年度策定する。当該実施要綱等の策定に当たっては、次によるものとする。

(1) 実施要綱等策定の目的

本制度については、都道府県知事等が、事業者から報告される障害福祉 サービス等情報の受理、調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当 たり、当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、実施要綱等を策定する ものである。

(2) 実施要綱等の策定者

実施要綱等の策定者は、都道府県知事等とする。

(3) 実施要綱等の内容

実施要綱等の内容は、次のとおりとする。

ア 基準日

実施要綱等の基準日は、速やかな制度の施行を行う観点から、4月1日とする。

イ 実施期間

実施期間は、実施要綱等を毎年定めることから、4月1日以降の1年間とする。

ウ 報告の対象となる事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び児福法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児福法第33条の18第1項及び児福則第

36条の30の2の規定により、災害その他都道府県知事等に対し情報公 表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由 がある事業者を除き、実施要綱等で定める基準日より前において指定障 害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

エ 報告の方法

事業者が、都道府県知事等へ障害福祉サービス等情報を報告する方法について定めるものとする。

オ 報告の開始

報告の開始日は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告を求める年度(以下「報告年度」という。)の 5月初日
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しよう とする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を 受けた日

とすることが適当である。

カ 報告の期限

報告期限は、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、 各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、情報公表に係 る事務を円滑に行う観点から、

- 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告年度の7月末日
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しよう とする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を 受けた日から1か月以内

とすることが適当である。

キ 公表の時期

障害福祉サービス等情報の公表の実施時期については、実施要綱等に規定する基準日以降の期間内において、各都道府県等の実情に応じて適宜定めるものとするが、

- ・ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、報告後2か月以内
- ・ 基準日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始使用と

する事業者については、報告後1か月以内 とすることが適当である。

ク その他都道府県知事等が必要と認める事項

前記ア〜キ以外の事項についても、都道府県等において、個別に必要と認める事項については、適宜、各都道府県知事等の判断により実施 要綱等に定めることとする。

(4) その他実施要綱等に定めることが適当な事項

以下については、必要に応じて、実施要綱等に定めることとする。

ア 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

- (ア) 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、都道府県知事等に報告を行うこととする。
- (イ) 上記(ア)以外の情報については、年1回の定期的な報告で足りることとするが、各都道府県知事等の判断により、変更時の随時更新を求めることとしても差し支えない。
- イ 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い 事業者は、都道府県知事等から、障害者総合支援法第76条の3第4 項及び児福法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是 正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報につい て、都道府県知事等の指示により、調査又は公表を行うこと。

(5) 実施要綱等の公表

都道府県知事等は、実施要綱等を定めたときは、利用者及び事業者に対して、実施要綱等の内容を周知するため、これを公表する。

4. 事業者による報告

(1)報告する情報の作成時期

事業者が報告する障害福祉サービス等情報は、当該情報の項目ごとに 特に時期を定めるもののほか、事業者ごとの報告の提出期限前の可及的 新しい情報について作成するものとする。

(2)報告の時期

事業者が障害福祉サービス等情報を報告する時期は、各都道府県知事

等が策定した実施要綱等に定める報告期限までに行うものとする。

(3)報告の内容

ア 実施要綱に定める基準日より前に、サービス提供実績のある事業者 については、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8及び児福則第 36条の30の4の規定に基づき、別添1基本情報及び別添2運営情報を 報告する。

イ 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しよう とする事業者については、別添1基本情報を報告する。

5. 調査の実施

(1)調査の目的

障害者総合支援法第76条の3第3項及び児福法第33条の18第3項の規 定による調査は、利用者保護等の観点から、都道府県知事等が事業者か ら報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実を確認するため に行うものである。

(2)調査の実施時期

事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査については、都道府県知事等が公表を行うため必要と認める場合に実施することとするが、調査を実施することが適当な場合としては、次のような場合が考えられる。

- 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- ・ その他(食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき 等)

(3)調査の実施方法

ア 基本的事項

(ア)調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

(イ)調査の内容

調査は、基本情報及び運営情報について確認を行うものとする。

(ウ)調査の方法

調査は、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者 との面接調査の方法によって行うことが望ましいが、面接調査以外 の方法により適正な調査が実施できる場合については、その他の方 法により行う。

イ 具体的事項

(ア) 面接調査の方法

a 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

- b 基本情報の調査方法に係る共通的事項 調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内 外の目視等により確認するものとする。
- c 運営情報の調査方法に係る共通的事項
 - ① 調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。
 - ② 具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。
 - ③ 具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事 実確認を行う場合については、当該記録等の原本を1件確認す ることで足りるものとする。
 - ④ 具体的な方法を確認するに当たっては、紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。
 - ⑤ 研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該 研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認す るものとする。
 - ⑥ 各種研修については、事業者が自ら実施するもの又は外部の 研修へ参加させるものの別を問わないものである。

(イ)調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がない こと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて 事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了 するものとする。

(4)調査事務に関する留意点

本制度における調査は、事業者が自らの責任で報告する障害福祉サービス等情報について、都道府県知事等が必要と認める場合に当該情報の事実確認を行うための仕組みであり、当該調査による事実確認により、事業者が実施する取組の良し悪しや、事業者自体を評価する仕組みでは

ないことに留意すること。

6. 情報の公表

(1)手続き

都道府県知事等は、実施要綱等に基づき、事業者が提供する指定障害 福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。 また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

都道府県知事等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

都道府県知事等は、管轄の事業者の障害福祉サービス等情報を公平 に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が 必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、イン ターネットによる公表を行うものとする。

また、都道府県知事等は、インターネットによる公表情報が適切に 障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、市区町 村、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努め るものとする。

イ その他の公表方法

都道府県知事等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

7. 任意設定情報の公表等

都道府県知事等が定めた任意設定情報について、事業者から提供を受けた場合は、障害者総合支援法第76条の3第8項及び児福法第33条の18第8項の規定に基づき公表を行うよう配慮するものであることから、事業者からの提供を推進する観点からも、積極的に公表することが望ましい。なお、任意設定情報についても調査の対象とすることが望ましい。

8. 苦情等の対応

(1) 苦情等対応窓口の公表

都道府県知事等は、あらかじめ、利用者等からの苦情等に対応する窓口、担当者等を定め、公表するものとする。

(2) 苦情等の対応方法

ア 総合的な窓口

都道府県知事等は、事業者から報告された障害福祉サービス等情報 を公表することから、当該公表情報に関する利用者からの苦情等の対 応の総合的な窓口を設ける必要がある。

イ 基本的な対応

公表されている情報(以下「公表情報」という。)に関する利用者等からの苦情等については、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行うことが適当である。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表するものとする。

事業所から適切な説明が得られなかった場合、都道府県知事等は、 障害者総合支援法第76条の3第4項及び児福法第33条の18第4項の 規定に基づく報告内容の是正命令等の対応について検討することが適 当である。

ウ 苦情等に関する対応経過の記録等

都道府県知事等は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知			
]表第一	基本情報			
事業所等を運営する法人等に関する事項	1. 事業所等を運営する法人等に関する事項			
イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先	法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先			
	・法人等の種類			
	・法人等の名称			
	•法人番号			
	・法人等の主たる事務所の所在地(〒)			
	•電話番号			
	·FAX番号			
	・ホームページ(URL)			
ロ 法人等の代表者の氏名及び職名	法人等の代表者の氏名及び職名			
	·氏名			
	- 職名			
ハ 法人等の設立年月日	法人等の設立年月日			
二 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス	法人等が都道府県内で実施するサービス			
	・サービスの種類			
	・か所数			
	・主な事業所等の名称			
	•所在地			
ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項				
当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項			
イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先	事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先			
	・事業所等の名称			
	・事業所等の所在地			
	・市区町村コード			
	•電話番号			
	·FAX番号			
	•E-mail			
	・ホームページ(URL)			
	従たる事業所の有無			
	所在地			
口 事業所番号	指定事業所番号			
ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名	事業所等の管理者の氏名及び職名			
	•氏名			
	•職名			
ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受け	事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日			
た年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	・事業の開始(予定)年月日			
	•指定の年月日			
	・指定の更新年月日			
ホ 事業所等までの主な利用交通手段	事業所等までの主な利用交通手段			
へ 事業所等の財務状況	事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)			
	•事業活動計算書(損益計算書)			
	・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)			
	・貸借対照表(バランスシート)			
ト その他サービスの種類に応じて必要な事項	社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者			
	サービス別の項目(別紙参照)			

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
イ 職種別の従業者の数	職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等
ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等	•実人数
	• 職種
	•常勤換算人数
	・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数
	・福祉・介護職員の常勤換算人数
	•利用実人員
	・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数
	-
	・前年度の採用者数
	・前年度の退職者数
	・業務に従事した経験年数別の人数
	従業者の健康診断の実施状況
ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施り	
況	実施状況
	•研修実施計画の有無
	・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況
	・意思決定支援に関する研修の実施状況
	・従業者に対する虐待防止研修の実施状況
	•喀痰吸引等研修の修了者数
	・ 強度行動障害支援者養成研修の修了者数
	・行動援護従業者養成研修課程の修了者数
	・高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数
	・障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数
へ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目(別紙参照)
四 サービスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
イ 事業所等の運営に関する方針	事業所等の運営に関する方針
ロ 当該報告に係るサービスの内容等	サービスを提供している日時
	・事業所の営業時間
	・利用可能な時間帯
	・サービス提供所要時間
	事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域
	サービスの内容等
	・主たる対象とする障害の種類
	・利用者の送迎の実施
	•協力医療機関
	- 利用定員
	・サービス等報酬の加算状況
	・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制
	サービスを提供する事業所、設備等の状況
	·建物の構造
	・送迎車両の有無
	・便所の設置数
	・浴室の設備の状況
	・消火設備等の状況
	・防犯システム、機器の状況
	・バリアフリーの対応状況
1 1	・福祉用具の設置状況

	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知	
	ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績	ß	章害福祉サービス等の利用者への提供実績
			・利用者の人数(区分別)
	二 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況	#	利用者等からの苦情に対する窓口等の状況
			・窓口の名称
			•電話番号
			・対応している時間
			・苦情処理結果の開示状況
	ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項	ß	章害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み
			・損害賠償保険の加入状況
	へ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等	ß	章害福祉サービス等の提供内容に関する特色等
			・その内容
	ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等	#	利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
			・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況
			・第三者による評価の実施(受審)状況
	チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	÷	ナービス別の項目 (別紙参照)
五	当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項	5. j	章害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
		ß	章害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用
			・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況
			・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況
			・食事の提供により要する費用の徴収状況
			・創作的活動に係る材料費の徴収状況
			・家賃の徴収状況
			・光熱水費の徴収状況
			・日用品費の徴収状況
			・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況
			・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
六	その他都道府県知事が必要と認める事項		

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
引表第二	運用情報
第一 サービスの内容に関する事項	6. 事業所等運営の状況
ー サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、 利用者等の権利擁護等のために講じている措置	(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項
1371 H A AMERIANSER A AN CONTRIBUTOR OF A DISTRICT	障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等 に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況	・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況
ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の 取得の状況	·サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の 取得の状況
	-
	利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置
イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況	・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況
ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況	・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況
三 相談、苦情等の対応のために講じている措置	相談、苦情等の対応のために講じている措置
相談、苦情等の対応のための取組の状況	・相談、苦情等の対応のための取組の状況
四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置	障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置
イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況	・サービスの提供状況の把握のための取組の状況
ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況	・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況
五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との 連携	障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の 者等との連携
イ 相談支援専門員等との連携の状況	・相談支援専門員等との連携の状況
ロ 主治の医師等との連携の状況	・主治の医師等との連携の状況
三 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項	(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一 適切な事業運営の確保のために講じている措置	適切な事業運営の確保のために講じている措置
イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況	・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
ロ 計画的な事業運営のための取組の状況	・計画的な事業運営のための取組の状況
ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況	・事業運営の透明性の確保のための取組の状況
ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況	・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況
二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じて いる措置	事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じて いる措置
イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況	・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況
ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取 組の状況	・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況
ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況	・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況
三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置	安全管理及び衛生管理のために講じている措置
安全管理及び衛生管理のための取組の状況	・安全管理及び衛生管理のための取組の状況
四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置	情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置
イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況	・個人情報の保護の確保のための取組の状況
ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況	・サービスの提供記録の開示の実施の状況
五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置	障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置
イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況	・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況
ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況	・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況
ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況	・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

	障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知				
別表第一		基本情報				
二項	当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事	2.	2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項			
	ト その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目			
			【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス			
			【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス			
			【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態			
			【生活介護】 運営規程上の開所日数(年間)			
			【短期入所】 報酬区分			
			【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型			
			【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地			
			全共同生活住居数			
			全共同生活住居の定員数(合計)			
			各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数			
			【自立訓練(機能訓練・生活訓練)】 訪問による訓練の実施の有無			
			【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)			
			就労支援事業事業活動計算書			
			就労支援事業別事業活動明細書			
			【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無			
≡	事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項	3.	3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項			
	へ その他サービスの種類に応じて必要な事項		サービス別の項目			
			【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無			
			【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無			
			【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児 入所施設】 夜間の勤務体制			
			施設名(共同生活援助のみ)			
			夜勤の職員数			
l			宿直の職員数			

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
・一ピスの内容に関する事項	4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項
チ その他サービスの種類に応じて必要な事項	サービス別の項目
, (C) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E	【施設入所支援】
	ユニットケアの有無
	【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無
	【生活介護】
	創作活動の実施状況の有無
	生産活動の実施状況の有無
	平均工賃(月額) 【短期入所】
	長期利用者数
	【共同生活援助】
	新規入居者数
	退居者数
	うち一人暮らしへの移行者数
	入居者の主な日中活動の場
	入居者の平均年齢
	最高齢者の年齢
	最年少者の年齢
	個人単位居宅介護利用者の数
	【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数
	【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容
	【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の
	【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場
	【就労移行支援、就労継続支援A·B型】
	一般就労への移行者数(移行率)
	一般就労先での定着者数(定着率)
	就労継続支援A型における運営状況の評価(スコア)
	【就労移行支援】
	一般就労までの平均利用期間
	訓練中の怪我等に対する保険の有無
	一般就労への移行後の定期的な支援の有無
	主な生産活動の内容
	利用者数
	平均賃金
	社会保険の加入の有無
	社会体験の加入の有無 昇給の有無 昇給の有無
	賞与の有無
	退職手当の有無
	生産活動収入(年間売上高)
	生産活動経費
	賃金支払総額
	平均労働時間
	離職者数
	【就労継続支援B型】
	主な生産活動の内容
	平均工賃
	生産活動収入(年間売上高)
	生産活動経費
	工賃支払総額
	退所者数
	訓練中の怪我等に対する保険の有無

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
	【就労定着支援】 過去3年の職場定着率 (支援開始後)
	【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無
	【児童発達支援】
	児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
	保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数
	併行通園先との連携の有無
	【放課後等デイサービス】
	放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
	学校との連携の有無
	【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無
	【地域相談支援(地域移行支援)】
	利用期間が6か月を超える利用者の数
	地域生活への移行者数
	宿泊支援の設備の有無
	【地域相談支援(地域定着支援)】
	利用期間が1年を超える利用者の数
	一時的な滞在による支援を行う場所の有無

事 務 連 絡 令和6年7月4日

各

都道府県 指定都市 中核市 児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における 支援プログラムの作成・公表の手引きについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年4月1日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援(以下「児童発達支援等」という。)の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)の作成及び公表が求められております(令和7年4月1日以降に、公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されます)。

これに伴い、「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を作成いたしましたので、お示しいたします。

都道府県におかれましては、御了知の上、貴管内の市町村及び事業者に周知をお願いいたします。

支援プログラムの作成・公表の手引きについての通知及び参考様式等については 下記で掲載しています。

障害福祉情報サービスかながわ

https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?download=15180

社会福祉事業を実施している場合の固定資産税について

固定資産税とは

固定資産税は毎年1月1日(賦課期日)現在の固定資産(土地、家屋、償却資産*) の所有者の方に、その資産価値に応じて算出した税額を毎年納めていただく税金です。

※ 償却資産とは

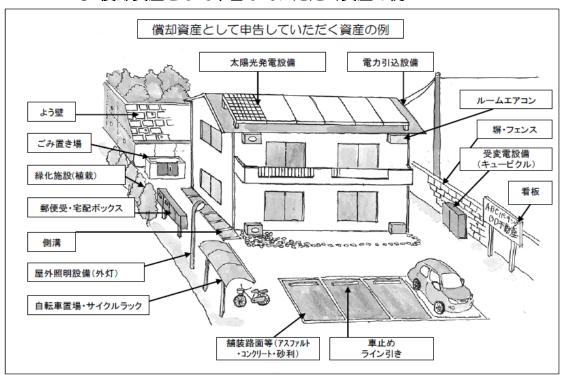
土地、家屋以外で事業のために用いている構築物、機械、器具、備品等の資産です。 例えば、駐車場の舗装や看板、事務机、事務パソコンなどが対象になります。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の<u>償却資産の所有状況を1月31日まで</u>に申告する義務があります(地方税法第383条)。

償却資産の申告について

横浜市では、償却資産の課税を償却資産センター(財政局償却資産課)で行っています。所有状況の申告も償却資産センターで受け付けています。お問合せ先は裏面をご覧ください。

◎ 償却資産として申告していただく資産の例



資産の種類	資 産 例
構築物	外構工事(駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設(植栽)、ネット、フェンス、自転車
	置場、外灯、)、看板等の広告設備、ごみ置き場など
建物付属設備	受変電設備(キュービクル)、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、
機械・装置	太陽光発電設備(屋根材一体型ソーラーパネルを除く)など
工具・器具・備品	ルームエアコン(壁掛型)、郵便受、宅配ボックスなど

固定資産税の非課税

社会福祉事業の用に供している固定資産については、非課税となる場合があります。非課税 に該当するかどうかについては、資産の所在する区の税務課又は償却資産センターにお問い合 わせください。なお、非課税に該当する場合でも、償却資産を所有している場合は、毎年度申 告が必要となります。

また、一定の社会福祉事業の実施主体が一般社団法人やNPO法人等の場合は、非課税に該 当する団体であることについて、神奈川県から証明を取得する必要がある場合があります。当 該年度の固定資産税が非課税となるためには、賦課期日である1月1日時点で証明を取得して いることが必要ですので、ご注意ください。年の途中で証明が発行されても、既に課税されて いる固定資産税を非課税にすることは原則できません。

- ◎ 県の証明の対象となる団体(地方税法施行規則第10条の7の3第1項第4号) 以下の要件をいずれも満たすもの
 - 1 認知症である老人、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又はこれらの者、身 体障害児若しくは知的障害児の家族その他の関係者により組織される団体(法人格のな い団体を含む。)
 - 2 営利を目的としない団体

お問合せ先

②土地・家屋に係る固定資産税について 資産の所在する区の区役所税務課

各区 税務課の連絡先(市外局番: O45) (上段: 土地担当、下段: 家屋担当)

鶴見区	510 - 1725 510 - 1729	保土ケ谷区	334 - 6250 334 - 6254	青葉区	978 - 2248 978 - 2254
神奈川区	411 - 7051 411 - 7054	旭区	954 - 6047 954 - 6053	都筑区	948 - 2265 948 - 2270
西区	320 - 8349 320 - 8354	磯子区	750 - 2361 750 - 2365	戸塚区	866 - 8361 866 - 8369
中区	224 - 8201 224 - 8204	金沢区	788 - 7749 788 - 7754	栄区	894 - 8361 894 - 8365
南区	341 - 1161 341 - 1163	港北区	540 - 2275 540 - 2281	泉区	800 - 2361 800 - 2365
港南区	847 - 8360 847 - 8365	緑区	930 - 2268 930 - 2274	瀬谷区	367 - 5661 367 - 5665

◎僧却資産に係る固定資産税について

横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

045-671-4384

健保事第644号 令和元年6月14日

第一種施設管理者 各位

横浜市健康福祉局保健事業課健康づくり担当課長

健康増進法の改正と受動喫煙防止に必要な対応について(依頼)

初夏の候ますするする。こととお喜び申し上げます。

日ごろより、本市施策に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、改正健康増進法(健康増進法の一部を改正する法律)が令和元年(2019 年) 7 月 1 日より一部施行され、学校、病院、児童福祉施設、行政機関等は、第一種施設として、<u>原則敷地内禁煙</u>となりますので、お知らせします。

皆様方におかれましては、健康増進法の改正を踏まえた対応をおとりくださいますようお願い申 し上げます。また、チラシを同封いたしますので、施設への掲示等に御活用くださいますようお願 い申し上げます。

1 改正健康増進法(健康増進法の一部を改正する法律)の趣旨

(1) 「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

- (2) 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
 - 子どもなど 20 歳未満の者、患者等は受動喫煙による影響が大きいことを考慮し、こうした 方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。
- (3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、標識の掲示などの対策を講じる。

2 令和元年(2019年) 7月1日に施行される改正健康増進法の内容

学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設、地方公共団体の行政機関の庁舎は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから、第一種施設として、原則敷地内禁煙となります。

【第一種施設該当施設(抜粋)】(新法第28条第5号に規定)

医療法第1条の5第1項に規定する病院/医療法第1条の5第2項に規定する診療所/ 医療法第2条第1項に規定する助産所/医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 の確保等に関する法律第2条第 12 項に規定する薬局/施術所(あん摩マッサージ指圧 師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。)の用途に供する施 設/

幼稚園/小学校/中学校/義務教育学校/高等学校/中等教育学校/特別支援学校/ 大学/高等専門学校/介護老人保健施設/介護医療院/難病相談支援センター/ 障害児通所支援事業・児童自立生活援助事業・放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・家庭的保育事業・小規模保育事業・ 事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設/児童福祉施設/無認可児童福祉 施設/認定こども園 なお、敷地内に以下の必要な措置がとられた特定屋外喫煙場所の設置は可能となりますが、改正健康増進法では特定屋外喫煙場所の設置を推奨するものではありません。

【特定屋外喫煙場所の必要な措置】

①第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上等、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所です。

なお、特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に 設置することがないよう配慮をお願いします。

②喫煙をすることができる場所が区画されていること

「区画」とは、パーテーション等による区画が考えられますが、特定屋外喫煙場所は施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置されるものであるため、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものであれば、地面に線を引くという方法でも構いません。

③喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること

標識例は厚生労働省ホームページよりダウンロードできます。

<ホームページ>https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/

3 その他

(1) 改正健康増進法の今後の施行

令和2年(2020年)4月1日より、改正健康増進法が全面施行され、第二種施設(多数の者が利用する施設(※)のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設)は原則屋内禁煙となります(喫煙専用室でのみ喫煙可)。

ただし、第二種施設のうち既存特定飲食提供施設(個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000 万円以下かつ客席面積 100 ㎡以下))は届出を行い、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより喫煙可能です。

※「多数の者が利用する施設」:2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設

(2) 適用関係

第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合については、第一種施設の場所としての規制を適用します。ただし、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合は、それぞれが独立した別の施設として規制を適用します。

複合施設については、第二種施設に分類され、第一種施設の場所に限り、その規制を適用します。

(3) 施設の管理者の責務

施設の管理者には、施設の類型に関わらず下記の責務も課されます。<u>一部罰則があります</u> <u>ので、必ず御確認ください。</u>

- ア 喫煙場所を定めようとする場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とす るよう配慮しなければならない。
- イ 喫煙禁止場所に喫煙器具、設備等を設置してはならない。
- ウ 喫煙をすることができる場所を設置した場合は標識を掲示しなければならない。
- エ 20 歳未満の者(従業員を含む)を喫煙可能な場所に立ち入らせてはいけない。

【参考】厚生労働省の受動喫煙に関するホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html

【担当】横浜市健康福祉局保健事業課 受動喫煙防止対策担当 (電話)045-671-2454 (FAX)045-663-4469 (Eメール)kf-jyudokituenboshi@city.yokohama.jp



改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。[637]

マナーからルールへ。

横浜市からのお知らせ

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

タバコを吸う時は、「煙を周りの人に吸わせない配慮」が求められます。 社会全体で「望まない受動喫煙」を防止しましょう。

【全ての施設はこれらの対応が必要です】



多くの施設において 屋内が原則禁煙

20歳未満の 立入禁止

20歳未満の方は 喫煙エリアへの立入禁止

喫煙所·室の 設置が必要

喫煙には 喫煙所・室の設置が必要

標識掲示が 義務付け

喫煙所·室には 標識掲示が義務付け

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。



1.「望まない受動喫煙」をなくす

煙を吸いたくない人が吸わなくてもよい環境づくりをすすめる。



2. 子ども、患者等に特に配慮

子ども、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいので、特に煙を吸わせない配慮をする。 (屋外や家庭であっても配慮が必要)



3. 施設種類、利用者に応じて、具体的なルールを定める

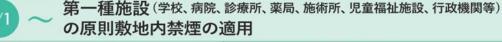
第一種施設は、原則「敷地内禁煙」。(学校、病院、診療所、薬局、施術所、児童福祉施設、行政機関等)第二種施設は、原則「屋内禁煙」。(上記以外の施設等)

※第一種施設は、屋外に喫煙所を、第二種施設は屋内に喫煙室を、法令に則って設置をすることは可能ですが、推奨するものではありません。

施行は、2020年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。一部の施設については2019年7月から。その後順次施行が進められていきます。

2019年			2020年		
	7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)	
1/24 ~	喫煙する際の周	囲の状況への配慮	義務の適用		

Q





第二種施設(上記以外の施設等) の原則屋内禁煙の適用



横浜市健康福祉局保健事業課 2019年5月作成 横浜市中区港町1-1

電話番号 045-671-2454 FAX番号 045-663-4469

最低人員のうち、常勤職員が休暇取得する場合の考え方

厚生労働省より、常勤の児童指導員又は保育士等が休暇を取得した場合の人員配置の考え方が別紙「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係るQ & Aについて」のとおり示されております。別紙を参照し、適切に人員を配置してください。

(1) 常勤の児童指導員又は保育士が法令上置けない日や、有給休暇等を取得する場合

指定通所基準では、児童発達支援の提供時間帯を通じて2人の最低人員の配置が必要、そのうち 1人は常勤とされています。この、常勤職員が有給休暇等を取得する場合は、最低人員2名を満た す必要があるため、別の児童指導員又は保育士を配置する必要がありますが、配置する職員は非常 勤職員でも可能です。

なお、最低人員として別に配置する職員が加配職員だった場合の、児童指導員等加配加算又は専門的支援体制加算(以下、「加配職員」とします)の考え方は以下の通りです。

- ○加配職員が<u>常勤職員</u> ⇒ 加算の算定は可能
- ○加算職員が<u>非常勤職員</u> → 他の職員を加配職員として配置し、常勤職員1人分の加配ができていれば算定は可能

【参考】加配職員が有給休暇等を取得したとき

- ○加配職員が常勤職員 ⇒ 加配加算の算定は可能
- ○加配職員が非常勤職員 ⇒ 常勤職員1人分の加配ができていれば算定は可能

(2) 児発管が常勤で1人配置されている事業所で、有給休暇等を取得する場合

代わりの児発管を置くことまでは求めません。管理者についても同様です。

※ 緊急時や事故発生時には、管理者や児発管の出勤の有無に関わらず適切に対応できる体制を整備し、各事業所のマニュアル等に定めてください。

児童発達支援管理責任者の要件

資料5-1

R7.12版

※平成31年4月1日以降告示改正に係る変更後

児童発達支援管理責任者として従事するには、厚生労働省の定める 実務経験 と 研修の修了 が必要です。

A 平成 31年 3月 31日までに、2つの研修を受講済みの場合

2つの研修とは・・・

1 サービス管理責任者補足研修(2日間) (= 相談支援従事者初任者研修(講義部分))

又は、以下の①若しくは②に該当

- ①平成17年度までの「障害者ケアマネジメント研修」及び 平成19年度までの「相談支援従事者研修(追加研修)」の両方を受講済み
- ②平成19年度までの「相談支援従事者初任者研修(補足研修)」を受講済み

又は、「サービス管理責任者研修」を受講済み

実務経験 (詳細は以降を参照)

配置
可
児発管として配置可能

※実務経験を満たした
のが、平成31年4月1日
以降だった場合を含む。

令和6年3月31日までの間に

児童発達支援管理責任者<u>更新</u>研修を受講 ▲注1

以後、更新研修を修了した年度の翌年度を初年度として、 5年度ごとの各年度の末日までに、

更新研修を受講 (サービス管理責任者更新研修の受講でも可)

・・・ ▲注1:更新研修(2回目以降)の受講要件

- ・現に管理者、児童発達支援管理責任者、 相談支援専門員として従事している。
- ・研修開始日前5年間において 上記業務に2年以上従事している。
- ※期日までに更新研修修了者とならなかった場合、 実践研修から改めて受講

B 平成 31年 3月 31日までに、2つの研修を受講済みでない場合

1:基礎研修修了者 になる

平成31年3月31日時点の研修受講状況により、

- ① サービス管理責任者補足研修のみ、受講済みの場合 (=相談支援従事者初任者研修(講義部分))
 - ・児童発達支援管理責任者<u>基礎</u>研修を受講 ●注2 (サービス管理責任者基礎研修の受講でも可)
- ② 児童発達支援管理責任者研修のみ、受講済みの場合
 - ・サービス管理責任者補足研修を受講 (=相談支援従事者初任者研修(講義部分))
- ③ いずれの研修も受講していない場合
 - ・上記①、② 両方の研修を受講

人員配置基準を満たす児発管が配置されている事業所において、アセスメント及び個別支援計画の原案作成が可能

●注2:基礎研修の受講要件 …………

- ・実務要件を満たしている。
- ・満たしていない場合、
- 2年以内に必要な年数に達することができる。

令和 / 年 2日 21日 N 前 /

実務

令和6年度末で経過措置適用は 終了しています。

基礎

児童発達支援管理責任者として配直可能

令和 4年 4月 1日以降に、

基礎研修修了者となった 又は 実務経験を満たした 場合

次の<u>実践</u>研修も<u>受けてからでなければ、</u> 児童発達支援管理責任者として<u>配置できない</u>

基礎研修修了者となった目から、3年を経過するまでの間に

2:児童発達支援管理責任者<u>実践</u>研修を受講 ■注3 (サービス管理責任者実践研修の受講でも可)

配置可

基礎研修修了者となった後、通算して2年以上 相談支援業務又は直接支援業務に従事している。

実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として、 5年度ごとの各年度の末日までに

3:児童発達支援管理責任者<u>更新</u>研修を受講 ▲注1

(サービス管理責任者更新研修の受講でも可)

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験の範囲と必要経験年数

業務の 種 類	業務の範囲 「 内は別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲の例	必要経験 年 数
	ア 相談支援事業に従事する者 一般相談支援事業 特定相談支援事業 地域生活支援事業 障害児相談支援事業 身体障害者相談支援事業 知的障害者相談支援事業	
	イ 相談機関等において相談支援業務に従事する者 児童相談所 児童家庭支援センター <u>里親支援センター</u> 身体障害者更生相談所 精神障害者社会復帰施設 知的障害者更生相談所 福祉事務所 発達障害者支援センター	通算
①相談支援業務	ウ 施設等において相談支援業務に従事する者 障害児入所施設 教養施設* 現児院 身体障害者援産施設 児童 養護施設 考人保健施設* 児童自立支援施設 力優医療監* 精神保健福祉センター 知的障害者福祉センター 知的障害者運生施設 知的障害者通勤寮 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害者通勤寮 知的障害是通國施設 第二種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 第二種自閉症児施設 百ろうあ児施設 市区療機関限体不自由児、重症心身障害児) 知的障害者地域生活援助 地域就労援助センター 市町村から補助又は委託を受けている作業所等	5年以上(うち*のない業務経験が通算
	エ 就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター オ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)において相談支援の業務に従事する者 幼稚園 ・ハ学校 ・中学校 ・養務教育学校 ・中等教育学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 カ 医療機関において相談支援業務に従事するもので、次の※の(1)~(4)のいずれかに該当する者 病院 診療所 ※(1)社会福祉主事任用資格者 ・(2)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修修了者 ・(3)後述③・有資格者等、イに該当する国家資格等を有する者	(3年以上)

類	業務の範	通 ———	内は別に神奈川県として実務経験に含める業務の範囲の例	必要経知 年数	
	ア 施設等において介護業務に従事	 する者			
	障害児入所施設 老人福祉施設 *		身体障害者療護施設		
	助産施設	介護老人保健施設*	身体障害者授産施設		
	乳児院	介護医療院*	身体障害者更生施設		
	母子生活支援施設	病院又は診療所の	身体障害者福祉ホーム		
	保育所	療養病床関係病室*	身体障害者福祉センター		
	幼保連携型認定こども園	派英州外风水州至"	知的障害者授産施設		
	児童厚生施設		知的障害者更生施設		
	児童家庭支援センター		¶知的障害者通勤寮 ■		
	児童養護施設		知的障害者福祉ホーム		
	児童心理治療施設		知的障害児施設		
	児童自立支援施設		第一種自閉症児施設		
	里親支援センター		第二種自閉症児施設		
	障害者支援施設		知的障害児通園施設		
	件 1 名 人		盲ろうあ児施設	通	
			肢体不自由児施設(入所、通所)	算	
			肢体不自由児療護施設		
			重症心身障害児施設 - 重症心身障害児施設	8	
			指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)	年	
			和的障害者地域生活援助	以	
			精神隨害者地域生活援助		
			地域就労援助センター	上	
			セスルカ1を切 ピンプ	´`	
	イ 事業所等において介護業務に従事するもの				
	障害児通所支援事業	老人居宅介護等事業 *	身体障害者居宅介護		
	児童自立生活援助事業		知的障害者居宅介護	ち	
	放課後児童健全育成事業		児童居宅介護	*	
	子育て短期支援事業		精神障害者居宅介護	の	
	乳児家庭全戸訪問事業		身体障害者デイサービス	な	
	養育支援訪問事業		児童デイサービス	_	
	地域子育て支援拠点事業		知的障害児施設	(1	
	一時預かり事業		第一種自閉症児施設	業	
	小規模住居型児童養育事業		第二種自閉症児施設	務	
	家庭的保育事業		知的障害児通園施設	経	
	<mark>小規模保育事業</mark>		盲ろうあ児施設	験	
	<mark>居宅訪問型保育事業</mark>		肢体不自由児施設(入所、通所)	1	
	事業所内保育事業		肢体不自由児療護施設	が	
	<mark>病児保育事業</mark>		重症心身障害児施設	通	
	子育て援助活動支援事業		指定医療機関(肢体不自由児、重症心身障害児)	算	
	障害福祉サービス事業		知的障害者地域生活援助	3	
			精神障害者地域生活援助		
			市町村から補助または委託を受けている作業所等	年 以	
	保険医療機関				
	体膜医療機関 保険薬局				
	訪問看護事業所			$\overline{}$	
	エ 障害者雇用事業所において就業				
	特例子会社 *				
	助成金受給事業所*				
	オー学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)				
		COVI CPA O			
	幼稚園				
	小学校 中学校				
	平字仪 義務教育学校				
	義務教育学校 高等学校				
				1	
	中等教育学校 特別支援学校				

業務の 種 類	有資格者等の範囲	必要経験 年 数
③有資格者等	 ア 次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められるもの(⇒ホームヘルパー2級以上の資格) (3)保育士又は国家戦略特別区域限定保育士 (4)児童指導員任用資格者 (5)精神障害者社会復帰指導員任用資格者 	① 1年以上) 通算3年以上) 通算5年以上 の経験が
	イ 国家資格等(下記)による業務に5年以上従事している者 (国家資格等) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能 訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄 養士、精神保健福祉士 <mark>または公認心理士</mark>	①+②の経験が 通算3年以上 通算3年以上

注意事項

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であるこ とをいう。 (例)5年以上の実務経験=従事した期間が5年間、かつ、実際に従事した日数が900日以上

○横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

平成 24 年 12 月 28 日 条例第 60 号

(児童指導員の資格)

- 第58条 児童指導員は、次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - (2) 社会福祉士の資格を有する者
 - (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
 - (4) <u>学校教育法</u>の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専 修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (5) <u>学校教育法</u>の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する 科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、<u>同法第102条第2項</u>の規定により大学院への 入学を認められた者
 - (6) <u>学校教育法</u>の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を 専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - (8) <u>学校教育法</u>の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、<u>同法第90条第2項</u>の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - (9) <u>教育職員免許法</u>に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの
 - (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの (平27条例45・平28条例29・平31条例17・一部改正)

【注意点】

- 1. 児童福祉事業には認可外保育園、企業主導型保育所は含まれないため、実務経験に含みません。
- 2. ここで定める学校教育法の規定による学校とは、短期大学(短大)、専修学校専門課程(専門学校)は含まれません

障害児通所支援事業の利用について

1 利用相談・調整に当たっての留意事項

- (1) 障害児相談支援の利用の有無を確認し、利用がある場合、相談支援専門員が作成する障害児支援利用計画 案に基づいた支援となるよう調整してください。
- (2) 事業趣旨及びそれに基づいて事業所として提供できるサービス、プログラムを説明してください。 個別支援計画に基づいた療育・支援を提供するサービスです。"預かりサービス"ではありません。
- (3) 正当な理由なくサービス提供を拒めません。 正当な理由とは、「利用定員の超過」「主たる対象とする障害の種類が異なる」などが想定されます。 (横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例(以下「条例」)第15条)
- (4) 受給資格の確認、支給申請までの援助を適切に行ってください。(条例第18条、第19条)
 - ア 障害要件の有無を丁寧に確認してください。受給資格があるかどうかあいまいな場合は、必ず保護者から区に確認するよう伝えてください。
 - イ 受給者証の申請方法、申請場所(利用希望者の居住区の福祉保健センター)を適切に案内してください。
- (5) 利用頻度について。支給量は、児童本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から必要な日数が決定されます。その上で、原則として、各月の日数から8日を控除した日数を上限としています。
 - (例) 5/₩利用の場合 (暦の最大日数 31-控除8=23)、月23日を上限として支給決定
- (6) 現状のサービス利用状況、相談支援事業所の利用状況などを確認し、利用調整をしてください。 (条例第16条、第21条)
 - ア 関係機関と利用調整をする場合、必ず、保護者から同意を得てください。(条例第48条)
 - イ まずはじめに、相談支援事業所の利用の有無を確認してください。相談支援事業所を利用している場合、 利用開始や利用日数の変更は、相談支援事業所を通して行うよう、保護者に案内してください。
 - ウ 他の事業所の利用状況・利用曜日等を確認し、利用曜日の重複・支給量超過がないように、調整をして ください。
 - エ 必要に応じて、上限管理事業所を確認し、必要な案内を行ってください。(負担上限月額が 4,600 円であって、2か所以上の事業所の利用がある場合)
- (7) 事業所の運営状況や職員体制を、適切に説明してください。(条例第13条)
- (8) 定員を超過した受け入れとならないよう、利用日の説明や調整を行ってください。すでに定員に達していて、利用が難しい場合は近隣事業所の情報を案内する等の適切な対応を取ってください。 (条例第15条、第17条)

2 受給者証の発行・取得についての留意事項

- (1) 申請者が希望する利用頻度を明らかにして申請できるよう、週間スケジュールを保護者に渡、区役所へ持参してもらうなど、わかりやすいご案内をお願いします。
 - ア 受給者証発行の際、各区役所では支給日数の確定のため各事業所の利用曜日を確認しています。
 - イ "だいたい○日くらい" "多めに申請しておきたい"という申請はできません。
- (2) 受給者証発行までは、手続きに一定の時間を要します。 受給者証の発行を急かすような案内はしないでください。区役所窓口でのトラブルの原因となります。
- (3) 受給者証の発行は利用契約・利用開始前までに行う必要があります。適正に手続が行われない場合、給付費の請求に支障が生じる場合がありますのでご注意ください。

3 契約にあたっての留意事項

- (1) 契約書・重要事項説明書を作成・交付して、制度やサービスについて説明を行い、理解を得た上で契約してください。(条例13条)
- (2) 受給者証の支給日数・支給決定期間を確認してください。(条例第19条の2)
 - ア 支給量の超過がないか確認してください。
 - イ 支給決定期間の切れた状態でサービス提供を行わないよう注意してください。
- (3) 契約時は、受給者証の裏面、必要事項を記載してください。(条例第14条)

4 個別支援計画の作成に当たっての留意事項

- (1) アセスメントは、保護者と面接の上実施しなければならないことになっています。面接の設定に際しては、 その趣旨を十分に説明し、理解を得るように努めてください。(条例第28条)
- (2) 個別支援計画には、児童及び保護者の生活に対する意向、児童に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項、その他必要な事項を、記載しなければならないことになっています。必要に応じて、様式、内容の見直しを行ってください。支援時間についても、このような支援をするためにこの時間区分になります、ということを保護者に説明をしてください。また、どのような報酬を算定するかを、加算も含めて十分説明してください。(条例第28条)
- (3) 個別支援計画は、児発管が単独で作成するのではなく、支援をする方が参加する会議を開催し、個別支援 計画案について意見を求めた上で、児発管が作成してください。(条例第28条)
- (4) 個別支援計画を作成後、児童及び保護者に個別支援計画の内容を説明し、書面によってその同意を得てください。また、その日付、署名(押印)を記載する欄を設けてください。(条例第28条)
- (5) 個別支援計画作成後、少なくとも6か月に1回以上、計画の実施状況を確認しながら、児童について解決 すべき課題を把握し、個別支援計画を見直すべきかどうかについての検討を行ってください。見直しの内容 については、保護者の同意を得てください。(条例第28条)
- (6) モニタリングに当たっては特段の事情のない限り、保護者と面接の上で実施し、その結果を記録してください。(条例第28条)
- (7) 個別支援計画に基づかないサービス提供は、できません。サービス提供開始までの流れとしては、「①契約 → ②初回の個別支援計画の作成、保護者の確認→ ③初回のサービス提供」となります。

5 利用開始後の留意事項

- (1) 行事等イベントを開催する場合、発達支援の一環として実施してください。(条例第33条) ア 開催については、年間計画の中で計画的に開催してください。
 - イ 通常の利用日と異なる場合、その他の事業所の利用状況を必ず確認してください。
- (2) 不定期利用、突発利用は、原則として、不可です。
- (3) 児童の支援状況やサービス利用状況を見極め、必要に応じた利用頻度をご案内ください。
- (4) 他事業所と連携し、曜日重複や支給量超過が無いようにしてください。(条例第21条)

6 利用状況の見直しに当たっての留意事項

- (1) モニタリングを実施する際、改めて利用頻度の必要性を検討してください。(条例第28条の8・9)
- (2) 自事業所の利用状況のみではなく、他機関の利用状況なども含めてアセスメントし、見直し後の個別支援計画に反映させてください。

7 更新手続き等に関する留意事項

- (1) 支給決定期間の終期を把握し、適切な時期に更新手続きをご案内ください。(条例第19条)
- (2) 期間を遡った受給者証の発行は、原則として行いません。継続したサービス利用の予定がある場合、支給決定期間に空白が生じないように注意してください。
- (3) 利用頻度についてはそのまま継続するのみでなく、児童の年齢や今後の生活を見据え、適切な利用頻度を検討してください。
- (4) サービス内容や上限管理事業所の変更の依頼などを受けた場合は、該当のサービス提供前までに区役所に おいて手続きがされるよう、適切にご案内ください。
- (5) 医療的ケア区分に応じた報酬を算定している場合は、引き続き判定スコアの取得の必要性を保護者に説明すると同時に、医師に判定スコアを作成してもらうように案内してください。

障害児相談支援事業所との連携について

1 障害児相談支援の目的とサービス利用のながれ

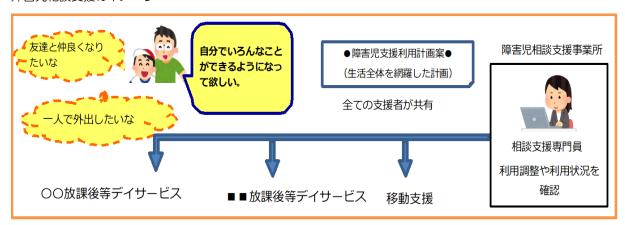
(1) 障害児相談の目的

障害児相談支援とは、障害児及び保護者に必要な情報の提供及び助言を行い、市町村及び 障害児通所支援事業者等との連絡調整等を総合的に行うことを言います。

その中で、<u>作成される「障害児支援利用計画」</u>は、生活全体を通した児童の希望や目標、 希望を実現するための課題や必要な社会資源(制度・サービスなど)を記載するものであり、 <u>児童本人、保護者、障害児通所支援事業者等が同じ方向を向いて活動していくための指針</u>と なるものです。

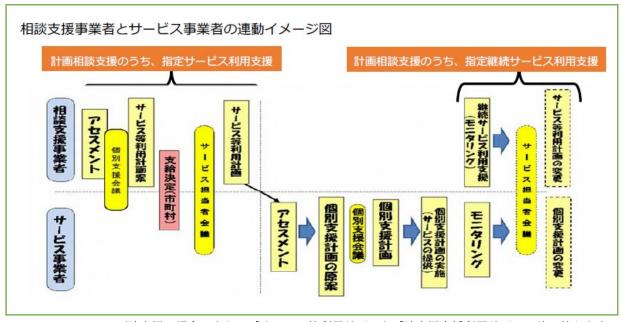
障害児相談支援は、対象となる障害児だけでなく子どもを育てる家族についても一体的に 支援し、生活している地域とのつながりの中で支えていくことが求められています。障害の ある子どもとその保護者に早期から相談支援機関が関わることは、以後の子どもの育ちと家 族への子育て支援において重要であると考えられます。

障害児相談支援のイメージ



(2) サービス利用の流れ

障害児相談支援事業所を利用している児童の場合、相談支援専門員が作成する「障害児支援利用計画案」を区役所に提出し申請します。区役所では提出された「障害児支援利用計画案」をもとに、支給決定します。



(障害児の場合、上記の「サービス等利用計画」を「障害児支援利用計画」に読み替えます。

2 横浜市における現状

平成 27 年度から障害児通所支援事業等の利用者に対する支援の一環として、全申請者に障害児支援利用計画の提出が必須となっています。本市では相談支援事業所の不足等により、障害児については、セルフプランとして「横浜市こどもサポートプラン」を保護者が作成することで支給決定できることにしており、当面の間、「相談支援専門員による障害児相談支援」と「保護者の作成する横浜市こどもサポートプラン」を障害児通所支援事業等の支給決定にあたっては、併用することとしています。

保護者が「横浜市こどもサポートプラン」を作成する際には必要に応じて各区こども家庭 支援担当による支援を行っています。

3 横浜市こどもサポートプランについて

- ・別添【資料 7-2】のとおり
- ・児童と保護者が将来希望する暮らしを実現するために、必要な支援について、児童の意向を踏まえて、保護者が記入する様式としています。
- ・横浜市の支給決定にあたっては、相談支援専門員による障害児相談支援と同様に、保護者の作成する「横浜市こどもサポートプラン」の内容を確認します。その中で、支給決定に際し必要な情報が不足しているようであれば、修正を求めます。

4 相談支援事業所との連携について

障害児相談支援事業所が作成する「障害児支援利用計画」は利用児童のサービス提供の 指針となるものです。個別支援計画の作成にあたっては、「障害児支援利用計画」をふまえた 内容としてください。 また、障害児相談支援の相談支援専門員によるモニタリング時など、 必要に応じて事業所での様子を障害児相談支援事業所に伝えたり、障害児相談支援事業所か らの問い合わせに対応するなど、連携して児童の支援にあたってください。

横浜市こどもサポートプラン

記入日:	在	B	В
<u> </u>		л	\Box

児童氏名: (平成 年 月 日生)

(↓いずれかにチェックしてください。)

- □ 障害児支援利用計画(案)の作成について障害児相談支援事業所が見つからないため、今回は自ら横浜市こどもサポートプランを作成します。障害児相談支援事業所が見つかり次第、依頼することを希望します。
- □ 障害児通所支援事業等の利用にあたり、障害児支援利用計画(案)に代わるものとして横浜市こどもサポートプランを自ら作成することを希望します。

この「横浜市こどもサポートプラン」は利用児童の現状の暮らしの中で必要なサービスと将来希望する暮らしを実現するために必要なサービスについて計画するものです。障害児通所支援事業は、児童が持っている力を引き出し、のばしていくことを支援するサービスです。児童の希望をふまえて、それぞれの将来の自立した暮らしを想像して、そのために必要なサービスを記入してください。また、児童の生活については福祉サービスだけでなく、習い事や部活動など、児童の生活全体について記入してください。

(1)					
ソ	児音本	人が将来	条望する	暮らし	
	/UE-T /	くが将来	.p 0		
ı					

できるだけ児童本人に聞き取り等して記入してください。わからない場合は、本人の気持ちを尊重して保護者の方が記入してください。

の時点で希望	望する、1年後	の暮らし方	
と会に出てから	うの暮らし方()	聞き方)	

(3) ●今の暮らし● ~日中の過ごし方、利用しているサービスなどについて教えてください~

【日中の過ごし方】 □ 学校等に通所・通学している □ 学校等に在籍していない	週	日	名称		
【放課後・余暇等の過ごし方】 □事業所を利用している 事業所1 [〕週	□ 余暇を楽しんでいる、又は外出している 日 内容 ſ	週	⊟ Ì
事業所2〔 事業所3〔		〕 週 〕 _週	日 □ 家で過ごしている 日	週	B
□通院している (週・月	日)			

6

4 ●児童本人が将来希望する暮らしに近づくために、これから児童に対して特に必要なこと●

(児童の進路や社会に出てからの生活を考えた際に、児童に対して特に必要と思うことを記入してください) (例)「少しずつ、身の回りのことを自分でできるようになって欲しい」、「お友達と仲良く一緒に遊べるようになって欲しい」など)

(5) ●ご家庭で取り組んでいくこと●

(④を実現するために、家庭等で取り組むことを記入してください。) (例)「自分でできることを増やせるよう、日々の生活で、徐々にできるように応援する。」など) ●サービス提供事業所に手伝ってほしいこと●

(④を実現するために、事業所に希望する支援内容を記入してください。)

(例)「集団での遊びや生活経験を通じて、大人や他児童とのコミュニケーションをとれるようにして欲しい」など

(裏面 有)

(7	<u>')</u>	●趣味、好	きなこと、	苦手なこ	وع.	(該	当項目があ	る場合は記	入して下	さい)	
		趣味()
		好きなこと()
		苦手なこと()
	_	- VEND - 4	1 / 24 45								
(8		●一週間の 記	画表(希望	七宮む) 火	水		木		 金	土	日
	4:00	,,		^	,,,		711		<u></u>		I
	6:00										
	8:00										
	10:00										
	12:00										
	14:00										
	16:00										
	18:00										
	20:00										
	22:00										
	0:00										
	2:00										
	4:00										
(9)	●利用した	い福祉サー	-ビスの種	類と頻原	ぎ・量・	目的●				
\geq	_	児童発達支援		週		利用目	的·				
		医療型児童発送	幸支揺	週		利用目					
		放課後等デイサ		————— 週		利用目					
		保育所等訪問		月		利用目					
		ホームヘルプ()				利用目					
		移動支援	古七月設		<u>u</u>	利用目					
		短期入所		月	日	利用目					
		日中一時支援		月	日	利用目					
		その他()	月•週		到 利用目的]:			
(I	0)				そのイ	也の事項				
											·

上記の内容は、児童の希望を踏まえて、又は児童の気持ちを尊重して、将来希望する暮らしの実現のために作成した計画です。

<u> 休碳有</u>	<u> </u>	

rp-

*自筆の場合は押印不要です。

確認日	確認者

障害児通所支援事業ご利用のてびき

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)や障害福祉サービスをご利用の際には、サービスの申請書とともに、A 障害児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する

「障害児支援利用計画案」

または

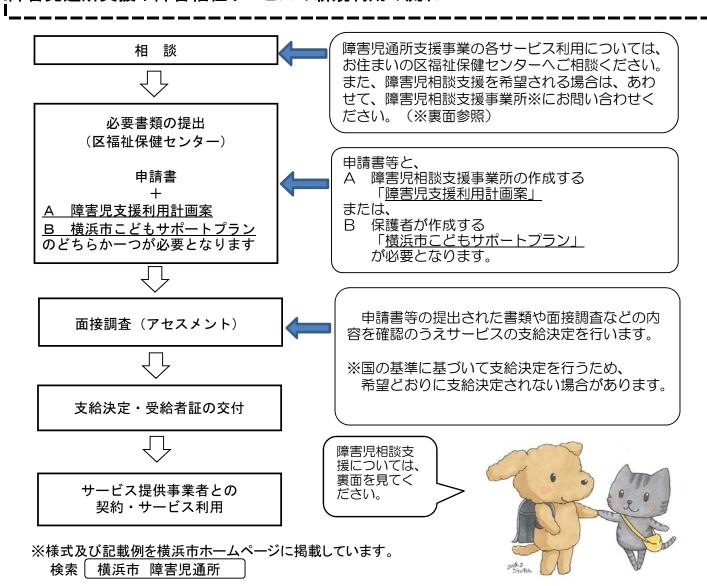
B 保護者が作成する

「横浜市こどもサポートプラン」

を区役所に提出していただく必要があります。

このてびきでは、障害児通所支援や障害福祉サービスの利用を希望している方むけに、障害児相談支援の目的や手続き等について説明します。

障害児通所支援や障害福祉サービスの新規利用の流れ



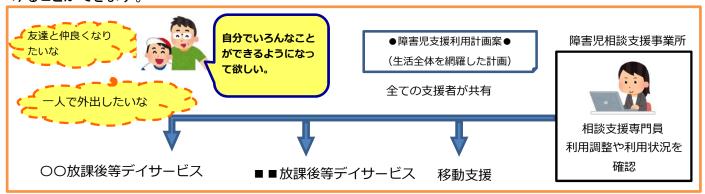
A 障害児支援利用計画案、B 横浜市こどもサポートプラン のどちらか一つが必要となります。

A 障害児相談支援の利用について(障害児支援利用計画案について)

障害児相談支援でしてもらえることは?

障害児相談支援事業所には、相談支援専門員が配置され、福祉サービスの利用を希望している方の 希望する暮らしの実現に向けて、一緒に取り組みます。相談支援専門員に依頼した場合は、障害児支 援利用計画案の作成だけでなく、サービスの利用調整や利用状況の確認(事業所訪問)、サービスにつ

いての情報提供など、必要な支援を受けることができます。 また、サービスの利用調整だけでなく、児童の成長や社会に出てからの生活など、総合的な相談を受けることができます。



障害児相談支援を利用するにはどうしたらいいの?

- ○障害児相談支援事業所による支援を受ける場合は、各区福祉保健センターで障害児相談支援の支給決定を 受けたうえで、障害児相談支援事業所と契約する必要があります。
- ○障害児相談支援事業所の一覧を横浜市のホームページに掲載していますので、各事業所に空き状況等を お問い合わせください。

(横浜市では、障害児相談支援事業の拡充に向けた取り組みをしていますが、福祉サービスの利用児童数に対 して、障害児相談支援事業所数等が充分ではありません。このため、相談支援専門員による相談支援を利用し たくても、すぐに利用できない場合があります。)

横浜市ホームページURL(こども青少年局障害児福祉保健課のページ)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/shien/tuushosien.html

B 自ら作成を希望される場合や事業所が見つからない場合で、 保護者が作成する「横浜市こどもサポートプラン」について

保護者が自分で作成することを希望する場合や、相談支援事業所が見つからない場合については、 「横浜市こどもサポートプラン」を作成し、障害児通所支援等の支給決定の手続きの際に区福祉保健セ ンターにご提出いただきますようお願いします。

なお、「横浜市こどもサポートプラン」の書き方について、別添の記載例を参照いただくとともに、ご 不明な点がありましたら区福祉保健センターにお問い合わせください。



「横浜市こどもサポートプラン」とは?

保護者が作成する、こどものためのプランです。こどもが希望する将来の生活のために、 今必要な支援や将来のために準備しておきたいことを毎年作成します。

今後相談支援専門員に相談支援を依頼する時に、こどもの希望やサービス利用の際に 配慮してもらいたいことなどを伝える準備としてもご活用ください。

様式及び記載例を横浜市ホームページに掲載しています。 検索 |横浜市 障害児通所

横浜市こどもサポートプラン(記載例)

記入日:平成 31 年 4 月 1 日

児童氏名: 横浜 みらい (平成 20 年 10 月 10 日生)

(↓いずれかにチェックしてください。	,)
--------------------------------------	-----

- 口 障害児支援利用計画(案)の作成について障害児相談支援事業所が見つからないため、今回は自ら横浜市こどもサポートプランを作成します。障害児相談支援事業所が見つかり次第、依頼することを希望します。
- □ 障害児通所支援事業等の利用にあたり、障害児支援利用計画(案)に代わるものとして横浜市こど * ###─\プランを見る作成することを発現します。

もサポートプランを自ら作成することを希望します。

児童の希望を踏まえた、児童が将来希望する暮らし (好きな体験など)を記入してください。

いずれかに必ずチェックをしてください。

①については、児童本人が記入してもかまいません。



保護者の考える、1年後の暮らし方と社会に出てからの暮らし方を記入してください。今の時点でわからない場合は、未定と記入してください。

児童本人が将来希望する墓らし

例① パン屋さんで働きたい

例② 外ですごすのが好きだから、 たくさん外で遊びたい

できるだけ児童本人に聞き取り等して記入してください。わからない場合は、本人の気持ちを尊重して保護者の方が記入してください。

2)保護者(家族)が希望する児童の将来の暮らし 今の時点で希望する、1年後の暮らし方

例① 今よいも、お友達と仲良くできるようになってほしい

例② 来年は中学生になるので、 新しい暮らしになれてほしい

例③ 今の暮らしを終けたい

社会に出てからの暮らし方(働き方)

例① グループホームなどで、自分らしく生活してほしい

例② 引き続き自宅から、 就労支援などを受けて、 生活してほしい

例③ 本人にあった場所と、 好きなことを見つけて生活して ほしい

(現時点で希望する暮らし方を記入してください。わからない 場合は「未定」と記入してください。)

3 ●今の暮らし● ~日中の過ごし方、利用しているサービスなどについて教えてください~

【日中の過ごし方】☑ 学校等に通所・通学している 合計で7日にあわせる必要はありません。 週 - 5 В 名称 ●学校 ・欄が足りない場合は余白に記入してください。 □ 学校等に在籍していない 【放課後・余暇等の過ごし方】 ☑ 事業所を利用している ☑ 余暇を楽しんでいる、又は外出している 调 Н 事業所1 〇〇放課後等デイサービス) 週 2 日 内容 保護者と買いものに行っている) 事業所2 ▲▲放課後キッズクラブ 週 🚪 ☑ 家で過ごしている 日) 事業所3 ■■教室 週 🚪 日

4 ●児童本人が将来希望する暮らしに近づくために、これから児童に対して特に必要なこと●

少しづつ、身の回りのことを自分でできるようになってほしい

日

(児童の進路や社会に出てからの生活を考えた際に、児童に対して特に必要と思うことを記入してください) (例)「少しずつ、身の回りのことを自分でできるようになって欲しい」、「お友達と仲良く一緒に遊べるようになって欲しい」など)

(5) ●ご家庭で取り組んでいくこと●

(週・月

□通院している

自分でできることを増やせるよう、日々の 生活で徐々にできるように応援する

(④を実現するために、家庭等で取り組むことを記入してください。) (例)「自分でできることを増やせるよう、日々の生活で、徐々にできるように応援する。」など)

6 ●サービス提供事業所に手伝ってほしいこと●

集団での遊びなどを通じて、コミュニケーションをとれるようにしてほしい

(④を実現するために、事業所に希望する支援内容を記入してくださ

い。 (例)「集団での遊びや生活経験を通じて、大人や他児童とのコミュニ ケーションをとれるようにして欲しい」など

(裏面 有)

	好きなこと (苦手なこと (音楽を聞きな	いつ中で到	13.69)
)	●一週間の計画	表(希望も含む)	•				今の暮らし(現状で記入してくださ	:)ではなく、希望する	1週間の計画に
1:00	月	火	水		木	*		いて支給決定を行うため	め、希望どおりに支
6:00	起床・朝食	起床・朝食	起床・朝信	X	起床・朝食		起床・朝食	起床・朝食	起床・朝食
3:00	登校	登校	登校		登校		登校	(2) 本 新良	
0:00								■■教室	
2:00	●●学校	●●学校	●●学校		●●学校		●●学校		
4:00	H		+	\parallel			-		
6:00	OO 放課後等 デイサービス	自宅	放課後キッズクラス	,	自宅		OO 放課後等 デイサービス		
8:00					夕食				
0:00				-	入浴・就寝	_			
2:00									
00:00									
2:00									
1:00									
)	●利用したい	富祉サービスの	種類と頻度・	量・	目的●			⁻ る福祉サービスだ!	
_	児童発達支援	週	. 回利	用目的	<i>t</i> 1 ·	=		を記載する必要はあり 「表には入らない、福 L エンださい	
	医療型児童発達支			用目的			こりりに記入	U (2011)</td <td></td>	
	放課後等デイサー			用目的		庆:	* *******	<u></u>	
	保育所等訪問支援			用目的	*F	「尿」	育、余暇支持	<u> </u>	
	ホームヘルプ(居宅			用目的					
	移動支援	月・週		用目的					
	短期入所	月		用目的					
	日中一時支援			用目的					
	ロー N ス IZ その他() 月•週						
)		Ę	その他	の事項				

保護者氏名	横浜	みなと	FD

*自筆の場合は押印不要です。

確認日	確認者

⑤個別支援計画の共有(基準)[児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援]※児者共通

○ 指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定障害児相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

【新設】

- 〇児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならない。(第27条第7項・新設)
- ※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

ポイント

- 本基準は、障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画の作成を促進する観点から、個別支援計画について、保護者に加えて、当該保 護者が利用する指定障害児相談支援事業所にも交付することとしたもの
- O なお、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、 個別支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよ う努めること

資料8

指定前説明会以降の流れについて

1 通常の流れ

R7.12版

」 進帯の流化		
手続	日程	備考
① 指定前説明会に参加	原則として、年3回(4)	月、7月、12月)を予定
② 指定前事前個別相談	指定希望日の 前々月 16 日〜末日	・事前に余裕をもって電話で予約が必要です。 ・事前調査票の内容をもとに、事業所の運営方針・支援プログラムの内容、場所・設備、人材確保、資金状況等について確認します。定款、運営規定、レイアウト図、児童発達支援管理責任者の要件確認できるもの、従業者の勤務形態が分かるものを持参してください。 ⇒準備が整っていない場合、翌月以降に再設定
③ 指定面接及び 申請書類の提出	指定希望日の 前月1日〜15日	・管理者、児童発達支援管理責任者と面接します。 ・申請内容が基準にそぐわない場合、〆切までに補正又は一 月単位での延期若しくは指定不可となります。 ・申請書類の〆切は15日(必着)。ただし、当該日が土日祝 日の場合、直近の平日に前倒しになります。
④ 事業開始	指定日(1日付)	・指定書は、指定月の10日前後に発送いたします。

事業開始後、

- ・集団指導(通常年1回・今年度は1月実施)
- ※ 基準による参加義務あり
- ・運営指導(こども青少年局障害児福祉保健課から、適宜個別連絡)
- ・事業所自己評価の実施、公表 (毎年)
- ・支援プログラムの公表

2 指定申請書類の作成について

- (1) 下記 $r \sim r$ を作成してください。様式は、インターネットサイト「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しています。【<u>書式ライブラリ 文書/カテゴリ検索>2. 横浜市からのお知らせ>⑨</u>
 - 1 新規指定について(児童福祉法)から <u>>2.障害児通所支援事業</u>及び <u>>4.業務体制の整</u>

備に関する報告書

- ア 【新規指定様式①】障害児施設申請様式または【指定変更様式①】障害児施設申請様式
- イ 【新規指定・指定変更様式②】事業所指定に係る添付書類
- ウ 【給付費算定①】 障害児通所支援事業体制届
- エ 【業務体制の整備に関する報告書】様式1号 〉

>4.業務体制の整備に関する報告書 にあり。提出先は市、県、厚労省のいずれか

- (2) 以下、書類補正が生じやすい事項について再掲・抜粋します。また、指定については、基準、ガイドライン、本市が定める運用等によります。不明な点は各自ご確認ください。
 - ア 指定申請時の実務経験証明書は、原本を事業所保管し、原本証明をした上で写しの提出で可。
 - イ 実務経験は、基準に記載のある「1年」あたり、180日の勤務日数が必要。年数と日数の、両方 を満たすことが必要
 - ウ 児童指導員任用資格を「業務期間:2年以上3年未満」で証明しようとする場合、<u>①「実務経験</u> <u>証明書(2年・360日)」+②「高等学校以上の卒業証明書」</u>が必要
 - エ 資格証明書類(例:保育士証)や卒業証書は、コピーで可。また、同一人物について同一目的で 複数種類の資格証明は不要(例:一人の児童指導員に小、中、高、3種類の教諭免許)
 - オ 事業所の外観及び内部の写真は、実際に事業を行う様子がわかる状態で撮影 (備品が設置されていない等の準備ができていない写真は不可) 二方向避難経路も撮影
 - カ "消せるボールペン"は不可

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(13階) (最寄駅:馬車道駅又は桜木町駅)

担当:こども青少年局障害児福祉保健課 電話: 045-671-4274/平日8:45~12:00/13:00~17:15

<u>> 2. 障害児</u> 通所支援事業 にあり